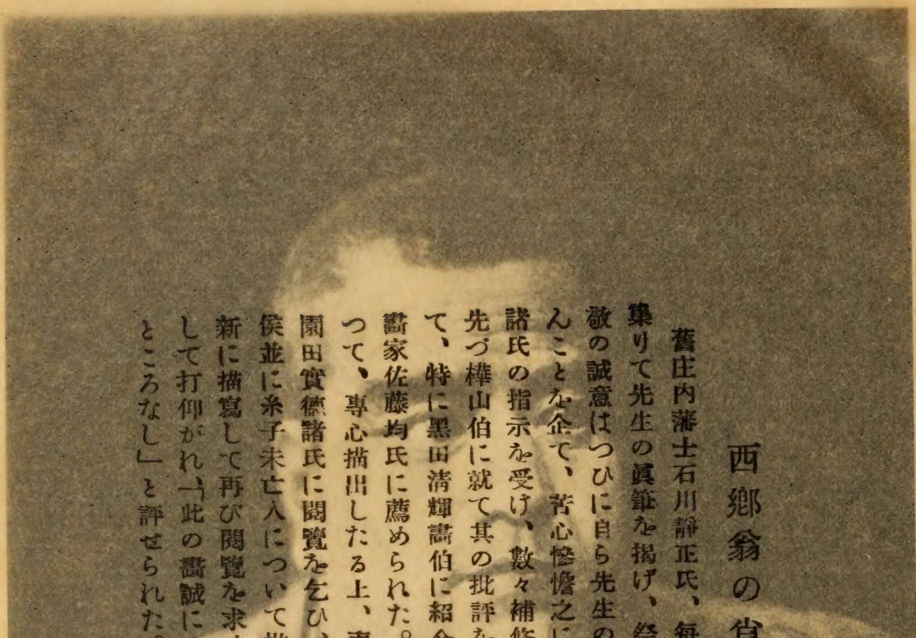


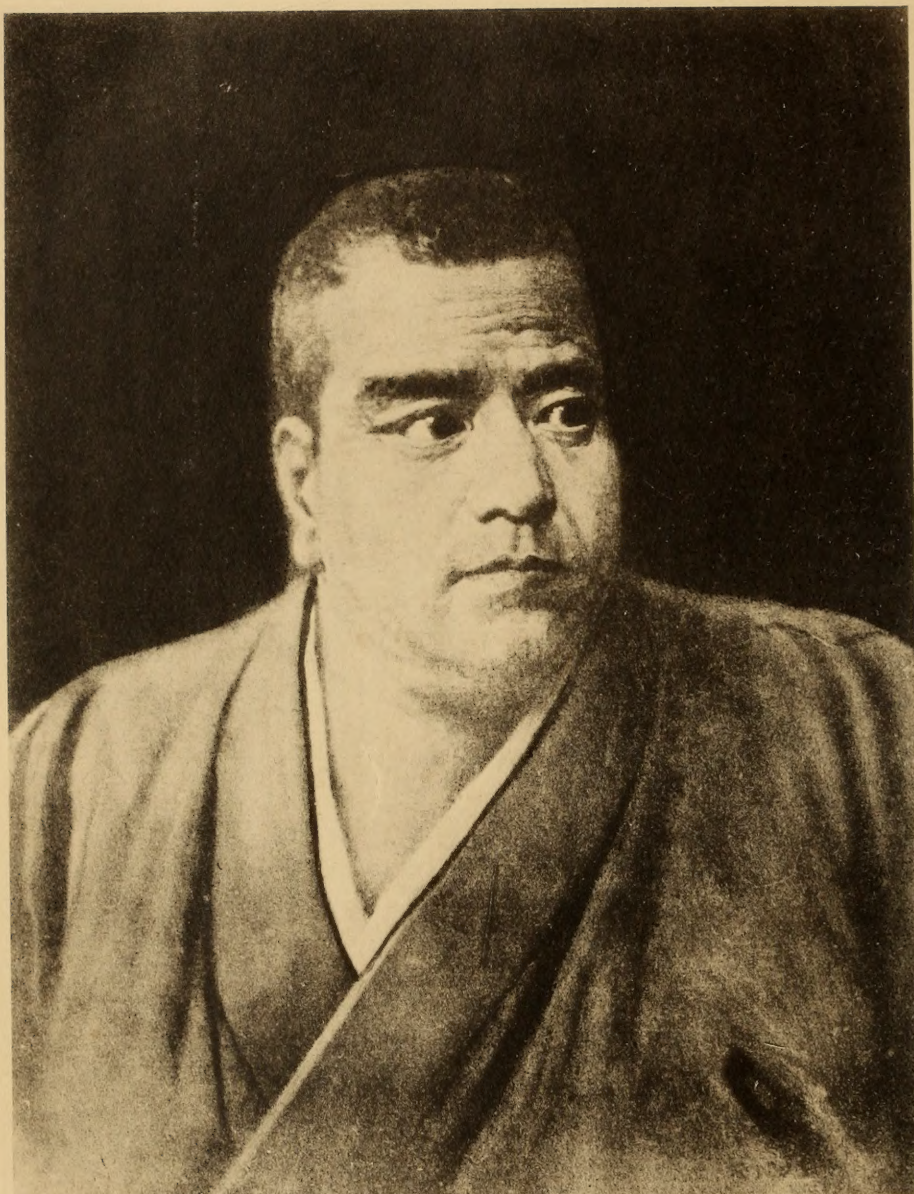
大西祝全集

[illegible]二郎書

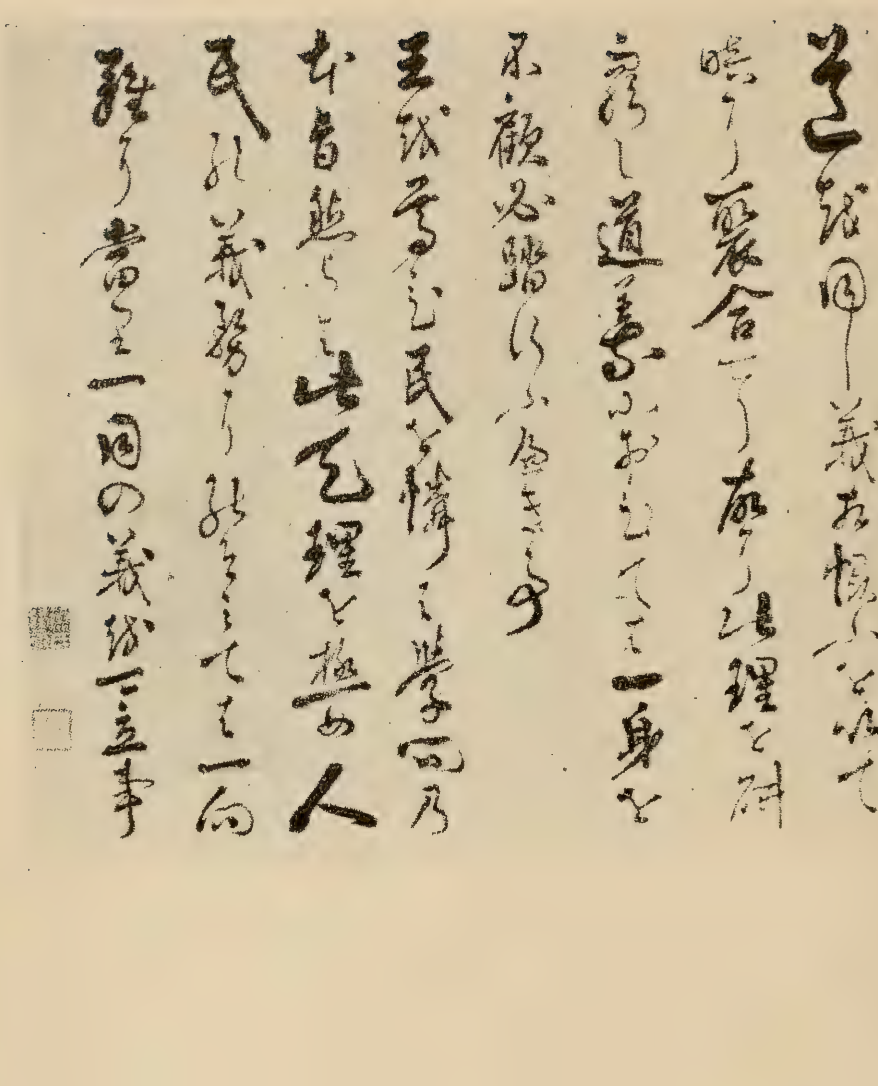


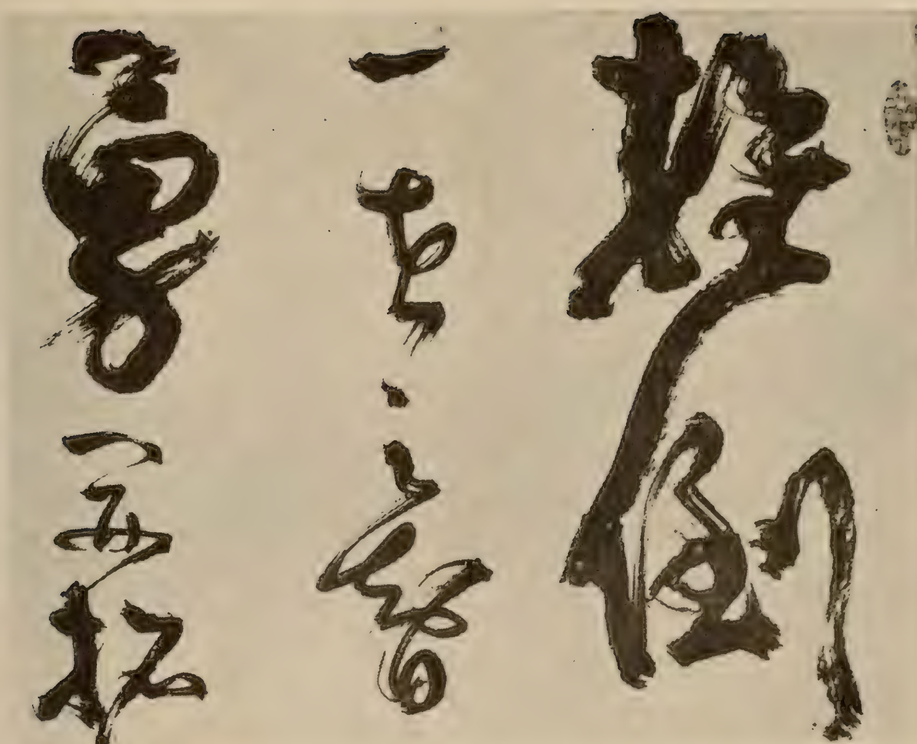
西郷翁の肖像

舊庄内藩士石川靜正氏、毎年大西郷の忌日を期し、同志相集りて先生の眞筆を揭げ、祭典を執行すること三十餘年、崇敬の誠意はつひに自ら先生の眞像を描寫し祭典の靈位となさんことを企て、苦心慘憺之に從事すること數星霜、更に僚友諸氏の指示を受け、數々補修を加へ、大正二年携へて上京し、先づ樺山伯に就て其の批評を乞ひしに、伯は大に之を稱讚して、特に黒田清輝畫伯に紹介せられ、黒田伯はこれが完成を畫家佐藤均氏に薦められた。仍て佐藤氏は石川氏の原畫に據つて、專心描出したる上、南洲先生に親炙せる長谷場純孝、園田實德諸氏に閲覽を乞ひ、進んで西郷寅太郎侯を訪ひ、同侯並に糸子未亡人について批評教示を求めたる上、更に一枚新に描寫して再び閲覽を求めた。侯爵及び同未亡人は欣然として打仰がれ「此の畫誠によく南洲の風貌を傳へて間然するところなし」と評せられた。それが卽ち此の肖像である。



私學校綱領

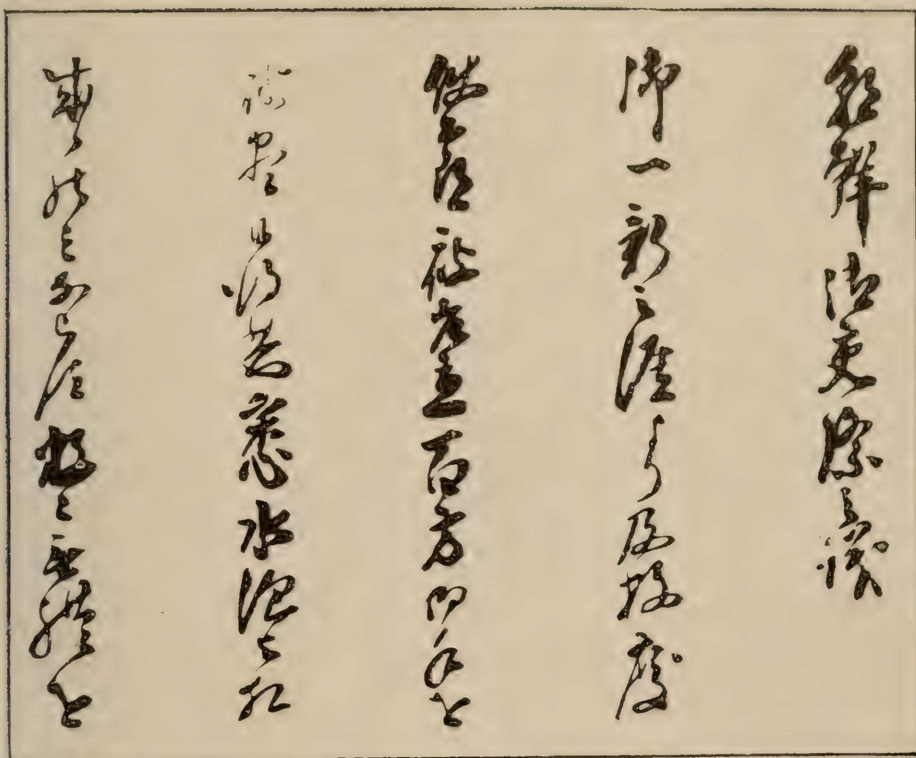

道同し義相協ふを以て暗に聚合せり故に此理を研窮し道義においては一身を不顧必す踏行ふへき事
王を尊ひ民を憐むは學の本旨然らは此天理を極め人民の義務にのそみては一向難に當り一同の義を可相立事



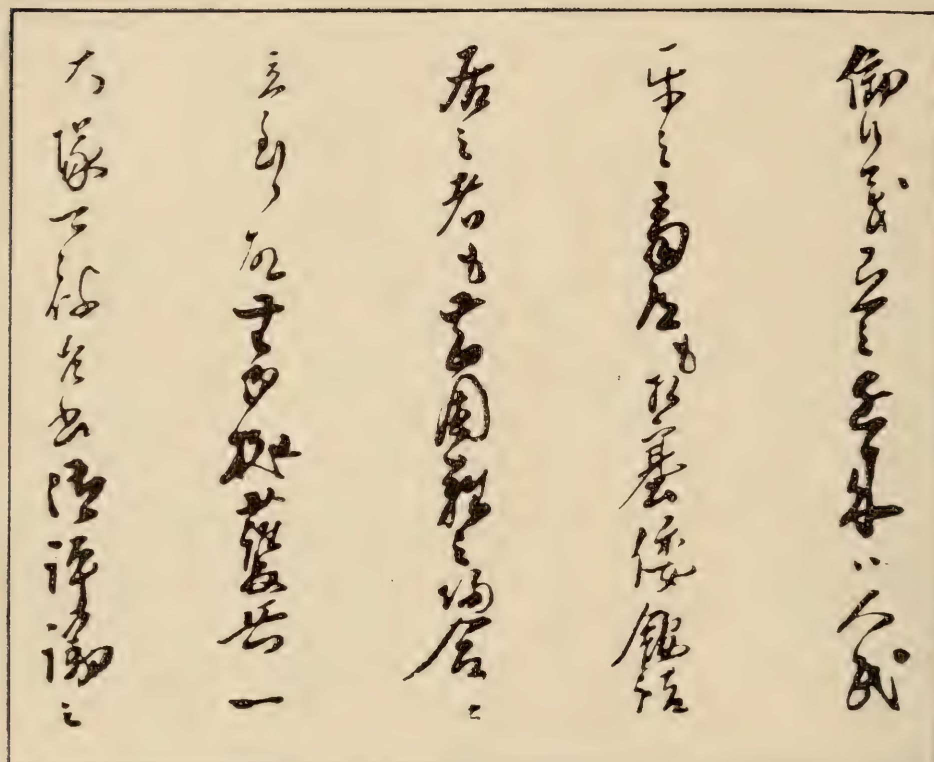
吉野開墾社に掲げた額（本文三六四參照）

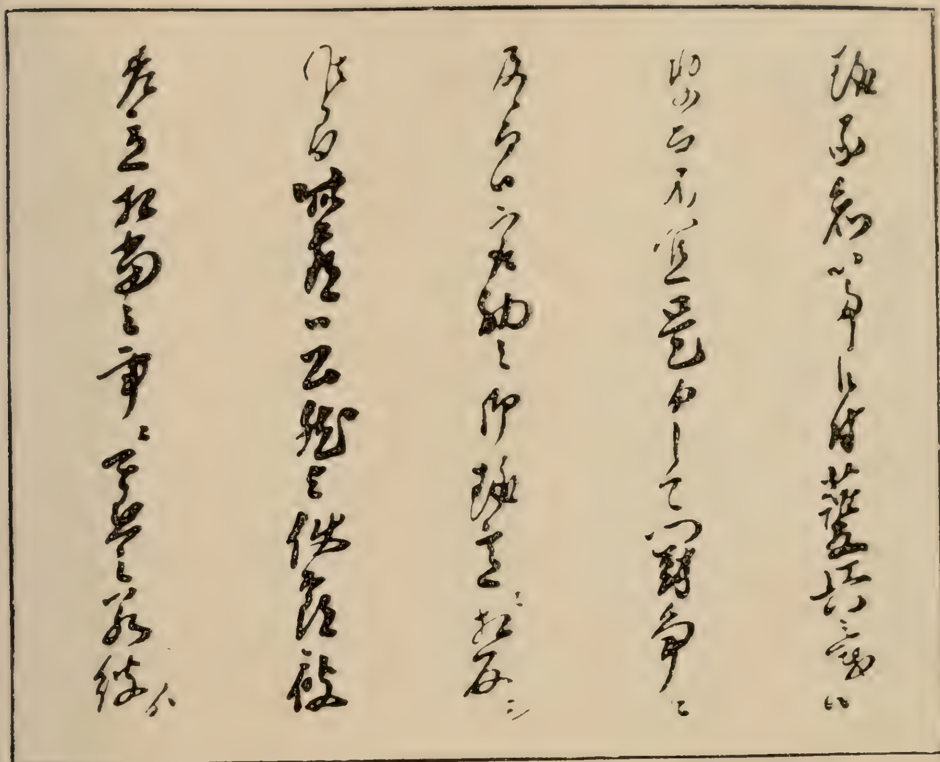


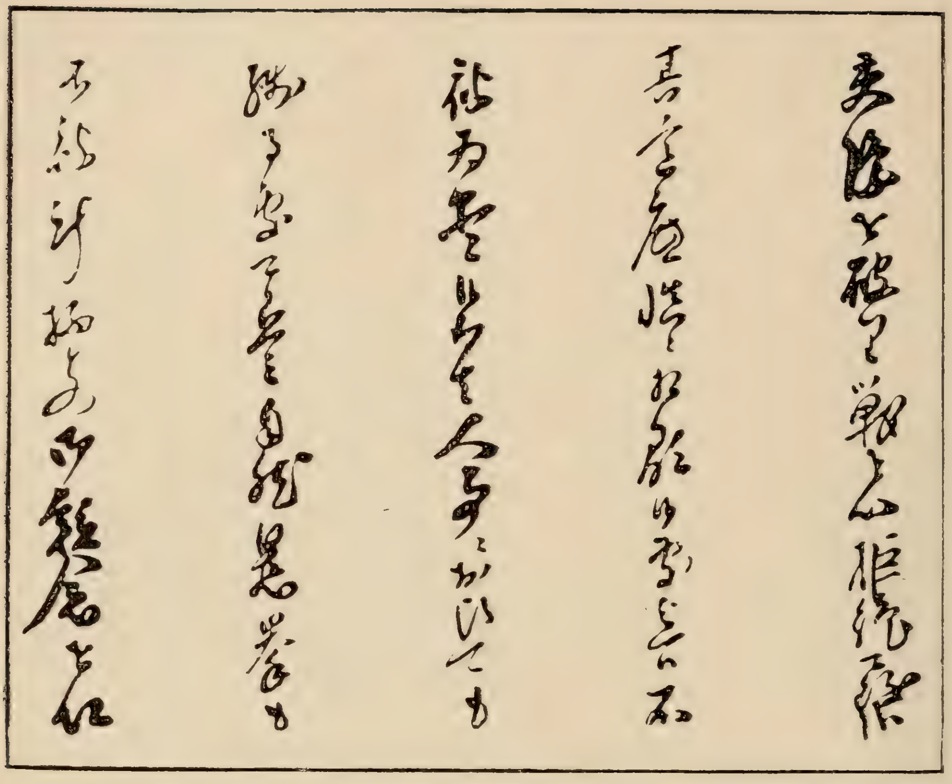
（南洲神社々務所々藏）

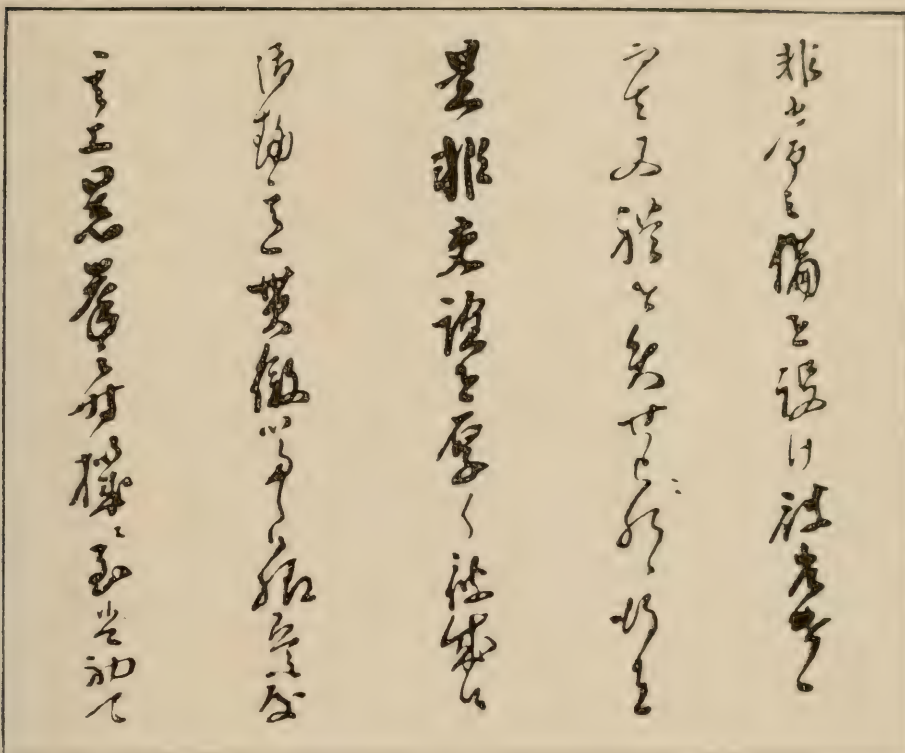


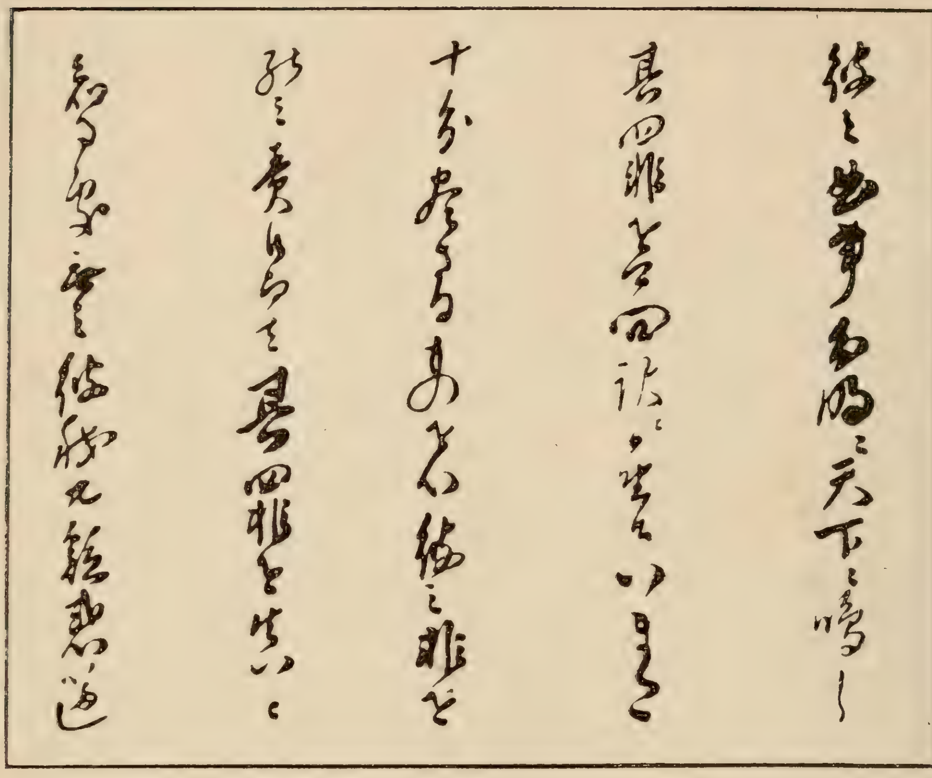
遣韓使節決定始末（本文三五三參照）

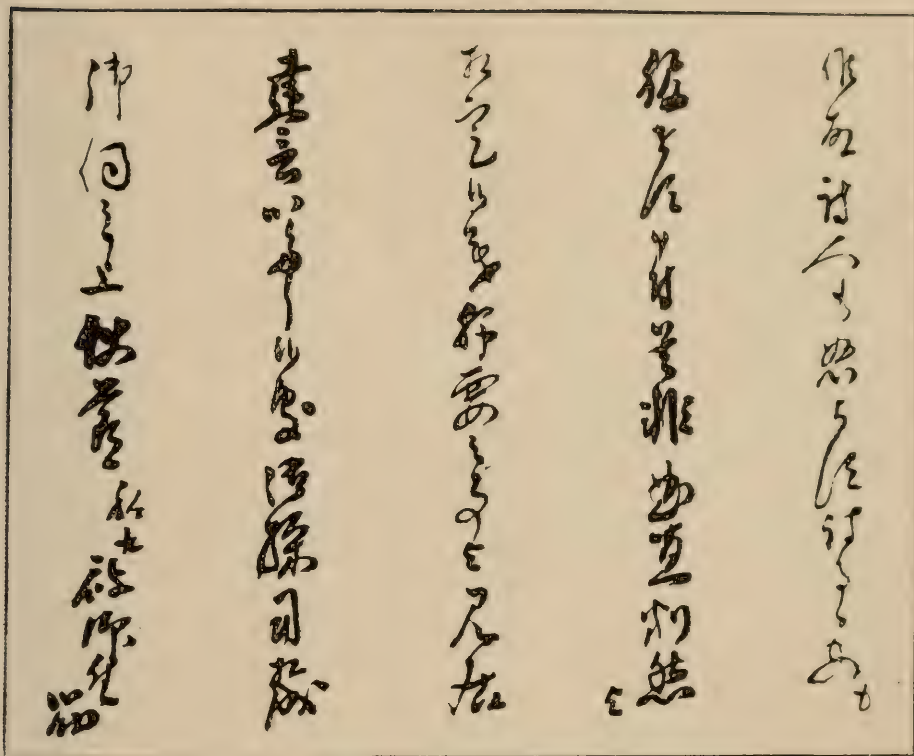


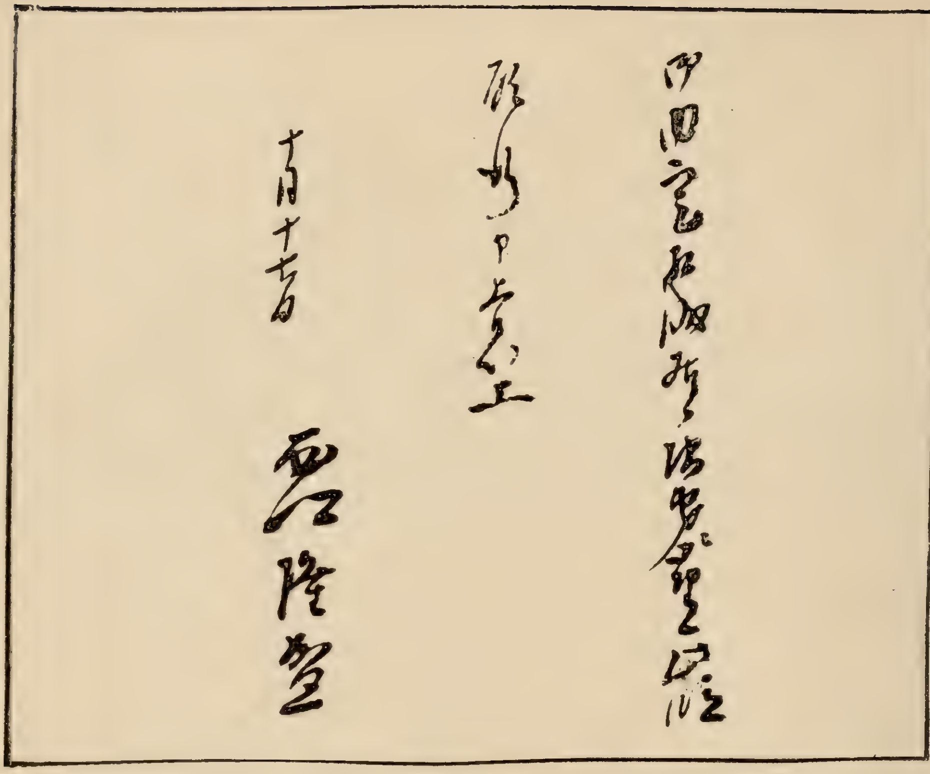






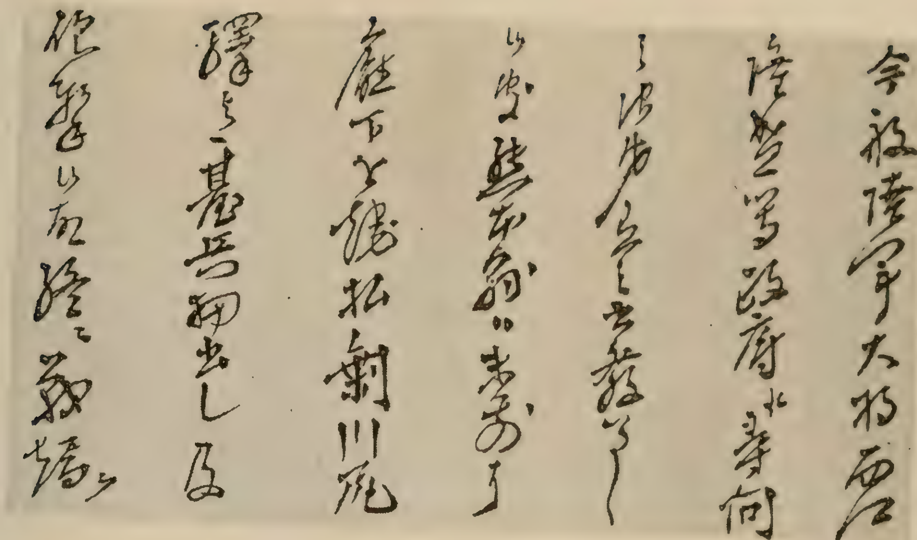


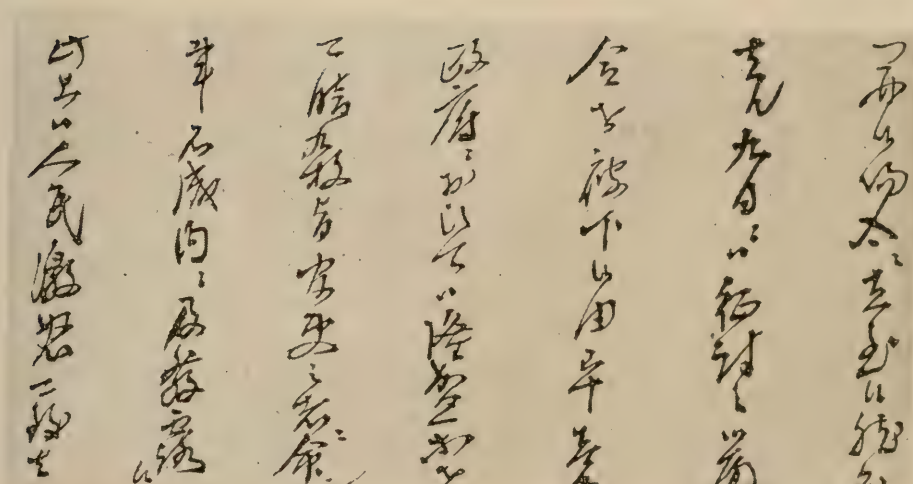


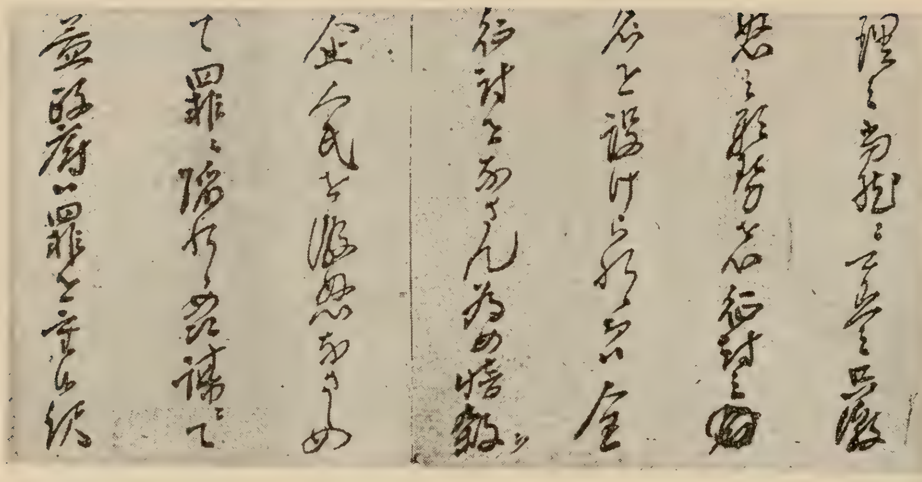


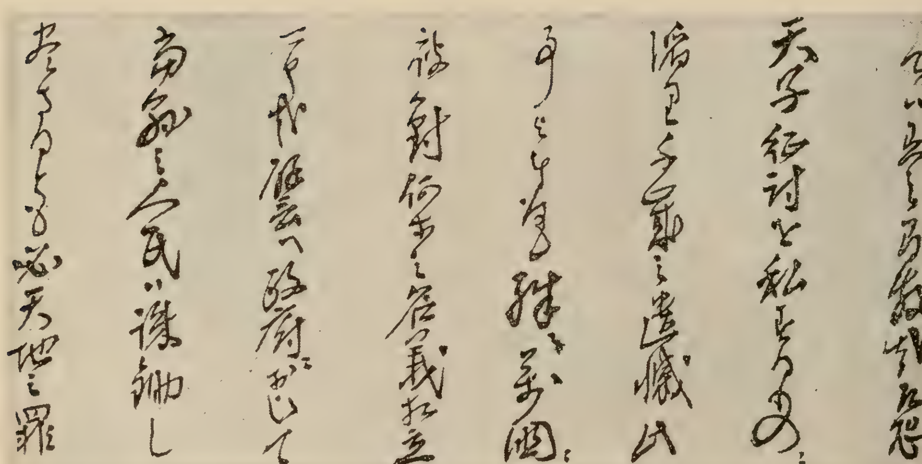
（大久保利武氏所蔵）

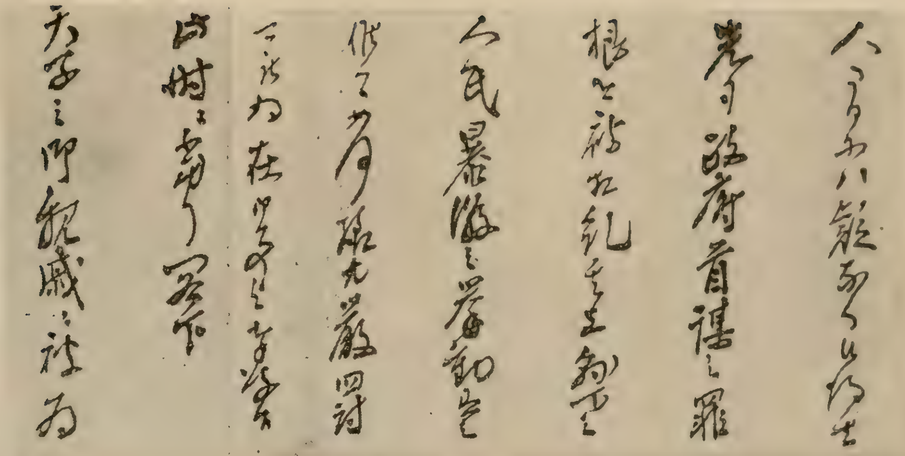
大山縣令の名を以て征討宮に上る書（本文三八一參照）

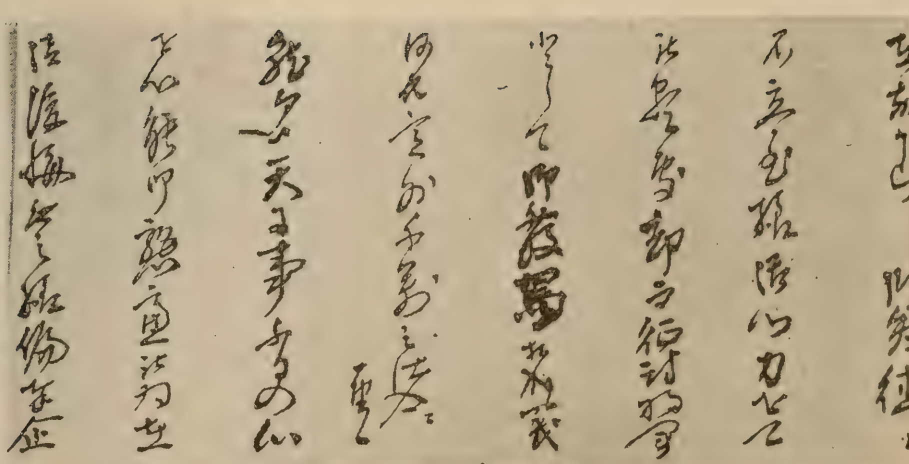


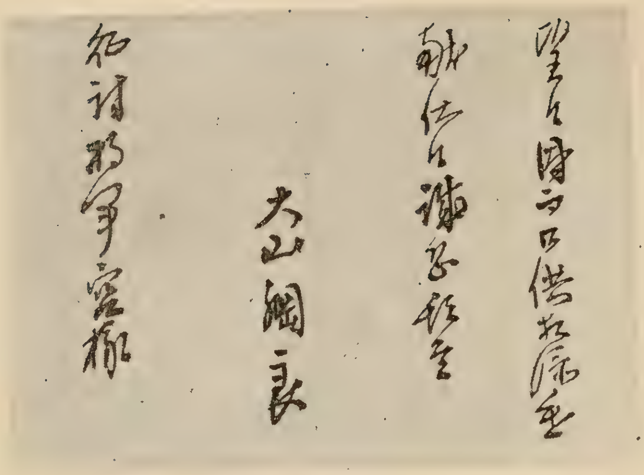


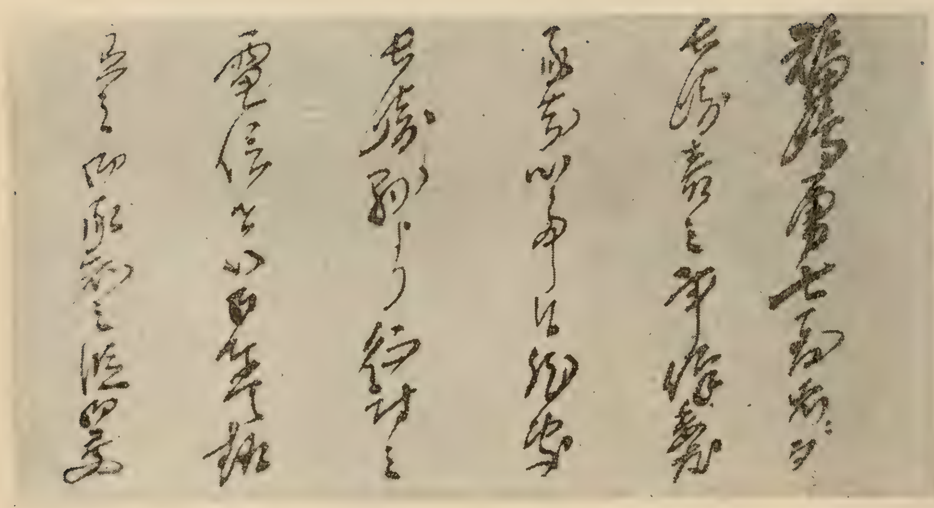


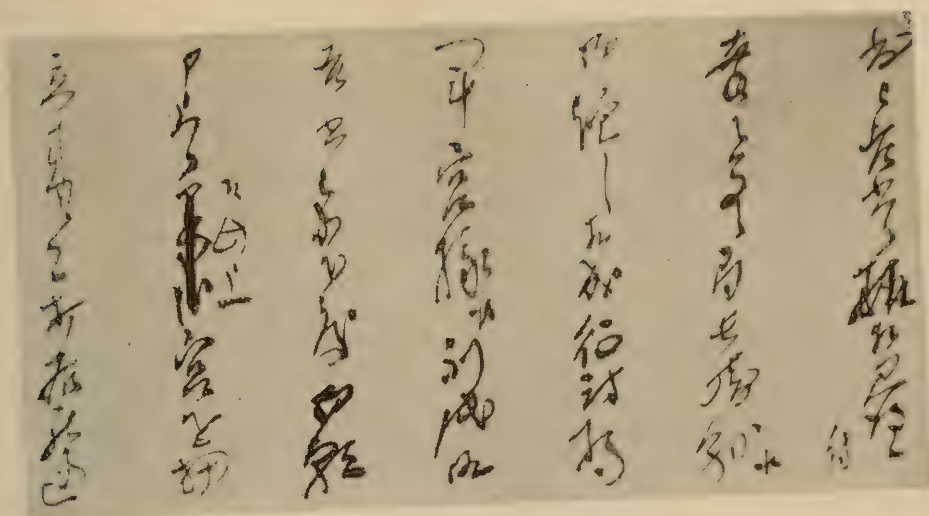


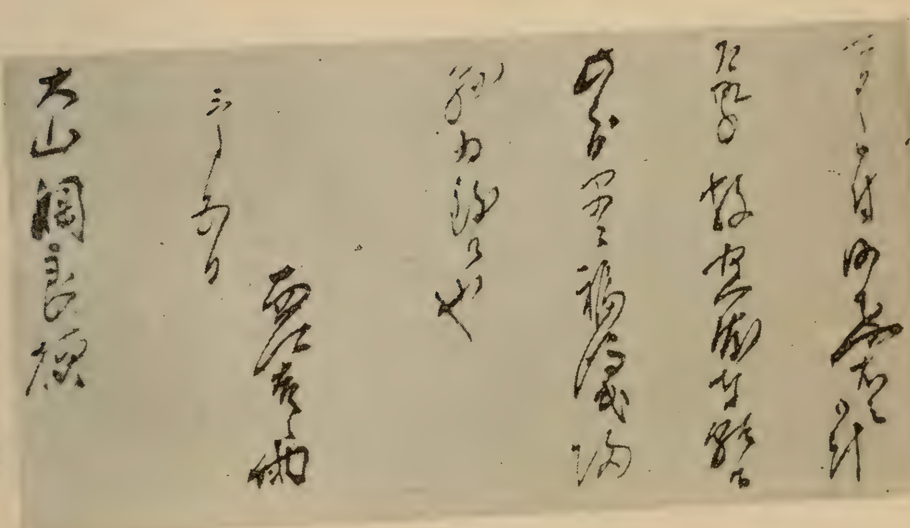





大山綱良
征討将軍宮様







（大山家所藏）

大西郷全集　第二卷

凡例

一本全集第二卷には西郷隆盛文書（書翰、建言、遺訓の類）の中、慶應三年八月十六日より明治十年九月二十四日隆盛の死に至るまで、十ヶ年間の文書を載錄し、間々原書の寫眞を挿入した。寫眞を挿入したのは大西郷翰牘の風致と筆落とを廣く世に傳へ、併せて史料の實證を提供し、なほ又これによりて偉人の高風神韻を想望せしめんとする微意に他ならぬのである。

一文書の配列はすべて時代年月順とし、時代の區別は概ねその業蹟の段落によつて之を分ち大詔渙發前後、戊辰戰役時代第一期、戊辰戰役時代第二期戊辰戰役時代第三期、藩政參與時代在朝時代、退耕時代、十年戰爭時代とした。なほ、年月未詳のものを一括して其後に掲げ、又第一卷刊行後、第二卷印刷中に發見した文書を補遺として卷末に添へた。

一所載の文書はその資料の骨子を島津公爵家編輯所々藏の寫本にとり、なほ極力多方面に資

料を蒐集して之を補ひ、萬遺漏なきを期した。特に第一卷刊行後、編纂員渡邊、下中、大川の三氏は吉國幹事と共に約一ヶ月間鹿兒島及び關西地方に出張して、資料の蒐集に努力して新資料を發見し、又、在來寫本の誤脫を訂正し得たものが少くなかつた。

一 傳寫によるものは、誤字脫字多きを以て、能ふ限り諸家所藏の原書またはその寫眞について嚴密なる校訂を施した。さはれ原書の所在明かならぬものは成るべく異本につきて校合し、敢て編者の私意による改竄を避けた。但、原書に據らざるものは多少の誤脫なきを保し難い。本文の終に所藏者を明記したるものは概ね原書によりて校訂を經たものである。讀者諸賢の中、校合漏れの原書を所藏せらるゝあらば提示せられんことを切望する。

一 載錄せる文書は、本來特定の人に與へたる書翰、建言の類なるを以て、そのまゝにては一般讀者に讀解困難なるべきを思ひ、その意味を明かにするため詳細なる解說を附し、脚註を加へ訓點をも施し、且つ本文に密接なる關係を有する他の文書をも、必要に應じ倂せ掲げて、本文の理解を一層容易ならしむべく力めた。

一 各時代の首に小引を加へて、或は時勢の推移を略叙し、或は隆盛自身の境遇の變化を摘記し更に卷中重要なる文書には四圍の情狀をも詳述し、以て時代の背景と空氣とを紙上に髣髴

たらしめんことを期した。

一原本を活字體に植字するに當り、なるべく文書の原形を保たんことを期し、文字の配列、行がはり、闕字等能ふ限り原書のまゝとし、書翰中、本文の前に尙々書を返りがきせるものゝ如きも活字組の場合、一字下りとして前部に入れることにした。

一原書に使用せる變態假名例へば「與(と)、歟(か)、者(は)、者(ば)、半(はん)、之(の)、而(て)、ゟ(より)、江(え)」の類はすべて「と、か、は、ば、はん、の、て、より、え」と改めて讀易きやうにした。

一送り假名用字等には、時代慣用のもの、又は薩摩特有のものあり、例へば「候に付」の「に」を略し「以て」の「て」を送らず、「何々へ」と書くべき處を「何々え」と書く類であるが、これ等はすべて其のまゝにしておいた。又訓點を施し、讀みにくき文字には、よみがなを附して通讀の便に資した。中には乙名(おとな)敷(しく)、等敷(らしく)といふ風の奇拔な當字もあり、また「何々するつもり」といふ場合の「つもり」を「賦(つもり)」と書き、「申遣はす」といふべき處に「申越す」とあるの類は薩摩特有のものである。

一本卷載錄の文書はすべて二百五十六篇であるが、諸家の深厚なる同情と援助とによつて、その中の約三分の二を原書について嚴密に校訂するを得たるは、編者の大なる感謝であり、歡喜であり、且つ本全集の大なる誇である。

一西郷隆盛文書として、世に傳ふるものゝ中には頗る多くの僞筆あり、僞筆の中には、文章をまで僞作したるものあり、これ等は嚴重に考訂し、その疑はしきは既刊の書に載錄せるものをも之を省いた。

一本卷の編纂は第一卷と同じく監修三宅博士指導のもとに渡邊盛衞氏主として之を擔當し、校合解說註釋を加へ、瀧川龜太郎氏之を補佐した。材料の取捨、年月の考定等につきては必要に應じて顧問編纂員之に協力し、中にも顧問勝田孫彌、編纂員有馬純彥の兩氏最も多く其議に與かつた。資料の蒐集寫眞の撮影、編輯、校正、その他については、吉國半五、下中彌三郎、大川信義、原口統太郎、淸藤幸七郎、長谷川眞の諸氏之に參加した。

一本全集の裝幀は田中良氏の手になつたもので、薩南に最も多き竹を以て、大西鄕の淡白豪壯なる氣性を象徵し、見返しの金刷はかの平野國臣をして「我が胸の燃ゆる思ひに比ぶれば」と歌はしめた櫻島をあらはしたものである。

一鹿兒島及び關西出張の際、伊地知峻、川井田藤六、有川九介、愛甲兼達、桂幸治、池田米男、川村中哉遠矢一陽等の諸氏は或は貴重なる文書を開示し、或は資料の蒐集に便宜を與へられた。又西南役に參加せし古老は本會のために、當年の秘史を談ぜられた。本書の編纂上多大の便

宜を得たことは本會の深く感謝する所である。

一本全集のために、兩島津公爵家、兩西鄕侯爵家大久保侯爵家を初め、全國諸名家所藏の貴重なる資料を提供せられ、維新史料編纂會、宮內省帝室臨時編修局、島津公爵家臨時編輯所等常に特別の便宜と援助とを與へられたことを玆に記して厚く感謝の意を表する。

昭和二年六月一日

大西鄕全集刊行會

西郷隆盛文書　其二

大詔煥發前後

戊辰戰役時代第一期

戊辰戰役時代第二期

戊辰戰役時代第三期

藩政參與時代

在朝時代

退耕時代

十年戰爭時代

年月未詳

補遺

大西鄕全集

文書

大詔煥發前後

大詔煥發前後

小引

將軍德川慶喜は、二條城を以て柳營にあて、至尊を奉じて天下に號令せんとしてゐた。皇室の尊嚴漸く加はり、幕府はまた昔日の幕府にあらず、政治の中心はとくに京都に移り、とはいふものゝ幕府三百年の根柢は、流石に深きものがあつた。

慶應三年八月初旬、薩、越、土、宇四藩の聯合が破れて、幕府はその生氣を復活したかの如き感があつた。幕府は實に四藩の聯合を切り崩したのである。朝廷を我手に收めたのである。四藩の面目はつぶされたといはねばならぬ。けれども不世出の英雄西郷を嚮導とし、稀代の大政治家大久保を謀臣としたる薩藩は決して無策ではなかつた。彼等の行動には、寧ろ潑剌たる活氣を添へて來た。彼等の謀計は八方に策動されてゐた。一方には討幕を誓ひし薩長の同盟があり、一方には王政復古を目標とせる薩土盟約が存してゐる。なほ、他の一面には、當時、堂上第一の偉材を以て、洛外の岩倉村に屏居してゐた岩倉具視と大久保との間に強固なる提

携が出來、二三有志の公卿と謀を通じて、王政復古及び復古後の國家統治の大方針について、綿密なる籌策を運らしてゐた。それのみならず、彼等は、又、或策を授けて關東に人を遣はしてあつたのである。而して海南の怪傑後藤象二郎は、此夏以來、故山に在りて頻に藩論を定めんとしてゐたが、その老侯容堂は、徹頭徹尾、武力を用ひることに賛成しなかつた。

薩長は、一時、海南の雲行を見合せてゐたが、土佐の態度が、少しく怪しくなつて來たので、最早土藩の行動如何に關せず、斷乎として最後の手段に邁進し、藝州を連盟に引入れて薩長藝三藩の間に討幕の計畫が出來た。以上は實に丁卯九月二十日前後の形勢である。併し、薩長の中にも公武合體論者も居る、土藩の中にも討幕論者がある。諸藩或は右せんとし或は左せんとし、甲論乙駁、天下紛々囂々として風雲刻々に變化してゐたが、遂に十月十四日に至り、將軍慶喜、自ら大政を朝廷に奉還するに及んだ。是時に當り、天下、德川氏を思ふ者なほ少からず、公武合體の主義は依然として、諸藩に共鳴者を有してゐた。即ち、幕政の餘威、なほ存するものあつて、王政の實、未だ擧らず、朝廷の基礎は頗る薄弱であつたのである。西鄉、大久保は素より此狀態に滿足せなかつた。彼等の目的は幕府時代の積弊を一掃し、やがて宇内の列强に伍すべき、健全なる新日本帝國を建設せんとするにあつた。そのためには戰爭といふ外科的一大手術が必要である。砲火の洗禮が必要である。たとへ、一時慘憺たる血の雨を降らして、自他數萬

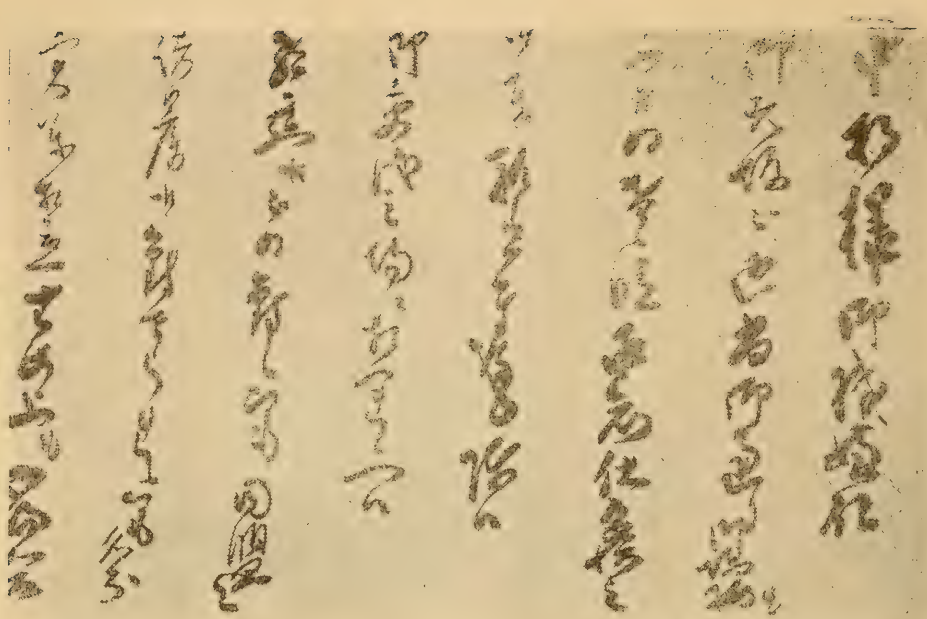
の犧牲者を出すとも止むを得ない。姑息の平和を望んで、國家永遠の病弱を顧みざるが如きは、斷じて策の得たるものにあらずと固く信じてゐた。是に於て彼等は岩倉及び中山、嵯峨、中御門の三卿と相謀つて、その勢力によりて討幕の密勅を拜し、故國に馳せ歸つて、藩主忠義を奉じ、大兵を率ゐて入京した。又、長州の兵を先づ西之宮及び尾之道に進め、遂に十二月九日の一大政變を奏請し、茲に王政復古の大詔は喚發せられ、新政府の組織は全く成立したのである

彼等は、此政變に於て、慶喜及び會桑の舊勢力を全然朝廷より除外、否驅逐して、彼等の反抗を挑發した。今や薩長は數千の精兵を京都に駐め、大命を奉じて禁闕を守護し、王政維新の宏謨を翼賛してゐる。義明に、名正し。いざと言はゞ我に數倍する舊幕會桑の軍兵をこつぱ微塵に打碎かんと待ちかまへてゐる。彼等の眼中既に幕兵なし、會桑なし、苟くも朝廷に背き、慶喜を助けんとするものあらば、たとへ幾十萬にてもあれ、錦旗をふりかざして一擊に擊斥けんと意氣ごんでゐる。舊幕會桑の將士此狀を見て、恰も群蜂の怒れるが如く、齊しく憤起した。事、既に急、慶喜は輦轂の下に事變を生ぜんことを虞ひて、十二月十二日の夜、俄に二條城を出で大兵を隨へて下阪した。將士の憤激は更に止まず、薩藩一二の奸臣が二三の堂上を語らひ、幼冲の天子を挾んで事を構へるものなりといひ、討薩の叫は大阪城中に揚がつた。抑も天下の形勢を此處に導きだしたのは西郷、大久保である。幕府會桑の憤怨、兩雄の中にあつまり、その肉

を寸斷せんと欲するに至つた。京攝の天地、殺氣正に漲り、新政府の安危未だ俄に測り知るべからざるものがある。

眼を關東に轉ずれば、江戶薩邸を根據とする無數の浪士は幕府を無視して、江戶の內外に横行し、頻に人心を攪亂し、危機は眼前に迫つて居る。幕府、遂に忍ぶこと能はず、十二月二十五日に至り、庄內以下數藩の兵を差向けて三田の薩邸を燒かしめた。火の手は既にあがれり、戰爭の序幕は早くも江戶に於て切り落されたのである。

以上叙する所は、慶應三年秋冬の間に於ける我が政界の輪畫である。明治天皇が王政復古の大詔を喚發したまひし直前直後の形勢である。編者は今「大詔喚發前後」といふ一時代を揭げ、此間に於ける隆盛の書翰二十又九通を收錄し、之に附するに稍精細なる解說を以てした。抑も此期間は我が三千年の國史中に於て、最も興味ある時である。新舊時代の轉換期である。勤王、佐幕、公武合體の三派が、互に入りみだれて相爭へる中に、我が西鄉隆盛は如何なる態度を爲し、如何なる行動を執り、時代を如何に展開せしめ、歷史を如何に作りなしたるか。彼れ自らの書翰に最も能く消息を傳へるであらう。

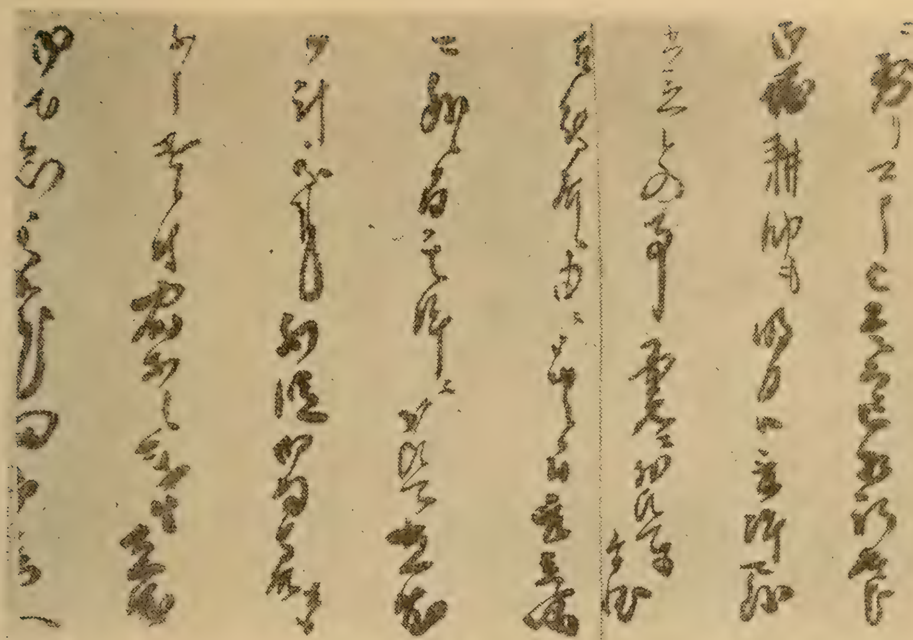


一六〇　大久保一藏への書

慶應三年八月十六日

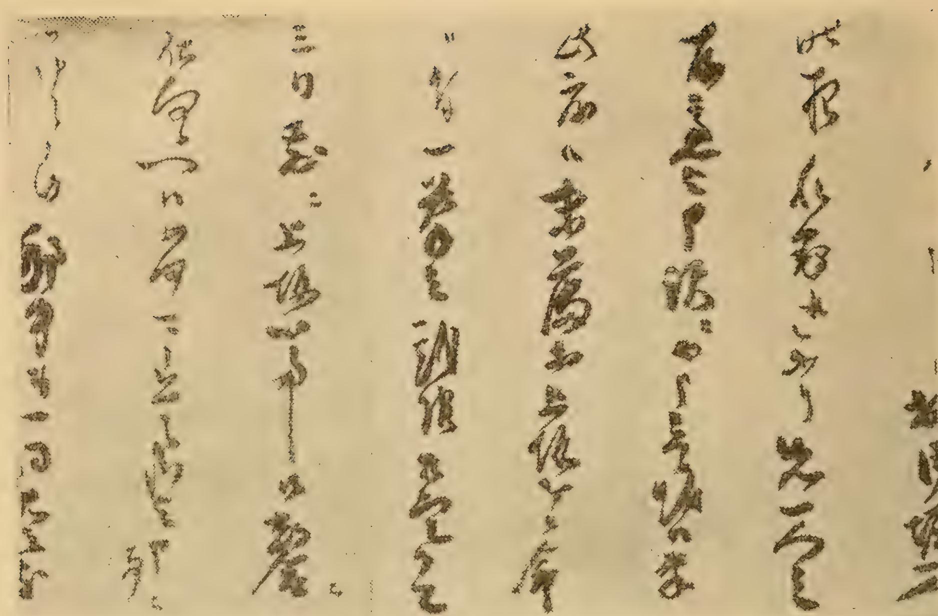
中(1)將樣御機嫌能
御着坂被遊、尙御通り御鹽梅も不
被爲替候段承知仕、恐悅の御儀難
有奉存候。陳ば
御交(2)代の場に運候得ば
朝廷へ被爲對候ても同盟の諸侯
へ被爲對候ても名分實義相立無
此上も御場合に到可申と是のみ

(1)　島津久光公
(2)　久光と交代に藩主上京の運にならば云々といふのである

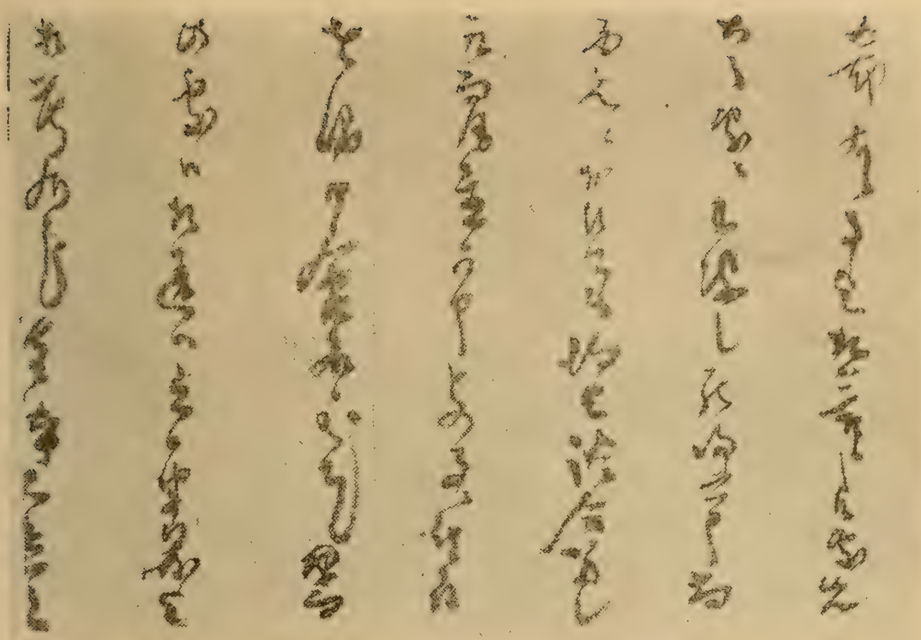


相祈申居候。　御堀耕助[3]も明日爰許出立致との事、國許[4]においても餘程相待居候由に御座候間、差立候樣可致候間、其許において宜敷御許可被下候。　別段御留守居[5]えも不申遣候付、宿等の儀も宜敷御下知可被成下候。　扨御堀一人昨夜私宅へ參り、先一人の存慮と申譯にて申立候趣は、幸、此度は末藩等上坂を被命候付、一擧の期限相定候はゞ、三日前に上坂いたし

(3) 長州藩士
(4) 長州
(5) 大阪の薩藩御留守居を指す



候都合に仕向候へば如何可ㇾ有ㇾ之やと申事に御座候間、邸中も一同右の處希居候事と相答申候處、先、右の處に相決し罷歸可ㇾ申、尙國許においても得と談合いたし取究置可ㇾ申との事に御座候間、左樣御含居可ㇾ被ㇾ下候。決て此處は相違は有二御座一間敷と相考居申候。全體右邊の處打合可ㇾ申ために上京いたし候筋と被二相伺一申候。此旨奉ㇾ得二御意一候。頓首。

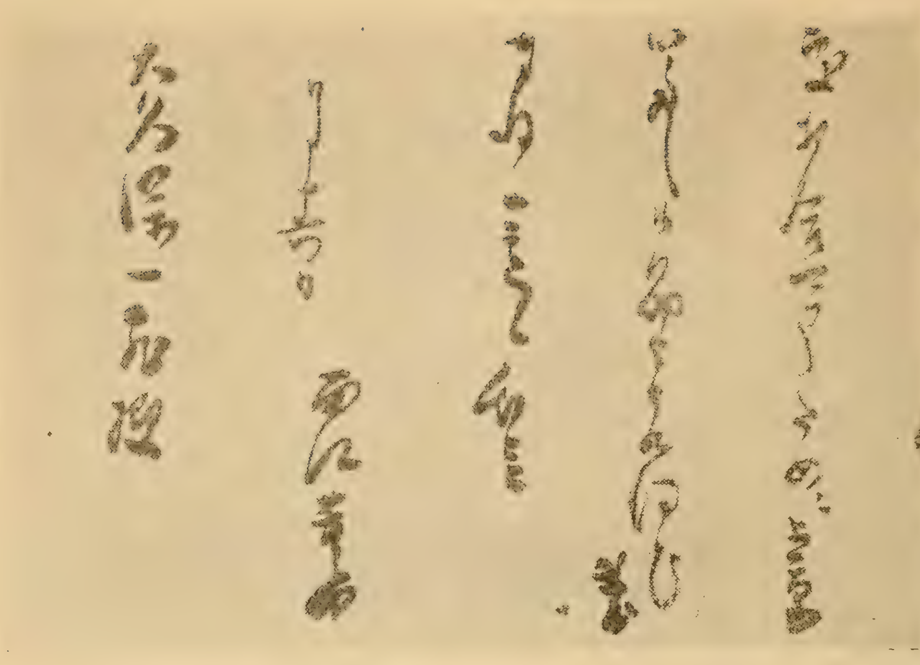


八月十六日　西鄉吉之助

大久保一藏樣

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書は大西鄉が京都から大阪の大久保利通に贈つたのである。大久保は家老の小松帯刀等と共に八月十二日島津久光に扈從して大阪に下つてゐた。久光は當時事實脚氣病に罹つてゐた。四藩聯合が崩れてその議が行はれず、最早病をつとめて京都に居る必要がなくなつたので朝廷に願出で、大阪へ轉地療養といふことになつたのである。此時にあたり、幕府の勢は益々強大となつて朝廷を壓し、四藩中



土佐の客堂は疾くに歸國し、越前春嶽は八月六日京都を去り、宇和島侯伊達宗城も將に歸國せんとし、事實上四藩聯合は瓦解したのであるが昨年來ひそかに計畫した薩長二藩の同盟は漸次强固となつて、絶えず連絡をとり、討幕の準備をしてゐた。たゞ土佐の後藤、坂本等の企畫によりて王政復古の新らしい運動があらはれ、薩土盟約が出來て土藩の議をまとめる爲に後藤が歸國したので、大西鄕等は其の消息を待つてゐたといふのが此時の實狀であつた。（本全集第一卷一五〇、一五二等參照）

書中「御交代の場に至り候得者朝廷へ對せさせられても同盟の諸侯へ對せられても名分實義相立云々」とあるは藩主島津忠義（當時茂久）の久光に代つて上京せられんことを希

望したのである。「御堀耕助も明日爰許出立致すべく」以下は薩長の討幕計畫に一歩を進めたことがうかゞはれる。御堀耕助（舊名太田市之進）は既に長藩政府の有力者であつた。彼は同藩君側の柏村數馬と共に薩藩と會商すべく藩命を帯びて、備前藩士を裝ひ、密かに上京して薩藩邸に投じてゐたのである。その歸藩に臨み、隆盛より此書を大阪の大久保に遣はして大阪に於ける彼等の應接方を依囑し、且京都にて談合の次第を告げたのである。

御堀と柏村とが京都に於て薩藩と如何なる協商を遂げたかと云ふに、小松西郷等薩藩の巨頭は、討幕の計策を打明けて、斷乎たる處置に出づべき決心を示し長州の援助を求めたのである。其對談の模樣は詳細に柏村の日記に見えてゐる。頗る重大の事件であるからその要點を抄出することにした。此間に於ける隆盛等の決心と討幕の方策とが、これにて明かに分る。なほ薩長討幕の計畫は、此時は少しく規模が大きくなつたが、大體方針は日記中に見ゆる薩藩の方策に據つたものであることを忘れてはならぬ。

備考

柏村日記抄

慶應三年八月十四日の條

我　大隅守樣先達て御上京被レ遊、爲二皇國一不二一形一御盡力、追々御建言の事件、一廉も御採用不レ被レ爲レ在候由、就ては別て御苦慮の程、御父子樣に於ても御遙察被レ成候。（中略）中將樣當時御盡力御手續、且は前途の御見据等亘細拜承仕歸國の上御父子樣へ申上候はゞ御勘考の上、即今御心配り被二成置一候儀も可レ被レ在に付、拜謁被二仰付一候はゞ直々相伺度、全體箇樣の儀は重大の事件に付家老にても被二差登一相伺候樣被二仰付一候筈に候得共、右身分にては微行も容易に相成兼候に付、耕助儀は政府に被二召仕一、數馬事は君側に奉仕兼て機密にも關係仕候間、旁兩人罷登前陳相伺候樣被二仰付一候間、萬端無二御腹藏一被二仰聞一被レ下度候。

彼（前略）弊國此度上京の主意は、當今の形勢にては孰れ幕府の手を離れ候ての盡力ならでは、迚も微志貫徹は不レ仕事と大隅守樣にも被二思召一候付、旨趣前以テ四藩へも及二示談一候處孰も同意と申事に付、一同出京、内情極密、朝廷御役向へ申入置候處、豈計らん御役

向より幕府に相洩れ、幕府中間に立、梗塞仕候故、建言の旨趣不二相貫一、其邊に付ては大隅守樣一入御苦心被レ成候段は御推量可レ被レ下候。乍レ去御見込有レ之一端御上京被レ成候儀に付、從來の御誠意貫徹候迄は御張込被レ成御內情に被レ爲レ在候得共、最早人事口頭にては迚も貫徹不レ致候付、此上は兵力を以て御行詰被レ成候外、御手段不レ被レ爲レ在候樣拙者共に於ても相考候。（中略）

彼　彼是御教諭の趣忝存候。於二弊藩一最早人事は盡候。此上は兵力を以模樣を付替候はゞ、又々手段も可レ有レ之かと存候得共、朝廷今日の姿にては何社（こそ）見込相立候目途も無レ之候。

我　右樣被二仰聞一候得ば、定て御秘策も可レ被レ爲レ在、是亦歸國の上御父子樣へ申上置度候間、不レ苦儀に候はゞ委細被二仰聞一候樣致度候。

彼　藩邸居合の兵員千人有レ之候間期を定め、其三分の一を以テ御所の御守衞に繰込、此時正義の堂上方不レ殘御參內、御詰被レ成候。今一分を以會津邸を急襲仕、殘る一分を以テ堀川邊幕兵屯所を燒拂候策に有レ之候。且國元へ申越、兵員三千人差登（さしのぼす）、是は浪花城を拔き、軍艦を破碎する爲。尙江戶表に定府其外取合千人位罷居、外に水藩浪士等同志の者所々潛伏仕居候に付、是を以甲府城に立籠り、旗下の兵隊京師に繰込候を相支へ候積りにて

期を定め、三都一時に事を舉げ候策略にて、素より勝敗は豫期すべからず、弊國斃候時は又跡を繼候藩も可有之と、夫を見詰に一擧動仕候心算に御座候。

我　遂一承知仕候右樣の事體に立至り候時は、自然出火にて新帝御火除被遊候節は、孰れに御治定相成候哉、承り置度候。

彼　先男山と治定仕居候。孰れ御混雜にも可相成候得共、期限前後立除被遊と否とは取留たる御話は今日難申上候。

我　乍憚申上試候。大事變に立至り候時は、御邸外は皆悉皆敵と御引受被成候は勿論に候處九門其外御固め人數等は多勢に可有之、前件御手配にて十分御守衛相調候御積りに候哉。御見込相伺度候。

彼　九門御固諸藩孰も番人のみにて、各別守衛人數多分差出置候藩は一つも無之に付、是等は左程掛念するに不及候。只、敵對する者は會藩に付、是を程能突破りさへ致候得ば宜敷と存居候。弊藩素より少人數に付、九門迄は守備不行届、第一、六門を堅固に守衛仕覺悟に御座候。

前に御話申候件々素より少數に付、不意に起り不申ては仕損じ候間、急擧を專一にして、豫め策を立候譯に御座候。夫故弊藩に於ても極密議にして、君侯以下兩三輩の外預り

聞候者は無之同志の堂上方へも當日に至り、御內通仕候含に御座候。遂げ候程は萬々無覺束候得共打破る丈けの事は、且々出來可申かと存候。

弊藩に於て討幕は不仕、事を擧候已後、時宜に寄り討將軍の綸旨は可被差出か。是は御同志の堂上方より粗御內意探索仕候儀も有之候。

今日迄延期の儀は、先達て土藩後藤象次郎來訪氣付有之、至極尤の儀に付見込筋逐一詰問候處、素より其策を持出候ても、幕府に採用無之は必然に付、右の鹽に幕と手切の策に有之、在京同藩の者は不殘同意に付、於弊藩異議無之戮力同心と申事ならば、歸國の上國論一定仕、十日相立候はゞ直に出京萬端可申上と相約置候に付、象次郎再上を相待居候。萬一土藩協同不得仕候得ば、即期を定め、弊藩一手にて事を擧候心組に御座候。

後藤象次郎建策別に控有之、後藤氏は六月五日京都出立にて歸國、日數十日相立再上の筈なれば、延期の儀は土藩英人談判の事起り、右一件相片付候上罷登候由。

大略前陣の次第に御座候。各樣方御氣付も御座候はゞ、無御腹藏被仰聞度候。

(中略)

我　種々世間には疑惑も有之候處、御四藩御合體御盡力の次第は、委細承り爲皇國欽慕仕候。

彼　亘細御話仕候件々、何も極密に付、御歸國の上御父子樣へは被二仰上一候共御藩中一切洩れ不レ申樣重々致二御頼一候。

一六一　大久保一藏への書

慶應三年八月十六日

【解說】此書も前書と同時に京都より大阪へ發送したものなるべく、內容は土州藩士福岡藤次より聞取りし土佐の狀況、中にも英國公使との談判の顚末を詳報したのである。なほ、最後に、近く後藤の上京すべき由を報して、「遠からず上京相成事と待遠きことには御座候得共、先づ一と安心は致候事に御座候」とあるは隆盛が此時までに如何に後藤に期待しつゝあつたか、薩土盟約を如何に重んじてゐたかといふことが窺はれる。但隆盛等の後藤に約し、又期してゐるところは、兩藩協力して王政復古をやりとげる。後藤の公議政體論には薩藩でも至極條理に適した事と思ふから贊成する。が、最後の手段は武力でなくてはならぬ。それで行かうといふのである。後藤も隆盛等と會見の際、その詰問に對して、「素より其策を持出しても幕府にて採用が無いことは必然であるから、それを機として幕府と手を切る策である」といひ、薩論に迎合した趣がある。王政復古といふ大義名分が定つてゐる上に、後藤の論通にすると一層幕府に對して人事を盡した事にな

る。そこで隆盛等は後藤の言を信じて土佐の藩論が定まるのを待つて居たが、若し土佐が薩と協同し得ずんば、薩藩一手でも決行しようといふ腹であつた。是は編者の私見ではない。此書や前記柏村日記所載の薩論によつて明かに看取される。

今朝福岡[1]藤次參り、昨夜、土州よりの一左右有レ之たる由にて、英船の談判も一と通相濟、都て奸[2]策を可レ破との趣意に被二相聞一申候去る六日英船洲崎港へ着相成、直樣英船へ參候處、何れ談判に付ては幕府へ引合の上ならでは手順も不二相立一事故、土州と英國と計にては不二相調一、乍レ然是迄懇信を結居候譯柄にて、情實は可二相咄一との事に御座候由、全ク此節の處疑念の相手相知候得ば、土州を疑居候事故戰爭相始メ打破て英の疑念を可レ晴との趣にて御座候由、

(1) 土佐藩士後の福岡孝悌

(2) 土佐藩にては幕府が土藩をいぢめるために英國をそゝのかしたものであると見て居たのである

就ては後藤より返答致候には、全事跡不㆓相分㆒疑念を以て可㆑戰條理も有㆑之間敷、勿論右樣の戰を相始め候ては各國へ對し、英國の耻辱にては有㆑之間敷哉。　乍㆑然戰は不㆑好譯ながら、是非可㆑致との事候得ば、道に於て可㆓決戰㆒得と取調候樣申置候て、其日は相止候處、同夜薩道(3)上陸致し、後藤と懇信の處を以て談判候處、横笛と申風帆船と、小軍艦とに疑を掛候ものと被㆓相聞㆒候付、幸、小軍艦者土國へ繋居候間、右の船將とを引合可㆑申候に付、委敷可㆑承旨申置、翌七日幕役を始、異人目前にて列座の上、長崎を出帆致候て汐掛等の次第詳に申聞候處、全く長崎の風説とは大相違致し、土州の處は氷解の樣子に御座候。　何れ此上は土州よりも尚又相手探索可㆑致に付、長崎に於て取調、若し土州の者暗殺致候はゞ可㆑然處置

(3) サトーは英國公使館通譯

可致との約定に相成、早々長崎へ向け同九日には洲崎港を出帆致候由、幕船は土州より歸坂の賦に御座候處、英人より被相迫、是も同様長崎へ相廻り、土州よりも坂本龍馬等數人乘組にて、薩道を乘せ、長崎へ相廻り候由、ミニストルには横濱へ罷歸候向に被相聞申候。　薩道は跡に殘り候故、城下の方浦戸(4)へ相廻し、城下におひて容堂侯御逢相成候由、ミニストルには未談判不相決候故御斷申上候由に御座候。　長崎におひては後藤抔の留守を窺ひ肥州邊か又は幕吏共奸吏共、奸策を施し候事と土州に於ては引受候向に被相聞、是非幕府の探索不出來內、相手を土州より探し出べしとの心組と被相聞候付、願くは相手知れ度事に御座候。然れ共相手不相分と申ても、土州と戰爭に相成る氣遣は無之處

(4) 浦戸は今の高知港

迄には相運候筋に被相聞申候。 薩道へ御逢相成候一條は、餘程土州中の議論相起候て、役人大心配致候筋に相見得申候。 此報知の爲に蒸汽船參りたる由御座候得共、是は兵之助公子を御乘せ候て歸國致し、夫より直樣後藤抔上京と申都合に相決居候由に御座候間、不遠上京相成事と待遠事には御座候得共、先づ一と安心は致候事に御座候。 此旨荒々申上候。 御都合を以て、達御(5)聽候儀共は、宜敷御取計可被下候。 頓首。

八月十六日

西鄉吉之助

大久保一藏樣

(5) 久光公の聞に達すること

〔六二〕 大久保一藏への書

慶應三年八月二十二日

【解說】此書は京都に於ての消息である。大久保は十二日久光に從ひ下阪したのであるが、此頃大阪より歸京し、之れと交代に隆盛が二十三日出發下阪することになつてゐたのである。渡邊淸左衛門（後、淸と改名）は大村藩士で、此年六月藩命により新精隊と稱する藩兵を率ゐて上京し、薩州兵に混じて宮門の守衛をなし、又練兵にも加つてゐたのである。蓋、淸左衛門の弟昇等上國に在りて夙に天下の形勢を洞察し、擧藩勤王を唱へ、藩主に獻言して兵を京都に出し、薩藩に賴りて、其志を達せんとしてゐたのである。是を以て幕府の嫌疑を受け、彼是風說があつたので、大村藩では在京の藩兵に歸國を命ずるに至つた。然るに淸左衛門等の同志の中には王政復古について非常な決心をもつてゐるものあり、又、薩藩との結託を失はんことを恐れ、その一部を內密に殘さんとし、來りて隆盛に相談をした。隆盛乃ち此書を大久保に贈りて、その始末を託したのである。

今朝渡邊淸左衛門より國情の譯も有レ之、只今御差出相成居候大村勢皆々引取候姿を以テ拾七人丈けは是非相殘され度、其內九人丈は邸內え召置吳候樣との事承候得共、何分込合居候邸中の事故、御卽答は出來兼候間、得と取調いたし何分御返詞可二申上一旨申置候。　全躰嫌疑を遮候手段と被二相伺一申候故、不レ殘惣体御引拂被レ成候事宜敷は有二御座一間敷哉と問掛候得共、是は得出來不レ申由に相見得、實情　御國へ依賴の向は相見得居候事には御座候得共長崎邊の小說を以テ相驚、役人中心配の筋に被二相聞一申候。　いづれ明日より下坂可レ致候付、貴兄へ御談じ置可レ申候付、尚又御引合被レ成候樣申置候間左樣御含置被レ下、宜敷御取計被レ下度奉二合掌一候。別封大坂より參候に付差上申候。　御落手可レ被レ下候。　此旨奉レ得レ

御意候。頓首。

八月廿二日

西郷吉之助

大久保一藏様

（大久保侯爵家所藏）

一六三　大久保一藏への書

慶應三年九月七日

此度着坂相成候人數丈は迚も滯在相調間敷候間、備(1)後殿丈け御滯坂相成、餘は皆次第々々に上京被仰付候方宜敷は有御座間敷哉。左候て兩日中には後(2)藤の引合も可有之候付、決議の上はいづれ成御伺に相成候て御決定の御運に相成事候付、其節は大(3)夫御下坂被成下御定策を以御跡の處、全御委任被爲在候へば、何篇都合可宜と愚考仕候付、又々卒度乍略儀以書中得御意候。頓首。

九月七日　　西郷吉之助

大久保一藏様　要詞

(1) 島津備後（久光の男にして藩主の實弟後の珍彦男）
(2) 後藤象二郎　(3) 小松帶刀

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書は大阪より在京の大久保に贈つたのである。「此度着坂相成候人數」とあるは島津備後の率ゐて來た一大隊の兵士を指す。此兵士こそ薩藩が王政復古遂行の目的を以て呼び寄せた最初の兵士である。隆盛は此多數の兵を大阪に留め置くべからざるを思ひ、本文の如くせんとて、在京の大久保に諮つたのである。所が實際に於ては多少其手續が變つた。即ち此手紙の日附の翌八日付で在阪の久光より朝廷へ、久光自身は病によつて止むを得ず歸國して療養をいたしたい。又此度島津備後が上阪いたしたから自分の名代として滯京いたさせ、御警衛、且、然るべき御用途に相備へる樣いたしたいと願ひ出で、御許しがあつた。そこで備後は十一日千餘人の兵士を從へて京都に入つた。薩藩の京師に於ける威勢は是によつて一層强大となつたが、幕府では隨分驚いて警戒を加へることになつた。隆盛は又、「兩三日中には後藤から交涉もあるであらうから、それに依つて對策を定め、久光に伺つて之を決定する運にならねばならぬ。それに就ては小松大夫に下坂してもらつて、大体方針に付、久光の裁可を得、久光歸藩後は一切のかけひきを委任していただくやうにしたら都合がよろしからう」といつてやつたのである。以上

は書面に見えてゐることであるが、その後の形行は如何であつたかといふと、久光は今後の大綱を定め、後事を小松以下の重臣に委任し、十五日汽船で大阪を發して歸途につき、同日大久保は長州へ使節として出向することになり、副使大山格之助及び其頃京都薩邸に潜居してゐた長藩士品川彌二郎、伊藤博文と共に、薩藩の汽船で大阪を發し長州に赴いた。これは愈討幕を決行するについて、正式に毛利父子に見えて薩藩の眞意を告げ、且つ今後の行動につきて長藩と打合せをするためで、勿論久光の命を奉じて行つたのである。此時、後藤は土佐から上京したばかりであつた。彼は京都の風雲の急を聞いて、八月二十五日、寺村左膳と共に高知を出發、九月二日大坂に、四日に京都に着したのであつた。土藩では板垣が隆盛と同論で討幕論を主張したが、老侯容堂はその說を斥けた。王政復古に同意はしたが、兵力を用ふることには不贊成であつた。そこで後藤の護衛のため、と云ふ名目で二大隊の兵を隨行させようと獻策を試みた者があつたが、それすら用ひなかつた。斯樣な譯で評議に大分の日を費し、なか／＼上京の運に至らなかつたのである。それらの樣子が分つたので、薩藩では最早土佐を賴りにせず、最初の計畫通り、武力的解決を斷行せんとするに至つたのである。

一六四　大久保一藏への書

慶應三年九月廿七日

兩日は不レ奉レ得二鳳眉一候處、彌御安康奉レ賀候。　陳者世良(1)より御取替の儀願出、罷出候て御相談可二申上一相考居候處、家内病氣兩人臥居候て不レ得二罷出一、自由の働御座候得共、以二書中一御相談申上候。　先日も品川(2)より御取替相願候由、同人着迄の處百五十圓丈飜譯書板木相賴置候處急に金子不二差遣一候て不二相濟一由、品川着いたし候へば持參の賦にて、其內御取替被二成下一候處頻に歎願の事御座候間暫時御取替に御座候故、鐵砲代も相圓居候付、其內より御取替被二成下一候ても宜敷は有二御座一間敷哉、何分御賢慮伺試申候。　何卒御

(1)　長藩士世良修藏
(2)　長藩士品川彌二郎

返詞可レ被レ下候。將又別紙到來いたし候間差上候付御落手可レ被レ下、此旨奉レ得二御意一候。頓首。

九月廿七日　西郷吉之助

大久保一藏様

（大久保侯爵家所藏）

【解說】本書は京都にての書狀である。書中の世良は此年七月薩藩使節村田新八が長州に赴いて歸京する時、薩長の連絡を圓滑ならしめ、且、中央時局の變遷を折々信ぜしめんがため、品川彌二郎と共に京都出張を命ぜられ、村田に伴はれて京都に出で、薩人にかくまはれてゐたのである。品川は九月中旬、大久保の長州に赴く時、同行して歸國した。大久保は九月二十三日に京都に歸着したが、品川は後より近々出京することになつてゐたのである。

一六五　大久保一藏への書

慶應三年九月廿九日

御不快の由、甚以御不音いたし居申候。　折角御養生可被成候。當人看病方にて夜白難澁いたし申候。　實に難症にて込入申候扨土州の後藤(1)より又々御相談の趣御座候由、大夫(2)御宅へ貴兄の所より歸掛け參候て、尚又申述候由御座候間、貴兄御賢考の通、今日は建白書差出候樣御返答相成申候間、左樣御納得可被下候。此旨乍略儀以書中奉得御意候。　頓首。

九月廿九日　　西郷吉之助

大久保一藏樣

（大久保侯爵家所藏）

(1) 後藤象二郎　(2) 小松帶刀

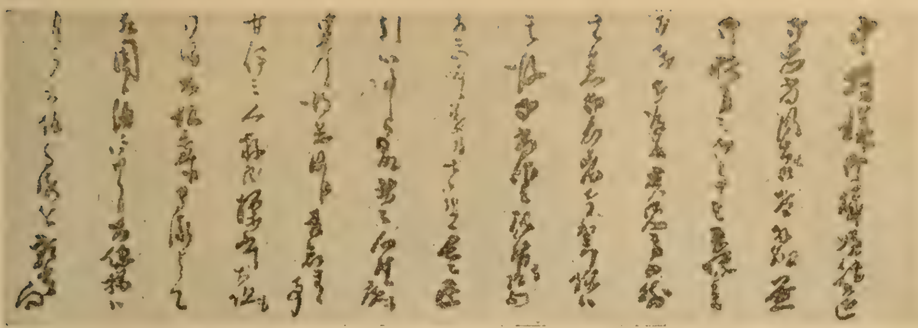
【解說】既に述べたやうに、大久保は此月二十三日長州より歸京後、病床にありしが、二十七日後藤象二郎來訪して、土州藩の藩論としてもたらした大政奉還の建白書を差出したいといふ相談をした。その建議は全く平和的解決を以て、王政復古を斷行せんとするのであつた。後藤は既に九月初旬に着京して、その藩論を薩藩へ告げたのであるが、薩藩では之を一蹴して贊成しない。又、隆盛等が嘗て後藤と相約した最後の手段は土藩の容るゝ所とならなかつたのである。薩藩では此時既に討幕に決定し、何處迄も武力的解決で行く覺悟で、其趣を後藤へは告げた。されば後藤はその事情を能く知つてゐて此相談を持ちかけたのである。大久保はそれはそれとして出させてよろしいと考へたので、それを小松や西郷と協議しようと思つたが、病氣で行けない故吉井幸輔に話してその趣を通じてもらつた。

後藤は大久保の所より歸りがけ、小松の宅へ行つて又之を說いたものと見える。大久保の日記に「二十八日土建白異論無レ之旨小大夫より返詞相成候事」とあるから、小松も即答はせず、吉井から大久保の考を聞いた後、西郷と相談して返事を出したものらしい。其趣を通知したのが即ち本書である。

但本書に「今日は建白書差出候樣御返答相成申候」とあれば、廿九日に返事を出した

やうに思はれる。さすれば大久保の日記と一日の相違がある。何れが正しいかまだ判らないが、どちらにしても土州の案も進行させてよいといふことで、異議なし、といふ返事をしたことは間違ないのである。

これは大久保といふ大政治家の謀つたことで、言ふまでもなく、西郷小松も同意したのである。深意の存したことであらう。

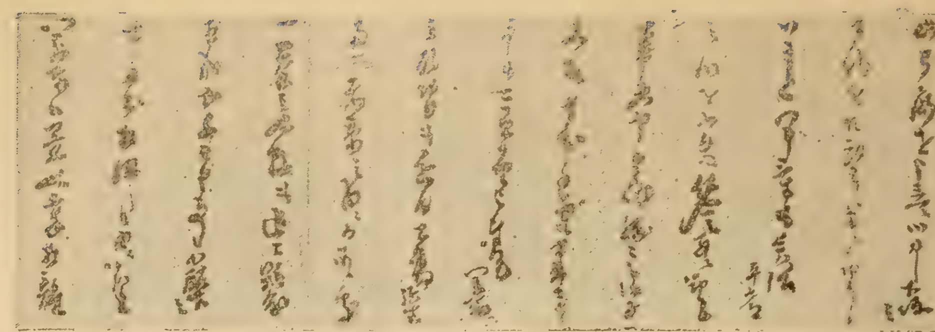


一六六　田尻、蓑田への書

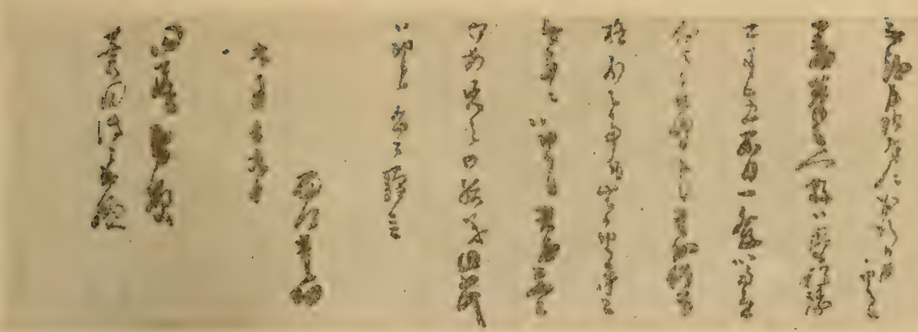
慶應三年九月廿九日

中(1)將樣御機嫌能被遊御着、尙風土も御替相成、益御快方の御事と恐悅の御儀奉存候。貴兄方御揃無恙御到着奉賀候。陳者其後御當地の形勢も格別相變候儀も無御座候。長々遲引致し候故、少々心付候廉も御座候得共、何分差知れ候事井伊の人數共操(2)出候。大垣も同樣、大坂邊え守衞として相固候趣に御座候。大垣抔は自ら大坂守衞を願出候向、此守衞を申立にいたし、大坂

(1) 島津久光公　(2) 操は繰の誤



の土地を相望候由に御座候。いまだ軍氣も矢張平常の心を不ㇾ失、仕合の事に御座候。幕吏中餘程紛紜の樣子、夫故十分手當も出來兼ね候事も可ㇾ有二御座一と奉ㇾ存候。關東の形勢も、近日土藩諸生兩人着京の由にて承候處、一擧の人數も追々夥敷相成、五千と申事、旗本の士多分相組し候由に御座候。關東は益人氣相離無二致方一次第に成行候由御座候。義擧の人數は迚も猶豫は出來兼、不日一發いたし候向と被二相聞一申候。其外何も格別の事も無二御座一平に無事に御座候。此旨荒々御安着の御祝儀迄如ㇾ此御座候。



恐々謹言。

九月廿九日　西郷吉之助

田尻務様

蓑田傳兵衛様

(伊地知峻氏所藏)

【解說】此書は京都より鹿兒島へ贈つたもので、宛名の田尻蓑田は兩人共側役で、久光の歸藩に隨從し、此月十五日大阪を發し、二十一日鹿兒島に着いたのである。

書中「少々心付候廉も御座候得共云々」とあるは、薩長の出兵が長々遲引したために、幕府も少々さとつた廉もあるが、高の知れた事であるといふ意味である。「幕吏中餘程紛紜の樣子云々」は幕府内部に混雜があり、其爲三藩の計畫が分つてゐても十分の手

當が出來かねることもあらうといふのである。「關東の形勢云々」此一項は史家の輕々に看過すべからざる點である。一擧の人數五千に及び旗本の士多く組みして居る樣子なりといひ、義擧の人數は迚も猶豫出來兼、不日一發いたし候向といへるなど、事情を知らぬ者には解しかねる書振である。されば宛名の兩人には、その事情が能く分つて居なければならぬ。即ち久光の大阪出發前に、旣に兩人は承知して居た事情でなければならぬ。從つて久光も亦承知してゐた筈である。

何事かといふと、隆盛等は此秋に薩藩討幕の筋書を實行する考（本書第一六〇所載柏村日記參照）であつたので、關東に事を起さしめ、幕軍を牽制して西上せしめぬ樣に、薩藩士伊牟田尚平や益滿休之助等を江戸につかはし、關東を攪亂せしめた。此伊牟田等の行動は、隆盛が密かに命じたのであるといふ說もあるが、前記柏村日記によれば明かに薩藩の策略であつた。此書によつてみても、薩藩の最高幹部で定めた策略であつたと見るべきものである。隆盛が之を命じたのも事實であらう。此東西並擧の策は此時に生れたものでなく、安政五年にも、文久二年にも薩藩志士の間には同樣の策略をたてたのであつたが、遂に今之を實行するに至つたのである。

此頃京都の事情からいへば、隆盛等は第一線に立ちて、乾坤一擲の事をやつてゐる最中

であるから、君侯の上京も早く實現してほしい、兵士も十分に出してもらひたかつたに相違ないが、そんなことは少しも筆にしてゐない。却つて何事もないやうに、如何にも餘裕のある樣に書いてある。此邊は凡人のやりかたではない。云はない所、求めない所に味がある。君側をして却つて放つておけないといふ考を起させたかも知れない。但、隆盛は相手の性質をみてものを云ふ人であるから、若、君側に大久保とか、桂とかいふ人がゐたら、また云ひ方が違つたであらうと思ふ。

一六七　大久保一藏への書

慶應三年十月二日

別紙只今到來仕候間、早々差上申候。大夫(1)御出勤無御座候付御覽後は御廻可被下候。正治(2)にも今日は遊歩いたし候由御座候此旨奉得貴意候。頓首。

十月二日

西郷吉之助

大久保一藏様

追啓上。御鹽梅は如何御座候哉御伺にも不參甚以不埒の仕合御座候。私宅の病人は日々難澁趣き苦心此事御座候。

(1) 小松帶刀　家老
(2) 伊地知正治

【解說】此書も京都にての往復である。「私宅病人も日々難澁云々」病人は誰であつたかよく分らぬが、大久保宛の九月二十七日の書面には「家內病氣兩人臥居候て罷出づる事を得ず」と見え、同二十九日のには「兩人看病方夜白難澁いたし申候。實に難症にて込入申候」とあるなど、隆盛の人情味の深さをあらはしてゐる。

一六八　大久保一藏への書

慶應三年十月三日

今日は御鹽梅如何御座候哉。漸々御快方とは相考候得共、折角御加養被ㇾ成下度奉ㇾ合掌ㇾ候。別紙昨夜到來いたし、太夫へも入ㇾ御覽ㇾ候て差上候間、御覽可ㇾ被ㇾ下候。以上。

十月三日　　西郷吉之助

大久保一藏様

（大久保侯爵家所藏）

【解說】これも京都にての書狀。大久保は此日までなほ病床にあつたと見える。

一六九　中山、正親町三條、中御門三卿への願書及討幕趣意書

慶應三年十月八日

【解說】此書は在京薩藩の重臣小松、西郷、大久保三人の連署を以て中山前大納言忠能、正親町前大納言實愛、中御門中納言經之の三卿に宛て、討幕宣旨の降下について、執奏盡力あらんことを依賴した書面である。連署で而かも隆盛の執筆では無いと思ふけれども、三人熟議の上差出したのであるから此に揭載することにした。(以下此種のもの同斷)
今、前後の事情を案ずるに、後藤象二郎が幕府の老中板倉勝靜に謁して、土佐老侯山內容堂の政權奉還の建白書を提出したのは此書に先つこと五日、實に慶應三年十月三日であつた。其提出については豫め薩藩の了解を得て居る。また薩藩よりも武力的解決の謀をすゝめて居るといふことを、後藤に話した事は既に述べた通である。つまり、土佐も薩

長も各其考通り、其策を進めて行つて、互に相妨げぬ事に協商が出來てゐたのである。斯くて薩の大久保利通、長の品川彌二郎が密かに岩倉村なる中御門中納言の山莊を訪ひ、主人中御門經之及び岩倉具視と會合して討幕及び王政復古の順序を謀議したのは十月六日である。

されば本書提出につきても、恐らくは當日の協議に上り、豫め了解を得てゐたものであらう。

皇國内外の御危急不ㇾ可ㇾ謂の狀態、別紙趣意書を以て申上候通にて、寶祚の存亡に相拘り候御大事の時節、苟安を偸み、傍觀默止難ㇾ仕、爲ㇾ國家ㇾ干戈を以て其罪を討ち、奸兇を掃攘し、王室恢復の大業相遂度不ㇾ可ㇾ制の忠義暗合、會盟斷策、義擧に相及候に付伏ㇾ冀くは

相當の宣旨降下相成候處、御執奏御盡力被成下度奉願候。

慶應三年丁卯十月

小松帶刀

西鄕吉之助

大久保一藏

中山前大納言樣

正親町三條前大納言樣

中御門中納言樣

趣意書

即今皇國の形勢を推考熟慮するに、乍恐舊臘先帝崩御、新帝御幼弱にましまし、天下諒闇の時に方り、萬人悲歎號泣、實に皇國の御

危運御大事無此上候處、近年、外患内憂日に月に差迫り、不可謂の御危急、寳祚の命脈存亡に可相係折柄にて、深淵薄氷の心地、晝夜忘寢食苦慮致候次第なるに、於幕府は癸丑甲寅以來違勅調印取結、其餘失體の條々不少、畢竟朝廷へ奉對、君臣の大道を取り失ひ就中幕府閣老連署にて、七八年乃至十ケ年には必然攘夷成功を可遂と御約束、皇妹の降嫁を乞候等、欺罔百端、其餘偏執邪曲放肆縱横の政令、人望殆んと盡き、痛怨離叛の極、終に上巳(1)上元(2)の變故或は大和筑波の擾亂と相成、殊に御再討以來、人心洶々、米價騰貴諸色高料、民不堪命して、京攝間、畿内の商民混亂をも相生し候に至り、且又防長の儀、甲子冬、尾張總督御征伐として被差向、三謀臣首級備實檢、伏罪の道相立、解兵相成、朝廷寛大仁恕の御趣意を以

(1) 三月三日（萬延元年）櫻田門外に於て井伊大老を擊殺せしことをいふ
(2) 正月十五日（文久二年）坂下門に安藤閣老を要擊したことを指す

て、五卿護送大膳父子出府等の暴令を閣き、早々大樹公上洛有レ之候樣、乙丑三月再應勅命を下し賜りしを、御請も無レ之のみならず不レ容易企有レ之趣を以て、再討として大軍を率ゐ、御進發、上洛參朝の節尙寛裕の聖慮を以て被レ及二御沙汰一候御書面返上、同冬大小監察下藝、一應御糺明有レ之候處、御不審筋無レ之候に、軍勢御引揚も無レ之、大膳父子蟄居、興丸家督十萬石削地の御裁許被二仰渡(3)爲一名代差出置候家老宍戸備後介等御拘留に相成、右御沙汰に付ては長防士民歎願中、父子達命にも及ばざる內、期日を刻し問罪の師を被二差向一、梗命の者御誅鋤の布告に候處、丙寅六月七日より大島郡へ亂入(4)、無辜の婦人小兒迄擊殺の暴擧よりして始て戰と相成、天下の大亂を引出し、幾許の蒼生を殺し、暴戾慘刻の所爲、絕二言語一候次

(3) 或本には「仰渡」の下に「且」の字あり

(4) 或本には「亂入」の下に「砲發」の二字あり

第なり。固より無名の妄擧、條理顚倒の始末、長防士民中に於て堂々たる天幕の旗旆を奉迎望道理も無之、於是天下益々異議を生じ、憂國の諸藩（尾州、越州、因州、備州、藝州、阿州、宇和島、薩州）名分大義を論じ、(5)不可討の議屢建言致候得共、反て嫌疑に觸れ、同八月(6)强て言上の趣有之、爲名代(7)一橋中納言追討として下藝、御暇迄も相濟候處、九州出兵の諸藩解兵の一左右を以て、忽ち名代發向追討の御斷被仰立、(8)大樹公喪に依り、兵事見合候樣御沙汰に相成、尙諸藩を被召、見込御推問衆議歸着する所を以て、更に御所置可被成旨被遂言上、昨冬より追々諸藩上京、及當春再應の詔命に奉應、於四藩も拜趨致候形行に候處、前件幕府從來の失體より災害百出、事蹟顯然、就中長防再征討の始末、是非曲直、瞭然相分り候得者、大樹公御繼業、御維新の

(5)「不可討之議」の五字防長回天史によりて補入
(6)「强て」の二字同斷　(7)一橋慶喜公
(8)將軍家茂公

時に被ㇾ爲ㇾ當、善悪邪正之分を以て、御猛省、斷然反正悔悟、天下の公議に被ㇾ爲ㇾ則、朝廷尊奉、百姓撫恤、列藩を親み、納練求治、國事御奮勵被ㇾ爲ㇾ在候得者、拯溺扶顚の御功業相遂げ、皇國の治可ㇾ足ㇾ見と四藩談合決議、再三登營の上言上、長防の儀御行掛りの事に候へば、第一大膳父子官位復舊、平常の御沙汰に被ㇾ及候はゞ御反正の實蹟相顯れ、國内和同一致の基本も相立候筋合候間、次に兵庫開港事件に被ㇾ及、順序可ㇾ相適旨を以て及諍議置候處、終に五月廿二日大樹公參內、兩事件言上、朝廷紛議、衆評御一定に至り兼候得共、强て被ㇾ遂ㇾ奏聞、無ㇾ御餘儀御沙汰相發し、全く兩三の御方にて御私決相成候姿に候處、四藩も同樣言上云々、御文言等事實顚倒致し、再三御伺にも相及候。然るに長防寛大の處置早々取計候樣御沙汰

の處、不ㇾ可ㇾ行妄議を以て、時日を遷延候內、藝州紀伊守も上京四藩同樣の趣意を以て、屢及㆓建言㆒候へども、是亦度外に差置、今日の次第に相及び、實に不ㇾ堪㆓慨歎痛切の至㆒、抑も征夷將軍の職任たるや、誠心を披き、公道を布き、撥亂濟世の職を被ㇾ盡候て社、當然の事に候處、反て列藩の公議を退け、蔽ㇾ非遂ㇾ邪の御趣意增長相成候議、德川氏衰運の然らしむる所以か、將た天不ㇾ祚㆓宗社㆒の謂乎。今日、大樹公列藩公議の御取捨は御心術の正否に依る所、御心術の正否は皇國浮沈に關する所、皇國浮沈に關係する、何をか是より大ならん。此時に當り、苟も安を偸み傍觀默止する時は、益す禍心相募り、朝廷を掌握し、暴政意の如くにして、外患內憂一層の大事に相及び、殷鑒不ㇾ遠、戊午以來皇國今日の大難あらんことを恐れ

憂國の諸藩東西に奔走し、王事に鞠躬して國家疲弊し、終に斃れんと欲して止ず、今般の一擧となる。 人事既に至れり盡せり、前件重大の罪跡明かに、御心術正否著く、皇國浮沈の機燦然たる、上は、寸毫も餘論を容るゝの地無レ之候に付、大義の所在を明にし、王室恢復の赤心を貫徹し、干戈を以て其罪を討し、奸兇を掃攘して國家長久の基を開き、上、奉レ安ニ宸襟一下、萬民塗炭の苦を救濟し、萬死を以、藩屏の任を盡し、累代の鴻恩を奉レ報度、今(9)此兩三藩不レ可レ制の忠義(10)暗合、奉ニ朝命一揚ニ大義一、敢て呑噬奪攘の意端に不レ出の至情を陳述する者なり。

(9) 一本には「干今此兩三藩」とあり
(10) 一本には忠義暗合天地神明に盟會して擧義策斷に相及び候て敢て云々とあり

【補說】此書を薩藩より提出した同日薩邸に於て藝藩の辻將曹、植田乙次郎、寺尾庄十郎

長藩の廣澤兵助、品川彌二郎、薩藩の小松、西鄕、大久保等相會して、堅く三藩同盟を約したる後、大久保、廣澤、植田の三士、中山、中御門の兩卿に謁して、三藩の決議書に基づき左の覺書を兩卿に提出した。

一 三藩軍兵大阪着船の一左右次第、朝廷向斷然の御盡力兼て奉レ願置候事

一 不レ容易一御大事の時節に付、爲二朝廷一擲二國家一必死の盡力可レ致事

一 三藩決議確定の上は、如何の異論被二聞食一候共御疑惑被レ下間敷事

なほ三藩の國情決定の次第を言上し、大久保より更に三卿宛の本書を提出したものと見える。趣意書の末句に「今ここに兩三藩制すべからざるの忠義暗合云々」とあつて、三藩と斷言せず兩三藩とあるは、藝藩の態度が前日まで曖昧であつたためである。藝藩は其家老辻將曹が、初め後藤の說に傾き、後藤の歸國中薩長の討幕說に贊成し、後藤出京後再び後藤の說に從つたが、十月六日長藩の廣澤と、藝藩の植田と相携へて出京し、辻に說く所あり、藝藩の藩論再變して前記の會合を見るに至つたのである。

又、本書を差出した翌九日、大久保は岩倉具視邸に行き、昨日の首尾を言上した。よりて岩倉は左の奏聞書を認め中山をして密奏せしめた。

備考

岩倉具視よりの奏聞書

方今、海外萬國大小となく、國力を擧げて富强の術に致し、人智日々相開けて萬里に雄飛し宇内の形勢大に一變す。是時に當り、皇國の政體制度御革新、萬世に亙りて萬國に臨み、天地に愧づ可からざるの大條理を以て、不拔の御國是を確立し、衆心一致、皇威を海外に宣揚し、中興の御鴻業を施行せらるゝは至大至要の急務と奉存候。抑、皇家は連綿として萬世一系、禮樂征伐、朝廷より出て候て純正淳朴の御美政萬國に冠絕たり。然るに中葉以降、覇府大柄を掌握し、文武分岐し、天下の大勢古代とは一變し朝廷は全く虛器を擁せらるゝの姿にて、萬民は上に天子あるを知らざるの陋習と相成り、愧づ可く、歎ず可きの甚きものに候。夫れ國家紀綱の弛張、人心の離同は、名を正すに始り候は古今の通論に候處、近年幕府に於て失政尠からず、外は各國の條約締結、內は防長の處置等、總て朝廷を脅制し奉りて、列藩の公議を排斥し、放肆縱橫の政令を施行し、人心離反、禍亂相踵き、遂に今日の體に陷溺し、尙此上私心を以て、偏執邪曲の政令陸續と出て、暴威鴟張相成候ては、全く朝廷を擁するの姿にて、一令相發するときは一激を增すの人心に候へば、約り

寶祚の御安危に相係り候は必然の御儀と不堪苦心の至候。假令一時無事なりとも、目今萬國の交誼、天地公道の在る所を以て和戰を決し進退を定むるの際に當り、斯る名分紊亂の制度を以て萬國と相對峙は相成り難きのみならず、皇國内の人心に於ても、亦片時も居合相付き難く、内外實に容易ならざる危急の御大事切迫の御時節なるを以て、斷然と征夷將軍職を廢せられ、大政を朝廷に收復し、賞罰の權、豫奪の柄皆朝廷より出でゝ大に政體制度を御革新在らせられ、皇國の大基礎を確立し、皇威恢張の大根軸を確立せられ度、非常の御英斷を以て、速に朝命降下相成候樣奉願候事

十月　　臣　友　山

（案）　この奏聞書こそ、王政復古には斷乎たる英斷に出でさせられんことを仰望したるものにて實に討幕の宣旨降下についても、薩長の運動に多大の援助を與へたものである。署名の友山は具視の入道名である。十三日に愈勅書降下のことに内決し、十四日正親町三條實愛卿（後に嵯峨と改姓）が大久保と廣澤とを其邸に召して討幕の詔勅を交付されたのが即ち前記の書である。

一七〇　中村鐵彌への書

慶應三年十月十三日

御安康奉賀候。陳は先日差上置候土州建白書御覽濟相成候はば卒度御返し被下度奉合掌候。此旨乍略儀以書中奉得貴意候頓首。

十月十三日　　西鄉吉之助

中村鐵彌樣

當用向

（中村公元氏所藏）

【解說】此書は京都にてのもので宛名の中村鐵彌は大村藩士である。

一七一　密勅御請書

慶應三年十月十四日

【解説】慶應三年十月十四日討幕の密勅を薩長二藩に授けられた。之に對して同日兩藩在京の重臣より差出した請書が即ち是である。密勅は兩藩別々に下されたが、御請書には在京兩藩の使臣各三人づゝ連署して差出した。因に云ふ、此請書の本文は大久保利通の筆蹟で、姓名は各々自署したもののやうである。これは其後長く岩倉家に保存せられてあつたらしいが、今日では福井八郎氏の珍藏に歸してゐる。

當節不二容易一御危急の砌、爲二皇國一不レ被レ爲レ顧二忌諱一御內々御盡力確定不拔の叡慮被レ爲二伺取一勅書降下兩藩深御依賴被レ爲二思食一候御旨趣奉二謹承一、卑賤の小臣等不レ奉レ堪二感激流涕一奉レ存候。早々寡君え報知

決定の宿志益以貫徹仕抛國家堂々大擧仕可奉安宸襟候。此段盟天地御受仕候。誠惶頓首。

慶應三年十月十四日

廣澤兵助

福田俠平

品川彌次郎

小松淸廉

西鄕隆盛

大久保利通

中山前大納言様

正親町三條前大納言様

中御門中納言様

岩倉入道様

備考

討幕の密勅

薩藩に下された討幕の密勅は次の如きものである。長藩への分は一日後れて十四日付であるが詔勅は同文である。又次に、會桑二藩主加誅の御沙汰書をも附記する。

左近衛權中將源久光

左近衛權少將源忠義

詔、源慶喜籍二累世之威一、恃二闔族之強一、妄賊二害忠良一、數棄二絶王命一、遂矯二先帝詔一而不レ懼、擠二萬民於溝壑一而不レ顧、罪惡所レ至、神州將二傾覆一焉。朕今爲二民之父母一、是賊而不レ討何以上謝二先帝之靈一下報二萬民之深讎一哉。是朕之憂憤所、在二諒闇一而不レ顧者、萬不レ得レ已也。汝宜體二朕之心一、殄二戮賊臣慶喜一、以速奏二回天之偉勳一而措二生靈于山嶽之安一。此朕之願、無二敢或懈一。

慶應三年十月十三日

正二位藤原忠能
正二位藤原實愛奉
權中納言藤原經之

會津宰相
桑名中將

右二人久滯二在輦下一助二幕賊之暴一其罪不レ輕候。依レ之速可レ加二誅戮一旨被二仰下一候事

十月十四日

忠能
實愛
經之

一七二　中島、小澤への書

慶應三年十月十九日

芳翰忝拜誦仕候。陳ば乘船折角取掛居候に付、追時御荷物等積入方として人足差上可ᴸ申候間、其節積入場へ御出掛被ᴸ下度、此旨御報迄如ᴸ此御座候。頓首。

十月十九日　　西鄕吉之助

中島作太郎様

小澤庄次様

貴酬

【解説】宛名の中島作太郎は土州藩士にて後の中島信行なり。小澤庄次は三條實美の從士で、後の尾崎三良男の事である。

此書は隆盛が小松、大久保等と討幕の密勅を奉じて、十月十七日京都を發して下阪し、同十九日大阪より藝藩汽船萬年丸に乘りて三田尻に至らんとするに際し、同船を約しておいた中島、小澤兩士より乘船の時刻を問合せたるに答へたものである。

一七三　黑田、村田への書

慶應三年十一月廿一日

昨夕、品川君より、西之宮邊船付場等の御都合向にて兩人御上坂相成居候御方、御同伴の義承知いたし居候付、木場傳內ゑ談合いたし置候間、同人ゑ御引合次第差出都合に御座候付、右の趣御通置被下度、私には今日二時比より英人薩道面會いたし度との事にて出掛候間、今日御上京の譯に御座候へば、得御面會不申かも不計候付、乍略義以書中奉得御意候。　頓首。

十一月廿一日

追啓上西之宮邊ゑ御出掛之義は、いづれ明日より先に御座候

半かと相考申候付、其手筈に仕置候。此段も卒度申上置候。

西郷吉之助

黒田了助様

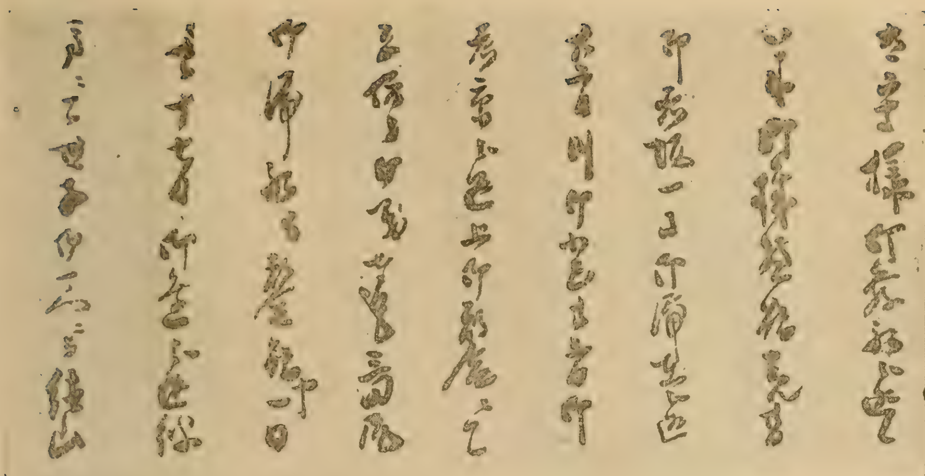
村田新八様

要詞

（伯爵黒田清氏所藏）

【解説】此書は大阪に於て滯阪中の黒田了助（清隆）村田新八の兩人へつかはしたものである。此時薩、長、藝三藩聯合の出兵計畫は既に八分通り進捗し、隆盛等は藩主忠義を奉じ、凡三千の兵士を率ゐて十二月二十日大阪に着した。即ち本書を差出した前日である。長州兵は藝藩世子に誘導されて此月二十八日攝州西の宮邊に上陸することになつてゐたのである。案ずるに、幕府は是より先、七月二十三日、長藩末家一人及吉川監物、並、家老一人を上阪せしむるやう、藝藩をして毛利家に傳へしめた。そこで長州は末家及び吉

川監物も病氣で上阪出來ぬから、不二則敢二家老を差出すと云ふ返事をして、家老護衛のためといふので兵士を引率せしめる。藝州は長藩の末家及家老を護送するといふ名口で、出兵の口實を設けることになつてゐたのである。

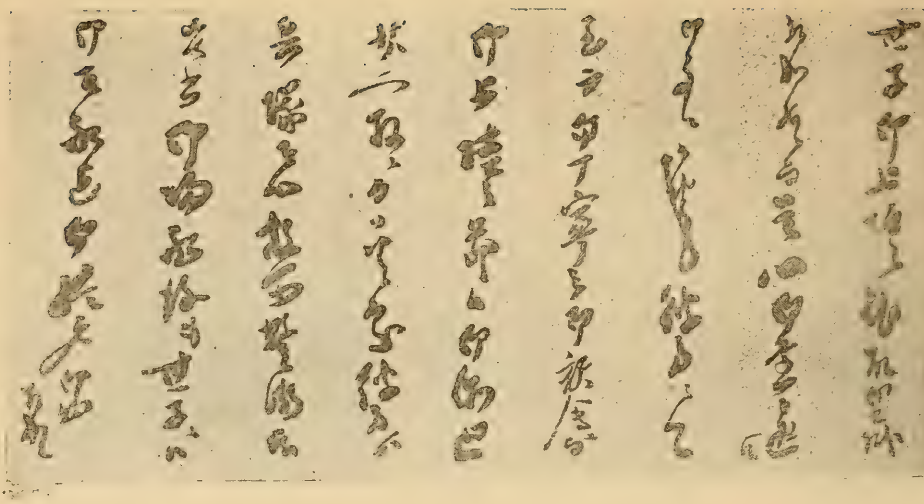


一七四　桂右衛門への書

慶應三年十一月廿五日

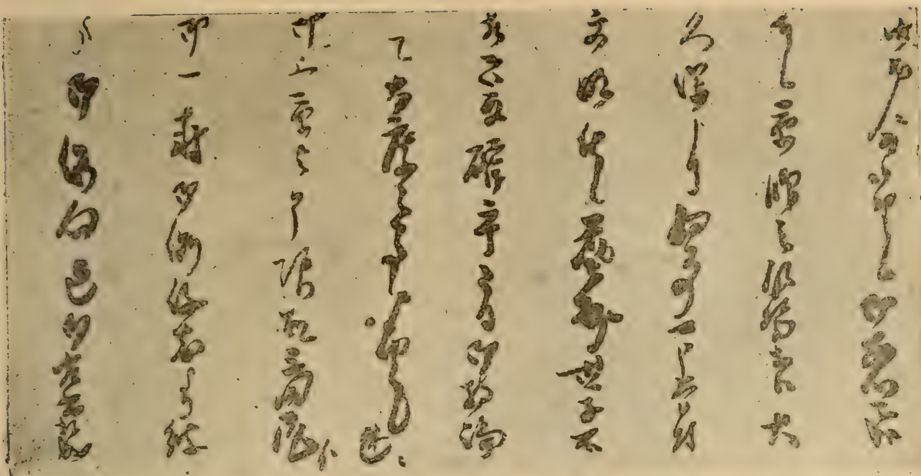
太守(1)様御發船被遊候以來御機嫌能、去ル廿日御着坂、一日御滯在被遊、廿二日川御登、廿三日御着京被遊、上都合にて恐悅の御義奉存候。　三田尻御滯船も都合能、中一日にて、十七日御逢(2)被遊、彼方にて世子(3)御一人にて、德山(4)世子御上坂の賦故御出掛相成居候て、是以御逢被遊候御事に御座候。　彼方にて至て御

(1)　島津茂久公（後改名忠義）　(2)　長州世子との會見をいふ
(3)　長州藩主は見えず世子一人なりしといふ也
(4)　毛利平六郎（親信）

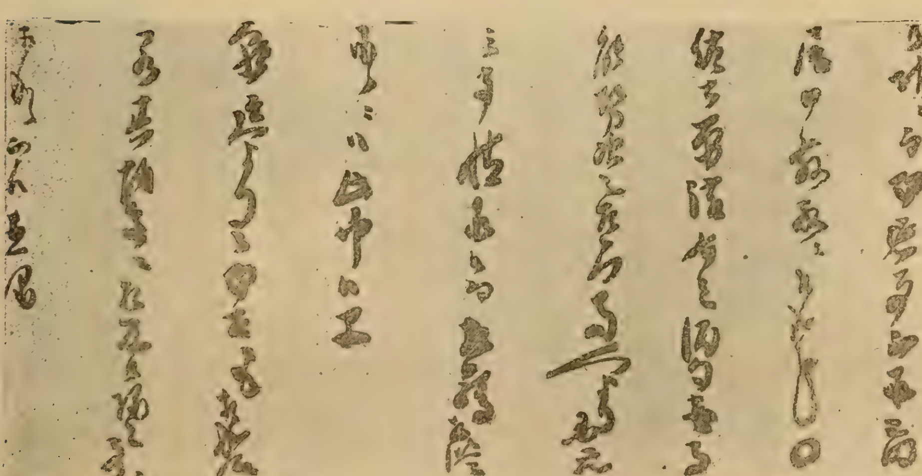


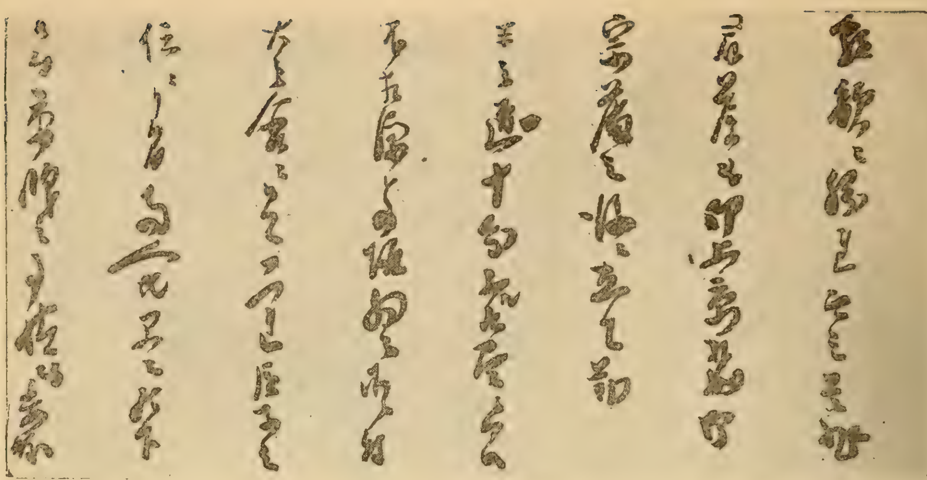
丁寧の御譯會にて、御上陸の節は、御側廻少人數にて御座候處、彼方より兵隊を以、數所警衞被ニ差出一、御歸船後も世子には御召船迄御禮として御出相成候次第にて御座候。　御安心可レ被ニ成下一候京師の形勢等は大久保より細事可レ申上レ候付文略仕候。　藝州世子(5)不ニ相變一確乎たる御持論にて大慶の事に御座候。速に御上京と申譯故、三田尻より御一封御側役前より彼方御側向迄御差出相成候限にて御返事不レ承、三田尻御發

(5)　淺野長勳



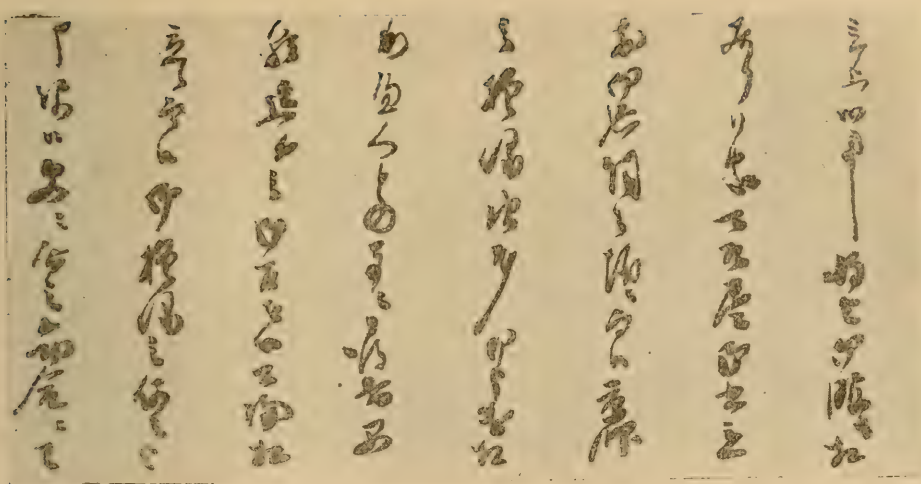
船に相成申候。
○佐土原詰居の酒匂求馬、能勢次郎左衛門兩人より國元の事情承候て相驚、相談承候には、此中は早朝廷よりの御召にも相成居、若、其趣意に相反候樣の事に相成候て



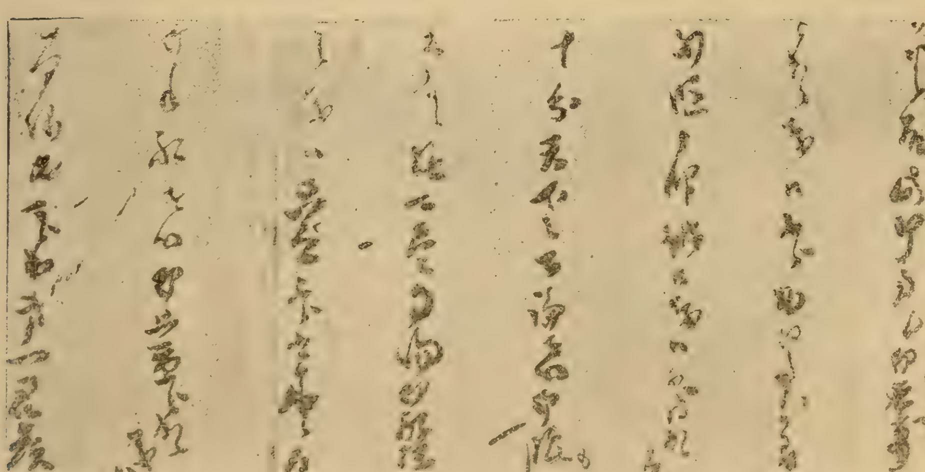


は直樣
朝敵に紛れ無之是非君侯も御上京相成御宗藩の後に立て勤
王の道十分不被相盡候ては不相濟との趣細々承候付右の含に候はゞいづれ臣子の任に候間兩人共早々罷下候て京師の事情も委敷言上いたし得と御腹も相居り候處可相盡御出立前(6)御返詞の趣にては京師の模樣次第御申遣相成べくとの事に候得共早朝廷よりの御召を以公論相立候ては御模

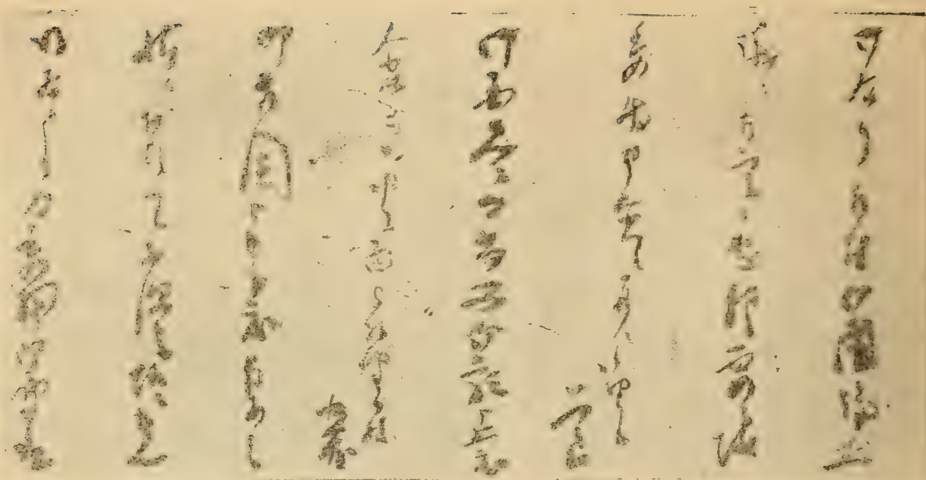
(6) 薩藩太守公鹿兒島發前佐土原侯への答書には京都の狀況次第にて更に申遣はすべしとの事であつたけれども，既に朝廷よりの御召で公論定まりし事なれば，今更何かに申すわけは無い事であるから云々といへる也



樣の何のと申譯は更に無レ之筋合にて御座候故、此御方より御申遣被レ成候義は不レ被レ成御事に候間、別段被二仰越一候儀は不レ被レ爲レ成候間、十分天下の公論を以、御腹も相居候樣可レ盡、勿論御船(ヲ)

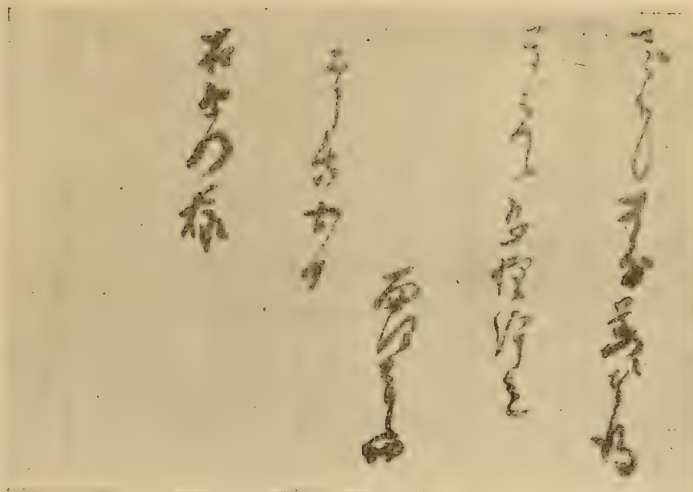


(7) 薩藩の汽船は多用でとても貸與する餘裕はないといふこと也



操の義は只今不被出來候間、御手船を以御上京被成候儀は、如何樣共可被成第一君侯御居り相付、御國論正議に相定候處肝要の趣委敷申置候事に御座候。いづれ御國元にて尚又御願申上度含も御座候由、被相聞候付、宜敷御差圖被成下度、臣子の情におひて不便の趣に相見得居申候間、委細御聞取可被下候。此旨荒々奉得尊意候。恐惶謹言。

十一月廿五日　　西郷吉之助



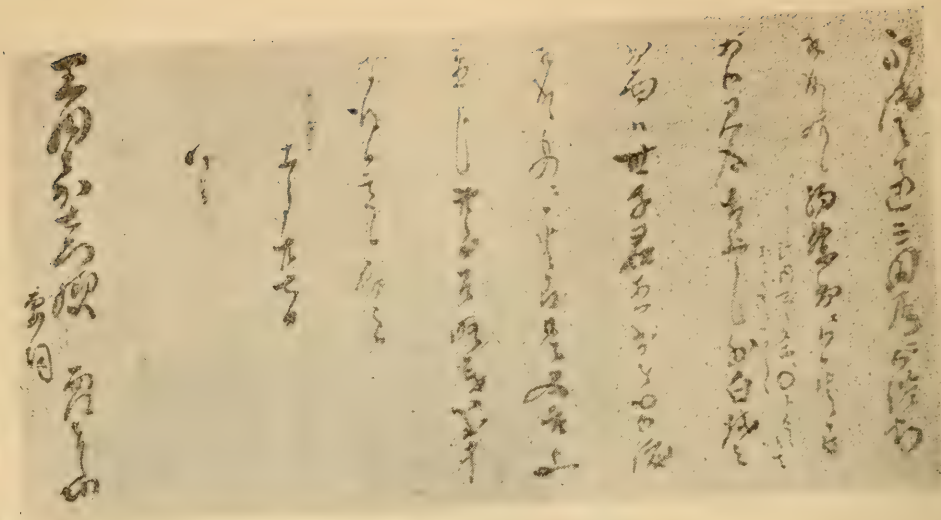
右衛門様

（和田世民氏所藏）

【解說】本書は十一月二十五日京都より鹿兒島の家老桂右衛門に贈りしものにて、京都着後初めての桂氏宛書翰である。上半には藩主忠義鹿兒島發船後京着迄の首尾を報じたもので、二十日着坂、二十二日淀川を溯り二十三日着京と見えてゐる。又、三田尻に於て長藩歡待の有様を報じて居る。

長州世子との會見は長州の記錄によれば十八日であるが、此書は十七日とある。多分十七日は思ひ違ひであらう。

後半は佐土原藩の酒匂、能勢の兩士より、同藩進退につきて懇談の次第を報じ、なほ鹿兒島に於て然るべき指圖あらんことを依賴してやつたのである。



一七五　黒田嘉右衞門への書

慶應三年十一月廿七日

別紙壹通、三田尻にて談判相成候約條書(1)此の内末の狀にて御座候間爲御見合差上申候。に○と有之候は玉の事に御座候　外白紙(2)の書面は世子君直書を以御渡相成候ものに御座候間、是又差上申候。此旨乍略儀以書中得御意候。頓首。

十一月廿七日　　西郷吉之助

黒田嘉右衞門様

(1)　割註にある玉は畏くも至尊を指し奉つたものである
(2)　白紙の下「包」の字を補ひて解すべきものか

別紙其一

薩長合議書

一 三藩とも浪華根據の事

一 根據守衛薩藩二小隊へ長藝の內相加候事

一 薩侯御一手は京師を專任とす

一 長藝の內一藩京師を應援す

一 薩侯御着坂廿一日にて、廿三日御入京。廿六日三田尻出浮の兵出帆廿八日西の宮着、薩藩より京都の模樣報知の上進入の筈

一 〇の義は山崎路より西之宮へ脫詰り藝州までの事

（黑田子爵家所藏）

別紙其二

毛利廣封（後の元德）の隆盛に與へたる書

一 至尊を奉ニ守護一候事者申も乍ㇾ疎大事件に付、精々遂ニ心配一十分手筈を合遣算無ㇾ之樣肝要

の事

一此度の義、實に

皇國の一大事に付、此方出先の者どもゑ氣付の筋有レ之節は、萬端存分に教示の儀相賴

候事

【解說】此書は隆盛が京都に於て黑田淸綱（當時嘉右衞門と稱す。薩藩軍賦役）に授けたもので別紙一は三田尻に於ける薩長合議書、別紙二は長州世子元利廣封（後、元德）自ら書して隆盛に示されしものである。

案ずるに、此年十月十四日薩長二藩に討幕の密勅降下するや、在京薩藩の三巨頭小松西鄕大久保は打揃つて、密勅を奉じて歸藩し、十月二十六日鹿兒島に着き、藩主の上京と出兵の擧を促した。鹿兒島にて、隨分反對の意見もあつたが、遂に藩論をまとめた。そこで慶應三年十一月十三日、藩主忠義は精兵を率ゐ、一藩の運命を賭して、回天の鴻業を翼贊し奉るべく、海路征途に上つたのである。

將士三千、軍艦春日及び武裝せる翔鳳、平運、三邦の三汽船に分乘し、島津伊勢、岩下方平、之を統率した。忠義の乘船は、三邦丸であつた。此時小松は病により鹿兒島に殘り、大久保は土佐老侯容堂及び後藤等の上京を促すため、高知に寄つて上京することになつたので三巨頭中、隆盛のみ藩主に隨從した。斯くて軍艦春日は十五日三田尻についたが、他の三船は風波の爲に餘程遲着し、三邦丸は十七日同處に着した。十八日忠義は長州世子毛利元德に會見し、兩藩重臣の合議があつた。別紙一は即ち其折の合議書である。別紙二は當日長州世子より隆盛に渡されたものである。又、同日薩主忠義の手書して諭されたものが、前書と同じく黑田子爵家に襲藏されてゐる。即ち左の文面である。

備考

島津忠義（後の茂久）手書

一時機變遷して處す不可に於ては細密復考共宜に叶候樣取計緊要の事

一兼て定置候通り

勅諚を奉載し條理名分を正し、輕擧無謀に不陷事

一機密四方に露顯せし由に付、尙深く廟議可入念事

右委細の儀者黑田嘉右衞門に申付置候事

一七六　品川彌二郎への書

慶應三年十二月二日

先刻承知仕候事件大久保えも相談仕候處、今日は於
朝廷惣參　內被
仰出御評議相成候向に被相伺、先歸國可致との御論も相起り、又
は何分
御沙汰被爲在候間は、可相扣との兩議不被相決筋に相聞れ候由
に御座候。　夫故三五日中の處、大に可宜との事御座候處、強て御
進め申上候筋にては無御座、暫時の間譯も相立候事かと相考候
儀にて、別に仔細は無御座候間、先づ御見合の方御宜しくは有御

座間敷哉、誠相違の儀に御座候得共、明後日と相成候ては機會も相後可申事と奉存候間、左樣御納得可被下候。此旨乍略儀以書中奉得御意候。參上仕候て可申上候筈に御座候得共、無據差懸候故、卒爾の働御宥免可被下候。頓首。

十二月二日　西鄕吉之助

品川矢次郎樣

（京都大學保管、舊尊攘堂所藏）

【解說】慶應三年十一月二十九日長州の先鋒凡七百人、攝州打出濱に上陸し西之宮に陣して京報を待つてゐた。右長兵の進退について當時京都薩邸にゐた品川彌二郎より隆盛へ相談の件ありしに、隆盛は大久保と談合の上、此書を以て答へたのである。是れ十二月二日の事である。（或書に六日とあれど、それは誤りである。）

本書の意味は、品川との談合が明かでないからよくはわからぬが、此時は未だ朝命も出

てゐない時であるから、多分品川より急速入京の議を相談したのではあるまいか。それに對して隆盛は、即時入京は見合せて、四五日中に入京させることにしたら宜しからうと云ふことを述べたものゝやうである。

「誠相達の儀に御座候へども云々」は、事柄がよく分らぬ。案ずるに、長兵の西之宮に着いたことは、廿九日に藝州世子淺野長勳より朝幕の各々へ届出で、長兵からも上陸後大阪城代へ届け、又京都詰の薩藝兩藩重役に書を送つて之を通知した。此報が京都に達すると人心洶々といふ有様で、會桑兩藩よりは、早速歸國せしむべし、と朝廷に迫つたが、二日二條城に於ける德川家の評議では、「諸侯上京會議のある迄は、大阪に滯在して命をまつ樣朝廷より御達あるやうにしたい。」といふことであつた。朝廷では朔日の夜、評議があつたが決せず、此手紙には此日惣參內評議ありしも、まだ決せざりし樣子であると見えてゐるが、二條城の評議の趣もきこえたので、二日の夜（此の手紙を送つた後になつて）「上阪して朝命を待つやうに」といふ御沙汰があつたのである。

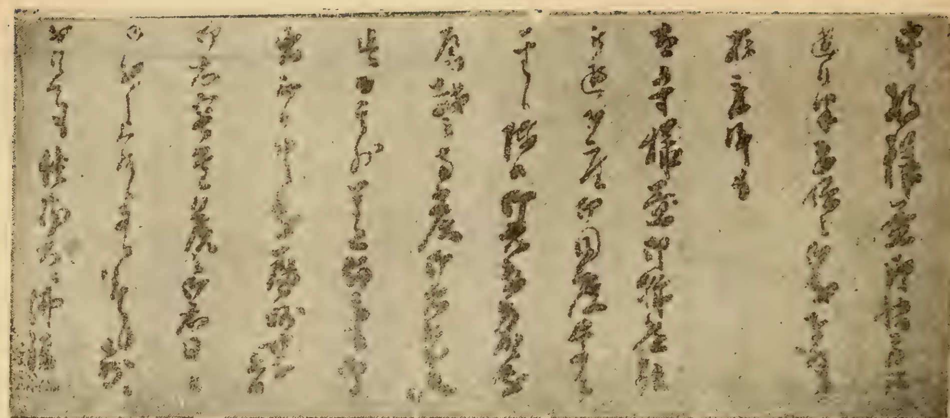
　長兵は朝廷より大阪にて命をまつやうにと達せられたけれ共、其の實、西之宮を動かずに上京の機をうかがつてゐた。十二月三日付で品川から西之宮の長兵に次の如き書を送つてゐる。

備考

品川彌二郎より西之宮の陣營への書

(前略)偖は別紙の通夜前御沙汰相成候に付、藝人湯川淸太郎今晩より下坂、旅宿其外談合致すとの由申來候に付、當藩(編者曰く當藩とは薩藩をさす)申合、湯川下坂差留、當地に於て朝廷へ御屆取計等仕候樣申合候間左樣御承知可被下候。朝廷への御屆は夜前差出候書面の趣も有之、又候轉陣等仕候ては大に人心に關係も致候間、西宮に於て御沙汰相待候間宜御執奏御賴みと申處にて、來る六日七日の頃に兩藩より差出す都合に仕置候間、其都合にて御出被下候樣奉願候。只樣遷延御苦慮の段奉恐察候。巨細今朝山田君御歸陣に付、御聞及も可有之と略し申候。(極月三日)

猶々昨夜の朝議尹宮攝關の處にては、是非歸國の命令を下す論にて、餘程烈しく候處漸く議奏邊の處にて登坂御沙汰可相待との處に決し候よし、尹宮攝關の所へは會藩より餘程迫り候よし、會の周旋至れり盡せり、感心の至に不堪、御一笑。



一七七　蓑田傳兵衛への書

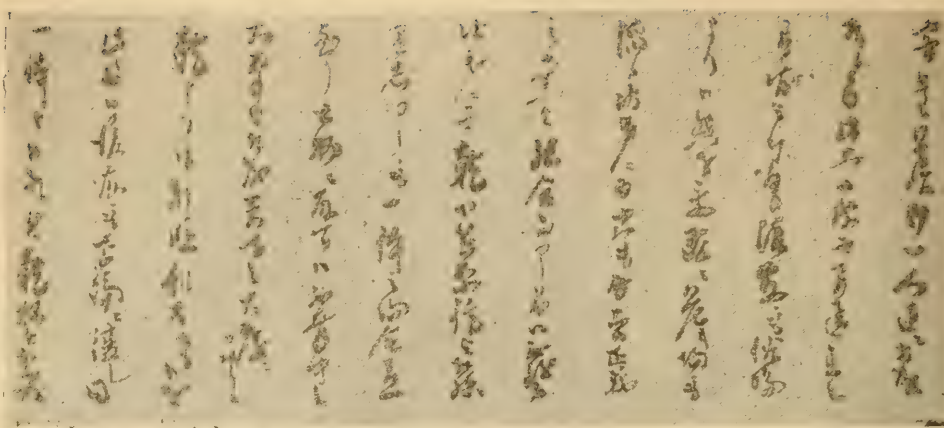
慶應三年十二月五日

【解說】此書は慶應三年十二月初旬の形勢を、鹿兒島なる島津久光の左右に報じたるもので、初めに土州老侯容堂及び後藤象二郎の態度を詳說し次に藝、尾越肥、大垣、藤堂、肥後、柳川、久留米等の向背次に、長兵西之宮着につき、其處置に關する朝議の模樣を報じ、又王政復古の大號令喚發の準備既に成り、八日を以て其期とせんことを告げ、最後に安心の出來ないのは會、桑二藩のみなることを叙してある。



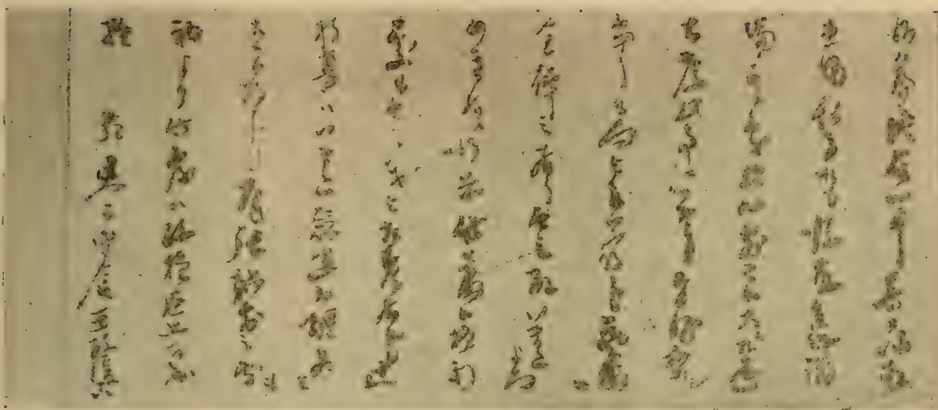
中※將樣益御快方被ㇾ遊候半、恐悅の御義奉ㇾ存候。於二爰許一も、太※守樣益御機嫌能被ㇾ遊二御座一御同慶此事に御座候。陳ば御着京相成候處、尾越の兩侯御着相成居候迄にて其外いまだ何方も御着無二御座一候處藝州世子近日御着、容堂侯の御着日々御待申上居候事に御座候。土州においても公論大に沸騰いたし、後藤抔罷歸候時節は甚難澁の趣に被二相聞一申候。夫故廿三日御約定の期

※ 此時中將（久光）は鹿兒島に，大守（忠義）は京都にゐた



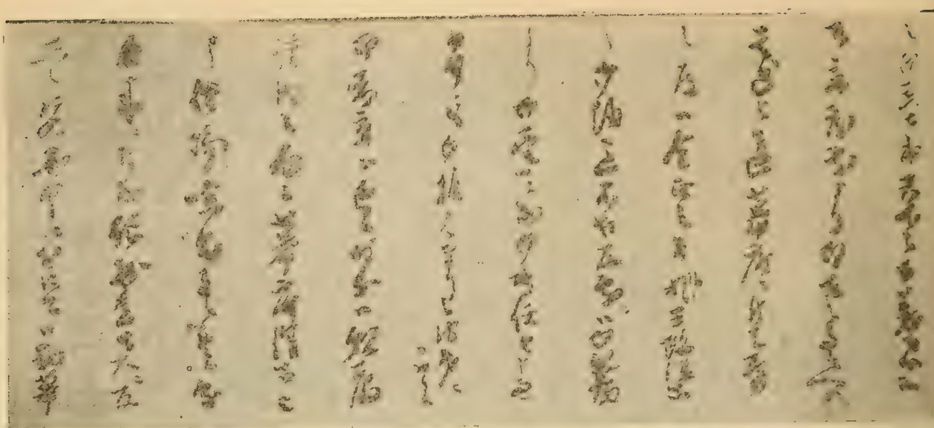
限も相延、又候廿七日の御發船の處
是以テ俗論再發の譯も有レ之候由、乍レ然
京地の模樣も相變候のみならず、坂
本龍馬、石川誠之助の兩人暗殺に逢、
土邸大に憤激いたし、廿七日の御發
船は今一運漕御人數御操出相成候
て早々御迎に乘戻候時機に御座候
御側廻等も都て着坂相成居、只　容
堂矦御一人迄に相成居候間、此上は
決て間違有レ之間敷と奉レ存候。　後(1)藤
にも俗論よりは怨を受ケ既に危き場

(1) 後藤象二郎の態度



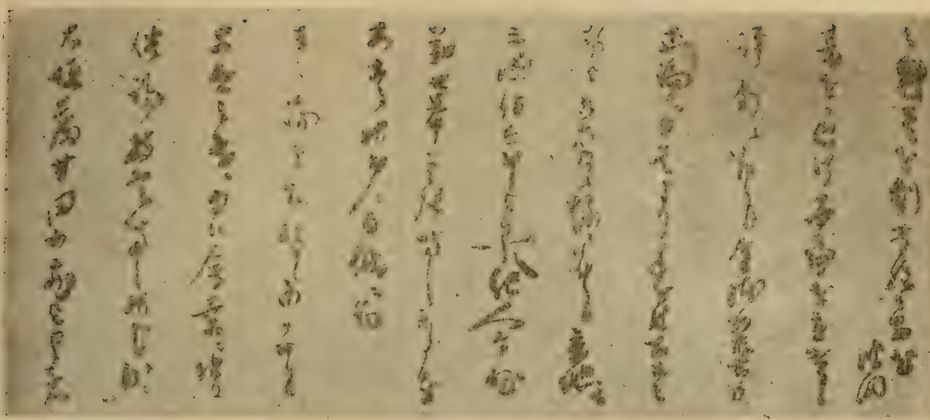
にも陥候次第にて、迚も此上は正義の黨と結合不レ申候ては無致方次第にて、乾(2)、小(3)笠原徒と相結ビ有志中とも一體の場合立至り、土州に取ては不幸中の大幸と相成、天下の大慶に御座候。　乾よりも別段私共えも申遣此上は後藤にも正論に復し、同一體と相成候付、乾抔と相心得、何篇談合いたし呉候様承、直様私方えも後藤差越、議論承候處、此以前とは大に相違、大慶此事に御座候。　餘程案じ當

(2) 乾は後の板垣退助　(3) 小笠原只八



り候向こ相見得申候。藝藩は全體の居り無之故、いまだよろめき居候得共、此藩は格別處も無之義こ相考居申候。辻將曹(4)はいまだ疑迷不醒ものこ相見得申候。尾張越前の處も、初より此度は政權返上相成於朝廷被聞食、王政復古の御基本天下の公義を以被召立度處より御召の事候へば、是迄こ違、幕府に付て盡力の道は全く無之、是非王政復古の御趣意不相反處は、御親藩より御盡一成

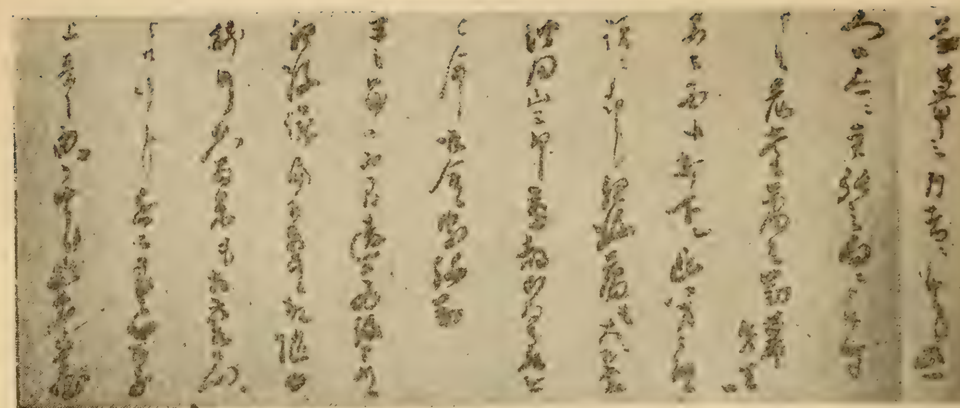
(4) 藝藩の家老



御專任と申事如何にも御振はまりの次第に御座候。　御着京被遊候時分は、親藩譜代の面々、幕府復古と申俗論喧敷事に御座候處、近來に相成紀州邊も大に反正の姿、國中においては勤幕の魁首(5)を刎專權の家老(6)津田某を退け、國論を立替候評判に御座候。　全躰(7)安藤帶刀正論にて、是より手を付ヶ右等の勢と相變候趣に御座候。　京地にも(8)三浦休太郎と申ス紀人餘程勤幕主張いたし居候處、右等

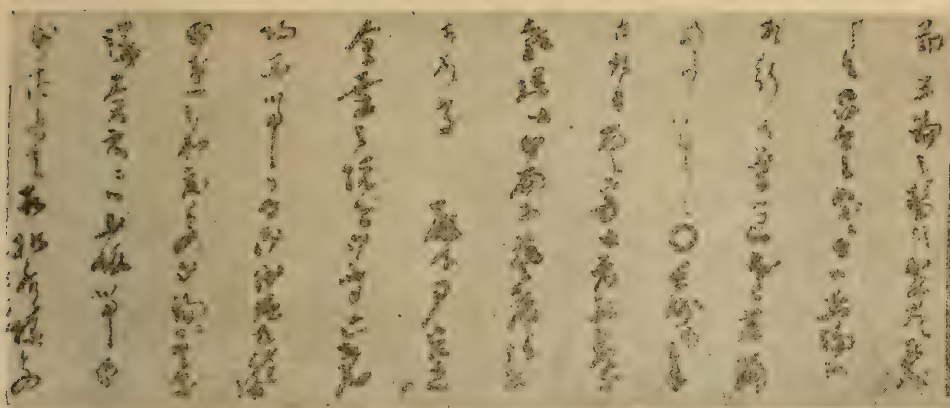
(5)　田中善一郎　　(6)　津田出　　(7)　紀藩附家老

(8)　紀州藩士後の三浦安



の次第にて俄に勤
王の論を相觸候由御座候。只今の處にては會桑に限り、俗論持定いたし居申候。外には大垣藩[9]井田五藏こ申者、勤幕の力者に御座候。此一人は今に主張の向に被相聞申候。藤堂藩の勤幕先生は、早々國え打下し、幽閉被致候話に御座候。肥後藩も大に相變ッ津田山三郎京都御留守居を被命、取合候處、彌勤
王の筋は不間違との趣申居候。肥

(9) 後の男爵井田讓



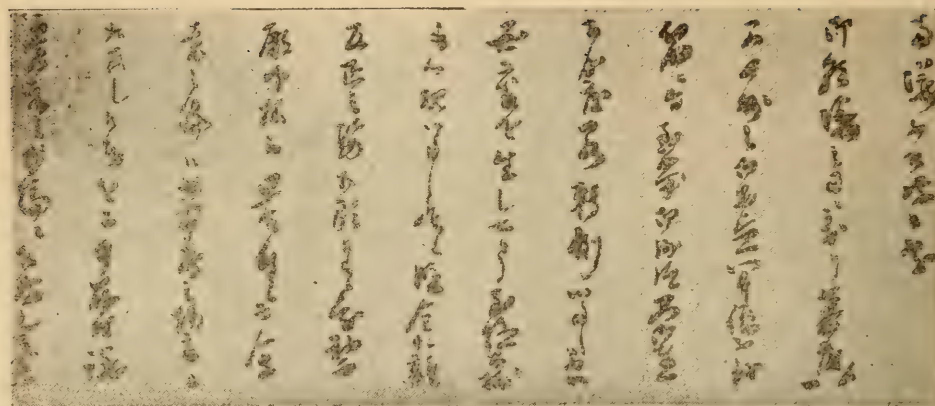
後議論相變候故、隨て柳川久留米も相變候向に被二相聞一申候。　近々(10)良之助公子上奏の由に御座候。　此節は餘程勤

王論の勢ひ盛大に罷成申候。　只今の處にては正論被二相行一候氣運かご雀踊此事に御座候○長州も去月廿九日、西之宮へ着船相成候處、朝廷え御屆等藝藩より申立相成候處、(11)殿下(12)尹宮邊は會桑の説を御聞込相成、歸國いたし候て御沙汰相待候樣御達

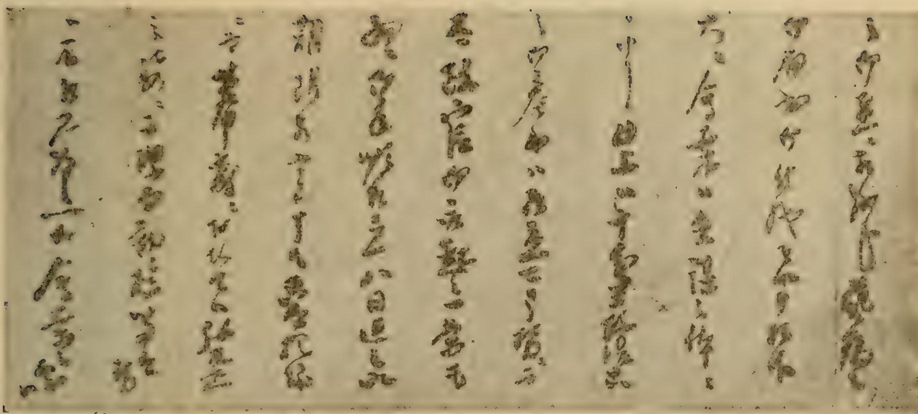
(10) 細川良之助

(11) 攝政二條齊敬

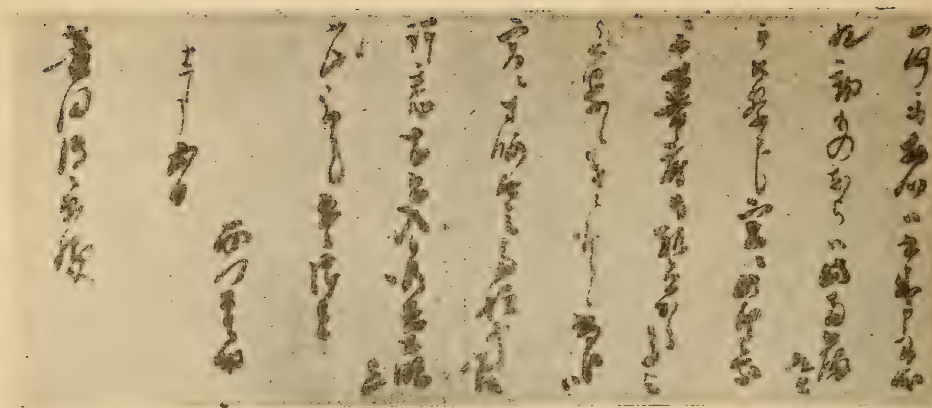
(12) 朝彦親王



相成度との御論に御座候處、議奏衆には上坂いたし、御沙汰迄は相扣居候樣との兩議不相決候處、御朝儀の日に到り、幕府よりは早長州の御所置關係不致筋にて、至當御沙汰早ヶ御達相成度、若轉倒いたし候ては必變を生じ可申、至極、大樹も心配いたし居候段、全相離反正の姿相顯れ候處、初て殿下抔被思召付候て會桑の論は幕府の趣意に相反し候儀を被御存付、議奏衆の御論に相決



し、其通の御達に相成申候。藝藩の御屆書御付紙を以テ被二相下一大に會桑は失謀の體に御座候。此上は十分王政復古の御基本は罷立可レ申勢にて、太政官御取起の一條も、細々御手順相立、八日迄の御期限相定申候。只今模樣にて、幕府においては彌反正の姿にて、決て動搖いたす勢は不二相見得一候へ共、會桑の處は如何にも安心は出來申間敷か、動クものならば此兩藩かこ被二相察一申候。實に此節



の處にて、幕府も難有かり候事と被
相察候儀に御座候。當分は實に寸
暇無之、多忙中不能詳悉甚恐入候得
共、大略迄如此御座候。恐々謹言。

十二月五日　西郷吉之助

蓑田傳兵衛樣

（伊知地峻氏所藏）

一七八　黑田嘉右衛門への書

慶應三年十二月七日

御安康奉㆑賀候。陳ば明日より大阪へ被㆓差越㆒事情探索方可㆑被㆑成御內定相成居候。明朝表通可㆑被㆓仰付㆒候間、其含にて御仕廻置被㆑下度、細事明日可㆓申上㆒候付、爲㆓御心得㆒奉㆑得㆓御意㆒候。頓首。

十二月七日　西鄉吉之助

黑田嘉右衛門樣

【解說】嘉右衛門は後の子爵黑田清綱、此時隆盛清綱共に京都に在り、薩邸最高幹部の吟味にて、黑田を下阪せしめ、彼地の情勢を探らしめる事に決したので、それを內報したのである。

一七九　岩倉具視への書

慶應三年十二月八日

【解說】本書は王政復古の大號令喚發の前日、岩倉具視に與へて、大改革に對する薩藩の意向を明らかにし、同志の岩倉をはじめ、中山、正親町三條、中御門三卿を激勵したるもので隆盛等が當時の大着眼、大決心を語るべき千古稀に見る快文字である。彼の大混雜の渦中にありて、非常なる計畫の決行を眼前に控へたる危急の時に際し、西鄕、大久保等が、なほ能くかゝる大文章を作成して、有志の堂上を鞭韃し、其方針を誤らざらしめし沈着なる態度と、周到なる用意とは眞に驚嘆すべきものである。

此時に方り、後藤象二郎等は、尙平和的時局解決の意を捨てず、尾越兩藩亦、その說を援け大に奔走してゐた。中山、正親町三條の兩卿は、やゝ其意見に動かされた傾向があつた。

岩倉此に於て、此間に處すべき薩藩の意見を問ふ。それに答へたのが即ち此書である其要は、戰を決行して死中活を得ることそ、今日の急務であるといふのである。三百餘年の

太平の舊習に汚染せし人心は、干戈を以てするにあらずば一新は出來ぬ。天下の耳目を一新し、中原を定めらるゝ御盛擧は武力の外にない、とは彼等が疾くから抱懐してゐた意見で、薩長の定論となつてゐた。必ずしも此時に始まつた議ではないが、先づ其主張の眼目を揭げ、それより淳々として其所以を說き、詳考、深慮、明治維新の第一令を誤らざるやう力說してゐる。その「後世識者の評を免れ申さず云々」の一節の如きは、彼等が如何に大義名分を重んじ、天下萬世に耻ぢざる行動を執らんと心掛けてゐたかゞ窺はれる。又德川家の處置については、(一)諸侯に列する。(二)官位一等を降す。(三)領地を返上せしむる。(四)闕下に罪を謝せしむる。此四條件を遵奉せしめなくてはならぬ、と主張し尾越、土等の意見とも餘程の隔たりがある。況んや、會桑の論に於てをや。

元來薩論の歸着點は武力的解決にある。さりとて一概に尾、越、土の意見に反對も出來ず其反正謝罪云々の條理には先づ贊成を表して、徒に私心を挾みて反對するものにあらざる趣を述べ、さて反正謝罪の道を立つるには、斯く〳〵の條件が必要であるとて、嚴正なる大條理を持ち出し、これを奉ずるならば、聊かも顧慮する所なく、慶喜を朝廷に御採用あるべし、然らずば斷然討幕の擧に出でらるべし、と論じてゐる。之を以て見れば、會桑が之に服せずして討薩の旗を飜さんことは、寧ろ彼等が希望してゐた所であることは識者をま

たずして明かである。

今般以御英斷王政復古の御基礎被召立度御發令に付ては、必一混亂を生候哉も難奉圖候得共、二百有餘年の太平の舊習に汚染仕候人心に御座候得ば、一度動干戈候て、反て天下の耳目を一新中原を被定候御盛擧と可相成候得ば、戰を決候て死中活を得るの御着眼最急務と奉存候。　乍然戰は好て不可成事は、大條理に於て不可動者に可有御座候。　然るに無事にして朝廷上の御盡力貫徹、太政官代三職の公論を以て、大政を議せられ候日に至り候ては、戰よりも亦難とすべく、守より創業の成の難易論定し難

く、俊傑の士に於ても後世識者の評を免れ不レ申候。況んや衰態の今日に於てをや。 詳考深慮、御初政の一令を御誤り不二相成一候儀第一の事に奉レ存候。 就ては德川家御處置振の一重事、大略の御內定奉レ伺候處、尾越をして直に反正謝罪の道を爲レ立候樣、御諭を以て周旋命ぜられ候儀、實に至當寬大の御趣意奉二感服一候。 全體皇國今日の危に至り候事、大罪の幕に歸するは論を待ずして明なる次第にて、既に先々月十三日、云々御確論の秘物(一)の御一條迄に被レ爲レ及候御事に御座候。此末の論相起り候とも諸侯に列し、官位一等を降し、領地返上、闕下に罪を奉レ謝候場合に不レ至候ては、於二公論一相背き、天下人心、固より承伏可レ仕道理無二御座一候間、右の御內議は斷乎として寸分も御動搖不レ被レ爲レ在、尾越の周旋若し不レ被レ行

(1) 討幕の密勅を指す

候節は、朝廷寛大の御趣意を奉ぜず、公論に反し、眞の反正たらざるもの顯然に候へば、早々朝命、斷然右の通り御沙汰可㆓相成㆒儀こ奉ㇾ存候。　右御定議より下ての御處置振は、公論條理上に於て更に有㆓御座㆒間敷、若し寛大の名被ㇾ爲ㇾ付、御處置其當を被ㇾ失候へば、御初政に條理公論を御破り相成候筋にて、朝權不ㇾ振は論ずる迄も無ㇾ之、必ず昔日の大患を生じ候儀相違無㆓御座㆒候。　若し御趣意の通り、眞の反正を以て實行擧り、謝罪の道相立候上は、無㆓御顧慮㆒御採用可㆓相成㆒事は勿論に御座候。　前條御尋問に預り、尙ほ修理大夫趣意を奉じ、評議の形行奉㆓申上㆒候。　一點の私心を以て、大事を不ㇾ可ㇾ論は兼て奉㆓言上㆒候通りにて候間、宜敷御熟考、外三卿へ御斷決被ㇾ爲ㇾ在候樣御示千祈萬禱仕候。　頓首謹言。

十二月八日

岩下佐次右衞門
西郷吉之助
大久保一藏

岩倉入道樣

（補註）署名の岩下、西郷、大久保三人は當時京都に於ける薩藩の代表であり、最高幹部である。三人の薩藩に於ける地位は岩下を以て第一とするが、其實際の勢力は、西郷自ら其頭首であつた。西郷と大久保とは相離るべからざるの間柄で、二人は結局薩藩勢力の中心であつたが門地中で實力のある小松、桂、岩下等を戴いて事を行つてゐたのである。此頃小松と桂とは在國であつた。

一八〇 品川彌二郎への書

慶應三年十二月八日

別紙の通、今晩(1)四ツ時分相知れ來り候付、匆々、足輕のもの兩人大急にて坂元邊御陣所へ向け差遣はし候事に御座候。 自然、藝藩より御申越相成りたる事かと奉存候得共、明朝山崎關門御通行の節、故障付申間敷相考候に付、左樣御納得可被下候。 今晩の處いまだ參朝の御方々御引取無之、卯(2)の刻少々延は致し申間敷かと、是のみ殘懷の仕合に御座候。 いづれ丑(3)刻頃には何分御知らせ被下候筋に御座候得共、未だ何とも報知無之相待居候儀に御座候。 此旨荒々奉得御意候。 頓首。

(1) 午後十時 (2) 午前六時 (3) 午前二時

十二月八日　西郷吉之助

品川矢次郎様

（京都大學保管、舊、尊攘堂所藏）

【解說】これは十二月八日の夜半の手紙である。（嚴密に言へば九日の午前一、二時頃に認めたものであらう。）

此日朝廷にては二條攝政、親王、大臣、參朝在京の諸藩主、並に重臣を召集し、防長一件、兵庫開港一條、五卿及幽閉堂上一件等に關して大評議があり、終日終夜の會議によつて漸く決定した。

書中「別紙の通、今晩四ツ時分相知れ來り云々」とある別紙は、毛利氏父子等の復官赦免の令達に相違ない。その朝議決定の通知が今晩四つ時分即ち午後十時頃にあつたといふのである。隆盛は足輕兩人をして、今朝西之宮を發して上京の途にある長兵へ報じ、更に此書を以て共趣を品川へも報じたのである。

「今晩の處、いまだ參朝の御方々御引取無之、卯の刻少々延は致し中間敷かと此のみ殘懷の仕合せ」とあるは、九日は即ち隆盛等が策謀してゐた王政復古の大詔を發せらるべき

最も大切な日で、此日卯の刻即ち午前六時に、同志の親王公卿並に尾、越、薩、土、藝の五藩主に參內せよと御沙汰が出て居り、又禁門警衛の配置其の他一切の計畫が出來てゐたのに、八日からの會議が徹夜で行はれ、午前六時には未だ退散にならないやうな事がありはすまいかと、これのみは遺憾におもふ、丑の刻(午前二時)までには何らの知らせがある筈であるが、未だ何とも報知がないとある。 隆盛等が當夜細心の注意と警戒とをしてゐたことは、略、此書でも推察せられる。

一八一　山田市之允への書

慶應三年十二月八日

呈二一翰一候。今夕景別紙の通被二仰出一候付、明朝闕門御通行の節、御談判の御用にも可二相成一と相考候付、早々寫取を以て差上申候。自然藝藩より御通可二相成一かも難レ計候得共、爲レ念如レ此御座候。恐々謹言。

十二月八日夜

西郷吉之助

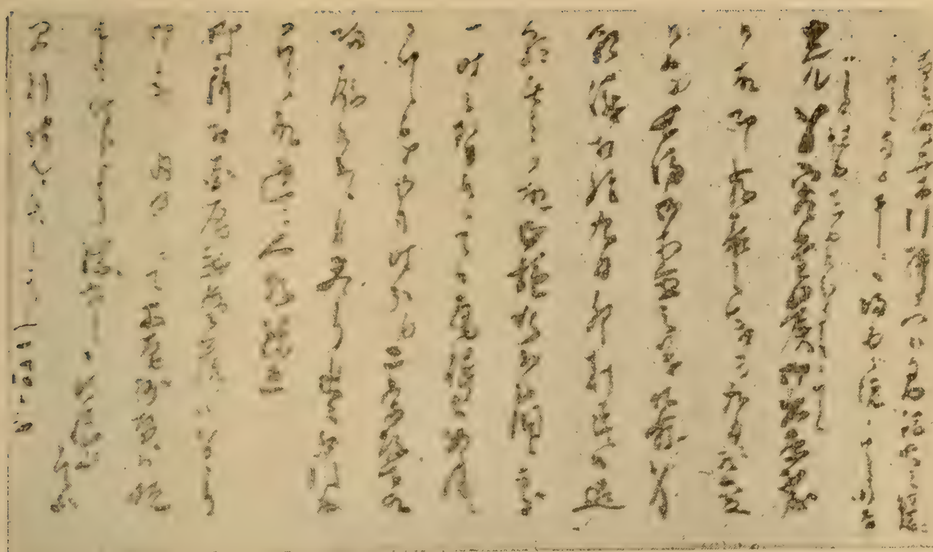
山田市之允様

朝令の寫

今度大樹奉レ歸二政權一朝廷一新の折柄、彌以天下の人心居合不二相付一候に於ては、追々復古

の典も難レ被レ行、深ク被レ惱二宸襟一候。且、來春御元服、並、立太后追々御大禮被レ爲レ行、且又、先帝御一周に相成候に付、猶更人心一和専要に被二思召一候間、先年來防長の事件彼是混雜有レ之候得共、寛大の御處置被レ爲レ在、大膳父子末家等被レ免二入洛一官位如レ元被レ復候旨被二仰出一候事。

【解說】此書は前の品川宛の書に見えた、足輕兩人して、京都に向つて行軍中の長兵隊長山田市之允(後の顯義)へ遣はしたものである。「今夕景仰せ出さる」とあるのは、多分朝令の議決の時刻を指してたものらしく、その知らせが薩邸に達したのは前書にあるごとく四つ時分(午後十時)で、この書面はそれから急使を以て送つたものであらう。而して實際御沙汰書を渡されたのは、九日の朝である。



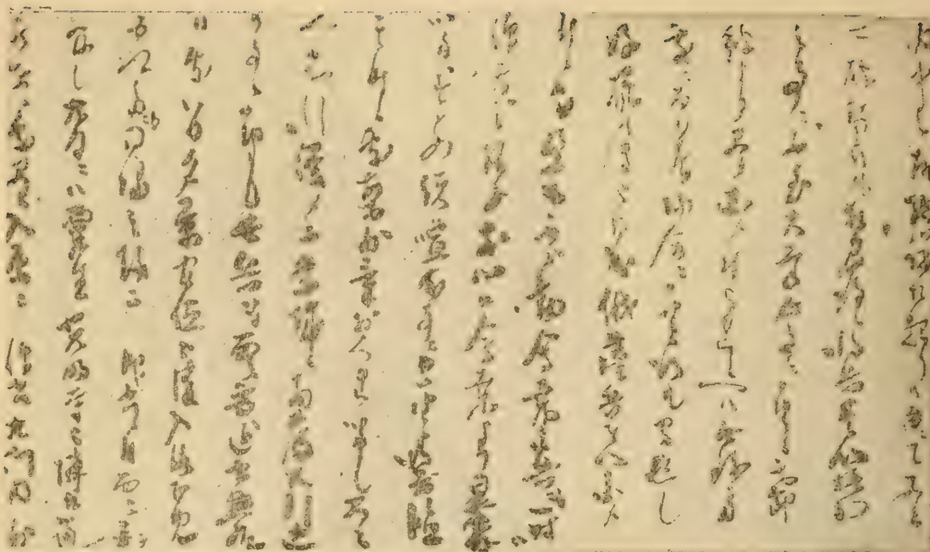
一八二　蓑田傳兵衛への書

慶應三年十二月十一日

倚々會桑引拂候へは、忽鎮火の模樣に御座候。兩日中には歸國の說御座候得共、いまだ慥成義不ニ相分事に御座候。

去る八日、容堂侯御出京相成候故、御發表の義も九日に相變候處、長防御所置の義相發、八日朝議相始り、九日(1)卯刻迄には退朝無之候故、御施行不相

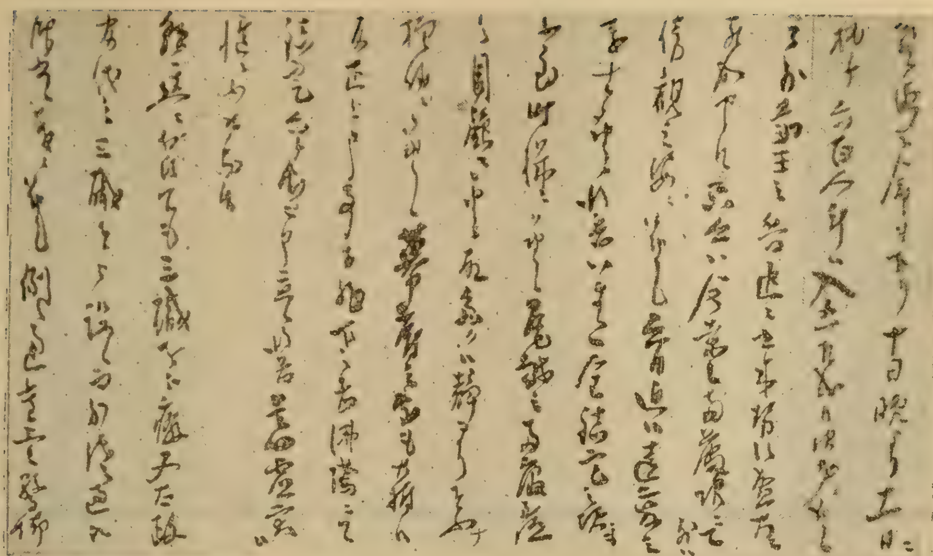
(1)　午前六時



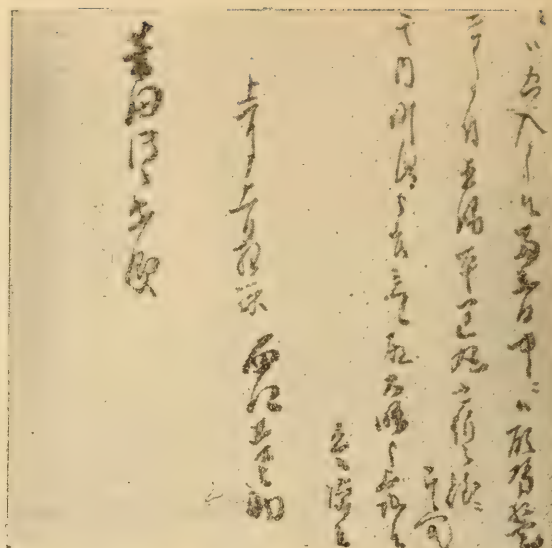
調候處、一時の勢ひにては瓦解の模樣に御座候處、五[2]ツ時分より二條殿下御歸殿相成候付、夫より追々御引取御座候故、速に八數繰込〻
御所相固〆尾、越、藝侯には八日より御參　內中にて、早、尾州勢には晚[3]七ツ時分より繰出し候時[4]機にて御座候處、早刻限を失し、其上一同參　內中に候故、物議相起り候由にて、又々可」破勢ひも相見得候得共、是以格別の事に不」至、大幸此事に御座候。　其節

(2)　午前八時　　(3)　こゝは曉七ツ時分とありたき所 午前四時

(4)　時機は時宜にて次第と云ふ位の處



彼より早く固付られ候へば無ニ致方一處にて、危キ場合に御座候得共、守返し好機會と相成、俄ニ薩兵を以テ固め付候處、些も不レ被レ動、會桑の兵も一時は仰天の様子、前以は會桑より暴發いたすとの說喧敷事にて御座候得共、臨ニ其時一候處、案外氣おくれいたし、早々人數を引纏め、二條城に兩藩共引込候事に御座候。　長兵も西之宮迄出懸居候處、八日夕景官位被レ復、入洛御免、五卿方も同様の趣被ニ　仰出一候付



西之宮を發し、九日には粟生光明寺に陣取いたし罷在候處、早々入京被仰出、九門內外警衞の命も下り、十日晩より十一日に掛け六百人計は入込相成候次第に御座候。　其外勤王の兵追々出來、勢ひ盛大に罷成中候只今は會桑の兩藩限にて外は傍觀の姿に御座候。　今日迄は違變の義無御座候得共、いまだ全、鎮定の譯にも不至時機に御座候。　尾、越の兩藩至極の周旋に御座候故、多くは靜まりそうな模樣に御座候。　幕府の處も大樹は反正と申事、乍然下の者沸騰にて、鎮定六

ヶ敷被申立候得共、是以虚實は慥に不相分候。朝廷においても三職を被廢、又太政官代の三職を被設候て別紙の通被仰出候義に御座候。例の通堂上の恐怖には込入申候。兩三日中には形勢相定可申候付、直樣平運丸出帆の賦に御座候得共、其內町便被差立候故、大略申上越候。恐々謹言。

十二月十一日夜認　西鄕吉之助

蓑田傳兵衛樣

【解說】此書は王政復古の大號令煥發以來、十一日に至るまでの形勢を鹿兒島に報知したるものである。前にも述べし如く、蓑田は御側役にて久光に近侍せし故、久光へ言上す

べく蓑田に宛て報知せしなり。此前後蓑田宛の書翰多くは然りとす。

隆盛は彼の未曾有の大改革新舊日本の移りかはつた經過を如何に報じてゐるか。先づ土佐老侯容堂の出京が八日になりしため、大號令御發表は九日に變更されたので、八日朝廷に於ては、二條攝政の召集されし宮家堂上、及び諸侯を合せた會議が始まり、九日の午前六時まで徹宵會議があり、退朝なかりし故、豫め大改革の發令を九日午前六時と定めおかれしに、其事調はず、一時は瓦解かと氣遣ひしに、午前八時より二條攝政退朝あり、それより、他の堂上も追々引取られし故、速に薩兵を出して宮門を固めさせた。尾、越、藝三侯には八日より參內、右の朝議に列せられてゐたが、其日宮門警衛の命を受けてゐた尾州兵が時刻を誤り午前四時より繰出して會議中の攝政以下の人々を驚かしたが、格別の事なくすんだのは大幸であつた。若其節幕府側より、早く宮門を固めつけられたならば危いところであつた。」此事で一時は危ぶんだが、形勢を盛りかへして、薩兵を以て固めつけしにちつとも動搖せず、會、桑の兵も一時は仰天の樣子であつた。といひ、それより會桑二藩兵の二條城に入りし事長兵の入京直ちに宮門警衛の任につきしことを叙してゐる。

此に「十日晩より十一日にかけ六百人許りは入込相成」とあるは長兵の入京が九日のは先鋒で、十日、十一日と段々に到着したものと見るべきである。次に此度の擧に反對

し、薩長以下王政復古派に敵對するものは會桑兩藩のみで、外は傍觀の姿とある。それも尾越必死の盡力で鎭靜に至るかも知れぬ。幕府でも將軍慶喜は反正の樣子なれども、旗下沸騰鎭定六ケ敷いやうであるとある。

次に朝廷新政府の職員等別紙の通仰出されたとある。別紙は今日では能く分らぬが恐らく當日發布になつた諸達であらう。

備考

政治組織改革其他の諸達

一、內覽、勅問御人數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、守護職、所司代、總て被㆓廢絕㆒候事。

一、三職人體

總裁　有栖川帥宮

議定　仁和寺宮　山階宮

中山前大納言　正親町三條前大納言

中御門中納言　尾張大納言

越前宰相　安藝少將
土佐前少將　薩摩少將

参與

大原宰相　萬里小路右大辨宰相
長谷三位　岩倉前中將
橋本少將
尾藩三人　越藩三人
藝藩三人　土藩三人
薩藩三人

一、太政官始、追々可レ被レ爲レ興候間其旨可二心得居一候事

一、朝廷禮式、追々御改正可レ被レ爲レ在候得共、先、攝籙門流の義被レ止候事

一、舊弊御一洗に付、言論の道被二洞開一候間、見込有レ之向者、不レ拘二貴賤一、無二忌憚一可レ致二獻言一、且人材登庸、第一の御急務に候故、心當の仁有レ之候はゞ、早々可レ有二言上一候事

一、近年物價格別騰貴如何ともすべからざる勢、富者は益富を累ね、貧者は益窘急に至り候趣畢竟政令不正より所レ致、民は王者の大寶、百事御一新の折柄旁被レ惱二宸衷一候。智謀遠識救弊の策有レ之候者無二誰彼一可二申出一候事

一和宮御方、先年關東へ降嫁被レ爲レ有候得共、其後將軍薨去、且先帝攘夷成功の叡願より被レ爲レ許候處、始終奸吏の詐謀に出、御無詮の上者、旁一日も早く御還京被レ爲レ促度、近日御迎公卿被二差立一候間、其旨可二心得居一候事

右の通御確定、以二一紙一被二仰出一候事

一八三　品川彌二郎への書

慶應三年十二月廿一日

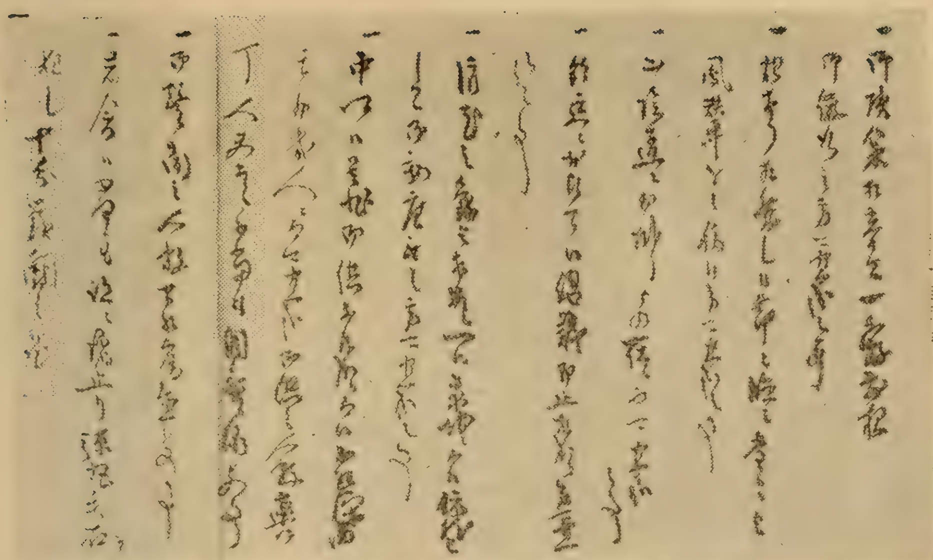
別紙の通只今申來候付、相分り候儀、卒度御書付被レ下御知被レ下度奉レ願候。　頓首。

十二月二十一日

西郷吉之助

品川矢次郎様

【解說】別紙未だ明かならず。



一八四　戰鬪開始の場合御遷幸に關する協議書

慶應三年十二月下旬か

一　御決策相立候はば、一發前夜、玉印御微行の方可ㇾ宜哉の事

一　砲聲相發候節に臨み、堂々と鳳輦を被ㇾ移候方可ㇾ宜哉の事

一　山陰道に御掛り被ㇾ爲ㇾ在候て可ㇾ宜哉の事

一　朝廷においては總(1)裁御止相成候方

(1) 有栖川宮熾仁親王

可㆑宜哉の事

一浪花の戰と相成候へば、京地にては依然として御動座無㆑之方可㆑宜哉の事

一中(2)卿は是非御供不㆓相成㆒候ては不㆓相濟㆒其外幾人にて可㆑宜哉、御供の人數、輿丁人夫等の手當も調置候樣との事

一御警衛の人數可㆓相究置㆒との事

一岩(3)卿は如何にも跡に御踏止り、彈丸矢石を犯し、十分御戰鬪の賦

（2） 中山忠能　　（3） 岩倉具視

【解說】此覺書は朝幕の間に戰鬪開始の際、主として聖上の身邊に關し、萬一御動座を必要とする場合、如何にすべきかを嘗て、三田尻に於ける薩長の協議にもとづき、隆盛之を認

め、岩倉具視へ渡したものである。其の月日は詳ならずと雖、總裁云々とあるを見れば、慶應三年十二月九日攝政關白征夷大將軍以下の職を廢して、總裁議定、參與の三職をおかれし以後のものなるべく、又「浪花の戰と相成候へば」とあるを以て見れば德川慶喜が二條城を出でて大阪に下りし十二月十二日の夜以後のものなるべし。而して明治元年正月三日幕兵の入京せんとする前のものなることは論なし。なほ、文中三條實美卿のことに言及してゐないから、その入京せし十二月二十七日以前のものではなからうか。されば十二月十三四日より同廿五六日頃までのものでなければならぬ。

一八五　揖取素彦への書

慶應三年十二月廿六日

別紙御懇書昨夕御返却可ㇾ仕の處、甚以不埒の仕合御座候。右の御文面にて決て違存は無御座候付、返上仕候間御落手可ㇾ被ㇾ下候以上。

十二月廿六日　　西鄕吉之助

揖取素彦樣

要詞

【解說】長藩士揖取素彦より建白か何かの文案を示して、可否の意見を求めてあつたのを此書をつけて返送したのである。

一八六　蓑田傳兵衞への書

慶應三年十二月廿八日

【解說】此書は京都より十二月二十日以降、七八日間の形勢を鹿兒島へ報じたのである。先づ朝廷と大阪に在る德川方との關係から說き起してある。即ち慶喜の下阪後、その志と違ひ、會桑及び旗下諸將士の鎭撫却て六ケ敷、恰も根據を大阪に占めたやうになり、淀、伏見へも兵士を繰り出し、薩長と睨みあひの姿にて、漸く不平の姿をあらはしたるにつき、尾越兩侯苦心盡力の次第を叙してある。

（編者曰く、此書には見えてゐないけれど、次に少しく當時の事實を挿入しておく。大阪城中に於ては主戰論が高熱して、擧正退奸の上表が作成され、十八日戶川伊豆守が、それを携へて上京した。それをなだめて、上書を抑留し、慶喜を上京させて、平和に局を結びたい、といふ運動をしたのが戶田大和守、春嶽、容堂等で岩倉具視も其議にあづかつてゐた。而して尾越兩侯より大阪に使者を出し、周旋させてゐたのであるが、薩長へは全く

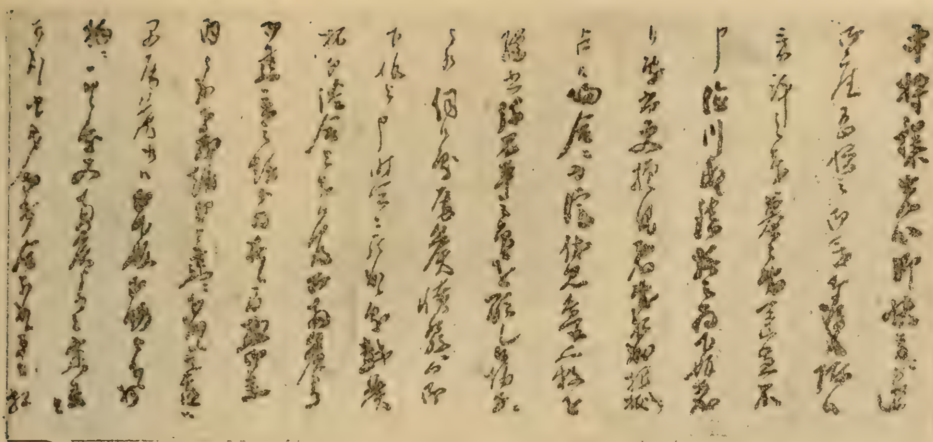
秘してゐたので、此書にも上表云々の事は少しも見えてゐない。）

次には紀州、彦根、備前、因州それから近畿の小藩が勤王を唱ふるに至つたことを報じ、又土州、肥後兩藩の態度及び後藤の境遇を叙し、最後に自國の家老小松、桂、兩人を朝廷より召されしも、小松大夫だけ上京ありて桂大夫は藩に留まり藩の根本に培ひ、國力を充實せしむる工夫がほしいといひ、なほ追啓に廿七日、土藝、長薩四藩の調練を叡覽あそばしたことを報じてある。

中將樣先以御快方可被遊御座恐悅の御儀奉存候。　陳者爰許の儀墓々敷運兼不申、德川氏鎮撫の爲下坂相成候處、尙更模樣惡敷相成、根據を占候場合にて、淀(1)伏見邊へ人數を繰出し、彌不平の色を顯し候樣子に被相伺候處、尾(2)侯憤發にて御下坂と申時宜に罷

（1）伏見には新撰組並に步兵千餘人を繰出す、淀には戶田伊豆守の隊千二百人出陣す

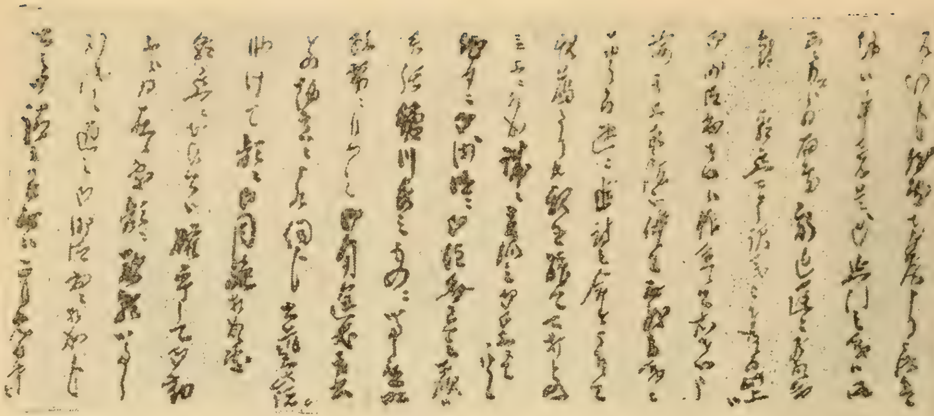
（2）の一節は十二月廿二日の事なり



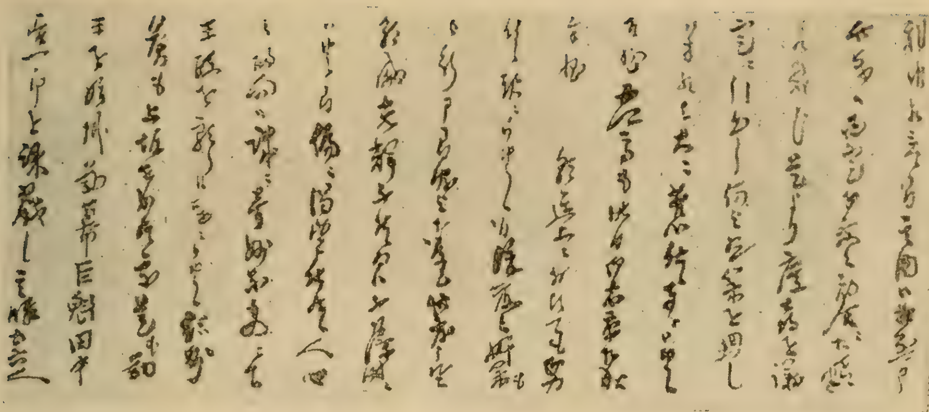
成候處、越(3)侯抔御談合ヽ相見得、御兩侯より御建言の趣被ㇾ爲ㇾ在候間、惣御參内被二成下一度趣御申建に相成候。其節は早、尾侯えは御下坂御暇被ㇾ下候折柄に御座候處、又兩侯よりの建言ヽ相成候次第、御打合せ相成候事ヽ相見得申候。然處兩(4)侯より被二仰立一候趣は、畢竟是迄延引の儀は、御盡力不ㇾ被ㇾ爲ㇾ届處、斯迄遲々罷成候儀、對二朝廷一可ㇾ申譯ㇾ儀ヽ奉ㇾ存候間、此上は御沙汰書を以て被二仰達一候はゞ、右を以

(3) の一節は十二月廿三日の事
の事

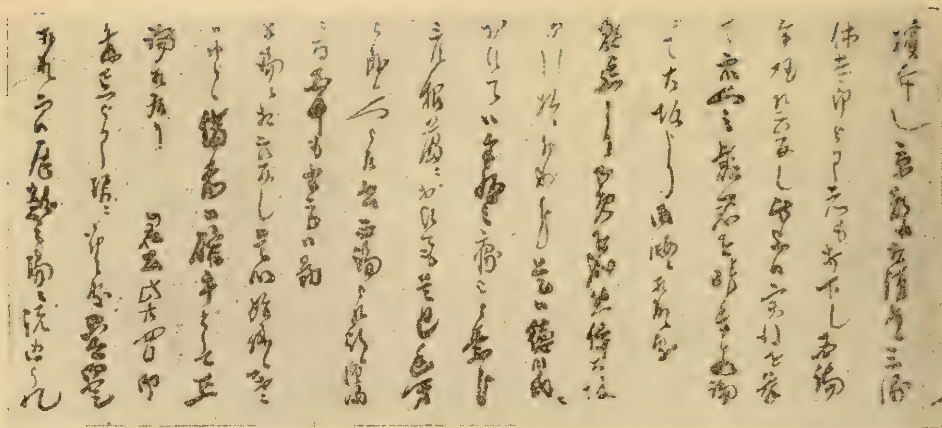
(4) の一節は十二月廿四日



申諭、其上承服不仕候はば無致方儀に御座候間、速に追討の命を被下候はゞ、親藩たりとも親を絶て可打との言上に相成、誠に立派の御口上にて御座候。然るに御沙汰に御注文有之、所領は矢張徳川氏のものにいたし置、御政務に付ては御用途丈差出との趣意に被相伺申候。土藝此説を助けて頻に御周旋相成候處、朝廷においては確乎として御動不被為在候處、頻りに歎願いたし、別紙

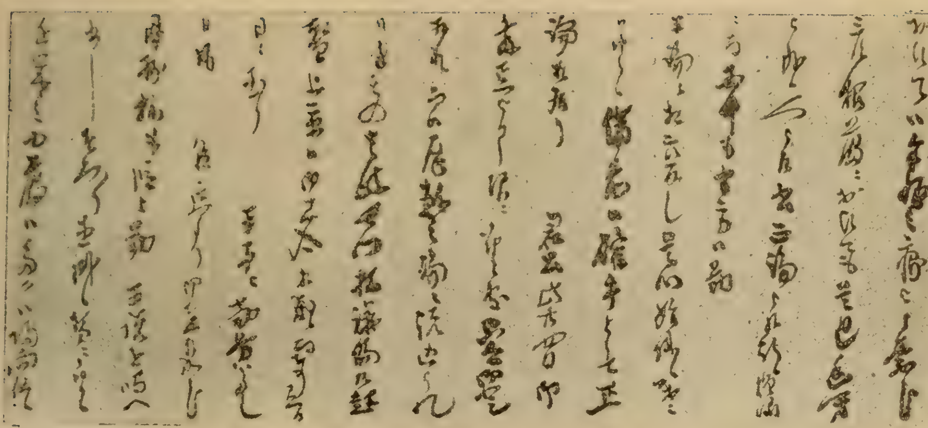


の通の御沙汰書に相成申候。右の御受の有無は、正月元日中と期限相立候間、其内は相分り可申、此儀は必定御受の都合に相運候はんと被相察申候。是より慶喜を議定に引出し何とか策を廻し候はんかと大に苦心仕候事に御座候。乍然五卿方も(5)昨日御着京相成、餘程　朝廷上におひても御力付候譯に御座候間、後藤の奸策も被行申間敷と奉存候。此度こそ朝威光輝不仕候ては不相



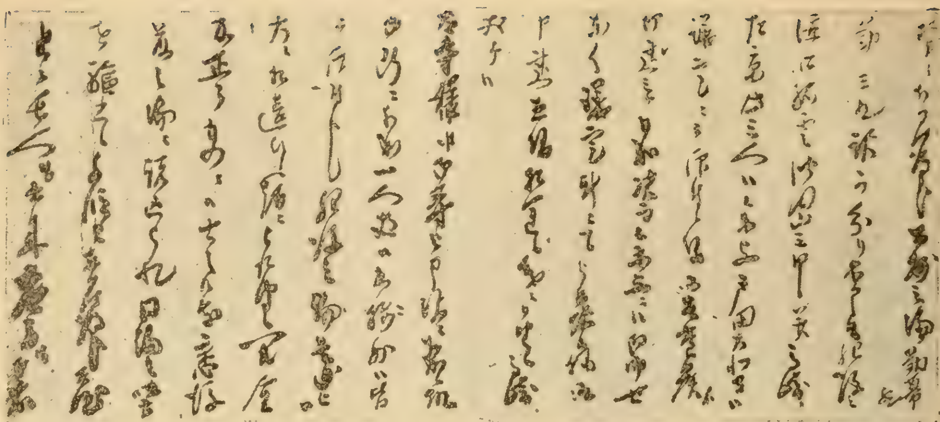
濟時に御座候間、偏に渴望仕居候。人心の歸向は誠に奇妙なものにて
王、政を願候儀に御座候。紀(6)州侯も上坂相成居候處、是も勤
王を始掛、勤幕巨魁田中善一郞を誅戮し、其餘五六人擯斥し、京都へ相詰居候三浦休太郞と申者も打ち下し國論餘程相變し、此上は實行を擧て衆人の疑惑を晴すとの論にて、大坂より御暇に相成候處、
朝廷より御免相成、惣體大坂御引拂

(6) 紀藩の態度



に相成申候。是は德川氏に於ては餘程の痛と被ㇾ察申候。(7)彦根藩に於ても、是迄幽閉被ㇾ致候人被ㇾ召出ㇾ之論被ㇾ相行ㇾ候模樣にて、國中も半方は勤王論に相變し、是以始め掛候儀に御座候。(8)備前は確乎として正論相居り　君公、此廿四日御發足と申す譯に御座候處、只今御登相成候ては、尾越の論に說き込られ候はんとの壹岐長門抔議論相起、暫く上京は御見合相成候て、事有る日に至り　王事

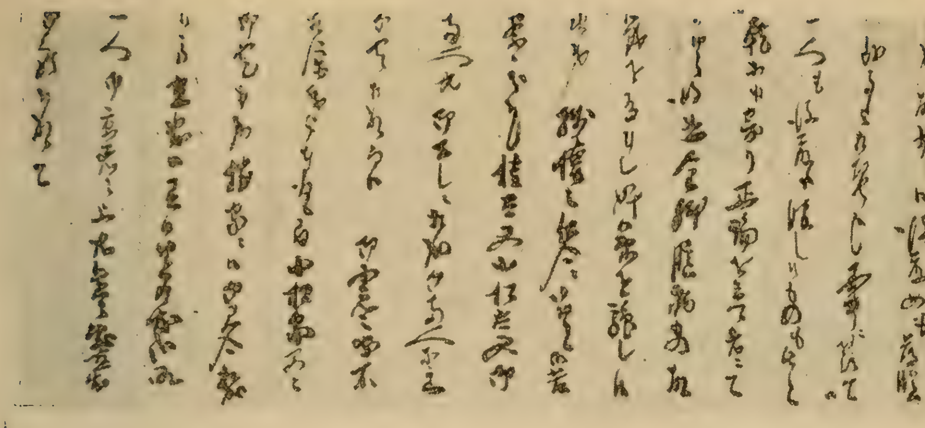
(7) 彦根藩の態度　(8) 備前藩の態度



に勤勞いたし候樣、朝廷より御達相成申候。(9)因州抔も段々勤　王說を唱へ出し、そろ〳〵直掛候勢に御座候。(10)近畿の小藩は多くは歸向仕候勢に相見得申候。土州の論勤幕か勤　王か譯が分り不レ申候。肥後の溝口孤雲、津田山三郎並に(11)高崎左京、此三人は參與、(12)戶田大和守は議定に被二仰付一候樣、容堂侯より御建言相成、決て參與には御聞せなく、議定計にて被二相決一候樣御申立、直樣相運候

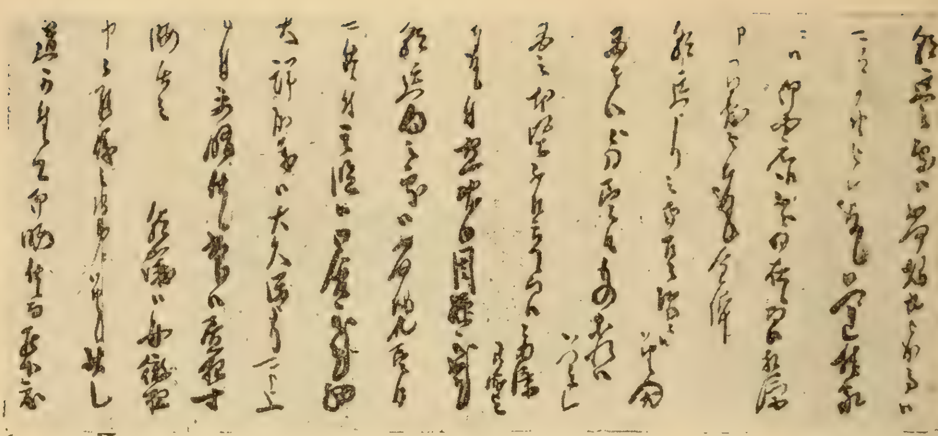
（9）因州藩の態度　（10）近畿小藩

（11）薩藩士後の正風男　（12）肥後の態度



儀に御座候。　高崎丈ヶは
太守樣へ御尋ニ申譯に相成候故、御
斷に相成、一人丈は相殘り、外は皆被ニ
仰付ニ申候。　肥後の論是迄ニは大に
相違ひ候趣に被ニ相聞ニ候へ共、全ヶ反正
のものには無ㇾ之候處、悉く後藤(13)の論
に說き込られ同論の味方を驅出候
手段ニ相見得申候。　乍ㇾ然追々長人
も出來(いできたり)、五卿方も御着相成候故、少し
は後藤めも落膽可ㇾ致事ニ相考申候
國中におひては、一人も後藤え服し

(13)　後藤象二郎

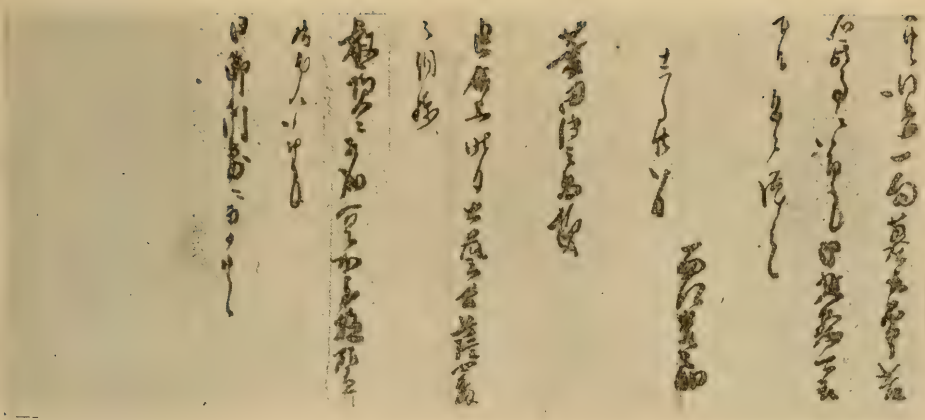


候ものも無之、乾(14)等え寄り、正論を立候者にて御座候得共、全體臆病もの故、戰を恐れ、奸策を施し候次第、殘懷の仕合に御座候。御苦察可被下候。

桂(15)大夫、小松大夫御兩人共御召しに相成、御兩人ながら御登相成候ては御國元の處不相濟儀と奉存候間、小松家早々御登相成、桂家には御見合相成候方宜敷は有御座間敷哉、御一人御京着の上、右邊の處宜敷御願相成候はゞ

(14) 乾退助(後の板垣)

(15) 薩藩家老桂久武，小松帶刀朝廷に召されし事について



朝廷の處は如何樣共被レ成方は可レ有二御座一と奉レ存候。　いづれ、桂家には御國元へ不レ被レ爲レ在候ては相濟申間敷と奉レ存候。　全體朝廷よりの御召の譯には御座候へ共、國を以て被レ爲レ盡候ものなれば、いづれ國の本堅く不二相立一候ては、被レ爲レ濟間敷と奉レ存候付、宜敷御周旋可レ被二成下一候。　朝廷向の處は如何樣共盡力可レ仕候付、其段者御含可レ被レ下候。細大詳成儀は、大久保より可二申上一候

付、文略仕候。　當分は晝夜寸暇無レ之、　朝議は毎徹夜中、々難儀の次第に御座候。　少し道が付候はゞ御暇仕候て罷下度御座候得共、一向墓取り不レ申、苦心此事に御座候。　御推察可レ被レ下候。　恐々謹言。

十二月廿八日　　西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

追啓上、昨日、土、藝、長、薩四藩の調練叡覽に相成、冥加至極難レ有次第に御座候。日御門前にて御座候。

（島津忠承公爵家所藏）

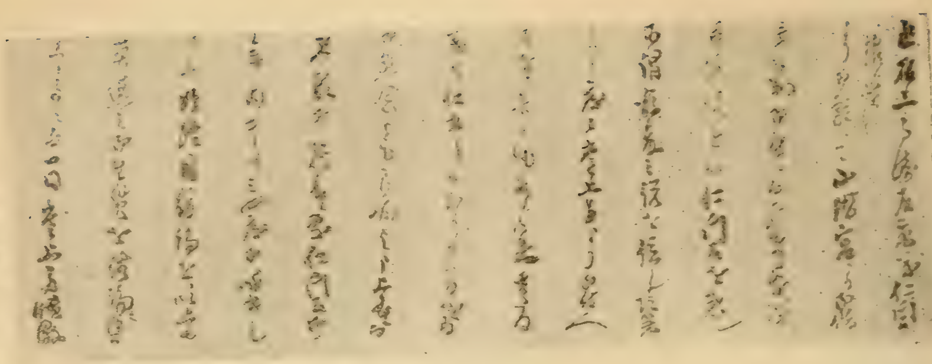
別紙

今別紙散逸す。乃ち當日決定せられし德川家虔分案に依りて此處に之を補入す。

一今般辭職被聞召候付ては、朝廷辭官の例に倣ひ、前內大臣と被仰出候

一政權返上被聞召候上は、御政務用途の分領地の內より夫々取調の上天下の公論を以て御確定可被遊候事

右兩件心得迄御沙汰候事

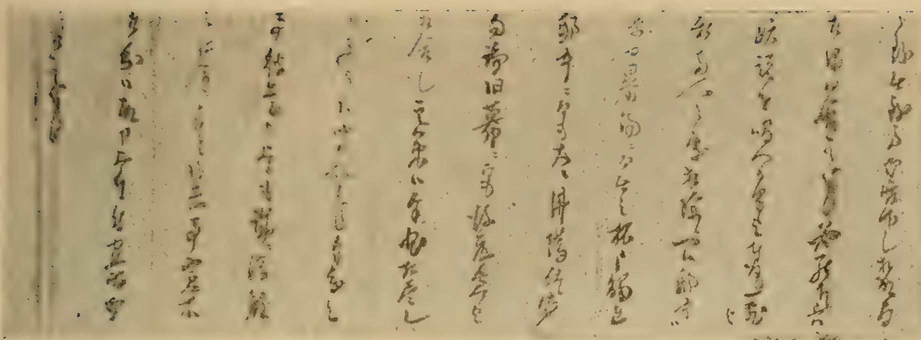


一八七　別啓

編者曰く此書恐くは、前書十二月二十八日付蓑田傳兵衛宛の追啓ならんか、少くとも此頃のものでなければならぬ。因つて姑く此處に編入して後考を俟つ。高崎の京都出發は明治元年正月十日のやうである。

追啓上高崎左京義(1)仁門公(2)より御願にて山階宮(3)より御借受相成、御付にて罷在候處、誠に因循說を以テ仁門公を惑し、所謂後藤の說を信じ、陰策有之、度々堂上方より御付人召替吳候樣承候得共差たる義も仕出しはなり申間敷候間、御懸念被下間敷と申上置候て、夫形打捨置候處、仁門公御

(1) 高崎正風のこと
(2) 仁和寺宮嘉彰親王（後の小松宮彰仁親王）
(3) 山階宮晃親王



參內中も三四度御呼出し申上、始終因循論を吹込め、英邁の御生質を俗論に導込候事にて、一同堂上方憤激被レ致無レ致方御差下し相成候間左樣御含可レ被レ下候。　必、罷下候上は妖說を唱へ候はんと奉レ存候。　一藏と私兩人の處相除候へば邸中は決て暴論にて無レ之抔申觸れ、邸中にても大に沸騰仕候次第、勿論舊幕にても後藤邊と相合し、其策は餘程相盡し候ものと相聞れ申候。　自分の事彼是申上候も誠に汚顏の仕合に御座候得共、事實不二相分一候故申上置候付宜敷御含可レ被レ下候。

（大久保侯爵家所藏）

【解說】これは高崎左京即ち後の正風を京都より鹿兒島に差下すことと及び其理由を報じたのである。

左京は初め尹宮に出入してゐたが、後に山階宮の附人となつてゐたのを、仁和寺宮から山階宮に相談になつて、仁和寺宮の御用を務めてゐた。所が元來、公武合體主義で西鄕、大久保の討幕論には反對であつた。特に此書にも見えてゐるやうに、此頃は後藤の說に共鳴して、薩藩々論の邪魔をするといふ譯で歸國せしめられたのである。案ずるに、左京の公武合體主義は其因て來る所深し。左京前に佐太郞と稱せし頃、文久三年八月三條實美以下の少壯過激なる勤王派が、長州其他の武士と相結びて、朝廷に跋扈し、天皇いたく之を憂慮し給へるを知り、同藩の高崎猪太郞(五六)等と語らひ、會津藩と結びて、朝廷の大變革を策し、討幕を唱ふる急進派の公卿を斥け、長藩禁門警衞を免じ、公武合體派の勢力を朝廷に樹立した。それより會薩連合の勢力で一時政局の安定を來したのである。されば高崎は薩藩の功臣たりしと同時に朝廷の功臣であつた。併そのために兩高崎は長藩其他の勤王志士から非常に惡まれた。ところが隆盛の元治元年南島の謫居より召還されて上京するや、是迄高崎等の執つて來た薩藩の外部に對する政策をかへて、會津と離れ、その方針を勤王討幕に向けて行つた。薩藩の惡評が勤王志士の間から消えて行つたのは、これ

が爲である。其等の經過は既出の書翰自ら之を語つてゐるが、今此機會に改めて其事情を叙しておく。

更に今一言附け加へておきたいことがある。隆盛等は斯くして正風を國へ追ひかへしたが、決して彼を罪せなかつた。後(明治二年)薩藩々政改革にあたり、櫻島の地頭に任じ又中央政府にも出るやうになり、明治四年には岩倉大使について洋行した。隆盛等がその行を惡んでその人を捨てなかつたことがわかる。

一八八　大久保一藏への書

慶應三年十二月廿八日

別紙今日江戸飛脚より到來いたし候間、差上申候。御覽の後は大夫え御廻可レ被レ下候。以上。

二十八日　　　　西郷吉之助

一藏様

（大久保侯爵家所藏）

【解說】たゞ二十八日とのみありて年月不明であるが、今原本記入の註に從ひ、此處に編入する。

戊辰戰役時代第一期

戊辰戰役時代第一期

小引

戰爭は始つた。遂に最後の幕は開けたのである。戊辰正月三日、鳥羽伏見の戰で、幕軍は一敗地に塗れ、慶喜及び會、桑兩藩主は朝敵の汚名を蒙り、薩長は大勝に乘じ、錦旗を押立てゝ賊を追討した。その猛氣當るべからず、天子を奉護して四方に號令するに至つた。

顧みれば、隆盛等が討幕の意を決し、其藩主島津忠義を奉じ、數千の兵を率ゐて京都に入つたのは慶應三年十一月二十三日であつた。此時、幕府の政權奉還は既に定まつてゐたが未だ朝廷には政務遂行について十分の機關が出來てゐなかつた。德川慶喜の將軍職も未だそのまゝにして、大小の政務は、なほ舊に依り、隋勢で進行してゐた。勿論、德川家の采地八百萬石はそのまゝであるが、朝廷には未だ歲入の途が立たぬ。幕府は名を捨てたが、その實はなほ存し、朝廷は名を收めたけれども、未だ其實を得なかつた。薩長は決して之に滿足しない。啻に滿足せないばかりでなく、數百年の積弊を打破し帝國の基礎を確立して、皇威を宇内に輝かすため

には、結局戰爭でなければならぬと十分の決心を有つてゐた。それから十二月九日、朝廷の大改革となつて、王政復古の大詔喚發せられ、新に三職を設けて、新政府を組織せらるゝに及び、慶喜及び會、桑二藩は全く除外された。慶喜と好かつた前內閣員とも稱すべき攝政、親王、公卿等は悉く罷められて閉居謹愼を命ぜられた。

隆盛等は言ふまでもなく、重きを大義名分においた。朝命でなければ決して動かない。私鬪は飽くまで避けねばならぬと心得てゐた。慶喜といへどもまた然り。彼は尊王の本尊ともいふべき水戶家の血をうけてゐる。朝廷尊崇の點に於ては決して人後に落ちる人ではなかつた。彼が怒れる會、桑及び旗下を慰撫しかねて、大阪に退いたのも、朝敵の名を負はんことを恐れた爲である。薩長は更に慶喜に迫るに、辭官、納地を以てして恭順の實を示せよと强請する。旗下及び會桑の憤激は絕項に達した。尾、越、土は頻に平和的解決に奔走して居る。その調停將に成らんとして、たまたま大阪に達した江戶薩邸燒打の警報が導火線となつて、戰機を激發した。討薩を叫べる旗下會桑の憤兵は、朝命を省みずして鳥羽伏見を突破せんとして彼の戰爭を惹起し、遂に慶喜の苦心を空しくせしめた。勝海舟は、其後、鳥羽伏見の擧を論じて「關東の士官何ぞ其略無きや」と云つてゐる。慶喜も江戶へ歸城の後、部下を集めて、「我不肖、多年禁闕に接近し奉り、朝廷に對し奉りて疎意なし、伏見の一擧、實に不肖の指令を失せしに

囚れり、計らずも朝敵の名を蒙るに至つて今また辭なし。」といつてゐる。其志眞に憐むべしといはねばならぬ。而かも隆盛等は皇國の爲に斷乎として、彼の一大戰爭を開始したのである。議論はさておき、幕軍は隆盛等の術中に陥つたのである。薩長は之によつて官軍の名を十分に獲得し、連日の追討に一敗だにしなかつた。當時、京畿に於ける幕府、會、桑の兵は薩長に數倍し、且、慶喜に心を寄する一二の雄藩もあつたので、薩長は豫め敗戰に處する準備もあつたが、幸に其策を用ひるに到らず、鳥羽、伏見の大勝利は獨り薩長の幸のみでない、明かに皇國興隆の運命を示した。六日、慶喜の急遽東走するに及び、近畿以西忽ちにして平定し、天下の嚮背は略定まつたのである。今、編者は戊辰正月より二月十二日、隆盛東征の途に就くまでを以て、戊辰戰役時代第一期とし、此間に於ける書翰二十九通を左に收むることにした。當時、京攝の狀態と隆盛の心事とは髣髴として讀者の心眼に映ずるであらう。

一八九　蓑田傳兵衛への書

明治元年正月朔日

昨夜出羽秋田藩高瀨權平、楠英三郎と申者、御(1)留守居方附役遠武橘二方え參り申出候は、兩人の者共外に五人、君(2)侯御上京の論偏に相立候處、用人の奸相拒ミ迚も勤　王の道不相行、終に斬奸に及、身を御邸內に相投、田(3)町御屋敷え潜匿いたし候て、蒸氣船の出帆を相待罷在候處、二十八日出帆被相究居折柄二十五日朝、關太郎參申聞候者、只今酒井左衞門尉手勢並歩兵、上(4)御屋敷を取卷、御留守居へ面會致度段承候。　就ては此內より御屋敷內え被相置候涙人共可引渡との趣と相見得候付、穩に談判可致含には候得共、如

(1)　薩藩京都留主居　(2)　秋田藩主を指す
(3)　江戸の高輪なる田町薩摩屋敷　(4)　薩藩江戸本邸(今の三田四國町)

何樣變を引出候も難計、此上は七人の御身上大事を抱居られ候御方の事故、暫〃邸內を相逃吳候樣承候付、無據相去候折柄、早田町え掛候時分より砲聲相起、品川邊え參候節は、最早火の手も起候付、直樣上京仕候次第に御座候。　外五人の者共には跡の成行得と見屆候上罷登候樣申付罷越候との趣にて、大に驚駭いたし候仕合に御座候。　右樣の變動故、一左右可申越道も有之間敷、畢竟二十三日御城出火翌二十四日迄燒通し候由に御座候。　就ては右出火の起、浪士共え不審相掛候儀か、甚暴動の次第に御座候得共、何分樣子不相分候付、早々探索の者差出候儀に御座候。　江戸におひて諸方え浪士相起、動亂に及候趣に被相聞候間、必諸方え義擧いたし候事かと被相察申候。　京師におひても相響候趣と

被相聞受許にて壯士の者暴發不致樣御達御座候得共、いまだ譯も不相分、何れを可正筋も無之、其內決て暴動は不致段御屆申出置候儀に御座候。　全體九日以來の處、大に舊幕の輩相惡居候儀に御座候えば、早く江戶の浪士を倒し候策かと被相察候儀に御座候。　百五十人計罷居候て決て暴擧いたす賦とは不相見得、京師の暴動に依り、如何樣共可致との樣子にて、乙(5)名敷罷在候趣は近頃迄相聞得居候處、右等の恐有之、先をいたし候ものか、殘念千萬の次第に御座候。　何分、細事不相分候付、委敷相分候はゞ又々可申上候。　其內荒々相知候丈申上候間、左樣御含可被下候。　蒸氣船の儀は其節に望出帆いたし候共、又は燒亡に及候共申事に御座候へ共、虛實不相分事に御座候。　以上。

(5) 乙名敷（おとなしく）は大人しく

正月朔日　西鄕吉之助

蓑田傳兵衞樣

（大久保公爵家所藏）

【解說】此書は京都に於て、江戸薩邸燒打の第一報に接し、それを鹿兒島へ通知したのである。此第一報は本文に見えてゐる通り、廿五日朝燒打の始まつた頃、田町の薩邸を出立して、晝夜兼行、大晦日の夜京都に着した秋田藩の高瀨、楠兩士によつてなされたのである。

さて江戸薩邸燒打は如何にして起つたかといふと、前にも叙した通り薩藩が京都で事を擧ぐるについて、隆盛等は關東にも爭亂を起させやうとして、益滿休之助、伊牟田尙平に命を授けて江戸に遣した。これは京攝に砲火のあがつた折、幕兵の西上を妨げ、其力を分たしめやうといふ計略であつた。益滿、伊牟田の江戸下向は慶應三年九月頃であらうと思ふ。

益滿伊牟田は當時の所謂豪傑であつた。伊牟田は嘗て浪人して關東の浪士達の間に

は既に知られてゐた。彼等は江戸について三田の薩邸に入り、留守居篠崎彦次郎に話して、公然浪人を募集した。其時篠崎は藩主島津修理大夫の名を以て、天璋院様（島津家の出にて十三代將軍の御臺所）守衛の爲に諸浪人を召抱へるといふ届書を出したといふことである。

故板垣伯の話に「慶應三年の夏、京都で西郷に話して、自分が江戸の土藩邸へかくまつてゐた中林勇吉、里見二郎、相良惣藏といふやうな人等を初とし若干の浪士を薩邸に引受けてもらつた。」とあるが、この浪士をもとにして多數の浪人を薩邸に抱へておいたといふことである。その人數は五百人と見えてゐるものもあるが、此書には百五十人許とある。これが眞に近いのではあるまいかと思ふ。それらが毎晩隊を組んで、江戸市中の豪家に押入り、掠奪殺人を敢てした。彼等の暴行は江戸ばかりに止まらず、相州、武州、野州邊にまで及んだのである。

折しも、十二月廿三日に江戸城の二の丸が燒けた。必定薩藩で放火したものであるといふ風說が高まり、又、諸方暴行の源も薩邸に出づることがわかり、幕人中血氣の者は大に憤慨してゐたが、うつかり手を出しては薩人の術中に陷る故、先づ忍ぶべしといふものもあつて、兎に角將軍の下知を待たうと云ふ事になつてゐた折柄、暴行の一隊は當時江戸市

中の警護の任を受けてゐた庄內藩の陣屋に向つて發砲するに至つた。其處で庄內藩に於てもたまりかね、幕府へ薩邸包擊をせまつた。幕府も遂に意を決して、二十四日の夜薩邸打拂の令を庄內藩主酒井左衛門尉に下した。かくて三田の薩邸並に島津の分家たる佐土原邸は、二十五日早朝から庄內外數藩の兵に包圍されて燒打にあつた。これで幕薩の關係は斷絕した。戰爭は旣に開始されたのである。

一九〇 大久保一藏への書

明治元年正月朔日

別紙の通申來候。爾相違は有レ之間敷、昨日(1)出羽秋田藩の者潜伏いたし居候處、俄に立去候樣承、夫形上京いたし候由にて中途に出懸候處早砲聲を聞て參候趣に御座候。當分の處にて迚も御國者にては江戸へ出懸候儀も相調申間敷候へば、海(2)江田手先の者探索方として江戸迄被二差遣一候儀は如何可レ有二御座一候哉。御(3)船も二十五日出帆の處、二十八日に延居候との咄に御座候。是以相失ひ候かも不レ被レ計候間、此旨早々奉レ得二御意一候。頓首。

正月朔日　　西郷吉之助

(1) 「昨日」の下に「承り候處にては」の一句を補うて見るべし
(2) 海江田信義，當時京都に在りて薩藩のために働く浪士輩を統轄してゐたものと見ゆ　(3) 薩艦翔鳳丸

大久保一藏樣

要詞

（大久保公爵家所藏）

【解說】別紙とあるは在阪の木場傳內より屆出でた江戶燒打の知らせで、此事件について京都薩邸に達した第二報である。

そこで、隆盛は別紙を添へて此書を大久保に贈り、「至急詳細な事情を探索させたい。それには薩人では到底駄目であらうから、海江田の手に屬してゐる者でもやつたらどうか。江戶灣投錨中の薩艦の事も氣づかはしいから」と言つてやつたのである。

さて、又、木場傳內は、大阪の惣年寄江川庄左衞門が大阪城中に達した該江戶薩邸燒打の報告を探聞して、知らせて來たから、早速、之を屆出たのである。

備考

木場傳內より京都薩邸への屆書

別紙寫の通御出入惣年寄江川庄左衞門より爲ㇾ知越候付相認此段御屆申上候。以上。

辰正月朔日　　大阪　木場傳內

御家老中樣

（別紙）

去月廿三日朝、酒井左衞門尉樣御屋敷へ御當家樣御家來の趣にて御越相成、何か御駈引有ㇾ之候末、酒井樣より幕府へ右御人數御召捕被ㇾ成度旨被二仰立一候處、御差支無ㇾ之段御達相成候付、酒井樣より當御屋敷へ御人數被二差向一右御家來御渡可二相成一旨、御引合相成候得共、御承知無ㇾ之、翌廿四日又候御引合相成候得共、同樣の御儀付、翌廿五日御名前不二相知一十四家樣御人數、三ケ所御屋敷御取卷、戰爭に相成、多分御討死、殘御人數は品川に御碇泊の御軍艦へ御退相成候處、幕府御軍艦と又々沖中にて戰爭相成、右戰爭中、幕府より當御城へ御注進相成、未ダ勝敗は不二相分一と申ス御文通の趣、右に付昨夜御評議の上、來る四五日比には御上洛相成、右等被二仰立一大事件にもおよび可ㇾ申と風說承候。猶幕府の御模樣內々探索仕、相變候儀も御座候得者、早々可二申上一候。以上。

一九一　大久保一藏への書

明治元年正月二日

別紙只今到來仕候。明朝は長州の廣澤(1)等へ引合、其上帥宮(2)へは委敷申入候樣可ㇾ仕候付、貴兄は何卒岩公(3)へ御出被ㇾ下度、五ツ前に御返答申上候樣承知仕候。大雲院(4)の儀は、佐次右衞門(5)樣へ御問合被ㇾ下候て形行御申出可ㇾ被ㇾ下、色々歎願申上候由にて、別に御見立可ㇾ被ㇾ成との事に御座候間、宜敷御願申上候。以上。

正月二日

西郷吉之助

大久保一藏樣

要詞

(1) 廣澤兵助(眞臣)　(2) 有栖川宮熾仁親王
(3) 岩倉具視　(4) 京都寺町に在り　(5) 岩下方平

【解說】正月二日は會桑及び舊幕兵の北上を決し、大阪より其前陣を繰出した日である。越前春嶽、土佐容堂等は、此時まで、なほ平和的解決を期し、越の中根雪江は岩倉卿に謁して德川慶喜入京の事について、數條の質問を文書にして差出した。岩倉は其書を受取り、衆議に附して答ふべしとて後命を待たしめた。

此書の發頭に「別紙」とあるは、蓋、中根の質問の趣を岩倉卿より薩藩へ送達したものであらう。「五ツ前に御返答申上候樣」とあるは、其日の午后八時までに返事するやう岩卿より申來りしものであらう。

「大雲院の儀」より以下は前半とは全く別問題である。これは恐く兵舍に充つるため借入の交渉に關する事であらう。

さて、又、中根の質問の書面といふのは

一 午刻前上京相成候はゞ直に參內、午刻後、上着相成候はゞ翌朝直に參內致候樣可㆓相成㆒哉

一 參內の上、表向辭官の御手續相濟候上は、政府御用途全國高割の義も、即日列藩へ御布告可㆓相成㆒哉

一 參內の節、即日職掌可ㇾ被㆓仰付㆒哉

一　上京の節相應の人數引卒の事
一　參內の節、九門外迄是迄の通、兵隊引卒の事
一　九門內は、是迄よりは人數多く召連可申事
尤上下着の向にて兵仗は無之

これであつた。大久保から二日付で隆盛への答書がある。多分此書に對する返事である。即ち、

大久保よりの返書

拜見、別紙一覽の上返上仕候。然ば、尙亦退て及熟考候處、今形慶喜上京相成候ては、實以難取返次第に立至候は必定に候間、是非會桑歸國取計、上京と申候今日之御達振ならでは難相濟奉存候。若、無其儀上京相成候得ば、戰は窮て出來不申、今日に相成候ては戰に不及候得ば、皇國の事は夫限水泡と相成可申、就ては猶勘考の次第も御座候付、明朝早目參上可仕候間、左樣御承知可被下候。事理と勢とは未然に相察し斷然盡死力不申候ては勢不及日に至り窮策に出候樣にては、甚遺憾の至に候はずや、深思熟考いたさずんばあるべからざる場合と、私においては決定仕候。幾重にも篤と御賢考被成可被下候。委曲明朝拜晤可申上候へ共、乍序此由奉得御意候。頓首。

正二　　　　　　　　　大久保一藏

西郷吉之助様

右で以て本書の意味も判然するやうである。大久保の意見は、慶喜の上京は當日既に朝令ありし如く何處までも、會桑兵歸國の上にせよ、といふのである。

一九二　大久保一藏への書

明治元年正月三日

今曉伏見出張の坂本廉四郎より間越候趣は、會並松山、志州鳥羽の人數戎裝にて着伏相成登京の節有之候付、土州長州と相談いたし、一應可及談判、勿論何分朝廷よりの御沙汰被爲在候迄は相控候樣可取押候へ共、押て罷登候はゞ防戰に可及との趣申遣候付、早々出殿仕、樣子相待居事に御座候。　いまだ長州引合處にては無之、二の手繰出し等の手配にて御座候。　早々御出勤可被成下候。　いまだ如何模樣は不相分、形行は

朝廷に御屆申上置候間右樣御含可被下候。此旨御報迄早々如斯に御座候。頓首。

正月三日　　西鄉吉之助

大久保一藏樣

要詞

（大久保侯爵家所藏）

【解說】兩軍の戰機將に動き、鳥羽伏見の間には殺氣天に漲る。德川方の先鋒伏見に着し、薩長の兵を一蹴して上京せんとする勢である。薩長土の守兵は、朝廷より何かの御沙汰あるまでは先づ差控へられよ。理不盡に通過せんとするならば砲火あるのみ、と砲口を開いて相對峙す。

伏見在陣の薩藩軍賦役坂本廉四郎急使を馳せて此趣を薩邸に報じ、且朝旨をうかゞふ。

隆盛即ち朝廷に右の趣を届出で、又薩兵增援の命を下し、此書を以て大久保に出邸を促したのである。血湧き肉躍る光景想ひやるべし。

末段「長州引合どころにては無之」とあるは、前晩大久保へ送りし書面即ち前書に「明朝長州廣澤に引合云々」とあるを受けたのである。今朝の事について云へるにあらず。

一九三　揖取素彦への答書

明治元年正月三日

御返書忝拜誦仕候。陳者鳥羽街道へも出懸候はんかと相察候付、彼方へも手配仕候付御含置可被下候。尤戎装にて登京の儀は、何分朝廷よりの御沙汰有之迄は相控候樣、巡邏の三藩より談判に可及趣は、只今御屆申上置候付、左樣御納得可被下候。此旨又々奉得御意候。頓首。

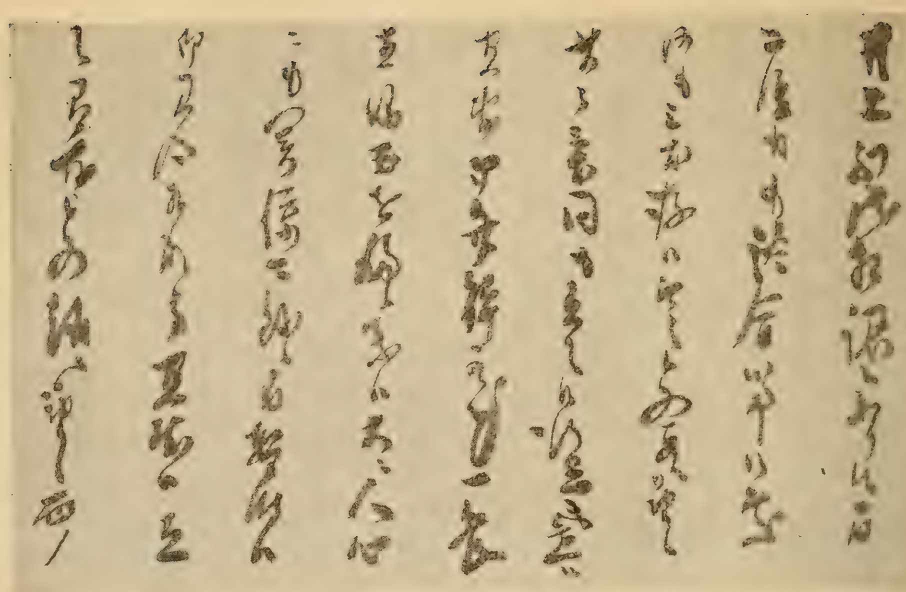
正月三日

西鄉吉之助

揖取素彥樣

要詞

【解說】これは當日長藩揖取素彥への第二信である。その第一信は未だ之を得ざるも前書大久保へのものと同じく伏見の狀を報じたものであらう。その書に對し揖取よりの返書あり、その返書を見て更に此書を發したのである。巡邏の三藩とあるは薩長土の三藩である。これは舊臘德川慶喜下阪の後、麾下會桑等不穩の狀ありしを以て警戒のため諸藩に巡邏を命じてあつたのである。

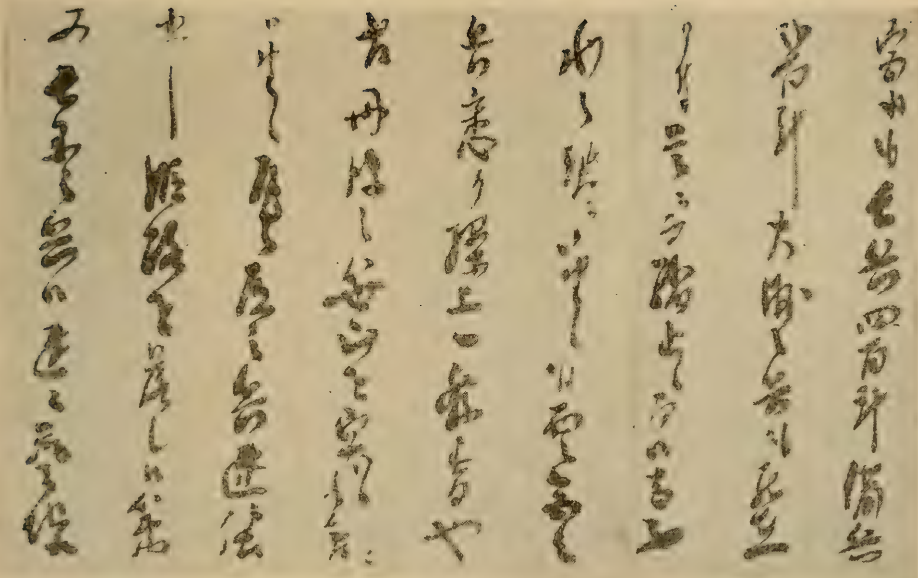


一九四　大久保一藏への書

明治元年正月三日

井上別紙相認參候間、正治へも談合いたし候處、何も異存は無之との事に御座候。少々異同も有之候得共其邊は宜敷御辯解可被下候。一發直様玉を移候儀は、大に人心にも關係可致候間、暫時は御見合相成候方宜敷は有之間敷かとの趣に御座候。西之宮へも長兵四百計、備(一)兵貳

(1) 岡山（池田家）の兵

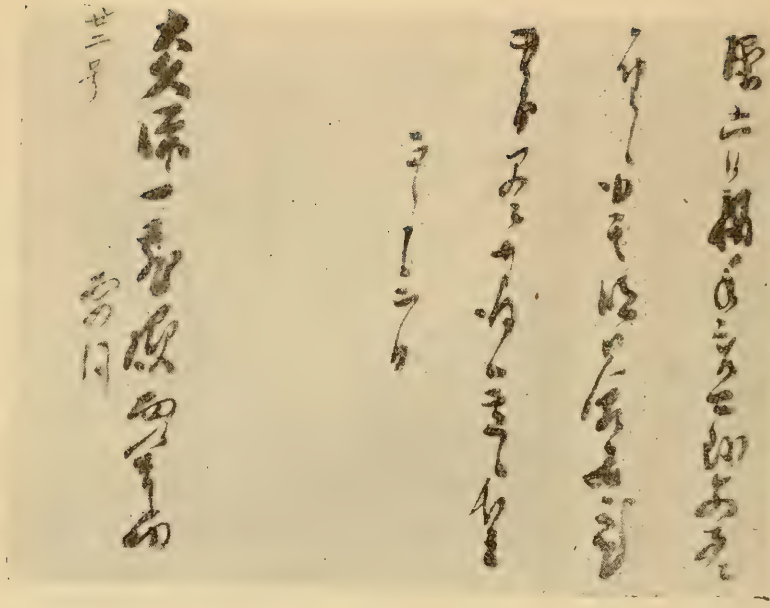


百計、大洲(2)の兵も罷在候付、是にて踏止候ては甚不利の譯に御座候間、西之宮の兵悉く繰上、一發するや否ャ丹波の篠山(3)を突候手筈に御座候。　尾、之道の兵速に張出し、姫路を落し候策、又長國の兵は、速に藝地へ繰込候樣手筈可致との事に御座候間、其段御含居可被下候。　此旨早々奉得御意候。　頓首。

正月三日　西鄕吉之助

大久保一藏樣

(2) 伊豫の大洲藩(加藤家)の兵　(3) 青山家の城地



要詞　（大久保侯爵家所藏）

【解説】此書は岩倉邸に推參中か、或は參朝中の大久保へ贈つたものなるべく、恐らく前者であらう。

井上馨が長藩邸で定めた計畫を薩邸へ持參して隆盛に相談に及んだ。隆盛は薩軍の參謀長の位置にゐた伊地知正治に示したが異存はなかつた。そこで朝廷の同意を得ておくために、之を大久保に贈り然るべく措置せんことを依賴したのである。

書中「少々異同も有之候得共云々」とあるは前日、岩倉、西郷、大久保廣澤等の集會で協議した所

と少々異同あることを云つたのであらう。其協議といふのは、（一）萬一伏見鳥羽の戰利あらずば、聖上は准后御方及び桂宮（淑子内親王）と共に、三條、中山の二卿を從へ、密に内裏を出でさせ給ひ、薩長二藩の兵之を護衞し、山陰道より藝備の間に幸し、形勝の地を選びて蹕を行宮に駐め、討賊の詔を四方に下し、二藩の兵を増發して西南の諸藩を徇へしむる事、（二）岩倉は有栖川宮を奉じて京都に留り奮戰して支ふべからざるに及び、始めて尾越二藩の兵を從へ、陽に叡山遷幸の狀を爲し、賊軍來り攻むるに及び、險によりて防戰する事、（三）其間に仁和寺宮、知恩院宮を東北諸國に下向せしめ、令旨を頒ち、勤王の兵を招集して江戸城を衝かしむる事等であつた。（なほ以上の案は本卷一八四所載隆盛の嘗て策したる案によつて定めたものである。）而して井上の携へて來た別紙といふのは、長藩片野十郎等の畫策した左の案であらう。又書中「一發直ちに玉を移し候儀」以下は井上の口上を報じたのである。

一　當所居合の三中隊の御所警衞は、御徴行相決候上、直樣供奉の事
一　西之宮邊三藩の兵、直に有馬より三田通り、丹波篠山へ引揚の事
一　東福寺光明寺の兵は、平公を將として伏見邊衞殿の事

一　伏見衛殿の我兵引揚候節は、一先天龍寺へ集合の事

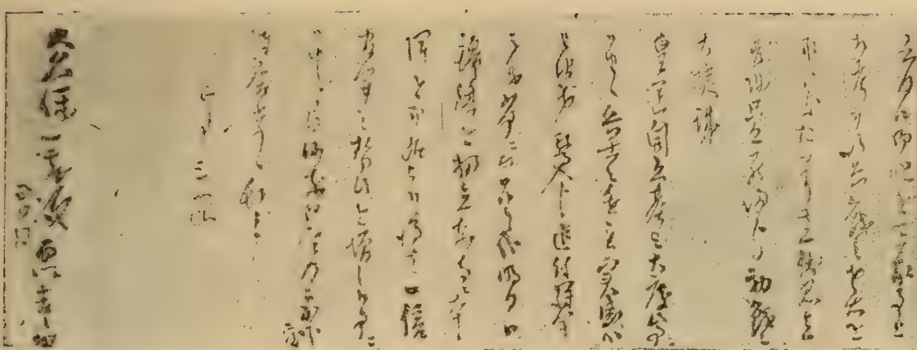
一　尾之道の兵は備前兵と合し、姫路を突く事

一　藝備へ急速出兵の事

一　雲州へ急速手下しの事

一　高野の兵速に大和より宇治通り、伏見に出張、衛殿兵に相應ずべし

一　兵庫滯泊の我軍艦、速に備海邊へ廻すべし



一九五　大久保一藏への書

明治元年正月三日

今日は御叱を可ㇾ蒙事と相考候得共、戰の左右を承候處、たまり兼、伏見迄差越、只今罷歸申候初戰に大捷、誠ニ
皇運開立基と大慶此事に御座候。兵士の進退實感心の次第驚入申候。追討將軍の儀如何にて御座候哉。明日は錦旗を押立、東寺に本陣を御居被ㇾ下候得ば一倍官軍の勢ひを増し候事に御座候間、何卒御盡力被ニ成下一度奉ニ合

掌候。頓首。

正月三夜

西郷吉之助

大久保一藏様

（大久保侯爵家所藏）

【解說】當日、隆盛は諸般の對策を終へ、朝廷向の事は大久保へ一任して、自らは伏見まで戰況視察に出かけた。此書はその報告旁初戰大捷の祝辭を述べ、追討將軍御任命についで、盡力を依頼したものである。本書を認めた時刻は夜分であるが、大久保はなほ參朝中であつた筈である。

一九六　廣澤、井上への書

明治元年正月三日

別紙の通東久世樣より御達相成岩下佐次右衛門え名代承候て御通申上候樣との事に御座候に付、早々爲持差上候付、御落手可被下候。此旨乍略義以書中奉得御意候。頓首。

正月三日　西郷吉之助

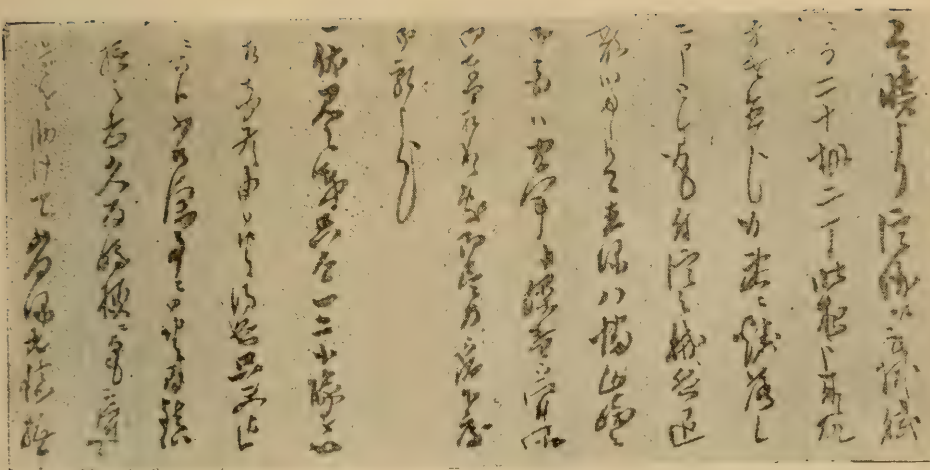
廣澤兵助樣

高田春太郎樣

拜呈

（揖取三郎氏所藏）

【解說】此書は正月三日鳥羽伏見に於て開戰の當日、長州藩の廣澤眞臣、井上馨（當時、高田春太郎と變名す）にあてゝ朝旨を傳へたのである。「別紙」はよく分らないが、當時、危急の際にあたり、薩長二藩へ下されし緊急の御達であつたかと思ふ。とにかく長州への御達は薩藩家老岩下佐次右衞門（方平）が代理で受取つて、それを隆盛より送り届けさせたのである。



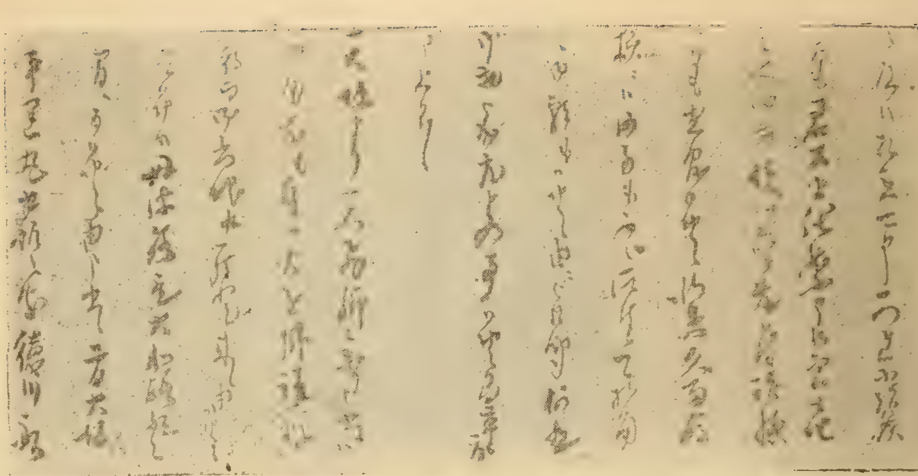
一九七 大久保一藏への書

明治元年正月五日

今曉より淀城へ取掛賦にて、二十柵二丁昨夜(1)申來候故、差遣置申候間、速に燒落し可ㇾ申と奉ㇾ存候付、淀の賊兵退散いたし候はゞ、直樣、八幡、山崎の御固は官軍へ繰替被㆓仰付㆒候樣、御達相成候處、御盡力被㆓成下㆒度、御願申上候。

一伏見の儀、只今一二小隊を以相固居候由に御座候得共、只未迄にては不㆓相濟㆒

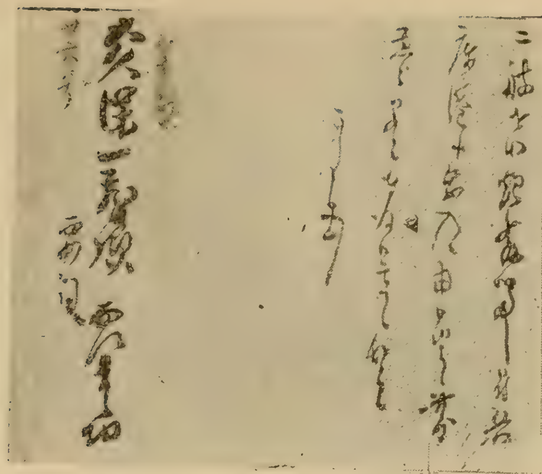
(1) 陣地より申來りし也



事に御座候間、鎭撫の者久留島樣(2)にても被仰付候はゞ、是を助けて如何樣共鎭撫の道は相立可申、いづれ小諸侯にても、君公出張居不申候ては、土地の人心安堵も六ヶ敷候付、誰樣にても宜敷御座候得共、久留島樣には何方も不被仰付候はゞ、折角の御願も御座候由に被相聞、何か御勤被成度との事御座候間卒度申上置候。

一大坂より一人、飛脚參り申出候は、御屋敷も自ら火を掛、詰人數は都て御當地へ

(2) 久留島通靖（豐後，森藩主）



罷登來候由御座候。道筋は丹波路か大和路かの間にて御座候由申出候。二日大坂より平運丸出帆の處、德川船二艘を以砲發いたし候付、兵庫港へ乘入候由御座候。此旨荒々早々奉ㇾ得御意候。頓首。

正月五日　西鄕吉之助

大久保一藏樣

要詞

（大久保侯爵家所藏）

【解說】四日には仁和寺宮嘉彰親王を征討將軍に任じ、錦旗節刀を賜る。宮は大命を拜

し直ちに進軍あらせられ、東寺を本陣と定められた。隆盛薩の諸隊を指揮し、五日には淀城攻撃の豫定にて其準備をなしたること本書のごとし。彼は必勝を期してゐた。未だ戰はない前に「淀の賊兵退散いたさば直ちに八幡・山崎の御固は官軍へ繰替仰付られ候樣御達相成度御盡力を願ふ」と述べてゐる。

是より先、大阪より伏見までの要地には幕軍を配置してあつた。其内、淀城は稻葉家の居城で、山崎は津藩即ち藤堂の兵で固めてゐた。然るに、此日、淀は官軍に屬して幕兵を入れず、津藩また官軍に應じ、既に敗走しつゝある幕兵を討つたので、幕兵は散々な目にあひ大阪さして潰走した。

なほ、久留島家は豐後の小藩であるが、藩主自ら出でゝ從軍を請うて止まず、隆盛乃ち伏見の警固にあてんことを建言したのである。「大坂より一人飛脚云々」は大阪に於ける薩邸の始末及び薩の汽船平運丸の兵庫港へ遁れた事を報じたのである。

大阪は敵地である故、木場傳内等止むを得ず自ら火を放ちて退散したること本文の通である。

一九八　岩下佐次右衞門への書

明治元年正月五日

連日戰居候二隊、爲休息只今歸陣仕候。　今朝掛の合戰は餘程難義いたし候得共、悉く打挫、淀城迄追詰候處、賊兵より橋を絕、淀の城中より仁和寺宮え歎願の趣有之、城えは砲丸を打込不申町家の賊巢を燒落、堤えは番兵を殘し置、外休息爲致候間、右の形行は御申出置被下度、奉合掌候。　頓首。

正月五日　　西郷吉之助

佐次右衞門様

御侍史

（德富猪一郎氏所藏）

【解說】此書は五日の戰報である。此朝、官軍は鳥羽、伏見の兩道より進擊したが、舊幕の兵は一手になりて二道の官軍に當り、大激戰となつた。征討將軍宮、錦旗を飜へして親しく軍を督したまふ。官軍の士氣大に振ひ、賊軍悉く敗走に及んだ。

官軍追擊、淀城近く追詰めたれば賊兵橋を斷ちて防戰した。此時淀城中より宮へ歎願の趣ありて、城攻めを中止した。こゝで淀城は官軍に應じて幕兵の入城を拒んだのである。官軍乃ち淀城下の町家を燒いて賊兵を走らせ、堤には若干の番兵を留置き、他は休息させ、隆盛は本陣にかへりて此旨を屆け出でたのである。

一九九　某氏への書

明治元年正月六日

(1)二城の義は、昨日明渡相成候由にて、今日は尾藩より器(2)械取調可申上段、御達相成居候由御座候付、二條城より相受取候筋か、又は尾藩より取揃差送候譯か、いづれ明渡相成候はゞ、二條城は誰か御預りにても有之そふなものと相考申候に付、右(3)の方より引渡可相成筋と奉存候。何分表通高野へ差送候樣、御達相成との事に御座候間、左樣御含可被成候。此旨又々奉得尊意候。頓首。

正月六日　吉之助

(1) 二條城　(2) 銃砲等の武器を指す
(3) 二條城を預かりし方よりといふなり

【解說】本書は宛名を逸してゐるが、岩下佐次右衛門(方平)へ宛てたものではないかと思ふ。

書中「高野へ差遣候樣御達云々」とあるは舊臘、侍從鷲尾隆聚等朝意を奉じ、高野山に赴き勤王の旗を掲げてゐた。其方へ從附するやう御達になるとの事であるから、左樣御含み下されといつたのである。

二〇〇　大久保一藏への書

明治元年正月七日

兩日不レ得二御意一候處、昨夜は御出張の由、途中にて御行逢、爲レ申由御座候へ共、跡以承候事に御座候。　東寺の方は先づ穩成譯にて、懸(かゝり)口(ぐち)等の令を下され候譯にも無レ之、却て軍の模樣は如何と御尋共參候位の事ニ御座候間、貴兄御滯留無益の事と奉レ存候間、先づ御歸り被レ下度、八幡、山崎の要所を占候間、今迄の手筈にては不二相濟一候付、得と成算を定(さだめ)、夫より追々責付候方可レ宜と相考候付、當分の處は番兵を居へ、一應人數も繰上、其上相掛候筋に申遣候間、右等の處を以今日は御引取被レ下度奉二合一レ掌候。　頓首。

正月七日

西郷吉之助

大久保一藏様

（大久保侯爵家所藏）

【解說】六日、大久保は東寺に赴いて、征討將軍宮の軍事參謀となり、隆盛は同夜京都にかへつたのである。然るに大久保は朝廷の謀臣として一日も缺くべからざる人である。岩倉卿の如きは、此多事の際彼を陣地に置くは不得策であるといつて切に召還を希望して居られた。隆盛乃ち此書を贈つて彼を呼びかへさんとしたのである。案ずるに、大久保は七日淀城に入り、八日宮に從ひて八幡關門邊の戰地を巡覽し、たまゝ慶喜歸東の報を得、打合せのため京都に歸つた。それより再び軍に從ふ事を許されず、軍事參謀には大山格之助を以て彼にかへた。

二〇一　本田勘解由への書

明治元年正月七日

去る三日、不㆑計も賊軍より兵端を開き、一時は混雜致候得共、終に打挫、日々戰爭、官軍毎に勝利を得、昨日迄八幡の賊巢を責拔、橋本迄打拔候事に御座候。　就ては、此上は華城一段に相成候間、得と廟算を立、責掛候賊に御座候間、只今其許に屯集の兵暴擧に及び候ては、大に官軍の人氣に相揭り候に付、京地の官軍と一時に手筈を合し、倶に責寄せ候樣仕度御座候間、何卒、期限を定め可㆓申上㆒候間、其内必御動搖不㆑被㆑爲㆑在樣御申上置被㆑下度、態々以㆓書面㆒奉㆑得㆓貴意㆒候間、宜しく御取成被㆑下度御賴み申上候。　以上。

正月七日　　西鄕吉之助

本田勘解由樣

【解說】宛名の本田勘解由は土佐藩士にして此時侍從鷲尾隆聚に從ひて高野山にあり。鷲尾侍從は舊臘八日內勅を奉じて、浪士及び十津川鄕士數十人を率ゐて、十二日高野山に登りて、勤王の旗を擧げ、一山の僧徒及び十津川鄕士を味方とし檄を傳へしかば、浪士の來り屬するもの數百人に及んだ。是れ紀藩の背後を扼し、大阪城を牽制せんとする策に出たのである。

隆盛是に於て此書を送り、六日迄の官軍の勝利を報じ、大阪城進撃につきては、十分軍略を定め、手筈を合せて攻むべきにつき、當方より何とか通知するまでは靜まりて、單獨の行動なからんことを要求したのである。

二〇二　桂右衞門への書

明治元年正月十日

中將樣益御機嫌能被遊御座、恐悅の御儀奉存候。　陳ば去る三日德川暴擧の振舞、先日申上置候通に御座候。　六日迄は八幡へ押詰、難なく攻落、橋本迄追詰候處、山崎御固は藤堂にて御座候處、是も官軍に屬し、共に相戰候故、譯もなく攻落、追卷り候處枚方迄も足を止候儀不相成、勿論枚方え出張の兵も共崩いたし、大坂へ迯去候處、大坂城大恐怖を懷、一足もたまり得ず薩長の兵今夜押寄も不被計との事にて騷立、取る物取あへず迯支度を成し、七日朝より八日迄に相掛、一人も不殘大坂城中を迯去、越前藩大坂詰の

者を召呼、別紙の書面を相渡、早々薩長の先手に寫を以相告呉れとの賴み、急撃を免れ度との事のみに御座候。　三日より六日迄の連戰、一歩も不レ退、少しの敗なく、勝通しの軍は未ダ曾テ有レ之ざるの戰にて御座候。　爲二皇國一御悅可レ被レ下候。　人數多少を比較いたし候得ば、賊軍は五增倍の事に御座候得共、かくの如き勝利はいまだ不レ聞儀に御座候。　京攝の間、餘程人心を失ひ居候事にて、今日に至りては、伏見邊は兵火の爲に燒亡いたし候得共、薩長の兵隊通行度毎には、老若男女路頭に出て、手を合せて拜を爲し、難レ有々々と申ス聲のみに御座候。　戰場にも路々粮食を持出し、汁をこしらへ、酒を酌て戰兵を慰し、國中(1)の人民よりはまさりて見へ候事に御座候。　淀城は前以より賊兵を城内え不二入付一、城下迄押詰候

(1) 國中とあるは，薩藩内といふ意

處、歎願有レ之、燒落不レ吳樣との事に御座候て、城内よりは一發も不レ打出レ候故、城は不レ燒に、市中の賊巢を燒拂て、賊を追落候處、其後は餘程世話いたし吳、大に都合能き事に御座候。　近畿の諸侯は、皆官軍に屬し、又兩端を懷き居候藩も方向相定官軍日々に盛大に罷成申候。御安慮可レ被レ下候。　山陽道は、姬路、賊に與し居候故、長兵備前と合し打卷く賦り御座候。　必ず不日勝報可レ有レ之と相待居申候。　山陰道は(2)西園寺樣惣宰にて、薩長の兵を率、御出張相成候處、是は戰は不レ致(3)三丹を御說得相成候て、官軍に被レ屬候御策にて御座候。　龜山は早く相隨ひ候趣申來、追々官軍に屬し候向と被レ相聞レ申候。　大坂の通路を久敷被レ塞候ては大に困窮可レ仕と相考居候處、案外急速に相開、天幸無事に御座候。　今日は征討將軍宮

(2)　西園寺公望山陰道鎭撫使として山陰道全部を鎭撫した

(3)　丹波，丹後，但馬，を指すか

錦の御旗を押立、浪華迄御出張にて、昨夜枚方御泊にて御座候。
皇威輝きは今日の事に御座候。　御遙察可被下候。　いまだ混雜
中にて不能詳悉候得共、大略勝軍の一左右迄、如此御座候。　恐惶
謹言。

正月十日　　　　西郷吉之助

右衛門様

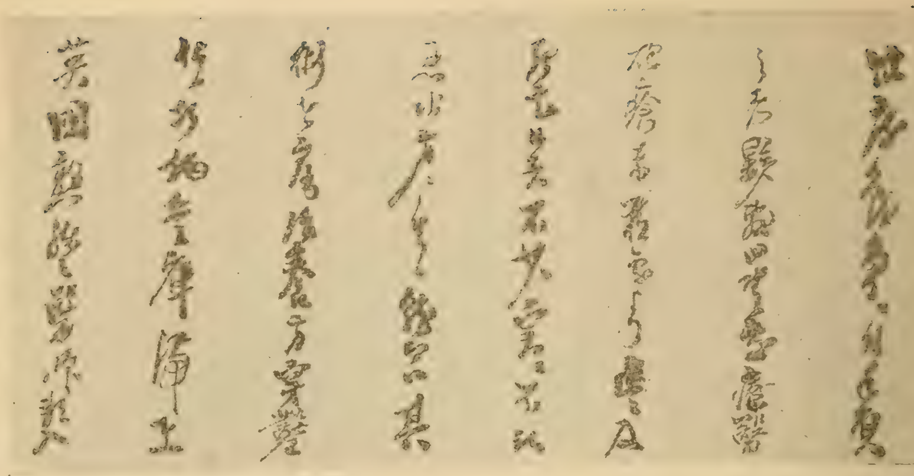
御侍史

尙々江戸御屋敷を燒崩され、大坂の御屋敷燒失、此兩件實に殘
念の仕合、是丈けが負に相成候事に御座候。

【解說】此書は京攝より在藩の家老桂右衛門へ、勝軍の報告をかね、十日までの近畿の形

勢、關西に於ける佐幕諸藩の征伐、山陰道鎭撫及び征討將軍宮の大阪進軍等を通知したのである。

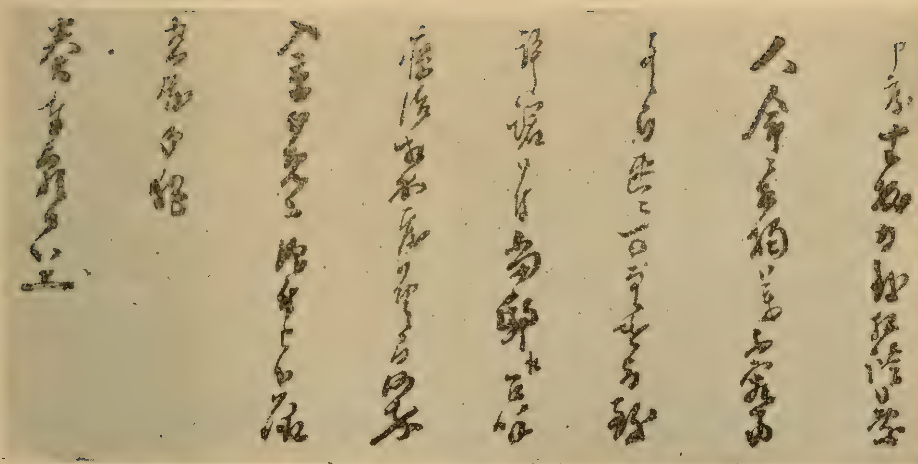
「佝々書」に見ゆる「是丈けが負け」の一句、南洲一流の諧謔、その得意を想ふべし。



二〇三　外醫入京の件に付朝廷への願書

明治元年正月十日

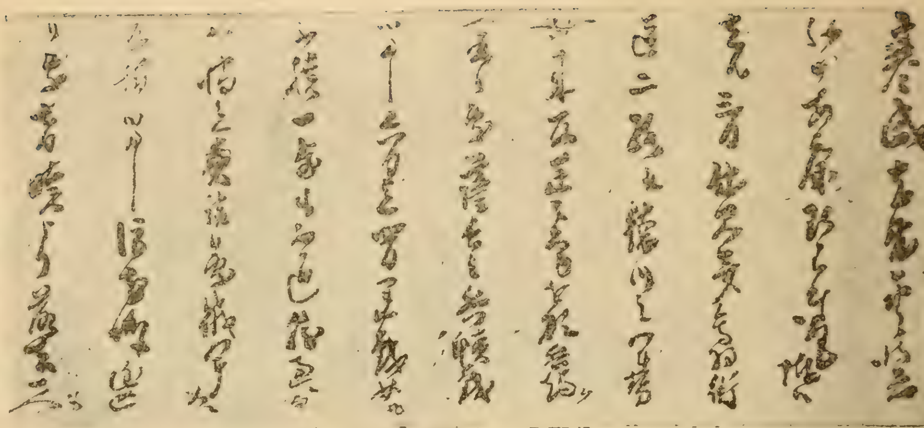
此度戰爭に付、手負の者夥敷御座候處、療醫炮瘡未ㇾ精處より追々及二死亡一候者不ㇾ少實に不ㇾ被ㇾ忍次第に御座候。　就ては其術を究メ治養方穿鑿仕候折柄、兵庫滯在英國熟練の醫師頼入申度、無ㇾ據爲ㇾ致二相談一候處人命に相拘候義不二容易一事候間、速に可ㇾ差遣一旨致二許諾一候付、當邸へ召呼、療治相加度



御座候間、何卒入京御免被㆓仰付㆒被㆑下候
様宜敷御執
奏奉願候。以上。

（大久保侯爵家所藏）

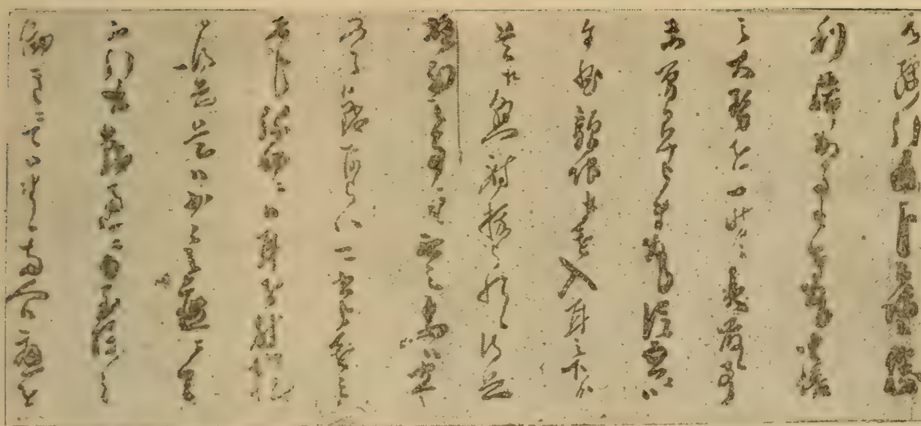
【解說】此書は負傷兵治療のため、英醫を京都薩邸に屈聘せんとて、その入京許可を朝廷へ出願したのである。隆盛が傷病兵の治療慰安に、又、戰死者の祭弔、遺族の救恤に努力したことは、本書を始め、遺文中に屢現はれ居ることである。



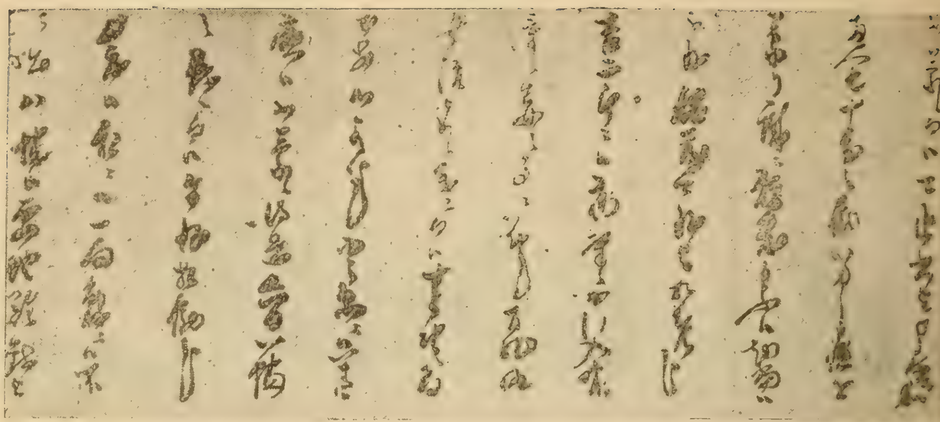
二〇四　川口量次郎への書

明治元年正月十日

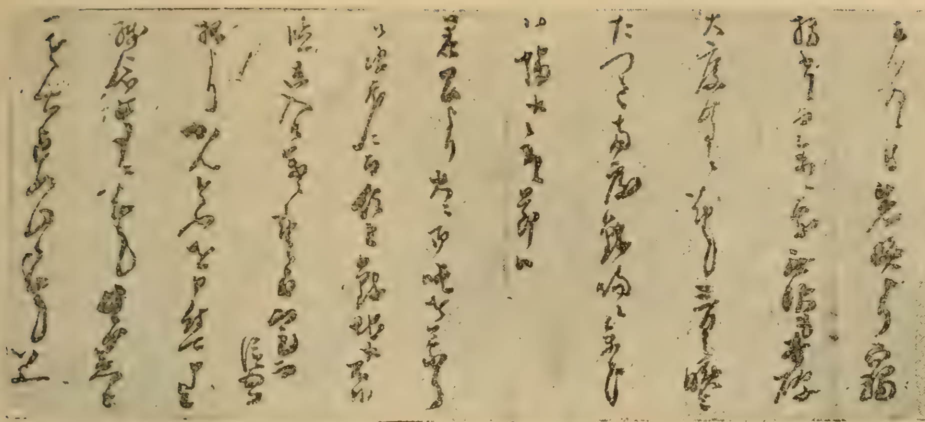
寒威甚敷御座候得共、彌御安康珍重奉レ存候。　陳ば去る三日、伏見並鳥羽街道二路へ徳川の軍勢押來（きたり）反逆の色を顯シ兵端を開候處薩長の兵憤戰いたし六日迄四日連戰、少も不レ撓、一歩も不レ退、勝通（かちどほし）にて八幡迄責詰候處、賊軍大に恐怖いたし、浪花城へ逃込候處、七日曉より落去、一人も不レ殘引退申候。　ケ樣の勝利稀成事と奉レ存候。



十倍の大勢を一時に責崩候事、未曾有と奉存候。　信吾には餘程敵地へ進入、耳の下より首へ懸射拔られ候得共、格別の事にも無之、もうは宜、又々戰あらば可出と進居申候。　彌助には耳を射切れ候得共是は少々の疵にて不引取戰通にて至極の働にて御座候。　兩人は疵を不蒙候ては可追出と申置候處、兩人共、十分の働いたし、疵を蒙り、誠に悅敷、もうは勘當は不致、秘藏可致と相考申候。　吉二郞には病氣にて引入居、氣の毒の事に御座候。　乍



然御世話被成候義にては無御座候間、御安心可被下候。　小兵衞にはいまだ疵は不蒙候得共、六日八幡の戰にては餘程相働申候此度は私には一向戰には不被出八幡は要地難戰と相心得候付先晩より竊拔出候て參候處、無譯も打破、大慶此事に御座候。　三日の晩と、たつた兩度戰場に參申候。　八幡へ參候節は、君公より大に御叱を蒙り候次第にて頓と戰地へ不被臨、込入候義に御座候間、定て信吾抔よりかんごうを申付可申と殘



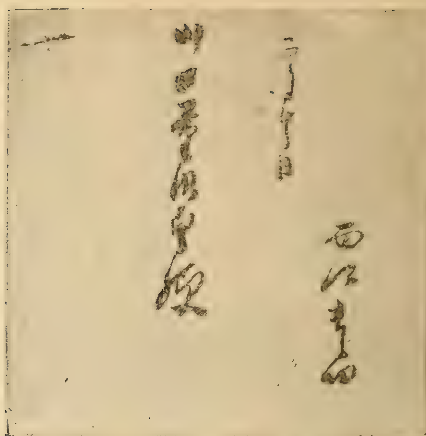
念此事に御座候。此旨急々一左右迄、如レ此御座候。以上。

正月十日　西鄕吉之助

川口量次郎樣

【解說】此書は隆盛が鹿兒島の留守宅に贈つて戰捷を報じたものである。宛名の川口量次郎は隆盛が沖永良部島謫居中に知り合となつた人で、雪蓬と號し、詩書を能くした。後、鹿兒島なる西鄕邸の留守を託せられ、一生西鄕家の家事を見、明治二十幾年まで生存した人である。

書中、弟西鄕信吾（後の從道）從弟大山彌助（後の巖）の戰功を報じ、又、弟吉二郎は病氣にて從軍出來ず、氣の毒であるが、心配する程の病氣ではないと云ひ、隆盛自身は思ふ樣



に戰場に出づる能はざりし事などを面白く叮嚀に認めてある。中に「兩人は疵を蒙らず候ては追出すべし(勘當の意)と申置き候處兩人共十分の働いたし誠に悅しくもうは勘當は致さず秘藏致すべく相考へ候」又末段に「定めて信吾などより勘當を申付け申すべしと殘念此事に御座候」と例の諧謔を交へたるなど、如何にも打解けた家信である。之を以ても家庭及び近親に對する南洲の平常が偲ばれる。

二〇五　大久保一藏への書

明治元年正月十四日

戰死手負の名書取調さし上申候間、御差出可ㇾ被ㇾ下候。以上。

西郷吉之助

正月十四日

大久保一藏様

【解說】薩兵死傷者姓名を朝廷へ届出でたのである。

二〇六　蓑田傳兵衞への書

明治元年正月十六日

尙々、主上にも昨日御元服被﹅爲﹅在、恐悅此事に御座候。將又京伏見、大坂、町々より每日酒肴を捧げ、勝軍を奉﹅祝候儀過分の事にて、是程丈幕會被﹅惡居候事哉と、今更驚く許りに御座候。十文字の御旗を見候計にて、老若拜をなし、手を合せ薩摩大明神樣と唱候事にて、難﹅有々々々々と申す聲のみに御座候。民心悅服いたし候儀、實に王師とは此樣の事を申すものかと奉﹅存候。幸、一戰爭後は米の値段も下落いたし、人民尙ほ悅をなし申候。天幸此事に御座候。

中將樣益御機嫌能被遊御座、恐悅御儀奉存候。　陳ば大坂落去(1)以來、追々軍威盛に相成、土、藝等も皆腹も居り、大に相變し、只今にては勤王の士と相見得申候。　容堂(2)公には岩倉卿より大議論を被成夫より降伏の姿に御座候。　第一臆心の者は成敗の上に惑を生じ、成敗定り候得ば決着出來候儀は常人の事とは乍申、餘りに鐵面皮の事多く御座候。　御笑察可被下候。　官軍の勢、日々盛大に罷成り、大垣、小濱等は賊軍に與し居候得共、是以て歎願いたし、東夷征伐の先鋒を被命、實行相顯候處を以て、前罪を被免候筋に相定申候。　宮津抔は君侯兩人首級を差出候なりとも可致候付、不及滅國樣との儀迄も申出候由、俗論と申すものは實におそろしきものにて、不可忍ものを忍び候事御座候得ば、如何樣共轉變

(1)　正月七日慶喜大阪を退去して海路江戸に歸る

(2)　これは正月六日夜の事である，詳しくは解說の條を見よ

仕候譯にて膽を消し候次第無御座候。伊豫松山も征伐被仰出候得共、是以頻りに歎願の由に被相聞申候。松山、高松は、土州より願出、追討を被命候。桑名は細川、彦根外に兩三藩征討被命、近々發足の賦に御座候。只今にては、追々西國は相定り候模樣に御座候。會津は上杉、佐竹、南部へ被命、追討の賦に御座候。上杉、佐竹等は內々相願候向に御座候。仙臺も近々京着と申事に候東國の官軍に屬し候趣に相見得申候。當分東(3)國の諸侯は勿論民心を離し候策、第一の譯に御座候間、早々說客を被差出候儀に御座候。東國は勿論、諸國の內、是迄德川氏の領分、旗下士の知行所共、

王民と相成候得ば今年の租稅は半減、昨年未納の物も同樣被仰

(3) 東國の諸侯並に民衆をして德川家に離反せしむることが目下の急務であるから、早々遊說員を差出すことになつてゐるといふのである

出一、積年の苛政を被レ寛候事に御座候。此一儀にても、東國の民は直樣相離れ可レ申儀と奉レ存候。彼賊(4)を孤立さするの策は早く相用ひ不レ申候ては不二相濟一、夫迚も酒(5)井等の者は、必、賊と生死を共に可レ致儀とは奉レ存候得共、討安き事には成行可レ申事と奉レ存候。關東へ逃歸り候てより、人心如何に御座候哉、探索も追々差出置候得共、いまだ一左右も無レ之、定て內亂相生じ候はんかと被二相察一申候。是迄の人氣にては沸騰も生じ可レ申かと奉レ存候。東兵は薩長の兵少寡を漫、器械の不足を見て、暴發の事に至り候向に御座候得共、却て數千の屍を重ね、大敗を取候事に御座候得ば、もうは恃もの更に無レ之、餘程落膽いたし候ものに御座候。只恃みに相成ものは海軍のみに御座候故、速に、

(4) 德川慶喜を指す
(5) 庄內藩主酒井忠篤

朝廷に軍艦四艘を御調の賦にて、談判被仰出候事に御座候。左候得ば貳艘づゝ薩長へ御預相成筋に御決定相成居申候。乍然いまだ御布告にも不相成、内備(6)勢兵庫におひて英人と及砲戰備前は散々に打成され、英人大に立腹いたし、大難事到來の儀に御座候。 堂上より東久世卿、宇和島侯、後藤、岩下君早々下坂に相成り、御布告の上、萬國の公法を以て御處置相成賦に御座候。 誠に失策を仕出し、苦心の儀に御座候。 白山(7)(モンブラン)、此節は一と通ならず、王室の爲めに盡力いたし、佛のミニストル抔も説ふせ、實に大幸の至御座候。 各國公使も京都迄御呼び登(のぼせ)の都合に相運居候間、此度社(こそ)

朝廷の外國人と相成候儀と相考居申候。 一昨日は

(6) これは正月十二日の出來事である詳しくは解說を見よ (7) 白山は佛國の貴族モンブランの事，白山はモンブランの音譯，彼は慶應三年佛國にて開かれた萬國博覽會に於 薩藩士岩下佐次右衞門等を助けて大に斡旋した，岩下等彼を伴ひて歸朝せしに，維新前後朝廷のため獻策する所少くなかつた

大守樣にも不容易御褒詞被爲在、一同奉恐悦候。右等の事は、御家老衆より委細御問越相成候付文略仕候。御互に大慶此事ヽ奉存候。尙軍威相振ひ、一層の勢を增し申候。御遙察可被下候此旨荒々奉得御意候。恐々謹言。

正月十六日　西鄕吉之助

蓑田傳兵衞樣

【解說】此書は明治元年正月七八日頃より十五六日までの中央政局及び民心の推移をありのまゝに報じたもので、其內容は、大小諸侯の向背、近畿民心の歸服及び各地征討の手配、德川家舊領地民心懷柔策、舊幕への對策、外國關係等である。

宛名の蓑田は屢々註記せし如く、御側役にて久光に近侍せるが故に、其實は久光へ通知し併せて薩藩政府へ報告したものと見て然るべきものである。十二月五日、同十一日、同

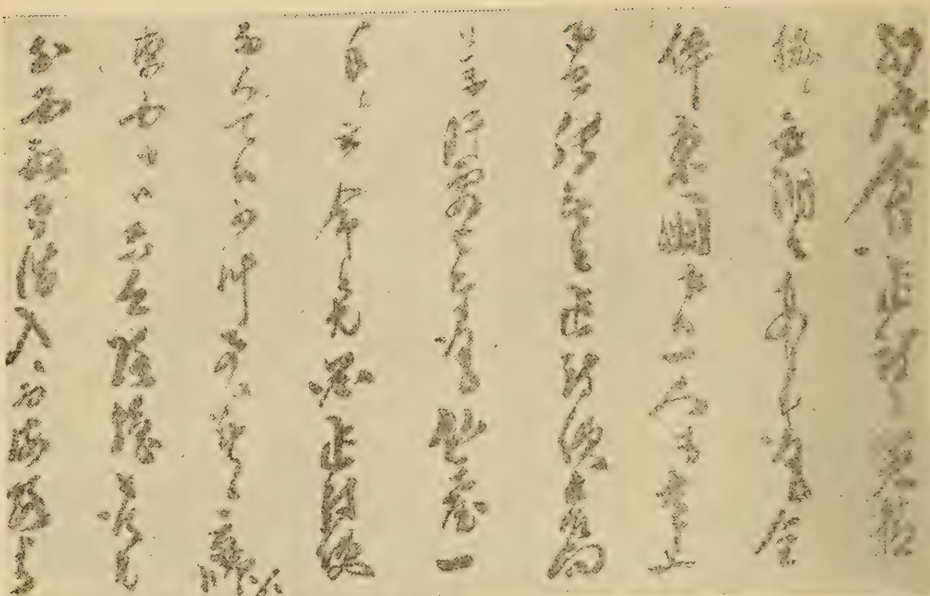
二十八日、正月朔日蓑田宛の書及び正月十日桂右衞門宛のものゝ如き皆それである。書中「容堂公には岩倉卿より大議論」は正月六日の夜であつた。正月十日付大久保より蓑田宛の書の一節に次のやうな事が見えてゐる。曰く『德川慶喜の罪狀を鳴らし御布告を發するに臨み、岩倉卿が土佐の藩邸に行かれて大議論に及ばれ「最早今日が手切の談判である。扶幕の御考ならば早々阪地へ御下りになつて、十分に慶喜を御助けなさい。朝廷にては少しも遺憾はない。是迄通り曖昧なことでは困るから、斷然御處決なさい。」と云はれた所が、容堂も流石に閉口され、此上は朝廷の御沙汰次第畏り奉るべしとの事で、家中一同へも布告など有りて後藤、福岡等も承服の由である。其餘尾、越、宇和島等も仔細無し、實に此卿は稀代の人傑と申すべく、今日此に至りしは一人の力と謂つて可なるべし。』と。

「備前兵庫に於て英人と及二砲戰一」とある事實は斯樣である。正月十二日備前の家老日置帶刀が藩兵を引率して、兵庫を通過してゐると英國の騎兵が備前兵の行列に觸れ、又佛國水兵も行列を横斷した。そこで備前兵は大に憤慨し刀を拔いて彼等に斬りつけ、又發砲した。英佛の兵は合同して應砲したが、帶刀は大事に至らんことを憂ひ、早々兵をまとめて引上げ、狀を朝廷に報じた。英佛は直に兵を配置して居留地を警戒し、又當時兵庫港

に碇泊中の諸藩の汽船五艘を抑留した。

「一昨日は大守様にも不容易御褒詞云々」は正月十二日、朝廷島津忠義を召され、御前に於て御劍一振及び感狀を賜はりて、此度の戰功を賞せられ、又戰死者の弔祭を厚くし、永く忠魂を慰めよとて金圓を下賜せられた。此事を指すならんと思ふ。されば一昨日とあるは事實に異なる。或は勅書の日付が十二日で、御前に召されたのは十四日であつたのかも知れぬ。姑く記して後考を待つことにする。

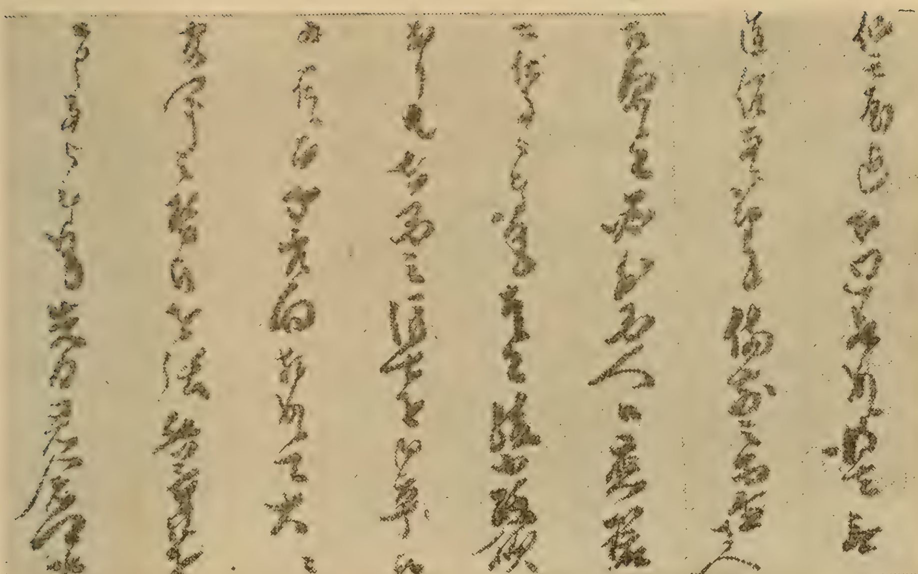
尙々書には近畿民衆の大改新に對する實狀をありのまゝに報じたものであらう。而かも故國の君側及び政府當事者を喜ばしむべく。



二〇七　大久保一藏への書

明治元年正月廿三日

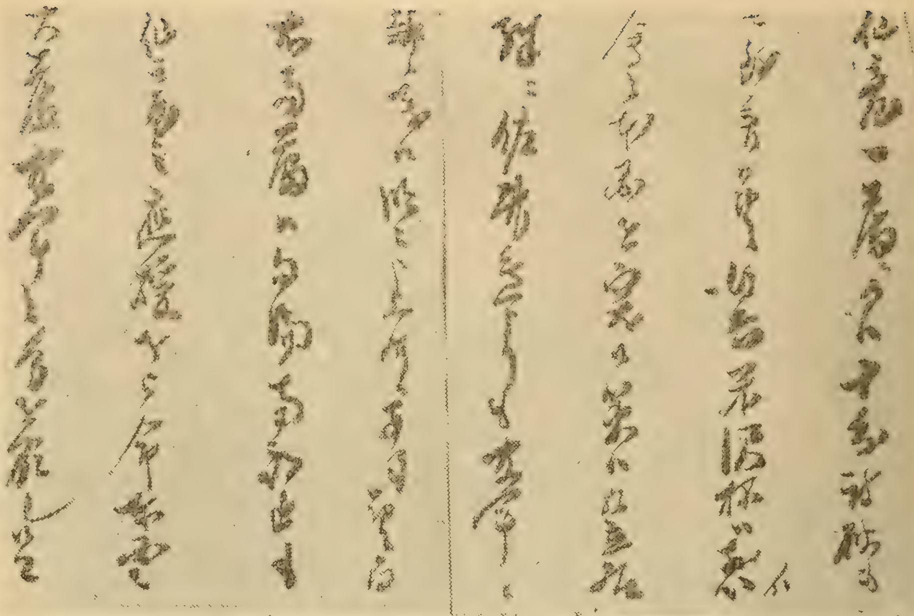
別紙會追討の策精微に取調候ものこ奉レ存候。　全躰、東國へは一人も堂上御出張無レ之、追討使被二差向一候儀肝要こ奉レ存候。　仙臺一手に被レ命候共必追討使なくては不レ叶事に御座候京師より東國へは只今、路絶候得共外國船御借入にて海路より仙臺迄御廻相成候得ば無二造作一事に御座候



備[1]前の所置さへ相濟候はゞ、必外國人は應諾可ㇾ仕事と奉ㇾ存候。 左候はゞ綾[2]小路樣なりとも、東國の浪士を御率被ㇾ爲ㇾ在候て、御差向相成候はゞ大に官軍に勢を張ッ兵氣相進可ㇾ申事と奉ㇾ存候。 先日岩倉卿へ仙臺一藩にては十分討破も可ㇾ致筈御座候得共、米澤抔は前以より會の本國を突候策は相立居、殊に佐[3]竹邊よりも官軍に趣候儀は、段々申上居候事にも御座候間、右兩藩は勿論、南部迄も仙

(1) 備前兵，兵庫にて英佛人と衝突した事件

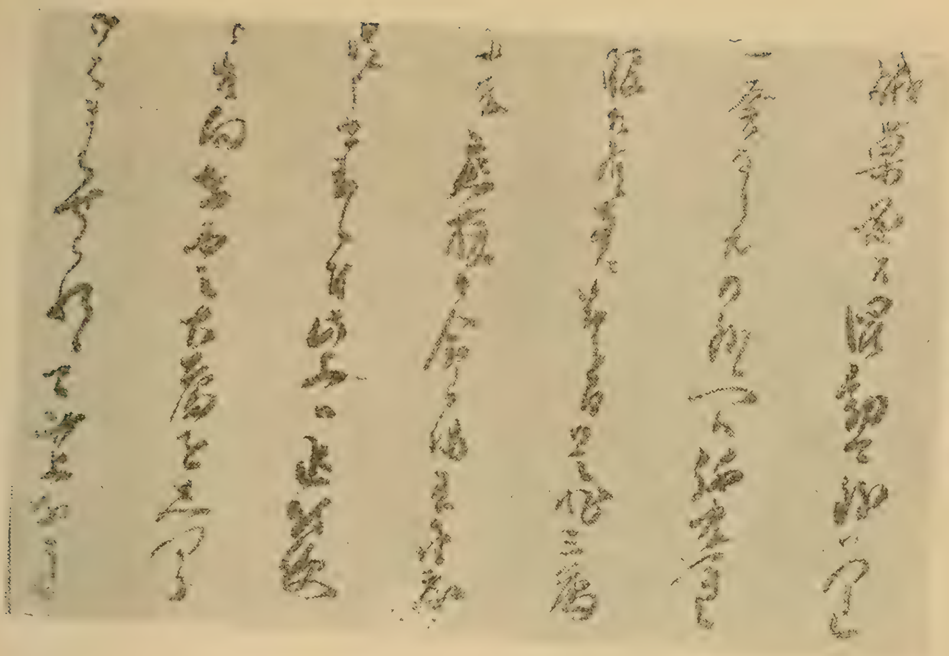
(2) 綾小路俊實　(3) 秋田藩



臺の應援を被レ命、東國の大藩、官軍の色を顯し候はゞ賊巢必ず混動可レ致いづれ一發なり共爲レ致候へば彌官軍の腹相居（すわり）候事に御座候間、是非三(4)藩えも應援被レ命候樣有二御座一度段申出置候付、此上は追討使被二差向一東國の大藩を、しつかり御はまらせられ(5)候はゞ此上なき良策と奉レ存候。 綾小路樣にても誰樣にても御差向相成候儀に御座候はゞ、參謀の者御撰被レ爲レ在候儀肝要に奉レ存候。 東國の

(4) 米澤，秋田，南部の三藩

(5) 「奮起させられ候はば」といふ事，「はまる」といふ語を奮起の意に用ふるは薩摩の方言



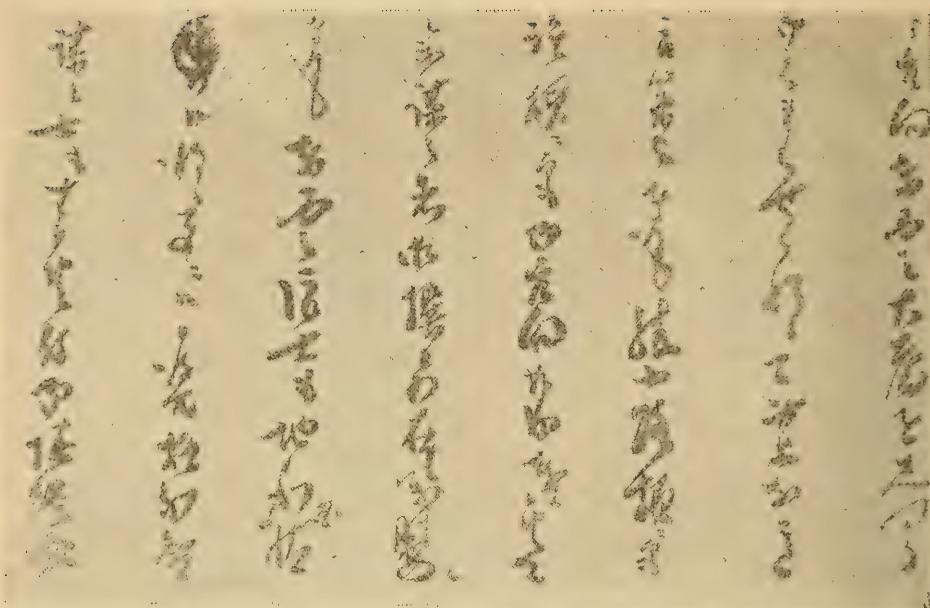
浪士も地利國情は得候事には候得共、格別智謀の士も無ニ御座一候付、御隨從丈は相調可レ申候付、其含を以テ得と御申込被レ下候ては如何可レ有ニ御座一哉。可レ宜と思食され候はゞ御申入被レ下度奉ニ合掌一候。此旨乍ニ略儀一以ニ書中一奉レ得ニ御意一候。頓首。

正月二十三日　西郷吉之助

大久保一藏樣

要詞

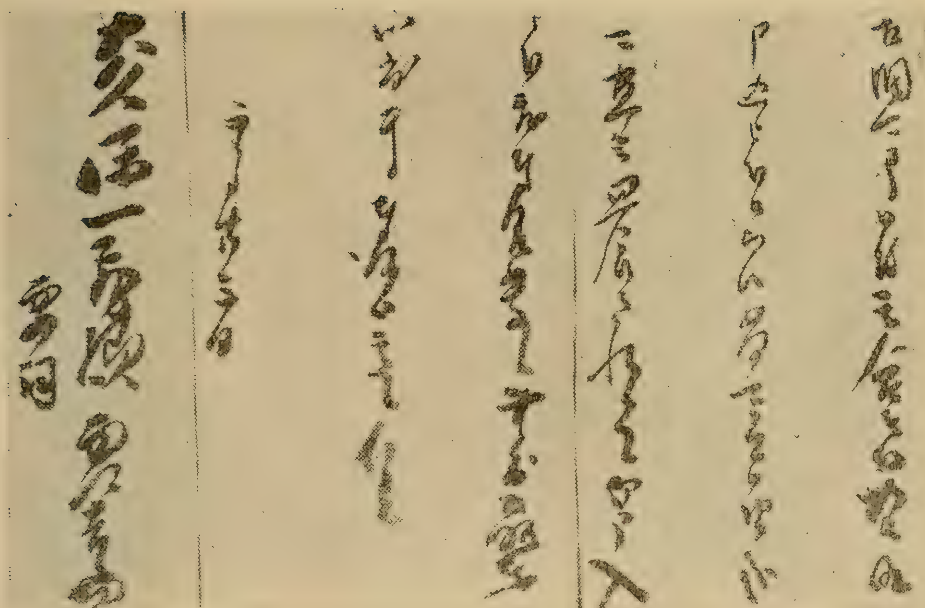
（大久保侯爵家所藏）



【解說】此書は會津追討の軍略を精細に記述した別紙に添へて、隆盛の意見を大久保へ通じたものである。その別紙を見たいものであるが、未だそれを見出さぬ。

此書にあらはれた所でいへば、隆盛の目指す敵は會津一藩のみである。仙台に追討を命じ、米澤、秋田、南部の三藩にも仙台を應援させて、會津を討たせる。つまり、奧羽の四大藩を以て、奧羽の强藩たる會津を討たせる。而して堂上の中より追討使を選び、それに良參謀をつけて速に仙台に差出し四藩を鼓舞せしむるといふ策で、隆盛が第一次長州征伐に臨んだ時と大體同じやうなやり口のやうに思はれる。

此頃、仙台藩家老但木土佐京都にありて、官軍に應ずべき模樣が十分にあつたのである。後二月二日三好監物兵を率ゐて上京し、二月十七日には菊の御



紋の御旗を賜はり、九條奥羽鎭撫使京都發程の際には、仙台兵を先鋒とした程であつた。又米澤、秋田も官軍に應ぜんとする樣子が見えた。隆盛は實に「兩藩は勿論、南部までも仙台の應援を命ぜられ、東國の大藩官軍の色を顯し候はゞ、賊巢必ず混動いたすべく」といふ腹で、會津の征討は東北諸藩の力で出來るものと信じてゐたやうである。なほ、一發なりとも致させたなら最早官軍といふ腹が据るから、是非三藩へも應援を命ぜられたくとある。

書中に綾小路樣とあるは、名を俊實といひ、同じく堂上の同志滋野井公壽と共に浪士にかつがれて、正月七日江州で勤王の旗擧げをした人である。尤も其浪士は野心の徒多く、不良の行ありしを以て官軍に捕へられて刑せられたものもあつたが、隆盛はその勇氣を認めてゐたのであらう。但愈々奥羽鎭撫

使の發せらるゝに及んでは、評議が屢々變り、遂には攝家の一人九條道孝を以て鎭撫使總督、澤三位を副總督、醍醐少將を上參謀、薩藩士大山格之助、長藩士世良修藏を下參謀とした。

二〇八　大久保一藏への書

明治元年正月廿四日

尙々本書は御返し可レ被レ下候。

別紙の通大坂より申來候付、御願書被二差出一候儀は早々取計申候間、宜敷御都合向え御願申上候。　山崎邊御固場所えは、早速人差遣　朝廷え御願申上候間、英國醫師相頼取（一）、候趣申斷置候樣相達差出申候。　伏見迄は幸輔出迎に參り可レ呉との事に御座候間左樣御含可レ被レ下候。　野津七左衛門今朝卒度歸來候付承候處、彼隊伏見迄出迎の筋を以テ京地までは警衛いたし罷歸賦に御座候間、七左衛門早々伏見邊え引戻させ、山崎邊固場所等の都合も爲レ

（1）一字不明

致置申候。御願書草稿差上置申候。此旨得御意候。頓首。

正月二十四日　　　　　　西鄕吉之助

大久保一藏樣

要詞

【解說】本書は英國醫師上京に付、途中警衞等の事に關するものである。英國醫師に負傷者の治療依賴につき、上京を許されたしとの願書は既に揭げた通り、正月十日付にて差出してあつたが、此日、再び英醫入京の後に付、朝廷へ出願したもののやうである。「山崎邊御固場所へは云々」これは今度朝廷の了解を得て、我軍より賴入れた英國醫師であるといふ趣を斷つておくやうにといつて使を差出したといふのである。

發端に「別紙大坂より申來」と見えてゐる。その發信者は參與、外國事務掛岩下方平同五代友厚兩人の中であらう。

二〇九　岩下佐次右衛門への書

明治元年正月廿五日

先日御問合被成下候軍艦の義、能都合の由、米國の艦三艘長崎え滯在いたし居候に付、右を賣渡可申趣こ相見得候に付、早々御手を被付被下度奉合掌候。　何分急速不相調候ては東伐の都合出來兼候付、早々打破申度、只今關東におひては議論紛々の由御座候付、能機會こ相考居申候。　甲鐵船の義、五代へ委敷相含置候付、是が相調候へば一艘にて過分の事に御座候に付、宜敷御相談被成下度御願申上候。　迚も此船は手に入候義無覺束候哉、何分模樣爲御知被下度奉希候。　今日英醫も著京相成、直樣

太守様、旅館迄御見舞、御挨拶被仰下、其上、手負人の療治宜敷相頼との旨、親敷御頼被下、手負人中も是程御手厚被成下候義、冥加の至可申と一同競立、皆々安堵して戰を甘し候譯に相成、大慶此事に御座候。　朝廷も英人入京の義は、直樣御許容相成候。　上都合にて是又大幸の事に御座候。　此旨奉得尊意候。　恐々謹言。

正月廿五日　　　西郷吉之助

岩下佐次右衛門樣

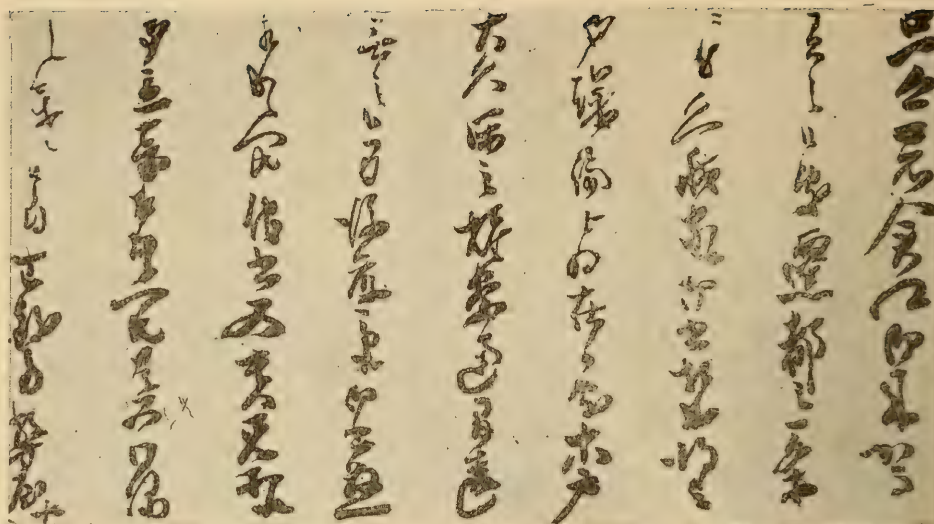
御侍史

【解說】本書は明治元年正月廿五日、京都より大阪の參與外國事務掛岩下佐次右衛門(方平)に送つたものである。　五代とあるは、其前々日岩下と同職になつた五代友厚のことで

ある。

當時官軍が軍艦の必要に迫られ、極力外國汽船購入のことに手を盡してゐたかゞ窺はれる。

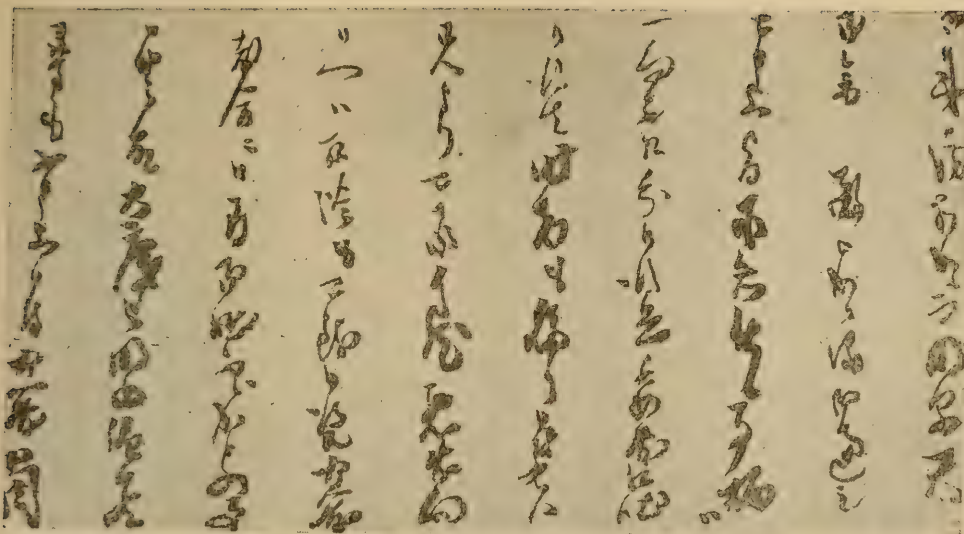
「今日英醫も着京云々」は、前の書面と對照して容易に了解せられる。薩藩主親ら英醫を其旅館に訪問して其勞を謝し、叮嚀に挨拶をしたことも見えて居る。なほこれによつて負傷兵の感喜並に隆盛の滿足の様が想察せられる。



二二〇 大久保一藏への書

明治元年正月廿六日

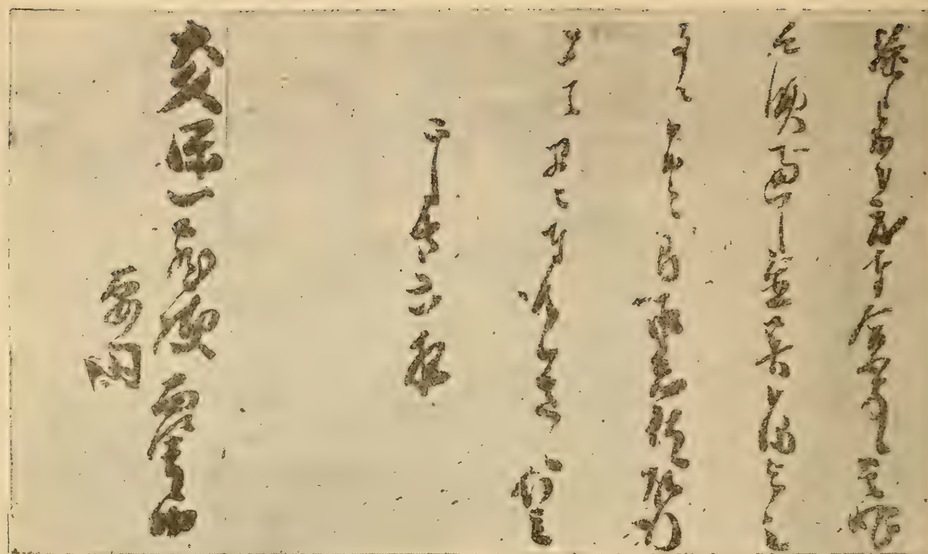
只今岩倉卿御來駕有ㇾ之候處、遷都の一條に付久我家え御出相成、得と御議論被ㇾ爲ㇾ在候處、木戸、大久保の推察通間違無ㇾ之候間、後藤方へ御出懸相成候得共他出、又貴兄所え御立寄相成候得共、是又同樣の儀に候間、無㆓致方㆒弊屋え御來訪相成候て、明早天御參　殿被ㇾ成候樣御通し可㆓申上㆒旨承



知仕候。　事柄は一向不㆓相分㆒候得共(1)委敷相咄候得ば、時刻も移り候付、貴兄より可㆑承、自然惡敷向に候へば相談も可㆑致候得共、宜敷都合に候間、御咄不㆑被㆑成との事に御座候故、大慶と明め、強て御尋も不㆓申上㆒候付、宜敷御周旋被㆓成下㆒度奉㆓合掌㆒候。　是非今晩通し置呉候樣との事に御座候間、承知仕候形行まで、早々奉㆑得㆓御意㆒候。頓首。

正月廿六夜　　西郷吉之助

(1) 此一節は岩倉の談話を記したのである



大久保一藏樣

要詞

（大久保侯爵家所藏）

【解說】遷都一條とあるは、大阪へ遷都の問題である。その遷都につき大久保より建言書を朝廷へ上つたのは、正月二十五日であつた。これには公卿はじめ、反對が少くなかつた。久我建通の如きは廿五日の夜岩倉具視を訪ひて、大久保の遷都論は薩藩の陰謀であつて、主上を京都公卿の手より離し奉り、之を期にして薩長が私權を張るつもりの由である。後藤は其陰謀を知り、わざと同意を表してゐるのである。藝藩も土藩と同論であると告ぐるに至つた。

此日岩倉公の奔走ありしは之がためであつた。大久保日記を見るに、當日、大久保は岩公より右の趣をきゝ、後藤、木戸等へも談じ、又三條邸に抵り岩公に會つてゐる。

大久保の遷都の建白書は色々の本に見えてゐるから此には略して掲げないが、あの建白は薩藩の意見を代表したものであり、藩の意見は二三ケ月前に、伊地知正治の薩藩へ差出した意見書に本づいたものである。

二一　吉井幸輔への書

明治元年正月廿七日

別紙數通今朝相達申候。　昨夕正[1]治より申遣候に付、早々大久保え掛合、高松屋敷は何等の御用に相成、拜借不レ被二仰付一筋ニ御座候哉御[2]屋敷は燒失いたし、何も戰爭の後相願候儀は無二御座一候得共、今日不自由の事故、高松屋敷跡丈相願候譯にて、誠に御無理のものにては無レ之哉と歎掛遣候處、又々今朝は數通書面相達申候。　然處大久保より委敷申上候處、始終朝廷と轉倒いたし候儀多く、昨夜御[3]歸洛の事も相發候由、幸、將軍の御辭表被二差出一候て御仕合の事に候間、御着京の上何の御用か委曲御尋の上、重て御沙汰可レ被レ

(1)　伊地知正治　　(2)　大阪の薩摩屋敷
(3)　島津忠義大阪より歸京の事なり

爲在候に付、其內は今形罷在候樣承知仕由に御座候に付、早々大坂えは申遣置候間、左樣御含可被下候。此旨奉得御意候。頓首。

正月二十七日　吉之助

幸輔樣

要詞

【解說】「別紙」は何事か、能く分らぬが大阪よりの來書に相違あるまい。「高松屋敷云々」は大阪に於ける舊高松藩邸を薩藩にて借入れんとせしが許されなかつたので、大久保へ交渉の顚末を報じたのである。○「御歸洛の事も云々」は此時薩藩主島津忠義大阪にあつたのを、上京するやうに達せられたのである。○「幸、將軍の御辭表差出され云々」は正月十七日忠義に、海陸軍總督の命ありしを、翌十八日付を以て辭表を差出せし事實を指す。辭表を出されたのが仕合とあるのは、若拜命になれば薩藩が德川の天下を奪ふのであるといふ世人の疑を解くことが出來ぬからである。その辭表は左の通であつた。

備考

海陸軍總督の辭表

昨日海陸軍總督の奉レ蒙レ命、全ク武門の冥加不レ過レ之、難レ有御受可レ仕儀ニ御座候得共、得と熟考仕候處、兵馬の權ハ不ニ容易ニ皇國の大事件に御座候得ば、若年不材の者、全く其任に不レ當、只員に備るのみにては朝廷の御失体深奉ニ恐入ニ候付、何卒御斷申上度、御座候間宜敷御執奏奉レ願候。以上。

正月十八日　　島津忠義

二二　大久保一藏への書

明治元年正月廿七日

昨日私宅へサトウ參度との事に御座候間、寬々談合いたし候處ミニストルより內々相成候樣申付候由にて、相咄候事は、備前の一條に御座候間、帶刀には禁錮を被ㇾ命、隊長の者嚴法に被ㇾ處候次第、事實適當の處委敷申唱候得ば、彼方より申建候趣も、號令の士官とは決て帶刀を差て申たる儀にては更に無ㇾ之、隊長と申譯なれば、必ず異論有ㇾ之間敷と奉ㇾ存候間、速に御所置被ㇾ爲ㇾ在候樣無ㇾ之候ては又如何の難事と相成候儀難ㇾ計候付、急速御施行の處、呉々も奉ㇾ祈候。　○各國公使主上へ拜謁の儀は、兩三年は御見合相成

候方可ㇾ宜、畢竟御幼年の事にも有ㇾ之、玉簾の中に被ㇾ爲ㇾ在候て、階下におひて拜を成し候樣の事にては、各國承知もいたす間敷、勿論世界の通禮に非ず候へば、決て右樣の事は出來申間敷候付、支那にても其例有ㇾ之、帝王幼年にて兩三年は相過候事にて、總裁の御逢に相成候へば、決て異議は有ㇾ之間敷、兩三年も相立候得ば、各國の事情も御分り可二相成一候間、其節可ㇾ宜とミニストル考付候間、相咄置候樣との事に御座候間、委細相心得候間、萬國普通の禮は必ず不二相關一候付、安心いたし吳候樣申置候間、御含可ㇾ被ㇾ下候。　關東へ使者被二差向一候御談判の一條は、何も仔細有ㇾ之譯にては決て有ㇾ之間敷、御征討の條理判然相立候儀に御座候へば、御使節の行違共は、格別關係いたし申間敷儀と被二相聞一申候。　○德川氏より政

權返上相成候節、外國人より何方へ相附き候て可ㇾ宜哉の趣、舊府へ申立候處、私利を飾り、朝廷の御處置振を惡敷申落し、各國へ布告いたし候趣にて候へば、政權返上相成、太政官代被ㇾ召建、御一新以來德川氏の虛言を以愚弄いたす次第、且、兵端を開候始末等、各國へ御布告無ㇾ之候ては不ㇾ相濟儀に御座候間、早々御布令相成度只德川氏の布告のみ本國へ相達候ては、人心疑惑いたし候儀にて、如何樣在留の者より申解遣申候ても、證書無ㇾ之候ては合點不ㇾ致候故、速に御布告相成候樣可ㇾ申述ㇾ候旨ミニストルより爲ㇾ申由に相咄申候。　右三ケ條の趣は、早々御施行相成候樣、御盡力可ㇾ被ㇾ成候。　以上。

正月廿七日

西郷吉之助

大久保一藏樣

要詞

【解說】明治元年正月二十六日、英國公使館通譯官サトー英國公使の旨を受けて上京し西鄕を訪ひ、外國關係の問題について內交涉をなし、又忠告を試みた。其の事項は次の三件であつた。

第一は兵庫に於ける備前兵の英佛人砲擊事件の處置に關する事。第二は各國公使の主上へ拜謁の議につき公使の心付。第三は舊幕德川慶喜政權奉還後外國使臣に對し、朝廷の處置を非難して布告せしを以て朝廷に於ても速に、大政一新新政府成立の趣を外國に對して布告あるべしとの事。

そこで隆盛、此書を以て大久保に報じ、それ〴〵速に施行あらんことを促したのである。備前兵の件は本卷第二〇六及二一四參照。

德川慶喜の外國使臣への布告は慶應三年十二月六日であつた。彼は當日大阪城に英

米、佛、蘭、伊、普の六國使臣を引見して、德川家二百餘年の治績より說き起し、此度、政權奉還に及びし自己の公明なる心事を述べ、朝廷に於ける近來の處置を非難し、なほ全國の衆議を以て我國の政體を定むる迄は、各國との條約を履み、國交を全うするは余が任なることを告げた。此事は佛國公使ロッシュが內々幕府へ勸告してなさしめたのであつた。

其頃大久保一藏は王政復古になつたに付、爾來天皇は名實共に日本の主權者たることを、各國に通告する必要ありとて、詔書案を提出し、閣議にて可決したが、土、越、尾、藝等より異議ありて、其事暫く行はれずにゐたのである。

なほ、大久保の案文は當時薩藩の顧問たりし佛人白山(モンブラン)及び薩藩士寺島宗則の意見を採用したのであつた。

二二三　得能良助への書

明治元年正月廿八日

只今罷歸、夜分御失禮ミ奉存候得共、明早朝は外方へ出懸候付御賴申上越候。明日十二時後サトウ歸坂の賦に御座候間被下物不被仰候ては相濟間敷吟味仕候處、大和錦二本是は同文のもの縮緬二疋是は白紅是丈御調被下候て、誰ぞ同席の中持参いたし、挨拶相成候樣御計可被下候。早目罷歸候はゞ相勤可申候得共、先ッ御賴申上置候。サトウ同伴人は野津(1)七右衞門外一人御見立被下候て下坂被仰付度、野津には金子十五兩御持せ遣し被下、何篇都合いたし候樣御申付可被下候旨、幸(2)輔よりも申來候付、宜敷御賴申上候。

(1) このち鎭雄野津の後　(2) 吉井幸輔此時大坂に在り

此旨乍二略儀一以二書中一奉レ得二御意一候。頓首。

正月廿八日　西鄕吉之助

得能良助樣

要詞

【解說】本書は當時上京中の薩藩主島津忠義に近侍せし得能良助(良介)へ贈り、英國公使通譯官サトー歸阪につき、薩藩よりの贈り物及び同人護衛接待方法等につき大阪迄の同伴人の事等を依賴したのである。

二二四　大久保一藏への書

明治元年二月朔日

備前外國人殺害いたし候事件、東久世卿御談判の節、斷然と、朝廷より御處置被遊候趣御返答相成、其上、御所置振の義も、朝廷より御答相成候上は、速に刑に被處候義と外國人相考候由御座候處、數日を經ても現事不相擧、依然疑惑を抱候向に被相聞申候。　此一段着不相濟内は、大坂え參候義も不致事と被相聞、其上横濱え近々廻船不致候て不叶用向も出來いたし候由、此落着不相濟内に、横濱え各國ミニストル引返儀にては甚不都合の義到來可致か、勿論、佛のミニストル横濱え罷歸候以後、爲何音信も

無レ之候付、此邊にも心配有レ之樣子、いづれ罷歸候上は取調可レ申との事に御座候へば、片時も早く備前の一着御濟被レ爲レ在、總裁の宮にても御進相成、交信の道を不レ被レ爲レ立候ては、外國人は國情の次第は委細に承着不レ致候故、今迄の俗吏同樣の御扱振に陷候はんと不審を抱候義と奉レ存候間、初の御場合、異人のおもはくより上に出させられ候處、肝要の義と奉レ存候。第一御談判相成候義は、速に御所置不二相立一候ては、必侮を受候義に御座候間、早御斷決被レ爲レ在候處、御盡力被レ成レ下度御賴申上候。以上。

二月朔日　西鄉拜

大久保樣

追て右の趣はサトウの內話にて、表通申事に無二御座一候得共、御

存の通英ミニストルは大にせき立候生質故、長延候間、彼等せきまくり候ては又一難事とサトウも心配の向にて、深切を吐候事に御座候。　横濱え廻船いたし候佛のミニストルを案じ候義は、英のミニストルは爲日本を思ふものに候へば、能々其意を被察候て御仕ひ被成候處肝要の事と奉存候。

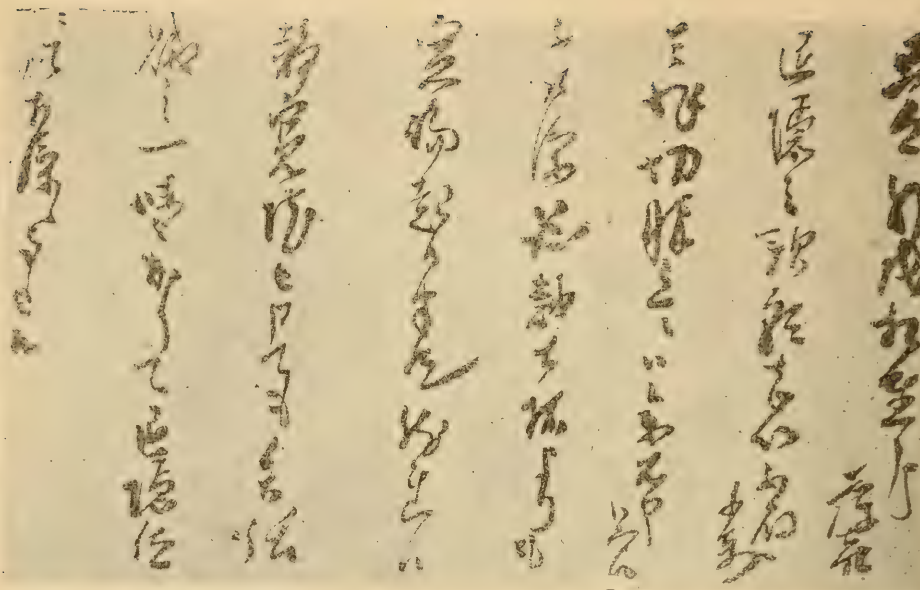
（牧野伸顯子所藏）

【解説】本書は當時政府の樞機に參せし大久保へ向け、專ら備前兵英佛人砲擊に關する處分を斷行し、速に事件を解決せんことを勸告したものである。

　初め正月十二日備前藩兵の英佛人と衝突するや、大阪に在りし吉井友實は寺島宗則と共に兵庫に至り、英佛人と談判した。　その後外國取調掛東久世通禧も兵庫に出張し、十五日各國公使と會見して、王政維新により爾後王政を以て天下を統治することを告げ、なほ各國に從附すべき宣言書を渡し、同時に備前藩の葛藤は、政府其責に任ずること、及び兵庫

警衛、外國人保護につきて適宜の措置を取り、薩長の兵を以て兵庫を警衛せしめ、英佛の兵を撤去せしめたのであつた。

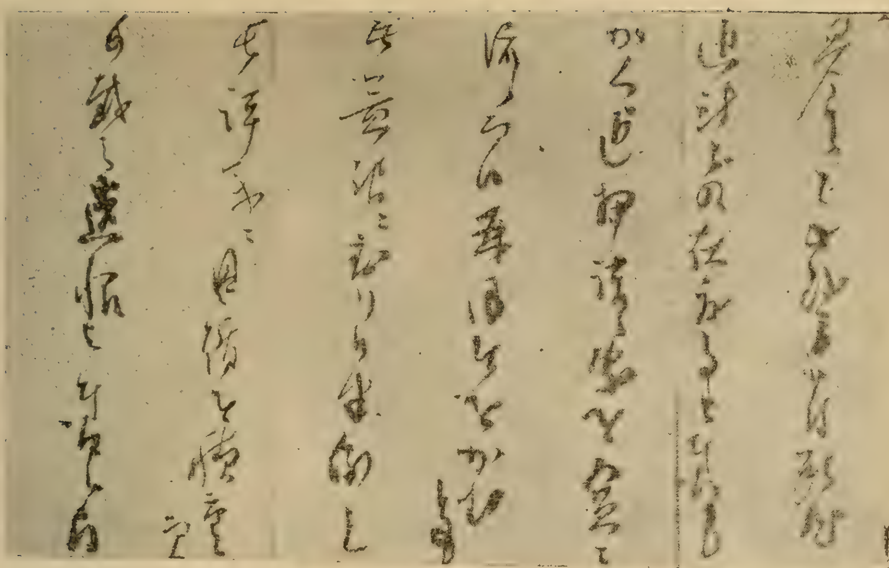
「大坂へ參り候義も致さず云々」とあるは、此時外國事務局を大阪に設けてあつた。此事件解決後ならでは大阪へも來らざる模樣なりといふのである。



二二五　大久保一藏への書

明治元年二月二日

只今別紙相達申候。慶喜退隱の歎願、甚以不屆千萬、是非切腹迄には參不申候ては不相濟、必越土抔よりも寬論起候はんか。然れば靜寬院と申ても、矢張賊の一味と成りて、退隱位にて相濟候候事と被思食候はゞ、無致方候付、斷然追討被爲在度事と奉存候。かく迄押詰候



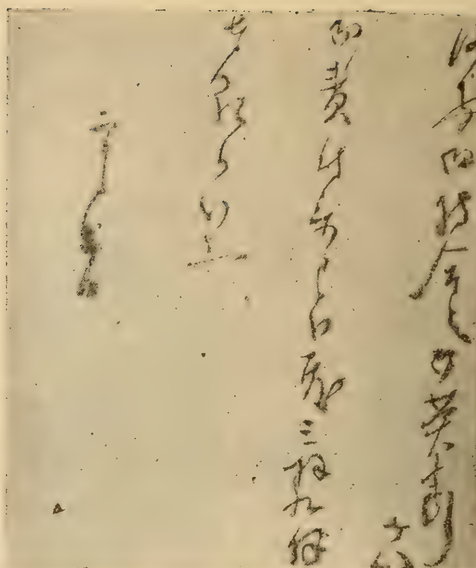
處を、寛に流候ては、再、ほそをかむことも無レ益譯に到り候はん。併し長評議に因循を積重候ては、千歳の遺恨と奉レ存候間、何卒御持合の御英斷を以テ御責付置被レ下度、三拜九拜奉レ願候。以上。

二月二日　西郷吉之助

大久保一藏樣

（大久保侯爵家所藏）

【解說】隆盛等は一度武力を用ひるにあらされ



ば、數百年來の積弊を一洗し、維新改革の實を擧ぐる事は到底出來ないと確信してゐた。今や多年の希望と計畫正になり、德川慶喜征討軍を差向けらるゝこととなつた。然るに正月二十一日慶喜は江戸より一書を在京の德川慶勝(尾張老侯)松平春嶽(越前老侯)淺野長勳(長州世子)細川護久(肥後)山内容堂(土佐老侯)に贈りて、その意衷を告げ、自己の退隱によりて朝敵の名を免せらるゝ樣、救解を求めた。此書が京都についたのは正月末日であつた。又同時に靜寬院宮からも德川家のために寬大の處置あるやうに女使(土御門藤子)を上京させ、宮の御近親橋本家によりて執奏を請はれた。

本書に「只今別紙到着」とある別紙は、右慶喜及び宮よりの歎願の趣を報じたるものなること明かである。隆盛は之によりて尾、越、土、藝等の公武合體派の諸藩並に公卿中から復も非戰論が出でゝ、折角の征討を妨げられんことを憂ひ、殊更に「慶喜退隱の歎願甚以て不屈千萬、是非切腹までは參り申さず候ては相濟まず」と言辭を勵まして、何處まで

も追討を斷行せんことを主張し之を大久保に贈りて内閣諸公の覽に供し其決心を鞭韃したものである。

因に云ふ。世には此書を引用し、德川家處分につき、隆盛及び薩藩が極めて殘酷なる意見であつたと論ずるものもあつたやうであるが、隆盛の眞意を解せぬ皮相の見解である。

二六 大久保一藏への書

明治元年二月六日

別紙御廻可二申上一の處、失念致し居候。御宥恕可ㇾ被ㇾ下候。中御門卿御方の鐵砲は、早受取方申渡候上、依田儀は速御屋敷御出入差免シ、全ク手を離し申候間、左樣御納得可ㇾ被ㇾ下候。三島彌兵衞罷歸り但州の一條等有ㇾ之〇(1)國先生へ差出候樣申付候付、何分早々御差圖可ㇾ被ㇾ下候。代官所處置振の儀は、近隣の諸侯へ被ㇾ命、可ㇾ然事こ奉ㇾ存候間、急に御沙汰相成候樣、御計可ㇾ被ㇾ下候。以上。

二月六日　　　　西郷吉之助

大久保一藏樣

(1) 一字不明

【解說】別紙及び「依田儀は云々」の事情未詳。「三島彌兵衛云々」は折田要藏(年秀)に關係した事である。折田は薩藩士で山陰道鎭撫使西園寺公望に從ひ、山陰道を徇へたが、鎭撫使は折田をして舊幕領であつた生野銀山代官地を治めしめた。折田の處置往々嚴に失するといふことを朝廷に申出づるものがあつたので朝廷は薩藩士三島彌兵衛(通庸)を生野に遣つて視察せしめた。

是に於て折田書を西鄕大久保に贈つて辯解する所があつた。隆盛先づ之を見、此書を附して大久保へ代官所處置の儀に付意見を申出でたのである。

二二七 大久保一藏への書

明治元年二月十日

別紙いちゝ(1)壯之丞差調候由にて、差遣置候間、貴兄え差上申候付御覧可被下候。私には一向見出し不申、夫形差置申候。定て明論可有御座ご奉存候。以上。

二月十日　　西鄉吉之助

大久保一藏樣

(1) 伊地知貞馨のこと

【解說】伊地知壯之丞の調べた別紙を御覧に入れる。何か明論があるだらうが、自分は見出さぬから御手許へ差出すとある。まことに皮肉な書き方のやうである。別紙の内容は分らぬ。年月も判然しないけれども姑く原本の書入に據ることとした。

戊辰戰役時代第二期

戊辰戰役時代第二期

小引

明治元年二月三日討幕の大詔が下つた。詔書に曰く

今度、慶喜以下賊徒等、江戸城へ迯れ、益、暴逆を恣にし、四海鼎沸、萬民塗炭に墮むとするに忍び給はず、叡斷を以テ御親征被㆓仰出㆒候。就ては御人選を以テ被㆑置㆓大總督㆒候間、其旨相心得、畿內七道大小藩各軍旅用意可㆑有㆑之候。不日、軍議御決定可㆑被㆓仰出㆒御旨趣可㆑有㆑之候間、御沙汰次第奉㆑命馳集るべく候。宜ク諸軍戮力一同勉勵可㆑盡㆓忠戰㆒旨被㆓仰出㆒候事。

天皇、親征を仰せ出されたのである。龍駕を大阪に進めさせられ、場合によつては關東へ向はせらるゝ御豫定であつた。九日に至り有栖川總裁宮を東征大總督とし、正親町中將(公董)西四辻大夫(公業)西鄕吉之助(隆盛)廣澤兵助(眞臣)を共參謀とし、以下それ〳〵の部署が定つた。然るに、隆盛は十二日薩軍を率ゐて先發し、廣澤は參謀を固辭して、林玖十郎(通顯)之に代つた。

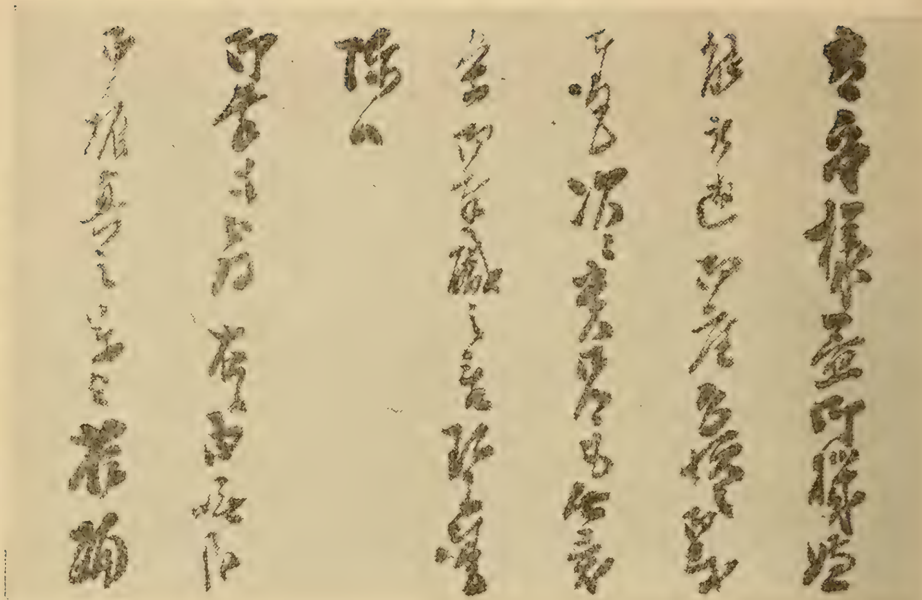
東海、東山、北陸各道の先鋒總督兼鎭撫使及び參謀も定つた。三道の官軍は既に鎭撫使とし

て、出發してゐたのであつたが、此に至り更に兵を增發し、十一日より以後連日京都を繰り出して關東へ送つた。十五日には大總督宮陛辭して、錦旗節刀を拜受せられ、即日諸參謀及び筑前津和野兩藩兵を隨へて進發された。隆盛は先鋒諸隊と共に一旦箱根近傍まで進んだが引返して、三月五日、宮を駿府に迎へ、九日には同處に於て德川家の使者山岡鐵太郎に接した。同時に勝安房の書面をも受取つた。同じき頃靜寬院宮や、天璋院の使者とも會見し、その嘆願書をも受取つた。彼等は何れも德川家のために寬典を請ふたのである。

隆盛は山岡へ總督府の意向を傳へて東歸せしめ、幕意の存する所を問はしめた。次で東海東山、北陸三道の東征軍は進んで江戸を包圍し、將に總攻擊に移らんとするに及び、勝安房は隆盛に會見を申込み、十三、十四の兩日に於て二回の談判を遂げ、德川家處分案について求むる所があつた。そこで隆盛は江戸城攻擊を中止し、馳せて大總督宮の許に至り、旨を受けて更に京都に赴き、慶喜處分案の朝裁を仰ぎて復、東下した。それから四月四日には勅使と共に江戸城に入りて德川家處分の朝旨を傳へ、十一日には江戸城の受授がすみ、二十一日には大總督の本營を江戸城中におかれ大總督宮の入城を見るに至つたが、舊幕旗下の間には不安と憤激とが、その高潮に達し何時、如何なる變動を起さぬとも限らぬ狀態であつた。此間、京都に於ては萬機一新、三月十四日には天皇五ヶ條の誓文及び宸翰を百官に下したまひ三月廿一日には親征

の途に就かせられ車駕を大阪に駐めさせたまふに至つた。

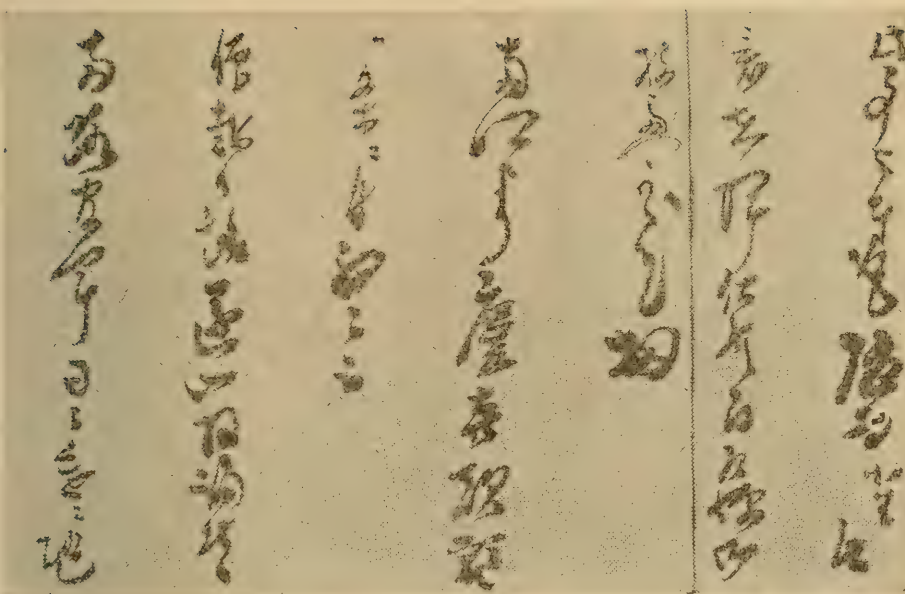
隆盛は四月末再び上京した。徳川家相續者及び封土等の朝議をうかゞひ、又關東、東北平定の件につきて意見を交換したのである。その結果、關東大監察使に三條實美を任命ありて、關東以北の政務を委任せらるゝ事になり相共に東下した。其後隆盛は東國の軍務に鞅掌し、彰義隊の討伐には自ら陣頭に立つた。然るに、東北の鎭撫豫期に反し、奧羽諸藩同盟して官軍に抗し、仙台藩の如きは參謀世良修藏及びその部下の薩長人を殺し、形勢頗る切迫を見るに至つた。是に於て隆盛は更に援軍增發の急を認め、大總督宮及び三條大監察使に策を献してその同意を得五月廿九日江戸を發して三たび東上し戊辰戰役中、關東へは歸らなかつたのである。以上は隆盛が大總督參謀兼薩藩東海道先鋒諸隊の差引時代の概要である。今、編者は此期間即ち戊辰二月より五月に至る間を戊辰戰役第二期とし、此間に於ける隆盛の書翰三十一通を列擧し、例によりて之が解説を試みた。此期間に於ける隆盛の行動は、大約此中に現はれてゐるのみならず、併せて天下の形勢を察するに足るものがある。



二一八　吉井幸輔への書

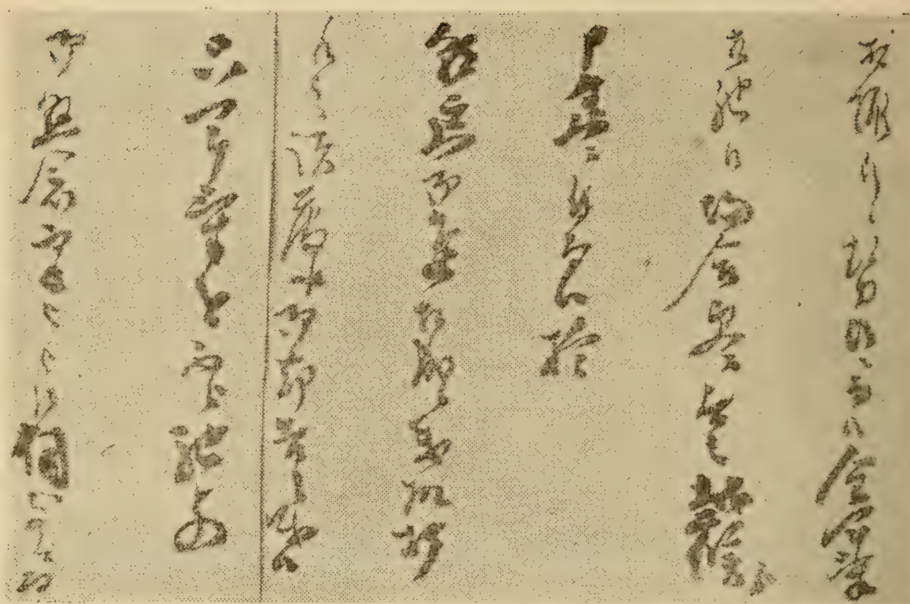
明治元年三月五日

【解説】此書は大總督府參謀として、東海道進軍中駿府より京都へ送つたのである。その要項を擧ぐれば（一）慶喜歎願一條につき御通知の件拜誦したとの事、（二）兩軍共進むに從ひ兵氣日に振起いたし居る際なれば、諸藩兵激勵の達は却つて疑惑を起させるから、大總督に於ては御見合になつたといふ事、（これは京都より軍氣鼓舞の達を發するやうに申來りしためなるべし。）（三）輪王寺法親王歎願として、小田原まで御出張ありしにつき、交渉の顛末、（四）薩長、大村、佐土原先鋒四藩の

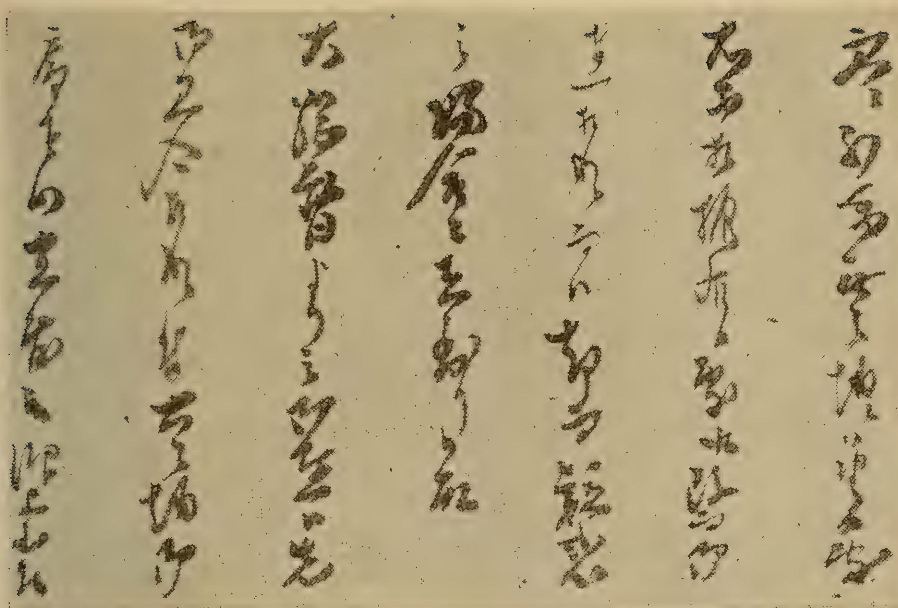


函嶺占領、次で大總督より藤澤迄進軍の令を發せられ、後陣尾張、肥後、備前兵へは大總督より小田原まで進軍の令ありし事、(五)大總督宮今日府中御着の事、(六)大總督參謀人選依賴の事等である。

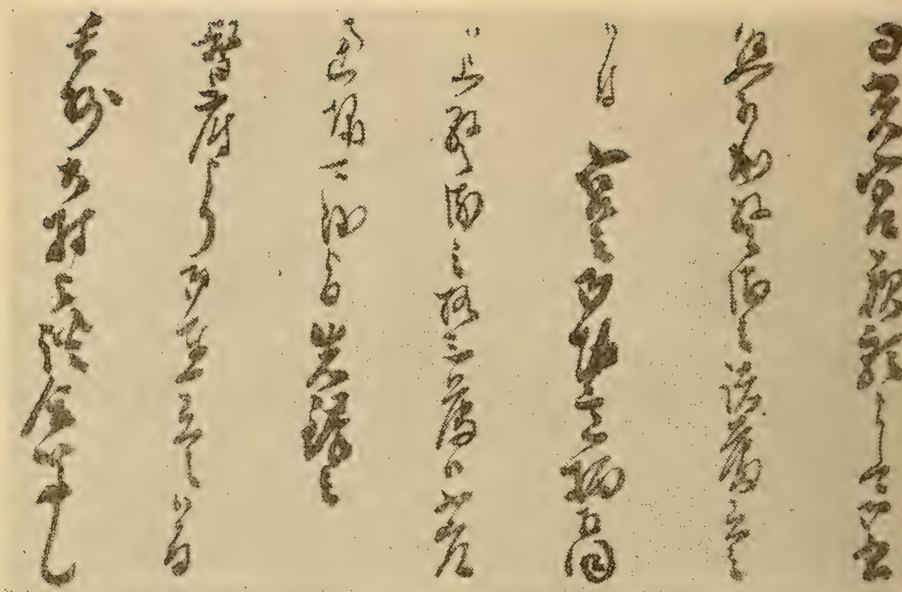
隆盛は成るべく、大總督參謀を他にゆづりて專ら、薩藩諸隊の統御に當らんことを望みしものゝやうである。その意向は此書中にあらはれてゐる。即ち、書中「大總督參謀の義廣澤と談合云々」の文句がそれである。初め大總督參謀の內定したのは九日であつた。即ち公卿の中から二人、正親町中將と西四辻大夫とであるが、これは上參謀で名義丈といつてもよい。下參謀としては薩藩西鄕吉之助(隆盛)と長藩廣澤兵助(眞臣)の二人、これが實際上の參謀である。然るに隆盛は廣澤に萬事を打ち任かせ、自分は參謀を御免蒙るつもりで



大總督宮の出發（十五日）を待たず、東海道先鋒の薩藩諸隊の差引といふところで、廣澤にことわつて、十二日に出發してしまつた。然るにあとで廣澤がどうしても御請しない遂に宇和島藩士林玖十郎通顯を以て廣澤に代ふることになり、正式の發表は十四日に行はれた樣である。是れ本書に、「先に出掛候て廣澤へ打付候賦にて御座候處却つて彼より出しぬかれ」とある所以である。又、それ故、「早速名古屋より脫出」とあるは大總督の旗下をはなれて、先鋒として進軍中の薩軍或は東海道先鋒總督と一緒に前進せし趣を云へるなり。「御中途より參謀の義も御中越相成候趣」とあるは、大總督宮より京都へ參謀一人差遣はさるゝ樣御申遣（當時薩人の手紙には御申遣とあるべきを御中越と書けり。）になりし樣子なれば

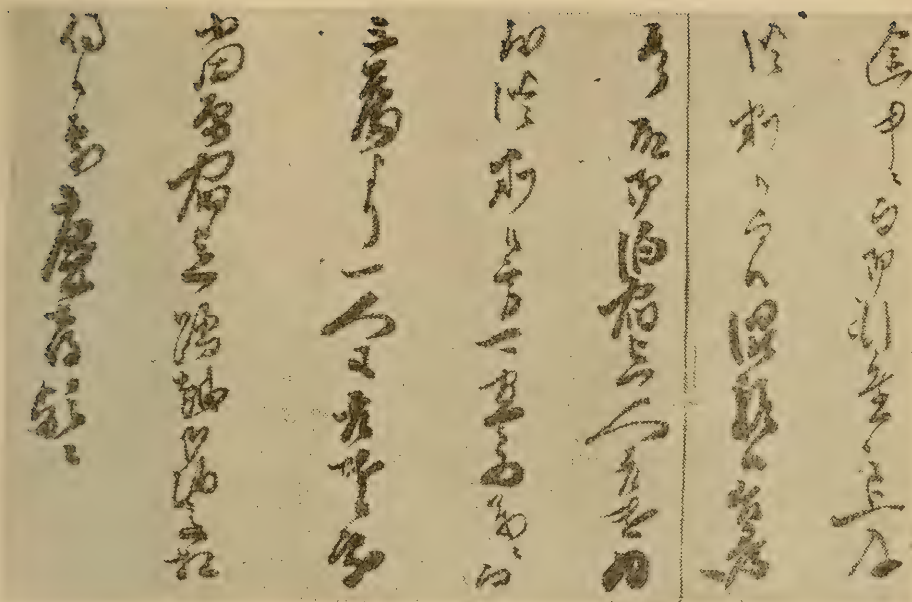


云々といへるなり。これは恐らく隆盛より辭任の義を申出でたるためであらうと思はれる。却說、何故に斯様に隆盛が大總督參謀を嫌らつて他へ讓らうとしたかといへば、隆盛は武斷派の頭梁であつた。幕府側では慶喜征討を薩藩一二の奸臣の所業と見て居る、即ち西鄕、大久保の野心の結果であると言つてゐた。又薩藩をして德川に代らしむるための所業と邪推してゐた。その疑をさけるためにも、朝廷の重職には就かずに内輪で働く方が仕事がし易い、名を捨てゝ實を取らうといふ考であつたらしく見える。此考は恰も隆盛の天性の如く、今後屢々あらはれて來る。「相良樣には御存知の子供」とあるは、御承知の通り相良樣は門閥でこそあれ若年で、到底諸隊の統御は出來ぬといふのである。隆盛が大總督の旗下を離



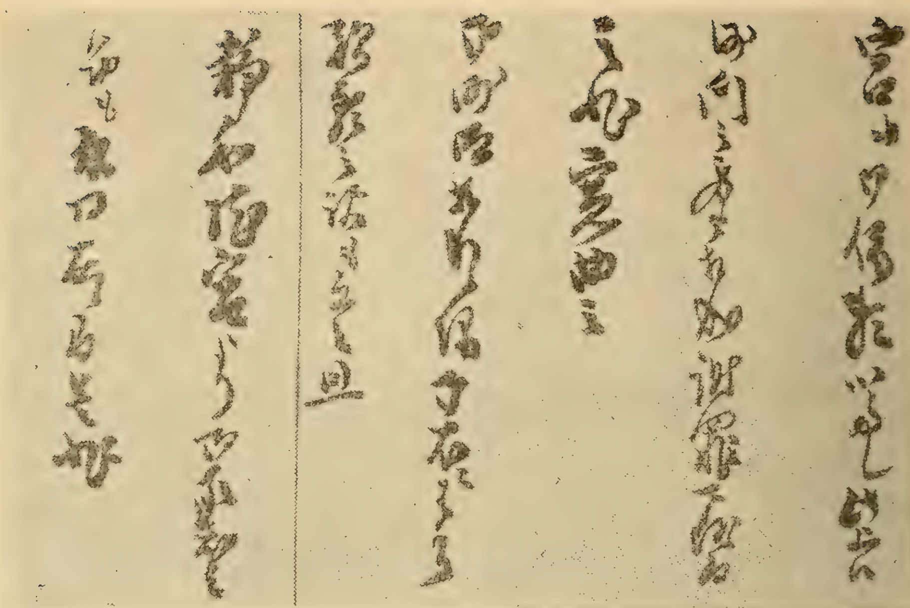
れて前進したり、參謀を辭せんとしたりしたのも、幾分薩軍統御上の必要からも出て居る。さて何故に統御の實力のない年少者を「差引」とか「指令」とか云ふ重い地位においたかといへば、云ふまでもなく家格を重んじた舊幕時代の餘風である。朝廷でも其通りで、その一例を云ふならば、東征大總督參謀としては、上に公卿の正親町公董と西四辻公業とを据ゑてあり、其下に隆盛と林玖十郎とが任命されてゐたやうなものである。

太守樣益御機嫌能被遊御座恐悅の御義奉存候。次に貴兄にも無異條御奉職の筈珍重奉存候。陳



ぱ
御幸も被レ爲レ在候由、嘸哉御振興の義ゝ雀踊此事ゝ奉レ存候。隨て小生無異在陣仕居候間、乍レ憚放慮可レ被レ下候。扨
兩卿(1)より慶喜歎願の一條に付、細々被二
仰越一候趣、逐一拜誦仕候。兩路(2)官軍日々進に隨ヒ相振ひ候勢ひにては、全軍氣相弛ミ候場合更に無レ之、越侯より申建に付ては、於二

(1) 三條，岩倉兩卿か　(2) 東海，東山兩路

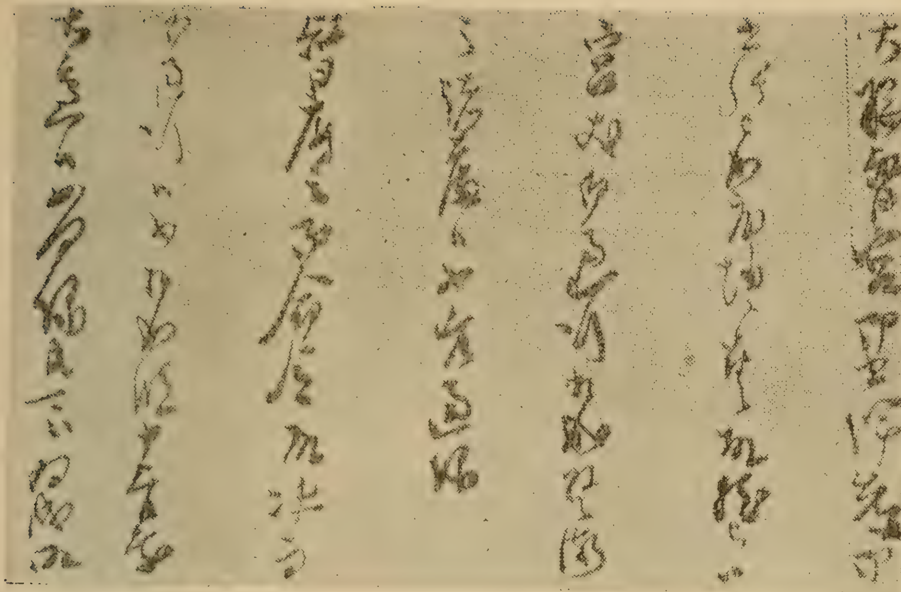


朝廷御達相成候義故、打手の諸藩え御布告の義は、只軍氣を不被弛との

御懸念のみと被相伺候事にて、更に別義無之趣に御座候處、右等相振居候處え、改て御達相成候ては却て疑惑の場合に立至り候故大總督よりの御達は先御見合相成候付、右の趣御序を以宜敷被仰上置被下候樣御願申上候。(3)

(4)日光宮歎願として御出懸相成、替

(3) の一節は出征諸軍の軍氣を振起するやう布告すべき旨申來りしも諸軍の士氣旺盛なれば改めて御達になりては却て疑惑すべきにつき大總督よりの御達は見合せになつたと報告したのである

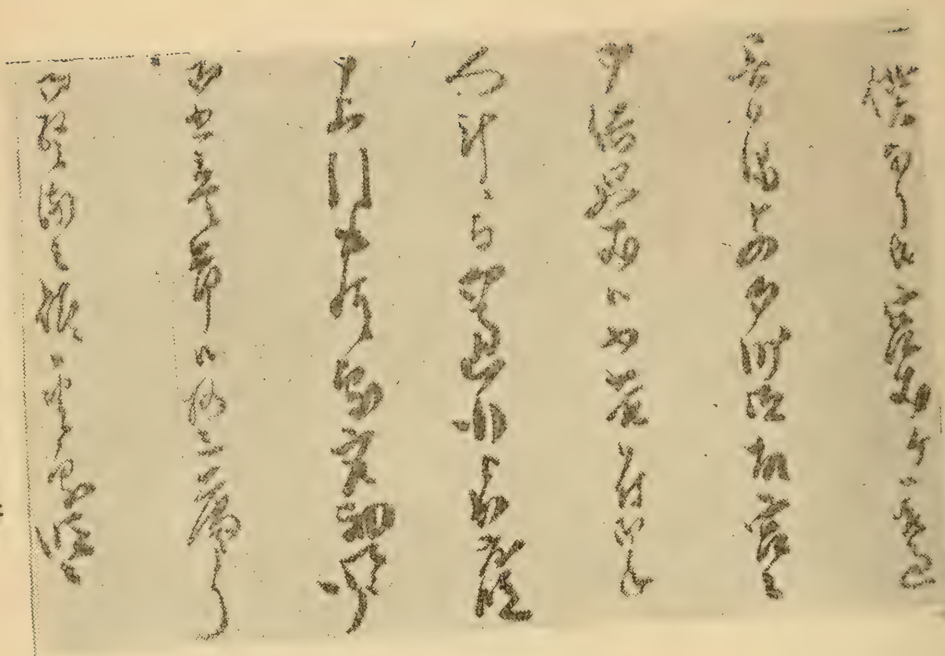


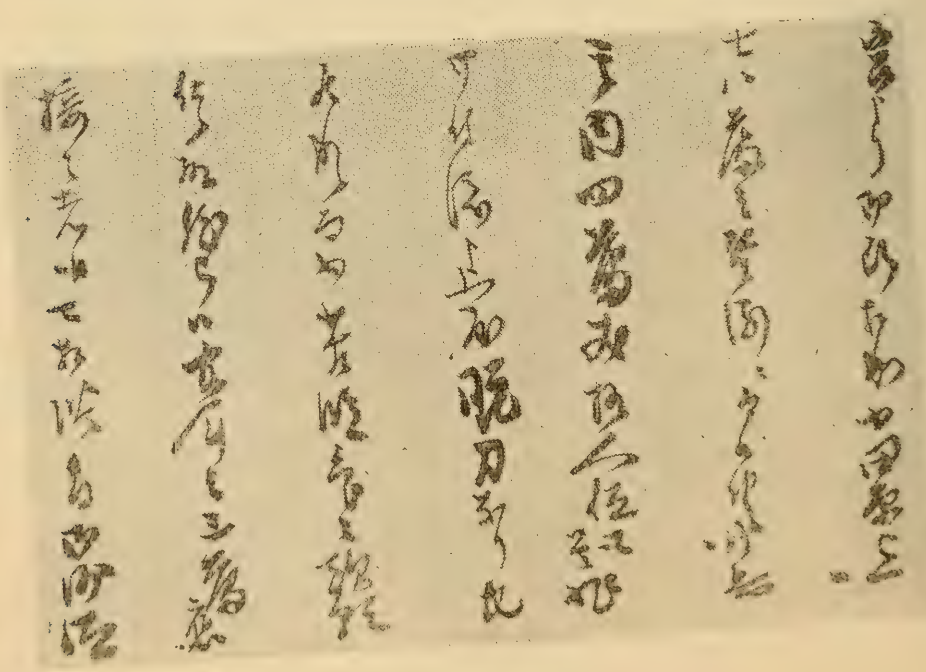
衞の諸藩有之候付、宮の御趣意柄相伺候上、警衞の拾三藩は不差通樣可致旨、先鋒の

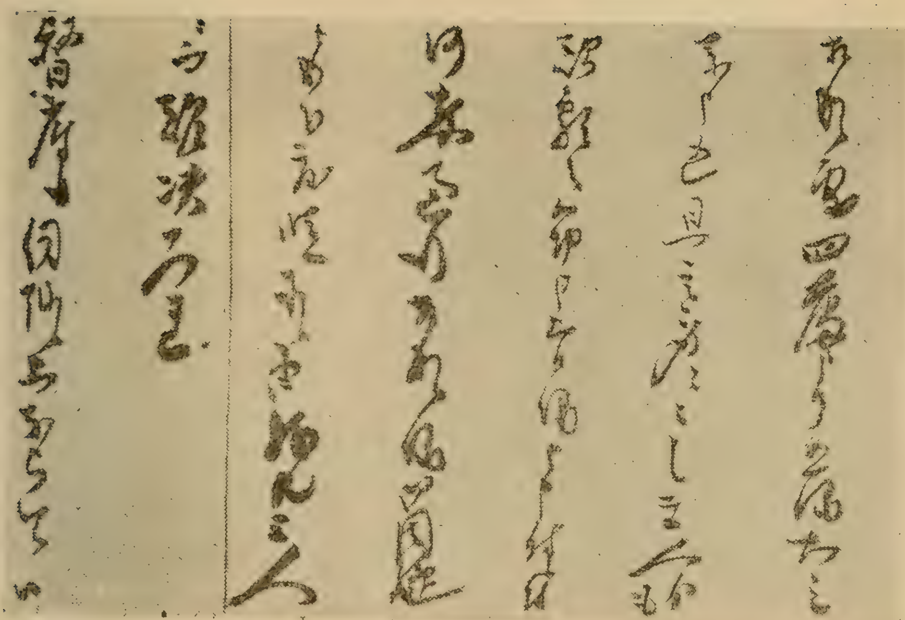
督府より御達有之候間長州大村と談合いたし、途中にて御行逢の上及談判候ては混雜は差見得居候故、御泊宿迄人差遣爲致談判候方可宜との義にて、三藩より一人づゝ差遣候處、小田原宿迄踏越、御趣意相伺候處、慶喜頻に

宮え御依賴いたし、此上は沙門の

(4)　輪王寺法親王（能久親王）

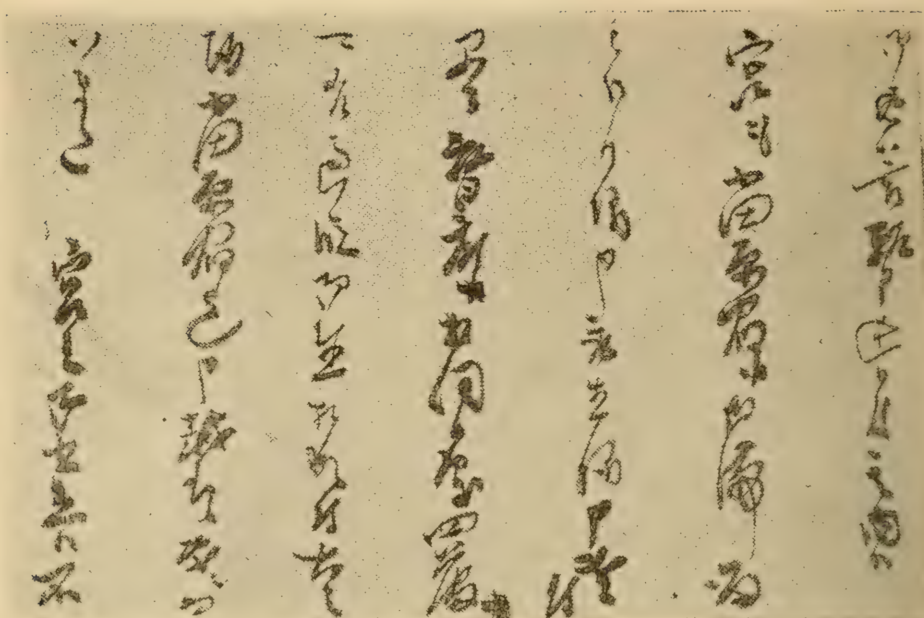




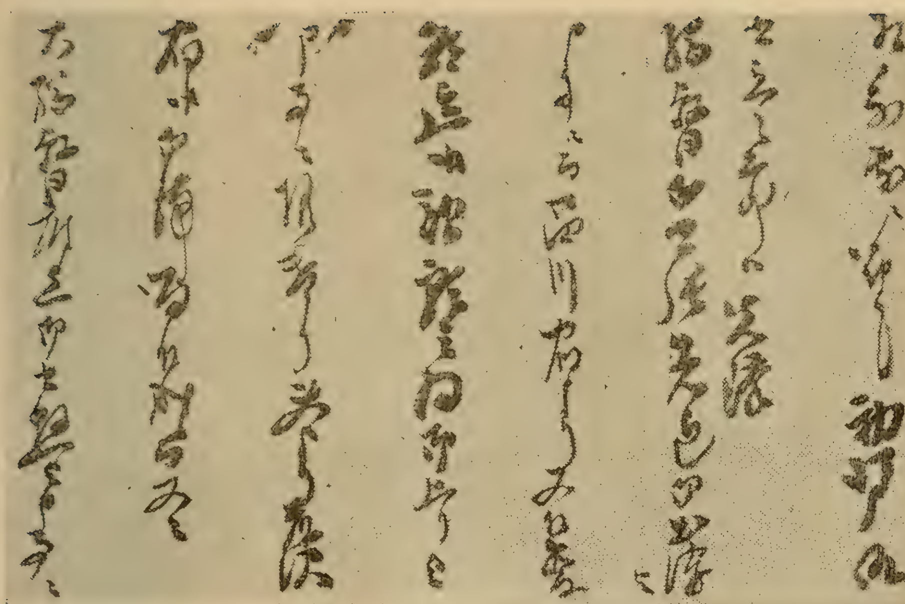


身と相成、謝罪可ㇾ致候間、是非寛典の
御沙汰相成候樣、御衣にはかり歎願の譯も有ㇾ之、且、
靜和院宮(5)より御承知の筋も被ㇾ爲在候間、是非、
大總督宮御出陣先え御出張被ㇾ成度趣に御座候故、然らば宮丈御通行相成、警衛の諸藩は不ㇾ差通樣、督府の御命令故、決て御通行は不ㇾ相成段申上候處、右邊は如何樣共

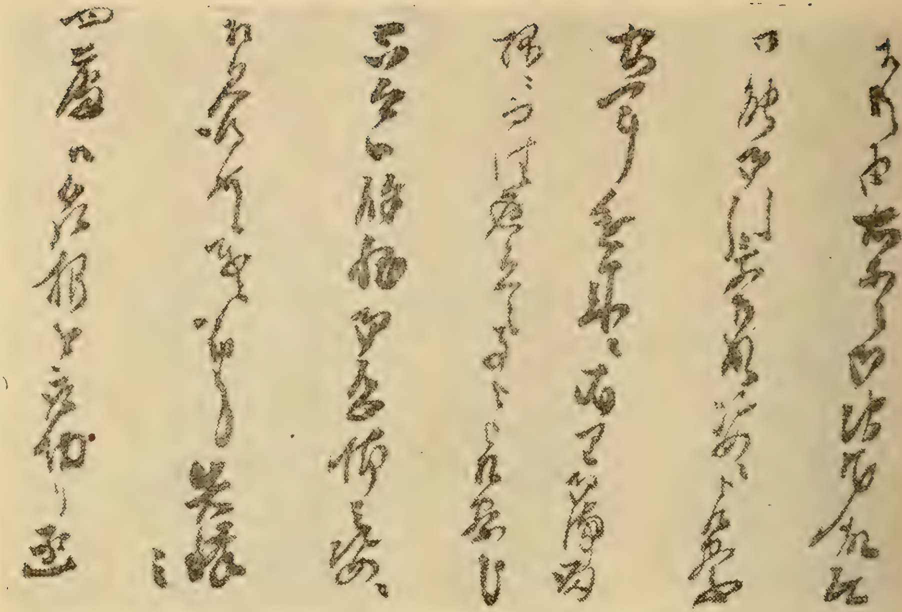
(5) 靜和院宮とあるは靜寛院宮の誤記



可」被」爲」成、御一僕なり共宮丈けは差通吳候樣との御沙汰故、宮の御供廻丈は不」苦候付、御手人計にて御通行被」成度段申上引取居候處最初江戸御出立の節は、拾三藩より御警衞の賦に御座候處、段々宮より御斷相成、小田原迄は七八藩の警衞にて御座候得共、其內四藩丈拾人位づゝ是非御付添申上度、脫刀なり共罷成候て不」苦段、色々歎願仕候故、然らば宮軍の三藩

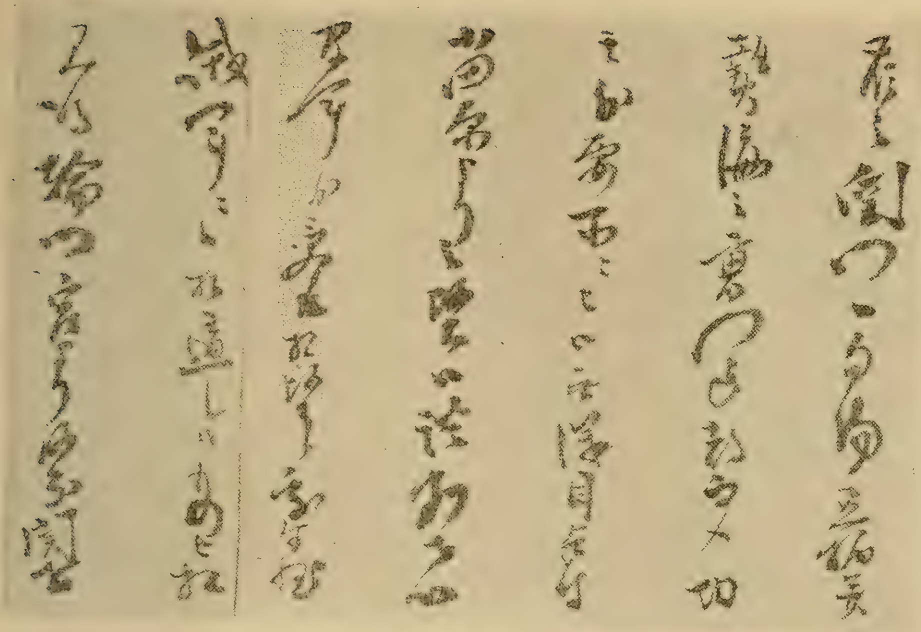


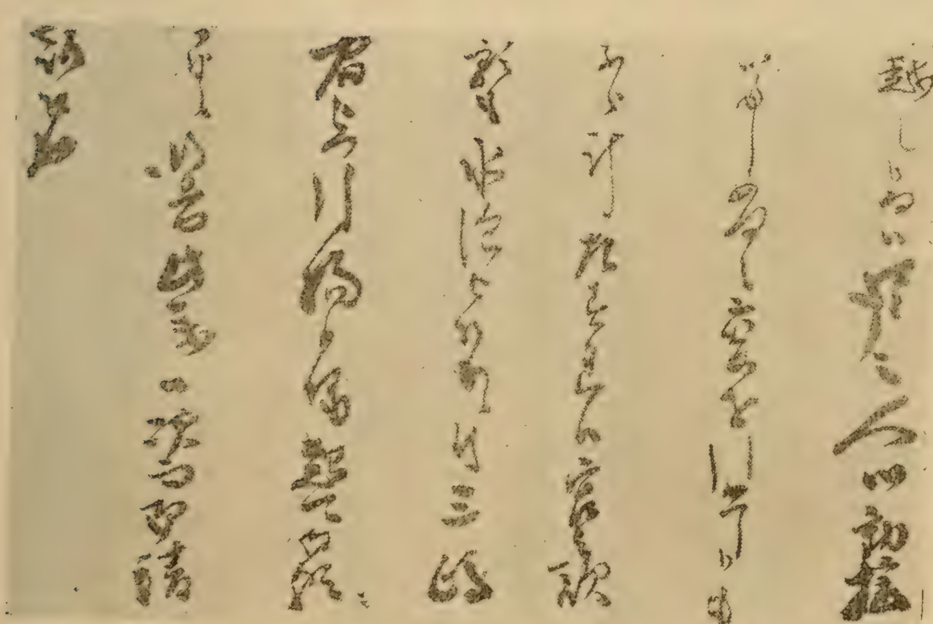
應接の者え可二相談一旨、御沙汰相成候處、四藩より直樣右の義申込、且其身々々の主人よりも歎願の筋申上候樣被二申付一候付、何卒通行相成候樣、御周旋被二成下一度段承候由、然共三人にて難レ決、いづれ督府え伺越候上ならでは御返答難二申述一候付、其内は宮も小田原宿え御滯留被レ下候樣申取、直樣申遣候付、早々督府え相伺候處、四藩も可二差通一段御達相成

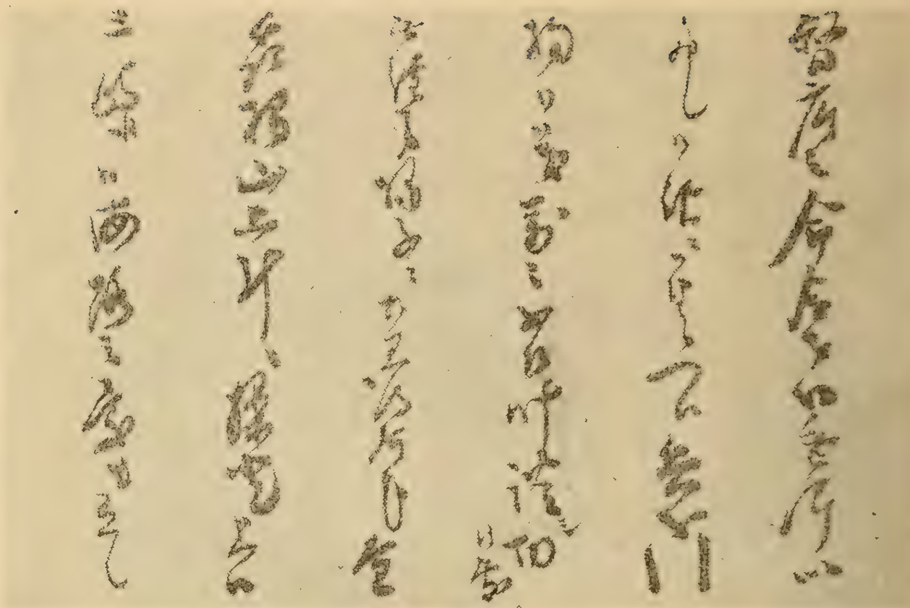


候付、右の趣小田原宿迄申越置候處にて、いまだ　宮の御出立は不ニ相分處に御座候。　初江戸御出立の節は、先鋒總督御出張先迄、御出浮こ申事にて、品川宿より又相變り朝廷え歎願の爲御上りこ申事に樣(さま)替り夫より藤澤宿え御滯留相成候て、又々大總督府迄御出懸こ申事に相成候由、右等の御次第故、(6)無口能御引

(6) 無口能（ツノンノウ）は輕易にとか無造作にとかいふ意味にて薩摩の方言，苦も無くの轉訛か

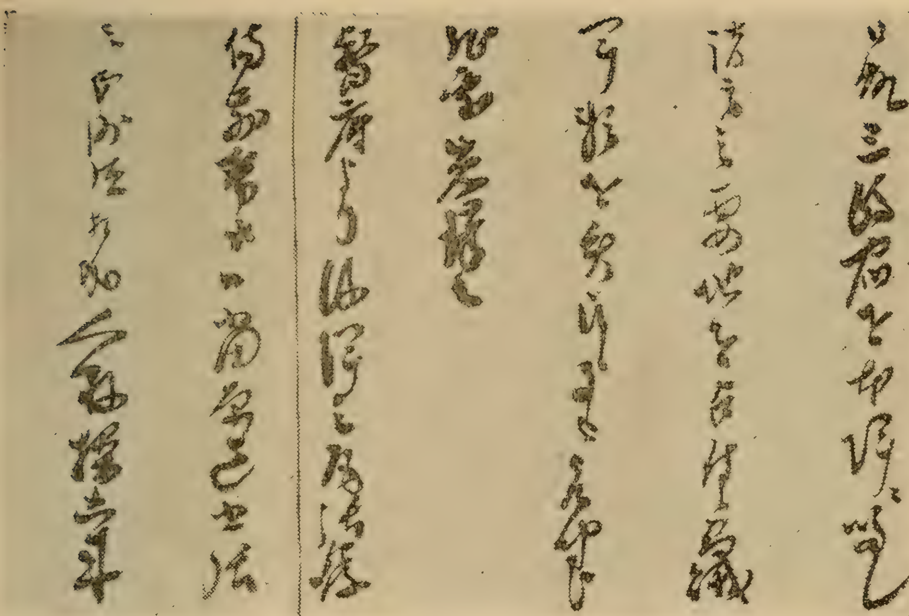




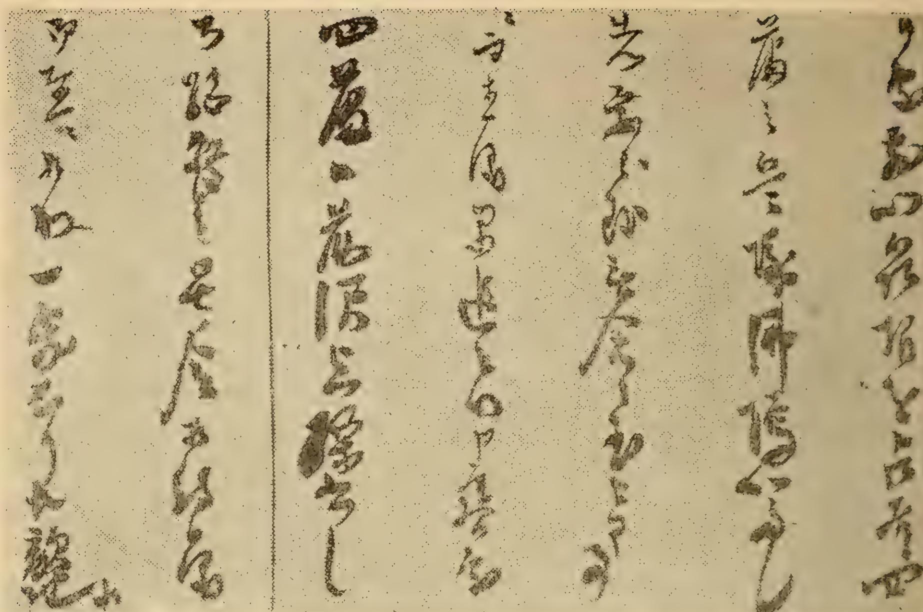


受相成候姿に被相察、官軍進來に依り、御滯留抔にて往返有之事と被相察申候。　只今は餘程御恐怖の姿に相見得居候義に御座候。先鋒の(7)四藩は箱根を取切り、函嶺の關門は勿論、足柄幷熱海の裏門迄都て〆切、其外要所々々は無洩目占付、(8)小田原よりの堅は談判を以官軍より受取相堅候處、餘程賊軍には相適し候ものと相見得、輪門宮より何分關を越し候ては、江

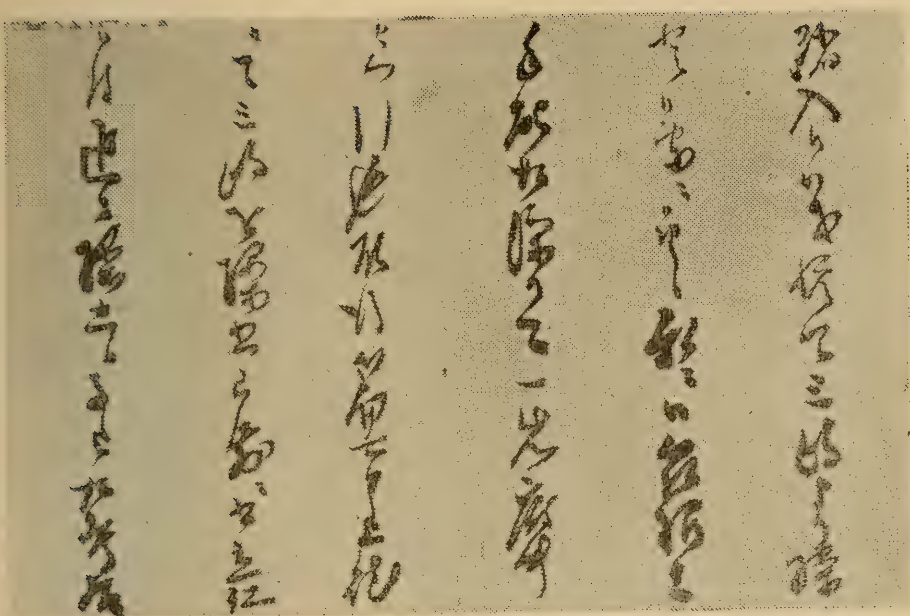
(7)　薩,長,大村,佐土原の四藩　　(8)　小田原藩



戸の人心動搖いたし、如何の變を引出し候も不ㇾ被ㇾ計左すれば宮の歎願も水泡と相成候付、三島宿迄引揚候樣、起て御願に御座候得共此義は決て御請難ニ相成一督府の命令を以テ進軍いたし候譯に御座候へば、兵を引揚候義、萬々不ニ相叶一談し切候處、無ニ詮方一樣子に相見得居申候。　全ク箱根山上計に繰登候ては三島えは海路の憂も有ㇾ之候故、三島宿を本陣にいたし

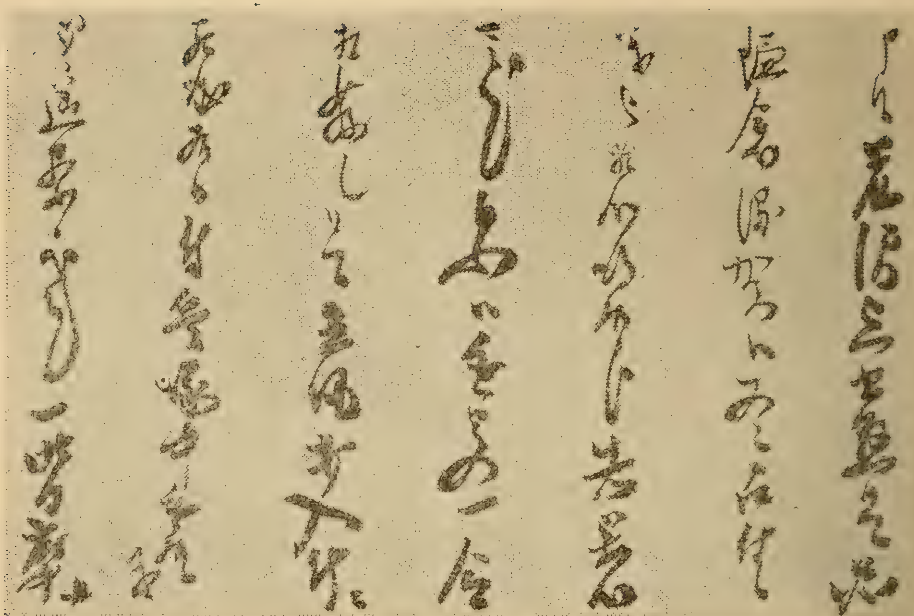


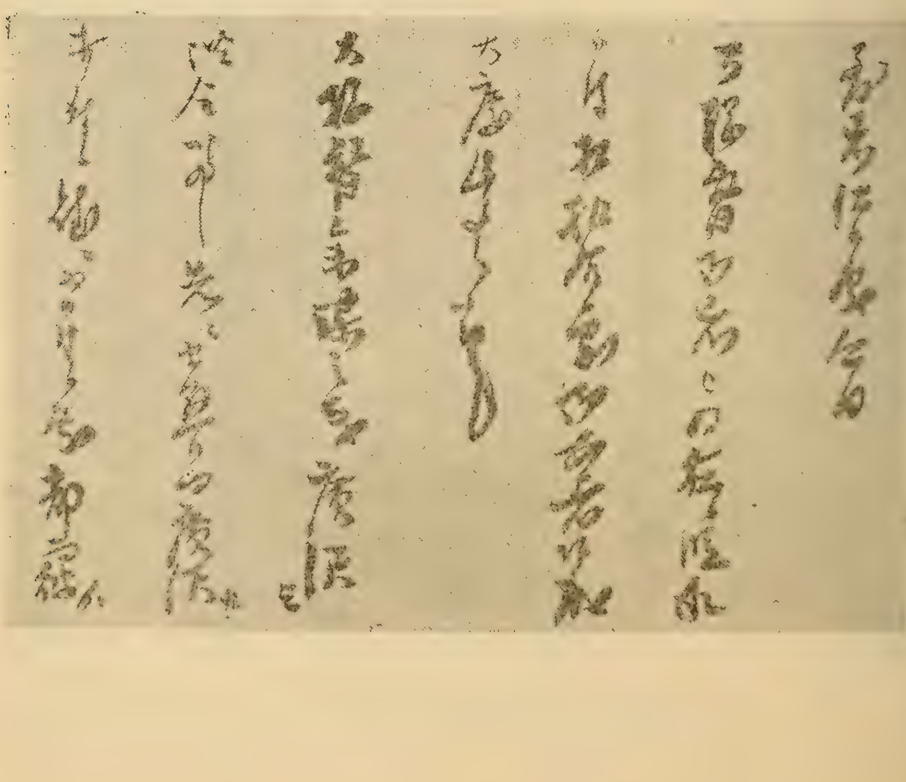
諸方の要地を占付候間、賊軍頼を
失ひ候事と被相聞申候。　然處先
鋒の
督府より後陣の尾張、肥後、備前勢
えは小田原迄出張の御沙汰相成
人數操込來候處、前以箱根を占居
候四藩の兵隊沸騰いたし、先乘被
致、無念の至と申事にて、直樣早追
を以申建候處、四藩は藤澤迄操出
し、
大總督の號令相待候樣御達に相

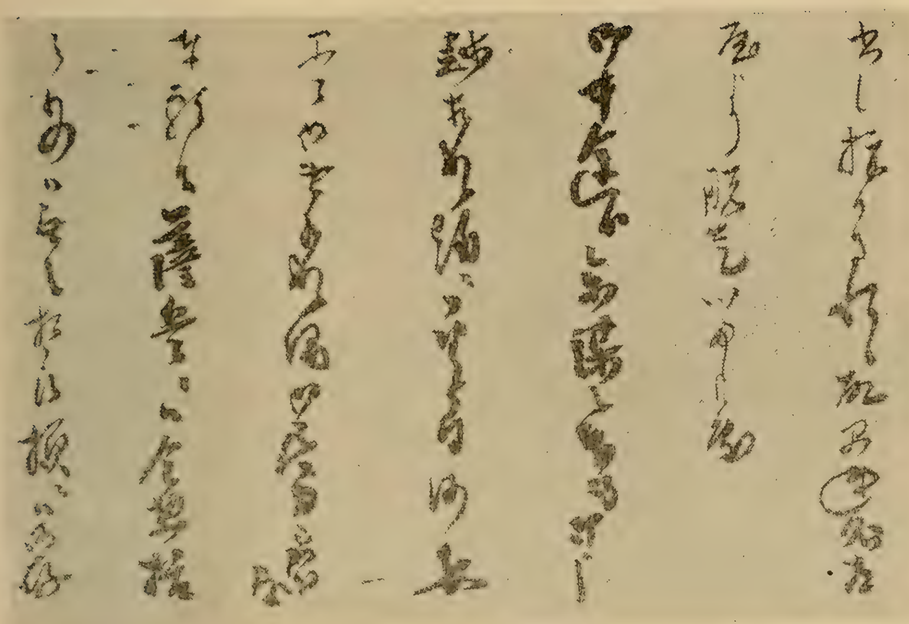


成、一歩なり共、敵地え踏入候義悦合、三島より繰登候處に御座候。私には箱根の手配相濟候はゞ、一先府中迄引返シ形行御屆可㆓申上㆒賦にて三島を繰出ス已前に出立仕候付、追々繰込候事と相考居申候。藤澤迄出懸候はゞ必鎌倉浦賀は又々占付候義と相心得居申候。先御安心可レ被レ下候。(9)もふは進このの一令相發し候はゞ直樣打入計に罷成居候付、兵隊中進居候義御

(9) 最早此上は進めこの一令相發しさへすれば直ぐに江戸に打入るばかりになつてゐるから兵氣の振起察してくれといふ也





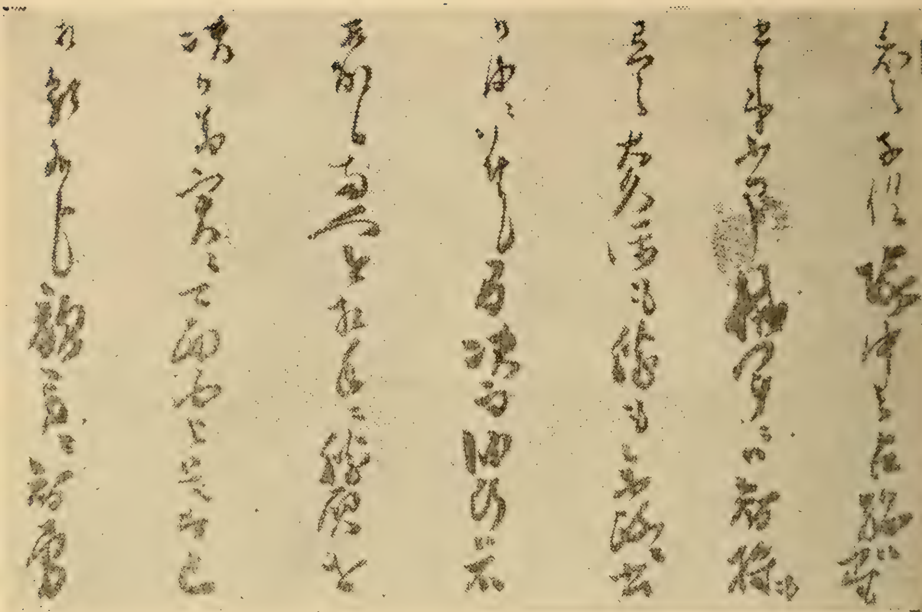


遙察可ㇾ被ㇾ下候。　一昨日府中え到著仕候處今日、大總督御著被ㇾ爲ㇾ在候段承候付相扣居候處、御安著相成、大慶此事に御座候。

(10)大總督參謀の義、廣澤と談合いたし、先に出懸候て廣澤え打付候賦にて御座候處、却て彼より出し拔かされ候故、早速名古屋より脫走いたし候處、

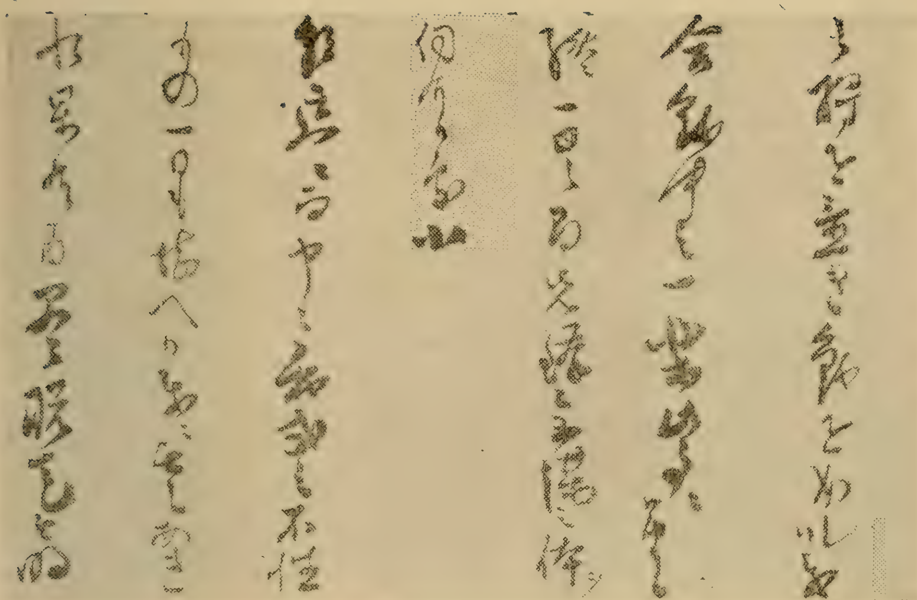
御中途より參謀の義も御申越相

(10) 以下八行塗盛參謀を辭せんと欲し最初よりの事情を叙し代りのものを御遣になるやう依賴したのである



成候趣に御座候間、何卒早々御遣相成候樣御盡力被成下度奉願候。薩兵には全惣括のものは無之、相(11)良樣には御存知の子供、隊中の占總は迚も出來不申、賊軍には智將も有之、大久保も勝も參政に出候由に御座候間、決て油斷は不相成候。　兩人を相手に勝負を決候義、實に可面白こと是のみ相願居申候。敵方に智勇の將を置き戰を成し候義合戰中の一樂、此事に御座候。

（11）相良長發（治部）のこと，小松帶刀の實弟，門閥の故を以て軍指令の地位にゐた

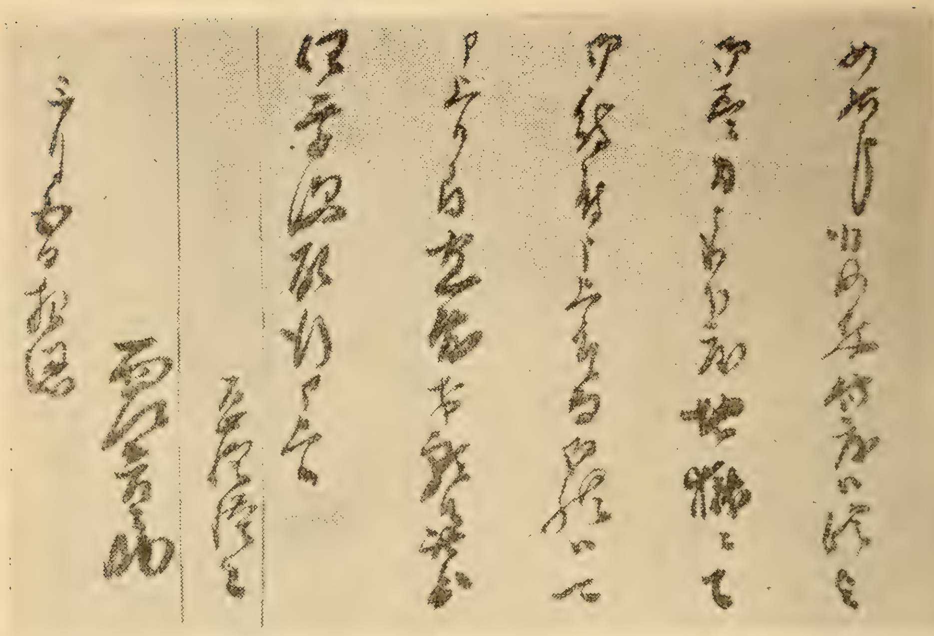


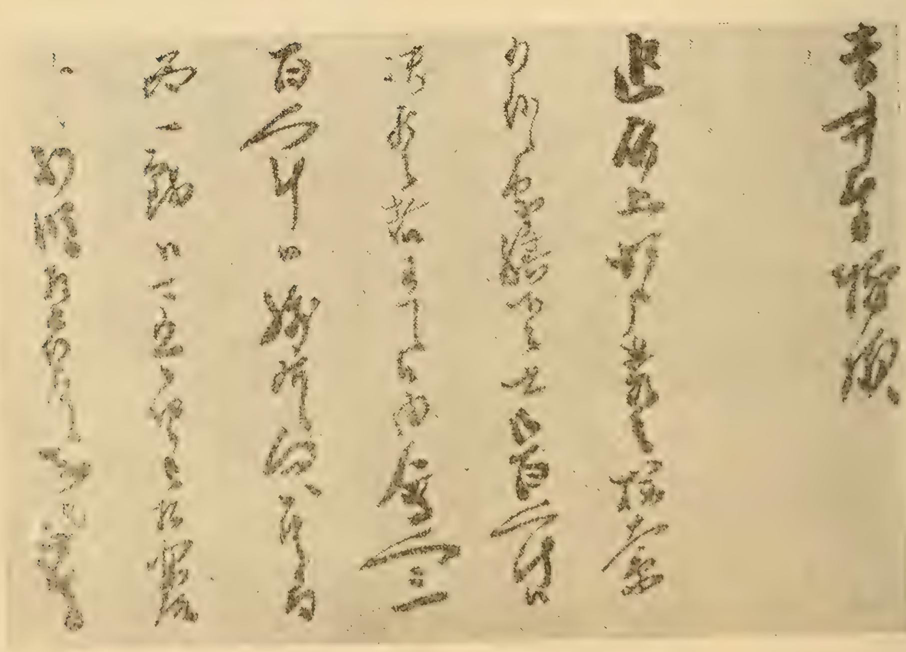
纔一日の間、先鋒參謀の体を伺居候處(12)小朝廷にて、中々我式の不性もの一日も堪へ候義に無之、あきれ果居候間、早々脱走と明め居申候付、何卒此度は屹と御盡力被成下度、地獄にて御待付申上置候て御禮は可申上候間、宜敷奉願候。此旨任幸便形行申上候。恐惶謹言。

三月五日夜認　西郷吉之助

吉井幸輔樣

(12) 東海道先鋒總督の參謀の仕事を一日見てゐたら其繁忙なること小規模な政府同樣で自分如き不性ものは到底勤まらぬといふ也





追啓上江戸表の探索爲致候處旗下の士貳百人計は決死の者有之候由、會人三百人計は殘居候向に御座候間、必一戰は可有御座と相樂居申候。　別段相變候義も無御座候。

（大久保侯爵家所藏）

二一九　伊地知正治への書

明治元年三月六日

【解説】此書前半散逸して、その全文を窺ふことは出來ないが、前書吉井幸輔宛の書翰と相補ひて、當時の事情を一層明瞭ならしむるものがある。

「中一日の滯留」とあるは、桑名か何處か途中にて、中一日滯留せしをいふ。此文勢から見ると、初めの所は薩軍の事を叙してゐる續きのやうである。即ち薩藩の隊は其處に中一日滯留にて速に進軍、長州、大村、佐土原三藩と共に、四藩並進の事であるといへるなり。「駿府迄にて相扣居候樣御達に御座候へども」云々は廿八日に駿府に到着せしに、常しく時日をこゝに費し、函嶺を敵手に委するやうでは愚の極なりと思惟して、直に函嶺に進出せしめたといふのである。是は隆盛の下知にて決行せしめしものゝ如く見える。

「日光宮（輪王寺宮のこと）歎願一條及び前軍函嶺を占據中、後軍へ小田原まで進出の令ありしとき、前軍服せず、更に藤澤迄進出の令を得た事等、前の吉井宛の書にも詳しく出てゐる

る。 隆盛は三島なる前軍の督府にゐたが、その未だ藤澤へ向ひて出發せざる前に、府中にかへり宮の到着を待つてゐたのであつた。

「其御手は」以下「奉祈候」までは、東山道先鋒を指すのである。 伊地知は近頃その參謀に任命されてゐたのである。

「又々督府脫走可仕」といふは、東海道先鋒で戰が始まつたら、隆盛は再び先鋒へ出るといふのである。「只今御暇相願候へども」といふは、只今大總督府參謀を辭すれども、許されずに困つてゐるといふのである。「貴兄には參謀の仰を蒙らせられ」とあるは、伊地知が最近東山道參謀となりしを祝したのである。

中一日の滯留にて、速に御繰出し相成、長州、大村、佐土原と四藩一時相進候義に御座候。 就ては駿府迄にて相扣居候樣御達に御座候得共、先月廿八日府中え着陣相成候處、函嶺の嶮を前に置き

相待居候ては誠に愚を究候付、早々繰出し箱根の要地は都て取切、三島宿を本陣に居へ罷在候處、餘程賊軍頼を失ひ候模樣にて、

日光宮歎願の爲小田原宿まで御出懸相成候。　然處、是非關を越候ては如何の變動可㆓相生㆒も難㆑計候付、三島迄引揚吳候樣頻に御頼に御座候へ共、迚も引揚候義は不㆓相叶㆒旨、押切て返答に及候次第に御座候。　然處肥後、尾張、備前、三藩の兵、後軍にて御座候處箱根を乘越し、小田原迄出張いたし候樣、先鋒總督より命令有㆑之、四藩の兵大に沸騰いたし、先乘を被㆑致候のは不㆓相成㆒旨、頻に議論有㆑之候付、尙又相伺候處、四藩は藤澤宿迄は繰出し候樣御達相成候付、鎌倉邊は勿論、浦賀は必取切り候はんと奉㆑存候。　私には三島

より府中え引返し候付、三島より藤澤迄繰出し候義は跡に相成事に御座候。其(1)御手は餘程道々御配慮の向こ被相伺、嘸、御苦心の筈こ奉存候。寒氣強〃殊更御難澁の儀こ追々噂申上候。折角御加養、御進の處奉祈候。甲府え賊兵繰出候趣、今日探索の者馳歸ッ注進有之、明日より援兵の御手配共有之候儀に御座候。如何體の事か、軍中に徒然を慰め候位に御座候へば面白かるべくこ先ッ樂罷在申候。東海道の手、戰出候はゞ又々督府脱走可仕こ相決居申候。只今御暇相願候へ共御聞濟無之、是には大に困究仕居申候。實兄にも參謀の仰を被爲蒙候由、珍重奉存候。私の困究故、餘程悅申候。追付御會合可仕候間、其節面上縷々御咄可申上候。恐々謹言。

(1) 東山道進發の軍兵を指す

三月六日

西郷吉之助

伊地知正治様

（愛甲兼達氏所藏）

二三〇　川崎正右衛門への書

明治元年三月十三日

今日は横濱え彈藥等御買入に付、澁谷泰藏被差遣筈候處、買入方に付、取馴候者差添遣度候付、竹下小助御遣給候樣御取計被下度御賴申上候。以上。

三月十三日　　西鄉吉之助

川崎正右衛門樣

用向

【解說】明治元年三月十三日は隆盛が、十五日江戸總攻擊の令を各道の先鋒諸隊に傳へ

たものである。

其の際安房の書に接して高輪の薩邸の第一次の會見をなしたのも此日であらう。此書は翌日早朝に發したものであらう。尚ほ此の宛名三吉愼門は當時薩藩の小荷駄奉行格の原藤川鐵藏なのである。

二三　山岡鐵太郎へ示したる德川家處分案

明治元年三月

一慶喜謹慎恭順の廉を以て、備前藩へ御預可レ被ニ仰付一事
一城明渡可レ申事
一軍艦不レ殘可ニ相渡一事
一軍器一切可ニ相渡一事
一城內住居の家臣、向島へ移り愼可ニ罷在一事
一慶喜妄擧を助け候面々、嚴重に取調、謝罪の道、屹度可ニ相立一事
一玉石共に碎くの御趣意、更無レ之に付、鎭定の道相立、若暴擧致候者有レ之、手に餘り候はゞ官軍を以テ可ニ相鎭一事

右の條々實効急速相立候はゞ徳川氏家名の儀は寛典の御處置
可レ被二仰付一候事

【解說】本書は隆盛が駿府に於て立案し、大總督宮に稟議の上に、幕臣山岡鐵太郎に示した徳川家處分案である。海舟日記明治元年三月五日の條に

旗本山岡鐵太郎に逢ふ。一見其爲レ人に感ず。同人申旨あり、益滿生を同伴して駿府へ行き、參謀西郷氏へ談ぜんと云。我是を良とし言上を經て其事を執せしむ。西郷氏へ一書を寄す。

と見えて居る。

編者曰く、日記に益滿生とあるは、薩人益滿休之介の事である。彼は山岡の舊知であつたが、薩邸燒打の際、南部彌八郎、肥後七左衛門等と共に幕軍の捕虜となり將に殺されんとせしを勝安房思ふ所あり、請うて其生命を助け、自邸に預つてゐたのである。山岡は益滿と共に駿府に至り隆盛を訪ひ、勝の書面を呈し、且慶喜恭順謝罪の意と、江戸の

實狀を述べて穩便の處置に出でられんことを請うた。隆盛は山岡に向ひ、「恭順の實効さへ立たば、天朝、何とて用兵を喜ぶべき」といつた。そこで山岡は、「然らばその實効を表はすべき方法如何」と問ひしに對し、隆盛同僚と協議し、大總督の決裁を經てその條件を示した。即ち本書である。なほ、此時勝安房より隆盛に贈りし書は次の通である。

備考

勝安房よりの書

無偏無黨、王道堂々矣。今
官軍逼二鄙府一といへ共、君臣謹で恭順の禮を守るものは、我徳氏の士民といへども
皇國の一民成るを以ての故也。且
皇國當今の形勢、昔時に異なり、兄弟牆にせめげども、外其侮を防ぐの時成るを知れば也
雖レ然、鄙府四方八達、士民數萬來往して、不教の民、我が主の意を解せず、或は此大變に乘じて、不羈を計るの徒、鎭撫盡力、餘力を不レ殘といへども、終に其無二甲斐一今日無事といへども明日の變、誠に難レ計。小臣鎭撫力、殆ど盡き、手を下だすの道無く、空敷飛丸の下に憤死を決するのみ、雖レ然

後宮の尊、一朝此不測の變に到ば、頑民無賴の徒、何等の大變、牆內に可發哉、日夜焦慮す。恭順の道從是破るといへども、如何せむ、其統御の道無き事を。唯軍門參謀諸君、能々其情實を詳にし、其條理を正されむと。且百年の公評を以て、泉下に期在るのみ。嗚呼痛哉、上下道隔る。皇國の存亡を以て心とする者少なく、小臣悲歎して訴へざるを不得所也。其御所置の如きは、敢て陳ずる所にあらず、正ならば皇國の大幸、一點不正の　御擧あらば、皇國の瓦解、亂民亂臣の名目、千載の下消する所無らむか。小臣推參して、其情實を哀訴せんとすれ共、士民沸湯、半日も去る不能、唯愁苦して鎭撫す。將たして勞も其功なきを知る。然共其志不達は天也。到于此際何ぞ疑を存せむ哉。恐懼誠恐謹言。

三月五日　　　　　　勝　　安　　房

軍門參謀閣下

先月越前家を以て微志を

上達す。今其草を以て附呈す。倉卒冒二嚴威一多罪多罪

（編者曰く、此文二月十七日一度、越前家の手を經て京都參與に上書せしものなるを以て、此附記あり。又曰く、山岡の駿府へ持參せし原書の今は鹿兒島なる伊地知峻氏の許に傳はれるによりて、此文を校正した。）

二三二　勝安房への答書

明治元年三月十四日

尊翰拜誦仕候。陳ば唯今田町迄御來駕被㆓成下㆒候段爲㆓御知㆒被㆑下、早速罷出候樣可㆑仕候間、何卒御待合被㆑下度、此旨御受迄如㆑此御座候。頓首。

三月十四日　西鄉吉之助

勝樣

【解說】隆盛は駿府に於て山岡と會見後、駿府を發して、三月十一日東海道先鋒總督の池上本門寺の營に至り、十三日高輪薩邸に於て、勝安房と第一次の會見をなし、翌十四日第二

回の會見を芝田町の薩邸にて行うた。（蓋、十三日會見の際、此日の會見の場所を此處と約しておいたのである。）

此書は、當日、勝が田町に先着して、其旨を報じたので、隆盛即ち答ふるに此書を以てしたのである。（尙、當日兩人會見の場所につきては、史家の間に議論あるものなれども、編者は田町說をとる。此書第一の證據なり。なほ、傍證あれども、今一々之を辨ぜず。）

兩雄會談の要は海舟日記十三日、十四日の條に次の如く見ゆ。參考のため之を揭ぐることにした。

備考

海舟日記抄出

○十三日

高輪薩州の藩邸に出張、西鄉吉之助へ面談す。

後宮の御進退、一朝不測の變を生ぜば、如何ぞ其御無事を保たしめ奉らん哉、此事易きに似て、其實は甚難し、君等熟慮して、其策を定められむには、我が輩もまた宜敷焦思して、其當否を量らむが、戰と不戰と、興と廢とに到りて、今日述る處にあらず、乞ふ明日を以て決

せむとすと云。（編者曰く、恐らくは原本此處に、明日會見の場所は田町薩邸の事と云ふ意味の文字ありしを印刷に附するまでの間に削り去られしものならん。若し然らずとせば、次の十四日の條に、「同所に」とあるは誤である。刊本の海舟日記は原本そのまゝでは無い樣であるから多分抄出したものであらう。）

〇十四日

同所に出張、西鄕に面會す。諸有司の歎願書を渡す。

第一ケ條　隱居の上水戸表へ愼罷在候樣仕度事

第二ケ條　城明渡の儀は、手續取計候上、即日田安へ御預け相成候樣仕度候事

第三ケ條第四ケ條　軍艦軍器の儀は不㆑殘取收め置、追て寬典の御所置被㆓仰付㆒候節、相當の員數相殘し、其餘は御引渡申上候樣仕度事

第五ケ條　城內住居の家臣共、城外へ引移愼罷在候樣仕度事

第六ケ條　〇〇妄擧を助け候者共の義は、格別の御憐憫を以て、御寬典に被㆓成下㆒、一命に拘り候樣の儀無㆑之樣仕度事

但、萬石以上の儀は本文御寬典の廉にて、朝裁を以被㆓仰付㆒候樣仕度候事

第七ケ條　士民鎭定の儀は、精々行屆候樣可㆑仕、萬一暴擧いたし候者有㆑之、手に餘り候は

　　　　ば、其節改て相願可レ申候間、官軍を以テ御鎭壓被レ下候樣仕度事

右の通乾度爲ニ取計一可レ申、尤モ寛典御處置の次第、前以テ相伺候へば、士民鎭壓の都合にも相成候儀に付、右の邊御亮察被ニ成下一御寛典の御處置の趣、爲ニ心得一伺置度候事

（編者曰く、これは隆盛が前に駿府にて山岡へ示した德川家處分案につきて答へたのである。）

此時參謀品川へ到れるの說あり、敢て一書を寄て云く。

（しかし予は爰に來りて面語す。懷にする所を出し示レ之）

昨年已來、上下公平一致の旨あれども、各其中に小私あり、終に當日の變に及ぶ者は皇國人物乏敷に因る。就レ中伏見の一擧、一二の藩士を目して失錯あるは、我尤恥る所堂々たる天下、終に同胞相喰、何ぞ其陋なる哉、我輩悲歎、一死を以て報ずべきも、旣に其失前日にあり。今日何の面目あつて口を開かむ。然といへども不日にして、一戰數萬生靈を損ぜんとす。其戰名節條理の正敷にあらず、各私憤を抱藏して、丈夫の爲べき所にあらず、吾人是を知れども、官軍猛勢、白刄飛彈を以て謾に尫弱の士民を劫ス時は我もまた一兵を以て、是に應ぜずんば、無辜の死益多く、生靈の塗炭益長からんか、軍門實に

皇國に忠するあらば、宜敷其條理と情實を詳にし、後、一戰を試み、我輩もまた能く其正不正を顧み、敢て謾に輕擧すべからず、嗚呼、我主家滅亡に當て、一の名節大條理を持し從容死に就く者無きは、千載の遺憾にして、海外の一笑を引くのみ、我輩是を知れども力支ゆる能はず、共に魚肉せらるゝ者は、深怨銘肝、日夜焦思し、殆ど憤死せんとす、憐れ其心理を詳察あらば、軍門に臨で一言を談ぜむ。幸に熟考せられば、公私の大幸、死後猶生るが如くならむ。謹言。

辰三月　〇〇〇

參謀軍門

我西鄕に申て云。大政返上の上は我が江城下は皇國の首府なり。且、德川氏數百萬の祿地を保つ所以のものは、幕府の入費に充てむが爲めなり。此二は宜敷大政と共に其御處置如何を伺ふべきなるべし。況んや外國交際の事興りしより、其談ずる所、獨德川氏の爲にあらず、皇國の通信にして我が私にあらず、印度支那の覆轍、顧みざらむ哉、今日天下の首府に在て、我が家の興廢を憂て一戰し、我が國民を殺さむことは、寡君決て爲さざる所、唯希ふ所、御所置公平至當を仰がば、上、天に恥る所なく、朝威是より興起し、皇國化育の正敷を見て、響應瞬間に全國に及び、海外是を聞て國信一洗、和信益固からむ、是の

意我が寡君獨り憂て、臣輩の不レ解の所なりと云々。西郷申て云く、我一人今日是等を決する不レ能、乞ふ、明日出立、督府へ言上すべし、亦明日侵撃の令あれども、といつて、左右の隊長に令し從容として別れ去る。

亦、彼が傑出果決を見るに足れり。嗚呼伏見の一擧我過激にして、事を速にし、天下の人心向背を察せず、一戰塗レ地、天下洶々として不レ定薩藩一二の小臣、上、天子を挾み列藩に令して、出師迅速、猛虎の群羊を驅るに類せり。何ぞ其奸雄成る哉。

二三三　大久保一藏への書

明治元年三月二十一日

先刻は難有頂戴仕候。御厚禮申上候。陳者木戸よりの書面得と拜誦仕候處、至極尤の論にて、御入城に相成候上、會津追討に引分候て人數を增し候儀當然の事ながら、只今戰陣中に、早く其節の用意に軍勢を繰出され候御手筈出來候はゞ、無此上上策かと奉存候。第一賊膽を挫き候のみならず、朝廷の確乎たる處の御居り相立候廉相顯れ、御油斷不被爲在、次第々々に、勢ひ相增候處有之、大に力強く相成候はんと奉存候間何卒先の機會を御待なく、御繰出し相成候樣御座候はゝ、大總督

邊の御力を被増候のみならず、官軍大に勢を得候はんと奉存候間、宜敷御盡力可被下候。此旨乍忽卒御報迄、荒々如此御座候。頓首。

三月二十一日　西鄕吉之助

大久保一藏様

【解說】これは京都にての書面である。隆盛は三月十四日勝安房と會見、翌十五日江戸を發し、駿府に馳せ歸り、大總督宮に謁し、德川慶喜處分案を議したが、最も重大なる事件なれば、廟議に附し、主上の御親裁を仰ぐべきものとし駿府より更に西上し、二十日京都に着し、之を廟議に問ひ、其夜半に至つて決定した。（此時大體に於て隆盛のもたらした意見を採用されたことは云ふ迄もない。）

翌二十一日は陛下親征大阪に向ひ御發輦の日であつたから一日滯在。三月二十二日

京都を發して東下したのである。本書は即ち京都に滯在した日に大久保へ與へ、木戸の議論に賛意を表し、會津追討の爲に此際兵を增發せられる樣に盡力を請へるものである。

此書を通じて木戸の意見を窺ふに、江戸城を受取つて後、更に會津追討の兵を增發せらるゝよりも、只今對陣中、江戸城受取前に、更に軍勢を差出し、後段の用意をされた方が、江戸の方にもにらみがきゝ、會津追討の方にも都合がよいといふのであつたらしい。

「第一賊膽を挫き候のみならず、朝廷の確乎たる處の御居り相立候廉相顯れ」とあるは第一賊をして恐怖せしむるのみならず、朝廷に於ても首鼠兩端、あやふやの意を持つて居る者の決心を固めさせる利益がある。二心ある藩でも一度賊軍の追討を命じて、出發すれば腹がきまる。たとへ兵を有せぬ堂上でも、其勢に支配されて決心が出來る、といふことは隆盛の持論であり、又、慣用の手段である。隆盛は此點をも考慮してゐたのではあるまいかと思ふ。

二二四　大久保一藏への書

明治元年四月五日

【解說】此書は隆盛が、三月二十二日德川慶喜處分の勅裁を奉じて京都を發せしより四月四日、江戸城に入つて朝旨傳達までの次第を報じたもので、其間二週間を經てゐる。（此書は慶明實錄にも見えてゐるが、全文が傳はらぬのは遺憾である。）

「昨日御兩卿御入城に相成纔計りの御供にて云々」舊幕臣中には、定めし多數の兵を從へ、十分勢威を示して勅使兩卿の入城があらうと豫期せしならんも、隆盛はことさらに隨行者を少くし、一兵を從へなかつた。海江田信義子の實歷史傳に「當日入城せしは勅使橋本實梁卿同柳原前光卿、參謀西鄕吉之助、同海江田武次同木梨精一郎、同加勢吉村長兵衞の六人に過ぎなかつた」とある。又同書に「抑も當日入城せしは僅に上官六人のみに限り、兵士一人だも引率せざりしもの、當時幕士等の憤怒最も甚しく、若官軍に在りて兵威を示すが如き擧措に出づるときは、却て其反激を買はんことを慮かり、故らに少數を以て

入城し、幕士の敵氣を拔きたるなり」と見えて居る。それにて意義判然すべし。（なほ、四月六日付林宛の書參照）

「私にも御供にて城內へ入込云々」書院へ刀持ちながら座につきとあるは、大總督府參謀の見識を以て行ひしことゝ思ふ。然るにも拘らず、自ら「陪臣のケ樣の爲體」といひて、一面にはなほ陪臣と稱して居る。

一、「此度は勝房州へは引合等如何可致哉と云々」これは大總督宮の御尋に對し、今迄のは內輪の交渉、此度は表向の御達なれば、豫め內々打合せておくことは宜しからずと御答申し上げ、未だ勝とは會見しないといふのである。

一、「横濱よりサトー書面を以て云々」これは英國公使館通譯官サトウより横濱に立寄りてくれといふ書翰が駿府到着の日に着いた。定めて勝等よりも外國人に手を入れて此節の事に口入をさせるのであらう。果して然らば早く說伏しておかぬと前途に障碍が生ずると考へたから、横濱に寄つてパークスに面會し、此度の事情を詳細に說明し、決して外人の干渉すべきものにあらざることに論じつけておいたから、安心あれ、といふのである。なほ、今回の處置につき公使も心より感服した趣を報じてゐる。或書に隆盛が慶喜の死一等を減ぜんと主張したのは、パークスが、若し慶喜を死に處するが如き無法な事を

するならば、英佛聯合して新政府を伐つべしといへるに驚きしためなりとある。此說は其當時からあつた樣ではあるが、謬說訛傳である。

隆盛が如何に外國關係に注意をし、萬國公法を顧慮したとはいへ、內國の處置に干涉を受くるやうな事は自ら仕出もせぬが、かゝる言に恐れて考をかへる人でないことは、是迄の行動で明かである。況んやパークスは慶喜追討の事は疾くに承知して新政府のため外國人へ對する通告の事まで隆盛へ注意して居る。(本卷所載正月二十七日付書翰參照)又本書に見ゆる隆盛の意向を見ても左樣の事のあるべき筈がない。併し、隆盛は討幕の大詔喚發前に慶喜を是非切腹まで參り申さでは濟まぬと極論したことは事實である。(本卷所載二月二日付書翰)それは越、土の平和論、靜寬院宮等の嘆願によりて東征中止の論が朝廷に起らんことを恐れて、故らに揚言したのである。徒らに慶喜を惡み、慶喜を殺すのが目的ではない。武力を以て數百年來の舊習を一洗し皇國の前途に生氣をつけるのが目的であつたのである。電光石火、雷霆の威を逞くして、滿天の雲霧を排し、青空を見んと欲したのである。

既に大兵を動かし、天下の嚮背略定まつてゐる。此際、殆ど城下の盟にひとしい條件を以て江戸城を收むることを得ば、その目的は大方達したのである。慶喜に死一等を許す

が如きは寧ろ隆盛の欲する所でなければならぬ、かくいふべき根據はいくらもある。前說の如きは、故らに隆盛を惡く云はんとする人か然らずば史的觀察の粗漏にして事件の眞相を究めず、言論の表裏を見分けぬ人の妄言と云はねばならぬ。論ずるまでもないことゝ思ふが、近頃堂々たる史傳の中にさへ往々引用する者があるから敢て一言しておく。

道中精々差急候得共、漸二十五日朝、大(1)總督府へ到着仕、逐一、言上仕候處、早速御沙汰相成、其夜先(2)鋒總督へ馳參候處、柳(3)原卿には甲府鎭撫の爲め彼方へ御出張相成居候間、早々御掛合に被及、江戸地にて御打合の賦に御座候處、去る二日池上本門寺にて御出會に相成、早速御評(4)にて、田(5)安へ御達相成、江城へ御入込の御手段にて御座候間、重役又は國事關係いたし候者罷出居候樣との事に

(1) 此時大總督府は靜岡に在り (2) 箱根に在り (3) 副總督柳原參謀海江田は三月十九日甲州地方鎭定の爲め兵士二百人許を率ゐ甲州に赴き同月晦日八王寺に出づ (4) 御評の下「議」の字脫か (5) 田安慶賴

て昨日御⁽⁶⁾兩卿御入城に相成、纔計りの御供にて、天下に敵なきの御仕向を以擒と被爲成候決心にて、乍此上十分賊軍に面を當て候御賦に御座候得共、却て落膽の模樣に相見へ申候。　昨日、四ツ過御入城の處、田安中納言御玄關迄御出迎、其外若年寄以下十餘輩罷出居候て、御中途其外見付見付、皆警固人麻上下にて、至極恭順の次第に御座候。　兵隊抔の堅は更に無之、西丸にて田安へ御達相成候處、愼で奉畏候旨御受相成候に付、明五日より一七日の間に城引渡し、軍艦銃砲の處も、十一日限り相納候樣御達御座候付、必相違は有御座間敷儀と奉存候。　乍然油斷は不相成候。　私にも御供にて城內へ入込候處、參謀は玄關より裏へ罷通り候樣承候故、直樣、書院へ刀持ながら坐へ付、陪臣のケ樣の爲體初ての

(6　橋本實梁　柳原前光

事かと跡にて大物笑にて御座候。　此度は勝房州へは引會等如何可致哉と、大總督より御沙汰被爲在候付、是迄の引會事は、先内輪の事御座候得共、表通御達相成候譯に御座候得ば、是迄の手續を以前引會等は決て不宜候付、出會不致樣可仕段申上、いまだ一面會不致候。　橫濱より薩道書面を以英國公使致面會度候間、是非立寄吳候樣申來候に付、駿府へ到着の日に相達候故、定て勝抔よりも外國人へ手を入、此節の御處置に口を續かせ候儀と相心得候故、是は早く解付置不申候ては、事の差障に可相成儀と相考候故、委敷談判に及び決て不携之ものに論じ付置申候間、御安心可被下、ケ程至當の御處置相成候に付ては、外國人迄も感服仕候次第にて、一言も申上樣共無之段、ミニストル申述候に付、然らば萬

國公法に於て、批難は有ㇾ之間敷と相答候處、折角、朝廷御一新の折柄の批難無ㇾ之樣にと相考居候處、實は感服仕候樣承候故、此上違背仕候へば、公法に於ても罪ある譯にて、もふは外國人へ依賴する處は無ㇾ之儀に御座候。

一靜寬院宮樣、御逃場所等の儀は、尙又奉ㇾ伺候樣可ㇾ仕と、田安より申出候由に御座候。

一大久保一翁抔、至極骨折いたし居向に被二相聞一候間、御達通、相運可ㇾ申かと相考居申候。

一東山道は板橋宿、同地より甲府へ相廻し候因、土の兵は、四ツ谷宿より尾張邸へ轉軍、北陸道の兵は千住宿へ滯軍、東海道の手は長州は愛宕下宿陣、備前、尾張の兵を順に相並て軍を居、御國

の人數增上寺へ繰込、佐土原と一緒に相成居申候。大村の兵は間部邸へ入込、肥後兵臺町の邸へ繰込、四方を取卷候間、すはといはゞ風上より火攻の術を用ひ、引包て打たて可ㇾ申候付、御安神被ㇾ下候。

四月五日　　　　西郷吉之助

大久保一藏様

【補註】四月四日江戶城に於て橋本、柳原の兩勅使より、德川方の田安慶頼に傳へられた朝旨は次の如きものであつた。即ち隆盛が駿府に於て、山岡へ示した處分案がもとになり、次に勝安房の田町にて隆盛へ提出した幕府側の希望條件となり、更に大總督府の案となり、廟議となつて勅裁を仰いだものである。

備考

朝廷より德川家への御沙汰書

德川慶喜奉ルレ欺ニ罔シ
天朝一の末、終に不レ可レ言の所業に立到候段、深被レ爲レ惱ニ
宸禁一。依レ之
御親征、海陸諸道進軍の處、悔悟謹愼無ニ一念一の趣被ニ聞食一、被レ爲レ垂ニ
皇愍一の餘、別紙の通被ニ仰下一候條、謹て御請可レ有レ之候。就ては本月十一日を期限とし、各件所置可レ致樣御沙汰候事。
右限日、旣に寬暇の御沙汰に候上は、更に歎願哀訴等、斷然不レ被ニ聞食一恩威兩立、確乎不拔の
叡慮に候。速拜膺不レ可レ有ニ異議一者也。

別紙

第一條　慶喜去十二月以來、奉レ欺ニ
天朝ニ剩へ兵力を以テ犯ニ皇都ニ連日錦旗に發砲し、重罪たるに依リ爲ニ追討一官軍被ニ差

向一候處段々眞實恭順謹愼の意を表し、謝罪申出候に付ては、祖宗已來二百餘年治國の功業不レ少、殊に水戶贈大納言積年　勤王の志業不レ淺、旁以格別深厚の思召被レ爲レ在、左の條件實行相立候上は、被レ處二寬典一德川家名被二立下一、慶喜死罪一等被レ宥の間、水戶表へ退き謹愼可二罷在一事

第二條　城明渡、尾張藩へ可二相渡一の事

第三條　軍艦銃砲引渡可レ申、追て相當可レ被二差返一事

第四條　城內住居の家臣共、城外に引退き、謹愼可二罷在一の事

第五條　慶喜叛謀相助候者、重罪たるに因可レ被レ處二嚴科一の處、格別の寬典を以テ死一等可レ被レ宥の間相當の所置致し可二言上一の事

但萬石以上は以二
朝裁一御所置被レ爲レ在の事

二二五　林玖十郎への書

明治元年四月六日

上略陳者、一昨四日、先鋒の御兩(1)卿御入城に相成候て御達御座候處謹て奉レ畏候次第如何にも難レ有かり候事と被レ爲レ察候。最初、田安用人御呼立にて、御入城の儀被二相達一候處、彼方評議にては、定て官軍の威を張り兵隊過分に御召列の儀と相心得候處、案(2)外少人數にて御入込被レ爲レ在候處、却て膽を被レ拔候趣に相聞候。上都合の事にて萬端首尾能相濟ミ御同慶奉レ存候。委細は先鋒の總督府より御屆相成候事と奉レ存候間省略仕候。城中も最初の模樣とは相替り、近來益恭順の體にて格別激談も有レ之間敷、慶喜も三日中、水

(1) 橋本實梁，柳原前光の兩卿　(2) 前書解說參照

戸表へ引越候様子に御座候。 然らば尙更跡は穩に罷成り候はんと相考居候。 然れ共、一策有レ之候も不レ被レ計候に付、油斷は不ニ相成一事に御座候。 城引渡軍艦等も無レ譯差出候向に御座候得ば、策あるものとも不ニ相見得一必、戰には、相成間敷と奉レ存候。 右に付ては追々御進軍被レ爲レ在候方御宜敷は有ニ御座一間敷哉。 彌戰なきを見居られ御乘込と申よりは、いまだ結局不ニ相付一內、御發途と申場合御座候へば、諸軍の氣受も大に宜敷、江城へ御入込と申處にて御進、御座候はゞ、直樣御點檢の都合も相成候儀かと奉レ存候。 先鋒の御兩卿へ(3)も御見込を以テ御進め越し被レ爲レ在候御模樣奉レ伺候に付、事情卒度申上試候。 若御決議相成候て御進軍に候はゞ、御中途の御警衞至極嚴重被ニ成下一度、先鋒總督戸塚御泊りの節、御本

(3) 「へも」は「にも」又は「よりも」の誤寫か

亭御庭前へ入音いたし相探候得ども、一向不相分候處、近頃藤澤宿にて、肥後藩士一人の間諜召捕、段々相糺候處、御本亭へ忍入候段も及白狀候由御座候間、御心得の爲別紙差上申候。何卒御要心の處伏て奉願候。承候儀不申上候ては落度に付、不差入事と思召候も難計候得共、爲念申上候。全く探索計とも不相見得、刺客と相聞られ候故、不取敢如是候。恐々謹言。

四月六日　西鄉吉之助

(4)林玖十郎様

(4) 林は大總督府參謀宇和島藩士

【解說】此書は江戶より大總督府參謀林玖十郎に贈つたので、三月四日先鋒の兩卿入城朝旨傳達の次第及び德川家昨今の狀況を報じ、總督府の御進發を促し、且つ途中警戒の注

意を爲したるものである。

入城始末を報じたる一節は前書と相補ひて、隆盛の意のある所が窺はれる。

二二六　薩藩小荷駄方への書　其一

明治元年四月九日

二番隊引取候。目黒銃藥庫へ相付居候炭今朝御引合の由、右は決て此方へ御引取相成候ては不相濟銃藥等の儀も、最初目錄を以て引渡相成候品に候得ば、都て督府へ御届可申出筈御座候間分捕とは全〻譯も相替候。此旨承得候故、早々申越候。以上。

四月九日

本營

西鄉吉之助

小荷駄方

肝付鄉右衛門様

【解説】此書は江戸城受取前二日、薩藩本營より、同藩小荷駄方（今日で云へば輜重隊）へ達したのである。その意味は、目黒銃藥庫内に貯藏の炭を、今朝貴隊より引取らうと交渉されたさうだが、あれはすべて目錄を以て舊幕より引渡されたもので、一切總督府へ屆出づべきもので、薩軍にて私すべきものでない。分捕とは全然性質が違ふ。斯樣に只今聞き出したから早速御知らせする、といふのである。

　此等の事は隆盛自ら最もよく承知の事であつたらうと思ふ。然るに、「此旨承得候故早々申越候」と書いて、自ら命令する立場にゐないものゝ如くに云ひなしてある。英雄却りて細心の用意ありといふべきか。

　さて、隆盛が薩藩小荷駄方に對してまで、一々かゝる指揮を爲したるか、今日より見れば隆盛の地位より見て、ありさうでない樣な事なれども、隆盛自筆にて、小荷駄方の肝付鄕右衞門に宛てしもの十三通を一括して、傳へられたものゝ如く、文章も隆盛の筆つきである隆盛は本營にゐて、斯かる細密の點まで注意を與へてゐたものと見える。十三通の中には署名も宛名もないものもあるが、以下小荷駄方への書、其一其二と番號を附しておく。

三三七　海江田武次への書

明治元年四月廿三日

今日は是より陣屋へ罷歸居候間軍艦の一條相分次第、何分爲御知被下度奉合掌候。此旨卒度申上置候。以上。

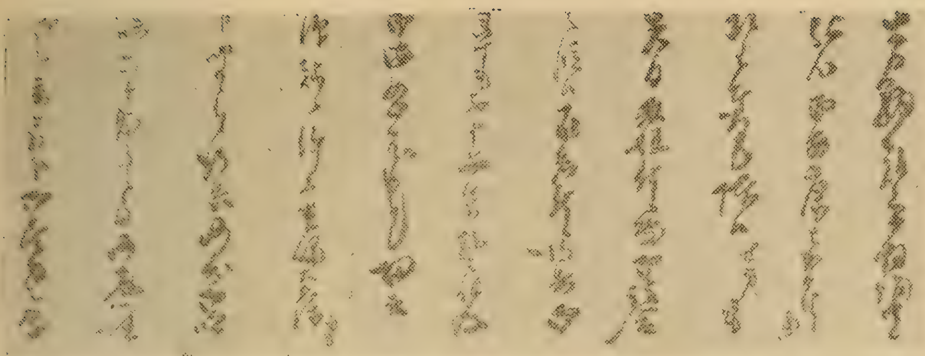
四月二十三日　西鄕吉之助

海江田武次様

【解說】江戸城を德川家より官軍へ引渡したのは、四月十一日であつた。其時品川に碇泊してゐた幕府所有の軍艦八隻も受授する約束であつたが、幕府の海軍總裁矢田堀讚岐が、軍艦受授の事について、陸上で折衝してゐる間に、同海軍副總裁榎本武揚等は、德川家の領土確定せざる間は、軍艦を引渡すことは出來ぬといひ、嘆願書を官軍の海軍先鋒に出し

て、同時に諸艦を率ゐて、房州館山に退去した。それから十六日になつて勝安房が軍艦に出張し十七日に軍艦を全部品川に乗戻した。

然るに榎本等は八隻中四隻を徳川家に、もらひたいといふ請願であつた。その事を勝より先鋒總督府參謀であつた海江田武次、木梨精一郎へ交渉し、廿四日に至り海江田等はその願を容れて、四隻を榎本等に與ふる事になつた。これは四月四日幕府へ渡された御沙汰書の中に「軍艦銃砲引渡申すべく、追て相當差返さるべき事」といふ箇條もあり前から相談になつてゐた。此書は其前、即ち右の交渉最中に發したもので、何れなり決着次第知らせよといふのである。海江田より當日隆盛にも相談があつたものと見える事である。



二三八　木戸孝允への答書

明治元年閏四月六日

芳翰難有拜誦仕候。彌以御安康被成御座候由、珍重奉存候。陳ば小弟にも先日着坂仕候處、御詰合の段は承知仕候得共、御尋も不申上、失敬の仕合御海恕可被下候。扨被仰越候件々、直樣大久保えも申聞置候得共何分御吟味六ケ敷事候間、何卒一往御上京被成下、御盡力の處偏に奉願候。此旨乍略義御禮答迄、荒々奉得御意候。何も面上に

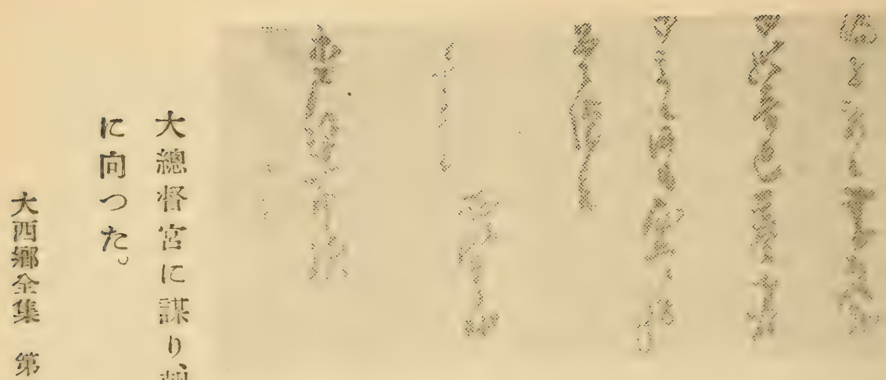
譲申候。恐々謹言。

閏四月六日　西郷吉之助

木戸準一郎様

机下

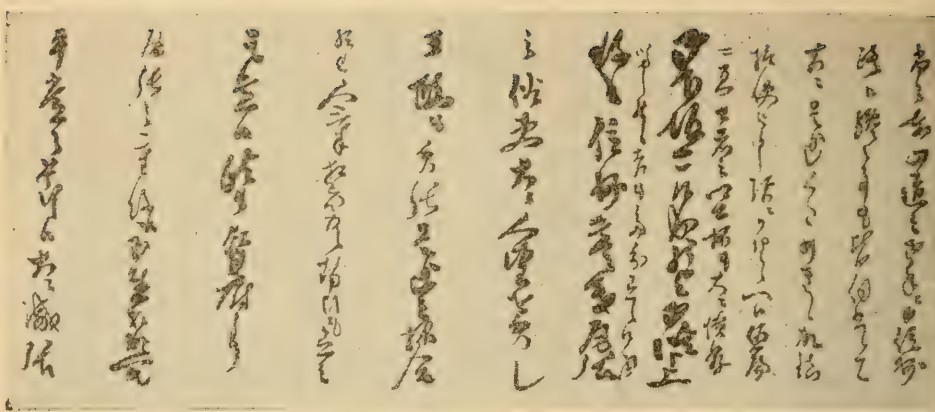
（木戸侯爵家所藏）



【解說】此書は京都より大阪にありし木戸への返書である。隆盛は江戸に於て既に江戸城を收め、慶喜を宥し徳川家を諸侯の地位に下して新に封邑を與へ、其家名を存すべき朝旨を達したが關東の人心なほ不穩であつた。そこで隆盛は新に徳川家に與へらるゝ封土を確定することが差當り急務であると思ひ、大總督宮に謀り、朝議申請のため上京することになり、四月二十九日江戸を發し海路大阪に向つた。

大阪に到着してみると、明治天皇陛下はなほ同地の行在所にましましたが、政務はやはり京都の政府にて見てゐる。且つ近く京都へ御還幸の事になつてゐる最中であつたから、大阪にては小松帶刀等と意見を交換したのみで、木戸とは會見せず、京都に向ひ五日の夜入京した。木戸は早速書面を以て其意見を通じた。それに答へたのが即ち此書であつて、御意見は委細大久保へ申聞けておいたが、何分大事件で評議が六ケしいから、一應上京して下さい、と木戸へ上京を促したのである。

然るに木戸は長州藩內に棄置かれぬ事情があつて十日大阪を立つて歸藩した。德川家封土に關する木戸の意見は小松へ贈りし手紙及び朝廷への上書に明らかに見えてゐる。上書に見えてゐる木戸の意見は、今日急に御評議になる必要もない。十分に餘賊を掃擊し、武力的大手術を用ひた後に決せらるゝも晩くはあるまい。而も德川家に與へらるゝ高は成るべく少い方がよい。尾州家(六十七萬石)の少し上位でよろしからう。止むを得ずば、別に田安家に二十萬石を與へて一家を立てられて、綏和されてもよろしからん、といふのであつた。



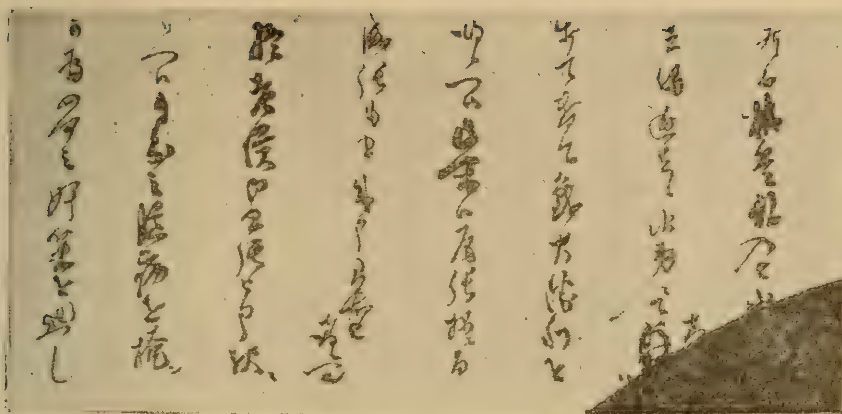
二二九　吉井幸輔への書

明治元年閏四月十三日

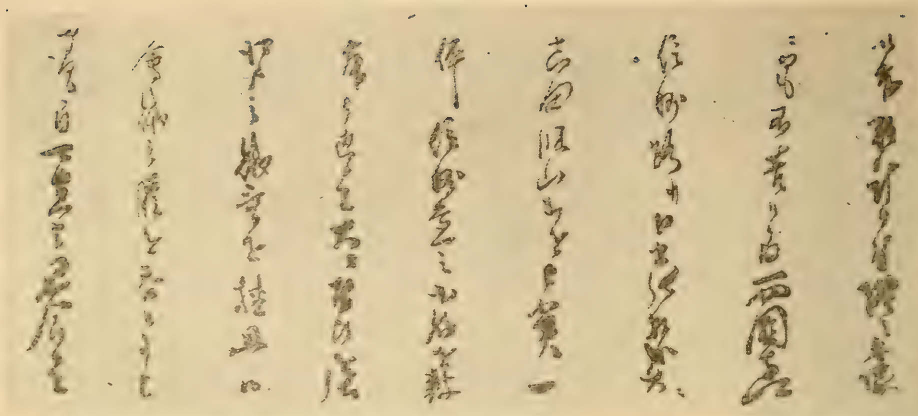
尙々東山道の御手にて、信州路は纔の事も皆伺出候て大に是迄くためき候故、鎭撫使ゝ申譯に御座候へば、何篇可宜、土着の鄕士杯も大に憤發いたし候者も多分有之候由。

御下坂可相成かゝ御談申上後候。信州邊の儀、[1]尾張の俗吏大に人望を失し、王政も矢張是迄の振合かゝ人氣相變候

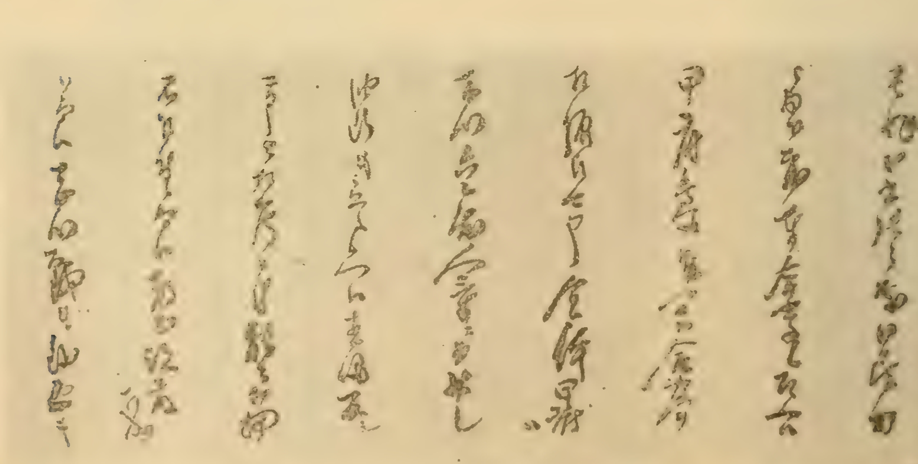
(1) 當時信州の天領を尾州に治めしめてあつた樣である

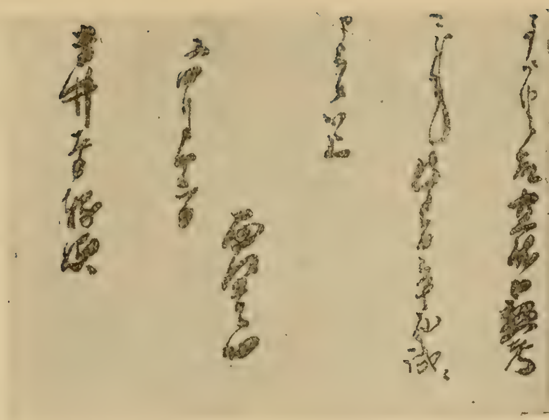


勢も有之、其邊は屹と督府より尾張の重役え御達相成候へ共、平常の節は大に威張居候て、賊兵亂入と聞ては、直樣逃去候次第にて、眞田は打て替て戰、大勝利を得候へば、此末は尾張抔にて威張も出來申間敷と奉存候得共、終に老侯御出張と申譯に候得ば、自分の臆病を掩んが爲、如何の奸策を廻し候も難計候付、纔の兵隊にても不苦候間、西園寺卿信州路へ御出張相成、大に眞田、飯山等を被賞、一體信州邊の小名を鼓舞被遊候はゞ大に勢ひを張、江



戸の賊氣を挫キ且は會賊の膽を呑候事ヽ奉レ存候間可レ宜ヽ思食候はゞ是非御出張の處、御盡力被二成下一度奉二合掌一候。左候へば甲府邊へも響合、官軍相振ひ可レ申、全体甲府は甚以テ六ケ敷人





氣にて、少し油斷も有ㇾ之候へば、直樣返し可ㇾ申と相考候付、能々御押不ㇾ相付候ては都て跡崩相成候ては、甚以戰も致惡き事に御座候故、宜敷御熟考可ㇾ被ㇾ下候。此旨卒度試に申上候。以上。

又四月十三日　西鄕吉之助

吉井幸輔樣

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書も京都にてのものである。その要旨は尾張の俗吏、信州邊にて大に威張ちらしながら戰には臆病であり、大に人望を失したる事、及び眞田勢の戰功ありし狀況を述べ、今後に於ける信州邊鎭撫につき、隆盛の意見即ち西園寺卿を鎭撫使として差向くべき

事を主張し、それにつき吉井の盡力を依賴したのである。
なほ後段議論に一歩をすゝめて、甲州へも影響する所が大であるから、御熟考を請ふとある。

二三〇　薩藩小荷駄方への書　其二

明治元年閏四月廿五日

先刻承知致候横濱へ被差遣候夫方(1)の助今日より一七日分の給金御渡付可被下候。以來一七日毎に給金相拂候樣、尙又問合越置候間、其邊は宜敷御含可被下候。此旨早々奉得御意候。以上

又四月二十五日　吉之助

鄕右衛門樣

(1) 夫方「ぶかた」とは人夫の事「助」は補助の意味

【解說】臨時に雇ひ入れた人夫の給金支拂方に關することである。書中「夫方の助」とあるは、定備の人夫でなく、一時その不足を補ふために雇ひ入れた豫備の人夫を云ふ。

二三一　大久保、吉井への書

明治元年閏四月廿七日

御揃、彌以御堅固御奉職の筈、珍重奉存候。隨て少弟無異儀去る二十三日品海え着船相成消光罷在候間、乍憚御降意可被下候。扨、當地の形勢も餘程六ヶ敷模樣にて、既に留守中、房總間におひて戰爭有之、都て打破候由、大幸此事に御座候。此一戰にて、餘程賊氣を挫候樣子には御座候得共、專勢(1)ひを張り、德川氏家名秩錄等の處、十分やり付候策略も可有之と相見得、人氣沸騰と申儀を頻に申立候間、御所置振相發候はゞ、一變動は可致と相考居申候爰許戰爭の次第、隊長篠原冬一郎え書記候樣申付、大略別紙の通ニ

（1）德川家名秩祿等に付ての示威運動の意もあると見えてさいふなり

御座候。　佐土原、孤軍を以テ大敵に對し踏こたへ、諸藩一同感心いたし居候間、別て嬉敷事ニ御座候。　如何可レ有レ之かと案居候處、實行相顯れ、大慶の事御座候。　前以より始終是のみ責居候處、今日に至りては私には留守中故、別て耻敷事に御座候。　御笑察可レ被レ下候。　段々、手負等も多ク御座候處、督府え夷醫頼入度相願候處、直樣大總督宮より御頼被レ下候て、直樣英醫ウリキス(2)參呉候て致ニ療治一呉候上、横濱え是々は遣候樣との譯にて、船にて相廻、彼方にて至極丁寧なる次第、追々有馬意運等より申遣候間、何卒此涯御手元より御使を以テ大坂在番のマニストル(3)へ御挨拶被ニ成下一、其上、横濱迄は御使を以御挨拶被ニ成下一候處、御盡力可レ被レ下候。　ウリキスより、また上等の醫師も參居、ウリキスの療治を失し候處、大に叱付

(2) 一般にウルユスと言つた。後に大學教授より鹿兒島藩校へ聘せられた

(3) マニストル即ち英國公使パークス

候由其外三人計は、毎日診察に參り、餘程手厚の次第ニ御座候。備前藤堂藩抔よりも、手負人參居候由。然處、原田敬助と申もの橫濱迄參掛候處、終に養生不二相叶一、去る二十五日死去いたし申候。實に殘念の仕合御座候。此度上京便より遺髮差上候間、御國え御差下相成候樣御取計可レ被レ下候。帶刀等の儀は、宜便を以差登可レ申候。

一竹庵(4)と申僧、並、助市と申者、京師出陣前より當地え探索方にて參居候て、江戸迄進軍相成候處、三番隊え事情申出、是迄、矢張、隊え相付居、八幡邊の斥候え差出候處、賊兵の中え不圖踏込、逢殺害レ候由、殘念の事に御座候。東漸寺え爲御知レ被レ下候儀等は、宜敷御取計可レ被レ下候。右兩人は戰死にて、大總督府より御金

(4) 竹庵は種子島出身の勤王僧，少時鹿兒島にて有馬新七の說を聞いて勤王の志に向けたさ傳へらる

拾五兩被成下候間、夫々へ御配當可被成下候。　いづれ竹庵は種子島產の由御座候間、必親族有之べく、助市には宿許え御達可被下候。　原田敬助には深手の處を以て七兩貳分被成下候得共、早、死後に相成候間、是又宿許え御送可被下候。

右三人(5)え被成下候御金の儀は、遠路荷物も不差通、身すがらの事候間、御金の儀不差遣候付、其許にて御取替を以宜敷御計可被下候。

一伊地知正治より、別紙の通、今日、上原藤次郎を以細事申越、長藩にて同樣、片山匠作と申もの參候付、直樣總督府え申出候處、京師より應援の兵繰出し相成候樣可申遣、大政官軍謀局えも御問越相成候段も承候付、匠作より申遣候通、御繰出可被下候。

(5) 原田敬助，竹庵，助市の三人

私の考にて御城下(6)貳隊諸鄕(7)貳隊都合四隊ならば、大に可宜かと相考居申候。其邊は御賢慮に奉任候。各隊御差廻に付ては、何卒富士艦より御遣可被下候。左樣無御座候ては、餘程間後(おくれ)相成候付、大村へも相談仕候處、隨分可仕候間、吉村兄え可申遣、この事に御座候間、早々御繰出し被下候處、偏奉願候。右艦の儀は大砲打手等十分には相備申間敷候得共、可也の人數御乘付(のせつけ)被下候樣私より可申遣、軍の出來候丈ケは是非相備吳候樣承申候。左候へば鋼鐵船と一緒に浮べ可申との事候間、可成の軍相調候丈御乘付被下度、若も不相調候はゞ、此節迄は兵隊迄積下り候はゞ、直樣差返可申候付、其節乘付候樣御都合御賴申上候。願くば、此度※相應の人數相備候處奉希、如何しても

(6) 城下は鹿兒島城下の兵　(7) 諸鄕は薩藩各地方即ち田舍の兵

※ 此度まで隆盛自筆の原書ありこれより下原書散逸平田宗高寫本に據り補足

當分乘付居候根占(8)〇〇〇と申ものは、乘頭の如くにて罷在候得共、此者は是非御繰替被レ下度、下田港にて逢候處、直樣豊瑞丸より用心金引出候手筈いたし云々(9)、爰許兵隊中は月々の給料も不レ被レ下候上、血を流し候次第、顯然と見ながら、金に目を掛候ものにて、俗物には相違無レ之候間、必御替可レ被レ下候、　京師より御繰出被レ下候人數を、江戸え殘置、私共兵隊を野州邊白川口等の援兵ニ御差出被レ下候樣御願申上置候。　御免相成候得ば、三日中より繰出し可レ申候付、左樣御納得可レ被レ下候。　此度は大坂にて針打二百挺御買入相願候て持越候間、三倍の力を增し候付白川位は忽可二打破一と相樂居申候。　彼地戰爭等の次第は、上原より委細御聞可レ被レ下候。　此旨大略申上候付、奉レ達

(8) 此一節は富士艦乘組頭根占(ネジメ)某は利慾の心強き俗物なる故他に人をかへてくれといふ也

(9) の云々は傳寫の際特に略したものゝ樣である

御聽ニ候儀、宜敷御計可ㇾ被ㇾ下候。以上。

閏四月二十七日夜　　西郷吉之助

大久保一藏様

吉井幸輔様

（川村子爵家所藏）

【解說】既に陳べた通り、隆盛は德川家の相續人及び封地等の件につき、朝議の決定を請ふべく江戸より汽船にて上京し、閏四月五日に入京したが、八日、九日、十日と連日の朝議があつて、大體處分案を内決した。（其會議に列した人々は、三條、岩倉、小松、西郷、大久保、後藤、廣澤、吉井、林（玖十郎）等で、會議の原案は（甲）祿高は百萬石以下、封地は駿河國一國、但、石高不足分は追て取調の上定める。家名は田安龜之助に仰付らる。（乙）封土は江戸城を其儘下され武藏國總石高を調べて追て御治定の事。右御達の上は大久保（一翁）勝安房等を早々召させらるべき事。祿高及び相續人は前同様の事。以上の二案であつた。）併し、なほ確定に至らず、三條實美を關東大監察使に任じ、江戸に於て關東の政務を總裁せしめ、此件につきても彼地の實況を視察したる上、適宜の措置をとらしむることゝし、全權を委任せしむる

事に奏請して御裁可を得た。そこで關東大監察使三條實美同副使萬里小路博房は、西郷隆盛、林玖十郎、江藤新平等を從へて海路東下し、二十三日に江戸に到着した。

此書は右到着後四日目に京都に向けて發送したものである。書中「佐土原孤軍を以て大敵に對し云々」元來、佐土原藩は島津家の分家であるが、當初秀吉が島津中書(家久)に與へた時から獨立した三萬石の大名であつた。此度明治維新の際に本家に力を併せて王事に盡すことになりし(本卷第一七四參照)につき、隆盛は佐土原藩兵の訓練不十分なるを懸念し、常に本藩の名を汚すやうな事があつてはいかぬぞ、と激勵せしものと見える。然るに此度、隆盛上京の留守中、驚くべき武功を顯した。そこで「私は留守中故、別て耻敷軍に御座候」とある所以である。

次に、英醫、ウルュス等に負傷者の治療を託せし模樣及び本件につき、島津家より英國公使へ謝禮の使を出すべき事等が見えてゐる。又薩藩三人の死者遺髮並に大總督府より弔慰金分配等の事、又、京攝滯在中の薩兵を應援として東國へ派遣有之度事、並にその派遣方法の事、なほ派遣されし兵は江戸におき、目下江戸にある薩兵を隆盛自身引率して、野州へ應援に出かけるつもりにて出願中である。此度は新式の銃(針打)二百挺到來せしにつき、白川位は譯なく打破るべしなど報じたのである。

二三二　野州方面戰狀及傷死者屆書

明治元年五月初頃

【解說】此書は明治元年四月二十日岩井驛に於ける戰爭並に四月二十三日の宇都宮に於ける戰爭の概況及び薩藩の戰死者負傷兵の姓名を總督府に屆出でた文面ならんと思はる。今、此書の大久保侯爵家に殘れるは、隆盛より大久保への書中に、斯樣な屆書を差出したと別紙を以て報じたものであらう。本書に宛名も署名も日附もないのは、そのためであると思ふ。而して屆書の日附は四月下旬から五月の初旬までのものでなければならぬ。今假に五月初旬のものとして此處に編入す。

東山道爲二先鋒一弊藩より差出置候人數の內、野州邊賊徒亂入いた

し、官軍爲ニ應援ニ一小隊、並ニ長州一中隊、大垣一中隊被ニ差出ニ候處、同廿日、岩井驛におひて賊兵千五百人位と及ニ戰爭ニ互ニ大小砲打合候得共、頻に攻撃に及候處、纔半時計の間に賊兵散々に敗走いたし、賊兵百餘級打取大に勝利を得、分捕數多有レ之、弊藩手負討死別紙一印の通御座候。

一同月廿三日、壬生城より弊藩一小隊、大垣一中隊、宇津宮城え楯籠居候賊兵爲ニ攻撃ニ出軍いたし候處、城外え砦を構居、打破り、追々相進、堀涯迄押詰候折柄、賊兵裏路より拔出、官軍の後を絶切、前後に敵を受、難戰に及候故、伏兵を設ケ前の賊兵を支へ置、後の賊兵を打挫、三時餘の戰にて、味方を一所に相圓メ兵糧相仕り候處え、本文岩井驛相戰居候三藩の兵、結城を相發し、本街道より押來り、因州

の兵隊は壬生路より相進、兩道の應援の諸勢會戰に及候付、大に力を得又々進擊いたし候處、終ニ賊兵及ヒ敗走官軍大勝利に相成、賊兵百數十級打取、分捕も數多有ㇾ之、宇津宮城主並ニ藩士も追々歸城に相成野州邊都て鎭定いたし、賊兵日光に迯去候由、其節弊藩手負討死別紙二印の通ニ御座候。

右の通、兩戰共官軍大勝利を得候趣申越候間、不ㇾ取敢御屆申上候。以上。

（大久保侯爵家所藏）

二三三　薩藩小荷駄方への書　其三

明治元年五月二日

三番隊の内、手負人數看病方へ置居候婦人、給金の儀何程相究居候哉、相分居候はゞ今日迄の日數に應じ、被成下候樣御取計可給候。　若、給分不相定居候はゞ、一日何程と申儀相定候て、五日目每に相拂候樣御計可被下候。　看病人の給金は京都邊病院の振合も可有之、勿論少々の給分は相重（かさね）不申候ては、はまり(1)も薄ク三番隊へ相付居候婦人は、至極骨折いたし候由御座候間、別段の心付も被成下候はゞ、大に振はまり可申か。　療醫の者も被相呼得と評議いたし、速に給料被成下候樣御計可被下候。　以上。

(1)「はまり」は發奮の意

五月二日

【解說】これは負傷兵看護婦の給金に關する件である。

二三四　薩藩小荷駄方への書　其四

明治元年五月五日

舊臘擒に相成候定等の內、刀取揚相成居候處、近日引渡に相成、海軍隊の內へ相受取置候由、就ては今日小荷駄方へ相廻候樣、達置候付、御請取の上、姓名相記シ何本ゞ申儀、銘々札付有ㇾ之候由御座候間、夫丈は一紙相記シ御差出可ㇾ被ㇾ下候。何れ箱にても相調へ、入付置候樣御計可ㇾ被ㇾ下候。便宜を以京都へ相廻候樣可ㇾ致候。以上

五月五日

【解說】これは捕虜より取揚げし刀の事につきて指令したのである。

二三五　薩藩小荷駄方への書　卅五

明治元年五月七日

昨日擒の兩人、受取方不致由承候付、右の應接いたし候姓名聞屆來候樣申置候間、相分居候はゞ爲御知可被下候。以上。

五月七日

【解說】受取方とは刀等所持品の受取方を指す。「右の應接云々」は誰が應接したか知らせよといふなり。

二三六　薩藩小荷駄方への書　其六

明治元年五月七日

戰死等の人數葬式方に付、大圓寺如何程金爲差越候て相濟候哉先例多く可有之候付、料物の處、卒度爲御知可被下候。見合相成候儀、有之候故、御頼申上候。以上。

五月七日

【解說】大圓寺は、當時芝高輪にありし薩藩の菩提寺であつた。戰死者の葬式等に付、如何程の謝禮をしたら宜しいか、先例をしらべて一寸、知らせといふのである。

二三七　大久保一藏への書

明治元年五月十日前後

彰義隊と申もの、上野を根據といたし、根岸にては蓮正寺と申所え屯集いたし、其外四ツ谷寶泉寺と申所えも屯集いたし居候て段々暴を働き、官軍の內にも段々怪我いたし候處、三(1)人の者遊步に出で、夜に入候得共不罷歸、爲相尋候處、別紙の次第相分、何とも殘念の始末に御座候。　督府より屆書差出候樣との事に御座候間、相認別紙の通申出置候。　肥前藩の者兩人、上野邊にて同日右等の次第有之、一人は被切伏候得共、一人は切拔ケ立歸候付、確證も有之、直樣一手を以テ彰義隊え押懸返戰致度申出候得共、屹と御手

(1)　此三人は薩兵，內一人は殺され一人は自殺一人は重傷にて自殺せんとする時銃殺さる五月七日の出來事

を被付候間、國辱は不申義候付、暫見合候樣御達相成、無致方相忍居候趣に御座候。　此御方におひても、同樣の譯にて、隊中一同憤懣に堪兼候得共、少し御見合相成廉にて、其內乍漸相留置申候。私鬪に陷入候ては不相濟候付、彰義隊の曲を擧、公然と御沙汰を相待可打取含にて、乍殘念相忍居申候。　追付打散し欝を晴し可申候。

西鄕吉之助

大久保一藏樣

要詞

（大久保侯爵家所藏）

【解說】本書日附なし。多分十日頃のものであらう。彰義隊の暴狀及び、時機を見て總督府の命をうけ、公然打破すべき旨を在京の大久保へ報じたのである。此處に彰義隊成立の次第を略叙すれば、初め德川慶喜の一橋家、時代より隨從してゐた人々の中、澁澤成一郎(後の喜作)天野八郎等十七人相合して君家の辱を雪ぎ、薩賊を戮滅し、上は朝廷を尊奉し下は萬民を安堵せしめて以て東照宮の靈に報いんことを、誓ひ、尊王恭順有志と稱する集團を設けた。次第に同志が加つて多人數となつたから、淺草本願寺を屯所とし彰義隊と命名した。其頭取が澁澤成一郎、副頭取が天野八郎、幹事が本多敏三郎(敏)以下數人であつた。加盟者が日々增加したので、舊幕老中松平確堂は彰義隊の名を公認し、府下を巡邏し非常警衞の任に當らしめた。その起りは二月中で、素より江戸城受取り前のことである。

後澁澤は隊を去りて武藏飯能にて振武軍を組織したから、本多卯之輔が頭取となり、後又小田井藏太、池田大隅守兩人頭取となり、隊伍の組織を改め本隊の總員五百人、附屬諸隊千五百人位に及んだ。それが、あちこちに分れて市中を巡邏してゐたから、遂に市內に入つて來た官軍と衝突した。本書はその衝突の一端をあらはしたにすぎないのである。

二三八　大久保、吉井への書

明治元年五月十日

【解說】本書は江戸より京都へ遣はしたものである。內容は(一)野州方面の官軍配置(二)五月朔日白川城を攻擊し大勝利を得たる事、(三)同日薩軍の狀況、(四)橫濱に負傷者治療のため病院建設の事及び醫師不足の事、(五)征討の大方針決定し、白川口及び越後口を固め、奧羽の叛賊を討ちて會津を孤立せしめる策なりとの事、(六)官軍二千出兵の要求(七)軍用金調達の要求等である。なほ追書に世良修藏遭難の眞相を報じてある。右(一)(二)の中に江戶守備の薩兵を先づ白川に出し、後より東下すべき薩兵をして江戶の守備にあてんことを再三申出しも、大村益次郎きかざりしため、すぐに出かけられずにゐたが、五月朔日長州、大垣、忍、薩の四藩會合し、三手三道に相分れて白川城を攻擊し、即日城を乘取つたとある。

書中「就ては白川口並越後口を堅め、締め付置候て奧羽の叛賊を打、會津を孤立させ候

策に相決し云々」は、大總督府に於ける會議にて決したることにて、今後征討の大方針である。その征討の目標を會津においてあることを見るべし。案ずるに、隆盛は此月七日江戸にて改めて大總督參謀を命ぜられてゐる。その軍議に與りしことは勿論である。

上原藤十郎差遣候後、頻に應援の爲白川口へ出張致度、京都より可₂參人數を當地へは召置候て可₁宜旨再度申立候得共、(1)大村士聞入無₂之、宇都宮邊は、官軍都て繰り上げ、皆白川方へ張り出し、今市さ中處を土州勢押居、日光へは彥根勢相堅め、外々は、遠く白川の方へ相離候付、若し後を絕れ候ては、白川出張の官軍は難澁可₂致事候間、肥前侯、宇都宮邊の鎭壓を命ぜられ、野州は少も動搖不₂致樣御押相成り、東山道の手は賊兵を討伐のみに相決、當地も何か不₂

(1) 大村益次郎軍務局判事兼江戸府判事にて江戸の守備に任ず

穩勢も可有之候付、人數繰出候儀見合居候様との事にて、直様出張出來兼候處、去る朔日長州、大垣、忍、藩(2)○(3)○四藩致會合三手三道に相分れ、白川城攻撃致候處、朝六字より戰相始、晝二字に乘り落し、十分の勝利相成大慶此事に御座候。賊兵には仙臺、棚倉、二本松、三春、會津五藩の勢にて二千餘の大兵に御座候得共、三方より引包み打立候故、臺場等も嚴重相備候ものも無難打破、敵兵六百位は打取候趣に御座候得共、未委は取しらべ候紙面不參、見事の勝戰にて御座候。餘程是には落膽致候はん。此度は歩兵(4)類の者は一切不相見得、只新撰組の二番手と申すものゝみに御座候(5)東海道の手よりは二番隊出張致居、是のみ應援の都合に相成申候。本街道より相掛り候大砲隊など、臺場え正面に打掛候故、餘

(2) この藩は我藩の略なるべし此時の官軍は長,薩,大垣,忍の四藩であつた　(3) 二字判讀しがたし　(4) 舊幕にて訓練せし歩兵の類
(5) 此一節は專ら薩兵についていへるなり

程難戰致、手負多く御座候。　二番隊へ相付差出候一砲車の人數は、纔三人無疵の者有之、小銃隊には五番隊難場に押懸、苦戰に及手負多御座候得共、此度は戰死の者相少く、大幸の仕合に御座候。追々手負の人は横濱え病院御取建被下候付、差廻候事にて、是丈けは煩念相省候得共、醫師の御手、人無多事(6)雇入方の都合いたし候位にて込入候時機に御座候。　當分横濱へ參居候もの四十六人有之、白川口の手負相廻候得ば、一小隊許の人數に及候間、纔兩三人の醫師にて、手も廻兼候故、大に難澁の次第に御座候。　此邸內にも七八人は殘り居、實に込り入候儀に御座候間、兩三人は隨分療治方出來候醫者、御遣可被下候。　越後口も、三國峠の戰大勝利を得候趣、愉快の事に御座候。　就ては白川口(7)、並、越後口を堅め

(6) 無多事(たじなく)は「少く」といふ意，薩摩の方言

(7) 江戸にて軍議なり，御中越の爲とあるは總督府より京都へ御申遣の爲といふ事である

付置候て、奥羽の叛賊を打、會津を孤立させ候策に相決し、官軍二千人早々御差下相成候樣、御申越の段承知仕候。　右に付ては撰兵千位は早々蒸氣船を以て御廻し被ㇾ下、跡千人は陸地より御遣し相成候か、又は船都合を以テ御遣相成候か、何れ共宜敷御座候付千五百許の人數を以テ富士艦、並、鋼鐵船荷方の蒸氣船二艘を付、奥羽に相廻、海岸より手の下し安き處を打碎き、次第々々に叩き上げ候手配に御座候間、何卒千人位の處は、急速御遣可ㇾ被ㇾ下候。　何分軍用金乏敷、日々官軍は是に氣を挫かれ候模樣に被二相窺一申候。何とか御策は有二御座一間敷哉、人數許參候ても、金に乏敷候ては、奥羽へ出軍甚難澁可ㇾ仕と存候。　是許苦心の至に御座候。　此旨、大略奉ㇾ得二御意一候。　大村より委細可二申越一候間、私よりも申遣呉候樣

承候間、如レ斯御座候。頓首。

五月十日　　　　西郷吉之助

大久保一藏様

吉井幸輔様

追啓上、長州の世良(8)修藏とて、仙臺藩より福島と申所にて被レ打果、首は仙臺え送り、髮を會津え送と申義を、白川にて分捕いたし候仙藩の帳面え相記有レ之候由、言語同斷の次第に御座候。手(9)負戰死の姓名書並に鬢髮差遣候間、御國元へ御送被レ下候義も宜敷御計可レ被レ下候。

（大久保侯爵家所藏）

(8) 世良參謀の枉死は閏四月十九日

(9) 白川に於ける薩の死傷者の名也

二三九　薩藩小荷駄方への書　其七

明治元年五月十三日

大砲引馬五疋の儀、今晩より大豆○升、糠五升つゝ飼方いたし候樣、御計可被下候。只今引方一見致候處、餘程草臥居候付、右の通御計可被下候。左樣候て、跡五疋丈は賣拂候ても宜敷御座候付是又如何樣共、御取計可被下候。以上。

五月十三日

【解說】これは大砲引馬の飼養方の下知である。原寫本に「大豆は升糖五升」とあれど「は」何か數字なるべく「糖」は「糠」の誤字であらう。

二四〇　薩藩小荷駄方への書　其八

明治元年五月

萬屋長兵衞と申者往古より由緒有レ之、御出入の者候處、此節又々何篇御用達致度段申出候付、御用の節は、御仕〇(1)相成候樣致度候付、御申付可レ被レ下候。　此段及二御達一置候。　以上。

(1)　一字不明「ひ」か

【解說】本書には月日がないが、島津侯爵家編輯所にある寫本順序に據りて此處に挿入しておく。

二四一　薩藩小荷駄方への書　其九

明治元年五月十六日

中村半次郎儀橫濱へ可二差遣一候間、手當の儀及二相達置一候得共、當人より御斷申出候付、不二差遣一候間、左樣御含可レ給候。　以上。

五月十六日

【解說】中村半次郎は後の桐野利秋である。橫濱出張の筈にて、その手當方を指令してあつたのを、取消したのである。

二四二　薩藩小荷駄方への書　其十

明治元年五月十六日

手負人横濱廻送の儀、是非今日には御遣可給候。益滿休之助には、邸中には不罷居候由、旅宿にて千田傳一郎存居候由御座候間是丈は、別段船手當不相成候ては、乗場大に違ひ、手負人を遠方へ相廻候樣にては、決て不宜候付、益滿丈けは別に御手當可被下候以上。

五月十六日

【解說】「手負人横濱廻送」とは、横濱にある病院への廻送である。益滿休之助は、慶應

三年秋より伊牟田尙平と共に關東にて事を擧ぐべく、江戸に差遣はされてゐたが、十二日薩邸燒打の時幕府方へ捕虜となり、後、山岡鐵太郎が靜岡の大總督府へ使する時、許されて同行したること旣記の如し。

然るに昨五月十五日上野彰義隊討伐にあたり、重傷を蒙り、何處かの旅宿に居りしを、横濱の病院へ船にて送るやうに下知を發したのである。隆盛の將卒を愛する心が此處にも見えてゐる。併し、益滿は遂に死んだ。

二四三 薩藩小荷駄方への書 其十一

明治元年五月十六日

昨日戰爭の節、雇人足給金の儀、早速御拂可㆑給候。其外田町人足又は土工夫も雇同様、別段一日の給料被㆑下候樣、御計可㆑給候。左候て隊付の陪卒、又は歩兵の捕入にて召仕居候ものも、同樣被㆑下方御計可㆑給候。以上。

五月十六日

【解說】これは上野の戰爭の節に使用した臨時人足、工夫、隊付の夫卒等の給料支拂方の下知である。此に注目すべきは「歩兵の捕人にて召使居候ものも同樣下され方御計ひ

給はるべく候」とあることである。即ち捕虜を直ちに、何かの用に使用してゐたらしい。此事既に面白し、そうして、それにも給金を與へよとある。

二四四　薩藩小荷駄方への書　其十二

明治元年五月十九日

横濱病院の儀、追々多人數ニ相及、一体惣轄いたし候者、不ニ差遣一候て不ニ相濟一候付、大砲隊四役場の內、山下七郎明日より被ニ差越一候付、御用心金二百兩可レ被ニ相渡一候。此段及ニ御達一候。以上。

五月十九日

【解說】横濱病院負傷兵次第に多數となり、病院の司令をするもの必要となり、山下七郎を差遣はすこととなりしに付、用心金貳百兩を渡すやうにといへるなり。四役場とは兵糧方、玉藥方、人馬方、普請方をいふ。

二四五　大村、寺島への書

明治元年五月二十日

麻布土屋の屋敷隣光(1)林寺と申所へ、去る十二日比より賊二百人計屯いたし居候處、十五日夜都て迯去候由、然處、右寺へ小銃百挺計、大砲壹挺、彈藥等有レ之候由告來候付、早速御探索被二成下一度、町家の者共には、右等の品有レ之候へば、又戰爭相始ルかも不レ知と驚怖の念より告知らせ、今晩も賊兵參かも不二相分一候付、早々手を付呉候樣申出候位に御座候間、何卒、先づ、祥(2)雲寺へ申合、向々藩々にても御達被レ下度、奉二合掌一候。頓首。

五月二十日　西郷吉之助

(1) 光林寺は麻布の富士見町にある（土屋侯邸の隣）
(2) 祥雲寺は官兵の陣所になつてゐた

大村益次郎様
寺島秀之助様

要詞

【解説】内容はよく分つてゐる。別に説明を要しない。此頃は彰義隊の殘黨追捕中で大村、寺島等主として、その任に當つてゐた。そこで隆盛は此書を送り、麻布光林寺の探索方を命じたのである。大村は三條實美に從つて東下し、軍防局判事並に江戸府判事として江戸の鎭撫に任じてゐた際、彰義隊討伐の策を獻じ參謀の役をつとめた。又寺島は宇和島出身の參謀であつた。隆盛は此頃大總督府の參謀で、矢張薩軍の事も監督してゐた。

二四六　大久保、吉井への書

明治元年五月二十日

【解說】此書は五月十五日彰義隊討伐につき薩藩の行動を報告したものである。

彰義隊討伐の中堅として殊勳を奏したる薩軍の働きを、其大將隆盛の筆を以て叙す。布置整然、當日の狀髣髴として眼前にあらはれる。

彰義隊討伐は專ら長藩士大村益次郎の劃策であつた。その作戰計劃の成つた時、大村は大總督府に於て、その部署を隆盛に示して相談に及んだ。隆盛は暫く見てゐて大村に向ひ、「ハハア薩摩勢をみなごろしになさると云ふ御策戰でございますか。」といつた。大村は扇子を開けたり閉ぢたりさせて、天井を見て無言でゐたが、やがて「左樣です。」と答へたといふ話が傳へられてゐる。

後段の方に「德川龜之助へも云々」の條は、前以て德川家の當主へも彰義隊討伐の旨を通知し、輪王寺宮へも上野を御立退あるやうに御達になつて、正々堂々の戰であるとい

ふのである。又末段「白狐云々」は、昔より島津家の戰には、稻荷大明神の加護ありて、白狐が姿をあらはし軍を援けるといふ傳說があるので、それから起つたことである。

　眞正の白狐であつたか、或は白犬であつたか分らぬが、軍中で「ソレ吉例の白狐があらはれた」と唱ふるものがあり、隊中一同稻荷大明神の加護疑なしと信じ、勇氣自ら加はつたといふ知らせがあつたものと見える。隆盛も此神秘的な說を喜んで大久保、吉井に報じ、且つ「頓と戰には負けざるものと安心いたし居申候」と此文書を結んでゐる。昔の軍物語を聞くやうで面白い。思ふに、隆盛が斯く大衆の信ずる所を信じ、大衆の唱ふる所に和し得たのは、その大衆に親まれた一要素であつたかと思ふ。併、これについては、人、或は英雄世を欺くの手段なりと云ひ、或は隆盛は詐りを語る人でない、正眞に己の信じた所を述べたるに過ぎないと云ふ兩面の觀察があるであらう。

去る十五日、上野え屯集いたし居候彰義隊誅伐被仰出候付（一）十二

宇に（2）大下馬下ゑ惣人數繰出候處、（3）六ツ過湯島の賊兵を打拂候樣御達相成候付、大下馬下繰出し、湯島ゑ參候處、全く賊兵不㆓相見得㆒候付、暫〃湯島ゑ相扣居、本鄕よりの横合に出掛候長州拵の兵を見合居候賦にて、諸方ゑ番兵を配り居候折柄、早、砲聲相響候故、何方の兵より戰相初り候かと探索爲㆑致候處、（4）遊擊隊半隊、御兵具隊二十人、早上野黑門口ゑ突出し相戰候趣に御座候故、直樣大砲隊三門を黑門口ゑ押出させ、貳丁の大砲は御徒町の方ゑ振向、一番隊御徒町の方ゑ相掛、遊擊隊、三番隊は黑門口の方ゑ押掛、町口の臺場一二は、直樣乘落、此方にも疊を積重、俄に砲臺を構、急擊いたし候ては、本鄕よりの懸口ゝ手筈不㆓相揃㆒候付、暫〃見合居候得共、一圓不㆓相掛㆒候處、暫く間有て、肥前勢より横合に大砲を打掛、續て久留

（1）夜の十二時　（2）今日の宮城二重橋外をいふ
（3）午前六時　（4）薩軍

米も同様打掛候得共、長兵等は不ㇾ來、餘程相待候得共、時刻は移り其上賊兵より味方の後え火矢を射掛、火事と相成、漸々後より燒來、黑門口より不忍池の涯、町家をくゞり敵合近押付候得共、敵壘堅固にして容易に不ㇾ落、火は後より迫り來候付、三番隊、遊撃隊、大砲隊一緒に相成、是非突入度との義、頻相起候得共、過分に味方を失ひ可ㇾ申と相考候付、無理に人數を繰揚、黑門口え押直し、一番隊の方え押向、正面より突込候處、藤堂並因州引續て駈込候付、堅固に相守居候臺場打落、山內手廣の事故諸方に手配を以テ追打いたし、朝六字比より戰相始候處、晝五字に終り申候。　誠に長ひ戰にて、大に勞れ申候。　肥後勢には柳原の屋敷高見に上り、大砲を打掛、最初の懸口被ㇾ命候處よりは因州迄一緒に相掛申候。　藤堂に

は應援として出來り、共に駈込候次第、實ニ感心の事に御座候。不レ進兵の、跡より砲を鳴し候には込入申候。敵地え味方の突込をも不レ知、肥後より破烈を打込、味方大に手負いたし因州も此方も是が爲に餘程痛み申候。谷中の戰烈敷候て、長州、大村、佐土原等は、上野の方えは參來らず、賴切たる味方場所違に相成、互に救應不二相叶一、夫故、御國の兵大に難義仕申候。長州兵は横合より大砲を以テ打挫、其上、上野の後に相迫候賦に御座候處、根岸邊にて、早、戰相始り、初より終迄不レ逢、雙方共に難戰いたし候得共、互に大勝利と相成、打碎候形勢、愉快の事共にて御座候。此度の合戰は、前日可レ然と御達相成、十分備を立させ候て打平候處、一涯愉快を極め申候。御遙察可レ被レ下候。江戸中の者も彰義隊は不レ貧ものと相

考居候處、案外打落され、至極落膽の樣子に御座候。　餘程近來は威張居候て肥前人を四五人打殺し、因州も三人計被殺候故、兩藩は銘々一手を以テ打取度との段願出候位にて御座候。　彰義隊半方は、諸藩の兵にて、石州濱田、會津、伊豫の松山、若州小濱、其外諸藩兵士多分相加り候付、餘程持こたへ申候。　此巣窟を打破り候付、もふは制し安く相成候はんかと奉存候。

一奥羽は一圓賊と相成、兵隊の仕事餘程澤山に相成申候。　當地相片付候はゞ、奥州え出懸候含に御座候。

一黑門口臺場え駈込候節、賊兵後に相迫候付、一番隊は乘落候と直樣跡え立歸り、後の兵を打挫候處、少々づゝ諸所え拔出候折柄、竹下猪之丞には胸を打拔れ及戰死申候。　誠に殘念の仕合

にて御座候。　始終私に世話を煎、決て先に不ㇾ進樣こ申事故、能心得居候旨申置候處、惣掛の節如何相離候哉不ㇾ見掛候處、跡以戰死の段承申候。　一番隊こ一緒に被ㇾ罷居候て、跡え迫る賊兵を打取方にて御座候由、(5)不意に小路より起來り打掛候節被ㇾ打候趣に御座候。　跡え相廻候賊兵には、私にも危き目に逢申候。何ごゝろなく賊壘は落候故、藤堂仁右衛門こ申者こ物語いたし居候處え、鐵砲打込、下人手負いたし、直樣賊兵は迯去申候。小路軍は何方え敵の在やら不ㇾ知故、頓な死をいたす事御座候新五左衛門には、いまだ黑門の臺場落不ㇾ申前に戰場え參度段申事故、掛（かかれ）〳〵こ申候處、遊撃隊こ一緒に相成打合候折柄、頭を被ㇾ打、是も即死いたし候由、其節は餘程烈敷折柄にて、死體を引

(5)「由」は「處」或は「半」(なかば)の誤寫か

揚候義も不相叶、跡以引揚候次第にて御座候。兩人共戰死被致、實に力を落し申候。御悲察可被下候。

一手負戰死の人數、別紙の通御座候。鬢髮等は跡便より差遣候樣可致候。任幸便形行迄申上候。

一德川龜之助えも、前日御達相成、先祖の宗廟神靈は取退候樣この趣、輪王寺宮えも御立退被爲在候樣御達相成候て、尋常の戰にて御座候。夫故兵氣は十分相振り申候事に御座候。

一三條公にも餘程御滿悅の御事こ相見得、不淺の御書被成下候事に御座候。實に恐入候仕合御座候。諸藩も藩兵の剛强なるには驚き候樣子に御座候。

一奇妙なる事には宇都宮の難戰、引續、白川城兩度の攻擊にも、時

々白狐戰場に顯出候由、一人二人の目に見得候事共にては無之、數十人見受候由、後には餘り不思議と相考、兵士も拜禮して敵に懸り候由に御座候。稻荷大明神の加護被爲在事と、一涯兵士進立居申候。頓と戰には不負ものと安心いたし居申候

右の通戰爭の次第荒々申上候間、奉達御達候義共、宜敷御計可被下候。恐惶謹言。

五月廿日　　西鄕吉之助

大久保一藏樣

吉井幸輔樣

（川上彌吉氏所藏）

二四七　大久保、吉井への書

明治元年五月廿五日

尙々片岡(1)孫馬便より細書差上候に付文略仕候。正治の手負大に心配いたし候處、一昨日江戸え參り久々振りに寬話、活戰の事より外に談も無レ之、面白ク三日の間相暮申候。實ニ安心、此人全快に御座候。

(2)太守樣益御機嫌可レ被二御座一、大慶の御義奉レ存候。陳ば先日申上候後、戰爭も花々敷事も無レ之、(3)靑梅と申所へ殘兵相集リ、殆一昨朝打拂又(4)林昌之助沼津へ御預相成居候處動立、箱根迄押登、(5)小田原賊徒に與し、是又打手被二差向一候間、不レ遠討伐可二相成一と奉レ存候。將又、今

(1)　土佐藩士　(2)　在京の薩藩主島津忠義　(3)　澁澤誠一郎その巨魁であつた　大村,佐土原,筑前,筑後,四藩討手となり二十三日平ぐ　(4)　林は請西(ショウサイ)領主

日德川城地駿府高七拾萬石被仰出候に付、如何可相成哉不被測事に御座候。若し動立候はゞ、其高、名も取留申間敷、若し官軍破立候はゞ天下大亂、此末の處六ケ敷相成候と奉存候。奧羽は悉く相背候得共、討平方面白半分の事に奉存候。實に不開國柄と相聞かれ申候。當地出張の官軍も、眞實戰でもいたさす藩は相少〻込たる仕合に御座候。賊兵弱き故、每戰大勝利には相成候得共、只、賴にいたし居候は長州一藩にて御座候。此旨、任幸便一筆啓上仕候。恐惶謹言。

五月廿五日　西鄉吉之助

大久保一藏樣

吉井幸輔樣

(5) 軍監中井範五郎を小田原藩兵を指揮して箱根を守，林昌之助等沼津を駈出し箱根に迫りしに．小田原兵之に應じ中井を斬殺した

【解説】此書は江戸より京都へ向け關東の形勢を報じたもので、尚々書の中には伊地知正治の負傷を心配してゐたが、「實に安心、此人至快に御座候」とある。伊地知の軍略は天下無比と稱せられてゐたので、隆盛等が如何に此人に期待してゐたかゞ之で分る。伊地知は五月朔日白川の戰爭で負傷したのであつた。

「今日徳川、城地駿府高七拾萬石被二仰出一候」とあるは、前に、略、内定して三條實美に委任されてあつた徳川家に給せらるゝ封土及び祿高の件を此日に言渡したのである。若これに不服で、舊旗下等動搖せば高も家名も失ふであらう。併、萬一官軍破れんか、天下の大亂になると多少の憂慮を示してゐる。

「奧羽は悉く相背き候得共云々」隆盛が別段意に介してゐない樣子が見える。なほ後段に當地出張の官軍諸藩中、眞に戰に出し得るものは少ない。只賴みになるは長州一藩のみであるとある。このあたり、不用意の中に隆盛の抱負があらはれてゐる。

二四八　薩藩小荷駄方への書　共十三

明治元年五月廿八日

村田新八、今日、白川へ罷歸候付、宿陣等の儀申越候間、役掛の內より別段踏越には不相及候付、左樣御納得可給候。以上。

五月廿八日

【解說】宿陣等の事に付、小荷駄方より出張の事になつて居た處村田の便から申遣はすから最早出張には及ばぬと命じたのである。

戊辰戰役時代第三期

戊辰戰役時代第三期

小引

天下の大勢は既に定つたが、戊辰の戰爭はまだ酣である。官軍は近畿に關東に、いつも有利に展開したが、東北の戰鬪に移つて初めて難關に遭遇した。隆盛は初め東北を以て東北の會津を征せしむる策を立て、一時順調に進んだが、中ごろ形勢一變し、東北諸藩は東北の名譽のために、攻守同盟を結んだ。飽くまで薩長に反抗せんとしたのである。隆盛は江戸から京都に出で、廟議を動かして征討の大方針を立てなほした。そうして大總督府參謀といへる晴れの役目と戰爭とを暫く餘處に見て、藩主忠義を奉じて六月十一日京都を發して歸藩の途に就き同十四日鹿兒島に着いた。是れは全く援軍徵發のためであつた。それより武器彈藥、兵糧軍艦汽船等一切の出師準備に五十餘日を要した。此間に隆盛は溫泉へも行つた。そうして薩藩は八月の初に先づ約二大隊の兵を越後に送つた。

隆盛自らはその中の三小隊を率ゐて出征した。その乘船は薩の軍艦春日丸であつた。春

日は越後着後、出羽の沿岸に遊弋して、或は陸軍を秋田方面へ送り、或は海上より賊軍を砲撃などしてゐた。他の一大隊は臨時に傭入れた外國汽船に乘つて新潟に上陸したが、此汽船は再び鹿兒島に引返し、同二十三日鹿兒島を拔錨し、又五隊の兵を北越へ運んだ。

隆盛の北越出征は、單に薩藩の越後口援軍諸隊の差引(指令官)の資格であつた。北陸道總督府に於てはなほ、大總督參謀の資格を以て隆盛を迎へんとしたやうであるが、隆盛は決して之をきゝ入れない、何處までも薩藩兵具方隊の一將として、其の分を守り、官軍の本營に出入することを敢てしなかつた。後、庄内の城を收むるに際しては、事實に於ては總帥の觀があつたが城受取の表面には黑田參謀を立たしめた。此時、既に會津も降伏して奧羽全く平定に歸したから、隆盛は自己の引率してゐた御兵具方隊を黑田に託して、自分は輕裝して直ちに庄内を引揚げ、先づ江戸に出で、十月中旬京都に着し、京都薩邸の處置を下知して、同二十三日京都を發して歸國の途に上り、十一月初旬に鹿兒島に凱旋した。

案ずるに、此歲十月三十日、朝廷隆盛の功を賞し、取り敢へず御太刀料として、金三百兩を賜ふ。その文に曰く、

春來久々の軍旅兵部卿を輔翼し、畫策謀略其機宜に中り、速に東北平定の功を奏候段叡感不ㇾ淺候。今般凱旋に付不ㇾ取敢ㇾ爲ㇾ御太刀料ㇾ金三百兩賜候事

又、翌二年、論功行賞に當り、個人としての功勳は隆盛を以て第一位におかれた。然るに隆盛は戊辰の戰爭の終るや、將に擬せられんとした顯官を顧みずして故山に歸り、鹿兒島一藩の事に盡力するに至つた。抑も、隆盛は明治初政の施設、最も重要なる此時期に於て、何事を目論見て、遠く故山に退いたか。そは世人の聞かん欲する所であり、又、興味ある研究の題目である。今、隆盛が戊辰六月援軍徵發のために歸藩せしより十月凱旋に至るまでを戊辰戰役時代第三期として、左に此間の遺文九通を收錄することにした。右の疑問も追々に解けて行くであらうと思ふ。

二四九　得能良介への答書

明治元年六月七日

御手紙忝拜誦仕候。陳ば、今夕方より幸輔同道にて岩倉殿へ罷出、細々御議論承候處、實に六ヶ敷場合に成立候故に心配仕、得と御論判申上候處、彌明日御暇被ㇾ仰出ㇾ候樣承知仕候付御安心可ㇾ被ㇾ下候。扨又大坂御手當の儀は、都て相調候由仕合の至に御座候此上、宜敷御願申上候。餘は期ㇾ御面上ㇾ候。以上。

六月七日

追て啓上、長州[1]へ御使者の儀は、幸輔より私へ參候て、委細申上候樣承候付、相勤可ㇾ申候間、左樣御納得可ㇾ被ㇾ下候。

(1) 京都に於ける長州藩邸をさす

得能良介樣

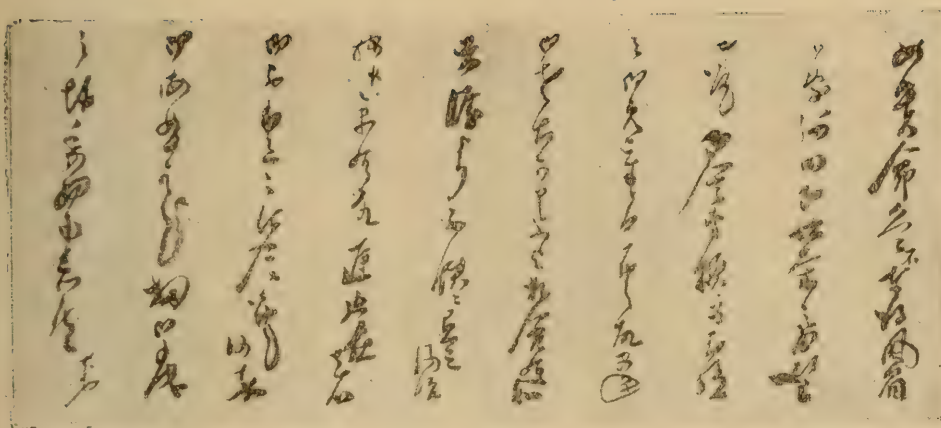
西鄉吉之助

【解說】此書は京都にての往復である。隆盛は江戸より來り、六月五日を以て入京したのである。その目的は京都滯陣中の薩藩其他の軍兵を速に援兵として、東北に差出さしめ、更に又大に兵を故國に徵發し、東北の平定を急がんとするにあつた。初め隆盛は奥羽をして奥羽を處理せしむる策をとり、奥羽鎭撫使には小數の兵を附隨せしめたのであつたが、途中で形勢一變し、東北諸藩同盟して官軍に抗する氣勢、顯著となつたことは前に說いた通である。隆盛は之を一大事と見て、大總督宮にはかりて、督府の意見を定め、朝廷と打合せのため、俄に上京したのである。

隆盛の京都に着した日は薩藩主島津忠義に、「いづれ天皇親征の筈なれば、先鋒の心得で江戶に赴き、大總督宮と協議して東北の平定に力を注ぐやうに」といふ趣の優渥なる勅旨が下り、陛下親しく忠義を召されて、錦旗節刀及び金三萬兩を賜ふた日であつた。然

るに隆盛から大總督府に於て評議せし趣を陳じ、援兵の事は寸刻を爭ふことなれば、忠義の東向は延期し、重臣をして、兵隊を速に戰地に送らしむる。即ち京都在陣の薩兵を二手に分ち、一手は江戸に出で、白川の官軍に合せしむる。一手は海路より奥羽平潟に上陸せしめて遂に秋田、白川の官軍に勢援を與へようといふことになつた。而して忠義は一應歸國して新に大兵を率ゐ、海路東行することになり、隆盛は之について歸國する。大久保は東下して三條を助けて關東の政務に當るといふ事になつたのである。

此書は右の折柄、隆盛が忠義に從ひて一應歸國するといふことに付、朝廷の同意を得んがために、吉井幸輔を同道して岩倉邸に相談に赴き、中々六ケしかつたが、論判の末、からうじて歸國の許可になつたといふことを、得能良介に報じたのである。良介は當時藩主忠義に近侍してゐた。書中、大阪御手當とあるは太守歸國に就ての汽船其他の都合をいひ追啓は長州への使者に關する打合や、太守歸藩についての挨拶等の用向であらう。

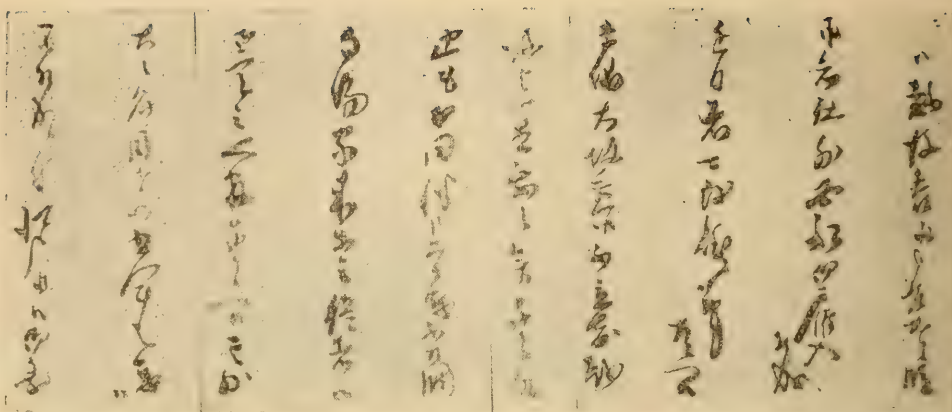


二五〇　龍洞院への答書

明治元年七月廿三日

如二貴命一久々不レ奉レ得二鳳眉一候處彌御壯榮の由珍重奉レ存候。 御舍弟樣にも至極の御元氣にて御座候故、早速御左右可二申上一と相含居候處、着涯より不快に有レ之、湯治抔え參居候故、遲延仕、甚以御不本意の仕合に御座候。何卒御海恕可レ被レ下候。 扨御手紙の趣委細承知仕候。 少弟には越後表え被二差遣一候段承知仕(1)外國船御雇入相成近日着可レ致賦に

(1) 英國汽船であつた，八月三日一大隊の薩兵此傭船にて鹿兒島を發し，途中風波にあひ十三日新潟に着いた，但隆盛は八月六日春日艦にて出發した



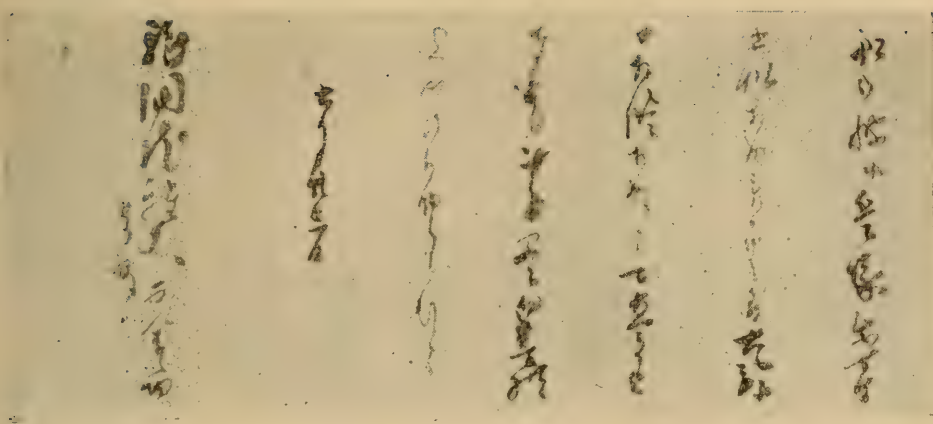
御座候。左候へば直樣大坂邊え不立寄越後迄直乘(ぢきのり)の筈ニ御座候故、迚も御同伴申上候儀不相調、勿論家來等の從者は御定の人數御座候へば、其外右の名目を以テ出軍の義は不相成候付、江戸えは御國船貳艘え兵隊乘せ付ケ出帆相成ル筈ニ御座候間、右の方え御相談相成候はゞ可宜事と奉存候。此旨早々御答禮迄如此御座候。頓首。

七月廿三日　　西鄕吉之助

龍洞院雅丈(2)

貴酬

(2) 龍洞院は寺の名で其住持をさす



【解說】此書は鹿兒島にての往復である。隆盛應援隊を率ゐて追々出征の途に上る趣をきゝ、龍洞院の住持より隆盛の從者として同船上京の事を依賴せしに答へたものである。「御舍弟樣云々」は、隆盛鹿兒島に歸着後、早速其樣子を御知らせする筈であつたがといふのである。「湯治抔に參り居」隆盛は出陣の準備中に溫泉へ行きしものと見える。（何處の溫泉であつたか判然しないが、日當山であつたと聞いて居る）而して此手紙を書いた日は隆盛が北越出軍兵の總差引（差引とは指令の意）を命ぜられた日である。

二五一　越後應援の途中監軍並に隊長等へ示したる軍令

明治元年八月（八日前後）

【解說】隆盛が更に應援の大兵を東北へ送らんとて、藩主島津忠義を奉じて歸藩したのは六月十一日であつた。その後、北越の形勢重大となつたので、京都より村田新八、西鄕信吾（從道）等を鹿兒島へ遣はし、東國へ差向くべき筈の援兵を北越の方へ差向くる樣にとの令を傳へしめた。（村田と小西鄕とは志岐太郎次郎と共に、七月三日長岡を發し、十四日京都へ出で北越の急を告げ、それより歸國したのであつた。）そこで鹿兒島に於ては北越へ向ひ海路出兵することとなり、八月六日隆盛は御兵具方三小隊を率ゐ春日丸で征途に上つた。柴山龍五郎と村田と小西鄕とはその監軍であつた。而して八月十日に越後柏崎に着し、一旦上陸して總督宮に謁した。此時既に長岡陷落し、新潟も平定してゐたので、復船に乘り、十一日新潟附近に上陸した。されば此書はその二三日前に船中で發したもの

であらうと思ふ。

因に云ふ。此頃應援のため薩藩より越後方面へ出征を命ぜられしもの、島津登の一六隊、是は備入英國汽船にて、八月三日鹿兒島を發し、途中、風波に會ひ、十三日新潟に着いた。隆盛の率ゐしは兵具方附士一小隊、兵具方二小隊、都合三小隊で、是は、八月六日薩艦春日丸にて出發し、十日柏崎に十一日新潟に着いた。又八月朔日、久留米藩汽船千歳丸にて加治木大砲隊一中隊出發是は途中汽船に故障を生じ、八月二十二日新潟に着いた。又島津隼人の引率せし五、六番隊、諸組遊撃隊、苗代川隊、私領四番隊は、備入外國船にて、八月二十三日鹿兒島を發し二十九日新潟に着いた。

一 (1)四役場の儀は、三小隊共に一宿※にいたし罷在、右を本營と相定可申事。

※ 宿は結か

一 (2)押前の節も、必ず三小隊は分隊不相成樣心得可申事。

但一隊分差出候場合も、外二小隊共に繰出し、一隊は救應に相備へ一隊は豫備と罷成候樣相心得可被申候。

一三小隊の中、毎日當番相定置、其隊より先陣に行軍いたし、宿陣へ着いたし候はゞ、諸所の番兵當番より差出候樣可被致候。

尤、宿陣中巡邏兵の儀は、當番隊より相勤候へども、外隊より繰廻相勤候共、隊中の吟味可為(なるべく)候。

一土地不案内の事故、斥候は半時前に差出、夫より順々行軍の事

但、斥候は二分隊差出候て宜敷候。

一土民の話を以て、兵の進退は決て無用に候間、必官軍の報知を得て、擧動可致候事。

但、敵情不相分節は、官軍に引合の上、可被取計候。

(1) 四役場とは兵糧方,玉藥方,人馬方,普請方を總稱するもので隊中必須の機關であつた　2 押前とは進軍の意味

一柏崎え着船可致候付、其節は速に兩人の斥候長岡の本陣え届可申越候付、前以テ取究置候樣可被致候。　是迄通の對陣に候はゞ、長岡の本陣相示し合、又々海路より新潟の裏手に相迫り、不意に新發田を攻拔候へば敵兵一同救應に出懸可申候間、其節持場々々より追討いたし候はゞ、忽一方の賊軍打破と相考候へ共、最早惣軍追撃いたし、持場相變候はんも計らず候に付、柏崎着陣の上決定可致候。　右等の引合に可差遣人物取調可被置候事。

右の通、三小隊約束相定候事。

備考

吉井並に小西郷宛の僞書

明治元年七月頃か

【按】此書は全然僞書であるけれども、米澤藩の大將で越後口に進出した千坂高雅が戰爭中に長岡に行つて、河合繼之助の負傷を見舞つた際、其處で見出した書翰であるといふのである。而かも此手紙を見て千坂はこれでは到底敵はぬと見て、心機一轉、降伏しやうといふ考になつたものであると、明治三十五年十月十八日千坂自身に史談會に於て演說したものであるから、長岡の軍中で得たものに相違はあるまい。して見れば敵を欺くために、軍中誰か僞書を作つておいたものかと思はれるのである。何故に之が僞書であるかといふに、隆盛が越後口へ援兵を率ゐて出かけることに定つた時には宛名の西鄕新吾(信吾即ち從道)は鹿兒島へ歸つてゐた。又「私並に黑田出張」とあるが、此時黑田は越後にゐる。西鄕と同時に出軍したのは村田である。尙又「今般薩州一大隊の兵」といふことは、薩人の書くべき文句ではない。特に隆盛自身に、同じく薩州出身の友人吉井や、實弟信吾に向つて書く筈はない。まだ疑點はあるけれ共、これ丈

で十分僞書であるといふことは明かであると思ふから略する。

但千坂の談話中には長岡で得た原書は上杉家に差出して今は不明であるけれ共、其時寫しておいたものであると附言してゐる。

右の談話が史談會速記錄に出て、其他のものにも引用されてゐるやうであるから、其よしを辯じて參考に資する。

度々の手紙拜見致候。御地方遂に米澤大兵を出し、度々の苦戰の趣御苦勞に奉ㇾ存候。依ては今般薩州一大隊の兵と共に、私並黑田出張、蒸汽も都合五艘、數千の兵を乘せ、差廻はされ候間、御氣强ふ御盡力被ㇾ成度候。且つ疾くに京都へも使者差立てられ、天皇にも愈々御親征一先づ駿府へ御駐輦被ㇾ遊候樣決定致候間、此旨御報知仕候。以上

西鄕吉之助

吉井幸輔殿

西鄕新吾殿

尙々永々御出張相成候諸君へも然るべく御慰撫奉ㇾ希候。猶近く御會語可ㇾ仕候。以上

二五二　監軍隊長への回章

明治元年八月廿日

【解說】此書は越後松ヶ崎在陣中に隊長監軍等へ達したものである。既に此達の前に越後表在陣の主なる諸藩名を監軍及び隊長へ通知せしも、なほ、それに洩れたるものがあつたので、此書を以て更に通知したのである。最初の通知はまだ見當らないが、越後口へ兵を出した主なる藩は薩長で、其他に越前、加賀、高田、尾州、藝州、松代等の諸藩があつた。

さて、此書には隆盛の署名なきも、隆盛の筆蹟に相違なく、今なほ西鄉家に保存されてゐるといふことである。

一信州　松本　松平丹波守樣

一同　須坂　堀　內藏頭樣

一播州　小野　一柳對馬守樣

一豫州　小松　一柳因幡守樣

一信州飯山　本田豐後守樣
一同　岩村田　內藤志摩守樣
一同　高遠　內藤若狹守樣
一同　高島　諏訪因幡守樣
一同　飯田　堀　石見守樣

一若州小濱　酒井若狹守樣
一越中富山　松平　稠松樣
一　土佐

右の越後表出陣の藩々、先度及御達置候處、相漏候分、相知らせ候付、爲御心得此段致順達候。以上。

八月廿日

御兵具方貳番隊
右同　三番隊

隊長中
監軍中
(1)御本文承知仕候
御兵具方二番隊々長
別府新右衛門
別府彦助
伊集院宗次郎
御本文承知仕候
御兵具方二番隊長
古川直二郎

(1) 以下回覧承知の旨を記入したのである，一番隊は既に村上日へ進軍して不在であつた

二五三　藩侯諭達案

明治元年八月

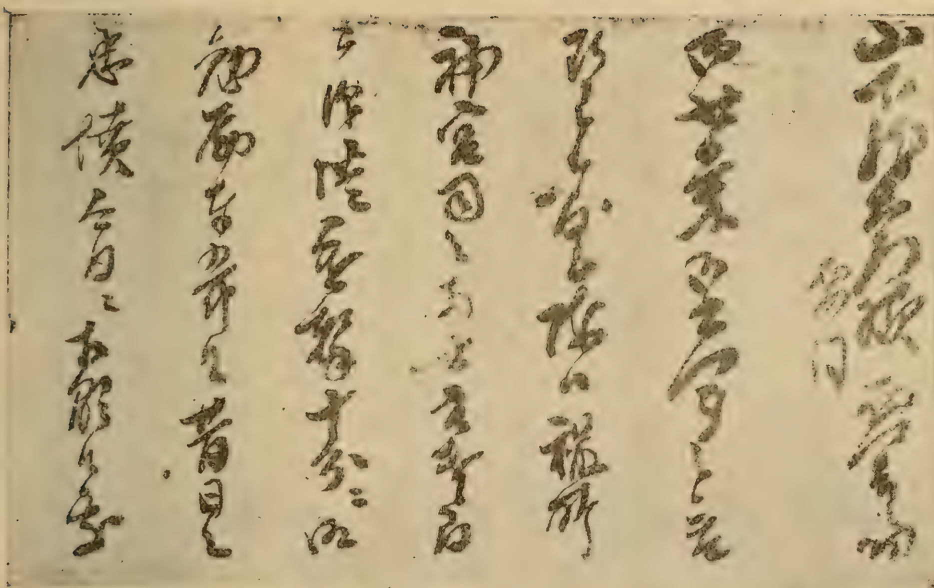
【解說】此案文は明治元年八月二十三日鹿兒島に於て薩藩主島津忠義自筆を以て家老へ示された告諭書の原案である。（翌二十四日家老連名にて之を一藩の士臣へ布告した）而して今日、隆盛自筆の案文を存するを以て見れば、蓋、隆盛の越後出征前に藩侯へ內申し出征後適當の時機に發せられんことを願ひ出ておきしものであらう。
書中、「樞要の綱目於二朝廷一御約定の件々億兆の方向も御示諭云々」とあるは戊辰三月十四日に發したまひし、五ケ條の御誓文竝に宸翰を指したものであらう。

凡衆庶を牧するは各道ニ因て其業を勉勵いたさせ候譯にて樞要の綱目於ニ

朝廷御約定の件々億兆の方向も御示諭被爲在候上は、第一其義に先立て可相盡事故、既に於京師其砌一同申聞置通に候。就中事局の義は國家の興廢人の死命を司り候へば、大信を以規律相建賞罰共に人々安し候樣無之候ては、萬人一和親睦の道も不相調候付、深く心を可用事に候。殊に

王政御一新の今日に當り候ては、育民治安の策といへども世態の變遷を熟察し、大政の基礎確定いたし、一國の元氣倍養の道、合力同心して事業擧候樣、一涯、差はまり吾等の闕を補ひ、國是相定候處偏賴存候事。

（大久保侯爵家所藏）



二五四　山下龍右衛門への書

明治元年八月廿五日

御壯榮御出軍の筈珍重奉レ存候。陳ば穢所、神宮司の兩士差遣候間、被二仰談一進擊十分に御勉勵奉レ希候。昔日の忠憤、今日に相顯候處無レ之候ては他人え面を對し候義も不二相叶一と奉レ存候。御互に隔絕いたし候處、尙更氣遣候間、不日庄內におひて御面會の節、戰功御爭可二申上一候。此旨任二幸

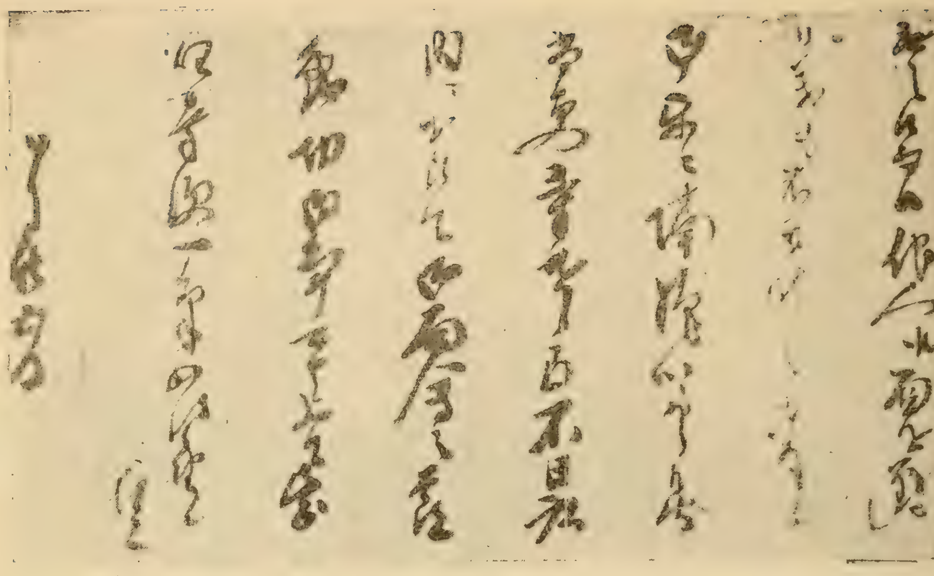
便一筆如此御座候。頓首。

八月廿五日　西鄕吉之助

山下龍右衛門樣

要詞

（山下啓次郎氏所藏）



【解說】隆盛は新潟に上陸後松ヶ崎に滯陣して薩藩諸隊の指圖をしてゐた。新發田の官軍本營より屢々來營を求めた。其爲に黑田、吉井、山縣の三參謀代る代る松ケ崎に來りて極力勸請せしも遂に行かなかつた。

宛名の山下龍右衛門(房親)は隆盛の引率して來た兵具隊附士一番隊の隊長の一人であつた。一番隊は八月十八日、二、三番隊に分れて村山口へ進軍した

のであつた。隆盛此書を贈つて、山下を勵ましたのである。此時隆盛の聲望は藩の内外に高く、人々官軍の總帥の樣に考へてゐたのであるけれ共、新發田の官軍本營へは、わざと顏を出さず、薩藩の兵具方諸隊の指令を以て自ら任じ、一偏將に過ぎざる山下龍右衛門(房親)に此書を贈り、「不日庄内に於て御面會の節戰功御爭可申候」とあるは、如何にも面白い。これがために山下は非常に感激し、奮戰功を立てんことを心に誓つたといふことである。山下啓次郎氏(房親の嫡男にて今の司法省勅任技師)嘗て編者に語つて曰く、此書を父がもらつた時、之を見た人々が、非常にほしがりて是非讓つてくれと請ひしも、父はこれはあげられぬ。自分が戰死したら誰でも取つてよろしいが、生きてゐる間は與へがたしとて胴にくゝりつけて放さなかつたと、よく父が話してゐた、と。氏また語りていへるやう、これも父の談であるが、庄内降伏の際、西郷先生は、「かゝる大軍を一日留めておけば、一日、庄内藩の入費が嵩みて、庄内も大に迷惑するであらう、官軍の方でも戰勝に乘じて、我意を振舞ひ、軍紀を紊だすことがあつてはならぬ。速に引揚げ」といつて、僅かな兵をとゞめてさつさと引上げさせた。といふことである。

二五五　黑田了助への書

明治元年九月廿九日

今日は御暇乞參上可仕御座候得共、自由相働以書中御願申上度候。御兵具方附士隊も、村上口え致出張居候得共、足輕隊一緒に御纏被下度、隊中よりも申出候間、右(士)(1)隊えは引合置候間、宜敷御願申上候。四五八の御小姓達も御邪魔可相成候得共、何卒宜敷御賴申上候間、御召使被下度奉合掌候。頓首。

九月廿九日　　　　西鄉吉之助

黑田了助樣

要詞

(1) 括孤内は原寫本不明故假に推定補入した

【解說】此書は隆盛庄內を引上ぐるに臨み、參謀黑田了介（淸隆）へ贈つたのである。

隆盛は九月九日松ケ崎を發し十四日米澤に入り、廿七日庄內に着き、同日黑田了助、大山格之助の兩參謀と共に城內を巡檢し、又、武器を點檢して之を收めた。その時隆盛は庄內まで率ゐて來た御兵具方の足輕隊二小隊を黑田に引渡し、自らは隊を離れて自由の行動を執ることになつた。此書は其折、庄內を去るに臨み、更に又前に村上口へ出張させた兵具方一番隊と、四五人の少年輩とを黑田へ依託したのである。

薩藩の記錄に依れば、村上口へ向うた兵具方附士一番隊は黑川、荒川、熊田、關川等各地に轉戰し、九月二十九日に庄內城下に入つたとある。多分隆盛の此書面を認めたのは二十九日の朝で兵具方一番隊の庄內に着いたのは六日隆盛出立後であらう。

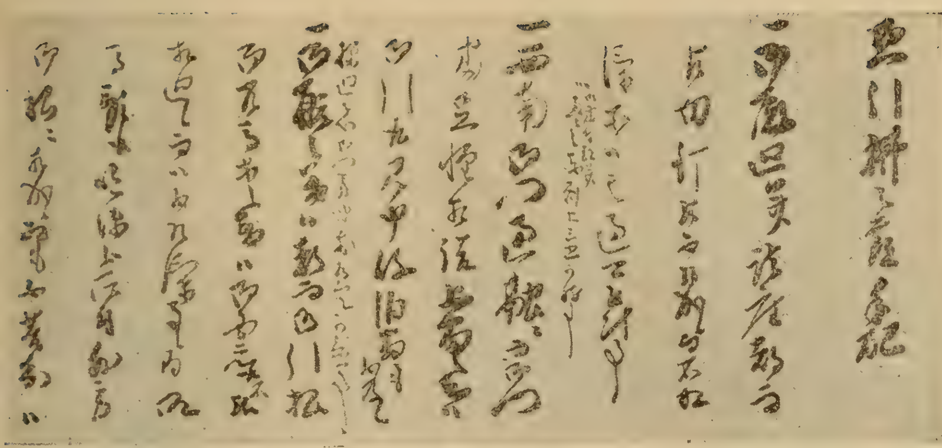
二五六　薩藩京都撤兵計畫書

明治元年十月か

【解說】薩藩は文久元治年間より京都に多數の兵を留めてゐたから糧食方、兵具方、御厩作事方制作所、細工所等もあり、又それ相當の諸役人諸傭人の數も少くなかつた。慶應年間特に丁卯の冬以來は兵數も非常に增加した。藩邸も段々多くなつた。

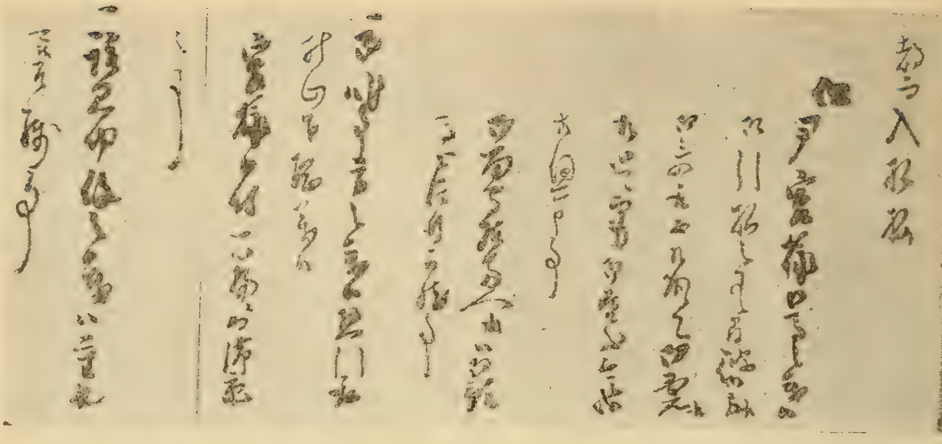
戰爭中兵隊は勿論其他も大部分從軍したけれども、今やその多くは京都へ凱旋してきた。

戰爭は終りを告げ、天皇は江戶に御幸になつた。最早、當分は大軍を京都に駐める必要はなくなつたのである。そこで僅に必要な人員だけ殘しておき、大部分は鹿兒島へ引上げるといふことになつた。此書は蓋其折の計畫書である。年月も記してないからよく分らぬが、恐らくは右引上げの際、即ち明治元年十月隆盛等の江戶を經て京都に歸着し、京都に於ける諸施設を解きて、將に鹿兒島へ凱旋せんとする際のものであらう。その折で



なければ、京都の總引拂の時機がないと思ふ。因つて今此處に編入しておくことにした。その命令の周到な事や、料金を出しても相國寺を借りつないでおきたいと云ひし事や、琉球通寶を是非外方へ流布させたしとある事等は注目すべき點である。

相國寺は兵隊の宿舍にあてし所である。それを取留めておきたしといへるは、今後復用兵の時あらんことを豫期したものと見なければならぬ。琉球通寶云々は、薩藩の財政のやりくりを見るべき一史料である。元來、琉球通寶は島津齊彬の考にて、琉球のためにといふことで幕府の許可を得て薩藩で鑄造した通貨である。薩藩領以外に通用すべきものではなかつたのであるが、事實上それを賣出してゐたものと見える。當時薩藩が如何に多くの軍費を要したかは前述のことでも推想されることであるが、吾々はその財源の一に琉球通寶もあつたといふことを此書によつ



て明かに窺へる。

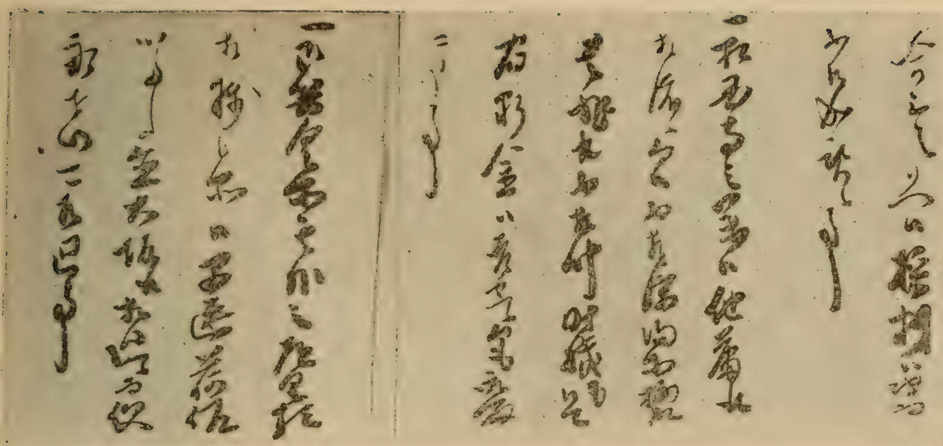
又書中、「尹宮御馬の儀は云々」とあるは、尹宮は此年八月十六日に安藝へ幽せらるゝといふ命令が出た（冤罪であつたが）自然御馬も不用に歸し薩藩へ引取る都合になつてゐたのではあるまいかと思はれる。尹宮へは久しく薩藩より用人を附け、又乘馬をも差出してあつたのである。

惣引拂の節手配

一　御殿廻並諸座都て占切、釘占不相成候て不相濟所は其通可取計事。

但、御建付類並疊の義剝上置可然事。

一　西南御門通融にて御門番足輕相詰、上



一御兵具方都て引取の事。

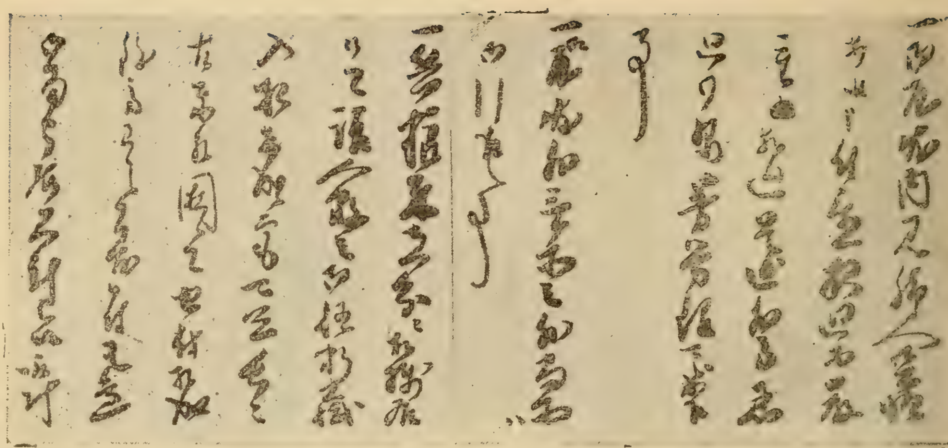
一諸細工人同斷。

一製作所同斷。

一御國元え飛脚被㆓差立㆒候節は、大坂にて早船御買入を以テ緩急(2)の船子賦(つもり)問越候はゞ可㆓相渡㆒事候間、中國九州の急(いそぎ)料にて被㆓差遣㆒可ㇾ然事に候。　若、火急の節は御留守居見計を以テ仕廻料金被㆓成下㆒可ㇾ然事。

一江戸通行等の人、何樣訴訟(3)申上候ても御取用無ㇾ之、勿論、大坂なれば道中賄料

(2) 緩と急なり，飛脚に海陸各「ナミ」「ハヤ」の別あり，それぞれ賃銀定り居たのである　3) 訴訟は單にうつたへ出でるといふ義旅費に窮したとか何とか訴へ出て救助を乞ふても一切取上ぐるなといふなり

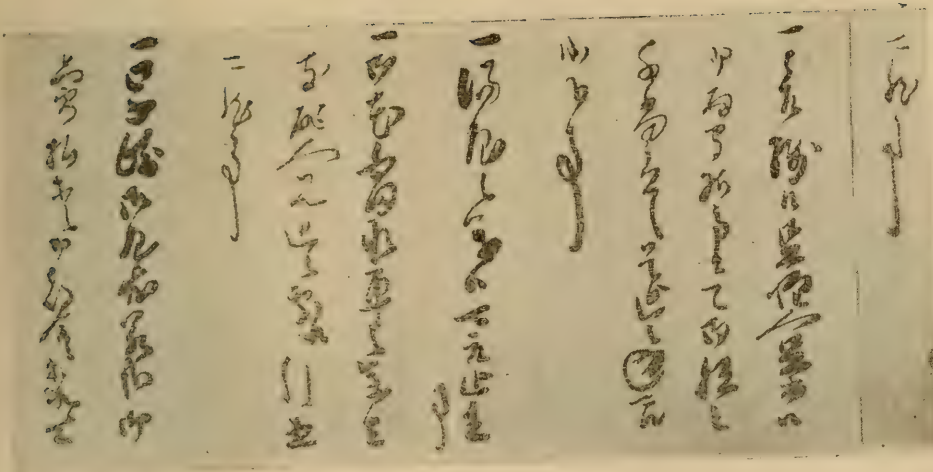


等も相渡場所故、御取替金中出候譯も可レ有レ之候得共、京都の義は、御家老衆御請合無レ之候へば、採判は決て不二相成一譯候事。

一相國寺の義は他藩え相渡候ては不二相濟一場所柄故、是非共不二相叶一時機も候はゞ、右料金は差出候ても取留可レ申事。

一御兵具所、其外の道具類相殘候品は、早速荷作いたし置、大坂え相廻候て便船を以テ可二相廻一事。

一御屋敷內見締人足輕等え申付置、夜廻



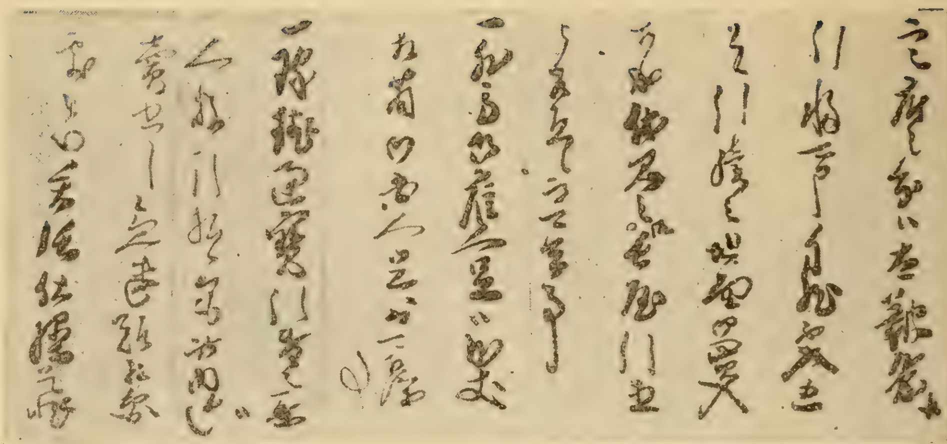
等嚴重相廻、是迄外方忍廻同樣苦勞銀可ㇾ被㆓成下㆒事。

一御屋敷外三ヶ所の外、番所は御引取の事。

一兵粮米過分に相殘居候はゞ、詰人數の御賄料見賦(4)入札相成候ても可ㇾ宜、長々古米相圍候はゞ虫付相成致方有ㇾ之間敷候付、其邊御留守居見計を以取計可ㇾ然事。

一被㆓召殘㆒候足輕人足等は、御留守居方にて御賄の手當有ㇾ之、是迄の通可ㇾ被㆓成下㆒

(4) 京都詰總人數の食料に入用丈を見つもり其餘は入札に附して賣つてもよろしいといへるなり



事。

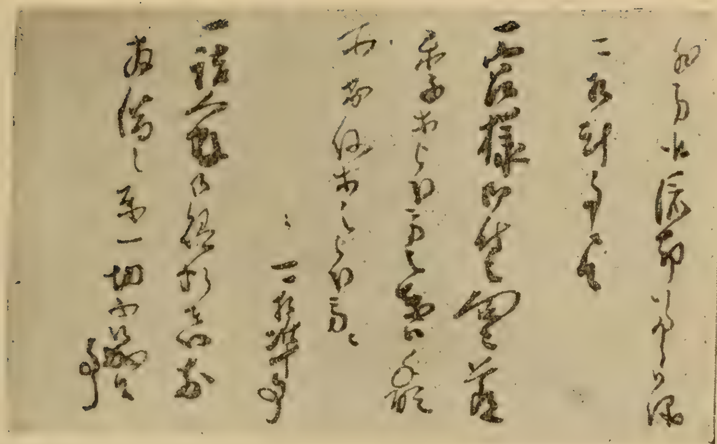
一湯屋の義は可取止置事。

一御花畠水車(5)の義は、支配人見込の處え引直可然事。

一岡崎御屋敷若哉御賣拂等の御都合に相成候はゞ、定府の分は太鼓屋敷え引移可申自然不入込候はゞ引續の地面御買入相成伏見の御長屋引直被相立候て可宜事。

一外方御雇人足は成丈相省き御國人足にて可相濟事。

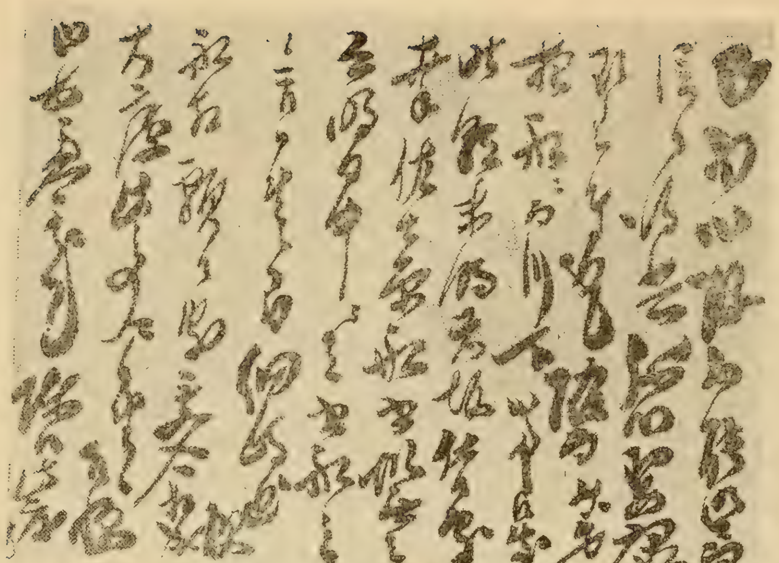
(5) 精米所ならん



一琉球通寶引替の一條は、人數引拂候ても此内よりの賣出し急速難二相圓一處を以、矢張仕繰是非外方え流布いたし候樣可二相計一事に候。

一宮樣御付の面々、節季等被レ下方の義は手形所書役等の被レ下方に可二相準一事。

一詰人數御賄料を以テ前拜借の義、一切不レ相成候事。

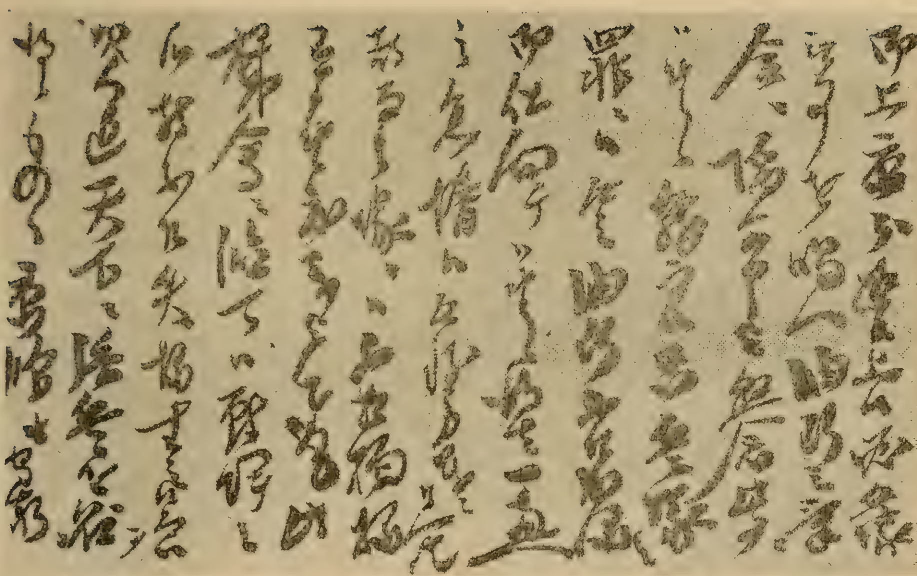


二五七　有川七之助への書

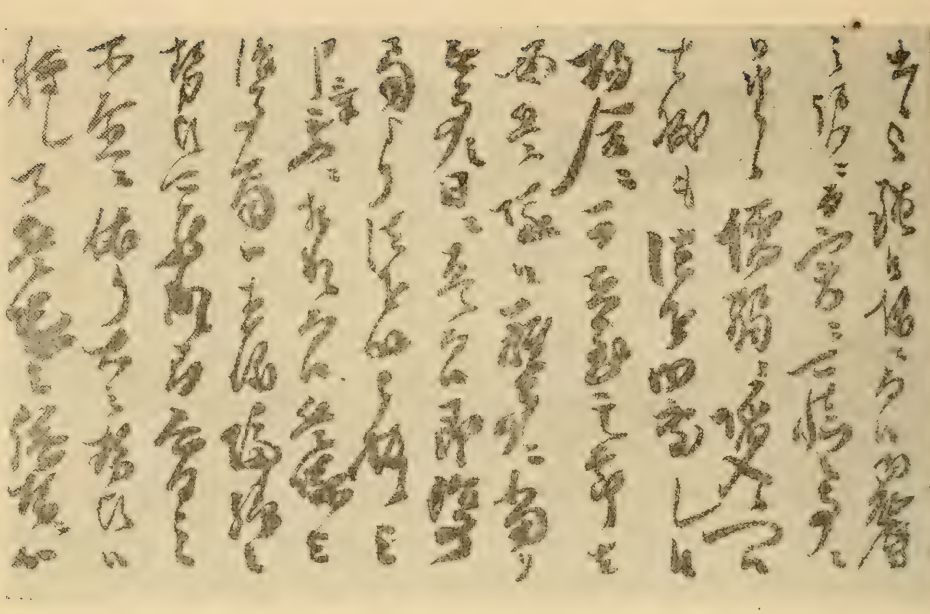
明治元年十月廿五日

御別以後不能御音信候得共、彌以テ御安康珍重奉存候。随て少弟夜船にて川下いたし候處、昨朝未明着坂仕候處、幸、佐土原船出帆無之、今明日中には出船の筈御座候間、細島迄便船相願候處受合相成、大慶此事に御座候。乍憚御安慮可被下候。陳ば、此度御(1)上京被遊候上は、必兵隊も無事

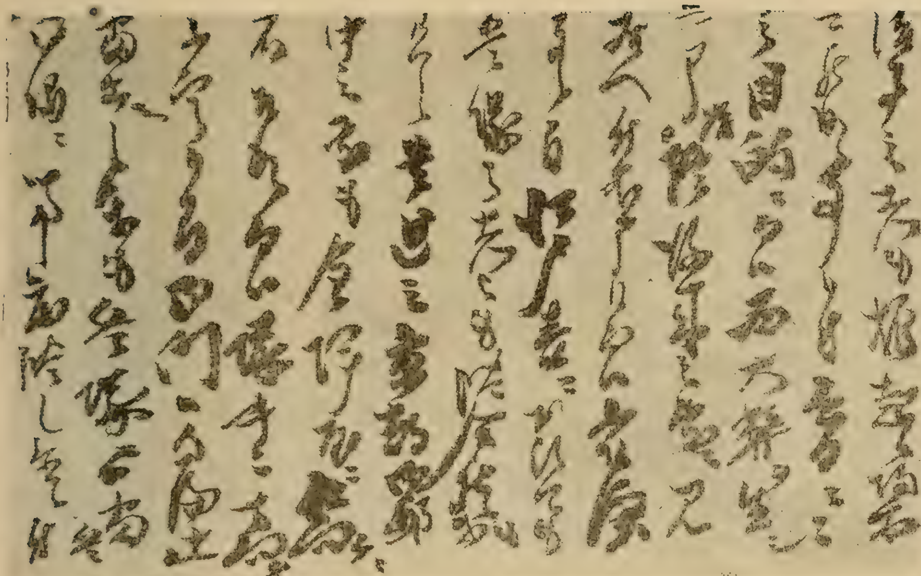
(1) 宛名の有川七之助は久しく御家老座書役を勤めた人。恐く此度京都藩邸詰として上京し，隆盛京都出立後入れちがひに入京せしものならん



を唱へ、油斷の氣合に陷可レ申と懸念此事に御座候。　就ては、只、兵隊の罪には無レ之、油斷不二相成一樣、御仕向け御座候得ば、一兩人の怠惰は無二致方一儀に候へ共、都ての隊には不二相拘一樣有二御座一度儀と奉レ存候。　此機會に臨ては、戰陣の心持不二相失一樣無レ之候てはかく迄天下に强兵以テ名を得候ものゝ、京師へ守衛に出候と鈍候樣にては御恥辱の譯にて、實に可レ愼の事に御座候。　懦弱に陷入候へば無レ據も

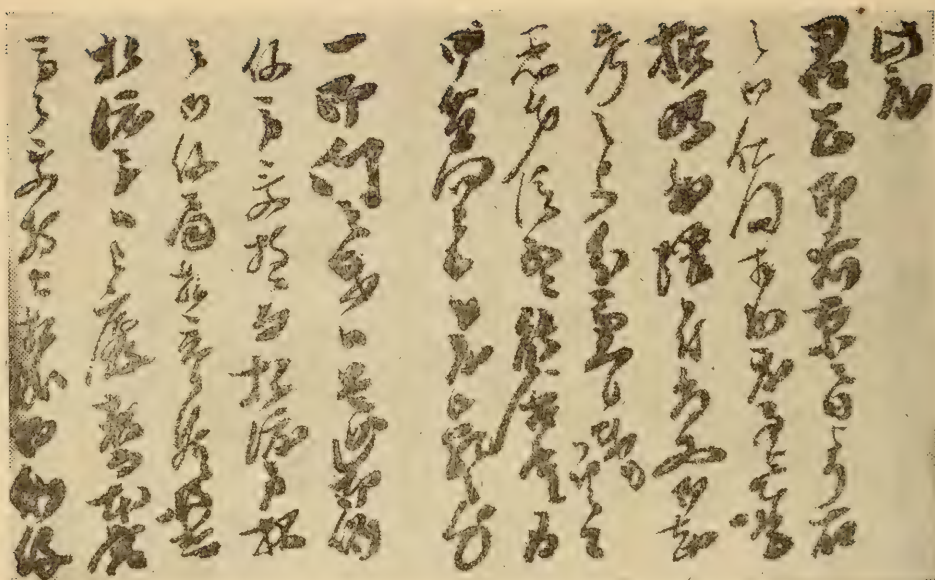


法を以テ處し候場合に可二立至一、其節は必兵隊は難事に當り、無事の日に立候ては、即治事局より法を以被レ扱候ゝ申氣受に相成候ては、兵隊ゝ治事局は直樣隔絶の勢ひ可二罷成一候間、今日の所置に依り、右の勢ひは轉じて兵隊の强勢を以テ治事の者も振起候場所可二罷成一候事候付、今日々々の日的にては、必大弊を生じ可レ申、始終後來の處に見居へ付不レ申候ては不二相濟一事候に付、江戸表においても、兵隊



の者とも談合致候儀も有之、是迄の京都御邸中の處も、全ク陣屋に相向けに不相成候ては、隊中の方向も不定候間、御門は勿論、辻番等の儀も兵隊にて番兵同樣にいたし度談じ置候付此度

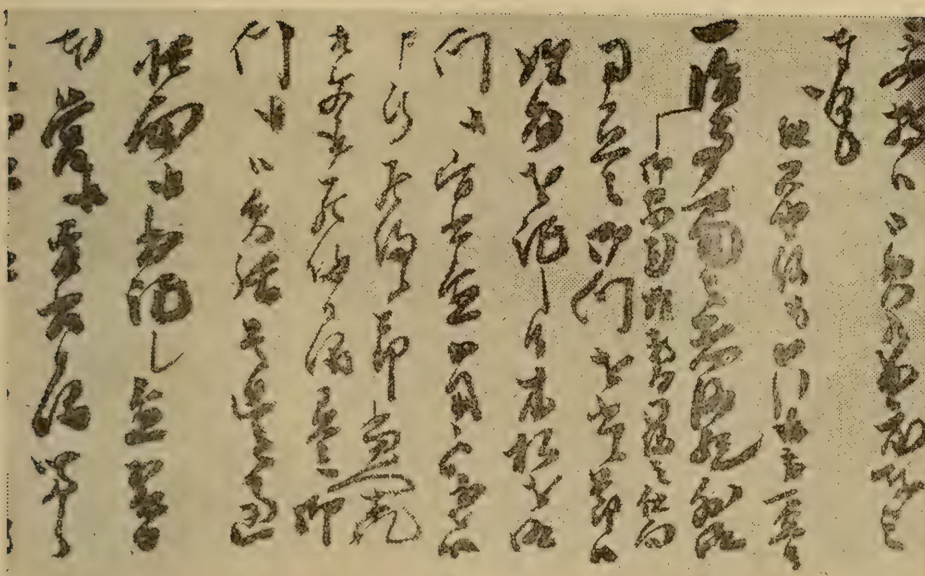
君公御着京の日より、右の御仕向相成度事と奉存候。概略書綴候付、尙又御勘考の上、分兼候儀も御座候はゞ、愚弟信吾能含居候間、御質問被成下度御願申上候。



一御門の儀は是迄御側役方受持にて、拂渡方抔の御役局相立候（一字不明）候得共、拂渡方は被ㇾ廢、都て本營方の受持と相成、御側役受持は御免相成度儀と奉ㇾ存候。　但見聞役も御引取方可ㇾ宜候。

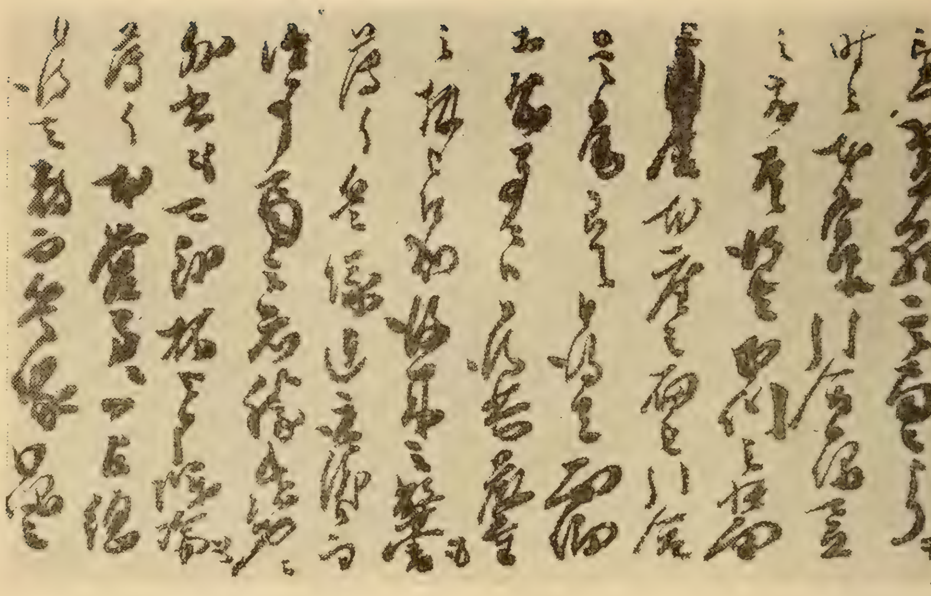
一治(2)事局の者何か外御用有ㇾ之、御門を出候節は（御家老始都て同樣の仕向）姓名を記し候木札を御門え差出置、御用の儀を以申斷、罷歸候節當人木札相受取罷歸候樣有ㇾ之、

(2)　治事局は藩の庶務會計等の事務を執る局にて文官に當る



御門えは矢張是迄の通、帳面え書記し置、翌日本營え差出候樣いたし置、翌朝其局々よりも、時々本營に引合候樣可(3)有之度。左候得ば、御門の帳面本座の屆と引合、首尾有之候得ば面倒等敷事には候得共嚴重の扱と相成、後來の弊害も薄く、兵隊迄取締候て、治事局の者勝手次第に外出も可致抔と申議論も薄く、本營方にて占總候得ば、都て兵隊同樣の者に相成、二端不

(3) 可の字は贅

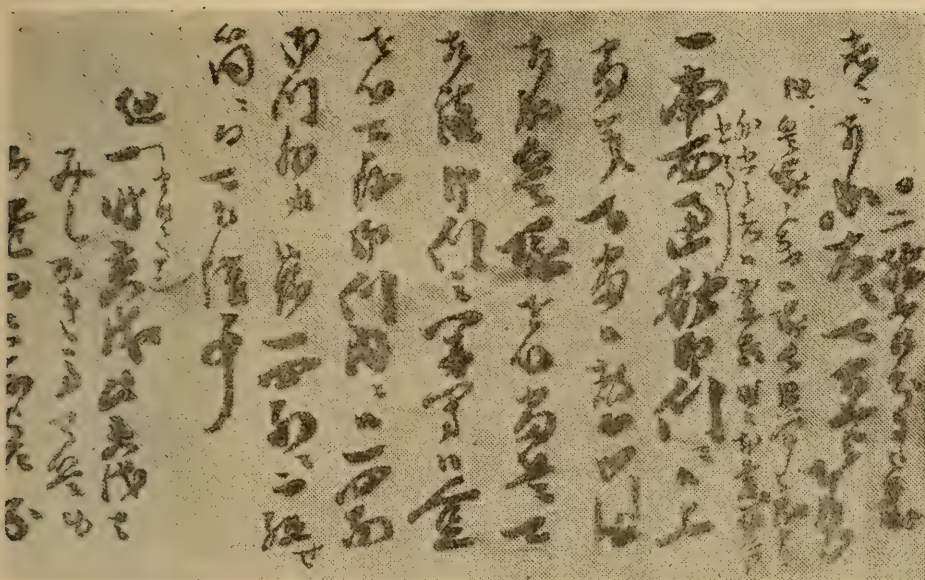


相分事ヽ相成、大に可ㇾ宜ヽ奉ㇾ存候。

但、兵隊の儀は、隊長監軍の間より、外出の者は、翌朝時々本營え屆可二申出一事。

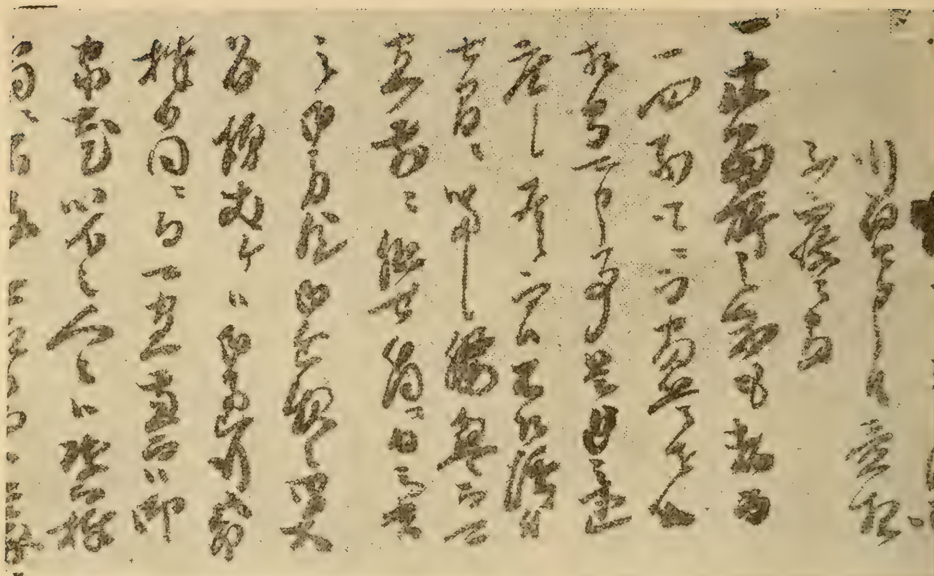
一南西通融御門には上番並下番は都て御引取相成、兵隊を以番兵可二相詰一御門の開閉は人足を以可ㇾ致御門内には一四列御門外えも一四列にて、組せ筒にて、可二相詰一事。

但一時（半時の事也）交代、此交代はみじかき方守兵も不ㇾ倦のみならず、必、行



居可レ申候。晝夜不レ寢（ねず）の番。

一辻番所の儀も、都て一四列づゝにて、番兵を以相守可レ申事。是迄の通、座し居候ては不二相濟一候付、土間にいたし、腰懸にて可レ宜、前に組せ筒にて高貴の御方か、御近親の御大名樣丈けは、御通行の節、捧筒にて可レ宜、兼ては御家老以下の人々は、決て捧筒に不レ及、無レ左候ては兵隊の貴き譯不二相立一、是迄の辻番同樣にては不二相濟一候。



一　是迄御式臺え當番の兵隊、一晝夜づゝ相詰來候付、矢張一小隊づゝ當番相定、其內より番兵も相乘候樣御定相成度儀に御座候。

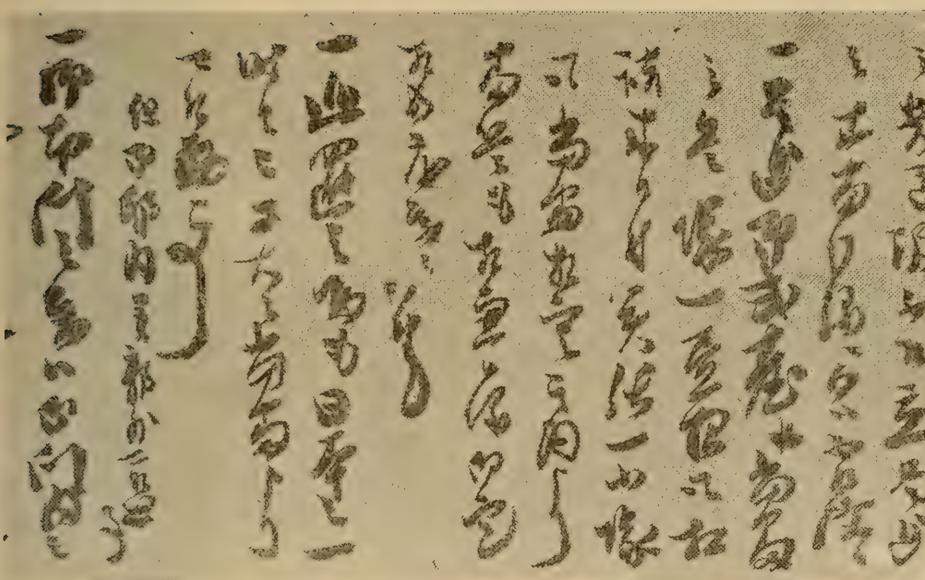
一　巡邏の儀も、日本の(4)一時々々に、右の當番より可相勤候事。

　但、御邸內並郭外可相廻事。

一　御本門の儀は、御門內の番人は被廢、御門外に一四列づゝ交代にて腰懸相構、組せ筒にて可相固事

　但、御門の開閉は夫方の者より

(4)　我國舊來の一時「ヒトトキ」即ち今日の二時間



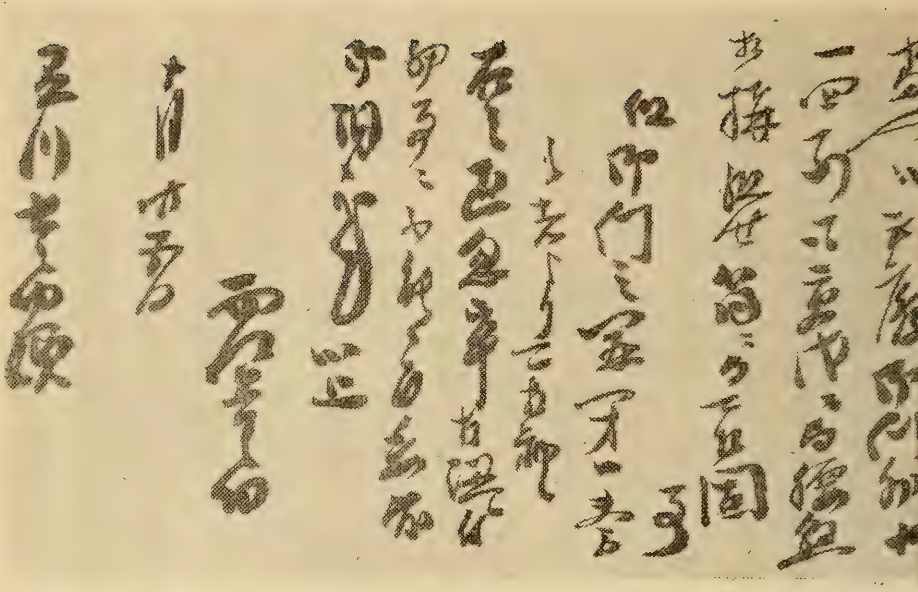
可㆓相勤㆒候。

右の通忽卒相認候付、細事に不㆑能候間、委敷御調可㆑被㆑下候。以上。

十月二十五日　西郷吉之助

有川七之助様

【解說】此書は隆盛が戊辰戰役を終へて歸國の途中、大坂より京都薩藩詰役有川七之助に贈つたもので、戰勝後兵隊の風紀弛緩を恐れ、之を未然に防ぐやうに、邸內の文武兩局の取締方について細かに注意したものである。要するに、文武兩官ともに戰爭同樣の心得を以て、嚴重なる規律と潑溂たる士氣とを持續させて戰勝の名譽を保たしめる樣に仕向けよ



といつて、その規定を具體的に指示したのであるがその中で注目すべき箇條は凡そ左の通である。

一萬一兵隊が惰弱に陷つたら止を得ず、治事局即ち文官側より法を以て處分せねばならぬ。そうすると兵隊の方では難事の時には、命がけの働をさせ、無事の日になると法を以て取扱はるゝと云ふ氣になり、文武兩官の軋轢となる事は必定であるから、兵隊の士氣を鼓舞して其勢で治事局側の人をも引立てゝ行く樣にせねばならぬ。最も出入を嚴にし、文武兩方其取扱を一にせよとの事。

一「今日今日の目的にては必ず大弊を生じ申すべく、始終後來の處に見居へ付け申さず候ては相濟まず云々」とれは、當時京都薩邸の留守居を誡めた語であるが、また、大西鄉が自己平素の心掛を發表したものであると思ふ。隆盛は常に此心事を以て事に

當つた。後來のところに着眼した。彼は戊辰戰役に於ける第一の功勳者である。彼にして、若、中央の政局に當るを希望したならば、おのづから文武總理の實權は彼に歸したであらう。然るに彼はその榮譽を見むきもせず、人々の留むるをも聞かず、政治の事は大久保に賴んでおけば澤山だと云つて、さつさと歸國した。それには理由がなくてはならぬ。彼は、此時、人に告げて、天下の事はこれからだ、と云つたといふことである。是れからだといふは何を意味するか。如何なる點に將來の見据をつけたのであるか。編者は此機會に於て、上原元帥の談を紹介しておきたいと思ふ。元帥の說に曰く、「西鄉さんは戊辰の役がすんで、鹿兒島にかへつて何をされたか、薩藩をして更に一層の軍備を整へしめ、聊かの弛みを與へずに、三十八大隊の兵を訓練して、戰前に勝るとも劣らぬ精練の軍隊をつくり上げられた。又薩藩は明治二年に政事上の大改革をなし門閥を打破して、人材を登用した。此大改革に就て西鄉さんは表面の首唱者ではなかつたが、內實は其指導者であつたと思ふ。即ち薩藩に於て早くも廢藩置縣見たやうな事を行はれた。此事實を以て推せば、(一)他日廢藩置縣、四民平等といふことにならなければならぬと見て、先づ薩藩に之を試みられたものと思はれる。(二)萬々一、天下の動亂となつた場合に之を鎭壓する丈の實力を養つておかねばならぬ。又他日廢藩を斷行する場合には、必ず反對が四方に起

るに相違ない。それを押へつけるために三十八大隊の強兵を訓練されたのである。」これは元帥の話の一端である。且云ひまはし方も多少違ふが、大體の趣旨は此通であつた。而して元帥の話は單に架空の說ではなく推定の根據がある。詳しいことは此に述ぶる暇がないが、大西鄕の心事をまことによく解された言であると思ふ。併し、編者は隆盛が此時中央の政局を見向もせずに歸藩したのは此他にも理由があつたと思ふ。その一は藩に對する義理といふ考の上から來て居る。即ち薩藩が多年一藩の財力を傾け危險を冒し、多數の將卒を犧牲として維新の大業を翼賛したのは、先君齊彬の遺志を奉じ藩を擧げて盡したのであるから、少くとも自分は藩侯の命によつて進退せねばならぬ。且つ、戰後一藩財政の跡仕末をもつけねばならぬといふ考もあつたのではあるまいか。其二は自派立脚の地礎を鞏固にして、是迄自ら先頭となつて、皇國のために立てた薩藩の功業を貫徹さするやうにしたいといふ考から來て居る。即ち戰爭前より藩內に反對論者も少くなかつた。萬一自分も大久保も共に中央に出てゐては折角の大業が自分の藩より崩潰するやうなことが到來するかも知れぬ。今日の思想で分りやすく云へば、首相の地位につくよりも、先づ選擧區の地盤を固める方が大事だと信じた事情があつたのではあるまいか。なほ又、隆盛には嘗て幽囚された寃を解きたい。一度、國家の大節に臨み、賊臣と

指された疑惑を晴らしたいといふやうな考もあつた。これは强ち編者の想像ではない。何人でも、隆盛の言行と薩藩の內情とを精査したら、必かゝる結論に到達すると思ふ。

藩政參與時代

藩政參與時代

小引

戊辰戰役が終つてから明治三年の十二月までは、隆盛が直接又は間接に薩藩の藩政に參與した時代である。なほ明治四年正月より六月參議に任ぜらるゝまでは、鹿兒島大參事の肩書を以て國事に奔走した。以上大約二ケ年半の間は隆盛の一生中、注目すべき時代の一である。何となれば彼は此時代に於ける最初の二ケ年間に、薩藩の門閥を打破して舊習を一洗し、祿制を改めて財政を豐かにし、軍政を修めて常備兵を增し、士氣を振作し、以て天下の變に應じ得る準備を整へたからである。是れ單に薩摩一藩の改革に過ぎない樣であるが、その一面には隆盛等が他日天下に施さんとする所を先づ薩藩に試みたのである。一面には天下の改革を遂行すべき實力を養成したのである。天下の大勢に影響する所甚だ大であつたと云はねばならぬ。而して明治新政府の基礎未だ定らず、天下復騷然たらんとするに及び、天皇、岩倉大納言を以て勅使とし、薩摩に久光並に隆盛を召し、長州に敬親を召さるゝに及び、隆盛は幡然として

武村の蘆を出で、長、土二藩の領袖に結び、廢藩置縣といへる驚天動地の準備に取りかゝつた。今編者は藩政參與時代といふ名題の下に此間に於ける遺文十八通を收錄することにした。仍てその解說に先ち、此時代の隆盛の進退と經綸の一端とを稍細かに敍してみようと思ふ。

さて、明治元年十一月、隆盛の鹿兒島に凱旋するや、彼の人氣は非常なものであつた。藩主も中將も頗る御滿足であつた。然るに彼は間もなく閑地に就いて心身を保養せんことを願ひ出で、その許可を得て、隅州日當山の溫泉に赴き、朝には山野に兎を追ひ、夕には子弟と古今を談じ、靈泉に浴びては身心をくつろげ、折々詩を作り、毫を揮つて鬱を散じ、傍日には朝廷の事も藩政の事も忘れて、少しも關知せざるものゝやうであつた。

翌二年正月、伊地知正治が鹿兒島より大久保へ贈つた書中に、

「西鄕入道先生も既に四五十日、日當山湯治、犬四五疋、壯士三四人同道の由」

とあるにて、その狀を想見すべきである。ところが、此頃、鹿兒島の城下に於ては、凱旋將士が戰勝の餘威に乘じて、門閥打破、人材登用を唱へ、暴飮暴行、隨分我儘な振舞をして藩政府を弱らせた。武人連のかゝる擧動は秩序を尊び、典禮を重んじた島津久光の意に合ふ筈がない。藩當局では手をかへ品をかへて注意を加へたであらうが、武人連はなかなか聽入なかつた。當時凱旋將士の首領は川村純義、野津鎭雄、伊集院兼寛等の諸豪傑であつた。此諸豪を鎭壓し得る

ものは隆盛の外になかつたのである。然るに彼は日當山に閑臥して容易に鹿兒島へ歸らなかつた。諸豪は遂に久光及び藩主に向つて公然と藩閥打破、人材登用の議を申出でた。其頃久光の隆盛へ遣はした左の書取を見れば當時の狀況が想察せられる。

顧問

方今の形勢不レ拘二貴賤一登庸の儀當然に付門閥を廢し可レ然旨、川村、野津伊集院等申出、至當の論故速に採用可レ致事候得共、猶致二熟考一候處、當國の門閥は、過半祖先の功勞に依り御先代より被二宛行一數十代連續の家、殊に今般版籍返上の願書未ダ可否の朝命も無レ之、自身の世襲は其儘にて、下の世襲を斷然及二廢止一候事情義更に不レ安、後世の批評も可レ有レ之、いづれ共、朝命に應じ所置いたし候方當然かと存候得共、決着難二相成一候間、存慮十分承度、書取を以申遣候事

二月　　　　　　　　　　　　久光

吉之助殿

久光の立場から見れば、實に至當な意見である。それも餘程讓步して何分朝命に應じて處置しようと思ふが、決しかねるから、其方の意見を書面にて十分申出でよとあるのである。隆盛

の胸中には版籍奉還は申すまでもない、廢藩置縣といふ先きの先きを考へてゐたと思はれる理由がある。門閥打破、人材登用などいふことは當然と思つてゐたに相違ない。さりとて決してそれを口には出さぬ。知らぬ顔でわざと鹿兒島をはなれて田舍の温泉に行つてゐたのである。隆盛は既に將士の心を得てゐる、薩、隅、日三州の少壯子弟からは師父の如く尊敬されてゐる。彼の選擧區とも云ふべき三州の地磐は最早大磐石の如く、何人の勢力を以てしても動かされぬ樣になつてゐたが、たゞ一つ困つたのは、島津老公久光のやゝともすれば、隆盛に對する感情の平かでなかつた事である。隆盛は久光へは背かれぬ義理がある、出來ることなら久光との間に横はる雲霧を排除したいといふ考である。然るに國家の政策上に對する見解は相反して居る。こゝが隆盛の最も苦心した所であつたらうと思ふ。而かも久光はその學問といひ、識見といひ、閲歴といひ、尋常一樣の大名でなかつたために、一層の苦心が存したことと思ふ。

而して一方には天下の大勢といふ大きな輪轉機が回轉して、版籍奉還の問題や、藩制改革の問題を片端から遠慮なく解決して行つた。

はて、此大勢は如何にして進行したのであるか。

抑も、薩藩の史籍に初めて版籍奉還の趣旨を印したのは、慶應三年の十一月、藩士寺島宗則が

諸藩の土地人民を朝廷に返上して國費に充て、國家の存立に必要な諸施設は朝廷に於て行はるゝ様にすべき事を、薩藩の要路に獻言したのが初めである。西郷、大久保等はその論旨によつて、辭官納地を德川家に迫つた。又、明治元年二月には薩藩の土地より十萬石を朝廷に奉納しようと出願したのである。長州の木戸孝允が三條、岩倉に版籍奉還の議を建言したのも此頃であつた。同年九月戰爭の終息する頃、木戸より大久保に說いて、其實行方法を相談した。大久保は直ちに賛成して、早速實行にとりかゝり、明治二年正月二十三日薩、長、土、肥四藩の連署を以て版籍奉還の表を上つるに至つたのである。又藩政改革について、朝廷に於ても府、縣、藩といふ三つの異つた地方行政機關を成るべく統一させたいといふ趣旨で、元年十月に藩治職制について大方針を示し、各藩へ對して、その改革を促してあつた。そこで小松、大久保等を初め薩藩領袖の間には、天下に卒先して時勢相當の改革をしよう、やがて天下に施さんと欲する改革を薩藩に試みようといふ考があつたことは申すまでもない。そこで京阪に於て小松、大久保、吉井、伊地知(貞馨)等が版籍奉還、藩制改革の二大問題について凝議した。その案が鹿兒島へ廻送された。又、鹿兒島に於ては、藩廳に於て藩制改革問題を考究した許でなく、武人連の間にも同問題が討議されてゐる。そこで、中央政府にある藩出身者と、藩廳と、武人側との間に意見交換の必要が起り、藩廳から小松、大久保、吉井に是非歸國する樣にと云ふ交涉があり、先づ小

松、吉井が歸國した。それから大久保は柳原勅使の隨行を命ぜられて、二月十三日鹿兒島に歸着し、豫め中央政府の了解を得てあつたから勅使の御用のすんだ後に、暫く鹿兒島に滯在した。そこで伊地知正治が政體調査の主任となり、小松帶刀、桂久武、大久保利通、吉井幸輔等も參加して藩政改革案を議定し、藩主忠義及び久光の同意を經て之を實施するに至つた。此改革によりて島津家の家政と藩の政事とを全然區別し、藩廳を知政所、家政所を內務局と名づけて門閥にかゝはらず、廣く人材を登庸し、それぞれの職に任ずることになつた。その結果、藩政上未曾有の大改革が行はれて、伊地知正治、橋口彥二、大迫貞清、伊集院兼寬、黑田清綱等は參政に任ぜられた。參政は大臣即ち舊來の家老の務をするのである。而して首相の地位には執政心得として桂久武を置いたのである。內務局の方では喜入久高(攝津)が長官であつた。

此大改革を行ふに當り、隆盛に交涉のない筈はない。大久保との間には元年十月庄內より歸りがけ、江戶に於て大體の相談があつたと思ふ。此度鹿兒島に於ける藩制改革問題の起つてからは、鹿兒島から日當山溫泉へ度々使者が行つて意見をたゞし、或は彼を城下に引き出さうとしたに違ひないのである。ところが彼は一向に辭して出なかつた。

然るに衆望は隆盛の一身に聚つた。諸豪を統制して此大改革を遂行するには、隆盛を起たしめねばならぬといふことになつた。そこで藩主忠義は親ら村田新八を從へて、二月廿三日

隆盛を日當山の溫泉に訪ね、藩政に參與せんことを求めた。隆盛も藩主自らの來訪には恐れ入つた。翌廿四日、忠義に扈從して鹿兒島にかへり、翌廿五日參政を命ぜられて藩政に與ることになつた。今や隆盛は薩藩に於ける參政中の參政、事實上の首相であるが、彼は決して名を求めなかつた。七拾七萬石の大名が自ら馬を馳せて其家來を引出しに行かれたといふ時勢の變遷も驚くべきであるが、隆盛の聲望實力の偉大なのにも亦驚かざるを得ない。薩藩の守舊派は陰で不平を云つても、最早隆盛に對して太刀打が出來ない。止むを得ず唯惘然として、世の變遷をながめてゐたであらう。

隆盛は此機に一藩の兵制を立てなほし、各地に軍務方をおきて、藩の統治上に一大改革を試みた。元來、薩藩領内の行政區劃は、城下と南海諸島を別にして、大小百二十餘の鄕邑に分れ、大は三萬石、小は二三千石の廣さであつた。その中には島津家の一族又は功臣を封じた數多の私領地が存し、半ば屯田の制によりて割合に澤山の武士を養つてゐた。その有樣は大小の差こそあれ天下の諸侯と同然であつた。又島津家直轄の土地には數多の鄕士をおき、その上に官選の地頭を任命して統治させて來たのである。然るに、此度の藩政改革後は各私領主の統治權を取り上げて、從來の直轄地といはず私領地といはず、新に選拔した專任の地頭を据ゑ、各地、士分の多寡に應じて大小の常備隊を組織せしめ、地頭をして之を統轄せしめ、司法も行政も

軍隊で行ることになり、郷邑の役場を軍務方と稱へ、まるで戰時狀態であつた。そうして各地とも相競うて立派な成績を擧げた。此時、任命された地頭の中には樺山資紀、三島通庸、高崎五六、高崎正風等も列してゐた。斯くて薩藩の新政府は城下に步兵四大隊と砲兵二大隊、外城即ち地方に常備兵拾七大隊餘、豫備隊貳拾大隊餘、大砲隊九座一分隊といふ比較的多數の精兵を造りあげ、中央政府に於ける維新の事業を妨げるものがあつたら直に打つて出る。又、朝廷に何か御用があつたら、何時でも之に應ずるといふ準備を整へたのである。

明治三年正月に至り、隆盛は一度大參事を辭したが、七月には再び大參事に復して同年末に至つた。以上二ケ年間に隆盛の藩外に出たのは都合三度に及んだ。其一は明治二年五月兵を率ゐて函館戰爭の應援に出かけたことであるが、函館に着した時には既に平定してゐたので、空しく歸途に就き、六月歸國した。其二は明治三年二月に山口藩の兵隊が暴動を起したといふ通知により桐野、村田等を從へて、視察のため山口へ出かけてすぐに引返した。（七日鹿兒島を發し同十六日歸着）其三は明治三年八月に福岡藩贋札事件のため福岡に出張したことであつた。三年の末になると、天下の形勢はもはや隆盛が藩地に止ることを許さぬ様になつた。彼は四年正月三日に鹿兒島を出でて復天下の事に關係することになつた。因より藩知事及老侯久光の同意もあつたのである。

隆盛は先づ、岩倉勅使、大久保、川村、小西郷等と共に長州に赴き、木戶、杉等の長藩領袖に會し、又毛利敬親父子に謁して、朝廷の根軸を確定し、國是を決定せねばならぬことを陳べて同意を得た。隆盛は又大久保、木戶、杉等と共に土佐に航し、板垣、福岡の大少參事に會し、說くに三藩連合して大に朝廷の改革を行ひ、眞に維新の大業を成就せんことを以てした。板垣即ち藩侯の同意を得て應諾した。やがて、西郷、大久保、木戶、板垣、山縣、川村、小西郷等諸豪は京攝に會し、正月二十九日船を同うして東上の途につき、二月二日東京に着した。彼等は先づ三藩の精銳を徵して朝廷の親兵となさんことを政府に進言して、その同意を得、隆盛は一たび歸藩してその養成せし藩兵中、城下常備步兵四大隊、砲兵四小隊を以て朝廷の召徵に應ぜしめ、自らは四月藩主を奉じて入京し、六月二十五日に至り、木戶と共に參議に任ぜられた。隆盛等は此前後親兵を東京に置き、東西兩鎭台を設けて、兵制を立て、又官省の大改革、官吏の大黜陟を行ふなど廢藩置縣につきて水ももらさぬ準備を整へたのである。

二五八　得藤長への書

明治二年三月廿日

一筆啓達いたし候。　愈無二御障一御勤務の筈、珍重奉レ存候。　毎々書狀並に着物御贈り給はり忝く存申候。　拙者にも昨春より江戸表へ致二出軍一其後越後表へも差越候處、兵隊中の奮戰を以て、全く御勝利相成、以二御蔭一命を拾ひ歸り、昨冬霜月初旬に着いたし申候。　御安慮可レ給候。　もう此節は御暇願上、隱居の筈にて、暫時は御許容相成候處、又々是非に可二相勤一旨御沙汰承知仕、無レ據去月廿五日參政被二仰付一相勤候間、一兩年は不二相勤一候ては相濟間敷、當春共其許に下島可レ致含の處、案外の仕合、如何共致方無レ之候。　遺子共には

始終御丁寧成給はり候由、御厚禮申入候。誠に多忙中にて、不レ能二細事一草々爲レ可レ得二貴意一如レ斯御座候。以上。

三月二十日認　西郷吉之助

藤　長　樣

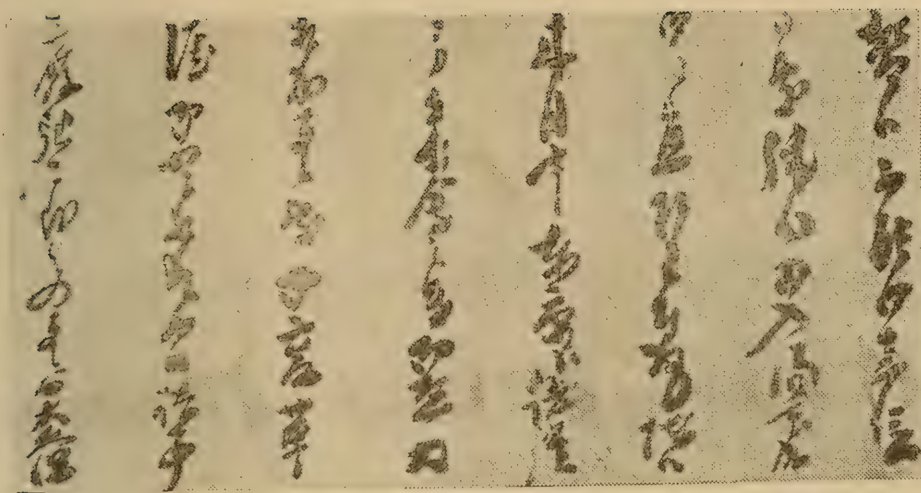
尙々御家中へも宜敷御傳聲可レ被レ給候。

追て故友の方々へは、御序宜敷御鶴聲可レ給候。將又愚弟吉次郞には越後表に於て戰死いたし、殘念此事に御座候。外の兩(1)弟は皆々無難罷歸、仕合の次第に候。拙者第一先に戰死可レ致處、小弟を先立せ、涕泣いたすのみに御座候。御悲察可レ給候。

(1) 兩弟は從道と小兵衞

【解説】此書は隆盛の第一次大島謫居の土地龍郷の藤長に贈つて戊辰役東海道出軍以後此時に至るまでの自身境遇の大要を藤長始め村の故舊へも知らせたもので簡にして要を得てゐる。

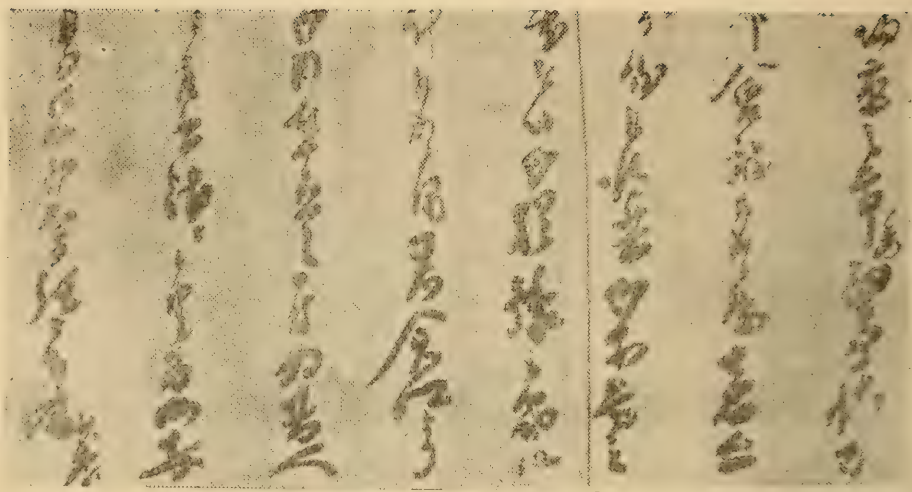
さて藤長の名は第一卷にも度々あらはれたが其苗字か名か、よく分らずにゐた。その後大島の出身で鹿兒島縣廳社會課に奉職してゐる永井龍一氏に調査してもらつた結果、「藤長」といふは名で、其姓は「得」といひ、龍郷村嘉渡の人、隆盛謫居の際は、間切横目(今の警察官)で其後に與人(村長格)に昇進し、士族に列せられた。得家の當主は得新七といひ、藤長の曾孫に當るといふことがわかつた。



二五九　村田新八への書

明治二年三月廿九日

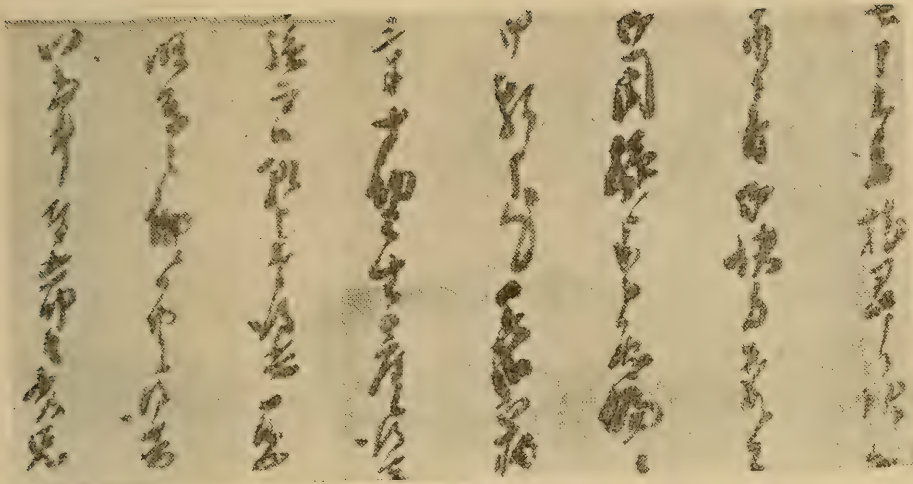
暫は不レ能二御音信一候處、彌以御入湯可レ被レ成二御相應一珍重奉レ存候。陳ば來月中、東京え諸侯方集會の義御達爲タル二相成一事ニ候處、御變革涯御登相成候ては諸事廢弛可レ致との事にて、大久保歸京の節委細事情御申含越相成候處、甚以テ六ケ敷候得共、御所勞の處を以、御猶豫の筋取計相成候樣、岩倉卿より御内達有之レ候付、

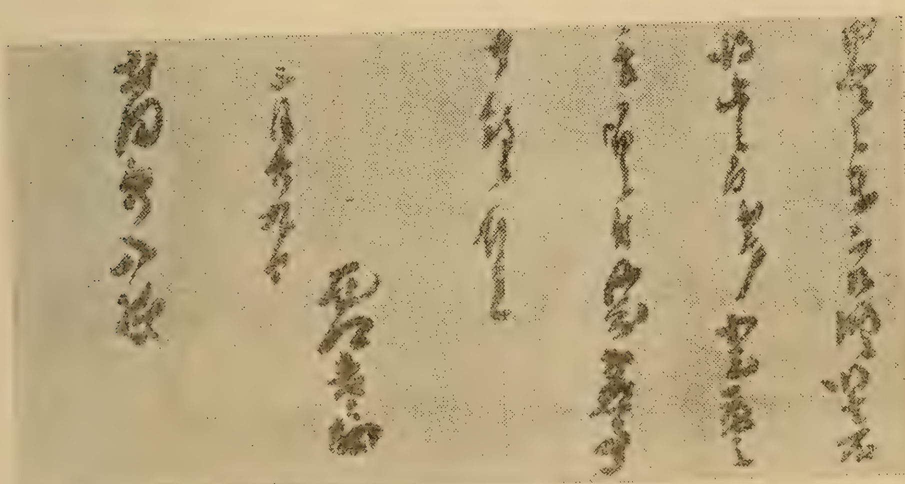


爲其人被差出賦（つもり）に御座候間、何卒貴兄御氣張被下候樣小弟より可申上旨、桂君より絶（たつ）て承候付、御快方相成候はゞ、御周旋被成下候處、偏に御願申上候。若哉御病氣寸切と無御座候得ば、强ては難申上候得共、一先略義の働に御座候得共、以書中奉希候。　貴兄御登の義、不相調候得ば不得止候間、小弟登京の筈御座候付、何分御返事奉待候。　頓首。

三月二十九日　　西鄕吉之助

村田新八樣





（古川誠助氏所藏）

【解説】此書は鹿兒島に於て桂執政の意をうけて、某温泉に入浴中の村田へ東京へ使者として出張せんことをすゝめてやつたので別に説明する程のこともない。但、温泉は何處であつたか未だよく分らぬ。大久保は三月十一日薩藩の汽船三邦丸にて上京の途につき、同十四日大阪に着し、十六日に入京したのであつた。

二六〇　桂右衛門への書

明治二年四月二日

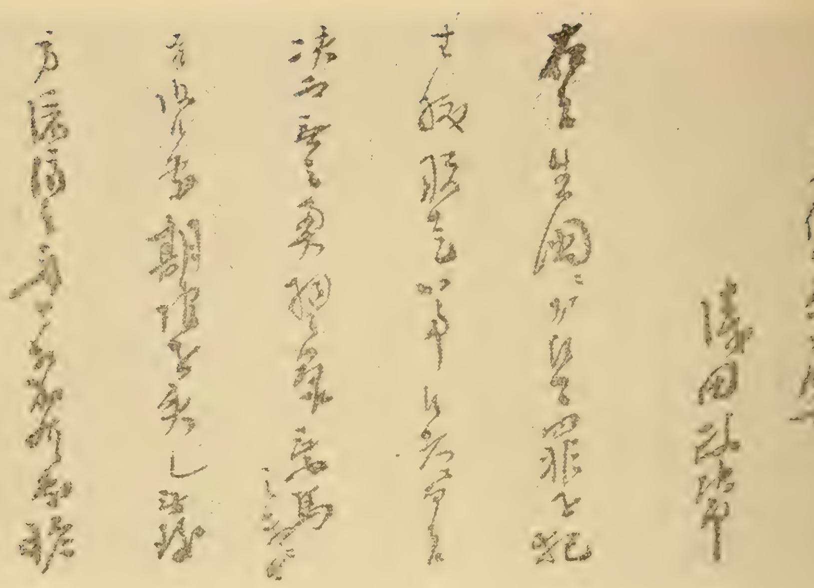
先日承知仕候村田新八方え掛合仕置候處、只今返答相達申候間、早々奉入御覧候。乍然病氣いまだ全快不仕、此度餘程相痛候趣に相聞かれ申候。私には初め左迄の事にても有御座間敷と相考、新八不参候はゞ私罷登含にて、其段申越候故、無理御請仕候事共にては有之間敷哉と又案じ居申候。何れ罷歸候はゞ様子相決可申候付左様御含可被下候。此旨乍成合以書中奉得御意候。頓首。

四月二日　　　　西郷吉之助

右衛門様

要用向

【解說】この書は前書に對し、村田より返事ありしにつき、其書を添へて桂久武に報じたのである。此書によつてみると、隆盛は村田が病苦を押して出京の承諾をしたのではないかと心配してゐる。何れ歸つたら様子がわからう、とある。若も村田が行かれなかつたら隆盛自ら出張のつもりであつたことは、二回の手紙でわからうが、此後村田は遂に出かけてゐる。



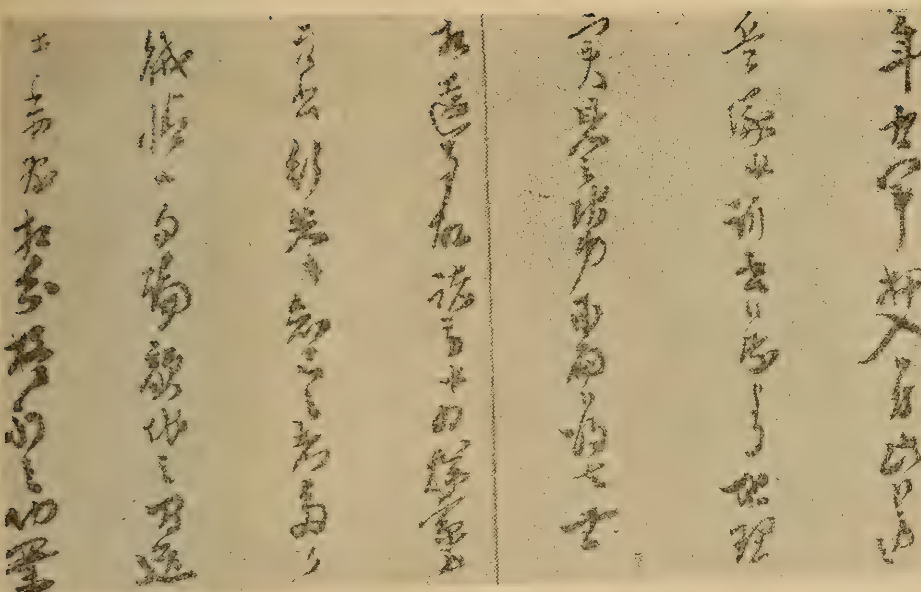
二六一 薩藩知政所への書

明治二年五月十三日

【解說】此書は隆盛が函館戰爭の應援として薩兵の總差引となり出征の途中東京に於て認め、鹿兒島の知政所即ち藩廳へ贈つたのである。

隆盛は三邦丸にて五月朔日鹿兒島を發し、五日に品川に着いた。而して今一艘の兵員即ち豐瑞丸の到着を待つてゐた。豐瑞丸は六日鹿兒島發にて十二日品川に着いた。それから十六日に品川を發して函館に向ひ、二十五日同所に到着したが、既に平定の後であつた。

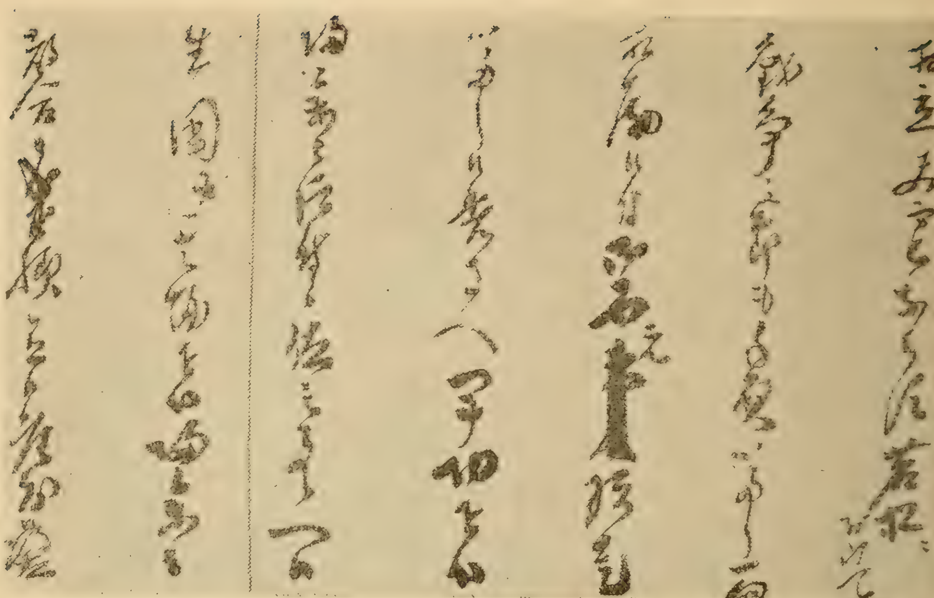
戊辰戰役中薩藩のために働いた他藩人を藩士に召抱へ、江戶定府と致度と思ふ者三人と、他に二



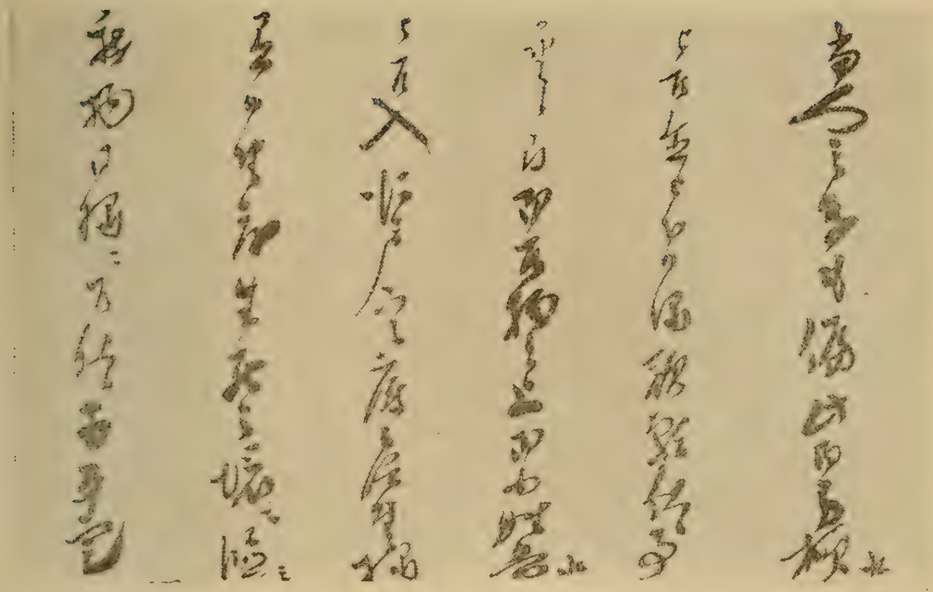
人の待遇方につきて、隆盛の意見を具して鹿兒島の知政所、即ち藩廳へ申出でたのである。

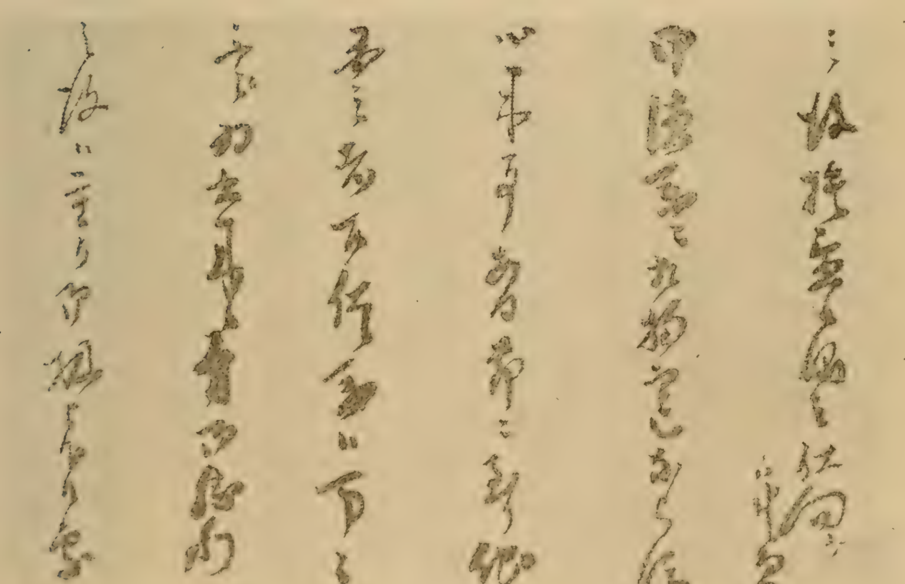
元佐土原藩士
淺田政次郎

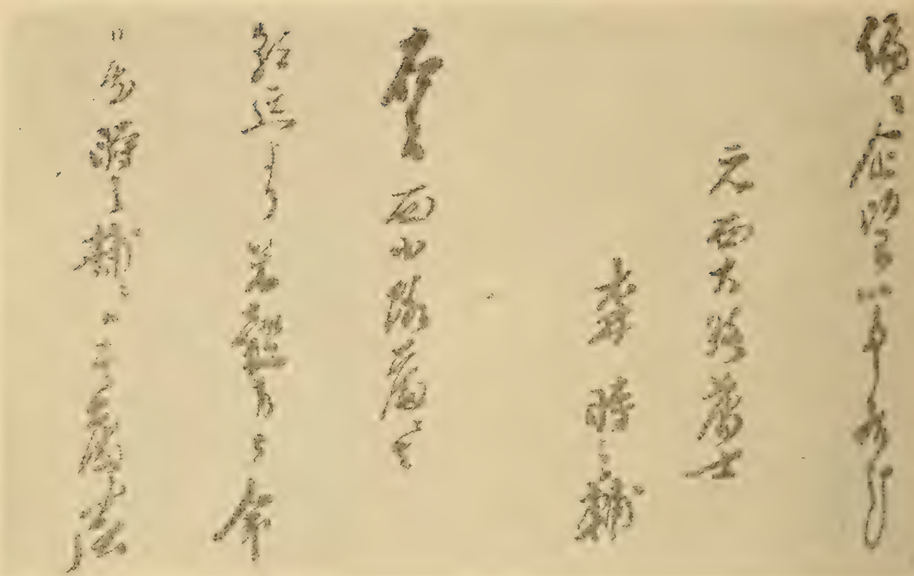
右者生國において罪を犯シ無レ據脱走いたし候者にては決て無レ之、奥羽の間え乘馬の儀に付差越候處、期限を失し、無致方流浪の身と相成居候處、昨年官軍押入候に付、此御方の兵隊え訴出候處より、地理



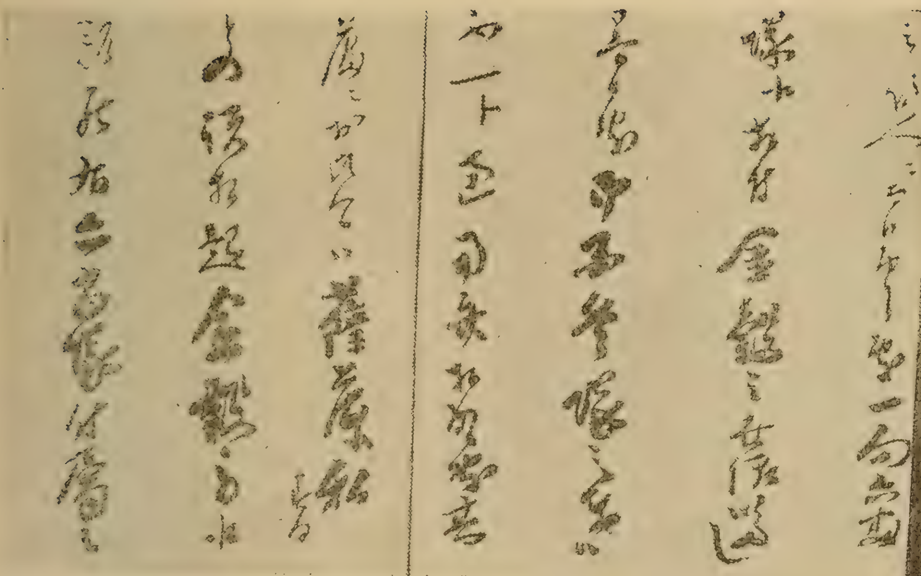
實見の次第承屆候得ば、無二相違一事故、諸方え爲二探索方一ト差出、行先き、知己の者多く、賊情は勿論、敵地の間道等委敷相分、格別の功業相立、夫のみならず、若松におひて戰爭の節も手負いたし、一向相勵候付、御國元脫走いたし候者さへ、軍功を以歸參被二仰付一候位の事に候へば、生國え其趣を以テ歸參の都合被二成下一候樣有二御座一度候得共、當人の儀も偏に此御方樣え被二召置一被レ下候







様歎願仕候事御座候間、御召抱の上、御小姓共與被二召入一、江戸定府被二仰付一候様有二御座一度、生死の境に臨み、我物同様に召仕候て、平定の後捨置候様の仕向御座候ては、御德義に相拘のみならず、以來事ある節に至り、他國の者召仕候儀は、萬々不レ被レ爲二出來一候に付、御勝利の後は重く御扱被レ下候處、偏に企望いたし居申候。

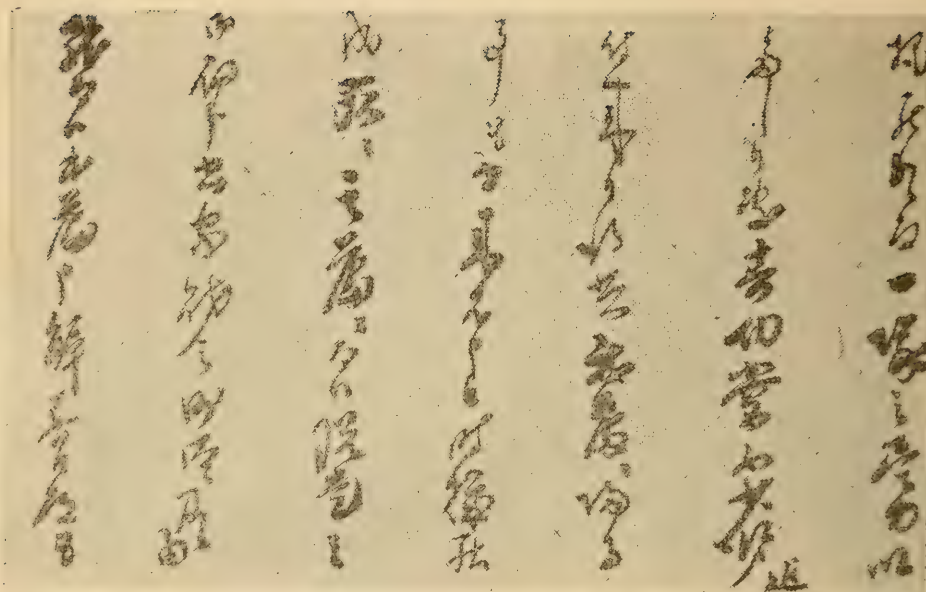


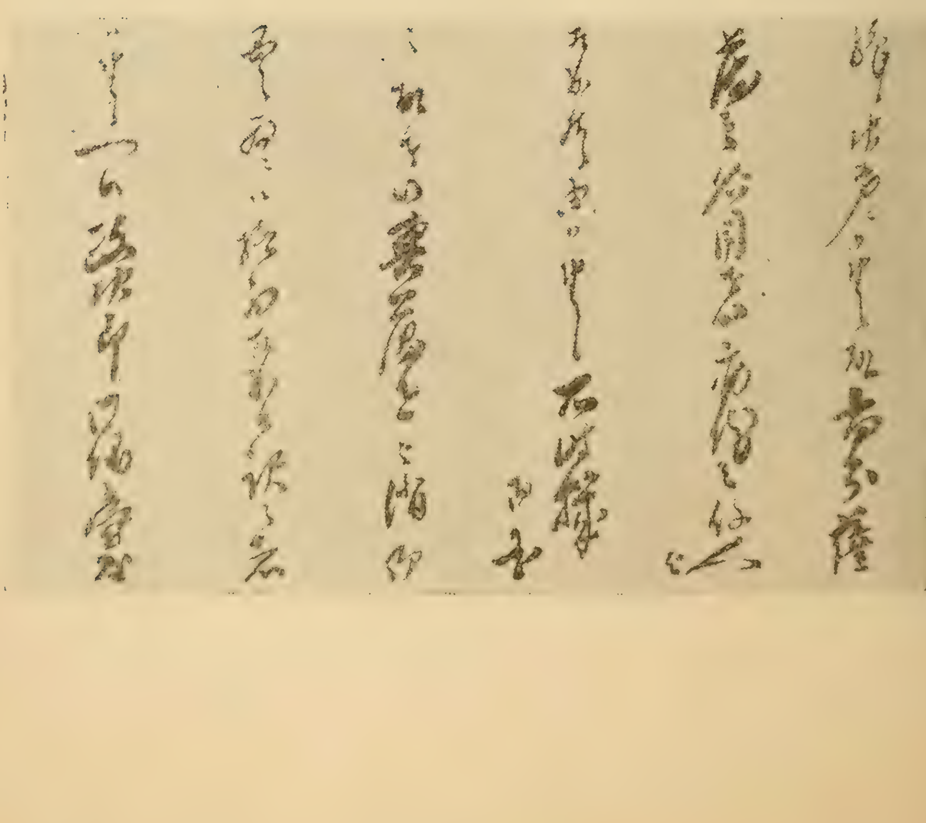
元西大路藩士

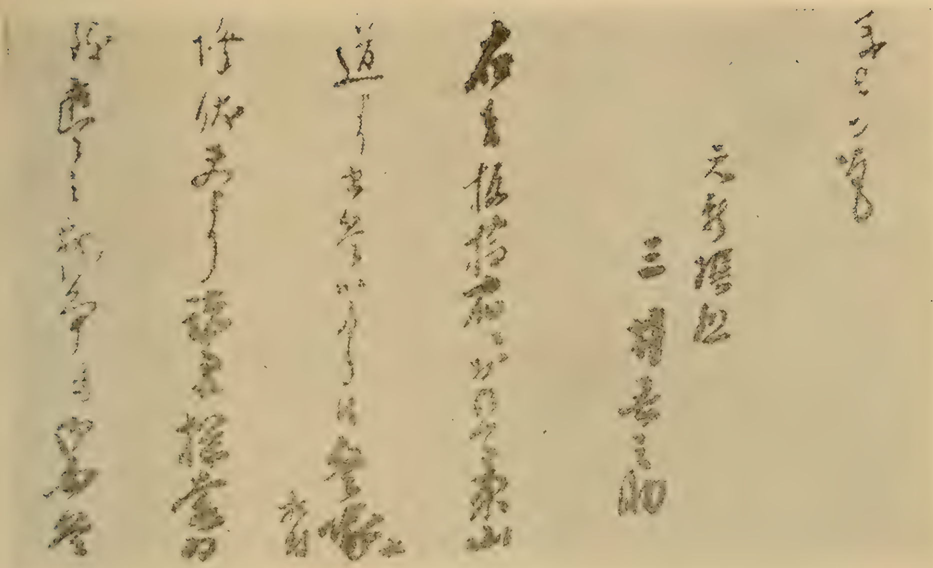
森　時之輔

右者、西小(1)路藩には
朝廷より米穀方被ㇾ命候處、時之輔には其藩より出張の役人にて御座候處、一向六番隊え相付、金穀の世話いたし呉候處、御國兵隊の儀は、不二一ト通一用辨相成候處、其藩におひては薩藩え私するとの說相起、金穀方え難二罷居一右六番隊付屬の樣罷成候て、一隊の盡力いたし

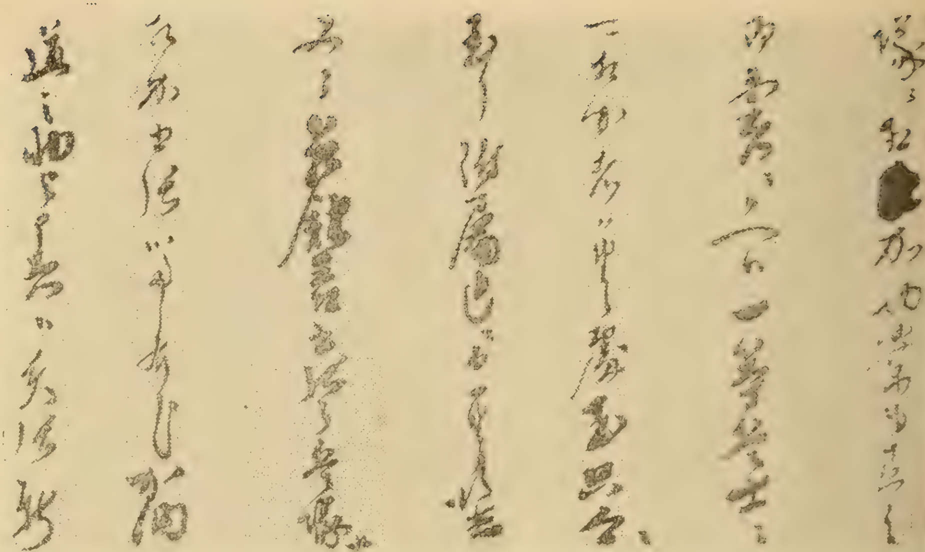
(1) 小は書損、西大路(近江)なり







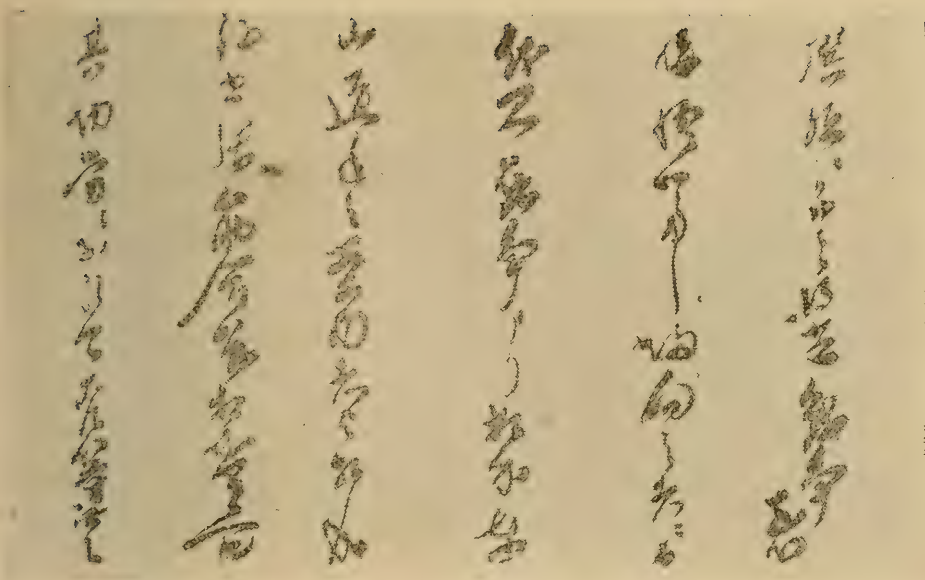
候處其功業不少、江戸迄付來候得共、我藩に歸る事も出來不申候時機罷成、既に其藩にては脫走の御屆申出、家財の沙汰に及候由、就ては本藩中解吳候道も絕候次第に御座候故、當分薩藩の名目を以テ病院の役人と相成候由御座候。右時機御國の故を以、其藩を被消、御國の爲には格別相成候譯の者御座候へば、政次郎同樣被仰付候儀奉願候。

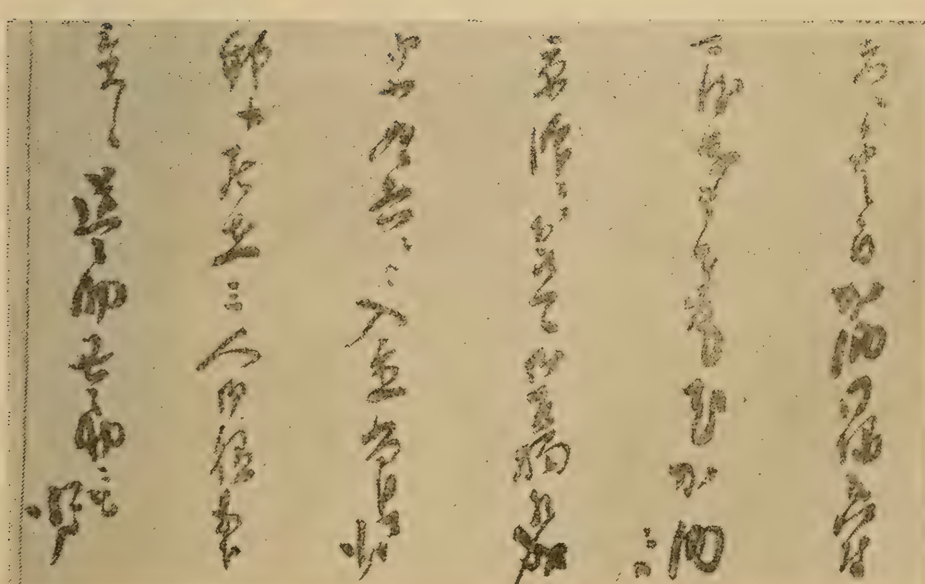


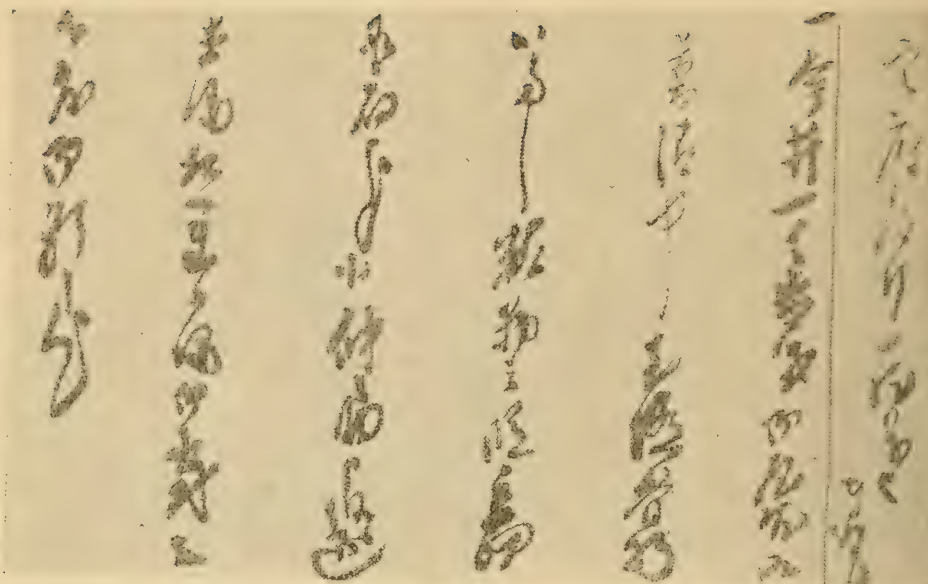
元新撰組

三井丑之助

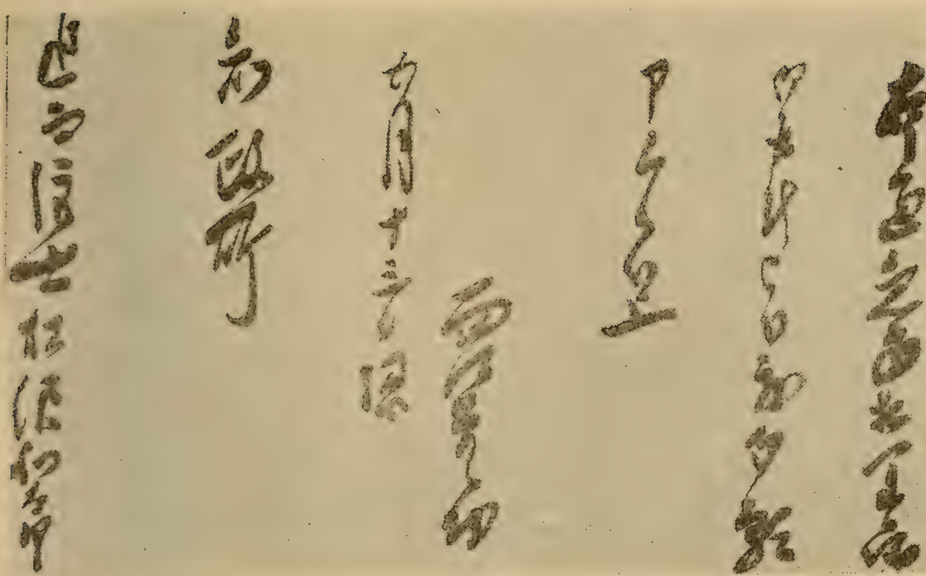
右は、板橋宿において、東山道より出兵いたし候兵隊え相付降伏、夫より諸方え探索爲致、追々の戰爭にも御國兵隊に相加り功業も有之御國者に候へば一等兵士に可相加者御座候處、只今に至り、附屬迄にて御座候得共、又々箱館表出張の兵隊え相加り出張いたし居申候加納道之助こと申者は、矢張新撰組

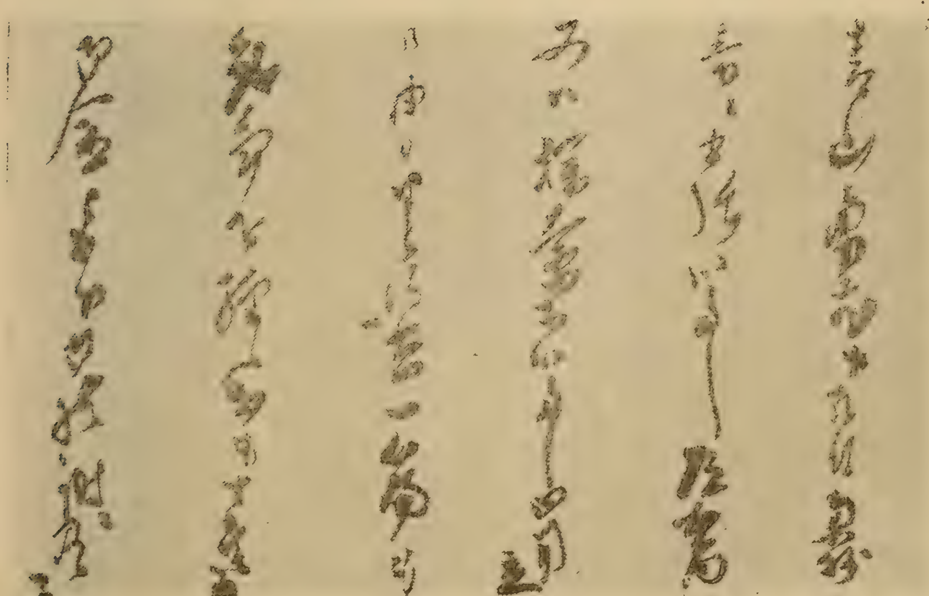


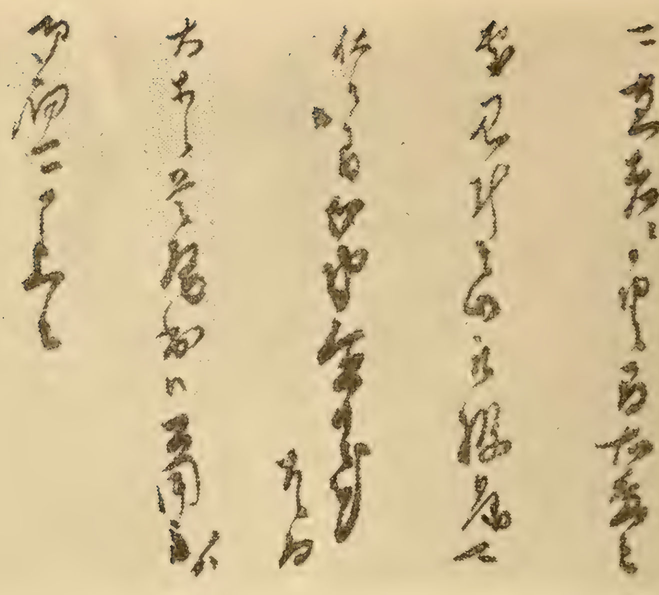




に御座候得共、戰爭前以悔悟いたし歸向の者にて、伏見戰爭より相加り東山道手の案內者と相成致出張筋合も相替候へ共、其功勞におひて差等無之者に御座候間、加納同樣被仰付可然義と奉存候。尤加納には京師におひて御召抱相成、御小姓與に被入置、當分江戶邸え罷在、三人御賄被成下置候道之助丑之助にも、江戶定府被仰付可然義と奉存候。







一今井一兵衛儀、御屋敷御普請中、至極骨折いたし、精勤の段委細承屆申候間、仲之助申越候通直樣相運候樣御取計被下度御賴申上候。右の通、急速相運候樣御取計被下度御願申上候。以上。

五月十三日認

西郷吉之助

知政所

追て、浪士松澤和太郎、青山勇藏

え相付、奥州表え出張いたし、道案又は探索等いたし御用立候由御座候得共、一篇も戰爭を經候儀も無御座候間、御含被成下御禮謝に及候はゞ可宜者に御座候間、右邊の處見計を以取扱候樣可仕候間、御聞置可被下候。　左候て右等の首尾書は公用方より御屆可申上候。

二六二　桂右衛門への答書

明治二年七月八日

尊書拜誦仕候。炎暑甚敷御座候處、先以御機嫌能被遊御座候段、恐悅の御儀奉存候。陳ば此度の東行不都合、散々の仕合にて、早、歸國仕候次第に御座候。定て不都合到來の事と愚存仕居申候。御聞及被下候はん。態と御差留の飛翰拜聽仕候得共、不相構引揚申候。是非少弟の處も不被逃場合に罷成居候故、尚更引拂候(1)時機に御座候。必不都合の筈と奉存候。いづれ又々兵隊繰出し候樣御達相成候義は、別條有御座間敷と奉存候。長船中にて大に草臥候付、一封の御屆も不申上、直樣湯治御暇申上候義に御

(1) 時宜のあて字，さういふはめになつたといふなり

座候。　隊中の者共も早差越方可宜との事に御座候間、暑氣相避候場所見合、當所へ參り候處、大に相應可致と此度湯治は本道のはまりに相成、先づ樂事はつぎに相成居申候。　四五日跡より大熱發起いたし候付、如何なり行候はんと案じ煩居候處、(2)翌日より熱氣相散し腹痛に相變じ、難儀仕候處、大瀉に相成、是以餘程薄く相成、所々腫物出來、湯當りの上腫物發し候事にて、相應無疑と至極相樂居事共に御座候。　晝夜には二十四五度の瀉し方にて、間には下血いたし候得共、頓と氣分は不相變、却て快晴に相成候心持に御座候間、是迄染付居候惡濕都て相發し候はんかと相考居申候。　乍恐御安慮被成下候。　扨御湯治も御相應不仕、最早御退職被遊候て閑靜を得御療治可被成御座との段、意外の思召立と

(2) の一節は湯治に行きて，最初數日の間，身體に異狀を呈する時は，温泉の効能のある證なりといふ説あるによるものなり

奉レ存候。彌其通り御決心被レ成二御座一候はゞ、大丈夫の御一言虚言には被レ成二御座一間敷筈御座候間、小弟を先に致仕爲レ致、其上御閑靜に被レ爲レ趣候樣被二成下一度、兎角此義は御盡力偏に奉レ願候。　小弟身上の義、幾回も申上候通り如何に纔口にも致せ、一度賊臣の名を蒙むり、獄中迄打込られ候付、其儘朽果候ては先君公へ申譯無レ之、一度國家の大節に臨み、賊臣の　御疑惑を相晴らし候へば、泉下の君へ奉レ謁、口をつぐみ申間敷と、是のみ相考罷在候事に御座候。只是計の思込にて御奉公仕居、全く君臣の情義は可二相通一道理に無レ之、義の一字のみにて相勤居候次第、御憐察も不レ被二成下一候ては、餘り無理の譯にては有二御座一間敷哉、勿論尊兄の御内情抔と比較可レ致事には無レ之、忠義たて仕候得ば、如何樣共道は可レ有レ之、當時御

招に應じ、
朝廷に出抜け候得ば、一身の譽と言ひ、身勝手の事は十分存知罷在候事に御座候得共、今日に至り候ては、獄中の賊臣、決て相忘候儀にては更に無之、雲霧を破り候得ば退て謹慎可仕社先君の御鴻恩忘却不仕事と相明め居候。赤心少も御貫徹不被成下候社、不運の極に可有御座候。只九天に悲號する外、更手段も有之間敷と薄誠を恐み候仕合に御座候。畢竟小弟の身上は如何に成行共、不構との御事に候はゞ、定て一封は被下候筈と誠心を開て申上仕合に御座候。只今御病氣を以、御退職相成候ては
御國中の人心に大に關係仕譯は疾く御承知の上にて可被爲在、

其亂立候處も不被爲構、小弟は御殘し置被下候ては、無情御事と奉存候。角申上候迄、御病氣も不構押て御出勤被成下候樣申上候譯にては更に無之、二ヶ年の期限迄御病床のみにて一日も御出無之候ても不相構候間、夫迄は御氣張被下候處、伏て奉願候。何も御聽入無之事候はゞ御約言の通り小弟より先に退身相成候樣奉願候。其上にて御存分に閑靜を御探り可被下候。此旨尊報迄大略如此御座候。恐惶謹言。

七月八日　　西鄕吉之助

桂右衛門樣

【解說】此書は日州吉田溫泉から當時某溫泉に滯在中の桂久武へ贈つたもので隆盛の心事の一端を窺ふべき書である。

「此度の東行不都合散々の仕合にて早く歸國仕候次第」とあるのは次の様な事情である。函館戰爭へ出征はしたが、東京では大村益次郎から、今から行つた所で最早賊は降參してゐるであらうといはれ、函館に到着してみると果して平定してゐたので、空しく引返し、六月朔日東京に着し、十五日に東京を出發してゐるが、風波の都合で浦賀邊にしばらく滯留したやうでもある。一體函館應援は朝廷よりの命を待たず、薩藩より進んで出かけ、東京についてから函館出張の命を受けたのであつた。其兵員は銃隊一大隊（桐野利秋大隊長）と大砲隊一小隊とで、隆盛はその總指揮官であつた。「態と御差留の飛翰云々」これは兵隊の歸國を見合せる樣に政府筋より書面を受取つたけれ共、それに頓着なく引上げた。尙隆盛自身も引留られそうであつたから、一層引拂ふやうな次第になつた。それについては必ず、けしからぬと思はれてゐる筈、いづれ兵隊はまた繰出すやうに御達に成るに相違ないといふのである。

「長船中にて大に草臥候付」以下は、隆盛が鹿兒島に着くや否や復命書も差出さず、早速湯治暇を願ひ、溫泉に出かけた事を述べたのである。

「御湯治も御相應不ㇾ仕最早御退職云々」これは桂の進退について云へるものにて、桂より病氣にて辭職願差出中の旨申來りしを以て、隆盛嚴しく抗議を申込んだのである。最

初、桂と隆盛とは堅く約する所あり、進退を共にすべき事を誓ひて新政府に入りしものと見ゆ。よりて愈々辭職なさるならば、隆盛を先づやめさせて、其上に罷めてもらひたいといひ、更に自己の立場を述べて、二ケ年の期限迄は在職さるゝ樣懇請せしものである。

さて、右自己の立場を陳述せし所、即ち「小弟身上の義幾回も申上候通り」より以下「誠心を開て申上候仕合に御座候」までの一段は、隆盛の心中の秘を披瀝して、その出所進退の由て來る所を明かにしてゐる。隆盛が何處までも先君齊彬の大恩を忘れず、又賊臣の名を蒙りて沖永良部島に幽囚せられしことを如何に殘念に思ひ、此疑をはらさずんばといふ考をいだいて、朝廷の御招きにも應ぜずに、斯樣にしてゐるのである。その赤心をあはれとも思ひたまはざるは何事ぞと涙を以て說いてゐる。隆盛の朝官を辭して歸藩せし理由はこれのみではなかつたであらうが、これも慥にその理由の一つであつたと吾人は此書によつて信ぜざるを得ないのである。

二六三　坂木六郎への書

明治二年八月廿八日

市來士

大重善十

永野十郎

臼井幸十郎

永井勇之丞

永井彥太郎

永井休左衞門

中島直熊

高須太郎太

江田助太郎

右は此[1](迄)兵器方兵隊御取調[2]方に付、御雇の義は被ㇾ廢、兵器方願望の人は、筋々え相付申出候はゞ兵器方の家部え相列候樣可ㇾ被ㇾ仰付候旨、分て御達相成居候處、(右の)人數も此度願望の者共御座候處、於二鄕內一故障付候由、夫々御達にも相成居候義を、差支の筋有ㇾ之候はゞ、當人共えは相拘譯に無ㇾ之候間、不承知趣言上有ㇾ之候方當然の事に候。　右の人數の內には、兵器方より出軍いたし、軍功も有ㇾ之厚御(扱)不二相成一候て不二相濟一譯(之)者共に御座候處、名分情義の筋も明(白)に相立相達相成候義、鄕內にて相拒候由、決て無ㇾ之譯に御座候。　右に付ては私方え申出候義を、等を越へ願出候樣の趣

(1)　以下括弧內は原寫本不明に付編者の推定せし文字

(2)　調の字は潰の誤寫か

も有之候由、以の外の事に御座候。　諸郷士に限らず、百姓町人たり共皆々直に申出候義多々有之當時態、不相當の叱方にては有之間敷哉。　兵器方の隊も近々御取仕立の賦に御座候處、右等の義不相運候ては、隊御組立にも差支候間、夫々郷内より差免し候樣御達被下度、右人數の外にも段々願出候者も有之候間、速に相運候樣御取計可被下候。　左候て此(涯)郷内引移方は不被仰付譯候間、早々引移候樣抔被相達候ては頓と困究に及、御趣意に不相叶候間、決て右等の無理無之樣御取計可被下候。　いづれ此(涯)引移方被仰付譯に候へば(御)物御計を以不被成下候ては不相濟道理に御座候間、左樣御(納)得可被下候。　若、郷内にて組頭等の者異議申立候はゞ、右の人私方え直に可申立旨御達可被下候。　此段

早々奉ㇾ得ㇾ御意ㇾ候。以上

八月二十八日　　　　　　　　西郷吉之助

坂木六郎様

【解說】宛名の坂木六郎は當時市來、串木野、伊集院等の地頭であつた。大重、永野等列記の九名は市來鄉士で、戊辰役には兵器方として出陣したものらしい。此書の大意は次の通りである。

兵器方は一時廢せられたが、從來の兵器方人員中、再任の希望者は其筋へ申出でゝおけば、兵器方の豫備の籍に入れておいて、再び兵器方設置の時採用せらるゝといふ藩からの達によつて、右九人も兵器方希望の旨を申出た。此時市來鄉に於ても常備兵の訓練が始つてゐる。そこで市來鄉の軍務方では、右九名が城下に特設せらるゝ兵器方に出づることに異議を唱へたものらしい。そうすると、九名は其旨を隆盛に訴へた。そこで又市來鄉の軍務方では、直接隆盛に訴へるといふことはよくない。手續を踏んで申出づべきも

のであるといつて、九名をせめたものと見える。是に於て隆盛は此書を地頭の坂木六郎に宛て、九名の行爲は決して違法でない、承諾を與へて然るべきものであるといひ、なほ一二の注意を加へたのである。

編者曰く、本書は未だ原書を見ることを得ないので寫本に據つた。然るに其寫本が不充分で意味の通じない所がある。よつて左樣な個所には姑く（　）の中に編者の推定した文字をあてはめて後考を俟つことにする。

二六四　桂久武への答書

明治二年十二月廿七日

芳翰難レ有拜見仕候。陳ば昨夕御歸路嚥寒冷不レ被レ爲レ堪と奉ニ苦察一厚〃御禮申上候。扨、錢鑄造の一條又々申來候由、成程舊幕府へお願立にて相運居候儀にて、御申譯は相立可レ申候得共、御一新折柄なぜに不ニ相伺一候哉と申募候儀は案中、殊に覇府の苛虐を惡み、王政に被ニ相改一候處を御周旋相成候上、却て御勝手の儀は舊幕の免許を以名實といたし候と申場合に相成候ては、殊におかしな工合に御座候間、書面抔にて公然と不ニ申立一候共、口上を以テ琉球の救助迄に、舊幕府よりの免許を得、通寶鑄立候得共、御一新の御事故、

御屆迄にて宜敷御座候哉、若、通融不相成候ては、當時琉地は難澁仕候儀とさらいと御申取被成候御策は有御座間敷哉、他藩などの恨にては無之昨夕御咄の通、朝廷の役人、會計を痛め候策より出候ものには相違無御座候間一應御屆不相成候ては相濟申間敷と愚考仕候。此旨自由の働恐入候得共不取敢御禮答迄如斯御座候。謹白。

十二月二十七日

【解說】此書は隆盛が鹿兒島武村の自宅引籠中、桂久武の來書に答へたのである。「昨夕御歸路云々」とあるを以てみれば、桂は前夜隆盛の居を訪ねたものと見える。（隆盛は多分此頃病氣にて自宅療養中であつたかと思はれる。翌明治三年正月十八日には

願によりて參政の職を解かれてゐる。）此日、中央政府より薩藩へ琉球通寶鑄造一件につき何かの照會が達したので、桂は其答辯方につき隆盛の意見を徴した。その返書が即ち此書である。

一體、琉球通寶といふのは、天保通寶と同型の錢で、薩藩が琉球財政の困難を救助するといふことで幕府に出願し、其許可を得て鑄造したものである。それ計でなく、琉球通寶を鑄造する傍に同型の天保通寶をも鑄造したといふ市來四郎の實歷談がある。そうして琉球は勿論、藩でも流通させた。なほ京都あたりでも使用したものと見える。（本卷二五六參照）然るに明治政府は、造幣の事には初めから餘程の注意を拂ひ、通貨の製造方を藩に許すことは絶對にしなかつた。そこで、薩藩の琉球通寶鑄造の件についても、度々禁止若くは詰問的照會があつたものと見える。

二六五　桂四郎への書

明治二年十二月廿九日

昨朝橋口氏(1)より御辭位一條承知仕候處、無位の御方と被レ爲レ成、殊に藩知事の御職掌にさへも御差障相成候故、臣下より御進可二申上一筋に無レ之と御決議相成候由、何とも歎息の仕合に御座候。　全老婆論と可レ申哉、度々御辭位相成候上、終に先公え御褒賞を被レ爲レ讓候御美意、後世に渉り大龜鑑とも可レ申、其美志を奉レ補候儀臣子の分と奉レ存候。　殊於二朝廷一も、其御孝心を被レ感、御贈位相運候上、又々御昇位相成候ては、御赤心は消絶候のみならず、却て望を厚く被レ爲レ掛候場合と相成

(1)　參政橋口彦二

可レ申、天下の人に於ては必御赤心の處は不ニ相分一候て、形ちに顯候處を以テ議論は相立可レ申、左候得ば、當分被ニ差出置一候兵隊は、全ク我体を居付口を〇(2)して官吏の驕奢の矯め候心底に御座候處、却て君公の上に論を受候樣の事にては、ケ程迄相勤メ厚く思込候儀は水の泡と相成可レ申哉、いづれ成、兵隊の誠心も御憐み被レ下、折角實意貫徹いたし候樣御仕向被ニ成下一度儀と、朝暮相祈居候事に御座候。　右に付ては御賞典の儀を下より奉レ願候儀、實に恐入候次第にて御座候處、微孝の一端を御汲扱被ニ下置一

先公え御贈位被ニ成下一候儀千萬難レ有次第に御座候。　然處又々御昇位相成候ては朝廷を輕しめ候のみならず、却て望を重く相掛候場合に押移リ願意赤心は水泡と相成候譯にて多罪に陥候間、御

(2)　一字不明

賞典御引替被下置候廉、確然相立候樣との趣、御實意を以御申立相成候はゞ、決て藩知事の御職掌に差障出來候譯更に無之事と奉存候。　右樣の厚き御心術、兵隊中拜聽仕候へば、一涯相勵可申、不被爲止御實意を以て兵隊を鼓舞せしめざれば、外に手段は有御座間敷、只今勉勵の兵隊に、目の眞を入候處、此處かと奉存候。　左候へば、格別の

朝廷御爲と相考候付、辯論を不顧、又々献言仕候。　大綱の條目、若哉御失體相成候ては、再取返しは出來不申候付、能々御深察可被下候。　謹白。

十二月廿九日　　西郷吉之助

桂四郎樣

御侍史

【解說】此書は、前書と同じく、病氣にて自宅引籠中、桂久武に贈つたのである。要旨は藩主島津忠義の辭任の事、參政會議では藩知事の職掌上の體面にも關する事なれば、最早臣下として御進めすることは出來ない、と決したといふことを橋口氏より承つたが、一たいこれは何たる事ぞや、歎息にたへない次第である。既に度々御辭意になつた上、終に先君齊彬公に御贈位になつてゐる。それに、更に、君公自身の御昇位とあつては、是迄の美しい御志が無になるのみならず、却つて慾張つた望を抱かれてゐる樣な姿になり、又朝廷を輕んじたやうにも見えて甚だ宜しくない。一體只今東京に差出してある兵隊は、我を正しうして官吏の驕奢を監視して風紀を矯めてやらうといふ深意であるのに、却て君公の上に彼是批評を受ける樣では、折角の心盡しも水泡に歸する。君侯の實意を貫かれてこそ兵隊を勵ますことも出來る。目下、勉勵せる兵隊に、目の眞を入れるといふは實に此處にあるといひ、更に辭任を決行せられんことを、くりかへしくりかへし論じたのである。

案ずるに、此年六月、島津宰相中將久光は從二位に敍し、島津少將忠義を從三位に敍し、高拾萬石を下賜された。これについて直に辭表を提出されたが御許がない。それから七月二十一日にも亦久光、忠義より賞典及位記を辭する表を上り、九月更に恩爵を移して先主齊彬に追贈あらんことの上表あり、そこで十一月二十二日故島津齊彬に從一位を贈られた。その時の御沙汰書には

贈權中納言從三位源齊彬朝臣、先朝多事の際に方り、身、外任に在と雖とも心乃ち王室に存し、子弟を督勵し、闔藩を鼓舞し、上書献策忠を盡し義を表す、終に厥謀を貽して後裔に垂れ、以て今日盛業の基を開き候段、深く御追感被㆑爲㆑遊候、依㆑之贈位宣下候旨被㆓仰出㆒候事

とある。斯樣な次第であつたから、隆盛は君侯の辭位を力說した。隆盛の論旨は遂に容れられて翌三年正月久光、忠義は連署上表して、敍位と賞典祿とを奉還せんことを請ひ、更に又金拾六萬九千七百九十九兩餘、米拾壹萬七千七百六十四石を献納せんことを請ひしに、三月四日金穀献納の議は聽許され、辭任の件も同日附を以て一旦聽許せらるゝことになつた。

右に述べた敍位及び賞典祿の奉還申請の文は左の通りである。

二六六　大久保一藏への書

明治三年三月廿三日

日々輕暖相催候處、彌以御安康可被成御座恐悅奉存候。陳ば御出立涯、不快にて罷在候處御暇乞にも參上不仕、甚不敬の仕合御宥恕奉希候。扨老公(1)御肝癪も長州(2)變動丸大に適當いたし、其後何の音も無御座大慶此事に御座候。乍然重(3)留公子は暫時御愼の處最早御免に相成申候。是も表通の事にて無之、御直に御達相成居候由御座候。長州へ入學被成御座候公(4)子も御手許より御人被遣御呼返に相成、横山には故障申立御斷申出候樣との事に御座候。是が御立後肝の發動にて、至て柔なる痛みにて、漸く

(1)　島津久光　　(2)　丸薬に比していへるなり
(3)　島津珍彦　　(4)　島津悦之助（忠經）當時長州に遊學し，横山正太郎が附いてゐた

肝熱もさめ候鹽梅に御座候。御詩作抔の儀も今更御後悔と被相聞申候。其儀は家令迄御話御座候由、返々も大發にも不到、大幸の事に御座候。いづれ暴言の苦藥進上可仕事と明め居候得共、又棚の中に格護仕候。御安心可被下、乍然他邦えは難說色々被相發候はん、殘念の至に御座候。先大破に不及候故又々持立可申か、暫時の柔ぎか、程合は不相知候。

小弟位階の儀、君公より御辭表を以被仰立相成候得共御許容無之趣、此節は又々御申立相成候由御座候間、何卒御許容相成候樣御盡力被成下度奉合掌候。官職被命候て位階は自可有御座候得共、無官の者に位を授候義は實に筋もなき御沙汰に可有之、諸侯の上なれば兎も角も、藩士の者に高位を被授

(5)知事公より高位を被命候ても御受難出來は臣子の當然に御座候。御受難成者を無理に情義も不被爲構候ては、誠におかしき次第に御座候。(5)畢竟、以來の處も藩内の者、官職もなきに位を被授候ては、朝廷の人にて、藩内所置は不受抔と不心得の者必出來候は案中の事候間、其手初いたし候ては、實に不相濟御案内の通暴言勝の者、却て罪作の是上の種子と奉存候間、何卒御論破被成下、相濟候樣偏に奉希候。堂上方抔は位階と申ものは、餘程尊き事と可被思召候得共、此田舍者何のやくにも不相立ものを、强て御許容のなきも片腹痛き次第に御座候。尙細事は此書面にても御合點出來兼候はゞ、(6)彌助え委敷申含置候間、御聞取可被下候。此旨以書面御願申上候。頓首。

(5) 藩主島津忠義は從三位に西鄕は正三位に叙せらる

(6) 大山巖のこと

午三月二十三日　　　　西郷吉之助

大久保一藏樣

【解說】此書は鹿兒島より東京へ贈り、(一)大久保の鹿兒島出立後に於ける老公久光の樣子を報じ、(二)隆盛の辭位を許可せられたき旨を申出で大久保の盡力を請うたのである。大久保は明治元年正月十九日鹿兒島に歸り、二月二十六日に東上の途につき三月十二日東京に着いたのである。

久光の近狀については、老公は長州の變動（後に說明す）によつて悟る所ありしものゝ如く、すべての樣子が柔かになり、いづれ大諫爭でもせねばなるまいと思つてゐたのにその必要もなくなつたとある。さて何のための肝癪かといふに、久光は時勢に憤慨してゐたのである。久光の意見と中央政府の方針と非常な懸隔があつたのである。久光は元來封建論者であつた。明治の新政府の執つた郡縣政治に反對であつた。階級制度の打破は他日天下の大亂を誘致して收洽することが出來ぬやうになるといふ論であつた。

それ故鹿兒島に於ける藩政の大改革にも頗る不平であつたのである。從つて西鄕、大久保に向つては嫌焉たらざるものがあつた。

此春、大久保の歸つたのは久光と西鄕とに中央政府に出てもらう樣といふ勸告のためであつたけれ共、久光は斷乎として應じなかつたのである。

次に「小弟位階の義云々」は本卷第二六五(明治二年十二月廿九日附桂四郎への書)の解說に詳說しておいた通りで、島津家の辭位辭賞と同時に隆盛の位をも併せて再三辭したが、御許容がなかつた。そこで御許あるやう御盡力が願ひたい。元來無官のものに位を授けらるゝは、諸侯の身はともかくも藩士へ向つてはよろしくない。しかも藩主忠義の從三位より上の正三位を授けられては臣子として受けられぬは當然であるのに、君臣の情義も構はず、是非それを受けよといふのは實に不可解の事である。なほ、將來藩内にて位を授けられしものは、自分は朝臣にて藩の命は奉じないといふ不心得者が出てくるのは必然である。その手初めを自分がしては相濟まぬから、何分廟堂の議を論破してくれよ、田舍者には、位は用はないとある。

此書の大意は右の通であるが、なほ云ひ殘した事は長州の變亂の事である。長州に於ける諸隊の亂と云ふのは、長州藩廳が從來の諸隊を解散せしめて新に常備兵を設置せう

としたために起つたのであつた。これは大久保の鹿兒島へ歸る途中山口に立寄つた時、既に發してゐたのであるが、木戶孝允等の盡力で一時鎭靜に歸したのであつた。然るに其後復暴發して大騷となつた。其頃山口へ遊學してゐた薩藩島津悅之介公子に附いてゐた横山正太郎と岸良眞吉郎とが鹿兒島に歸つて急を告げた。兩士の鹿兒島歸着は二月四日であつた。大久保は早速桂の許に行つて善後策を相談した結果出兵して長州政府を援けようといふ說になつたが、後で西鄉が自ら視察慰問に行つて、若必要があつたら其時出兵せうといふ事になつて、西鄉は二月六日大山(巖)村田(新八)中村(桐野利秋)を伴ひ鹿兒島を發し長州へ行つたけれ共既に平定してゐたので、すぐ歸藩し、十七日鹿兒島へ歸着したのであつた。

二六七　大久保一藏への書

明治三年五月七日

追日暑氣相催候處、彌以御安康被ㇾ成二御座一珍重奉ㇾ存候。　隨て小弟無異罷在申候間、乍ㇾ憚御放慮可ㇾ被ㇾ下候。　陳ば御當地も至て靜穩、村田、篠原、政府に被ㇾ出候得共、固辭して不ㇾ屈、誠に六ヶ敷人々にて御座候。　桂氏も引込相成、迚も被ㇾ出候模樣にも無ㇾ之、正治一人にて當分は至極差はまり居られ申候。　い十院も罷歸候由ニ御座候得共、是以引籠り申候。　實に正治一人にて無理なる事に御座候。御悲察可ㇾ被ㇾ下候。　近來は君侯方や、外國人や、御客通にて賑々敷樣子に御座候。　只名計は高くて、其實は無ㇾ之、汗顏の仕合に御座

候。其許には定て御定算も相立候はんと奉存候。先便細事被仰聞被下難有御厚禮申上候。其節書物御下し被下、別て難有奉深謝候。又々別紙の書物ほしくて、のし(1)不申候間、何卒御都合を以御下し被下度奉合掌候。御賞典御沙汰の御辭表は都て御許容相成候由、無此上大慶の事に御座候。左候へば私の三位も是に引續居候譯に御座候間、是以ごふぞ御許し相成候樣御慈計偏に奉願候。此旨御安否御伺旁奉得御意候。恐々謹言。

五月七日　西郷吉之助

大久保一藏樣

(1) のし申さずとは薩摩の方言たまらないといふこと

【解說】此書は隆盛が鹿兒島の近狀を在京の大久保に報じ、併せて大久保より書狀並に書籍を送り來りし禮を述べ、更に或書籍を注文し、且又前々より出願中の隆盛自身の辭位の許容を得んことを依賴したのである。

「村田篠田云々」以下は、兩人參政に任ぜられしも固辭して受けない。誠に六ケしい人々だと云ひ、次に桂氏も引込んで、とても出さうな風はない。伊集院兼寛も歸つたけれ共是も引籠つてゐる。實に伊地知正治一人が必死となつて藩政に當つてゐる。御悲察下さいとある。(後七月初に至り隆盛再び藩政に參與するに至つた。)

「近來は君侯方や外國人や御客通にて」とあるは、庄内の酒井侯世子や、大垣の戶田侯の如き、鹿兒島に見學のために來るもの少くなかつた。外國人もやつてきた。斯く他から來客が參つてまことに賑々しい事である。只名計高くて其實はこれなく汗顏の仕合であると云ふのである。

「御賞典御沙汰の御辭表はすべて御許容相成候由」とあるは、さきに島津家より差出された賞典御沙汰の上表はすべて御許容になつた由此上なき大慶のことである。(明治二年十二月廿九日桂四郞への書及びその解說參照。)就ては私の三位も是に連關してゐる譯であるから、是以て御許になる樣御慈計を願ふといふのである。

二六八　黑田清綱への書

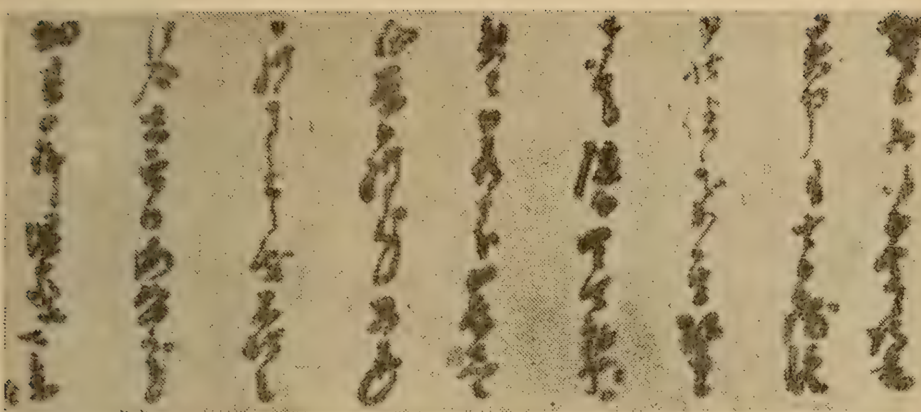
明治三年六月廿七日

暑氣甚敷御座候得共、彌以御安康御奉職の筈珍重奉存候。　陳ば筑前藩士[1]兩人、國中の儀歎願の趣有之、貴兄へ御願申上呉候樣承候付何卒御聞取被成下、相成儀に御座候はゞ御手を付被下度奉合掌候。　彈臺へ御出の事承候て御願申候ては如何可有御座哉この事に御座候間、大に可宜候付、東京え出掛候樣承候故不取敢一書如此御座候。　恐々謹言。

六月廿七日　　西鄉吉之助

（1）　矢野梅庵外一人

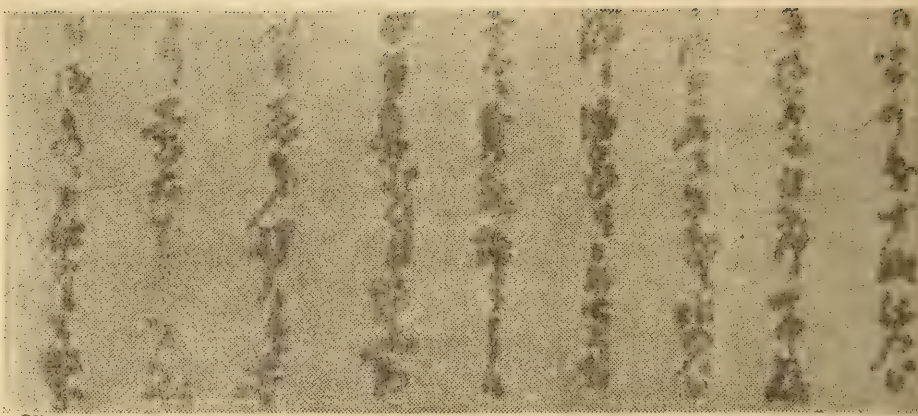
【解說】本書は筑前藩士矢野梅庵外一人を黑田清綱に紹介したのである。黑田は當時彈正少弼であつた。矢野等は筑前藩贋札製造一件發覺し、之が善後策を講ぜんがため、藩主黑田長溥の命によりて鹿兒島に赴いたのである。黑田長溥は島津家より黑田家に養子に行つた人で、嘉永年中薩藩內訌の際にも、大に盡力した。隆盛は其恩誼に感じ、奮然として其の難を救はんと欲し此紹介狀を發したのである。



二六九　山内甚五郎への書

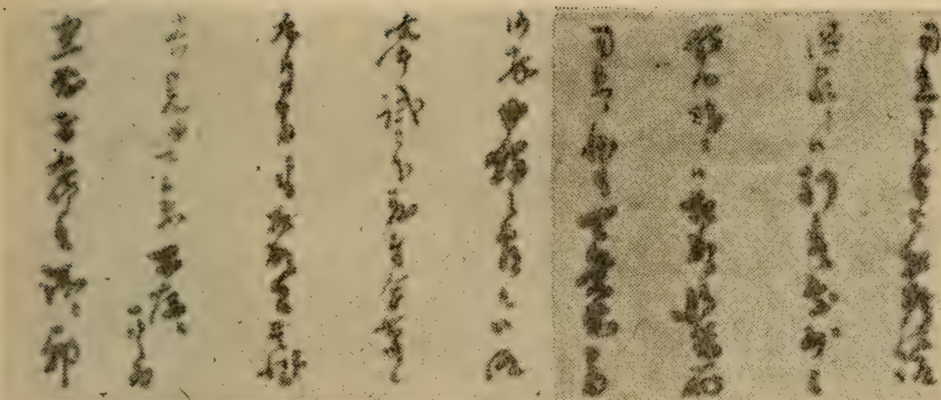
明治三年七月廿三日

暫は不ㇾ得㆓御意㆒候得共、暑中にも無㆓御痛㆒彌以御壯健可ㇾ被ㇾ成㆓御座㆒珍重奉ㇾ存候。　隨て野生病中には態と御尋被ㇾ下御厚志の程厚〻御禮申上候。　早速御禮可㆓申上㆒の處不埒の仕合眞平御海恕可ㇾ被ㇾ下候。　扨其御許温泉え可ㇾ參と相樂居候處、無ㇾ據仕合にて、再政府え出席いたし候樣被㆓仰付㆒又々相勤候次第にて（二字不明）温泉も參兼候義、實

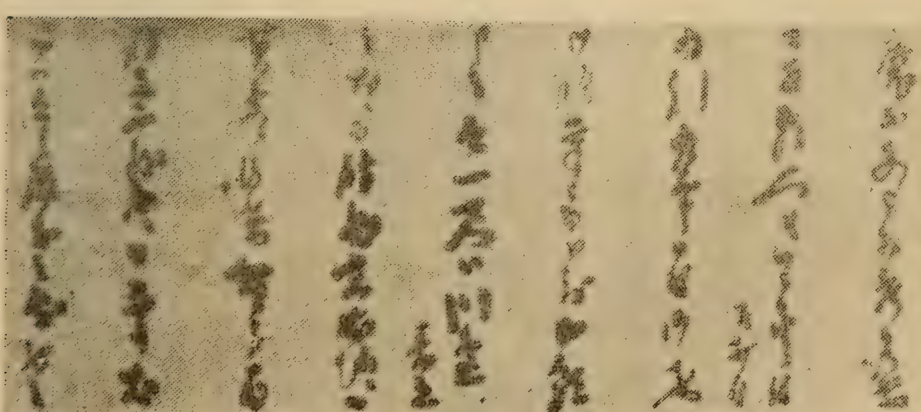


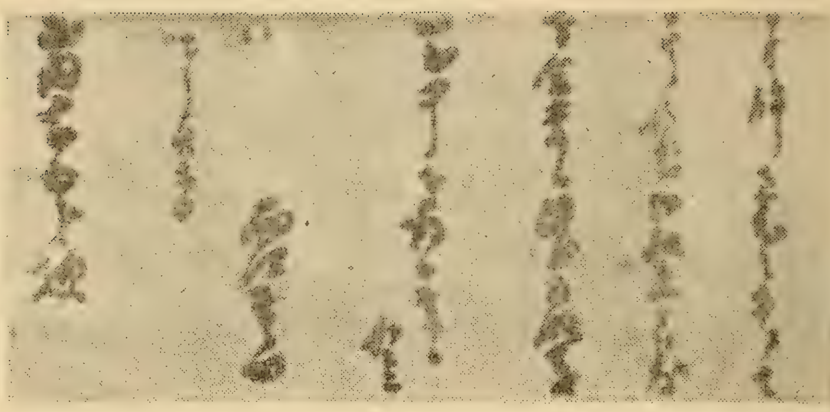
に貧乏極り申候。　御苦察可レ被レ下候。　將又當四月愚弟(1)江戸より牽來候蘭犬いまだ一ケ年も不レ滿ものにて、仕付候はゞ隨分用立申候はんと被二相考一、伊作温泉には列參候處、少々狩心持には相成候得共、一向用立候程も無二覺束一候間何卒御狩の節には御牽試被レ下度奉二合掌一候。　九月方にも相成候はゞ是非共御元え可レ參所存に御座候。　間宜敷奉レ希候。　誠に邪魔なものと相考候得共可二相賴一入も無二御座一候付、乍レ打付爲(ひかせ)レ引差上申候付何卒御領掌被レ成レ

(1)　小兵衞を指す



下度御願申上候。一今疋は川邊素立の犬にて餘程宜敷趣にて貰受候得共、暫の間狩立不致儀にて三ツ犬にては有之隨分の處無之候付、餘り過分の事には御座候得共御仕込被下度奉



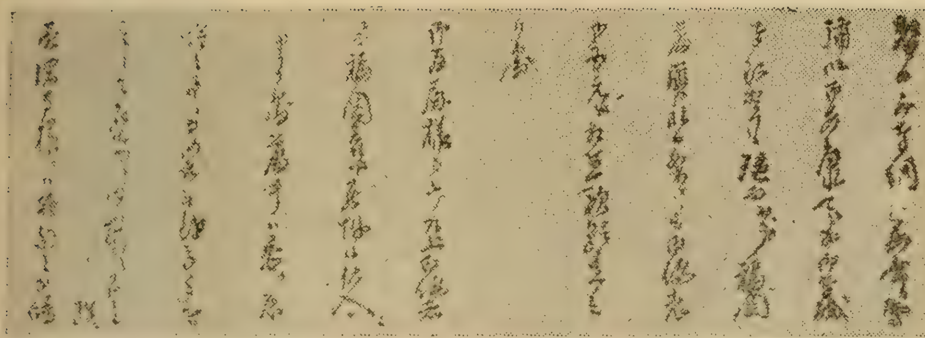


合掌候。此旨乍略義以書中奉得御意候。
頓首。

七月廿三日　西郷吉之助

山内甚五郎様

【解説】本書は鹿児島より隅州國分の山内甚五郎に與へて、獵犬二頭の訓練方を依頼したのである。書中「無據仕合にて再政府へ出席いたし候様仰付けられ又々相勤候次第」とあるは、隆盛此年正月十日、參政を辭し、藩政顧問を命ぜられてゐたのであるが、どうしても隆盛の出仕を要することゝなり、七月三日再び大參事に任ぜられしをいふのである。

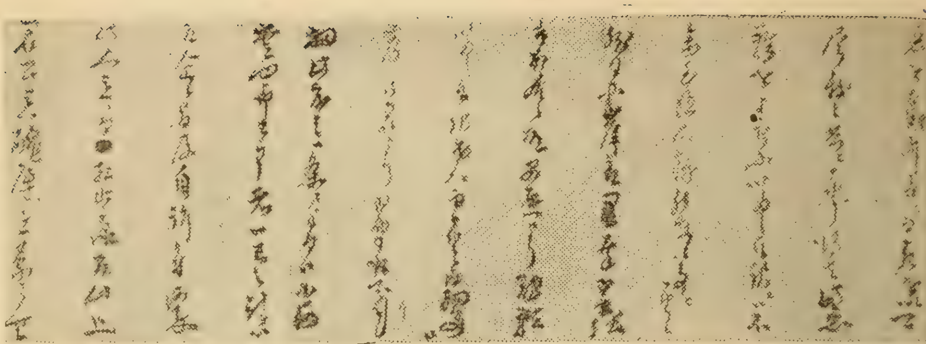


二七〇　大久保一藏への書

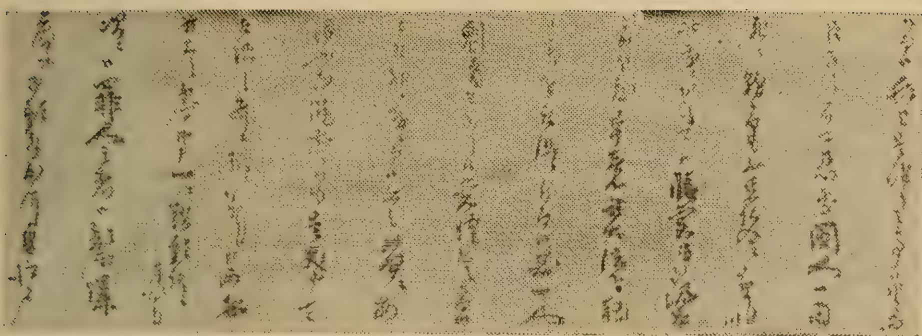
明治三年八月三日

暫は不奉伺御安否候處、彌以御安康可被成御奉職奉珍賀候。　隨て小弟福岡藩贋札一條に付、御使者御國元え相達歎願有之候處、御兩殿樣被聞召上、御使者にて福岡表え罷越候仕合に御座候處、藩中は悉恐懼の事にて、何共無致方、手を空して罷在候時機(1)に御座候。殊に美濃守樣には格別の御鴻恩を戴居候事にて、死を以可盡我々共に御座候得ば、此急難

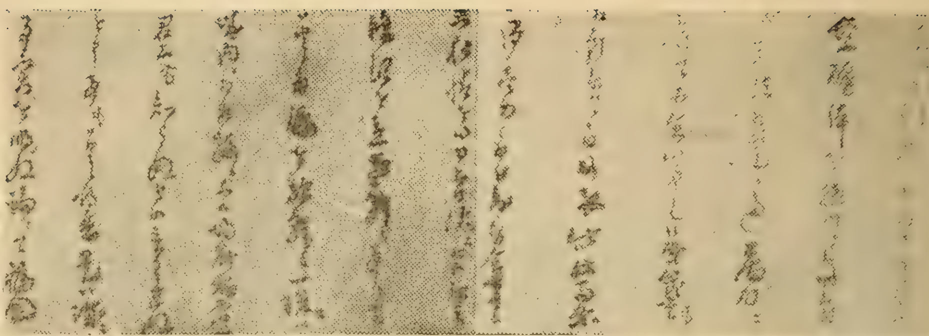
(1)「場合」といふ程の意味にて普通「時宜」と書く所なり



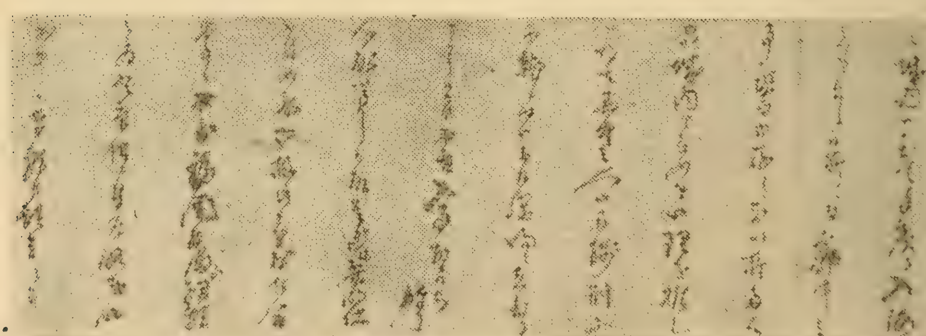
をよそにいたし候譯には不參、至極心痛罷在候事に御座候。　然るに岸良君幸御出張相成居候故、早速より歎願いたし候次第にて御座候間、細事は岸良君より御聞取可被下候。　扨此度の一條に付ては、小河愛四郎と申者一己の計を以取企候旨及自訴候付、何卒此人迄にて相止候樣乍此上君公迄醜辱を蒙らせ候ては、頓と是限りの事御座候て、臣子の不可忍處、國人一同、死に就候ても不足仕合に御座候間、此處においては情實も御汲取被成下度、畢竟此大法を犯候儀を取組候付ては、必一人魁首



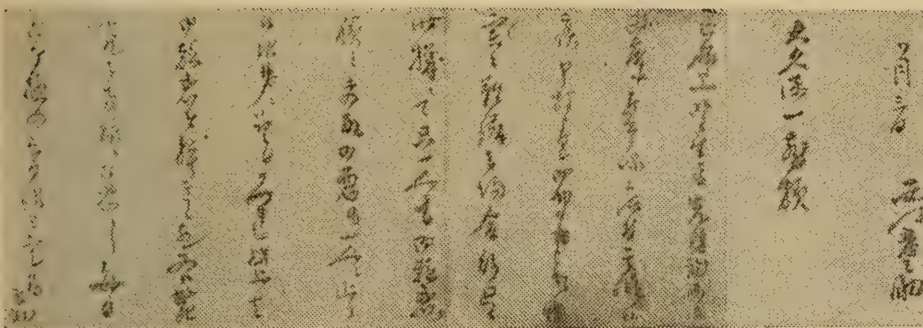
〻成候覺悟無レ之候ては被二相初一候儀に無レ之、如何にあほふな筑前にても、是丈は相決居候譯に御座候間、何卒此上の處第一に歎願仕候事に御座候。　次には罪人の者は都て隣藩え御預相成居候付、江戸表え御引廻相成候樣にては、頓〻醜辱を極め候付、此節御刑法相定候通、藩内におひて所置いたし候處、幾重にも相願置候間、何卒此兩條は御盡力被二成下一度奉二合掌一候。　只私情を以申上候譯にては無レ之、條理を立相願候事にて御座候間、偏に奉二歎願一候。　一說には城内にて相拵候上は、場所柄不レ宜、君公



もしらぬこは云はれぬこ申事も御座候得共、是は誠に事實を明メぬ論にて、福岡の城内は至て手廣ク入海迄も有レ之候所にて、廓中の



事決て御存じない所多く、只城内こ云ふを以理を推し候得ば、國中の人は不レ殘刑に不レ就候ては不二相濟一場に立至り可レ申候間、不レ差入一



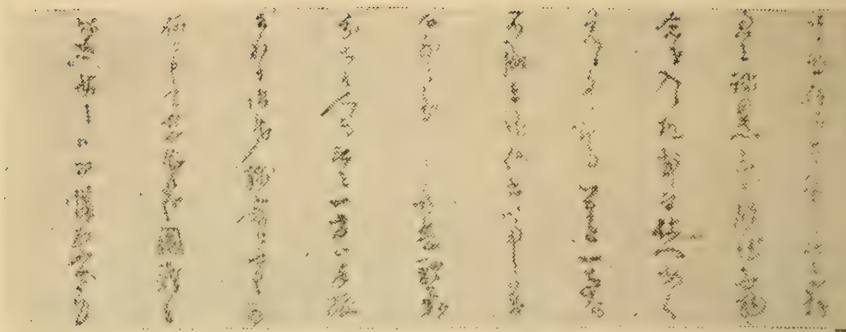
事ながら、餘り心配いたし候故、是迄も辨明仕候付、何卒御救被下度奉合掌候。此旨福岡藩より歎願の爲出京仕候付、乍略義以書中奉願候。頓首。々々。

八月三日　西鄕吉之助

大久保一藏樣

追啓上。野生にも先月初、又々政府(2)へ罷出候樣被仰付、其段は疾(3)中村より御聞取被下候はん。實に難澁の場合、行廻候時機にて、只一人にて御疑惑を積み、夫故御惡も一人に止り候次第に御座候。いづれ、此上は御

(2) 薩藩の政府を指す
(3) 中村半次郎（後の桐野利秋）

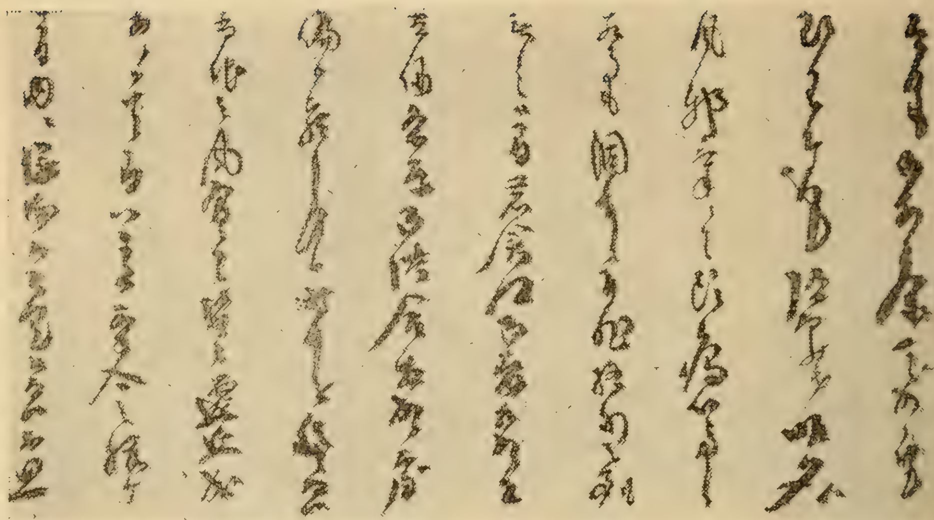


疑惑を解き候か、又は斃候かの兩樣に相決し、毎日死を極め、今日限と定候て出勤仕候處、頓と苦勞も無㆑之、御存通の疎暴者も、餘程毎㆑物念を入候故、却て仕へ安く覺候事に御座候。 いまだ一事も不㆑成、直樣他出いたし候儀、心外の至御座候得共、難事を分ち候人も無㆑之、一方は手拔相成候次第、殘念と可㆑申か、何と申て宜敷候哉、困難の仕合、少しは御憐察可㆑被㆓成下㆒候。

（大久保侯爵家所藏）

【解說】此書は福岡出張中に認め、東京へ向けて贈つたもので、本文は先づ福岡藩贋札一條につき島津家より使者として福岡へ來りしことを告げ、それより情と理と兩方よりせめて、罪の筑前藩主黑田長溥へ及ばざる樣、大久保へ訴へて救濟方を依賴せしものである。此時の隆盛は恰も辯護士の地位である。その辯護振は本文に見ゆる通り如何にもあざやかである。中に「美濃守(長溥)樣には格別の御鴻恩を戴居候」とあるは嘗て薩藩に內訌ありし時、美濃守は共生家たる島津家の危急を見かねて、正義派とも云ふべき一派、即ち隆盛等の尊信せし側の志士を庇護し、又齊彬の襲封についても非常な盡力をした。西鄕も大久保もかねがね共事を非常に德としてゐたのである。

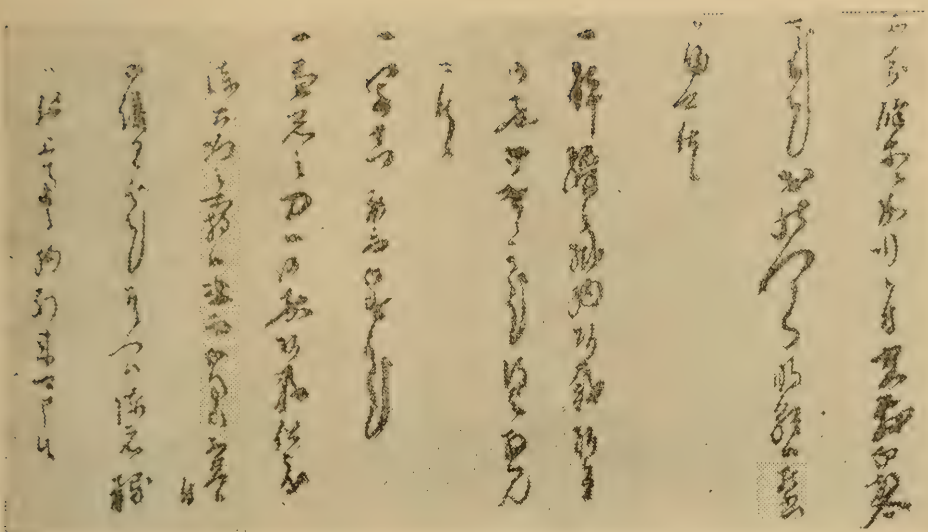
次に追啓には自身最近の境遇、即ち七月再び政府に出る樣になりし事と久光との關係それに關する隆盛の覺悟を報じ、更に又他に難事を別つ人なく止む事を得ず福岡へ出張もした。一方に仕事をすれば一方は手拔けになつて困る。少しは察してくれとある。



二七一　大久保一藏への書

明治四年二月五日

今日も御安康可被成御座珍重奉存候。隨て小弟昨夕より風邪氣にて頭痛いたし、聲も涸居候。乍然格別の事にも無之候間、岩倉卿御着相成候はゞ、左樣條公へ御談合相成候處、偏に御願申上候。時日を移候ては、當地の風習にて、皆々遷延成安く御座候間、いまだ氣合の拔けざる内に、議論不相定候ては不



思不レ知、餘所に成行候付、宜敷御都合可レ被レ成下レ候。　おのづから明朝は罷出候樣可レ仕候。

一解[1]縉の掛物頂戴難レ有何卒御遣可レ被レ下、得と拜見可レ仕候。

一寫眞都て御遣可レ被レ下候。

一兼光の刀は、何卒頂戴仕度、淺右衞門の所持は決て御用ひ不レ宜候付、御讓り可レ被レ下候。　左候へば陳元輔は彌上通の物到來可レ申候。

二月五日　西　鄕　拜

(1) 解縉(字は大紳)は支那明朝時代の大學士にて書を能くした人

【解說】此書は東京に於ての往復である。「隨て小弟」より以下最初の一節は、岩倉卿が東京へ着かれたら乘て三藩談合の次第を、早速三條公へ御談合ある樣に、御周旋下されたし。氣合の拔けぬうちに議論を定めねば、故障が出來るから早くせよと迫つたのである。既に「小引」に叙した通り隆盛は大久保、木戶、板垣等と共に汽船にて東上し、二月二日東京に着した。岩倉は東海道を陸路東上し、二月六日東京へ着した。此書は即ち其前日に贈つたのである。「解縉の掛物云々」は、大久保より解縉の書幅をあげようかと申來りしに答へたのである。

「乘光の刀云々」は隆盛之を得んと欲して、淺右衞門の持つてゐた刀ならば、君等が持つてゐては宜しくないから、僕に讓つてくれよと冗談を交へし也。淺右衞門は山田淺右衞門にて極刑者の斬首の役目なりし故に、然かいひしものと思はる。

二七二 大久保利通への答書

明治四年二月八日

御手紙辱拜誦仕候。陳は先刻條公御出被遊旨申來候付、早速參殿仕候得共跡越に相成、高知藩邸え被爲入、夫より御出こ申事にて、右通相後れ候間、御立寄被爲在候はゞ、直樣罷出候樣可仕候。此旨御報如此御座候。頓首。

二月八日　西鄕拜

大久保樣

【解說】二月八日は薩、長、土三藩の領袖が三條邸に集りて、三藩より建言の趣を三條右大臣へ懇談した日である。西鄕、杉、板垣は三藩の代表、それに岩倉、木戶、大久保等參加して意見の交換があつた。長州の權大參事野村素介も特に列席したやうである。

三藩建言の趣旨は政治の大改革を行はうとするには、朝廷に兵力を備へて變に應じて之を制する丈の準備がなくてはならぬ。それには先づ薩、長、土の三藩が合力同心、大に皇國のために盡し、維新の大業を完成せしめようと欲する次第であるから三藩の兵若干を親兵として徵集せられたしと云ふのであつた。

此書は當日、三條公邸へ集合前に大久保の書に答へたのである。「條公御出被遊旨申來」とあるは、多分薩邸より條公の入來の趣を報じてきたから早速參殿したが、既に御立になつた後であつたといふのである。「高知藩邸へ御出それより御出と申事にて右通相後れ候間云々」といふのは薩邸より高知藩邸へ御出になり、それより再び薩邸へ御出といふことであつた爲め、御待ちして斯く遲刻に及んだが、條公御立寄になつたら、すぐに參上するといふのである。

當日の會合前、大久保より岩倉へ贈つた答書がある。參考のため、左に收錄する。

備考

大久保利通より岩倉具視への答書

明治四年二月八日

奉二謹讀一候。然ば今日三條公亭え御會議につき、野村大參事出席の事、態々被レ示二聞一趣奉レ畏候。扨又今日御出會の上、三藩談合の次第、御前におひては於二長藩一委曲御承知の事候得共、猶又御直に大臣殿え可二申上一旨御發言被レ下候樣奉レ願候。大體の處は兵隊御取扱のヶ條にて、是が今日御急務、餘は先づ枝葉と申ても宜舗、乍レ去共餘の談に及候はゞ能々手順相立、判然と御聞取被レ爲レ調候はゞ共通にて若左も無レ之候はゞ尚又三藩申談、克々手順相立申上候樣御沙汰にて、可レ然と奉レ存候。此旨拜復のみ、早々如レ此御座候。頓首。

二月八日　大久保利通

岩倉大納言殿

二七三　山本弘太郎への答書

明治四年五月四日

芳翰難レ有拜誦仕候。陳ば先朝は態々御來訪被ニ成下一候處、御失敬の仕合何卒御海恕可レ被レ下候。其節御願申候處、厚御汲取被レ下奉ニ深謝一候。就ては明後朝九時より可ニ罷出一候樣可レ仕候間、宜敷御願申上候。此旨乍ニ略儀一御禮答迄、如レ斯御座候。頓首。

五月四日　　　　西鄕吉之助

山本弘太郎樣

【解說】宛名の山本弘太郎は紀州藩の權大參事である。「其節御願申上げ」とあるは紀州藩大參事津田出を訪問せんとて、其斡旋を依賴したのである。

さて、本書は右につき、山本より返書があつたので、明後日九時より參上することにするから、よろしく御願すると更に依賴したのである。

二七四　山下龍右衛門等への書

明治四年五月七日

先刻申上置候御書面、只今相達候付寫差上申候。早速御歸國相成候樣都合可ㇾ仕候間、何卒御仕廻被ㇾ下度、此旨乍ㇾ略義ㇾ以ㇾ書中ㇾ忽々如ㇾ此御座候。以上。

五月十七日　　西鄕吉之助

山下龍右衛門樣
　其　外　樣
　　要　　詞

【解說】これは東京にての手紙である。宛名の山下龍右衛門(房親)は、もと薩藩の兵具方の隊長であつたが、隆盛が四月上京の際、篠崎眞平、神崎長太の二人と共に特殊の目的を以て上京させたのである。特殊の目的といふのは、東京府內取締等のために警察制度を創立する考で其方に用ひるつもりであつたのである。

然るに隆盛が四月二十一日薩藩知事忠義に隨ひて着京してみると、豫期に違ひ、未だ警察制度創立の議を進めがたき事情であつた。そこで止むを得ず一先づ歸國させて、再び呼ばうといふことで三人に懇談し、この手紙を贈つたのである。

編者は嘗て某氏から山下房親の直話であるとて此時の話をきいた。その話は斯樣である。ポリスとかいふものを始められるといふことで、西鄕さんについて上京したが、色々事情があつて、ポリスの創立の事は容易に運ばなかつた。さうすると西鄕さんが一日吾々に向つて懇々と、「まだポリスどころのことでないから、一時歸國して待つてゐてくれ給へ、愈々創立といふことになればすぐ呼ぶから、」といふ話。そこで一たん鹿兒島にかへることになつた。此時實に有難いと思つたことは、西鄕さんの計らひにて最急行の旅費を給せられて存外多額の旅費をいたゞいたことであつた。云々。

鹿兒島出立の際、隆盛は上京後すぐ警察制度を立つる考で前述の如く、其方へ用ひる人

まで連れてきたのに、何故に其事が急に運ばなかつたかといふに、隆盛は薩、長、土三藩の固き結合によつて國家統治上に一大改革をしよう。それには朝廷を擁護する親兵が必要である。その親兵を三藩から差出さうといふことを三藩領袖の間に決し、政府の同意を得て、隆盛と木戸とは各歸藩したのである。薩藩の兵は三月と四月と兩度汽船にて上京した。其兵數は步兵四大隊、砲兵四小隊で總人員三千百七十四人であつた。隆盛は少しおくれて四月廿一日着京したのである。長州の方では老公敬親の病氣、次で三月下旬に薨去になつた。其ためでもあつたらうが、隆盛が着京してみると、長州より新に上京する兵はまだ見えないばかりでなく、木戸は長州に歸りし後、薩藩の事に疑を生じて、岩倉へ書を贈つて薩藩へ對する不平を洩らしてゐる。隆盛は意外であつたに違ひない。そのために大久保と小西鄕とが木戸との了解を得るために五月三日東京を發して、態々長州へ出かけて行つた位である。

三藩の兵が出揃つて、朝廷の親兵が出來、三藩の結合も十分に成つた上でなければ、警察制度の如きは未だ云ひ出されなかつたのは當然である。

二七五　三條實美への書

明治四年六月二日

御安康奉恐賀候。　陳ば今朝參殿可致旨承知仕候處、胸痛甚敷罷出候義不相叶、恐縮の至御座候。　今夕六字比迄には是非參　殿仕候樣可致候間、何卒宜敷御執成被成下度奉希候。　以上。

六月二日　　　　西郷隆盛

三條公

御近侍中樣

【解說】此書は三條右大臣より參邸を求められしに答へたのである。此頃は制度改革の大問題を前にして諸星の來往頻繁であつた。その前日には、三條、岩倉、木戸、大久保の會談もあつた。又隆盛は大久保と凝議して、木戸を以て內閣の主軸に据ゑ、他はその命によつて動くことにしようと云ふことを決してゐる。

在朝時代

在朝時代

小引

隆盛が朝に立ちて大政を翼賛し、廟堂の重きをなしたのは、明治四年六月二十五日より六年十月二十三日まで二年四ヶ月の間であつた。此間に於て、隆盛は何事を爲したかといふに、その第一の仕事は廢藩置縣を決行した事である。第二は一般軍制及び近衛兵の基礎を築き、且つ固めたことである。第三は警察制度の創立に盡力したことである。此外内外の政務について陰に陽に貢献したところ少くないが、何といつても廢藩置縣といふ最も困難な事業を容易に成立せしめ、明治維新の事業を成就せしめたことは實に隆盛の功業の第一に數へねばならぬ。勿論隆盛一個の力ではないが、若も隆盛がなかつたならば、到底あの手涯は見られなかつたであらう。なほ、此外に何人も追從の出來ぬ隆盛の大功蹟が今一つある。それは實體はない、無形のものである。即ち彼が蓋世の聲望と力とを以て天下の人心を繫ぎ、政府の要石となりて上下を安堵せしめたことである。新政府の瓦解を救うて世を鎭めたことである。隆

盛一人の力が如何に大であつたかは廢藩置縣後、間もなく、明治政府の大立物であつた岩倉、木戸、大久保の三柱石が留守を隆盛に托して一時に揃つて歐米各國に出かけられたのに見ても明かである。當時の外務卿副島種臣が、西郷を弔ふた歌の中に「子供すら夜泣かずありけり大君のしこの御楯と汝がなりし時」といふ一首がある。隆盛在朝の間、頑凶影を潛め、天下肅然として鎭まつてゐた樣が偲ばれる。

申すも畏けれど、幼主を補佐し、聖德を涵養し奉るといふことは、維新以來、當時の大臣參議が寸時も忘れなかつたことであるが、隆盛も亦特に意を此に用ひた。或は暴風雨の夜、將士と共に主上、自ら野營の艱苦を試みさせたまひ、或は車駕遠く西巡して、萬民の勞苦を察して仁慈を垂れさせたまひしが如き、隆盛常に供奉の中にありて玉體に咫尺し奉り、補導の大任を盡したのであつた。明治天皇が英邁の天資を以て愈その聖德を大成したまひしもの、その由來する所ありと申さねばならぬ。

隆盛が近衞都督として、その慓悍なる兵士を御するや、自ら破裂彈上に晝寢してゐると豪語して安如たるものがあつた。併し、流石の英雄隆盛の手にも餘るものが一つあつた。それは彼の舊主久光の政見の相違であつた、反對であつた。由來、隆盛の大を爲して、回天の功業を立て得たのは、薩の雄藩に生れ、明主齊彬に見出されたといふことが、その出發點である。其後、久

光には動もすれば、容れられなかつたが、其恩惠を受け、其勢力に由つて大事を成し得たことも亦事實である。而かもその反對論は天下の舊勢力舊思想を代表したものであつた。不平家の血を涌かしたものであつた。蓋世の英雄もこれには懊惱を禁ずることが出來なかつたであらう。隆盛であればこそ、隆盛の羽翼既になるものがあつたればこそ、彼はその身を保ち得たのである。

隆盛も神ではない、廟堂に於ても、亦、力の及ばぬこともあつた。岩倉大使一行の留守中、天下不平の徒を鎭め得たことは、彼が留守の大役を全うしたと言ふべきであるが、內閣や各省長官の軋轢我儘については、統御の任を十分に盡したとはいへない。元來、此時隆盛は大將參議で政府の大勢力であつたが、首相は三條實美である。隆盛は其命を奉じて職分を盡して居た。又、岩倉一行の出發前、官制の改革や、大官の任命の如きは、その留守中には着手せぬといふ約束が成立してゐたので、隆盛はそれを守る考であつたやうであるが、これは事實無理な註文でもあつたらうし、何時の間にかその規約は破れて、明治六年の四月になると、太政官制は潤飾といふ名の下に改正せられる、後藤、大木、江藤は參議になる、井上は大隈等と爭うて野に下るといふことになつた。これは才氣橫溢の大隈が三條首相を說得して行ふたもの〻やうである。所謂薩長土肥の權衡は破れたが、隆盛は一向それには頓着せず、一言の爭もせずに、爲すがま〻に

させて置いたやうである。その不統一の責は隆盛と雖も自ら之を認めてゐたと思はれる理由がある。蓋、斯樣な潤飾、破約などの技巧的政略や、ごまかしは、隆盛の長所では無かつた。彼の本領は、國家經綸の大策を定めて之を決行するにあつた、條理を明にし勢を審にして國家の發展進步を謀るといふ點にあつた。それ故に彼は所謂征韓論の發生の際、民心を統一し國家を振起して、百年の大計を定め、やがて宇內に雄を競ふ基を立つるは此處だと思惟し、自ら遣韓大使たらんことを請うて止まず、一たび閣議は通過したが、岩倉、大久保、木戶、大隈等の反對によつて、三條の病俄に篤く、岩倉が大政攝行の勅を拜するに及び、遂に隆盛は千古の恨を呑み、正邪今那定、後世必知清と歌うて、野に退却するに至つたのである。

編者は今、此書を修めて此間に於ける隆盛の書翰七十有五通を左に收錄するを得た。讀者請ふ、滿天の雲霧を排し、隆盛の自叙につきて直ちに其眞相を觀察したまはんことを。

二七六　大久保一藏への答書

明治四年七月六日

芳翰難有拜誦仕候。　陳ば熊本藩の義御說諭被成下候趣、必靜り可申事と奉存候。　今日に至り官省は勿論、藩々の情實も有之、六ケ敷成立候處、今始て思ひ當り、心配の樣子に御座候。　破れ立候かいまだ不相分、少し動搖いたし候はゞ瓦解相違有之間敷と奉存候。　驚愕先生方の事候間、如何に形行候哉も不被測候。　今日は議事の開帳餘程優長の風景に御座候。　長にても段々議論も起り候はん、昨日は山縣も頭痛いたすとの事にて罷歸申候。　非上至極心配の躰に御座候。　此旨御禮答迄荒々如此御座候。　頓

首。

七月六日　　西郷拜

大久保様

追啓上。別紙の通昨日申來居候間、任ㇾ序に差上申候。直太郎の所行驚入次第に御座候。

（大久保侯爵家所藏）

【解說】大久保の來書に答へたのである。熊本藩云々は、大久保日記七月四日の條に「安場子入來及二懇談一候趣意は、過日來熊本藩見込を以、條岩二公ゑ大體一歸論及人選（大隈云々の事）等の事切迫申立。實に公平至當間然するなしといえども、今日の情實に於て行ふべからざるものなり、若し强て主張候得ば、却て同藩の爲宜からざらん次第も有ㇾ之、篤と愚意申入候處別段異論無ㇾ之、猶、知事始申談及二返詞一との事に候。」と見えて居る。蓋「紀綱を確

立し、朝官の方向を一定すべし。朝官中、浮浪の徒に通じ、私意を以て朝政を紊亂するものは斷然處置すべし。」といふのが今春來安場保和(熊本藩大參事)等の說であつたやうである。それを政府當路へ嚴談に及んだのであらう。

「今日に至り官省は勿論」以下は、西郷の見たる制度取調會議開會當日の模樣を報じたものである。「制度取調議員の多くは、昨今、官省は勿論、各藩の情實もあつて、行政上種々の困難が生じて來たので、今になつて始めて思ひ當つて心配の樣子である。破れるかどうか、未だ分らぬが、動搖しだしたら瓦解にきまつてゐる。驚愕先生(議員連を指す、即ち今日になつて始めて驚く樣な先生たちと云ふ意味ならん。)方の事だから、如何になり行くか、測り知るべからずである。今日は議事の開帳餘ほど優長な風景であつた。長州人の間にも段々議論も起るであらう。昨日(五日)は山縣も頭痛がするといつて歸つた。井上至極心配の樣子である。」大體斯樣な事である。隆盛が默々として會議をながめてゐた樣子があり〳〵と見える樣である。なほ又「今始めて思ひ當り」とは廢藩置縣の事を始めて思ひ當りといつたものではあるまいかと想ふ。然らざれば心配瓦解、驚愕などといふ文字が生れそうにない。單に官制改革問題ばかりを指したのでは無さそうに見える。

二七七　桂四郎への答書

明治四年七月十日

芳翰難レ有拜誦仕候。殘暑酷敷御座候得共、彌以て御壯榮御勤務の段恐悅の至り奉レ存候。隨て小弟無レ異儀罷在候に付、乍レ憚御放慮可レ被レ下候。陳ば先月下澣、三藩出揃相成候處、初此方よりは三藩戮力同心と申儀、只立會迄にては志氣直樣難レ安次第に候間、此度は十分戮力、同志の根源を堅ふいたし候儀急務と存候。其根源に於ては三藩の内より一人主宰を立、皆此人の手足と相成、十分使はれ候て其人を助け候處不レ相立候ては、只面々の議論を主張いたし候樣の機會に成行候に付、一人見込通り施させ候て、面

を一に定め不レ申候ては必ず事業不レ擧、紛々の場合に相成可レ申、若又見込相違致し、大體不二相叶一候はゞ、速に引籠候方可レ然、少々の見込は必ず有レ之事に付、右等は推てやり貫キ候得ば、其弊を矯候位は如何樣共相成候に付、是を以て定約いたし、木戸壹人を參議に措へ、外々は省に降り、其任を負ひ、勉勵可レ致と相議し、土州へ相談候處、至極同意にて御座候間、兩藩より篤と長藩え申述候得共、木戸決して不レ肯、然共兩卿へ申立、懇々御說諭相成候得共、少も承引は不レ致候に付、不レ得レ已此上は都て省々へ降り、互に手を引合候て參り候外無レ之と策を替へ談判いたし候處、亦々議論沸騰いたし、既に崩立勢に成立、頓と御變革は不二出來一次第に立至り候處、一夕大久保より篤と相談有レ之、此上は私氣張候はゞ隨分御變革の處も受

合て可相調との事に付、左候はゞ相はまり可申、此節不相調候はゞ、御國元にて隊中と相約候折、切斷に相究居候間、迚も逃出しは出來不申、山に入り候儀も相塞り、いづれ地に入候外無之候故、承諾仕候處、木戸も納得相成、兩人參議に拜命仕候次第に御座候。外は皆々省々に降り、(1)一時參議並卿大少輔を被爲廢、其上又々御調の上省々へ被相居、何分十全の撰擇不被相行、殘念の至に御座候。　乍然此上にて屹度定則相立候はば、是を以て責或は罰し候場合にも可罷成候と奉存候。　大小丞以下の處はいまだ變換無之、是も續て相發候賦御座候處、官省の調べ、並、人員の定額章程等相極め候て可發とて、只今取調中に御座候間、不日に相發可申、此度は俗吏も餘程落膽いたし、濡鼠の如く相成申候。　御遙察可被

(1) 六月二十五日從來の參議一同免職新に西鄕、木戸參議に任せる。同日各省少輔以上を悉免官翌日より又追々新任があつた

下候。定めて衆恨は私一人に留まり可ㇾ申こ、最早明らめ申居候
尙近々事情可二申上一候得共、大略迄如ㇾ斯御座候。恐々頓首。

七月十日　　　　西郷吉之助

桂四郎樣

【解說】此書は明治四年六月下旬から、七月十日までに行はれた政府要路の進退及び將に諸省官吏の黜陟を行はんとする事情を鹿兒島へ報じたのである。即ち廢藩置縣斷行準備中のことである。

「先月下旬三藩出揃相成候」とあるは、薩、長、土三藩より朝廷へ徴せられた軍隊及び領袖が全部出揃つたといふのである。薩藩の兵は四月十五日までに全部着京し、薩藩知事島津忠義は西郷大參事を從へて四月二十一日に入京し、土州兵は五月十八日に着京した。長州兵三大隊の中一大隊は其前に徴兵として登京中の者を以て充て、一大隊は大阪に駐在してゐたのを東上させ、一大隊は藩地より五月二十六日東上の途についたと防長回天

史に見えてゐるが、その着京の月日は詳でない。而して木戸孝允は大久保、小西郷、井上等と共に五月二十七日に横濱に着港して入京し、長州藩知事毛利元德は六月十二日に東京に着いた。此書に六月下澣出揃ひとあるを以て見れば、長兵の全部着京が下旬になつたのかも知れぬ。

隆盛が木戸一人を政府の首腦に推さんとした事情及び、遂に木戸と西郷兩人參議として立ち、從來の參議は皆各省の長官或は次官の地位についた次第は、本書に見える通である。此大更迭は六月二十五日に始つた。同日從來の參議全部を免職し、西郷と木戸を參議に任じ、二十七日、神祇伯宣教長官に三條實美同次長に福羽美靜を、大藏卿に大久保利通を、大藏大輔に大隈重信を、宮內大輔に萬里小路博房を任じ、二十八日、工部大輔に後藤象二郞を、七月四日、民部大輔に大木喬任を、同八日、司法大輔に佐々木高行を任命した。但三條の右大臣、岩倉、德大寺、嵯峨の大納言はもとの通であつた。

此書面の日附即ち七月十日までの要路の任命は大略右の通であるが、何分人選が六ヶしかつたと見えて、書中にも「何分十全の選擇相行はれず、殘念の至に御座候」とある。

二七八　桂　四郎への書

明治四年七月十日か

【解說】此追啓は、前掲七月十日付書翰の追啓であることは殆ど疑なきものと思ふ。但本文は今その所在が分らぬ。此追啓のみが桂家に遺つて居て、宛名も月日も見えない。内容は筑前藩贋札一件の事で別に難解の點もない。

追啓上。先便筑前の一條細々申上置候處、去二日に御所置有ㇾ之、大少參事等關係の面々斬罪にて庶人に下し、知事公は本職を被ㇾ免、閉門の御沙汰に相成驚入候次第に御座候。私には相發候義も何ごとも不ㇾ爲ㇾ知に前以より相極候ものゝ相見得、相發申候間、筑

前の權大參事早川勇と申人參り居候付得と國情承候處、先づ暴動共いたし候模樣にても無之、此上は今一應盡力いたし、十分國中の變革も相立て、是迄の耻辱を可相雪との含に御座候。跡の知事は有栖川宮え被(1)仰付、大參事は河田佐久間拜命にて罷下申候。當分の處にては變を付候樣子も有之間敷と、早川抔も申居、此十五日方より歸國の模樣に御座候。此段も荒々申上置候。

（桂家所藏）

(1) 七月二日任命

二七九　山下、篠崎、神崎への書

明治四年七月十日

其後御左右不レ承候得共、彌以御安康可レ被レ成二御座一珍重奉レ存候。　陳ば御當地の形勢甚六ヶ敷乍レ漸御口開相成、いまだ十分御變革不二相成一候得共、不日相發可レ仕、左候へば順序相立、御府内取締向等の儀も相運可レ申と奉レ存候間、誠に御待遠可レ有二御座一候得共、何卒今暫御忍被レ下度御賴申上候。　決て油斷は不レ仕候に付、御見合被レ下候處奉レ希候。　いづれ東京府の役人變遷不レ致候ては不二相濟一、此機會相待居候處、追々御手相付、官省の撰擧相濟候得ば、直樣御手も相付、事の由御座候に付、夫迄は迚も相運兼候間、もふは長くは有レ之

間敷候付、左樣御得心可ㇾ被ㇾ下候。此旨荒々奉ㇾ得御意候。以上。

七月十日　　　　　　　西鄕吉之助

山下龍右衞門樣

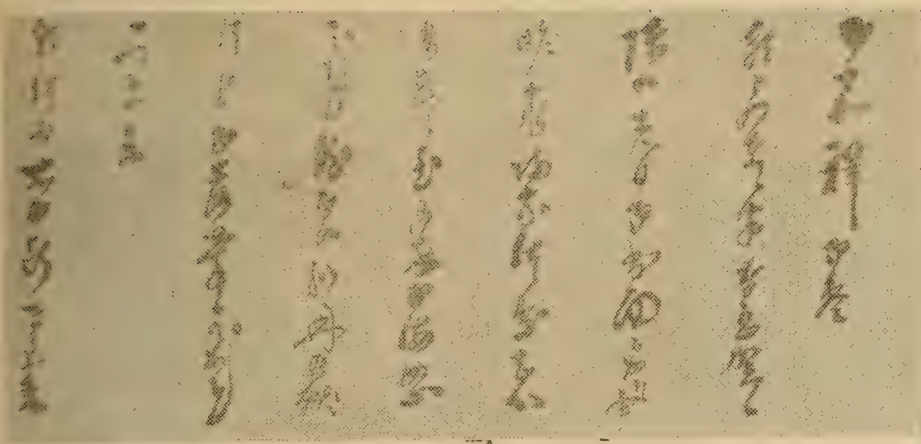
篠崎眞平樣

神崎長太樣

追啓上御一同樣等にも宜敷御鶴聲可ㇾ被ㇾ下候。野生にも無ㇾ據時機合に成、參議拜命仕候。實に恐入候次第にて、苦心此事に御座候。御遙察可ㇾ被ㇾ下候。

【解說】此書は東京より鹿兒島へ遣はしたのである。宛名の三人は此年四月隆盛上京の際警察制度創立の見當にて一旦上京させた人々である。然るに警察創立の事容易に

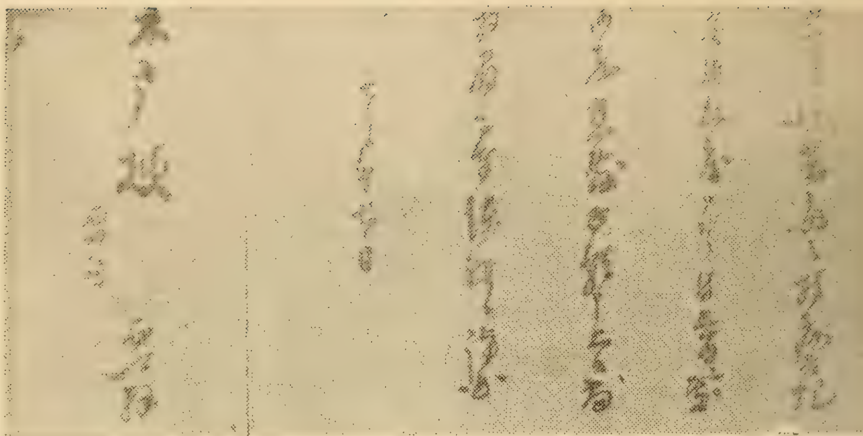
成らずして歸國させた。その次第は前掲五月七日附山下への書に詳說した通である。七月に入つて制度調査會議も開かれ、廢藩置縣の發令も近づかうとして、漸く警察設置の事も議に上り、不日に發するといふことになり、此書を以て其旨を報じ、それ〲上京の準備をさせたのである。



二八〇 木戸孝允への書

明治四年七月十七日

御嘉祥御参
朝被ㇾ爲ㇾ在候はん奉㆓恐賀㆒候。陳ば先日御
書面被㆓成下㆒候由、昨夜歸家仕候處、甚ダ以テ失
敬の至何卒御海恕可ㇾ被ㇾ下候。就ては別
册返献仕候付、御落掌可㆓成下㆒候。いづれ
参
朝仕候て、右御斷可㆓申上㆒筈御座候得共、毎
の持病差起、灸治仕度御座候付、今日の處



何卒宜敷御願申上候。尚拜眉可奉陳謝候。謹白。

七月十七日　　西鄕拜

木戸様

要詞

【解說】此書は廢藩置縣後三日の日附である。即ち木戸、西鄕兩人參議として朝に立つた際のものである。

二八一 大久保一藏への書

明治四年七月十八日

昨日より例の持病差起出勤不ㇾ仕候て、療治方にて御座候處、先刻條公御出にて、三岡も此兩日中には着京相成候模様の由、右に付ては東京府知事に被ㇾ仰付筈にて、幸、貴兄にも御談合相成候處、御違存無ㇾ之由御沙汰被ㇾ爲ㇾ在候。先日より大藏省に御登用相成度との段伺居候處、迚も不ㇾ被ㇾ行候哉、若御用ひ被ㇾ成候思召に候はゞ只今かと奉ㇾ存候。今日荒増御究りの趣にて、尙、私にも存慮無ㇾ之哉との御事に御座候間、違存は無ㇾ御座ㇾ段申上置候。如何の御考に御座候哉。是非御用ひ被ㇾ成候思召に御座候はゞ、明朝條公へ

御申込被ㇾ成候て可ㇾ宜かと奉ㇾ存候間、早々一筆如ㇾ此御座候。　頓首。

七月十八日　　　　　　　　西　郷　拝

大　久　保　様

【解説】此書は三岡八郎（後の由利公正東京府知事に登用の件につき、三條右大臣より相談ありしにつき、念のため大久保へ照會し、大藏省へ登用の事はどうか、登用するなら此機を逸すべからずと申遣はしたのである。　三岡は維新當時に於ける第一流の財政通で、造幣及び財政上功勞のあつた人であるからである。　併此後、原案の通矢張東京府に出た。

二八二　桂四郎への書

明治四年七月二十日

朝暮秋氣相催候彌以御壯榮可被成御座恐悅の御義奉存候。　陳ば天下の形勢餘程進歩いたし、是迄因循の藩々却て奮勵いたし尾張を始、阿州因州等の五六藩及建言（大同小異は有之候得共大體郡縣の趣意）日々御催促申上候位、殊に中國邊より以東は大體郡縣の体載に傚候模樣に成立、既に長州侯は知事職を被辭、庶人と可被爲成思食にて、御草稿迄も出來居候由御座候。　封土返献、天下に魁たる四藩、其實蹟不相擧候ては大に天下の嘲笑を蒙り候のみならず、全奉欺朝廷候場合に成立、天下一般歸着する所を不知、有志の者は紛紜

議論相起候上、外國人よりも
天子の威權は不二相立一國柄にて、政府と云ふもの國々四方に有レ之
抔と申觸し、頓と國體不二相立一旨申述候由、當時は萬國に對立し、氣運開立候ては迚も勢ひ難レ防次第に御座候間、斷然公議を以、郡縣の制度に被レ復候事に相成、
命令を被レ下候時機にて、御互に數百年來の御鴻恩私情にをいて難レ忍事ニ御座候得共、天下一般如レ此世運と相成、如何申ても十年は防がれ申間敷、此運轉は人力の不レ及處と奉レ存候。　此際に乘じ、封土返献の魁よりして、天下一般の着眼と相成候上は、色々議論相立候ては、是迄勤
王の爲に幕府を掃蕩被レ遊候御趣意も不二相貫一、殊に頼朝以來私有

の權を御一洗被爲在候御功蹟も難相立事候得ば、決て異議は有之間敷候得共、舊習一時に散し候事に候得ば、依事は異變無之共難申國々も不相知候付、

朝廷におひて戰を以被決候。　確乎として御動搖不被爲在候間夫丈けは御安心可被下候。　此運に當り、私有すべき譯無之事候間、大体變動の模樣も相見得不申候得共、此末所置を間違候はゞ如何の變態に推移候哉も難計事と奉存候。　此旨乍大略形行如此御座候。　尙追々可申上候得共、甚急ヶ敷、一筆奉得御意候。　恐惶謹言。

七月二十日　　西鄕吉之助

桂四郎樣

（桂家所藏）

【解說】此書は隆盛が東京より在藩の桂久武に贈つたもので、天下の形勢より察し、又對外政策上より見て、廢藩置縣の止むべからざる時運に到達し、その發令を見るに至りし次第を述べ、なほ島津家としては從來勤王の事歴に顧みても眞先に贊同すべきものなる事など條理を盡して說明し、且政府の大決心を報じたのである。

書中「御互に數百年來の御鴻恩、私情に於て忍び難きことに御座候へども、天下一般かくの如き世運と相成、如何にしても十年は防がれ申間敷、此運轉は人力の及ばざる所と奉存候」とあるにて、その島津家に對する情義はさることながら、世の進運は人力の如何ともすること能はず、必ずかゝる歸結に到達する。たとへ防止しようとしても、十年とは防げないと明言してゐる。

抑も廢藩置縣の事たる、版籍奉還に次いで起るべき問題である。西郷、大久保は疾くに此に至るべきを洞察し、その準備をしてゐた事は既述の通である。此年正月、西郷の鹿兒島を出づる時、既に其決心であつたことは、其行動が說明してゐる。長州の木戸も亦疾くに、その今日あるを知り、且つ期してゐた。たゞ互に公然、それと口に唱へなかつた丈の事であつた。世には明治四年六月三十日、長州の鳥尾小彌太と野村靖之助とが廢藩置縣を

斷行しなければならぬと氣がついて、井上馨、山縣有朋に話し、それから西鄕と木戶とに說いて、廢藩置縣の談が急轉直下に成立したと記述したものが多い樣であるが、これは領袖の眞意を知らずに、下の方で頻りに運動したのではあるまいか。此時少し國家の經綸の才ある者は廢藩置縣の必要なることを認めてゐた。西鄕、大久保、木戶等の領袖はいふまでもない。伊藤然り、松方然りであつた。井上も鳥尾と野村とが話に行つた時、兩人の樣子を見て、直ちに、廢藩置縣の事を話に來ただらうと、星を指したと云ふことである。して見れば鳥尾、野村等の運動は幾分かその機運を早めたことは相違ないけれども、大領袖の間には、疾くに胸算があつたので、山縣、井上等の申出に對し直ちに賛成を表したものであらう。たとへ、其時迄具體的の話はなかつたとしても、四年正月以來の西鄕以下大領袖の行動は、專ら其方向に進んでゐた。然らずんば、廢藩置縣といふ天下の一大事件が、七月朔日頃から運動して、二週間後の七月十四日に決行せらるゝといふ運になる筈がない。壹萬に近き三藩の兵を親兵として、東京に徵集されたことは、その目的でなくて何であらうぞ。

二八三　廢藩につきて薩藩の祿高處分に關する意見書

明治四年七月頃

一抱地高(1)他郷え相掛所持いたし居候分は、其土地の士族え賣渡候樣御達相成居候得共、此節廢藩に付ては、是迄の通被召置候て宜敷は有御座間敷哉。乍然四丁限の御制度は御立置不相成候ては、又々兼併の憂相生し、後害不少事候付、是非定限有之度事に候。

一給地高(2)の內依科御取揚相成候高株、並門閥の內より差上相成候株も、夫形被召置候はゞ都て御藏入同樣の振合に可相成候

(1) 抱地高（かけちだか）とは城下以外各郷に於ける自費開墾地の事，自作高ともいつた　(2) 給地高とは藩侯より一門門閥を初め藩士又は寺社等へ與へられた高をいふ，百姓の耕作地で門高（かどだか）ともいつた

付、持高三拾石以下の者え申受被仰付候はゞ一段着相付可申事に御座候。

一無祿の士族數多有之候付、廢藩に付ては、生計の道を失ひ候心持に相成、案勞可致事候間、急速御手不相付候ては、不被爲濟候付、持高三拾石以下の者えは、現米六石宛を以御救助被成下候方、宜敷は有之間敷哉。譬へば持高拾石致所持候分は、所務差引いたし、六石の割合に相成候樣、御宛行相立候はゞ格別難澁も有之間敷、乍然三拾石を目的にいたし候はゞ八石位なれば相當可致賦に御座候。いづれ御調不相成候ては御見居付乘候はん。何分にも差向の御急務と奉存候。

一帖佐與御藏入高の儀、舊幕以來御屆外相成居候へ共、此期に至

候ては何とか名目不相定候ては難相濟候付、數萬の士族御扶助方不被爲行屆、無祿の窮士數多有之候付、新田等相開キ右の餘勢を以テ相救ひ、漸く飢渇に至らしめず、往々は開拓の冗費補立無祿の士族え割當候見込を以テ趣法相立置候得共、此節廢藩に付ては右取計方、全ク絶果候處、無祿の窮士は空敷路頭に立候爲体可罷成事と安堵付兼候趣を以テ當分救助に被差出置候員數何程と相記、無祿の窮士え御配分相成候救助米悉御振向相成候はゞ、本文御屆に洩居候廉も相立のみならず、即今救助の道も相備、旁可宜儀と奉存候。　右にて御決議相成候はゞ直樣朝廷え御伺不相成候ては難相濟候付、夥多の士族を養、扶助不行屆疲勞いたし候事候へば、是迄救助に設置候趣意相貫キ祿高に

加入いたし候樣被仰付度段、先して御願相成候方、御上策かと奉存候。

一琉球並島々御所分の儀は、いづれ一般の御沙汰有之迄は、今通の御扱にて可然事と奉存候。

【解說】本書は廢藩置縣につき無祿の士族等不安の感を抱き、又事實困難に陷るものあらんことを憂ひ、薩藩へその救助方及び隆盛の藩政參與時代より懸案となり居たる祿高處分等の事につき、隆盛の意見を申遣はしたものである。これは經世家の興味ある研究材料である。單に薩藩の古い事蹟と思つて看過すべきものではないやうである。よつて大略の意味を次にあらはしておくことにする。

一第一節拘地(かけち)高(だか)云々の條下に、四丁限(かぎり)の御制度は矢張存置されたし、然らずば又々弊件の釁を生じ、後害少なからざる事に候に付是非定限ありたしとある。舊藩時代から薩藩の家祿は寄合以下のところは賣買を許してあつたが、明治二年の藩制改革の時、持高に制限

を立てた。其趣旨は成るべく貧富を平均させるといふにあつた。大富豪、極貧者を造らせぬ樣にしたいと云ふやり方であつた。それが即ち隆盛の意見であつた。

一第二節「給地高の內依科御取揚相成候高株」とあるのは罪科によりて沒收した祿高(其他に廢佛を斷行し、寺院の祿を取揚になつたのもある。)それから「門閥の內より差上相成候株」とあるは、薩藩門閥は都之城の約三萬石を筆頭に、少きは二三千石に至るまでの封地を有してゐたのであるが、明治二年三月、祿制改革の際、階級によつて持高を制限され、御一門及都之城などは、千五百石、門閥家、三百石限を持高とし、それ以上の高は依願返上の形式を取らせたものゝやうである。過上の返上高、過上高、沒收高等を合計すると拾七萬九千九百三十一石餘に及んだ。それ等の高は特別會計になつてゐたと見える。それを此まゝにしておけば御藏入(即ち藩主の收入になるもの)と同じ振合になるであらうから、此際持高三十石以下のものに分ちて各三十石に達するまで申受(薩人は音をつめて、モシーヨケといつた。)官物を拂下げすることをいふ。一般に廉價であつた。)させられたら一段落つくであらうといふ意味である。

一第三節は窮士救助の手段である。

一第四節に「帖佐與御藏入高云々」とある帖佐は大隅國の地名、此處の藩庫に收納する

租米は舊幕時代幕府へは屆出でずにあつたものと見える。帖佐組代官といふがあつて藩の開墾地等よりの收納を司つたといふことである。其處分を此度は、つけねばならぬ。それを窮士の救助にあて、朝廷へも其趣を斯く〳〵に書いて出願した方がよろしからうといふのである。

一第五節には琉球並に島々の御處分はいづれ朝廷より御沙汰のあるまで今迄の通にてよろしからうとある。

(附　記)

なほ參考のため薩藩祿制の事を次に記して解說の不備を補ふ。一體薩藩の總高は七十七萬石で其內三十餘萬石に對する租米が直接藩庫に納まる。之を御藏入と稱へた。其餘の約四十萬石は給地高で、御一門以下各階級の藩士、又は社寺等の所有になつて居た。田舍に住して居る士族は自費開墾地を自作高(抱地高ともいふ)として持つてゐた。一所持(封邑を有するもの)の封土だけは賣買は出來ぬが、その他の士族は所有高の賣買を許されてゐた。一所持の封土內に於ける士族の高は矢張賣買を許されてゐた。これが他藩と異なつた點であつた。尤も右は家についた祿の事である。役人になつて居る間は別に役料高即ち今日の俸給を與へられる。それは御藏入の中から出たのである。明治二年の改正では城下士族の持高を最大限二百石(全部給地高)田舍士族の持高を自作高五十石給地高五石計百五十石に制限し、それ以上持つてゐたものは次男以下に分家させたり賣らせたりしたのである。とにかく非常な事を斷行した。それで文久以來戊辰戰役に至る莫大の費用の整理も出來たものと思はれる。其時、捻出した高は前記十七萬九千九百石餘で、又、それを二百石以下のものに拂下などした高が七萬一千百石餘で差引拾萬八千七百九十六石餘は藩の特別會計になつて此時に至つたものらしい。

二八四　黒田清綱への書

明治四年八月廿七日

其後は不レ奉レ得二御意一候處、愈以御安康被レ成二御座一珍重奉レ存候。陳ば當所町人中島源八と申者、追々參り、事情承り候處、誠に能相辨居殊更度々集議院へ建白もいたし、御褒美にも預り候由、外方よりも承繕候處、彌慥成人物にて、決して山子にては無レ之趣に御座候時勢の儀餘程相憂申立候樣子、感心の事多く御座候付、何か御聞取相成か、又は探索等の儀御申付相成候へば、能相分可レ申人にて右等の邊御用可二相成一人物と見受候付、罷出候はゞ御取合被レ下候て、市中の形勢御聞取被レ下候はゞ一般の苦樂に關係いたし候儀

細密取調居候に付、得と御聞取被下候へば、一廉の者と奉存候間何卒御都合次第御逢取奉希候。　頓首。

八月二十七日　　　西郷吉之助

黑田嘉納樣

【解說】此書は東京府大參事黑田嘉納(後の淸綱)に、町人中島源八を紹介したもので、十分にその人物を推賞し、市民一般の苦樂に關係したことを細かに心得てゐるから、得と御聞取下さいとある。

二八五 大久保利通への書

明治四年九月十四日

今日も御嘉祥珍重奉レ存候。 陳ば前
知事公、御官位被レ爲レ進候處、餘程御欝氣も散し、御機嫌宜敷趣に御
座候。 何分此機會に、三藩え
御臨幸被レ爲レ在候はゞ無二此上一事と私情には奉レ祈候へ共、近來は
御臨幸の義も音なしに相成候間、定て例の故障出來候はんと奉レ
存候。 如何の都合に御座候哉、二丸の所御受被レ爲レ在間敷と其の
み、御心痛と被二相聞一申候。 いまだ飛脚不二相發一內、此
臨幸相運候へば、十分の都合と相考候得共、只私情のみ申立候樣

にては不相濟候付、御一策は有之間敷かゝ卒度御尋申上候。

九月十四日　頓首。

追啓上御約束の寫眞差上申候間、何卒騎兵戰爭の圖は頂戴仕度御座候。

大久保様　西郷拜

要詞

【解說】九月十三日從四位島津忠義に從三位、從三位島津久光に從二位の宣下仰出された。隆盛はその翌日、此書を大久保に贈つて、三藩臨幸の議を成立せしむるやう密かに慫慂したのである。文意を以て推せば、御臨幸の議は前方よりあつたものと見える。

二八六　桂四郎への書

明治四年九月廿八日

尙々時分柄折角無御痛樣御自愛被成下度奉祈候。　勝房州にも出(1)掛候得共、是以縣內の情實も有之、此期に至り官人え出拔候ては是迄恭順を以激徒を挫付居候廉も不相立、難澁の趣と被相見得、私にも屢危を免かれ、御互に不思議のものと相考居候得共、今更跡の事共考出候得ば、早、其節に斃居候方ましと存候位にて御座候。　時々は私にも左思ふぞと被相咄申候。　彼の心中、此一言にても餘は被相察申候。

冷氣相募候處、益御勇建可被成御座、恐悅の御儀奉存候。　陳ば

（1）靜岡より東京へ出掛けたけれども云々といふなり

從(2)四位樣益御機嫌能被遊御座、恐悅の御儀奉存候。扨　御家族樣御登京の一條に付ては、御配慮被成御座御仕組の儀も水泡と相成候由、實に致方無之次第驚入候仕合に御座候。就ては當地をひて爲相運候手段無御座候ては、迚も御盡力被成下候道は有之間敷、得と愚考仕候處、いまだ

朝廷よりは御家族樣方の儀は何たる御沙汰も無之候付、いづれ當月中には御出懸相成候はゞ、自然東京御住居と申儀相發し候はん。　其機會に乘じ、御歸國の思食と被相伺申候。　就ては其節に至り、御家族樣方御登りの儀も不相伺候ては、又々失策も出來候はんかと只心痛のみにて、頓と手も出乘候付、先づ右の手段に橋口氏と談合いたし置候間、左

(2) 島津忠義公をさす九月十三日再び從三位の宣下ありしもなほ舊稱によりしものと見ゆ

樣御含置可被下候。　餘程御徒然御模樣と被相伺御案勞被爲成御座候由、苦々敷次第に候まゝ御苦察可被下候。

一此節、門松等の持參御座候由にて、御取調の諸帳面拜見仕候處色々考付の廉々有之、伊地知氏と相談仕、兩人の見込を以張紙いたし、差返上申候付、今一往御評議被成下度、殊に御國内の人民え御貸付金と申は、全躰御救助の爲に御座候處、只帳面の上にては事情分兼候付、一般の貸金と見成し、直樣引揚候樣共相成候ては、甚難澁の次第も可有御座、是迄の通、總計の返上にて、年限も不相立候ては不濟勢ひも御座候はん。　藩々、外國等え夥多の借財仕出し居、對州邊は百萬兩餘の外國えは借居、返濟の道更に無之、直樣より朝廷の御難題と相成居候仕合にて、外藩々もいまだ屆出

不申由御座候得共、追々過分のものと被相聞申候。　右等の次第にて藩々においては實に可驚所行多く、只大藏省は借財引受のみと申場合に成行居申候得ば、大に貸付と申儀には目の付安場合も有之、御國元にては、帳面の上にても其區別も可有御座候と奉存候間、成丈諸士並諸浦々等の御貸付は見事に被下切等の御計相成候方可宜哉と談合仕、其上、縣と相成候付ては、只威令を以所置いたし候譯にも不參、漸々被成にくき場合に移行候はんかと愚考仕候間、其邊の處、後來の御目的被爲在候方、當時の御方略かと奉存候。　是迄の如く、段々拜借等の願は出來兼候事と奉存候間、返上の考を以産業に振向、一向相勵候樣說諭被爲在、被下切等の御計相成候方、御當然の事と相考申候間、宜敷御吟味被成下

度奉ㇾ存候。伊地知氏の張紙え、尚又私の註解を以テ申上置候間、委敷御取調被二成下一度、若哉間違居候儀も御座候はんかと相考候得共、太意右等の趣意に御座候間、御用捨可ㇾ被二成下一候。此旨荒々奉ㇾ得二御意一候。恐々謹言。

九月廿八日　　　　西郷吉之助

桂四郎様

（桂家所藏）

【解說】本書は東京より鹿兒島へ贈りしもので、尚々書に「勝房州にも云々」とあるは當時、勝を政府の大官に任ぜんといふ議があつて、靜岡から東京に召出された。其折の事を云つたのである。即ち勝安房も上京はしたが、政府に出仕することは靜岡縣內、即ち舊幕の情實もあり、是迄恭順を以て激徒を抑へて來た廉も立たず、困却の模樣であるといひ

且對談の際に於ける勝の懷舊談を報じたのである。

「御家族樣御登京の一條云々」は、忠義公御家族の上京につき、老公の反對ありしための苦心談である。

「此節門松等持參御座候由にて御取調の諸帳面云々」は、門松某の持參せし薩藩々廳にて取調の諸帳面に隆盛等の意見を張紙にして差戻すから、今一應御評議下されたし、殊に薩藩領內の人民に御貸金の一條は、元來救助のためのものであるが、帳面上では普通の貸金同樣に見ゆる、之を新政府に申出て、すぐに返納せよといはれては困難するであらう。各藩では、內外の藩債が多くて大藏省では藩債引受のみの場合である。それに反して貸金とあつては、政府でも忽ち目につき易い。いつそ諸士（救助のためのもの）や、諸浦々（船舶製造費として貸與し、運賃より上納する仕組が存してゐた。）の貸金は寧ろ此際全部返濟を免除し、返上の考を以て產業に振向けるやうに御說諭ありし方、本來の性質上當然かと思ふといふのである。

二八七　桂四郎への書

明治四年十一月三日

【解說】此書の第一段には、鹿兒島の近狀を細大、吉井等より聞いてよろこばしいとある。吉井は小西鄕と共に人心鎭撫の使命を帶びて、鹿兒島に歸り、四十日間位滯在してゐた。

細說すれば、廢藩置縣のため、鹿兒島にも不平を云ふ者があつたために桂久武伊地知正治等餘程懸念し、西鄕、大久保のうち一人歸つてくれと云つてきたので、吉井と小西鄕とを歸して意志の疏通を計つたのである。彼等は八月廿四日東京を立つて、十月廿一日に歸京したのであつた。

第二段は條約改正問題について、當時政府の所見がわかる。それから岩倉公以下木戶大久保等使節差遣の一條、廢藩の跡始末といふ難澁の留守番を引受けた西鄕の苦衷を悲察せよとある。

第三段は七月贈りし信書が天下に流布してゐるとの事であるが、多分奸智のもの共が

大體の意味を聞いて僞作して吹聽したものであらう。以來御用心を請ふ云々とある。

冷氣相募候得共、彌以御堅固被ㇾ成㆓御座㆒候段恐悅奉ㇾ存候。隨て小弟無㆓異儀㆒消光罷在申候間、乍ㇾ憚御放慮可ㇾ被ㇾ下候。陳ば吉井(1)等先月廿一日着船いたし、近來の光景細大承知仕候。人氣も餘程宜敷、日々御政業相進候趣、恐悅の至に御座候。爰許にても段々評議有ㇾ之、來年外國交際改正の期限に相成居候て、迚も十分の交際不㆓相調㆒、外國同樣の分に相成候へば互の婚姻を免し、何方にても自由居住を爲ㇾ致、或は遊步も定限なく自在にいたし候樣無ㇾ之候ては不㆓相濟㆒由にて、改正の期限を五年位に相延、其内國内の事業

(1) 小西鄕と共に十月十七日鹿兒島發

を振起、民法は勿論、宣教の道も行届候上ならでは不㆓相濟㆒事故、期限の間に確定爲ㇾ致候賦に相決シ、各省よりも人數被㆓差遣㆒、使節同伴にて參り、誠に賑々敷事に御座候。　其内は先づ廢藩の始末を付候のみにて、外に手を出ざる賦に御治定相成申候。　夫迄の處、難澁の留守番にて、苦心此事に御座候。　御悲察可ㇾ被ㇾ下候。

一私より差上候書面、何比のものかは不㆓相分㆒候得共、木戶を一人主宰に居へ、其外皆々手足と相成可ㇾ致㆓盡力㆒との議相定候節申上越候趣と相見得、初は桑(2)名藩諸生より相洩候由、諸國え寫取相廻候趣に御座候。　推察仕候處、右の書面外え出候譯は決て無ㇾ之、他國諸生抔え爲㆓御見㆒被ㇾ成候譯は、萬々有ㇾ之間敷、誰ぞ其趣意を洩し候もの有ㇾ之候はん。　夫を例のいちゝ等の奸知もの

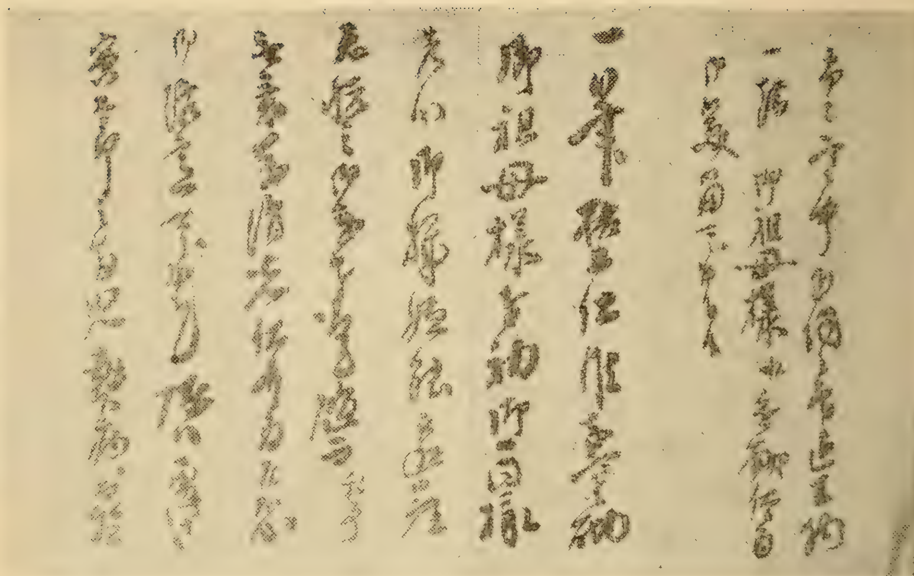
(2) 鹿兒島に遊學中の桑名藩諸生をいふ

又々作文いたし、吹聽のものと相考申候間、何卒御用心可レ被二成下一候。桂四郎樣西鄉吉之助との書狀、天下中を相廻居候由に御座候。何か邪魔を成し度見込と相見得申候。此度は餘程降伏の由御座候間、もふは右の手數も相止め可レ申か。何分にも自分に出懸候賦に御座候へば、欲心は迚も止み申間敷と奉レ存候。此旨乍二略儀一時候御尋旁奉レ得二御意一候。恐惶謹言。

十一月三日　西鄉吉之助

桂四郎樣

（桂家所藏）



二八八　椎原與三次への書

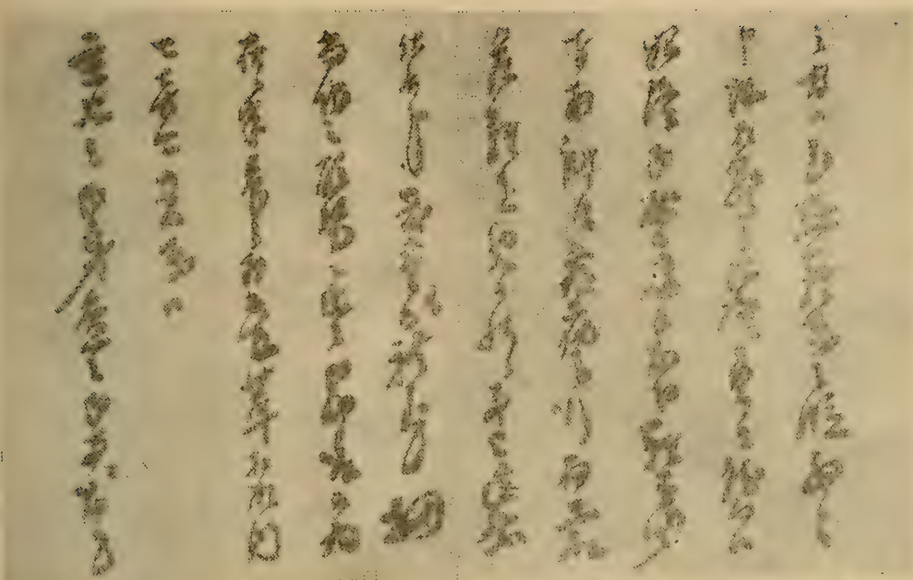
明治四年十二月十一日

尙々寒中御伺の印迄、反物一端、御(1)祖母樣え進獻仕候間、御笑留可被成下候。

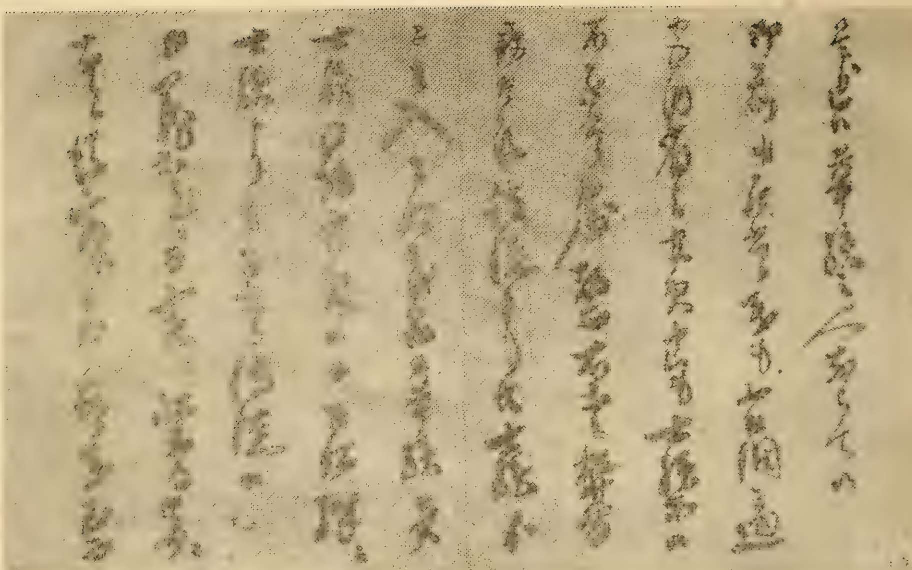
一筆啓上仕候。甚寒の砌、御祖母樣奉初、御一同樣先以御機嫌能被遊御座恐悅の御儀奉存候。隨て私事無異義消光仕居候間、乍恐御降意可被成下候。陳ば勇(2)けさ、寅太郞の兩兒

(1)　隆盛の外祖母(與三次の母)

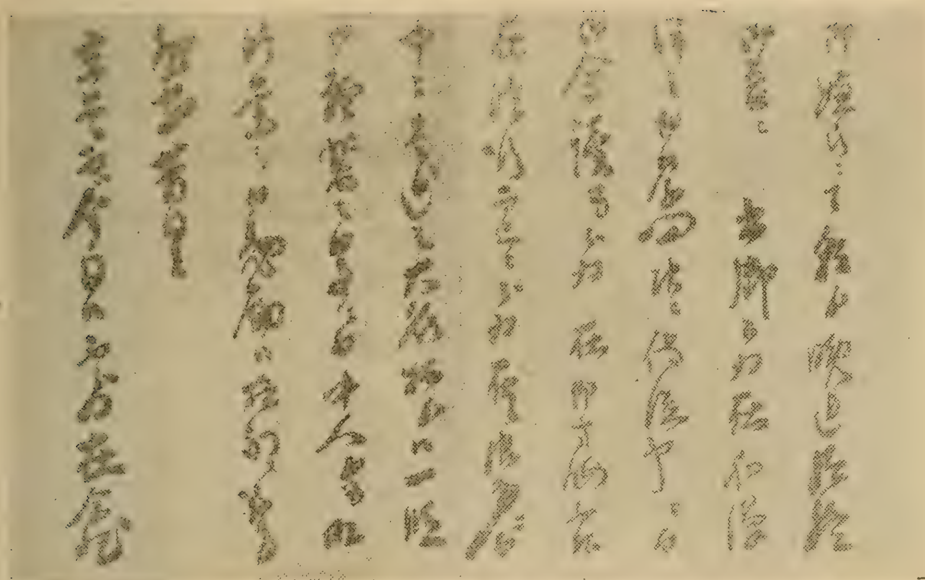
(2)　勇袈裟は隆盛の弟吉次郞の子(後の準隆)



熱病にて、暫の間は至極難儀の段細々申越、相驚き候仕合に御座候。就ては始終御配慮被㆓成下㆒、難㆑有次第奉㆓拜謝㆒候。看病方行届、夫故危難を免かれ候事と遙察仕居申候。幾重にも御禮申上候。扨、當地の形勢、追々御聞取被㆑爲㆑在候はん。色々御變革相成候內、可㆑喜可㆑貴義は、主上の御身邊の御事に御座候。是迄は華族の人ならでは、御前え罷出候儀も不㆓相調㆒、適宮內省



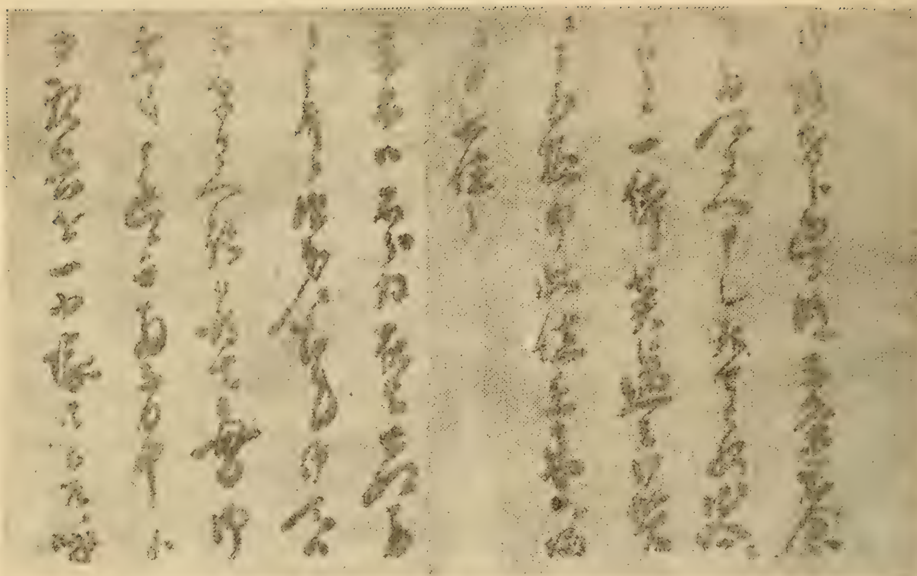
の官員迄も士族等は不二罷出一候處、都
て右等の弊習被二相改一、侍從たりと共、
士族より被二召入一、公卿、武家、華族、並、士
族同樣官員は被二召仕一、殊に士族より
被二召出一候侍從は、
御寵愛にて、實に壯なる御事に御座
候。　後宮え被レ爲レ在候儀、至て御嫌ひ
にて、朝より晩迄、始終御表に　出御
被レ爲レ在、和漢洋の御學問、次に侍從中
にて御會讀も被レ爲レ　在、御寸暇不レ被
爲レ　在、修業のみに被レ爲レ　在候次第



にて、中々是迄の大名抔よりは一段御輕裝の御事にて、中人よりも御修業の御勉勵は格別に御座候。　然處昔日の

主上にては今日は不被爲在、餘程御振替被遊候段、三條、岩倉の兩卿さへ申し居せられ候仕合に御座候。　一體英邁の御質にて、至極御壯健、近來はケ樣の御壯健の

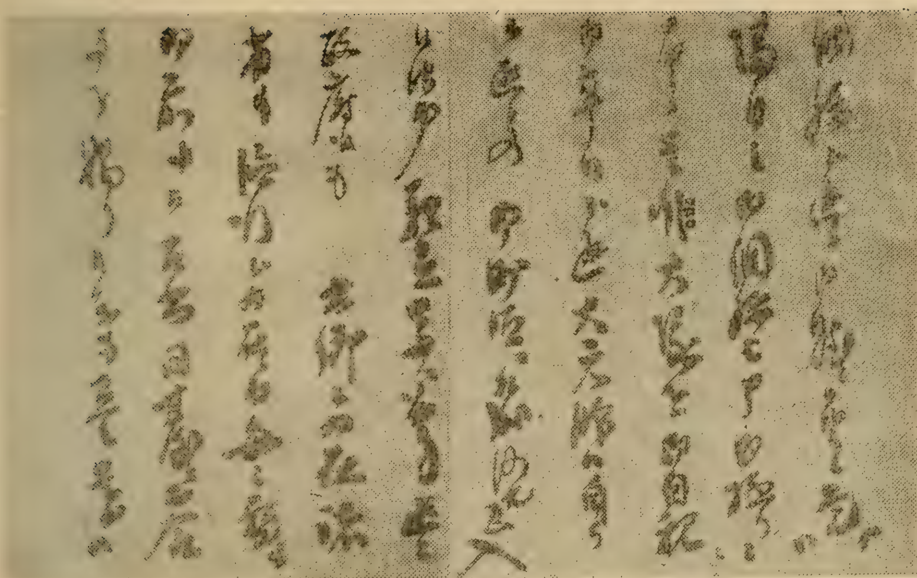
主上は不被爲在さ、公卿方被申居候次第に御座候。　御馬は天氣さへ



能候得ば、毎日御乘ひ(3)被遊候て兩三日中より御親兵を一小隊づゝ被召呼調練被遊候御賦に御座候。是よりは隔日の御調練と申御極りに御座候。是非大隊を御自親に御率ひ被遊、大元帥は自ら被遊との　御沙汰に相成、何共恐入候次第、難有御事に御座候。追々政府えも　出御被爲在、諸省も臨行被爲在候て、毎々私共にも

御前え被召出、同臺にて食事を賜り

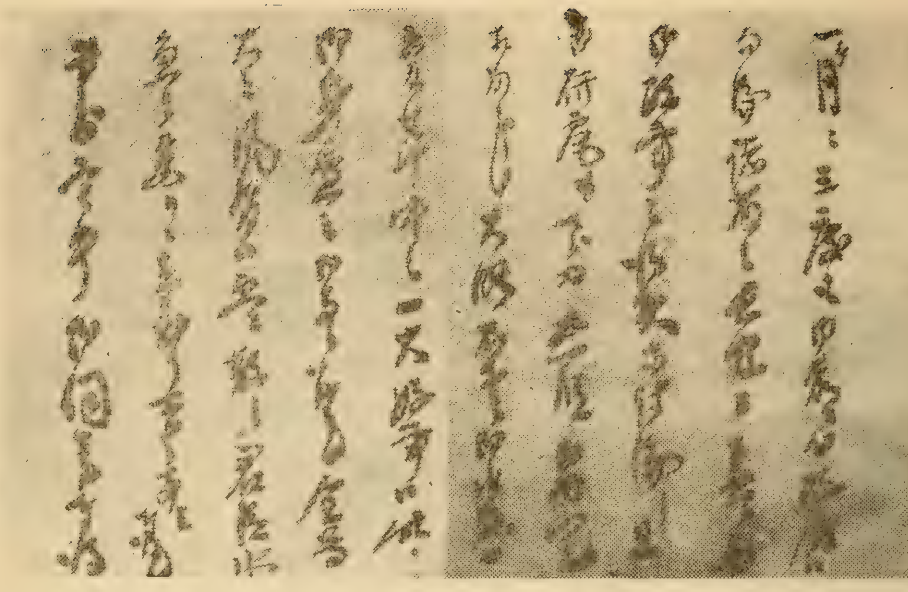
(3)「御乘ひ」は「御乘り」の薩摩訛(おのい)である



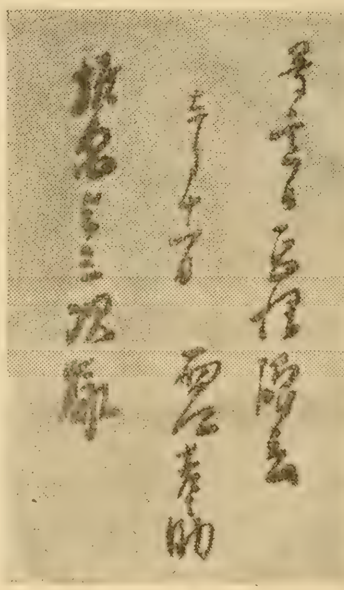
候儀も有之、是よりは一ヶ月に三度づゝ、御前にて政府は勿論諸省の長官被召出候て、御政事の得失等討論し、且研究も可被為　遊段、御内定に相成申候。　大略右等の次第にて、變革中の一大好事は此

御身邊の御事に御座候。　全〃尊大の風習は更に散し、君臣水魚の交りに立至り可申事と奉存候。　此旨寒中御伺旁奉得貴意候。　恐惶謹言。

十二月十一日　　西鄉吉之助



椎原與三次様



【解說】宛名の椎原與三次は隆盛の母の弟にあたる。祖母とあるは、椎原家の外祖母をさす。隆盛の母は早く失せしも、外祖母は長命で隆盛は非常な祖母思ひであつた。本書の前段には勇袈裟、寅太郎兩兒の鹿兒島にて重病なりしも危難を免れし趣、留主宅より申來たとあつて、看護の勞を謝してある。次に朝廷に於て變革中、最も喜ぶべきことは主上御身邊の事であるといひ、宮中の舊習を改正せられし事より、主上(明治天皇)の御嗜好、御性質、御日課等を詳細に報じたものである。

二八九　桂四郎への書

明治四年十二月十一日

尙々田中清之進儀は如何なさるべくや。　御縣本へ被召仕候はゞ永々當地に罷居候て事情委敷分居申候。　若其賦の不爲在候はゞ何省にても世話いたし吳候樣承候得共只相逃(のがし)候ても不都合かと奉存候付跡の處當人え相尋候へば彌占武右衞門え被仰付候へば可宜と申居候。　何分にも過分の御人に御座候故少なくともあばき相付候方可宜と談合いたし段々道を付候事共に御座候。　乍然清之進には能々當地の振合呑込居候故一先御尋申上候間何分御知らせ下され度當人には決

て外に出候儀を望候譯にては無之候得共、罷下候ては決て廢官と心得居候向に御座候間、何とか被召仕譯に御座候はゞ異存は有之間敷奉存候。

寒氣愈増候得共、愈以御壯剛可被成御座珍重奉存候。陳ば樺山士も歸國の筈に相決し、先生方御配慮も可被爲在、縣政向段々御達相成候間、右等の簾も有之、又は隨兵被追下候付ては、如何樣慮を唱へ皷動いたし候儀も難計候付、早く手を付鎭臺の處も相固候存慮に御座候間、誰ぞ一人同行いたし度旨被申出、篠原士被罷下候都合相成候付、無此上大幸の事に御座候。縣政向に付ても(1)い十院直右衛門同伴にて罷下候はゞ餘程御力可相成候付、右の計いたし吳候樣承候得共、是は格別差急ぎ候事件にても無之候

(1) 伊集院兼寛

付、不罷下候て不相濟義も有之候はゞ、其節被申越候て可宜候間先見合候方可宜、一時に大列罷下候ては何か騷ぎ立樣見倣候義も可有之候付、留置申候。扨　副城公御不平論の義、何となく世間中に響渡り、尹宮と並で論候樣子に御座候。實に氣の毒千萬に御座候。兩高崎を被差出、いちち、奈良原を縣廳へ御引出し相成候處、是は世間落膽いたし候次第と被相伺、ケ樣の公平を以處置せられ候ては一言もなしと申て不腹かも驚入候樣子に被相聞申候。此等の人々は不平家より說を入、始終種々いたし術を候施居ものと相見得申候。かくまで不平家の膽を拔かれ候御手涯誠に好機會に御座候。只今にては手差も出來申間敷と奉存候。

一諸島砂糖官賣被レ廢互の交易と相成、商社を組立、右を以一手に商賣いたし、其利益を以救士の一條相立度趣、い十院直右衛門より申上越候趣に御座候。　右等の方略御尤千萬の事に御座候。然處有川喜左衛門右砂糖賣捌方に付、諸國におひて取組候手段も有レ之候由にて、甚失策とのい十院見込にて御座候。　右等諸國におひて賣廣め候ては、必、大藏省より被レ占候義無レ疑、誰しも矢張官賣と見なし候義にて有レ之候付、よく／＼その邊は心を用ひ可レ申事と相考候付、有川え當人より被二相達一候間、委敷私より申上吳候樣承候付、細々申上越候。　有川義は全體市來四郎などの山師と相謀ひ、當地にての捌口道を付候趣に御座候。　四郎義も於二當地一は商社に加はり候樣子に被二相聞一申候。

先頃
上樣御着涯、千年屋の手先木脇某私方え參候て、此度御盡力に付ては、定めて金子御用も可レ爲レ在候間何卒私え被二仰付一度、五十萬金は只今差出旨申來候間、甚以不審ニ存シ何處より可二引出一哉再々相尋候處、橫濱商社に相加はり居、全ク市來の周旋を以右の都合に相及候段申出候付、委敷段々問詰候へば、委細は市來存知致居、私には不案内ノ趣申出、早々引取候故、決て靜岡邊よりの探索方より發り候策略こ相考、勿論右の商社の本人は靜岡の、本、士族にて、當時商人こ相成候もの故、金策を以意底を採見候義こ相考候付、表通市來四郎よび出し糺問爲レ致候處、全ク右等の事件存知無レ之、木脇は餘程叱り付置候旨申出、此者は當時は本氣に無レ之趣、不レ知面にて、間

に逢ひの言申述候次第に御座候故、段々手を付相探候處、其時分市來六左衞門大坂にて砂糖江戶へ積廻し度見込有ㇾ之候を、窃に聞取、早くも山師共先廻り致候て、御用金差出置候得ば、必砂糖は商社に集リ可ㇾ申との深謀にて先驅致候趣に被㆓相聞㆒申候。是以市來抔の仕術にて御座候。右樣の組立いたし候ものえ相謀候ては如何樣の巧に陷入候かも不ㇾ被ㇾ測事と奉ㇾ存候。必御油斷爲ㇾ在間敷事に御座候。能々御審察可ㇾ被ㇾ下候。市來四郞義は此節段々不平の徒と相謀ひ、色々議論を致候趣にて、大に邪魔を成し申候。外務省へ罷出居候伊豫の松山人三輪田綱一郞と申者、全体土州とは不平の所と被㆓相聞㆒候處、是非土州人を可㆓追拂㆒論を主張致候向に御座候。當分は廢官にて御座候故、必、土州を怨み候儀

も有レ之候か、主意は不二相分一候得共、頻に鼓舞いたす向に御座候。然處右の處へ市來も懇意に致候て、私の說にも土州を退候賦抔と、全、虛言を以テ人を煽動いたし候筋、政府の間諜より申出、實に耳痛く、乍レ毎惡事に候得ば私の名前出候て迷惑此事に御座候。最初三藩の被レ爲レ召候節も、市來獻言いたし、甚以被レ宜趣申立候て肥前人抔え媚候義も有レ之、早く不二打下一候ては、大害可レ引二起一と奉レ存候。諸省え結付賦にて手入いたし候得ば、一向不二埒明一候故、不平の狀より發候義と被二相察一申候。夫故廢官の人々と相會し、色々の說を拵へ、人を煽動いたし候筋に被二相伺一申候。此旨乍二略義一荒々奉レ得二御意一候。恐々謹言。

十二月十一日　　西郷吉之助

桂四郎樣

【解說】尙々書はもと鹿兒島藩公用人であつた田中淸之進が、廢藩にて罷免せられしを以て、縣にて何か召使はれるかどうかと問合せたのである。

本文の初に見えた樺山士とあるは樺山資紀のことならん。「鎭台の處も云々」とある鎭台は、鹿兒島分營のことである。

縣政上段々御達の事もあり、又隨行兵士を鹿兒島へ追下したについて、如何なる虛言を唱へて煽動するかも知れぬから樺山はすぐに鹿兒島へ歸り、早く手をつけて分營の方も固めたいから、誰か一人同行してもらひたいといふことで、篠原冬一郞(國幹)が歸ることになつたとある。次に縣政について伊集院直右衞門(兼寬)を同伴して歸りたいといふことであつたが、これは見合せになつた趣を記してある。次には副城公の身邊に關する事が見えてゐる。最後の一條は舊藩時代薩藩の重なる財源であつた大島其他の諸島の砂糖販賣方が、藩の手を離れしにつき伊集院兼寬は會社を設立して、一手に販賣させ、その利益

を以て窮士救助に充てたいと云ふ意見、隆盛は大體その方法に賛成とある。然るに純然たる營利事業にしようとせる一派があつて、右砂糖販賣方につき種々手段を講じてゐる。そのやり方隆盛の意に適せず、その次第を詳述してある。

二九〇 黑田清綱への書

明治五年正月朔日

尙々昨日相運候筋に御座候處、條公御不參にて延引相成候。

新年の御慶目出度奉ㇾ祝候。陳ば東京府下バンク取設候御伺に付、大藏省より段々議論相起候得共、正院におひて談判いたし、申出の通來る四日相運候筋に今朝相決し、板垣餘程の盡力如ㇾ此成行申候と存候。付ては知事案勞の由御座候間、右の形行卒度御通し置被ㇾ下度、板垣よりも右の噂に御座候間、何卒宜敷奉ㇾ希候。此旨乍ㇾ略儀ㇾ以ㇾ書中ㇾ奉ㇾ得ㇾ御意ㇾ候。頓首。

正月朔日

西郷吉之助

黑田嘉納樣

【解說】此書は東京府より上申ありし銀行設立出願に對して、大藏省にて段々異議ありしも内閣に於て板垣參議極力許可說を稱へ、大藏省と談判の結果許可の指令を與ふることに今朝決定した、といふことを東京府參事黑田淸綱に内報したのである。

隆盛は當時參議で、大藏省御用掛であつた。明治四年十一月大久保は大藏卿在職のまゝ遣外副使節となり、後は大藏大輔の井上馨に一任のつもりであつたが、井上が承知しないので大久保の留守中は隆盛が御用掛となつて、大藏省の事務を監督するといふ事になつたのである。

二九一　桂四郎への書

明治五年正月十二日

【解說】此書の內容は（一）島津家に關する事（二）榎本等の赦免につきて黑田の盡力の非凡であつたことを稱揚したもので、隨分見どころのある文である。

（一）については、後に揭ぐる二月十五日付大久保宛の書翰にて自ら明かになるから、此處には大體だけ說明する。「案外の條理」とあるのは、島津老公が鹿兒島縣知事になりたいといふ願を政府へ出されたことである。それにつき在京の忠義公も心中御不平の樣である。かゝる變なことが出來しては世人も疑を生ずるであらうから、御注意下さいとある。

（二）の榎本釜次郎等の處分に就ては、薩長寛猛の相違より、二ヶ年餘も判決が遷延し、遂に明治四年の末に、岩倉、木戶、大久保等の歐米に出掛ける時になつて、大議論の末遂に黑田の意見通り內定し、五年正月初に特赦になつた。その次第を此書に詳述し、滿朝の反對に

屈せず、黑田が右の赦免運動を二ヶ年餘も續けた熱心を歎賞して、千歳の美談といひ、末頼母しき人物と云つてゐる。 又、文中所謂寛猛論に對する隆盛自身の所見もあらはれて居る。

案ずるに、右の處分は、單に、榎本等と函館にこもつた人々許でなく、戊辰の際王師に抗した人々は何れも同時に赦免になつた。 其人々は、松平容保、松平喜德、松平定敬、板倉勝靜、林忠崇、永井尙志、竹中重固、大鳥圭介、松平太郎、荒井郁之助、澤太郎左衞門、澁澤成一郎、手代木直右衞門、秋月悌次郎等三十餘人であつた。 但、榎本武揚一人は直ちに赦免にならず、檻禁を解かれて一時、兄の家に幽せられたのであつた。 而してその言ひ渡しのあつた日は本書には四日とあるが、事實は正月六日のやうである。

春寒凌安罷成候處、彌以御安康可被成御座恐悅の御義奉存候。
隨て少弟無異義罷在申候間、乍憚御放慮可被成下候。 陳ば大迫(1)
氏御首尾合も相濟、御歸縣相成候付、細大御聞取可被成候。 此度

(1) 大迫喜右衞門(貞淸)

は案外の御望にて、
君公もごふか御腹には不平を懷かれ候御模樣に御座候。(2)多右衞門殿抔えの御沙汰振不快の御口先に被相伺申候。ケ樣のご(3)んな事出掛候ては、天下の人も疑迷を生じ可申事にて、實に致しにくき場合も御座候。　御注意可被成下候。　扨榎本抔の御所置振に付ては、御案内通六ケ敷、薩長寬猛の違ひにて決し兼居候處、西洋使節出帆前大論相起り、只此のみ因循いたし居、亞米利加抔は戰爭落着、直に所置を施し候美談も有之、若被責候ては何と返答可相成哉、勿論米國軍艦總督よりも榎本の義を政府え歎願いたし度段も申出候處、黑田了助押留置候次第も有之、至當分ては黑田は初心は不變、透間々々には、追々議論持出し候處、大體長州

(2) 島津多右衞門　(3) どんな事とはまづい事といふ意

人も近來は思ひ當り、寛論相立候得共、木戸一人の處甚六ヶ敷御座候處、長人より一向責付候故、乍レ否落着相成、此四日には都て特赦を以被レ免、榎本一人丈ヶは實兄內へ暫時の愼と相成、少しの差等相立候のみにて、爲二天下一大慶の至に御座候。只此一事のみは氣掛の事御座候處、もふは何も當時の事は殘り無く相濟申候。御安堵可レ被二成下一候。再び事を起し候はゞ打居可レ申義は手易き事に御座候得共、長評議の不決斷には込入申候。御遙察可レ被レ下候。誰も所置振は知れ切たる事、又事を起し候ても不二相濟一と顧慮するよりして、一日延びに延び候故、却て人心動搖の端と相成猶豫孤疑の大毒如何程の害に相成候哉不レ知候。色々と六ヶ敷事共、筆紙に盡し難く、黑田の勇力無レ之候ては、迚も命は無レ之者共

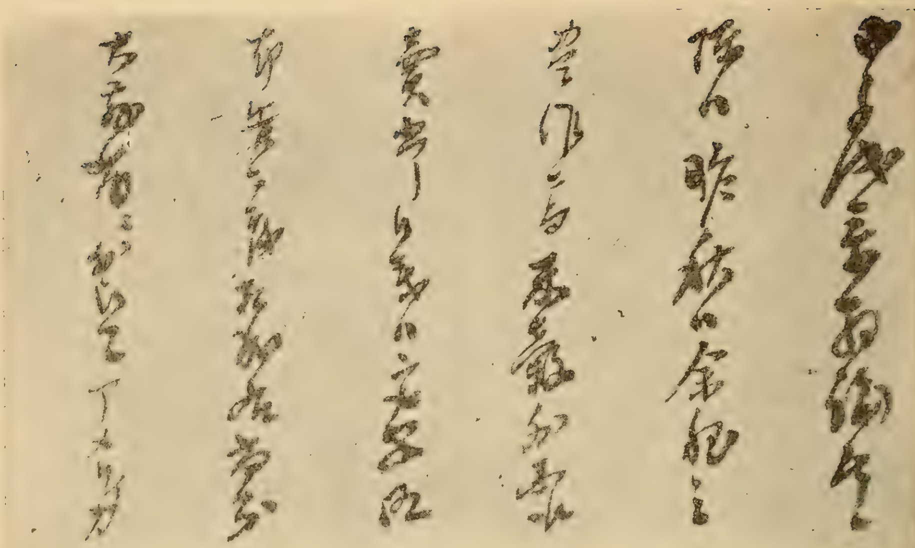
に御座候。滿朝殺す論に相成居候處、只一人奮然と建拔候義は、千載の美談に可ㇾ有㆓御座㆒、近來の處は、土州も一同寬論に相變し候故、誠にいたし安相成居申候。是迄立直し候義は、黑田の誠心より此に至り申候。實に賴母敷人物に御座候。一時の奮發は一ト通のものにても出來候得共、斯迄に持張り候義、只常人の不ㇾ及處に御座候。赦に逢ひ候と直樣黑田の處には、皆々一禮に出候由、全體黑田が爲に被㆓打破㆒候者共、可ㇾ惡譯に御座候得共、却て敵より謝禮に參候義、戰の上にて打破り候よりは重み有ㇾ之、味ひ不ㇾ可ㇾ過ㇾ之と脇からさへも嬉しく御座候。此旨荒々任㆓幸便㆒御安否奉ㇾ伺候。恐惶謹言。

正月十二日　　西郷吉之助

桂四郎様

（桂家所藏）

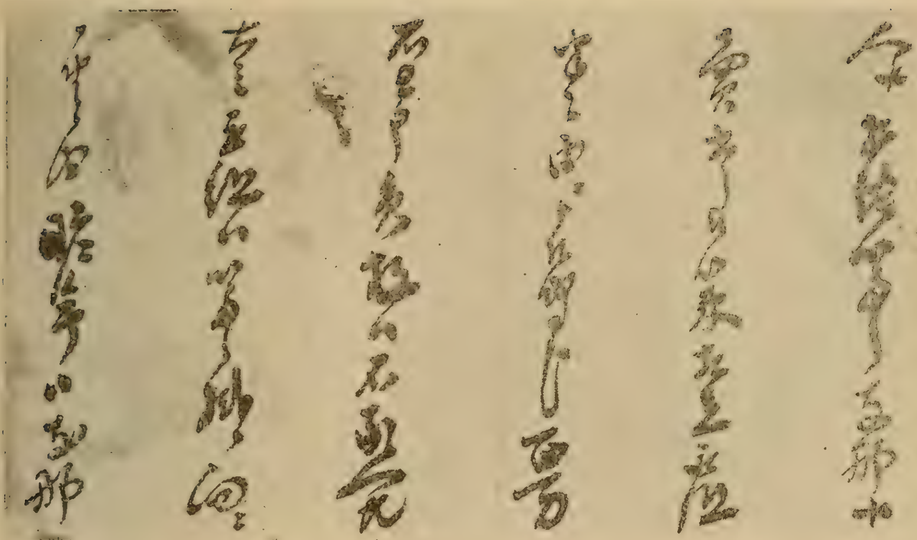
【補註】或刊本には此書を四月十二日のものとしてあるが、內容から見れば正月でなければならぬ。恐らくは寫本から寫した際に正の字の草書を四の字に見誤つたものであらう。併、春寒凌安とあるから正月ではどうかと云ふ人もあらうが、明治五年正月十二日は太陰曆である。之を太陽曆になほすと、二月二十日に當るから春寒凌安といへぬことはない。それから或寫には八月十二日とある。八月でないことは冒頭の二字を見てもすぐ分るが、原書の正の字が八の字らしく見える草書であるために、誤つたものであると思ふ。



二九二　川路利良への答書

明治五年正月十九日

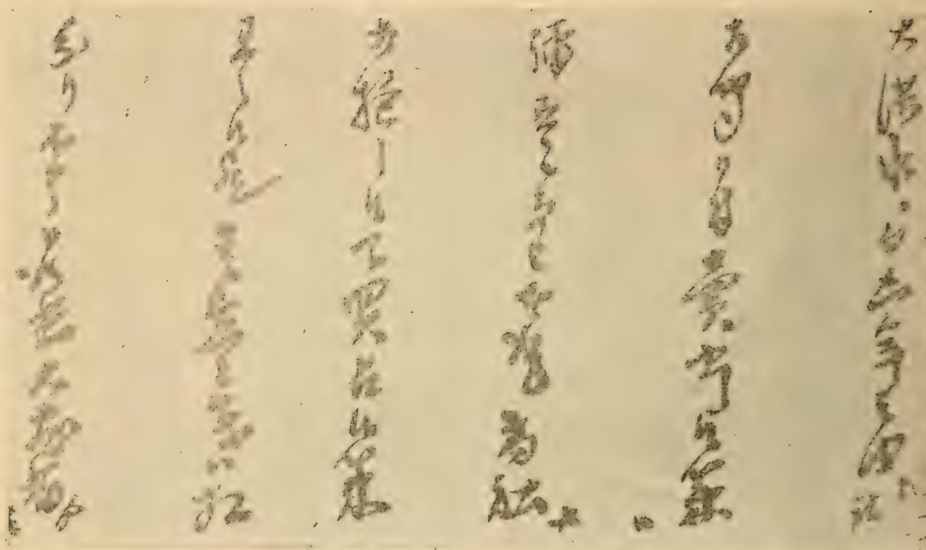
御手紙忝拜誦仕候。陳ば昨秋は餘程の豊作にて、米穀外國え賣出し候義は最早御布告にも相成居、當分大藏省におひてアメリイカ人え相談いたし、支那え賣出し候策相立、取組半(なかば)の由に被二相聞一申候。百萬石ご中、員數は不レ承候へ共、右の取組はいたし掛候向に御座候由、昨年は支那大

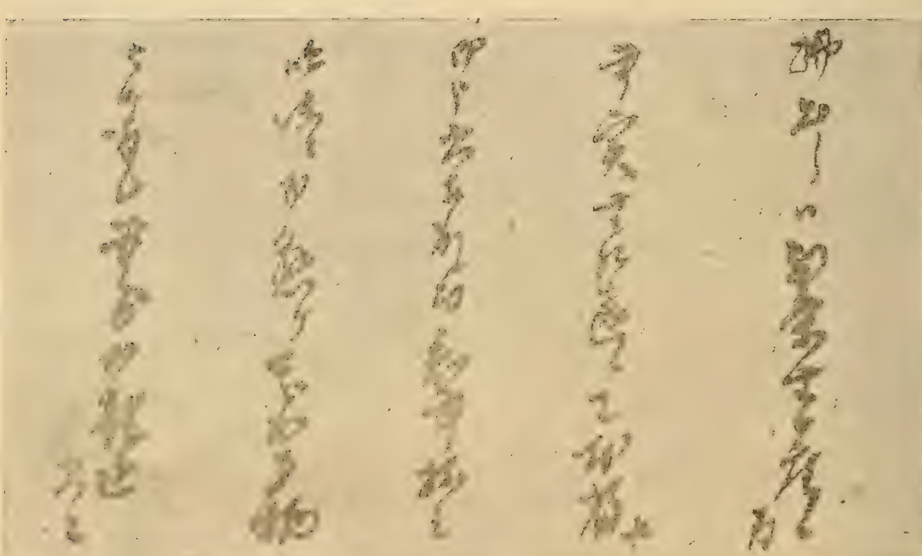


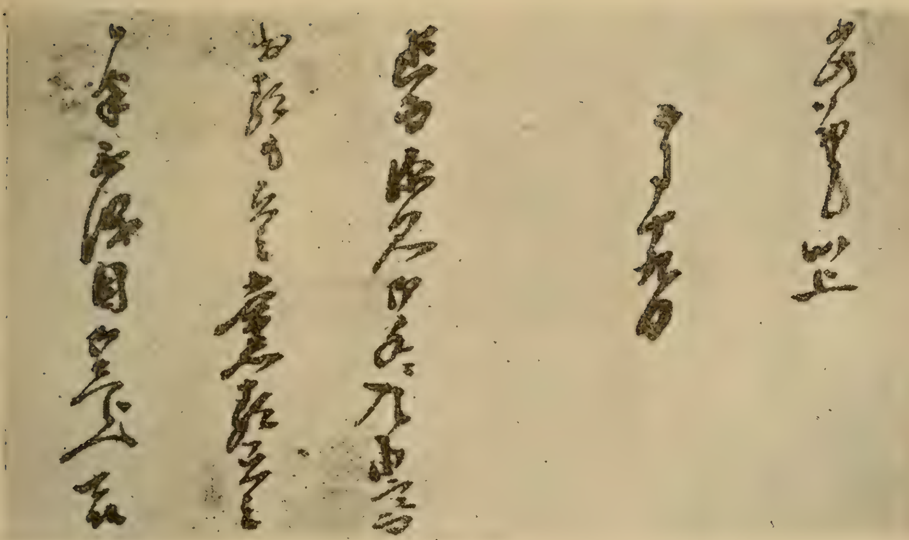
洪水にて凶年の由に被二相聞一候付、賣出し候策は彌有レ之事と奉レ存候。商社え相托し候て賣占候策有レ之候か、其邊の義は相分り不レ申候得共、大藏省よりの拂出しは別條無二御座一候間、事實無二相違一候はゞ本省え御申出相成候て、知事抔の吟味に御懸け可レ被レ成事柄と奉レ存候。此段御報迄早々如レ此御座候。以上。

正月十九日

追て深見に入候由、定て書類も有レ





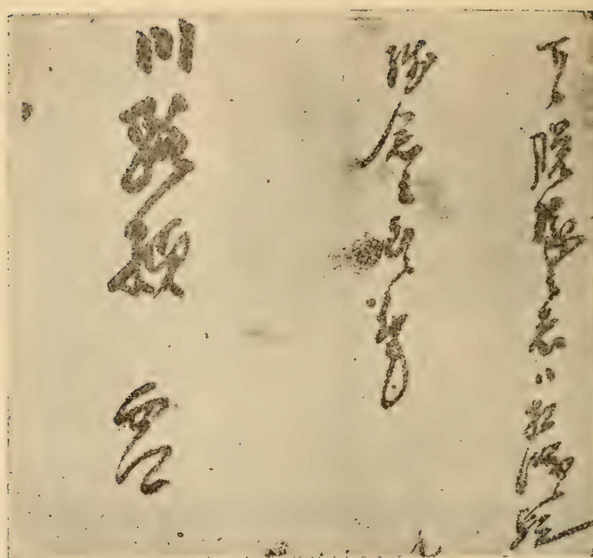


之、黨類有レ之候はん、無二洩目一御しらべ可レ被レ下候。脱隊の者は相洩候か、殘念の至に御座候。

西　鄕

川路　樣

【解說】此書は川路大警視より清國に向つて百萬石の米穀を輸出するといふことを大藏省で決定した事實があるかどうかといふ問合に答へたものゝやうである。なほ川路の此問合を發したのは、此說を種子にして何か仕事をして居るものがあることを警察側で探知した結果らしいが、詳



細な事情は未だ分らぬ。「大藏省より拂出云々」とあるは、當時の租稅は米納であつたから、大藏省所藏の米穀を賣出すことは事實であるといふのであらう。

二九三　今井への答書

明治五年二月八日

四五日は不埒いたし、狩に參居候處、御手紙被下候由、何卒御仁免可被下候。　陳ば伐木の義今朝より參朝仕候間、談し掛候處、早、東京府より段々數所に有之候旨申出相成候由、乍然大山と申所え過分の立木有之、六郷川を下し候へば、譯もなく相達可申候付、其段は信吾え打合置候旨、大隈より承候間、只今より大山迄伐取方差遣、夫より川下相成候ては急速の間に不合候付、東京中にて伐取候方可宜旨申述候へ共、一向承知の模様も無之候故、落札の者も山床所持の向にては無之由に候へば尙更遲引可相成旨少し

匂せ候處、早くも悟り候筋に相見得、直樣轉じて御急の筋に相決し、今日は大藏え御達し相成賦に御座候間、今日不二相下一候はゞ、明日は決て可二相下一と奉レ存候付、御安心可レ被レ下候。此旨乍二略義一以二書中一奉レ得二御意一候。頓首。

二月八日　　　西郷

今井樣

要詞

【解說】宛名の今井は何人であるかはつきり分らぬ。或人は今井一兵衞(兼利)のことであらうといふ、或は然らん。

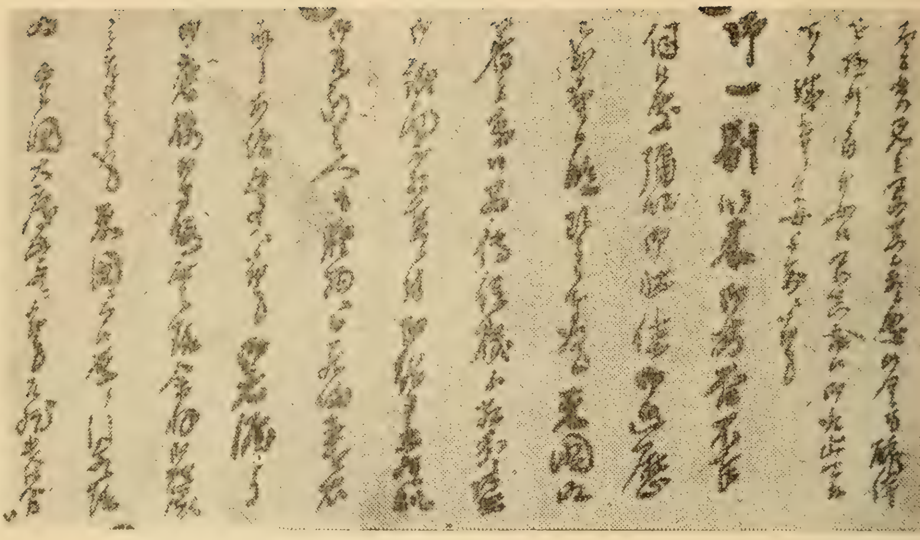
内容は急に政府入用の材木伐り出し方に關する事であるけれども、事情は未だ調査してゐない。ただ此書翰によつて見れば裏面に何かゞ含まれてゐるやうに見える。

二九四　大久保利通への書

明治五年二月十五日

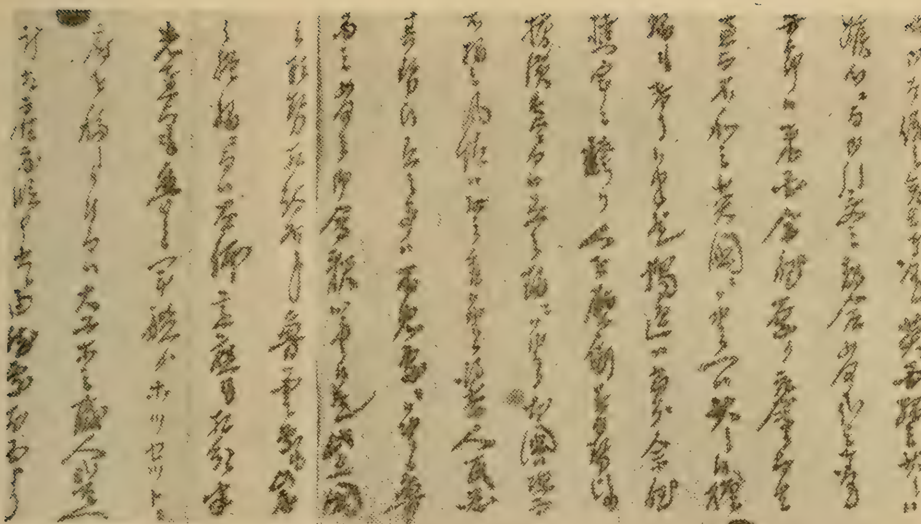
【解說】此書は東京より米國へ發送したものである。大久保は木戸孝允、伊藤博文、山口尙芳と共に遣外特命全權副使として、岩倉特命大使に從ひ、明治四年十一月十二日横濱を發し、先づ米國に向ひ十二月六日桑港についたのであつた。

此書の內容は（一）外國關係（二）內國事情（三）薩藩事情＝宮城公子の凶變、久光の縣令就職希望一條（四）九州四國其他の縣治の大體（五）肥後藩津田山三郎の事等である。之を要するに懇切叮嚀な手紙で每事詳細を盡して居る。蓋、海外萬里の異境にあつて、反問することも容易でないから、徹底的に了解せしめようとした爲めであらう。書中「縣々の役人も貴兄御歸朝無之候ては十分にはまり（奮發といふ意）付不申とて先づ見合居候向に御座候。貴兄御一人は數千萬の人民目的にいたし居候間、全國を引起すべき處、能々御注意下され御歸朝相待居候」とある一節の如き、隆盛が衷心より言つたので、その友情の厚き、恰も兄弟の如きものがある。

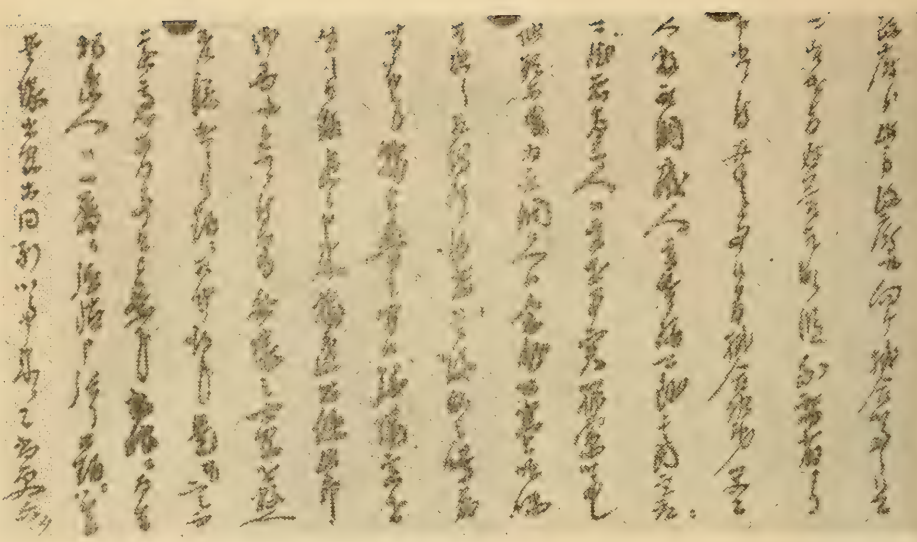


尙々貴兄の寫眞參候處、如何にも醜体を極候間、もふは寫眞取は御取止可レ被レ下候。誠御氣の毒千萬に御座候。

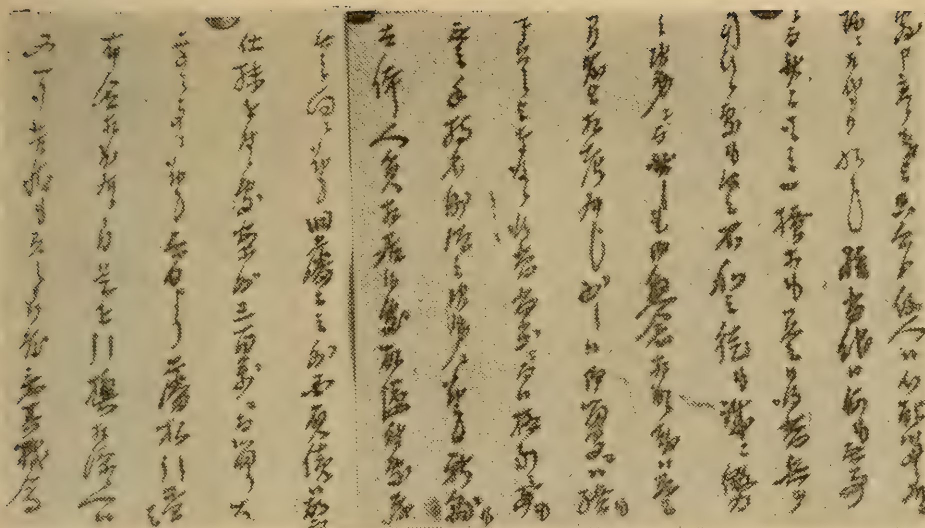
御一別以來御安否不レ奉レ伺候處、彌以御壯健御巡歷被レ成二御座一候段珍重奉レ存候。米國御着の儀は早傳信機より相分候得共、御紙面不二相達一候付御待申上候處御召列の人も腫物にて罷歸、直左右承り安堵此事に御座候。御着港より御應接御寸暇無レ之趣、餘程御難澁の筈と



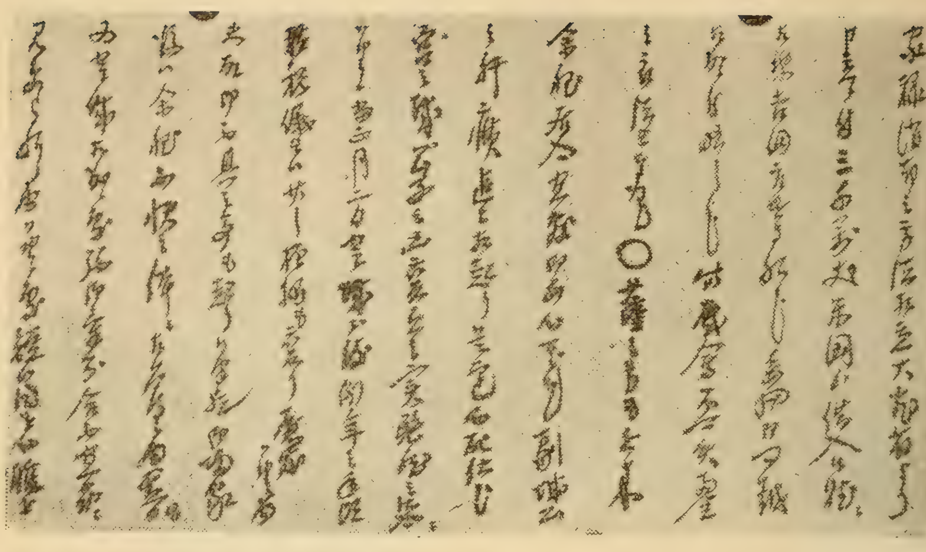
奉存候。米國にては厚く引受候趣爲皇國大慶此事に御座候。乍然貴兄方は嘸御太儀の筈と奉存候。英國抔は少しは嫉心にて御引受の都合如何哉と奉存候。此節は米國餘程厚く取會候ては兼て不和の英國に御座候へば少しは模樣も替り候はんか。獨逸は當分餘程捷軍に誇り、人を壓倒する勢ひも横濱邊にては有之趣に御座候。本國は決て右樣の風情は無之筈御座候得共、人民必其勢ひ有之事は不免處



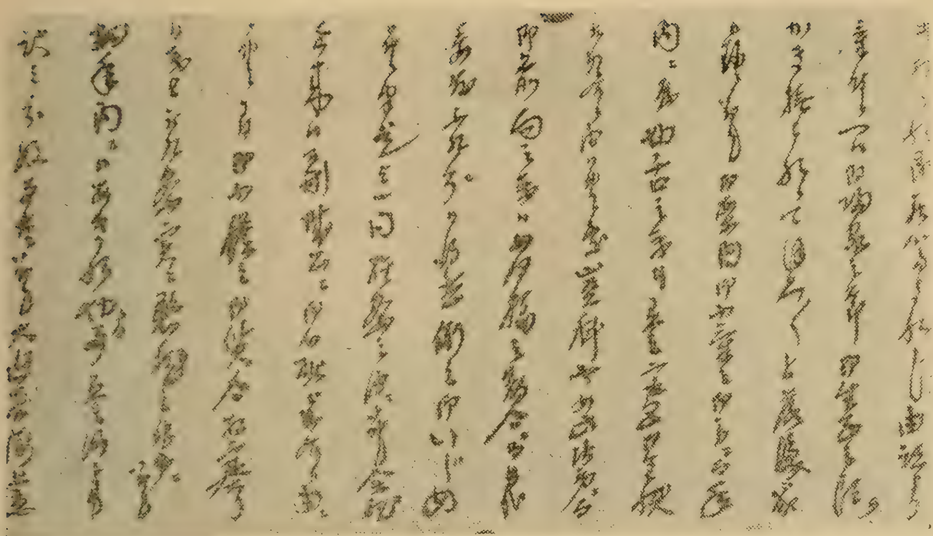
に御座候。　魯國は如何の御會釋いたし候か。　此三國の形勢相待居申候。魯國の處も此度の模樣にては大體意底も相分候はん。　先達ても魯の軍艦よりホツセツトに府を移し候付ては大工等の職人貳百人許相雇度段申出候由、然處本國より政府より此方政府え向ケ掛合いたし候はゞ可二差遣一旨返答相成候段、外務省より申出候に付、幸の事ニ候間、掛合次第、早々、人數取調職人差遣候樣可レ致、其内主取に可レ然者兩三



人は差遣、事實探索いたし、地形等も爲取調候へば餘程可宜と吟味相決し、相待居候得共、其後何の噂も無御座候。獨と魯の間は彌隔意を生じ候趣、追々申來、獨逸公使此節御國え參り候付ても、兵隊の士官を數人差添遣し候趣に相聞得申候。是も定て遠慮ある事と被察申候。當地にては獨逸人は一番に强情申張り候趣に御座候。兵隊士官等同列いたし來候はゞ、尙更六ヶ敷申立候義と只今より役人は心配いた

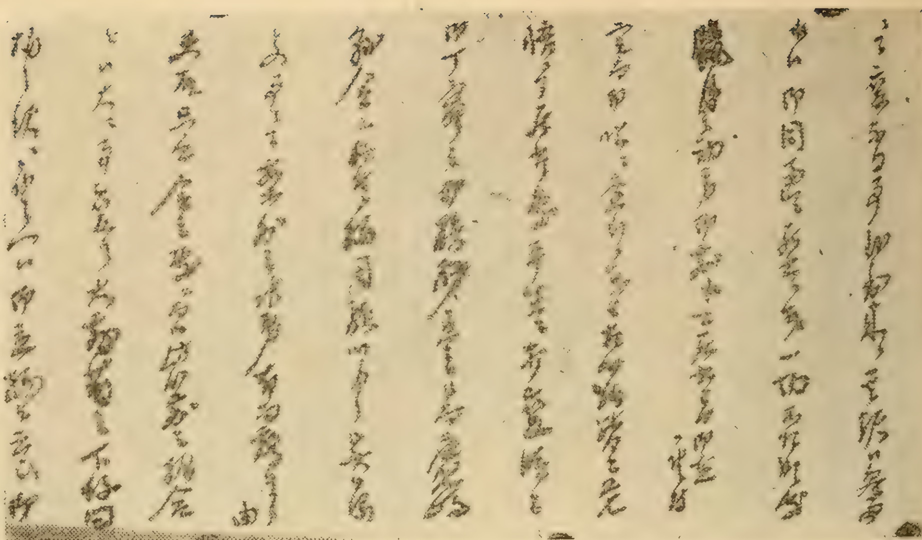


し居候趣に相聞かれ申候。　於當地は何も無事にて少々づゝの一揺等も有之候得共、兵を用ひ候處も無之、不和の徒も誠に微力の次第にて、少しも御懸念相成候義は有之間敷と相考居申候。少しは御留守には騷も可有之と奉存候得共、當分にては格別の事も無之、手持不沙汰の次第に御座候。　新縣も大體人員相居候處、故障付處も無之向に御座候。　舊藩々の外國負債は、都て仕樣を付候處、案外三百萬にて留り、大幸

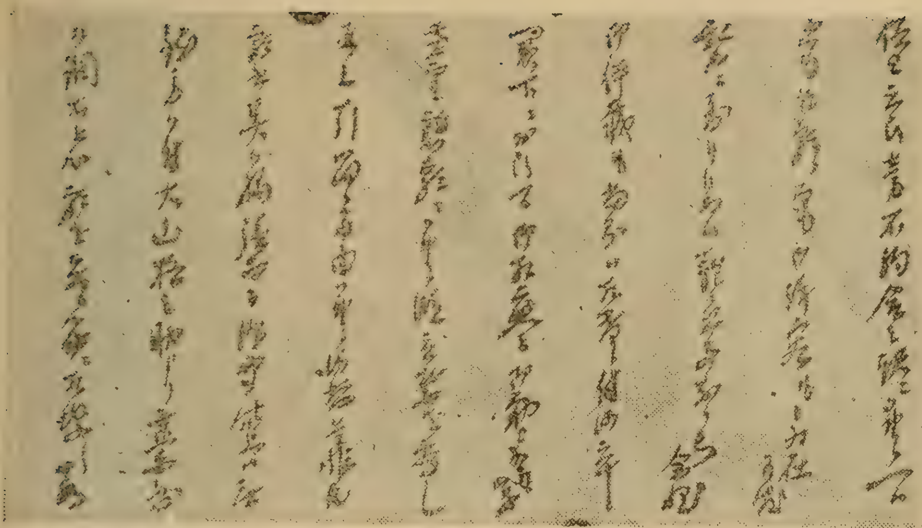


の事に御座候。　今日より藩拂引替の布令相成居候間、是を引換相添候へば又一ツ苦情有ㇾ之間敷、乘二其機會一家祿消却の方法相立、大藏省より申立候付、三千萬丈米國より借入候賦に相決、(1)吉田差遣され申候。　委細御申越相成候に付略し申候。　此機會不ㇾ可ㇾ失、兩全の良法と奉ㇾ存候。　○薩の方も近來餘程居合宜敷、御安心可ㇾ被ㇾ下候。　副城公の肝癪追々相起り、是迄心配仕申候宮之城公子の凶變有ㇾ之、實ニ愍然の御事に御座

(1)　吉田清成

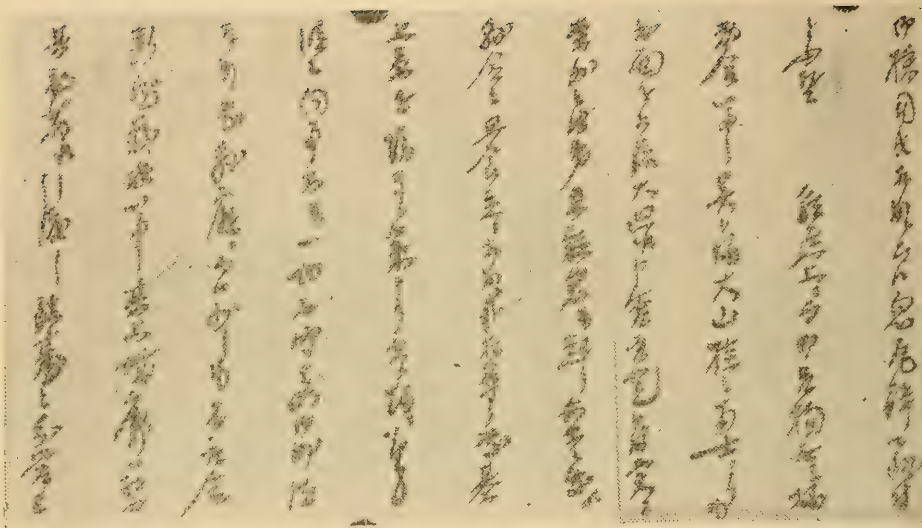


候。當正月二日登城被レ致、例年の年頭御祝儀とは少し模樣も變り慇懃御座候由、夫故御不興の事も起り候はんか。御歸家後は餘程不快の體に相見得候由、翌日も又登城相成候處、彌御氣分合不レ宜筋に見受られ候由御座候處、短筒を以腸を打拔かれ即死いたされ申候由、跡より氣付候へば御歸家の節、御生子の頭をかき撫られ候て、ほろ〳〵と落淚被レ成候趣に御座候。御案內御小氣の御方にて、年內にも切舌の儀も有レ



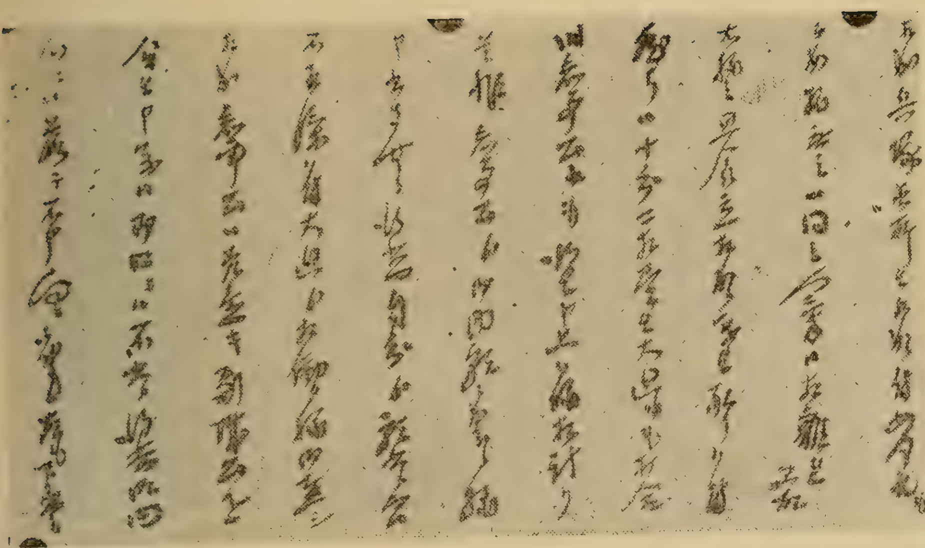
之、最早御全快相成居候由御座候處、豈科や如此次第にて、御前向の儀は如何樣の都合にて候や、委敷不相分候へ共例の御いじめ御座候はんかと、一同推察の由に御座候。　餘程近來は副城公に御心配被成居候由に御座候間、御小膽の御質合相塞り候義と被拜察、實に愍然の次第に御座候。　扨、年内にはあきれ切たる事有之何とも譯の分ぬ事共に御座候。　大迫(2)喜衞上京にて變なる事致到來候。　其譯は參事えは

(2)　喜右衞門（貞淸）

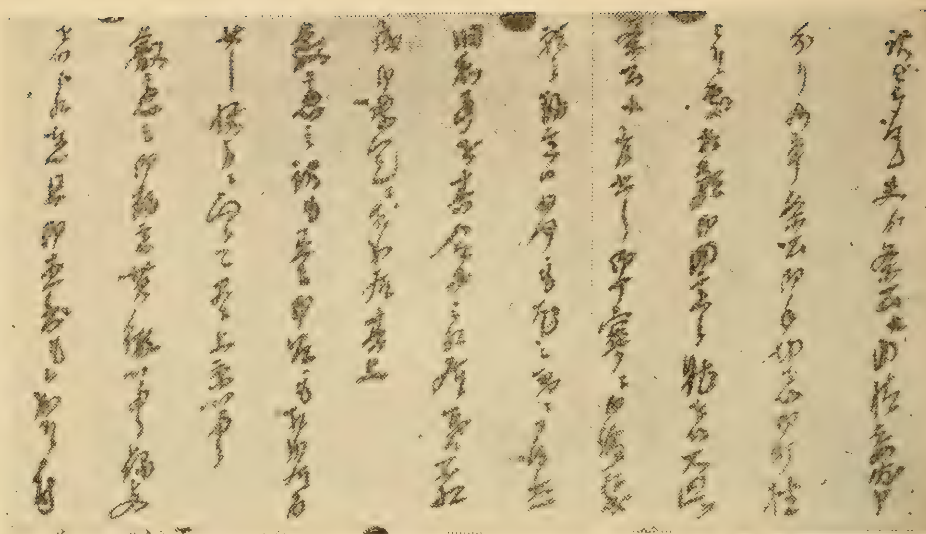


御目通に罷出候儀一切不相成候處、臘月の初方、御前え可罷出旨御達御座候付、定て御叱に逢ひ候義と相心得皆々覺悟にて罷出候處、平生に打變、段々御丁寧に御挨拶有之候て、鹿兒島縣令被仰付候樣周旋いたし吳候樣との事にて、案外の次第、却て驚き候由、夫故只今令(3)の處にては此以前の振合とは大に事變り、大藏省の下役同樣の譯に御座候へば、御立柄と云ひ、御位と云ひ、旁不釣合の譯に御座候へば、迚も相願候て

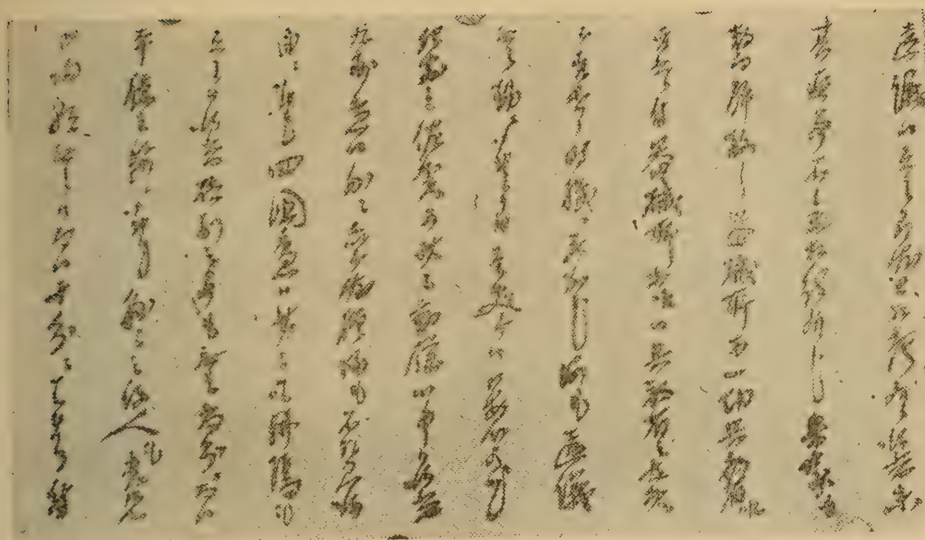
(3)　今日の縣令は前とは變はり大藏省の下役同樣であるといふなり
當時の大藏省は今の內務省のことも管してゐた



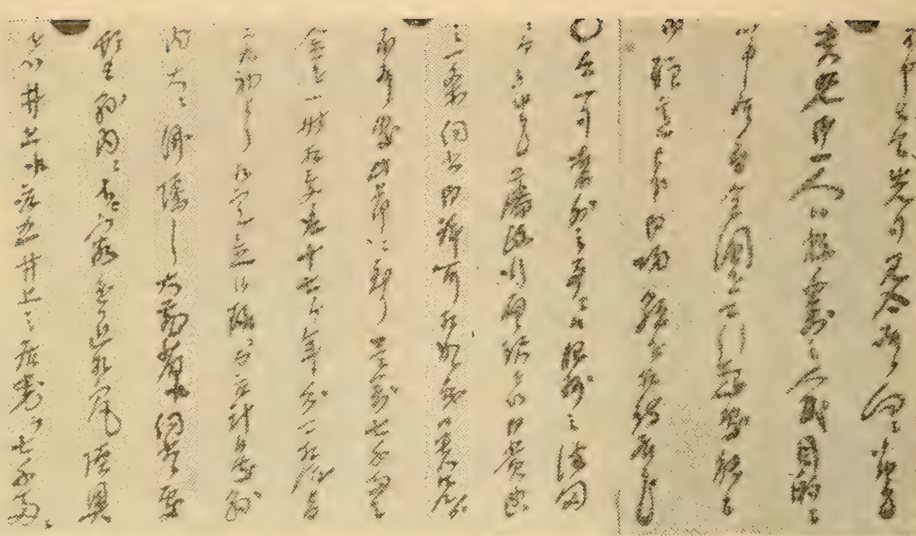
も御許容も被ㇾ爲ㇾ在間敷、私共に到り候ては難ㇾ有事ながら、餘程御体裁も當分は相替候付、何卒闕下におひて御相應の御勤被二成下一候義、兼ての懇願に御座候段、言葉を盡し、再三引留たる由御座候得共、是非共願出吳候樣、强て被二仰聞一此上は無二致方一に付、大山格之助より建白書相調へ、右を以願を立候筋に相決し若、御採用共成候ては、忽瓦解可ㇾ致候付ごふぞ　朝廷上にて御取揚無ㇾ之樣都合いたし吳候樣、大山、桂の兩士より



も書面を相添、大迫え申含、差登候付、實に案外の次第、且疑惑も起り、何卒の處より縣令の思食立に相成候哉相尋候處、基上京を防ぎ候策より出候趣に御座候。　段々伺事等も一切不ㇾ聞との御沙汰相成候處、縣廳にては少しも不二取合一、斷然裁決いたし、其上城廓は都て兵部省え引渡し、鎭臺の分營と相成、兵隊屯所と相成候付如何共も被ㇾ成樣無ㇾ之一同の人氣は相離れ、夫故右樣の思食立相成候義と承り候付、然らば十分可ㇾ



相盡ニ大迫えも打合、舊知事公えも得ニ申上候樣相計り、是非知事公より御內願被成下候樣申出させ候得共、自分より願出候ては不相濟候付、大迫より相働候樣御達し相成、知事公は差置き副城公を令ニ申義は、御口には不出候得共、御內心には落ち不申向に御座候。左も可有之譯ニ奉存候。夫より條公え內情委數申分り、何卒條公御手切を以テ御打挫被下候處相願、御內意の賦を以テ大迫を條公へ差出し、御丁寧に御諭

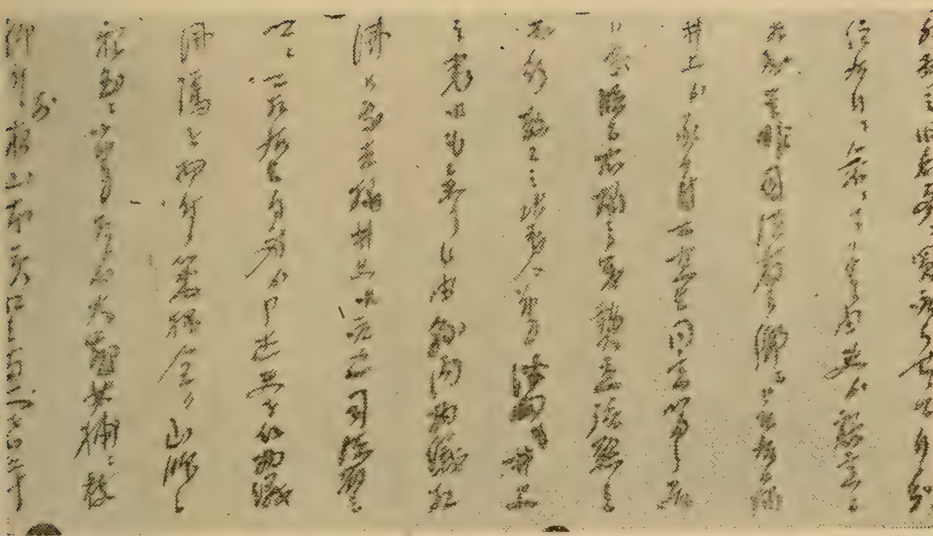


相成、願の趣意は如何にも尤の義に候得共、舊知事を其令に被相居候義は不相成御決定に相成居、其上

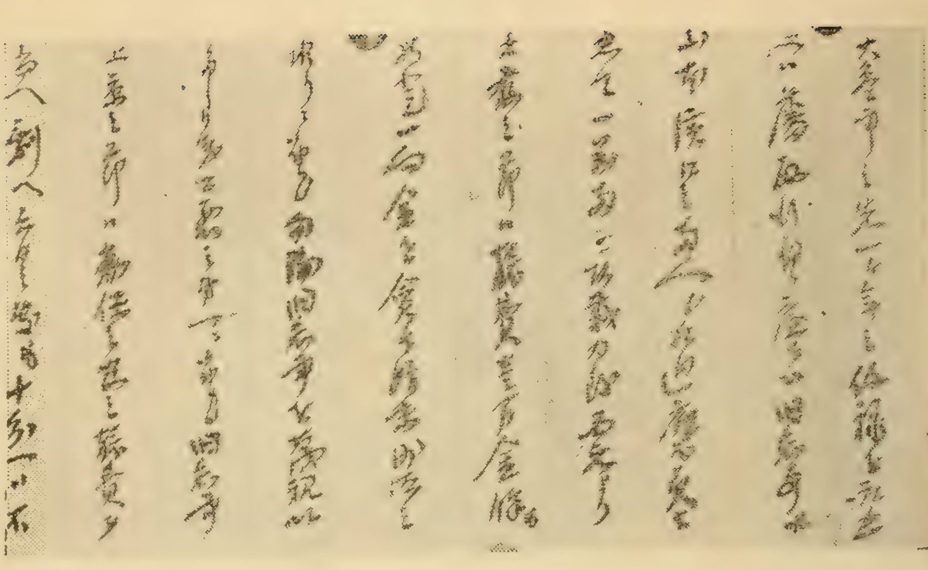
叡慮の譯も有之、御召にも相成居候間少し快方に向候はゞ早々上京いたし

叡慮の御趣意貫徹いたし候様この(4)を以被相達、且、御直書も被成下候付、違議は有之間敷と相考居候得共、未其返事不参、相待居申候。　兵隊も都て解放し器械所等一切兵部省へ差出候付、器械所等えは兵部省の官員被差遣候時機

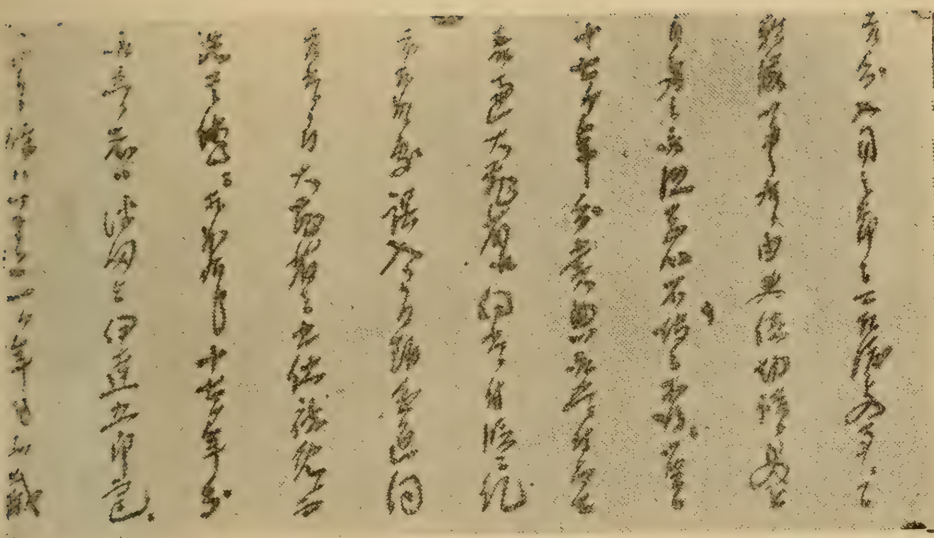
(4)「様この」の下「旨」脱か



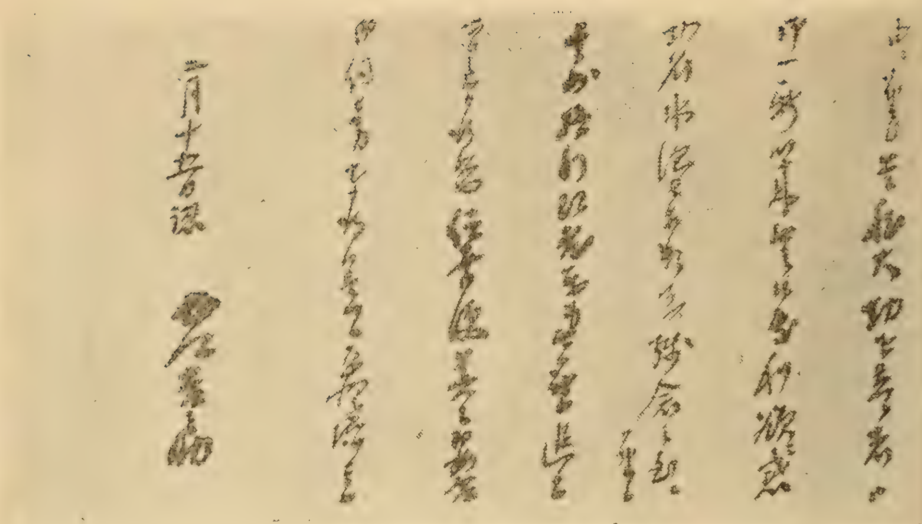
に罷成申候。何も違議無レ之趣に御座候間、是丈けは御安心可レ被レ下候。肥前の佐賀が少々動搖いたし候得共、九州邊は外に六ケ敷模樣も不レ相見得由に御座候。四國邊は少々づゝ沸騰も有レ之候得共、格別の事も無レ之、當分にては平穩の姿に御座候。縣々の役人も貴兄御歸朝無レ之候ては、十分にはまり付不レ申さて、先づ見合居候向に御座候。貴兄御一人は數千萬の人民目的にいたし居候間、全國を可レ引起處、能々御注



意被ㇾ下、御歸朝相待居申候〇今一ツ案外の事には、肥州の津田にて御座候。藩政行屆候譯を以、御賞典の一條伺出、御許可相成候義は貴兄より承居候處此節に至り壹萬七千兩の金を一時相受取、十七ケ年分可二相渡一旨最初より相定置候趣にて取計候處、縣內大に沸騰し大藏省へ伺出候處、頓と縣內に不ㇾ被ㇾ容進退相究ッ陸奥を以井上え取込、井上の居宅を七千兩に肥州の舊知事に買取らせ候て、自分に住居ひ候策にて御



座候由、夫より懇意に相成、是非司法省の卿に被相居候樣、井上より承候付可宜と同意いたし居候處、段々右樣の儀熱立、強慾の所行散々の次第に御座候。津田も井上の宅えも參り候由、縣内物議相沸候處、直樣井上え取込、司法省の卿に可相居と自身より申述、夫を以物議沸騰を押付候策抔、全く山師の親玉に御座候。　左候て大藏少輔に被仰付候前夜、山本、濱口の兩人を以相計、大參事の先一ケ年の役祿を取込、又は藩政



行屆候廉を以舊知事え山本濱口の兩人より相迫、褒美として一萬兩を頂戴爲致、國元より出發の節は、旅費壹萬金餘も持登、一向金を貪候始末、沙汰の限りに御座候。　勿論舊知事を蔑視いたし候義可惡の第一に御座候。　舊知事上京の節は、勅任の官の旅費を當へ、剩へ今日の處も十分一は不差分、入用の節は可相渡との事にて難澁いたし居候由、夫位切詰候ものを、自身の取組甚以不埒の所行に御座候。　十七ケ年分

賞典取込に付ては、表通大藏省え伺出候付、段々糺方相成候處、誤入たる趣進退伺差出候間、大藏省の出仕被レ免候て、先其儘に相成居申候。十七ヶ年分取込候者は、津田こ伊達五郎のみに御座候。餘はいまだ一ヶ年も不レ戴由に御座候。是程大功を立候者は、御一新以來無レ之候處、利慾に惑、功名水泡こ相成候義、殘念の至に御座候。其外格別珍敷義も無二御座一、追々可二申上一候得共、任二幸便一荒々御安否御伺旁奉レ得二御意一候。恐惶謹言。

二月十五日認　　西郷吉之助

（安樂兼道氏所藏）

二九五　黑田清綱への書

明治五年二月十八日

其後不㆑奉㆑得㆓御意㆒候得共、彌以御壯健珍重奉㆑存候。陳ば司法省より六區に支局相拵、裁判局えも出席致す賦と相見得候付、右樣雙方に相跨り候ては取締組(1)甚難澁の事候間、右樣の時機相成候はゞ、全ク取締組は其方一ト向に候て司法省へ被㆑屬度、他方と兼併相成候ては、頭役も雙方へ出來候付、色々苦情相起り候儀は案中に御座候間、東京府へ御打合相成候て、御取究無㆑之候ては相濟間敷段及㆓議論㆒候處、ポリス司法省に屬し候ては不躰裁の事に付、右樣の譯には參り申間敷との事にて、明日、由利並貴兄の內御用申來

(1) 取締組とは警察のことである，警察とか巡査とかいふ語の出來ない前の稱

候筈に奉存候付、其心得を以、委敷御取調被下度。此旨卒度爲御知申上置候。何分罷出候て御咄可申上筈御座候處、乍略儀以書面荒々如此に御座候。頓首。

二月十八日　　西郷吉之助

黑田嘉納様

【解說】此頃は警察制度の設けられたばかりの時で、未だ十分にきまりがついてゐなかつた。然るに司法省に於ても市中各區に支局を設け、裁判局へも出頭させるつもりのやうであつた。そうすると警察署員（當時未だ警察、警部、巡査等の語なくポリス又は取締組と稱したものと見える）の方の權限にも立入ることになる。そこで隆盛は、然らば警察は司法省に屬する様にせぬと種々苦情が起るは當然であるから、東京府と協議の上、然るべく制定するやうにと司法省に注意したところ、ポリスが司法省に屬することは不體

裁であるから、そうは出來まいといふ事で、明日府知事(由利公正)か參事(黑田淸綱)かの內出頭せらるる樣御用がある筈だから其心得を以て豫め委細調査ありたいと內報したのである。

二九六　黒田清綱への書

明治五年二月卅日

御安康奉恐賀候。　陳ばポリス一條に付、正院にて議論相立、當分の人數にては迚も不引足候付、相增可申との趣にて、私より御通し申上呉候樣承候。　實に好機會に御座候付、得と御吟味被成下急速御申立被下候樣御願申上候。　此勢ひ相拔候ては迚も六ケ敷候付、宜敷奉希候。

○人數不足に付相增候義に付ては、人民の戸數何十軒に幾人との取締組を宛候算當にて、小區に三拾人の賦も有之、又は四五拾人も不置候ては不相濟處も可有之、又は戸數は少く候共、場所廣、

受持候得ば、夫丈けは人數も可相增候付、細に賦付可申か、左樣の小算當に不及共、一小區三拾人の處え幾人づゝ相重候へば可宜とか何とか相增候見當は不相立候ては相濟申間敷哉と奉存候。人口並人戸え幾人づゝの取締組と相賦付候方本道かとは奉存候。此場所は口戸の數は少く候得共、手廣に有之候故、幾人は相增し可申とか割合を定候得ば、大に可宜と奉存候。

○一小區に付人數の增減致出來候へば、組子(1)十人に小頭一人づゝの割にて、貳拾人迄は小頭のみにて、三拾人に付組頭一人づゝとか又は貳拾人に相成候へば組頭一人は不相增候ては不相濟とか、夫々實地の心當りも可有之候付、右邊は十分に御調可被下候。

(1) 組子は今の巡査，小頭は部長，組頭は警部などに相當するものなん

○相増候人數は、組子何人、一人に付給分何程にて、何百人にて何程相増候義、小頭組頭等迄も、都て費用委敷御取調可被下候。いづれ是程の御出増に相掛候義不相分候ては、評議も出來兼候付當分大藏省よりの失費何程にて、此度相増候人員えは、何れ成、大藏省より不相補候ては不相濟事と奉存候付、委敷御調立可被下候。右通の次第御座候付、何分早目に御申立被下度、人數不足の弊有之候ては、政府の責に有之候間、是非十分の處にいたし付度この事に御座候故、宜敷御汲取被下候て御取調奉希候。此旨以(2)參可申上筈御座候得共、乍略義以書面奉得御意候。頓首。

二月卅日　　　西郷吉之助

黒田嘉納様

(2) 以は推か

要詞

（黑田子爵家所藏）

【解說】此書は巡査增員の閣議を東京府參事に通知し、東京府をして至急その手續をさせようとしたのである。而してその增員の標準等につき、隆盛の所見を詳細に述べてゐる。

隆盛は警察制度創設の首唱者だけに、常にその發達に留意してゐたこと此前後の黑田宛の書面に窺はれる。

なほ、此書は一本に四月二十八日付とあれど、今、維新史料編纂會副本に據る。右副本は嘗て黑田子爵家の原本によつて寫し取りしものなれば、最も確實なるものと信ず。

二九七　黒田清綱への書

明治五年三月朔日

御安康奉恐賀候。　陳ば御親兵にて参居候もの、隊に依ては田舎者ども餘程輕蔑いたし候向にて、有志者至極殘念がり候事にて、是非ポリスに入組呉候樣起て歎願いたし候付、御親兵方承合候處同等の場所へ引直し候儀六ヶ敷、少し成共立場を上げ候へば不苦趣に御座候間、何卒右之人數御繰込被下候樣御願申上候。　此人數は組頭邊へ御用被下候ても、決て不足の者共にては無之、加治木者抔は分隊長迄も被仰付置候處、御斷申上、兵士にて参居候へ共、餘り無法の會釋に逢ひ、頻りにポリスを希望いたし候事に

て、實に愍然の仕合に有ㇾ之候間、宜敷御高配奉ㇾ願候。彌御決定相成候節は、何等の御場所へ御用可ㇾ相成ㇾ共、差支は有ㇾ之間敷哉。今度兵部省え御打合の上、御取計被ㇾ下度、同等の場所より少し上り候へば不ㇾ苦筋、兵部省にては相決居候趣に御座候間、何卒其御含を以て御賴申上候。以上。

阿多　丸田市十郎

加治木　鮫島敬助

三月朔日　　西鄕吉之助

黑田嘉納様

【解說】この書の內容は十年役の一因に數へられた警視廳警部巡査等の歸鄕するに至

りし事情に脉絡を有するものである。最初に御親兵として上京した歩兵四大隊砲兵四小隊は全部鹿兒島城下の士族であつた。其時までは士官兵卒の間にあまり階級が無く給料なども差等がなかつた。然るに間もなく隊長とか分隊長とか、又佐官、尉官、軍曹、兵卒などいふ階級が出來て、隊長などになつたものは、給料も多くもらへる、隊外に住宅を有して贅澤もされることになつたが、下士兵卒は、營內生活で外出も自由に出來ず、給料はわづかしかもらへないといふ始末であつた爲めに、兵士は不平を言ひて營を出たものが多かつた。その人員はよく分からぬが、總數三千人餘であつたのであるから、二割としても六百人に上るわけである。そこで其補充をするのに、外城即ち田舍の壯兵を以てした。これは戊辰後には外城の隊もずいぶん働いたのに田舍のものは一向用ひられぬといふ不平が田舍士族の間に充滿してゐたから、その緩和策にもなるといふ考であつたといふことである。然るにその結果は市ヶ谷の兵營內に於て城下出身のものが、田舍出身のものを輕蔑して紛擾が絕えなかつたといふことである。そこで田舍出身の兵士中には往々軍隊を去りて、警視廳や其他に出たものがあつた。現に此書に見える丸田、鮫島もそれである。警察は舊足輕隊のものや、田舍出身のものが多くて、城下士族は割合に少かつたので、當時、舊薩藩の田舍士族の、稍、巾をきかし得た天地は警視廳であつた。尤も田舍出身者

も隆盛に對しては、勿論敬慕してゐる。隆盛も亦此書に見る如く能く面倒を見たと見える。又、田舍出身の兵士でも、大部分は辛抱して隊に殘り、隆盛引退の際に歸鄕して、後、私學校黨となつたのが寧ろ多數であつた。而して隆盛の威望は全縣下を風靡して、城下も田舍も悉く私學校の大傘下に集まつた。併し城下士と田舍士との間に溝渠のあつたことは事實である。

二九八　黑田清綱への書

明治五年三月十一日

御清適奉恐賀候。陳ば山口縣下廢隊相成候處、是迄隊長いたし居候者、佐田秋介、林綠三兩人罷登居候付、何卒取締組頭邊の處え御用被下度旨、山縣方より無據相談も有之候付、兩人の人物得と承候處、至極慥成者共と申事にて、先度の惰兵とは大に相違の由被相聞候付、何卒御繰込み被下候處奉希候。いづれ罷出候て可申上否御座候へ共、乍略儀以書中御賴申上候。以上。

三月十一日　　　西郷拜

黑田君机下

【解說】これは山口縣に於ける諸隊の解散によりて、その隊長であつた佐田、林等兩三人の者上京して就職口を求めたにつき、山縣から隆盛へ右の兩三士を取締組頭即ち警部あたりのところに採用してもらふやう相談があり、隆盛から東京府參事の黑田へ依賴してやつたのである。

二九九　黑田清綱への書

明治五年三月十五日

昨日御打合申上置候ポリスの儀、今朝尚又御調書取調候處、小頭の儀は月給食料等組子とは增減も有之候付、小頭百人の御賦も增人御配當相成候はゞ、一躰小頭一人分は組子とは相違いたし居候付、得と御調被下候て(1)御調書中にも貳萬餘三萬位は相減候はんか奉存候。左候へば拾萬金相除の外、過分の事にも及間敷奉存候間、御見込相立候はゞ速に御しらせ被下度御賴申上候。以上。

三月十五日　西鄕隆盛

(1) 候はゞの寫誤か

黑田東京府參事殿

【解説】小頭(こがしら)は今の巡査部長か警部補あたりのところ、組子とあるは巡査にあたる。

此書全體の意味は、前日の相談の內容が分らぬ上に誤寫でないかと思はるゝ點もあるから解しかねるが、大體は次の趣旨であらう。

「昨日御打合したポリスの儀、今朝更に御調書を取調べて見ると、組頭の給料手當を組子同樣にして減額の計算をしてあるやうであるから、事實は御調書の中でも二萬餘三萬位は減ずるであらう。して見れば、拾萬圓相除くの外大したことでなくてすむであらう。御見込が立つたらまた知らせといふのである。思ふに第一次の案は餘り大きすぎて經費が出せないので、第二案が出來た。それで拾萬圓は減少するやうになつたが、なほ豫定の經費を超過するといふので、隆盛と黑田とは互に再考することになつてゐたのであらう。

三〇〇　黑田清綱への書

明治五年三月廿日

御清適奉㆓恐賀㆒候。　陳ばポリス增員の儀は相運候はん、就ては區々御改正の儀も此涯相運可㆑申か、左候へば是迄人員精々御調被㆓成下㆒度、只組頭迄御精撰相成候共、夫のみにては不㆓相濟㆒儀も御座候はん。　六大區の中にて、大屬邊の慥成者御居へ相成候ては如何可㆑有㆓御座㆒候哉、段々承候へば、探索方の者、彼區におひては賄賂を貪候やうの儀も有㆑之候由、手先の者ゆすり候て、ものを貪り候儀第一人氣の差障に相成候故、總長は宜敷候ても大屬邊と不釣合出來候て、手順相立申間敷と奉㆑存候間、御心得迄申上候。　宜敷

御用捨奉レ希候。　將又第二大區の玉村少屬、當分出納を掌り候樣に御座候。　此者は最初物產局へ出仕いたし居候て私曲多く、六大區え轉じ居候處、此所にても不正の廉有レ之、又々第二大區へ參候由、何分此人物は餘程市中の評判不レ宜趣に御座候間、得と坂本えも御聽取被レ下度、其外六大區えも御聞糺相成候はゞ其事跡も相知れ居候はん。　彌世評の通御座候はゞ免職相成方可レ宜事と奉レ存候。　是又御心得を以御聞糺被二成下一度奉レ希候。　鄉田儀福島嘉兵衞と申者の屋敷內え移轉の由、右に付ては市中抔にては、嘉兵衞策を以て鄉田を取込候抔と風說も有レ之候。　若哉風說通嘉兵衞より貰受候事共有レ之ては甚以不二相濟一、買入候事に御座候はゞ、何も不二差支一譯に御座候間、得と御探索被二成下一度、是又御願申上

候。當分薩摩芋の評判市中にて宜敷御座候處に乘じ、其際賄賂相受取次第共相行れ候ては取處も無之候付、何分此儀は大切の儀と奉存候間、三島君えも御談合被成下、事實慥に相分り候樣、御手を付被下度と奉願候。一人ヶ樣の所行有之候得ば、一同の腐に御座候故、承候形行貴兄迄申上候付、御賢慮を以て宜敷御計可被下候。此旨乍略儀以書中得貴意候。頓首。

三月廿日　　西鄕吉之助

黑田嘉納樣

【解說】警察制度擴張、ポリス增員につき、人選の大切なる事、同時に六大區の大屬邊の人選にも注意を拂ふべしとて、如何はしき風評あるものを報じ、三島君(通庸)へも御談合あつて、事實の眞相の分る樣にしたいとある。要するに登庸すべき人物を精選し、旣に在任のものにつきてはその行動を注意し、風紀を嚴正ならしむるやうにせよと申遣はしたのである。

三〇一　黑田清綱への書

明治五年三月廿三日

今日より出勤仕候處、增員の儀も少々運び乘居候趣に御座候得共、大躰相纏り候付、今明日中には御達相成候はんと奉ㇾ存候間、左樣御納得可ㇾ被ㇾ下候。　扨、本所深川邊にて、夜中無提灯のもの通行いたし候に付、取締組の者相咎候處、諸生躰のもの四五人列立、兩人の組子を縛し、近邊の家の柱にくゝり附置たる評判有ㇾ之候由承候。　右等の儀若や有ㇾ之、外聞にも相拘ㇾ抔との譯を以て、押隱し居候ては尙又ポリスの權衰へ、迚も人民賴に可ㇾ致處無ㇾ之樣罷成可ㇾ申、虛實御糺相成候樣致度事と相考候付、承候形行早々申上候

間、大區長へ御紙被下度、又はポリスを落さん爲に、わる口を申事も不被測候付、委數御調可被下候。若、虚事に候はゞ其譯は新聞紙にも書顯し、打消し度事柄に御座候。此旨不取敢如此御座候。以上。

三月廿三日　西郷隆盛

黑田東京府參事殿

【解說】ポリス增員の儀、今明日中には御達になる事と存ずる旨を報し、又、本所深川區にてポリスが諸生に暴行されたといふ評判がある。若、事實であるなら、其事を秘してゐては、却つてポリスの威權が衰へ、人民は賴りにせぬ樣になるから、虚實を糺されたし、又、ためにするものゝ造言かも知れぬから委細調査せられ、無實なら新聞にも書かせたいものであるとある。隆盛の警察制度の守りたてに熱心であつたこと注目すべし。

三〇二　桂四郎への書

明治五年五月三日

今朝承知仕候大藏省に御申立の一條、五代等を以、被仰込候御手數は可宜候得共、大隈抔の詐欺何共難被申、殊に井上〔1〕留守中の事に候へば、歸の上見込相違いたし候時分は、却て反對の論に落可申は案中の義と奉存候間、最初上野へ得と御打合相成候て、能く合點いたし候はゞ、大隈えは上野と御同行にて、證據人相立御談判被爲在、若、相變候節は如何共被成方無之樣成立可申候。　其節に至り、如何程立腹致候共、無詮譯に成行可申候に付、其段は爲念申上置候。　其故黑田了介抔は時々談判の節は、證書を取付置候

(1)　大藏大輔井上馨造幣局視察の爲四月十七日大阪に出張五月十五日歸京

次第に御座候間、能々御注意可成下候。　省中ごしの事さへ如此仕合、況や縣官の事に候得ば、言曲け可申候に付、御ぬかり無之候樣被成下度奉希候。　五代抔を以、御計ひ被成候て、能懸合相成候共、今一度は是非御直談に相成、證書迄はなく共、其取替の御手數は被成置度奉希候。　此旨以書中荒々奉得御意候。　頓首。

五月三日　　　　西郷拜

桂樣

要詞

【解說】此書は當時都之城縣參事であつた桂四郎(久武)が、その縣の事務に付大藏省へ中立の事ありて上京中、交渉方に付注意を與へたものである。

三〇三　徳大寺實則への答書

明治五年六月朔日

御紙面委曲承知仕候。尙府知參事えの御褒詞の義至極御尤の事にて、何も異存無ㇾ御座候間、宜敷御計被ㇾ下度奉ㇾ希候。將又外國教師えの勅語の義は、早速取調方致候樣相達置申候。何分明朝御供揃の節可ㇾ出候樣可ㇾ仕候付、左樣御含可ㇾ被ㇾ下候。此旨御返事迄如ㇾ此御座候。頓首。

六月朔日　　西鄕隆盛

宮內卿樣

（德大寺公爵家所藏）

【解說】此書は御巡幸中京都にての往復である。明治五年五月二十三日、天皇宮城御發輦、品川より軍艦龍驤に召され西國御巡幸の途に就かせられた。宮內卿德大寺實則、參議西鄉隆盛をはじめ文武諸官多數供奉した。數隻の軍艦海路を警め、先づ伊勢に成らせられ、二十六日太廟に參拜したまひ、二十八日大阪御上陸三十日京都に着かせられた。

此時、宮內卿より隆盛へ書面を以て、（一）京都府知參事へ御褒詞のこと、外國教師へ勅語の件につき相談ありしと見え此書を以て答へたのである。外國教師といふのは、三日に新英學校へ御臨幸の御日程であつたから、同校に雇聘中の外國人を指すのであらう。

三〇四　德大寺實則への書

明治五年六月十日

先刻拜答仕置候通、明後日
天覽被レ爲レ在候御都合に御座候はゞ、早速右の趣燈明臺出張の者
え相達候樣可レ仕候。明日
天覽の段御達相成候節より、燈明助は直樣仕構旁こして差越候
次第に御座候。其外縣官も罷越候。燈明助は初て御用有レ之大
に喜悅して出張いたし候位に御座候。何分にも燈明臺の仕構、
別に相變候機工にては有御座間敷候得共、海上の義深く
思召され、燈明臺御建立の義は、外國迄も相響候仕合に御座候へ

ば、

御巡幸の節、

御覽相成候へば、尙更厚き

思召の處響合にも罷成、旁可宜機會かと奉存候。此旨尙存寄の次第申上候間宜敷御汲取可被下候。右等の都合に相成候へば、明日の處明後日に相延候迄に候へば、決て差障有御座間敷もふ當所を逃候ては、外には

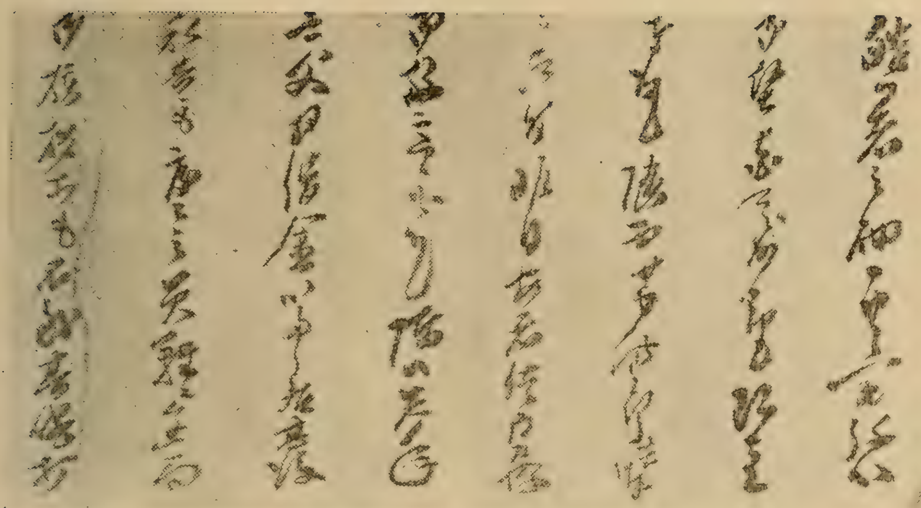
天覽相成候所も有御座間敷候付、不取敢又々申上候。頓首。

六月十日　西　鄕　拜

德大寺樣

（德大寺公爵家所藏）

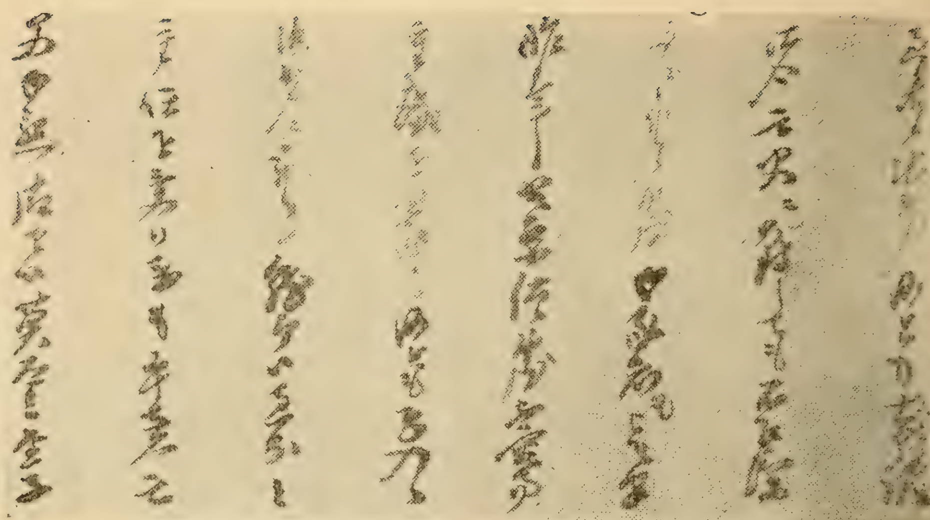
【解說】此書も前書と同じく西國御巡幸中、長州下ノ關にてのものである。十一日燈明臺を御覽遊ばされたいといふ叡慮をもらさせたまひしも、未だ十分御決定に至らず、宮內省より隆盛に御相談があり、一度御答せしも、更に意見を具して、右決定方を御催促申上げたものゝやうである。



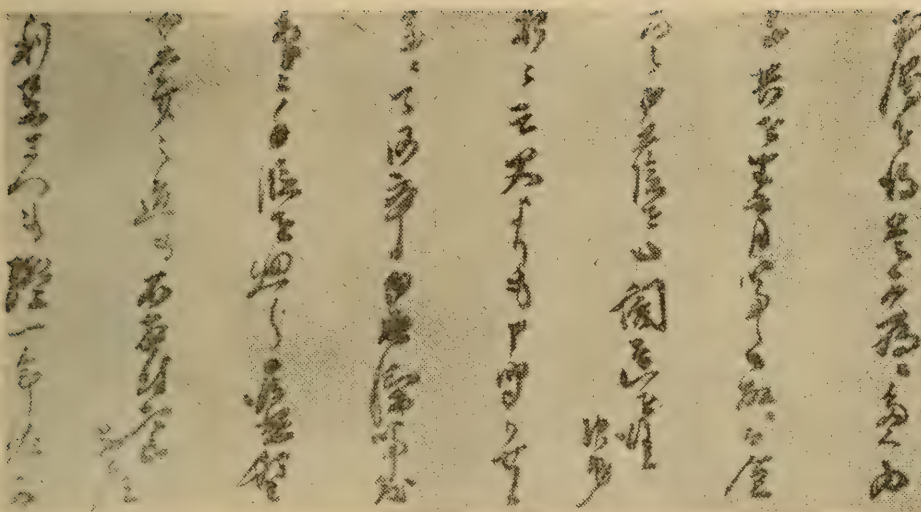
三〇五　板垣與三次への書

明治五年六月廿三日

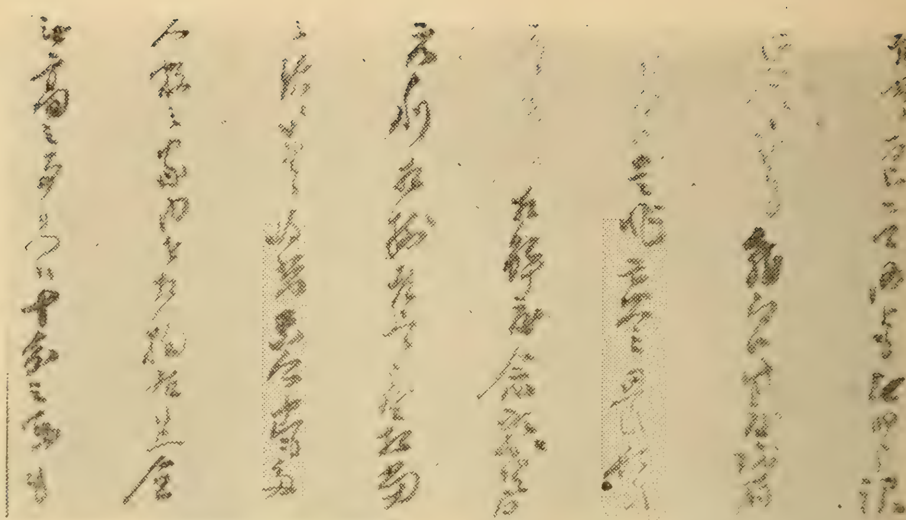
酷暑の砌御座候得共、彌以御堅固可被成御座珍重奉存候。随て少弟此節供奉被仰付昨日安着仕候間、乍憚御放意可被下候。陳ば先年亡父拜借金いたし居、其後私共にも度々の災難に逢、一向御挨拶等も不致、其儘打過居候次第、何とも無申譯仕合、亡父に對しても不相濟事に御座候處、御承知も被下候は



ん、昨年登京仕候處、不㆓容易㆒重職を蒙り、何とも恐入候次第に御座候。　就ては過分の重任を受候儀も、畢竟亡父御懇情を以、莫大の金子拜借を得、是が爲に多くの子供を生育いたし候故にて、全く右の御蔭を以テ開道を得候次第、折々亡父よりも申聞かせ候儀にて、何卒御返濟いたし度色々手段を廻し候得共、頓と御返辨の道も不㆓相付㆒のみならず、利足さへも纔一年位か差出候のみにて、何とも無㆓御申譯㆒仕合に御座候。　就て

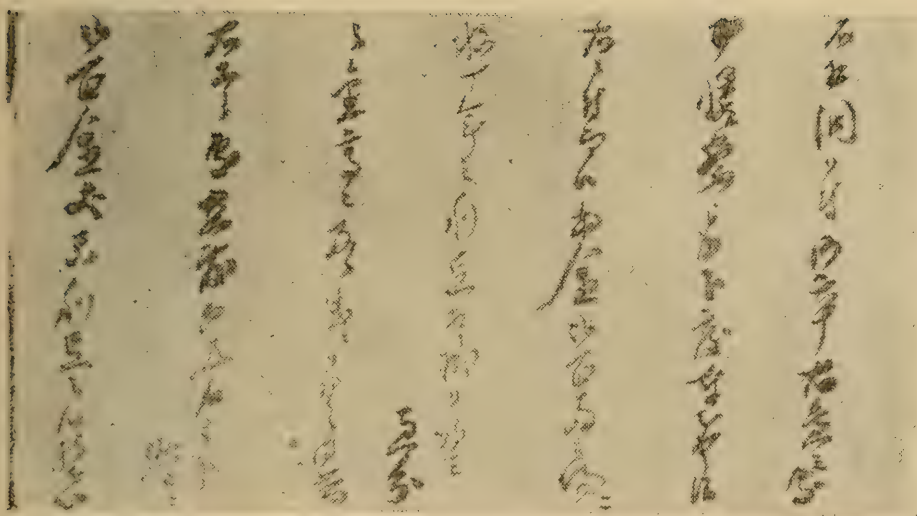


は此度歸省に付ては、是非亡父の思ひ煩ひ居候儀を相解度念願に御座候間、元利相揃差上候こそ相當の譯に御座候得共只今迄も多人數の家内を相抱居候上、全ク無高の事に候へば、十分の儀も不ニ相調一候付、何卒右邊の處御憐察被レ下度奉レ希候。　右に付ては、本金貳百兩の場に、數十年の利足相掛候得ば過分の金高に及候儀に御座候得共、右等の處宜敷御汲取被レ下、纔に貳百金丈只利足の心持を以テ御肴料に差上候付、是を



以テ返濟の御引結被成下候へば、重疊大慶の仕合此事に御座候。　然ば亡父の靈魂をも安ぜしめ申度御座候付、其節差上置候證文御返し被下候はゞ、亡父えも右の首尾相濟候儀を申解候印（しるし）かと相考候付、宜敷御了解被成下候處偏に奉希候。　いづれ參上仕候て得と可申上筈に御座候得共纔中兩日の御滯留にて、迚も罷出候儀不相叶候付、以書面申上候間、旁御汲取可被下候。　頓首。

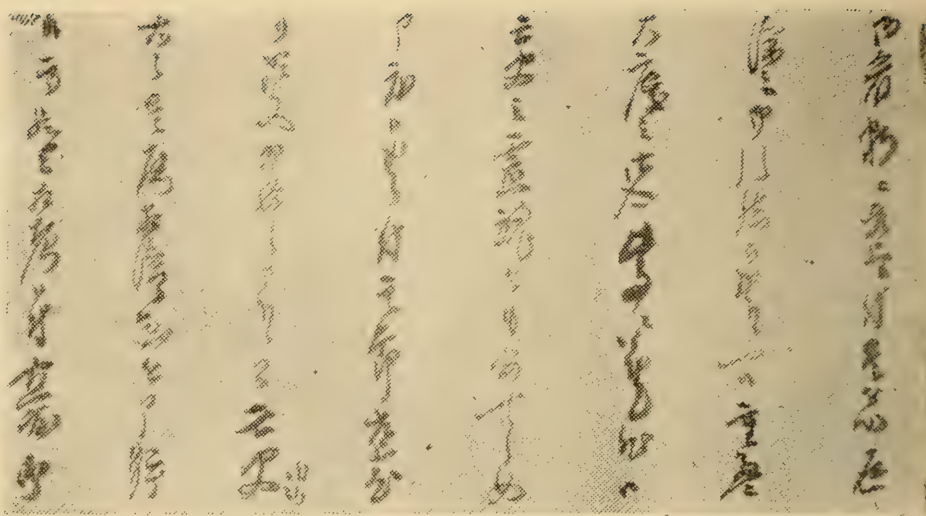
六月二十三日　　　西鄕吉之助



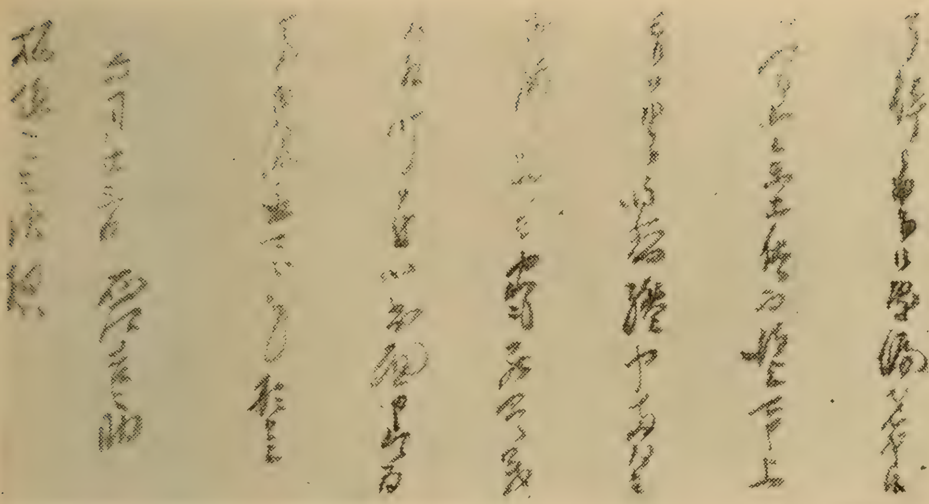
板垣與三次様

【解說】これは隆盛が西國御巡幸の供奉中、鹿兒島の自宅より鹿兒島縣薩摩郡水引村なる板垣與三次に贈りしものにて、隆盛の父、九郎が與三次の父與右衛門に借りし舊債、貳百兩に利子貳百兩を添へて返濟せし際の書狀である。

隆盛の父九郎、(晩年吉兵衛と稱した。)は勘定方小頭であり、又、島津家の一門日置家のユタノン(ユタノンは用賴の薩摩訛なるべし。薩藩の門閥家にて用人の顧問ともいふべき資格を以て、何か事あるたびに家事上の用務を處理して貰ふ人の稱であつた。)であり、經濟に通じ、才幹のあつた人のやうである。九郎より右の板垣家へ遣はした書面が十通許殘つてゐる。そ



れを見ても當時の財政通で、頭腦明晰な人であつた事が窺はれる。さて西郷九郎の板垣與右衛門へ借財したのは弘化四年丁未十二月に百兩、翌嘉永元年正月に百兩、都合貳百兩であつた。その目的は祿高買入のためであつた。九郎は其金を以て廉價の高を買入れたが、その後間もなく藩で高の價格を一定し、既に買入れたものまで或時日を溯りて、其價格によらしむることになつたので、九郎の豫想に反し、非常な損失をしたため、返金が出來なくなつたのであつた。九郎の手紙に具體的の事が見えて居る。即ち九郎は一石に付拾貳貫文位の高を買入れておいたところが藩廳で二月晦日に、高の公定相場を上中下の區別なく、貳拾貫文ときめた。九郎は安く買つて宜かつたと思つてゐたところが豈にはからんや溯つて此法を適用せられたので一石に付八貫文内外の增金を出さねばならぬことに



なつて大弱りしたのである。併、板垣家は地方の豪家にて、西郷家とは久しく懇意の間でもあり、別に催促もしなかつたらしい。のみならず、其後も折々品物たどを贈つてゐる。隆盛も其頃屢板垣家を訪問した。最初借入の際にも父と同行したのであつた。後、慶應三年に隆盛の弟吉次郎より板垣家に贈つた手紙に、「此前より追々重寶の品等御心添を被掛御送り被下候儀以テ誠ニ何とも忝キ次第に御座候。宿元よりは以テ今相屆不申、亡父代より私共に至り御懇志を以御恩に預り候を片時も被忘候儀は全無御座候得共、今に至り御迷惑を掛ケ甚以テ無申譯儀誠に筆紙も難述次第に御座候。私共永々相働申候て右の御恩是非可奉謝念に御座候間、何卒其間御待可被下候。又々はゝえ能き手拭被下別て相歡び申候。」といふ一節があるにても、兩家の交情は窺はれる。又西郷家にても右の借財を始終念頭

にかけてゐたことも見える。隆盛の此借財に對する心持は、此書中に盡されてゐる。此時には小西郷も一緒に供奉の中にありしことなれば、兄弟相談の上右の返金をなし取り返した證書を先祖の靈前に供へて、兄弟互に往時の困難を談じ、兩親のありし昔を偲び、吉次郎戰死の事など想起して、感慨に堪へなかつたことであらうと思ふ。

車駕の鹿兒島に着御ありしは六月廿二日であつた。纔中兩日の御滯在とあるから最初は二十五日まで御滯在の筈であつたのであらう。併、事實七月二日に御發輦になつて居る。豫定を變更されたものであらう。

三〇六　德大寺實則への書

明治五年七月四日

先刻申上置候海軍省より魯國公子迎の爲、軍艦被差向候義に付、當地より直樣品海え可差廻旨相達置候處、只今屆申出候には、長崎表より海軍少輔委敷申遣置候趣も有之、神戸表より長崎え振向差遣候筋に相決し候譯に相成居候由、御座候間、右の運に候得ば、至て便利の事故、いづれ共兵庫迄急速罷渡候はゞ、飛脚船等の都合も候はん。就ては急成御用向有之、御先に東京え差越候樣被仰付候間、船の都合は出來申間敷哉、相尋候處、御本艦外、日新、春日、有功三艦のみ當港えは相殘居、外艦は都て兵

庫表え振向今夜出帆いたし候由に御座候間いづれ成明後日兵庫迄御供仕候て、其上飛脚船等の便宜無之候はゞ、大坂丸と申船海軍省支配のもの有之候由御座候間、右船より歸京仕候樣可致外無之と奉存候付、卒度形行迄申上置候。餘は明朝委細申上候樣可仕候。此旨乍略義以書中奉得御意候。頓首、

七月四日

西郷拜

德大寺樣

要詞

（德大寺公爵家所藏）

【解說】此書は多度津にてのものである。御巡幸中、近衛兵營に紛議が起つた。當時の

近衞兵には精悍のものが多かつただけ統御は困難であつた。此時山縣有朋が近衞都督であつたが紛議勃發のために、西鄕兄弟に至急歸京を促して來た。そこで勅命により西鄕兄弟は供奉を離れて直ちに歸京に就くことになつた。此書はその船都合等につきて、德大寺宮內卿へ報告したのである。此時紛議の原因となつたのは、山縣の友人で商人となつた野村三千三が山城屋和助と稱して陸軍御用達となり、莫大の金を兵部省より引出し、巴里に於て豪奢を極め、歸朝後、刑法に問はれんとしたので、四年の末に兵部省で切腹した。其事に連關したことであつたといふことである。隆盛は情理を盡して、それを無事に解決した。山縣は辭職の決心であつたが、隆盛强ひて之を引留めた。（後揭八月十二日附大久保への書參照）

三〇七　唯武連への書

明治五年七月五日

拜啓、鳳翔艦殘居候由、大幸の事に御座候。早速右艦へ乘組候樣可ㇾ仕候間宜敷御取計可ㇾ被ㇾ下候。將又乘組の人數は、都合七人にて御座候間、左樣御含可ㇾ被ㇾ下候。此旨早々及ㇾ御報ㇾ候。以上。

七月五日

乘組の人數

西鄉參議
西鄉陸軍少輔
野津陸軍大佐
從者四人

西鄉隆盛

唯武速樣

（有川九介氏所藏）

【解說】此書も多度津にてのものにて、隆盛等急速歸京の命を受けしに付乘艦の依賴を爲し、その人員を通知したのである。

三〇八 唯武連への書

明治五年七月五日

先刻御願申上置候通早々相仕廻鳳翔艦へ乘付候樣可仕候。左候て急速東京迄罷歸候樣被仰付候付、成丈け早目の方に差急ぎ候付、飛脚船有之候はゞ右へ乘替候樣可致候得共、若哉其都合不相叶節は、大坂丸へ乘付歸京仕度御座候間、其段は大坂丸え何卒御指揮被成下候樣御賴申上候。右大坂丸には餘程運行も遲き趣に御座候間、成丈け船都合いたし候て、早船へ乘組候心組には御座候得共、御省より御下知無之候ては、大坂丸出帆不相調筈御座候間依時宜は乘せ込候樣御下知被成置被下度奉希候。此旨

乍ㇾ略儀ㇾ以ㇾ書中ㇾ奉ㇾ得ㇾ御意ㇾ候。頓首。

七月五日　西郷隆盛

供奉海軍省

唯武連殿

（有川九介氏所藏）

【解說】此書は前書に次いで、神戸、横濱間の便船につき、更に交渉したのである。唯武連は此前後二通の書翰を添へて更に賀茂水穗に依頼狀を發した。即ち左の通である。

備考

西郷參議殿より別紙の通申來候間、艦々の都合取調候得ば、卽鳳翔艦在港に付、右にて可ㇾ然儀西郷殿に申述候處、返書の通り乘艦人員迄申來候條、乍ㇾ御手數ㇾ筋々に御達の儀可ㇾ然御取計被ㇾ下度此段奉ㇾ願候。以上。

追て西郷殿よりの書狀二通共御廻申上候間御落手被下度存候也

明治五年七月五日

多度津にて

唯　武　連

賀茂水穗樣

三〇九　吉井幸輔への書

明治五年八月朔日

今朝御閑隙相窺候處、御宿直の由、就ては御相談申上置候高城義に付ては、暫時見合の樣相伺居候付、如何の御都合御座候哉別紙の通中來、隊中も變遷いたし候處、差歸候者は速に相片付、諸方え配付候者は急々相運不申候ては、大に不都合の趣に御座候間、一往歸省いたし、再呼出し候ても不釣合の事に御座候間、今暫く御手間取相成事に御座候はゞ、外に見立候か、先づ差歸候かの譯に御座候間、何卒御勘考可被成下候。　此旨御直に御相談申上度含に御座候得共、乍略義以書中御賢慮奉伺候。　頓首。

八月朔日　　　　　　　　　　　　西郷吉之助

吉井幸輔様

要詞

（北田豐三郎氏所藏）

【解說】御宿直の山とあるは、吉井、當時宮內大丞を以て殿上の宿直せるなり。近衞隊を罷めた高城某の就職につき依賴中の處吏に相談のため吉井を訪問せしに不在なりし故、此書を差遣はしたのである。

三一〇　西郷從道への答書

明治五年八月九日

御紙面只今拜見いたし候。正院へ罷出居候處、詰所迄にて不相達、一同引取後の事候間、對州分營一條の史官へ御回答は相渡置候間、明日何とか沙汰も可有之候に付、其上何分御返事可致候。此旨形行御返事に及候。以上。

八月九日

追て近衛兵員受渡後、士官歸省の節は、旅費は往來共可被成下事とは相心得候得共、其邊は前以承知不致置候ては、跡更小事中置候樣罷出候に付、一先御尋申進候。一體の布告は昨日相

達置候間今日迄は旅費の一條は相扣置候に付何分爲御知可給候。

西　郷　隆　盛

西郷陸軍少輔殿

（西郷從德侯所藏）

【解說】此書は陸軍少輔西鄕從道より對州分營に關した事を問合せありしに答へ、その序を以て近衞士官歸省旅費の件について問合せたのである。此頃隆盛は陸軍元帥兼參議で、近衞都督を兼ね、從道は陸軍少輔で陸軍省の樞機に參してゐた。近衞副都督を兼任してゐたのであるが、此日に兼任をやめた。

三二　寺田弘への書

明治五年八月十日

御一別以來、御左右も不承候付、折々御察し申上居候處、御狀到來いたし、忙敷開封仕候處、寫眞御惠投被成下、得と拜見仕候處、至極御壯健の御樣子、雀躍此事に御座候。隨て小弟にも碌々消光罷在候間乍憚御放慮可被下候。陳ば五月末より主上西國御巡幸被爲在、至極御輕裝にて、是より伊勢へ御參宮が御始りにて、順々軍艦より御廻り相成候處、人氣競立、難有次第に御座候。不殘學校え御臨幸相成、御賞譽又は御譴責相成候處も有之候付、一涯勉勵の

樣子に相聞得申候。餘程　主上の御爲にも相成候事に御座候。野生にも供奉被仰付、都て相廻候處、諸所至極難有がり下之關にては、石州濱田縣近來稀成大地震有之候處、參事被召呼、具に震災の次第御聞取相成候上、御前に於て直樣不取敢三千金を救民の災難を爲御撫恤下し賜り候處、案外の仕合にて參事は感激の餘り、落涙して　御前え打臥、頭は一向に不擧側に相逢者迄も落涙不致もの無之次第に御座候。此等が　御巡幸中の　御巡幸等數事共にて御座候。然處濱田の人民聞傳へ、夜白に掛て下之關迄出掛候て奉拜候次第、實に殊勝の體に御座候。此旨御禮答迄、荒々如此御座候。折角御加養奉祈候。恐惶謹言。

八月十日　　西鄕吉之助

寺田弘様

追啓御宿許御狀は、直樣便宜有ㇾ之、早速差送申候。御注文の書物此節岸良七之丞殿、司法省より洋行に付、得ㇾ幸便ㇾ候間差上申候付、御落手可ㇾ被ㇾ下候。何も御入用の品は無ㇾ御遠慮ㇾ御申越可ㇾ被ㇾ下候。

【解說】此書は歐洲留學中の寺田弘（當時、通稱を平之進といつた。今の望南翁のことである。少より才學を以て聞え、鄕黨に囑望せられてゐた。）よりの來書に答へ西國御巡幸中の事、中にも下之關に於て石州濱田縣の大地震を同縣參事より御聽取遊ばされ、取敢へず御撫恤金三千圓を下賜させられ、窮民感泣の次第を報じたのである。

三二　市來宗介への書

明治五年八月十日

度々御書翰忝拜誦いたし候。　彌以御壯健御勉強の由、大慶此事に御座候。　御家內中皆々御元氣、殊に此度は、主上の御巡幸被爲在候處、野生にも供奉被仰付、卒度罷歸候故、御逢申上候處、至極鹽梅宜敷、野生の宅迄も步行にて御入來有之、私宅迄は初ての由に御座候。　養生方は不相變餘程御勤相成候由、御方抔もアメリカ迄被參候て御修行有之の儀に候間、是非養生方なり共不相負この噂にて、御方の修行方が、却て御親父樣の御勵に相成、皆々嬉び居候仕合に御座候間、御安心可被成下候。　隨

て野生を始、一族中皆々元氣罷在候間、御掛念被ㇾ成間敷候。此節(1)七之丞殿洋行相調御出掛相成候故、いづれ御面會も可ㇾ有ㇾ之候。此幸便に任せ、御注文の書物差上候間、御落手可ㇾ被ㇾ給候。何にても御入用の品は御申遣可ㇾ被ㇾ成候。菊次郎え一封差遣候間、御届被ㇾ下度、何篇宜敷御賴申進候。以上。

八月十日　　西鄕吉之助

市來宗介樣

(1)　岸良七之丞

要詞

【解説】　宛名の市來宗介は隆盛の妹お琴の長男で、米國に留學中であつた。
此書に隆盛が最近御巡幸に供奉して鹿兒島に歸り、親しく見た宗介の家族、特に病氣な

りし父六左衞門の狀況等を細かに記述しなほ親類一同の無事を報じたものである。結尾の一行に見えたる菊次郎は隆盛の子、此時纔に拾二歳にて宗介と一緒に米國に留學してゐたのである。因に云ふ。宗介は歸朝後十年役城山沒落の際、隆盛と共に死んだ。法學士市來正敏はその遺子にして、故市來政方は其實弟である。

三一三　西郷菊次郎への書

明治五年八月十日

度々の御紙面披見いたし候。至極元氣にて勉強の由、大慶此事に御座候。次に拙者も無異罷在候間、少しも御懸念有レ之間敷候。陳ば英和字書差出候間御落手可レ被レ成候。此度任二幸便一荒々一左右迄如レ此候。已上。

八月十日

西郷吉之助

西郷菊次郎殿

（西郷菊次郎氏所藏）

【解說】前書市來宗介宛書翰の末尾に菊次郎へ一封とありしもの即ち此書である。

三二四　大久保利通への書

明治五年八月十二日

【解説】此書は東京より歐洲巡歴中の大久保へ幸便（岸良七之丞の便か）に託して送つたのである。（大久保は米國より一度歸國し、五月十七日復出發、六月八日桑港着、七月三日米國を發し、同十五日英國ロンドンに着し、十一月十六日英國を辭して佛國へ渡つた。）

本書の内容は、（一）西國御巡幸の事、（二）久光公鹿兒島にて建白並に建言ありし事、（三）海江田信義、久光公の旨を受けて上京の事、（四）近衛兵物議につき善後處置の事等である。

書中、「近衛都督拜命仕當分破列彈中に晝寢いたし候」といひ、「兵隊の破裂は恐しくは無之候へども副城公（久光鹿兒島城の二の丸に館す、故に副城公といふ）の着發彈には何とも力及ばず大弱りに御座候」とあるは、隆盛當時の境遇を能く說明してゐる。又近衛兵に就ては廢藩置縣に功績ありし兵に疵をつくるのは殘念なれば、騷擾したものも來春までの間に轉任なり、何なり個々の滿足するやうに、それ〴〵道をつけて解決してや

るといふ意味の事を報じてゐる。斯の兵士を愛する心こそ、兵士共の口にも云へない意中の誇を滿足させ、望をかなへさせてやる所以である。徒に規則で押へつけずに、兵士等が斯くしてくれそうなものと思ふ所を以て彼等に施してやるのである。これでこそ慓悍狂暴な兵士を制御し得たのである。安然として破裂彈の上に晝寢をし得たのである。

尙々兵隊の破裂は恐しくも無之候得共、副城の着發彈には何とも力不及、大よはりにて御座候。御遙察可被下候。

御一別以來不能御音信候處、彌以御壯健御週歷の由珍重奉存候。隨て小弟無異義消光罷在仕候間、乍憚御放慮可被成下候。扨、主上にも五月廿三日御出艦にて御巡幸被遊、御機嫌能七月十二日還幸相成難有次第に御座候。西國の人心餘程歸向いたし、何

も平穩の躰に罷成大幸此事に御座候。　西京並に下之關鹿兒島此三ヶ所は分て奉企望候樣子に被見受申候。　扨鹿兒島にて副城公御建白書被差出、尙御建言等有之、意外の次第にて、江戸え罷歸候て承候位の事に御座候處、貴兄を初私共の事、餘程御中立相成、殊に私儀一番重罪の事にて、是非此者共御退去被爲在度、無左候ては御上京は不被遊との事の由、何分にも御激論甚敷、德大寺卿も餘程御論も被成候由御座候得共、中々御承知の向に無之、御込(こまり)の由に被相聞申候。　是迄外え不相顯樣包置候得共、世間え響高に相成、如何にも氣の毒千萬の事に御座候。　然處海江田(1)不平論餘程主張いたし、縣廳におひても心配の趣承居候處、副城公より被見込、此節上京いたし候て、御建白の儀十分盡力いたし候筋に

(1)　海江田信義

て、最初大久保一翁先生え参候て悉相咄、同意可相成事と存込候處、案外裏はらの論にて大に驚候由、夫より勝、山岡の兩氏より深切に說諭いたし吳られ候處、頓と氷解いたし候樣子に御座候。此場合にて海江田作(2)九を掛罷歸候ては、迚も副城公の處、御激發彌增候はんと頻に周旋いたし吳られ、都合能官人に相成候處、周旋中に御座候。　もふは縣下え不罷歸爰許え引留候場に相成、仕合の次第に御座候。　御笑察可被下候。　貴兄御留守にて海江田え說得人は無之、只三士え依賴して罷在候處、誠に大慶の事に御座候。　將又兵部省にて、近衛局少々物議沸騰いたし、山縣引込暫時及混雜候故、

御巡幸先え申來、私共兄弟共早々罷歸候樣との事に御座候間、餘

(2) 誇張して言ふことに，作九をかけてといふ，輪をかけてに同じ
作九はソロバンの言葉

程配慮仕候て罷歸候へば、差したる事にも無之候得共、(3)山縣氏、述も再勤の體無之、色々に申述候得共、聞入無之候付、私にも御脇に立、共に難を引受可申、實は鹿兒島の難物も是迄相任せ置候次第、不行屆、譯にて御座候間、此上は共に盡力可仕候付、何卒再勤いたし吳候處、再往相願候處漸合點被致候付、私には元帥にて近衞都督拜命仕、當分破裂彈中に晝寢いたし居申候。　いまだ出勤無之候得共、此內よりもめ立居候事件、悉所置いたし候て、其上出勤の賦に相決し置候付、御懸念被下間敷候。　此三縣の兵は天下に大功有る譯にて、廢藩置縣の一大難事も爲是に難論を起し候處も無之、誠に王家の柱石にて御座候。　如此功績有之ものに疵を付候ては殘念の至御座候間、來春迄には悉解放し候賦に御座候。　當

3）隆盛が人に事を強ふる時は其人の受け得らるる樣な方法をつけて談じ込むのが常であつた

分は隊中も至て無事にて相治り候に付、乍餘事御放念可被下候。此度任幸便荒々奉得御意候。　恐惶謹言。

八月十二日認　　西郷吉之助

大久保利通様

【補註】久光の廢藩置縣を喜ばなかつた事は既に說明せし通である。從て亦中央政府の重鎭となつて、彼一大事を斷行した西郷、大久保に不平であつたことも天下周知の事實である。久光の意見には時勢に反馳し、政府の到底用ふる事の出來ないものもあつたやうであるが、中には大に傾聽すべきものもある。その牢固たる所信は秋毫も曲ぐること能はず、政府の施設に對し、有司を攻擊してやまなかつた。此時、海江田上京の顚末はその自傳とも見るべき維新前後實歷史傳に詳記してある。なほ、久光の意見は鹿兒島に於ける建白書を以ても、その大體は窺はれる。（後出、十二月朔日黑田了介宛書翰參照）

備考

島津久光公實記抄

六月二十八日、公、狩衣を裝し、行在所に參し、德大寺宮内卿に謁して天機を候す。又意見書を奉呈す。是れ公の久く胸中に蘊する意見にして、已已朝覲の際建言せんと欲して機を得ず、是に至て之を上る。其書に曰く、

一 至尊御學問の事

一 立國本張紀綱事

一 定服制嚴容貌事

一 正學術事

一 愼擇人材事

一 謹外國交際審可辨彼我之分事

一 振興兵氣正軍律事

一 明貴賤之分事

一 遠利欲重節義退詐術貴誠實事

一嚴ニ禁シ淫亂ヲ明ニスレ男女之別ヲ事

一開クニ言路ヲ事

一愼ミテニ讞獄ヲ正クスルニ賞罰ヲ事

一輕クスルニ租斂ヲ事

一詳ニ量ルニ出納ヲ事

副書

別紙一通小臣積年の愚慮に有レ之、去る己巳の春暫時上京仕候節獻言仕ル含ニ御座候處不レ奉レ得ニ機會ヲ爾來何等の御下問も拜承不レ仕、空く沈默仕候。然處今般不レ料も被レ爲レ在ニ御巡幸ニ奉レ拜ニ天顏ニ獻芹の微衷默止難レ仕、且危急切迫の世態傍ニ觀坐視に不レ忍、因循固陋の愚見不レ被レ爲レ在ニ御採用ニ御事とは奉ニ恐察ニ候得共、此末好機會も無レ之と奉レ存、突然呈上仕候。實以恐縮の至御座候得共、方今の御政體にては、御國運日を追て御衰弱萬古不易の皇統も、共和政治の惡弊に被レ爲レ陷、終には洋夷の屬國と可レ被レ爲レ成形勢鏡に掛て拜する如く、歎息流涕の外無ニ御座ニ候。狂妄不レ遜、犯ニ忌諱ニの罪に於ては、何樣とも奉レ待ニ御明裁ニ候。臣久光誠恐誠惶頓首敬白。

壬申六月　　従三位臣　源　久光

三二五　篠原冬一郎への書

明治五年八月十五日

今日も御勤務珍重奉ㇾ存候。陳ば甚不埒の至御座候得共、無ㇾ據用向有ㇾ之、得出勤不ㇾ仕候間何卒御助合被ㇾ下度御願申上候。扨先日承知仕候士官學生徒の儀信吾え得と相談致候處、夫丈金子を出し候はゞ、百人計の生徒中にて別に教師を雇入、十分の指南を受候方辨利にては有ㇾ之間敷や、左候はゞ教師を頼入候處と、何方へか家を借受候處は引受心配可ㇾ致との事に御座候。如何のものに御座候や。一切生徒の取締且會計方の處能々取調無ㇾ之候ては不ㇾ相濟、此法則を失ひ若や遊蕩に陷候ては貴兄方の御赤心も

不相貫樣罷成候はんかと、餘計の處迄心配仕候。宜敷御評議可被成下候。兵學寮の處承合候處、只今にてさへ教育不行屆十分の修行も出來兼候樣子に御座候。如何程規則嚴重候共、十分の修行不相調候ては進步の道も遲く、精不精さへ難取分御座候間、此生徒の爲にのみ、鹿兒島縣内へ學校を設ケ教師を引入候はゞ修行方にのみ相成、繁華の地を去り候て萬全の事かとも相考候付、得と御勘考可被下候。別紙賞典高は取調いたし候處、十分學資に振向候義相調可申、殊に陸軍の賞典抔は當り前のものに御座候。此高のみにても、百人餘の生徒は被振向候次第に御座候。此旨乍序荒々奉得貴意候。尙拜顏可奉陳候。頓首。

八月十五日　西郷吉之助

篠原冬一郎様

要用

【解說】 隆盛は自己並に薩藩出身の重なるものゝ戊辰の賞典祿をあつめて學校を設け軍人志望の生徒を養成した。 此書によつて見れば其方法手段につき、最初小西鄕や篠原等へ相談し、熟慮考察したもののゝやうである。 隆盛の精神は賞典を受くるに至つたのは己れ一人の功でなく、戰死者をはじめ無名の兵卒に至るまで、衆人の力が隊長上官の功となつて賞典を授かるに至つたのであるから、銘々の私すべきものでない、後進の子弟を養成し死者の忠勇を繼承せしめねばならぬといふにあつたやうである。

書中、「陸軍の賞典などは當り前のもの」 とあるのは文官の者はとにかく、陸軍の賞典は當然子弟養成方に差出すべきものであるといふのである。(舊薩藩出身者について云ふ。)又書中に見えた小西鄕の意見は東京に於て施行するについて、斯くした方がよろしくはあるまいか。 それで宜しくば敎師の傭入方と家を借り受くる事は自分から世話し

ようといふのである。又後の方に鹿兒島縣內に學校を設くるのも一策であるといつて、篠原へ調査研究を依賴したのである。

案ずるに、隆盛等は右の趣旨を以て先づ東京に於て、縣出身者の重なる文武官の賞典祿をあつめて、子弟の敎養所を設けたのであるが、その創立年月は五年の末より六年の春あたりではないかと思はれるが、未だ詳でない。後、隆盛等の歸耕するに及び、鹿兒島に移した。普通に賞典學校と呼ばれてゐたのが即ちそれである。

三二六　書取

明治五年九月

一騎兵隊の儀、二小隊にて大隊の備を以て一屯所を受取居、過分に費用を重候のみにて全ク實用に不レ適、今二小隊の分相重、大隊の都合いたし候様被二仰付一候か、又は當分通被二差置一候譯に候はゞ隊名を相除キ供奉迄のものに被二相成一候か、御沙汰相願度との事

一塚本明殺儀、當分陸軍省地理取調方要用の人に候由、然處、地理の儀是迄御手拔相成居候間、正院にて委敷御取調被二仰付一賦に候間、彼方へ被二召出一度との事

(西郷從德侯所藏)

【解說】此覺書は隆盛より陸軍少輔たりし實弟從道へ渡したるものゝやうである。第一項は騎兵隊の編制に關する意見、第二項は塚本明毅(舊幕出身にて此時陸軍少丞)を正院の方へ轉任させたいといふ事である。塚本は明治五年九月十九日を以て權大外史に任ぜられ、正院の方に移つて居るから、此書は九月十日以後中旬までのものであらう。

三一七　池上四郎への答書

明治五年十月十五日

尙々、時候無御痛樣御自愛專要奉存候。

冷氣相募候處、寒國の御滯留一涯可難被凌と奉苦察候。上海より御仕出の書面も早速相達忝拜誦仕候。御宿元えは右の御書面相廻し置申候。殊に煙臺よりの御狀も相屆、是又忝拜誦仕候。彌以御壯剛の段奉雀踊候。隨て小弟にも無異儀消光仕居候間乍憚御放慮可被下候。陳ば上海よりの御書面にて、速に天津え御出懸の都合と相見得候得共、爰許にての噂にては、迚も御渡海難相成事と相考居候處、早此度は煙臺よりの御書面にて相驚候

仕合に御座候。其御地も開港場とは乍レ申も不景氣の由、何分にも西洋人の所有と可二相成一模樣かと遙察仕候事に御座候。魯の兵隊迚は、迚も屯集の樣子は有二御座一間敷か。牛莊とは相變候哉、煙臺と申所不二相分一、何ぞ珍數事件も御座候はゞ爲二御知一可レ被レ下、當地には魯國の公子參り候て、段々(1)世話等數事に御座候。貴兄御出立相成處、實に慰度誰も咄相手も無レ之、如何計の御辛勞か、時々考出し候次第に御座候。御宿許も皆々樣御壯榮の段近便より承知仕候。別紙二通差上申候間、御落手被レ可レ下候。此旨御禮答旁奉レ得二御意一候。恐々謹言。

十月十五日　　西鄕吉之助

池上四郎樣

(1) 世話らしき事とは忙はしい事といふ意味，薩摩の方言

【解說】 宛名の池上四郎は外務省十等出仕であつた。 清國視察の官命を帶びて、八月東京を發して上海に赴き、之れより堙臺（芝罘の別名）に行き、同處滯在中隆盛へ書面を遣はしたので、之れに答へたのが此書である。

池上と同行して支那に行つたのは武市熊吉、彭城中平の二人で、これも外務省の官吏であつた。 又同時に韓國に遣はされたのが陸軍中佐北村重賴、陸軍少佐別府晋介であつた。以上五人は萬々一隣國に事があつた時のために支那朝鮮の國情及び地理、又は魯國その他外國の支那朝鮮に於ける勢力等を視察させておく必要があつて、特に選拔されて派遣されたのである。 此事は隆盛が板垣參議等と相談の上閣議を以て決したのであつた。

三一八　西鄕從道への書

明治五年十月十七日

先日組御願申進候大久保金四郎內願の一條當人よりも直に申進度との事に候間御逢被給候て得と御聞取可給候、尙當人差出候間宜敷御賴申進候。以上。

十月十七日　吉之助

信吾殿

要事

【解說】此書は大久保金四郎（後の陸軍中將利貞）內願の事につき此書を附して從道の許へ遣はしたのである。

三二九　副島種臣への書

明治五年十月廿五日

御壯剛奉恐賀候。　池上四郎煙臺より九月二十五日仕出の書簡御省より御屆被下候處、封中に朝鮮地圖差遣候趣申來候得共、不相見得候に付、御省え差出ものかも不被測候に付、相屆候哉、卒度御尋申上候。　將又別紙御序の節、何卒相屆候樣御取計被下度御願申上候。　此段乍略儀御賴旁奉得貴意候。　頓首。

十月二十五日　西郷拜

副島樣

要詞

【解說】副島は當時外務卿、池上の事は前の三一七の解說にある通である。後段「別紙御序の節何卒相屆候樣御取計被下度」とあるは、恐くは前の池上への書（三一七）を外務省の手で屆けてくれと依頼したのである。されば此前後二書同日の日附でなくてはならぬ。即ち此書が十五日付か、前の十五日付のが二十五日かであらうと思ふが、未だ原書の所在を知らぬから、たしかめることが出來ぬ。

三二〇　川路大警視への書

明治五年十一月六日

御紙面忝拜誦仕候。　陳ば山口氏の義今日御願申上越賦の處、幸、御便に任セ奉㆑希候。　只今御入込相成候處、甚御迷惑の譯に御座候得共、境縣權大屬にて鞫獄方ゑ是非被㆓召入㆒候樣御願申上吳候樣承居申候。　是より段々地方ゑも人被㆓差出㆒候賦にて御呼立にも相成居たる譯に御座候處、差當り無㆑據譯合に御座候故、何卒彼方ゑ御（一字不明）張被㆑下候樣被㆓成下㆒度御願申上候。　其通相運候て宜敷御座候はゞ右の都合可㆑致候間、何卒御返事被㆓仰越㆒被㆑下度奉㆑希候。此旨乍㆓略義㆒以㆓書中㆒奉㆑得㆓御意㆒候。　頓首。

十一月六日　　　　西郷拜

川路様

拜復

（谷山初七郎氏所藏）

【解說】本書山口某のために就職の世話を依賴したのである。年は慥には云へないが、大抵明治五年であらう。蓋前に見えてゐた近衛より他に轉ぜんとするものゝ一人かと思はれる。

三二一 松平親懷への書

明治五年十一月九日

良久敷御動靜不レ奉レ伺候得共、彌以御壯榮可レ被レ成御座レ候恐悅の御儀奉レ存候。 隨て少弟無異儀消光仕居候間乍レ憚御放慮可レ成レ下候。陳ば近來は御縣下の評判誠に宜敷、正院より奥羽へ探索方被レ差出レ置候監部の者罷歸屆申出候處も、餘程宜敷御座候に付、先度より御聞込に相成候處とは、大に反對の次第に御座候間、只隣縣抔の偏頗の論を御採用相成候ては甚以不レ相濟事と席中へ申述候處、至極尤の譯とて一同申たる儀に御座候。 御笑察可レ被レ下候。 扨(一)德之助樣御洋行の儀、先度より御談合申上候處、全體教師の見込

(一) 酒井忠賓

も有レ之、御猶豫相成居候得共、未だ教師の期限も不二相分一、是非彼の罷歸候時分御供仕候て御洋行可レ被レ成筋に申居候由に御座候處近來は自分の家內迄も取寄候樣子に相聞られ、氣長き滯留の模樣も相見え候爲め、來春比より御出懸被レ爲レ成候方御宜敷哉と相考へ折角御進め申上事に御座候。　殊に御當人樣にも至極の御ハマリに御座候故、此機會を御失ひ、御氣先も相替候樣被レ爲レ成候ては其甲斐も薄〻成行候はんと老婆心に御座候間、先生方尙又御勸考被二成下一御宜敷かるべきとの御見込に御座候はゞ、御洋行の處御取極可レ被レ爲レ成時節かと奉レ存候に付、一先申上候。　小弟にも明日より歸省の御暇申上候て卒度罷歸候に付、荒々奉レ得二尊意一候乍レ然犬塚(2)君抔へも御咄は申上候得共、初より先生へ御進め申上

（2）舊庄內藩士犬塚盛巍

候末の事にも御座候間、不取敢如此御座候。宜敷御汲取可被成下候。恐惶謹言。

十一月九日　西郷吉之助

松平權十郎様

尚々菅(3)先生にも別啓不仕候間、宜敷御傳聲被成下度奉仰望候

（南洲翁遺訓集に據る）

(3) 酒田縣權參事菅實秀

【解説】此書は東京より酒田縣參事松平親懐(通稱權十郎)へ贈り、主としてその舊主酒井忠實(通稱德之助)の獨逸留學を勸めたのである。既に述べたやうに、舊庄内藩士は戊辰戰爭後深く隆盛の德を仰望し、明治三年十一月舊藩主酒井忠篤(當時二十歳)は、庄内藩士七十餘人と共に鹿兒島に遊學して、隆盛の指導をうけ、又兵學を實習し兵士同様に調練をうけ明治四年四月鹿兒島の軍隊が御親兵となりて上京するまで、同地に滯在し明治五年四月

隆盛等の勸めにて獨逸へ留學した。今隆盛が此書を以て獨逸留學をすゝめた酒井德之助(忠寶)は、忠篤の弟で嘗て藩知事の職に就いた人であるが、東京に於て隆盛の誘掖を受けてゐたものと見える。遂に翌六年二月川村海軍大輔の獨逸に赴く折、一緒に留學の途に上つた。

なほ、舊庄内の酒田縣が、その縣治上に於ても、隆盛に學ぶ所多く、隆盛も亦同縣のために意を用ひてゐたことは、此書の初に、廟堂に於ける酒田縣の評判を報じてゐる一節でもわかる。元來舊庄内藩は戊辰の際隆盛等のために破られしものなるに、其後隆盛の德を慕ひ、舊藩主をはじめ多數の藩士が、遂に鹿兒島に遊學するに至つたので、隆盛その誠意に感じ、同縣のために盡す所猶故國に對するが如きものがあつたやうである。隆盛嘗て榎本等の赦免になりし時、黑田清隆の所に禮に行つたことを評して「敵より謝禮に參候儀戰の上にて打破候より重み有レ之味ひ不レ可レ過レ之と脇からさへも嬉敷」といつた。此語移して以て隆盛が庄内人に對する感喜の情を見るべきである。

三二 島津久光執事への書

明治五年十一月

私儀

御巡幸の砌供奉被ㇾ仰付ㇾ、御當地御滯在中には、是非御機嫌伺ことして拜謁可ㇾ奉ㇾ願處、等閑に罷過候儀、全ク朝官を甘し、再生の御鴻恩忘却仕候場に立至ッ

御嫌忌を奉ㇾ蒙候仕合、實に恐懼の次第御座候付、如何樣共、其罪を可ㇾ奉ㇾ謝賦にて罷ㇾ下候付、右の段宜敷被ㇾ仰ㇾ上被ㇾ下度奉ㇾ願候。以上

十一月

西鄉吉之助

【解說】隆盛は久光の激怒に觸れ、不行屆を謝するため十一月中に鹿兒島に歸つた。本書提出の次第は次の十二月朔日、黑田了介宛の書中に詳である。月日は十一月とのみあつて判然せぬ。

三二三 黑田了介への書

明治五年十二月朔日

倘々、時分柄折角御自愛奉㆑祈候。追々細事可㆓申上㆒候。當時は爰許にては御國恩とさへ唱へ候得ば、至極の人物と申事に御座候故、此流行が餘程邪魔を成し可㆑申と相考居申候。必も一度はこぶが出來可㆑申候。當地の肌持は格別相違いたし、餘程跡戻がいたし申候。御察可㆑被㆑下候。

御分袖以來不㆑能㆓御音信㆒候處、彌以御壯剛被㆑成㆓御座㆒候はん、奉㆓恐賀㆒候。魯西亞公子の御客來にて、又々珍談御座候はんかと奉㆓遙察㆒候。色々御心配も被㆑爲㆑在候事と奉㆑存候。隨て少弟無㆓異義㆒罷在

候處、

副城公より

御巡幸の砌御建言相成候義は、御聞及通の事候處、再三御召相成候故、其節より御(1)斷可申上筈とは相考居候得共、先見合罷在候處、三條公え御遣しの御書面拜見仕候得ば、實に驚候次第にて、早速歸省の御願申立候仕合、疾く御聞取被下候はん。(2)田中氏より是非書面相殘置候樣承候得共、出立前にて色々混雜いたし候故い(3)十院氏え委敷御賴申上置候て罷歸候義に御座候。何卒御海恕可被下候。罷歸候へば其御地にて承候樣には無之、只小事申位にて格別の譯も無之候。少々物議は有之樣子に被相伺候得共、何も心配仕候場合にも不參事と推察仕候義に御座候間、御安心

(1) 御斷は謝罪の意

(2) (3) 確には分らぬが田中は清之進，い十院は兼寬か

可レ被レ下候。　罷歸候涯、早速大山參事を以テ形行御屆仕候處、前事を繰返し申立候ては、甚御迷惑の譯に候間、罷下候趣意書面に相認申上候樣御沙汰有レ之候付、書面共に認候譯には無レ之、勿論申分共いたし候趣意にて無レ之、一向不行屆、處御斷可二申上一旨申述候處、是非書面に認候樣との事に御座候間、罪を拵へ書調候處、翌日は可二罷出一旨、屹と御達御座候付、大山同伴にて出懸候へば、豈圖らんや、私の罪狀書御認相成居候間、御詰問の次第何共言語に難二申述一事にて、むちやの御論あきれ果候事に御座候。　高崎五六抔罷登候故、委敷御聞取爲レ被レ下筈と、細事は省略仕候。　其後何の樣子も不二相分一、定て奈良原の一左右御待被レ爲レ在候事と推量仕居候。　先御登の思召には相違有レ之間敷と相考居申候。　扨篠崎貢平と申者、

兵器方附士にて、東海道口より戰爭にも出張いたし、小隊長迄も相成居候處、江戸え張出し候後は、組頭迄相成居候へ共、開拓使の方え懇望の事故、願立候得共、全體勤場有之相替候ては下等に落ち候義、氣の毒の譯有之抔との說も承候由にて、態と御斷申置、歸國いたし候仕合にて、無役に相成候て、此節又々是非願立候心體にて罷登候付、貴兄え添書いたし呉候樣頻に承候間、數々御願申上候譯に御座候得共、決て不正の人間にては無之、乍然才略有之者にては無之候付、何卒輕き處に御召仕被下度、依て御依賴申上候。正直一篇の男にて、深切に差はまり居候付、御煩勞を不顧奉願候。宜敷御汲取可被下候。此旨御願旁奉得御意候。恐々謹言。

十二月朔日　　西郷吉之助

（4）取締組（後の警視廳の組頭（警視，警部などの地位ならん）

黑田了介様

（黑田清伯所藏）

【解說】此書は鹿兒島より東京へ送つたのである。前半には、隆盛の鹿兒島へ歸りし次第、久光の詰問にあひ、前掲の詫狀を差出したる顚末を詳報し、後半は篠崎眞平のために就職を依賴したのである。

さて、久光の隆盛に詰問の次第、海江田信義の談を記述せし實歷史傳及び故老の言に徴するに、（一）君臣の情誼を無視して自ら高位高官に在る事、（二）皇國上下の階級を打破し結髮、服裝婚姻等の美風良俗を破壞し西洋に心醉する事、（三）戊辰役後兵士の暴行を尻押したとの事等にありしもの丶やうである。實歷史傳に久光の談話なりとて掲げたる中に次のやうに見えてゐる。

抑も維新の鴻業たるや、我藩與りて力ありとし、藩士等皇恩を荷ふて要職に立つ者亦從て多しとす。然るに彼等は爾來漸やく余を疏外に附するの氣色ありしが殊に昨年（明治四年）七月廢藩置縣の制度を施行せし以來は、倍々以て其甚しきを加へ、既に近日

に至りては、一人として大政の形情を報知する者すら之なし。　是れ果して何等の意思に出る者ぞ、意者當年兵馬の功勞を以て己等の一身に屬すと爲し、即ち自家の勳功に誇るが爲め乎、苟も然らば當初余が三州(薩、隅、日)を犧牲とし、一身を顧みず斷じて天下に殉へたるを忘失せし乎、思はざるも亦甚しと謂ふべし。　加之、私かに輓近世上の情態を察するに、漸やく西洋の風俗を美なりとし、束髮を截りて斷髮と變じ、或は得々として洋服を纏ひ、猶ほ甚しきは門地門閥を以て今日に無用なりとし、公然之を廢するの說を唱ふるに至る、實に法外千萬なり、若し此情勢を以て日に月に增長するときは、恐くは久しからずして朝廷にまで推し及ぼし、衣冠宮殿、政治、學問、律令、格式等擧て洋風を模擬せざるなく、遂に本邦固有の美俗を破滅するに至らんか、吁復た歎ずべきに非ずや、而して這般の情勢を馴致したるは、畢意諸藩士等己れの微功を誇張して、其舊主を蔑如するより出て、殊に余の舊家人等五六輩の者、最も其事を主張せりといふ時は、若し其根源に遡ほり、余等父子を責むるに訓誡の屆らざるに由ると爲さば、余等父子たる者將た何の面目ありてか、復た朝廷に對せんや、只叩頭悚懼すべきの外なからん云々と、以て其大要を了知すべきである。

三二四　西鄕信吾への書

明治六年四月廿日

昨晩は井上並大隈より段々說諭有レ之候得共、全承引の樣子も無レ之、手切に及候外無二他事一、左すれば陸軍省も瓦解の姿に立到可レ申、然らば誰一人ありて持留候哉と迄に及候處、津田を御居へに相成候て、小彌太次に居り、相助候へば決て差支無レ之との見込に御座候。　右樣成立候はゞ忽異變を生じ可レ申と愚案いたし居申候。然るに迚も御出來なされぬと申所においては、只無理に御はまり被レ下候樣御賴可二申上一候儀は、決て不レ被レ申、いづれ其場に自ら取はまり、片腕になり共不二相立一候ては難二申出一事候間、此上は弟信吾

を洋行を止め、御跡に付置候樣可ㇾ致候に付、此上は何卒御はまり被ㇾ下候處、御賴可㆓申上㆒旨申出候處、直樣御返事は六ケ敷候間、明日十字迄に返答可ㇾ致との事に御座候。　如何にも六ケ敷次第に成行申候。　三浦、鳥尾等の者も進め候模樣に御座候。　餘程御方を引止め可ㇾ申との論には難儀の樣子被㆓相見得㆒申候間、今四五ケ月の間御氣張被ㇾ下度、使節も御返の處、御內決相成居候間、大久保抔罷歸候へば御洋行の都合相調可ㇾ申候に付、夫迄の處は御辛抱無ㇾ之候ては實に六ケ敷事と相考申候に付、今朝は早目に御出相成候て、御談合被㆓成下㆒度、井上十字には返答を聞屆に參候賦に御座候故、其內に御出掛の處御賴申進候。　私も是非參り候て旁御打合可ㇾ申筈候得共、乍㆓略儀㆒以㆓書中㆒此旨申進候。　以上。

四月廿日

追て御國より老先生抔出掛相成候事に候得ば、陸軍省の混雜は却て勢ひを付候場合に相成候間、是以可恐次第に御座候。副城公を初其外下々に至候ても、只恐しきものは兵隊のみの事に御座候。

同　吉之助

西郷信吾様

要詞

（西郷從德侯所藏）

【解說】此書日附の前々日即ち十八日に當時、陸軍省の長官であつた陸軍大輔山縣有朋

はその職を辭した。此書を通して當時の事情を察するに、此時陸軍少輔西郷從道は洋行することに内定してゐたのであるが、四月十九日夜に、隆盛は井上馨、大隈重信と共に、山縣へ再起するやう、極力勸告した。然るに山縣はどうしても承知せず、後は如何にするつもりかと聞くと津田出を据ゑて鳥尾小彌太を其下におけば差支ないと主張した。隆盛はそれでは省内が治まるまいと見て、止を得ず、然らば弟の信吾(從道)の洋行を中止させて、是迄通り補佐させることにするから、今一應奮起ありたしと懇請した。そこで、山縣は即答をさけ、明日十時まで待つてもらひたいと云ふことになつた。よつて、隆盛は此書を從道に遣はして、その洋行を暫く中止して、四五ケ月現職に辛抱するやうすゝめてやつたのである。隆盛は人に難を強ふる時、必、出來そうな手段を案出した行つた。(以下次章を參照)

追書も、從道の決心を促すために書添へたものである。本文が正面攻撃なら、これは側面に一寸擬兵をおいた形である。「追書に御國より老先生杯云々」とあるは、此時島津久光、勅使勝安房と共に上京の途中であつた。それに現政府反對の老壯士等が多數隨從して來ることになつてゐた。(實際着京したのは四月二十三日のやうである。)若、陸軍省にごた〳〵があつては、彼の老壯士輩をして勢をつけさせる樣なことになる。是以て恐るべき次第であると、一難題を提示したのである。

三二五　西郷従道への書

明治六年四月廿一日

昨夜は段々の御馳走御禮申進候。扨、今日は大隈氏入來にて、山(1)縣氏の處、井(2)上よりの申出には、是非津(3)田を御居相成候て、山縣氏には御用掛とか被仰付候はゞ可然との事にて、條公も餘程御心配の由、段々と井上より責付候末の事にて、外に手段も無之趣に御座候由承候付、只今陸軍省の處は格別差支候廉も無之候間、暫時は御見合相成居候ては如何に御座候哉、其内には療法を替て御方抔より得と御內談有之、迚も不參候はゞ其上は致方無之候付、別に御手段有御座度との返答申置候間、其御含を以、野津氏抔

(1) 有朋
(2) 馨
(3) 出（當時陸軍省會計監督長）

御談合被成下度御賴申進候。以上。

四月廿一日

追て昨夕御咄いたし置候學校壁書寫差上候。以上。

（西鄉從德侯所藏）

【解說】これは前書に連關したものである。此書を以て推せば前日即ち二十日には山縣より返事がなく、同夜隆盛は從道を訪ひて、兄弟緩話種々時局の相談をしたものらしい。さて、此書の結構は、今日大隈が來て井上から申出でた山縣の決答其他の趣を報告したので、斯樣々々に答へておいたから共舍で野津等と話しあつてもらひたいと云ふのである。

案ずるに、此後六月八日に山縣有朋は陸軍卿に任ぜられ、七月二日に從道は少輔より大輔に進められた。遂に隆盛の考へ通りに運んだのである。

「追書」にある學校壁書のこと、次章の解說にゆづる。

三六　集義塾建設本旨

明治六年

【解説】集義塾いふは、後明治七年鹿兒島に設立した幼年學校一名賞典學校の前身である。文意は一讀明瞭である。初め麴町永田町に設けられた。今の文部大臣官邸のあるあたりであつたといふことである。その創立の年月は能く分らぬが、本書に明治六年誌すとあるから大概、六年になつて設けられたものであらう。その設立の相談は前に掲げた明治五年八月十五日の篠原冬一郎への書に見えて居る。今、編者が此處に之を挿入した所以は前書の追てがきに、學校壁書の寫差上候とあるに因んだのである。此書が果して學校壁書の寫であるか慥でないけれども、書振から見て、如何にもそれらしい。たとへ、それでないとしても、集義塾の設立は明治五年の冬より六年の春、遲くとも此頃までのことゝ思はれる理由があるから、姑く此處に編入しておいて後考をまつことにする。

學校を建設し人材を教育するは、古來より模範たりと雖も、此校に於ては愈々其切なる者より起り、戊辰の役艱難の功を奏する者、畢竟殊死憤戰の功に由ればなり。然るに海陸軍其他功勞を賞せられ、恩典を蒙ると雖も、今日餘生を得る者抑々第二等にして、誰か自ら功とし勞として安々と居る者ならむ哉。則戰死の忠勇功烈に感激して止まず、自ら其賜を有する不忍所なり。自然難に當ては、其人を渇望すること平日に百倍す、是人の常なり。嗚呼忠死の士、此心ならむ哉。故に賞典祿を集めて以て、人材を養育するの校費に備ふ。各々能く其意を体認し、教師の教に順ひ、能く勉强して業を終へ、

國家の用に供するに足らば、轉た忠死の靈魂を慰し、且つ死者を

して生存せしむる者に等し、徒に法則を以て、人を責る事を欲せず、只忠死の心を以て志とし、人々自ら責めむ事を希ふ。

明治六年　　　西郷隆盛誌

【補註】明治二年六月戰功に依り賞典を與へられた薩藩出身者は西郷隆盛(二千石)吉井幸輔(千石)伊地知正治(千石)大山綱良(八百石)桐野利秋(二百石)であつた。此外單に薩藩陸海軍の隊長として出軍した人々は、八石づゝの賞典祿であつた。但海江田信義には一時賜金千圓を給せられた。又同年九月復古功臣として賞典を授けられた薩藩出身者は大久保利道(千八百石)小松淸廉(千石)岩下方平(千石)であつた。未だ判然しないけれども以上の中、小松は此時既に故人となつてゐた。其他は皆賞典祿を提出して、人材養成の資に供したものと思はれる。大久保の內務卿となるに及び、省內の經費不足のため、自分の賞典祿を獻納して之を補はんと欲し、右賞典祿の返還を大山綱良へ交渉した書があるを以て最初、大久保の賞典も此中に加はつてゐたことは確かである。

三二七　大隈重信への書

明治六年五月四日

御安康奉恐賀候。陳ば先日申上置候陸軍省相當表の義、尚又相糺候處、兵卒の義判任に被召入被下候樣との譯にては決て無之、ケ樣の表面に相成候義を顯し候事にて、全海軍省ゝ同論の譯に御座候付、判任の表面丈は御消除被下候て、何卒今日は相運候樣御取計被成下度奉合掌候。彼表面御布置不相成候ては、陸軍省の處大きに差障出來いたし候間、宜敷奉希候。頓首。

五月四日　西郷拜

大隈樣

拜　呈

【解說】此書は陸海軍武官官制案を當日速に決定の運になるやうに大隈參議へ依頼したのである。右官制は明治六年五月八日に發布された。即ち本書日附より四日の後である。

三八　市來宗介への書

明治六年五月四日

春暖相募候處、彌以テ御壯健御勉强の由、大慶此事ニ存シ申候。　次に御宿許並拙者を初め一同元氣罷在候間、少も御懸念有レ之間敷候。陳ば年內より歸省御暇いたし、故鄕に罷歸候處、御親父樣にも日々快方にて、當分は每日出勤、拙者宅えも追々御入來、(1)人力車にも不レ乘、步行にて御座候。　是又御案じ被レ成間敷候。(2)勘六殿海軍學校え入塾至極の勉强にて、數十の生徒より拔出候由、拙者にも相樂居申候。　算術も近來は進步いたし候由御座候間、御喜び可レ給候。　別紙菊次郎え一封差遣候へ共、決て讀兼候義ト相考候間、御序

(1)　市來家と西鄕宅とは可なりの距離があつた
(2)　宗介の次弟，明治四年兵學寮に入學す

の折、通し置可ㇾ給候。 此節菊次郎妹(3)取寄候賦にて申遣置候處、彌可ㇾ相登ㇾ旨申來候。 殊に與(4)右衛門様御下島相成候處、此夏初には御登相成候に付、其節は御召列被ㇾ下候趣に御座候間、爲ㇾ安心ㇾ申越候間、其段爲ㇾ御知ㇾ置可ㇾ給候。 將又佐土原の兒玉某差戻相成候處御紙面相達度々忝御禮申進候。 西洋留學生の義色々議論相起、未熟の者は引戻候義迄相起候位にて中々齒も喰ひ立たぬ勢ひに御座候間、何様志定ッ候共、再渡は六ヶ敷譯と相考申候。 左様御含可ㇾ給候。 此旨任ㇾ幸便ㇾ一筆如ㇾ此御座候。(5)かしこ。

五月四日　　西郷吉之助

市來宗介様

(3) 菊子，後大山誠之介に嫁す　(4) 椎原與右衛門（隆盛の叔父）
(5) 以上か

【解說】此書は米國留學中の甥市來宗介（說明既出）へ贈つたので、內容は市來西鄕兩家の消息が主なるもので、最後に西洋留學生の事も六ケしくなつて未熟のものは召還すといふ論もある。志あるものでも、今後は容易に許されぬと報じてある。書中「年內より歸省云々」は隆盛が五年十一月歸省六年三月末上京した折の事をいふ。「菊次郞へ一封云々」は隆盛の子菊次郞此時十三歲にて宗介と同じく米國にあり、定めて手紙を讀みかねるだらうから、序の時讀んでやつてくれといふのである。

三二九　市來宗介への書

明治六年五月四日

別封寺田氏注文の書物にて、方角違ひに御座候得共、御序を以テ相屆ケ樣御取計被レ下度御賴申上候。別紙彌助殿方えも、是又御賴申上候。以上。

五月四日　吉之助

宗介樣

【解說】此書は前書と同封されたものであらうと思ふ。寺田氏とあるは獨逸に留學中の寺田平之進(弘)、彌助とあるは瑞西に留學中の大山巖のことである。

三三〇　寺田平之進への書

明治六年五月四日

尙々私には又々忌嫌われ、今に初めん事ながら、中々のし[1]不ㇾ申、大に呵られ、込入(こまり)候次第に御座候。

春暖相催候處、彌以御勉勵御苦學の由、奉二恐賀一候。　隨て小弟無二異義一消光致候間、乍ㇾ憚御安慮可ㇾ被二成下一候。　陳ば、古詩韵範並に瀛環志略幸便有ㇾ之候故差上候付、御落手可ㇾ被ㇾ下候。　當地も何ぞ相變候義無ㇾ之候得共、鹿兒島縣より老先生方東京え出掛、是非本の娑婆に引戻との論に御座候。　貳百五拾人、其外門閥方一同、副城公御供にて刀大小を帶、半髪大評判に御座候。　川畑伊右衛門殿抔、

(1)「のし申さず」とは薩の方言「堪へ難い」といふ意

大先生にて奇妙な人物能揃たものに御座候。御笑察可レ被レ下候。此旨荒々奉レ得二御意一候。恐々謹言。

五月四日　　西郷吉之助

寺田平之進様

【解說】此書は即ち前書に見えた寺田氏への書である。米國を迂回して獨逸へ送られたのである。内容は書籍を送る事と、一珍事の知らせとである。由來隆盛の書翰文に妙味のあることとは、今更言を要せぬことであるが、此文は特におもしろい。「當地も何ぞ相變候義無レ之候得共」より「奇妙な人物能く揃つたものに御座候」まで、短文ではあるが、言々句々躍動して、恰も活動寫眞を見るがやうである。更に又「尙々私には又々忌嫌はれ……のし不レ申こまり入候。」の數語は、久光對西郷の事情を說明し本文の不備を補ひてなほ言外に聲があるやうな感がする。

實に名文と云はねばならぬ。一體、手紙の妙は對者の心を得るにあるのである。南洲は最も意を此處に用ひてゐる。手近い例は同日、に同じく海外に送り出した此書と、前の宗介宛の書とを比べて見てもわかる。

編者は、又、此文を讀む毎に、寺田氏即ち今の望南翁が、俗離れして一世を睥睨し、往々、警句を放つて古今の英雄を上下するところ、宛然此文の如きものあることを想起する。

三三一　桂四郎への答書

明治六年五月十七日

芳翰難レ有拜誦仕候。　追日暖和相向、先以御壯榮可レ被レ成二御座一奉二恐賀一候。　隨て卑僕無二異儀一迭光罷在候間、乍レ憚御放慮可レ被二成下一候。陳ば御免職の儀も直樣(1)大藏省え申入置候處、宮崎縣令え被二仰付一候樣、(2)福山氏より歎願御座候由にて、松方より承候付、其儀は何ゝも難レ申候付、福山氏より一往掛合候上、都合可レ被二成下一段申入置、福山氏え逢候間、私考には宮崎縣は宜有レ之間敷、松方氏より承候へば、先ッ鹿兒島えは手を付不レ申候て、十分宮崎を打起し、是より鹿兒島え及し候御内決の由、左候へば他國の人を以テ御仕向有レ之候方

(1)　此頃民部即ち今の内務省の事務も大藏省の管轄であつた

(2)　宮崎縣參事福山健偉

可ㇾ宜、畢竟都の城縣内におひて、十分大藏省規則に依り立直され候處、其儀却て鹿兒島縣の氣障りと相成、餘程惡説を觸られ、私にも不快の仕合御座候故、又々初手の策と相成候はゞ、直樣惡みを受候儀案中の事候間宮崎縣、被二相居一候處不ㇾ宜段申述置候得共、委敷参候上、得と談合も可ㇾ致との事に候。乍ㇾ然いまだ面會も不ㇾ仕候間、左樣御含可ㇾ被ㇾ下候。大山氏一階を被ㇾ進候義、餘程巧み有ㇾ之向に被二相聞一可(3)申候。奈(4)良原参事に相居(すわり)候含にて、松方抔打合居候由に御座候。可ㇾ驚事に御座候。乍ㇾ然此策は相調申間敷、只勢ひを振ひ候賦か。又奥深ク相考候得ば、縣廳の權威を以テ人數を纏め、一仕事を巧候哉不二相分一候。諸方え引張候と相見得、四方の人心を動し立可ㇾ申候。加州抔は内(5)田氏と引合、前以よりいたし置

(3) 可の字は衍か　(4) 奈良原繁
(5) 内田政風(此頃石川縣權令)

候事と相見得、追々人數出掛申候て、政府を屠ことか私を暗殺可レ致ことか、段々と俗説は有レ之候得共、いまだ取止候事も無レ之、ポリスは皆探索として忍入候故、少し動立候はゞ決て油斷は有レ之間敷、昔の考にて事を企候共、十分の策は出來申間敷と相考申候。　大山氏には始終逃を取り、何も不レ構振ひにて用意はいたし居られ候鹽梅に御座候處、先日兵隊中より大山氏、奈良原氏同席にて、至極責付けられ、無二致方一被二差下一候都合に相成申候。　若、此上異論いたし候者有レ之候はゞ、兵隊中にて處置可レ致候付、可レ爲二相知一、道を踏、穩に相掛、不二罷下一抔の説を起し候はゞ、直樣可二打臥一決議に有レ之候由夫故相驚候樣子にて罷下候都合にて、大慶の事に御座候。　乍二此上一切合等相始候はゞ、赤面の上の赤面に御座候處、幸の始末に御

座候。御悦可ㇾ被ㇾ下候。此度は全ㇾ私には不㆓相知せ㆒との事にて取計候得共、怨は一人に歸し可ㇾ申事との、のがれぬものに自然明め居申候。

此旨荒々奉ㇾ得㆓御意㆒候。恐惶謹言。

五月十七日　　　西郷吉之助

桂四郎樣

尙々御注文の書物は、岡部與兵衛先日罷下候付、彼者え相賴差上置候間、相屆候はんと奉ㇾ存候。若不ㇾ逹候はゞ、大阪にて少々相滯候事と相考申候付、不ㇾ遠內には相屆可ㇾ申義と奉ㇾ存候。何にても御注文の節は御申遣可ㇾ被ㇾ下候。

【解説】此書は當時豐岡縣權令であつた桂久武への返書である。

「御免職の儀も云々」の意味は大體次の通である。御依頼の御辭職一條は早速大藏省へ申入れたが、福山宮崎縣參事からあなたを宮崎縣令に任命してほしいと云ふ内願があるといふことを、松方(正義)より聞いたから、それは一應福山氏より桂氏へ掛合つた上のことにしてもらひたい、と云つておき、福山へ逢つたから自分の考では宮崎縣令はよろしくあるまい、其理由は斯く〳〵と述べた所、福山は參邸の上得と御談合いたしたいと云ふことであつたが、未だ見えないと云ふのである。桂は六年一月豐岡縣權令に任ぜられ、同年六月十四日依願免職になつてゐるから、此後、間もなく辭職を聽屆けられたものと見ゆる。「大山氏一階を進められ」と云ふのは、大山の六年四月十九日付で、鹿兒島縣參事から權令になつたことをいふか。奈良原を參事にするといふ相談もありしと見ゆ。

當時奈良原は久光の信任を得て、其左右に働いてゐた。内田政風は當時石川縣權令であつたが、矢張久光に好かつた。此書を見ると當時薩藩出身者中にも、隨分反西郷熱もあり、久光を擁して西郷排斥を企てたものゝやうに察せられる。つまり、西郷一派の軍人連中では奈良原、内田それから大山をも其一味と見てゐたものゝやうである。「内田氏と引合前以よりいたし置云々」は、前方より内田と交渉の上やつたことゝ見えて、加州より壯

士が追々上京し、政府を倒すとか、私を暗殺するとか、段々俗說があるけれども今は警察制度が備つて、密偵も放つてあるから昔の考では十分の事も出來まいといふのである。「大山氏は始終逃を取り云々」は、大山は中立の態度で、吾關せずと云ふ風であるが、先日軍人連中より大山、奈良原同席にて嚴談に及び、遂に歸縣の事になつた。此事は私(隆盛)へは知らせずに取計つたのであるけれども、結局、怨みは自分一人に歸することとあきらめてゐると云ふのである。

要するに此前後は、舊薩藩內部に於ける暗闘を中央の政界へさらけ出した時で、隆盛等の苦心、不面目想察すべきである。併ながら一方から見れば、封建を打破して郡縣とした彼の驚くべき改革を成就した代償、決算をつけつゝあるのである。致方はない。勢である。

三三二　西郷信吾への書

明治六年五月十九日

先刻御談合いたし置候末、山縣氏來訪有之、大隈氏の口氣等尙又細々承知いたし、談合の趣も承候に付、一策相立候得共、即答可相成譯柄にては無之、大に面前にて差障候故、得と勘考の上尙又可申上旨申置候。　今朝迄の論を以て又々一體の上に變更いたし候處、甚難澁の譯に御座候。　昨日迄は內定致置候て俄に裏を突き候事、事實適當の事柄なりといへども、爲すに不忍處に候。　一言の議を獻せず候とも、罪は同じ譯に御座候。　同罪の者事を振替て纒候儀、幾度相考候ても出來不申、畢竟固陋の病と存申候。　然る

に一策を立候と申候は餘事には無之、近來議論兩立いたし候に付、確乎として大隈の論を條公御採用相成候得ば、必一方は安然として難罷在勢に御座候間、其節私より辭表の儀を相纏め、共に引込候樣いたし候得ば、兩三人の處は無譯も引籠り可申、左候得ば心力を不費候て十分の策は成可申候に付、此方より振切て此策を御纏給度、山縣氏は餘程氣の毒がられ候得共、少も故障無之樣には參不申候に付、偏御盡力の處相願候。　若、御遠慮共有之候ては甚以不宜候間、斷然御行可給候。　御方より御振はまり給候はゞ決て山縣氏は否有之間敷、此上の策は無之事と相考申候。辭表の處は御受合可致候間何分宜敷御賴申進候。　得と御賴可申進候得共、以書中匆々如此御座候。　以上。

五月十九日　　　　　　　　　吉之助

信吾様

要詞

（西郷従徳侯爵家所藏）

【解說】此書は明治六年五月十九日のものゝやうである。內容に至つては大に研究を要する。機密の內談に涉ることであるから容易に分らぬ。今參考のため此頃の政府の重なる變動を揭ぐれば、四月十日に司法大輔佐々木高行が辭職し、翌十八日に陸軍大輔山縣有朋が辭職してゐる。又十九日には左院議長後藤象二郞、文部兼敎部卿大木喬任、司法卿江藤新平が參議に任ぜられ、五月二日に太政官職制の改正があつた。

五月七日大藏大輔井上馨が辭職し、同時に財政狀態を悲觀した建白書を提出した。そこで同月九日大隈參議をして大藏省事務總裁として財政上の調査をなさしめた。明治史要には此折の事を次のやうに叙してゐる。

四年四月大藏省官制の改革あり。會計の事務大に面目を一新せりと雖も、明治最初五

六年間は維新創業の際にして、官制未だ整備せず、從て各省の權限も亦明ならず、故に各省事務は其長官の才智如何に依り伸縮するを免れず、大藏省は創設以來其事務漸次擴張し、一時は今日の內務省、農商務省、遞信省、會計檢査院等の事務を包含し、且つ明治の人材は多く大藏省に集りしを以て、其權力頗る盛大にして太政官と雖も之を制するに苦むの勢あり。井上馨は明治四年より大藏省大輔と爲つて同省首要の地位を占め、就中大藏卿大久保利通歐米巡廻中は、大藏卿代理の資格を以て事務を專決し、殆ど當るべからざる勢あり。是に於て政府中に反對者を喚起し、司法卿江藤新平最其反對の地位に立つ、而して馨の意見往々政府の議と合はず、遂に大藏省三等出仕澁澤榮一と共に財政前途の方略に付、建議する所あつて、共に其職を辭したり。時に明治六年五月七日なり。

斯くて參議として內閣に列する者西鄉隆盛、大隈重信、板垣退助、後藤象二郎、大木喬任、江藤新平であつた。木戶も參議であつたが、外國巡遊中である。維新以來の勢力は薩、長、土肥といふ順序であつたが、右の樣な次第で四藩勢力の消長に變態を來たしてゐる。即ち上記六人の參議中薩一人、土二人、肥三人長州は一人もゐなかつた、以上の事實と此書の內容とから推せば、山縣の相談は大隈派の參議が多くて內閣と諸省との折合がよくないから、參議の人數をへらそう。四藩の權衡も計らうといふのであつたかと想像せられる。

三三三　松平親懐への書

明治六年五月廿九日

先日承知仕候御縣の方へ他縣より令を被レ置候事件果して御推察の通り、先生御申立の筋を以て、大山氏より談合有レ之候に付、鹿兒島より願立の趣を以て論じ懸け(1)、全く虚言の次第故、先生御案勞被レ爲レ在、再、論じ置かず候ては、又間違を生じ候はんと御配慮御座候得共、右樣成立候得ば、私にも必可レ承譯柄に御座候間、先御控相成候方可レ宜旨申上置、止候次第委細申解、且又鹿兒島縣の者と親敷相交り候故を以て、是迄深く御嫌疑相掛候得共、此節鹿兒島縣下の者動搖致候節も大泉(2)縣の者相加候儀も無レ之、勿論士卒族

(1)「懸け」の下に「られ」の字略脱か

(2) 酒田縣の誤（もと大泉藩といつてゐたから）

のものを開拓に振向、人々其力にハ(3)ミ候様仕掛候始末、其他縣治の次第、鹿兒島縣に比較致候て何れか甲乙可ㇾ有ㇾ之哉、此に至り候ては實に鹿兒島縣の者耻入候次第に御座候。　右等の處畢竟役人の振ハマリ心力を盡し候譯を以て縣の事業も如ㇾ斯擧り候儀に御座候へば、御賞美も可ㇾ有ㇾ之場合、却て嫌疑を蒙り候仕合、何か別に御不審筋有ㇾ之候事か論じ詰候處、全く承込候處、間違を生じ候に付此儀は決して取止可ㇾ申との事に御座候。　ヨキ序に御座候故開拓の一條に付盟を立候儀を解放し候儀、大藏省より内諭有ㇾ之たる趣に御座候得共、畢竟開拓の儀は大業の事に候へば、最初に能々相堅め置不ㇾ申候ては、半途にして必怠惰を生じ、成就難ㇾ致候に付、同心協力の基を堅めんが爲に、神前に於て相盟候儀、當

(3) ハミは「食み」にて開墾の力にて衣食する様にしたさいふのであらう

然の事に候間、如何樣御疑惑を蒙り候共、決して可驚譯に無之、若哉此業不相成候ては、却て縣內の恥辱に候間、今一層人心を堅候方可宜、此儀に於て難事相起り候はゞ、私引受可致旨相答置次第にて、何共氣の毒の段申述候處、大隈氏も右等の儀を相咎め候譯無之、決して故障は無之旨返答有之、同僚中も一同盟を咎め候儀決して無之との事にて、是又氷解致候間御安慮可被成下候。　右始末以參御返答可申上筈に御座候得共、乍略儀以書中奉得御意候。　頓首。

五月二十九日　　西鄉吉之助

松平權十郎樣

（南洲翁遺訓集に據る）

【解說】これは東京にての往復である。此書を以て見れば、大藏省（當時內務をも管轄す）あたりでは、酒田縣の當路者が隆盛初め鹿兒島縣人と親しいといふので、何か猜疑の眼を以て見てゐたといふことが窺はれる。此書の前半の書き振は、少しく分りにくいが、事情は斯樣であらう。最初松平酒田縣參事から、他縣人を縣令に据えたいといふことを大藏省へ願出たところが、鹿兒島人の請願のためだらうと論じかけられた。それは全く虛言だから、松平は今一度辨明しておかぬとよくないと思ひ、その事を隆盛に告げたところが何れ大藏省より自分へも相談があるだらうから、其まゝにしておけと再度の申立を差止めてあつたものらしい。そこで大隈から話があつたから斯樣々々に辨解しておいたといふのである。「鹿兒島縣下の者動搖」といふのは、多分近衞兵隊の中で、鹿兒島縣人出身のものが騷いだけれども舊庄內藩出身者はそれに加はつてゐなかつたといふのであらう。（鹿兒島にて訓練された舊庄內藩士も近衞兵の中に居た）後半は明治五年舊庄內藩士三千餘名を三十四組に編成し、羽黑山の麓に開墾事業を始めた、その初に、神前に誓ひを立てた。それも政府の嫌疑に觸れたと見え、その辯解をして諒解させたといふのである。

三三四　篠原冬一郞への書

明治六年六月廿八日

尙々七月迄の月給を以テ御差引相成候段は承知不レ仕候得共、定て右の御運相成候事と奉レ存候。

御安康奉二恐賀一候。　隨て小弟長々引入、何共無二申譯一仕合に御座候。陳ば先月中獻金の義は、八月より正院にて相渡候間、七月迄は陸軍省より可二相受取一旨達相成候付、定て御差引可二相成事と奉レ存候間、貳百金丈差出申候。　私共には二分の一と相心得居候間、當月は都て正院より被二相渡一候付、貳百五拾圓差出候間、宜敷御取計被二成下一度奉レ希候。　此旨乍二略義一以二書中一御賴申上候。　頓首。

六月廿八日　　西郷吉之助

篠原冬一郎様

要詞　　　　（有川九介氏所蔵）

【解説】此頃隆盛は養生のため、東京市外、目黒なる弟従道の別墅（今の西郷従徳侯本邸の場所）にゐた。七月分の献金を陸軍省より受取るべき月給より差引いてもらう様に篠原へ依頼してやつたのである。献金と云ふのは此年五月五日皇城炎上につき官吏一統献金する事になつてゐたから、そのための献金であらう。此書にて次の事がわかる。(一)隆盛が此頃長く出勤しなかつた事、(二)隆盛の俸給は七月迄陸軍省より受取、八月より正院より受取りし事、(三)此時の献金は大臣階級のところでは月給の二分の一宛を納めし事、(四)隆盛の俸給は七月迄は四百圓、八月より五百圓であつたかと推定される。

三三五　椎原與右衛門への答書

明治六年六月廿九日

尊翰難有拜誦仕候。先以御機嫌能被遊御座恐悅の御義奉存候。南島御廻勤も首尾能被爲濟、殊に難海御安靜の段、是亦恐悅至極奉存候。御土産の品々難有御禮申上候。隨て私事無異義消光罷在申候間、乍憚左樣御放念可被成下候。河村氏(1)おはるごの並に鐵太(2)郎殿、至極の元氣にて、著涯、私方來訪有之候處、鐵太郎殿には餘程の愛(3)付にて、是非不歸との事にておはるごのには大心配、西鄕ごの(4)ぼんさんに成るとの事にて、乍漸御列歸にて御座候。其後私にも御見舞申上候處、鐵太郎殿には留守にて得逢取不申候得共、

(1)　椎原の女にて川村純義の夫人

(2)　今の川村伯　(3)　愛付は「なづき」

(4)　「ぼんさん」は東京にていふ「ぼつちやん」に同じ

皆々御元氣の事に御座候間、御懸念被レ成間敷候。　扨御辭表の義被二仰下一候間、早速相認メ大山格殿え委細書面を以申遣候處、餘程不審の樣子に御座候間、又々押返し書狀差遣し候へば、翌朝私宅え可レ參との事にて逢取申候處、格州(5)方え御遣の御狀には決て色地も無レ之、私の作意を以テ格州抔え爲レ引候賦に疑惑被レ致候間、決て右樣の譯にては無レ之、御案內通與右衛門義は、當時の振合には向兼候故、始終引入候事計申居候譯にて、不平抔懷き候譯合更に無レ之只我身を恥ヂ開化の婆娑には迚も向違ひ自身申居候仕合にて、何卒いたし引留度賦にて我々共には度々申込候得共、決て動き不レ申候故、無レ據右次第にて候旨、御書添の書面爲レ見セ申候處、夫にて安心いたし、然らば御辭表は差出候樣可レ致との事にて受取に相成

(5) 格之助を指す，州は尊稱

申候。　此格州の振舞實に驚入候仕合、錢の金のと申事計、金ヵの商人肌合に成ッ切り居られ、是にて向の人の機嫌に叶ふ樣にもてなし、彼にても（二字不明）にいたし、只自分面計を能いたし候輕薄なものに陷候故、皆々人望を失し、當時は盗犬の如くひろ〳〵いたし居られ候体見苦敷次第に御座候。　ケ様な人と共に事を談じ候義は出來申間敷、此度の御辭表は御尤千萬の事と奉ㇾ存候。　又も御奉職相成共、此度は御（一字不明）相成候義御當然の事と奉ㇾ存候。　兵隊中にても近來は餘程望を掛ヶ、兵部卿に御選擧相成候へかしと申位に御座候處、此度は頓と人望絶果、誰も望を掛候者無ㇾ之樣罷成申候。　此一事を以も御推察可ㇾ被ㇾ下候。　我は胸中灑々落々体の者なれば、決て人を恐れ候義は無ㇾ之候得共、濁水を飲み候はゞ、清水

は忌れ候義、世の中當然と明め居申候。　何の恐る事も無之、氣違ふ事も無御座候間御安心可被成下候。　將又五月初より又々持病相起、幾度繰返し灸治いたし候得共、一向其驗も不相見候間、もふは不治の症と明め居候處、不圖も當月六日、主上より侍醫、並獨逸醫ホフマンと申者御遣に相成候付、療治いたし呉候處、肩並胸抔の痛も少く相成、漸々快方に向候次第に御座候。　療醫の見込も、膏氣增出いたし血路を塞ぎ、順環不致候故、痛所も出來、若、脈路を塞ぎ、脈路破候節は、即ち中風と申ものに候由、いまだ器械は不相損候故、療治の不出來段には至不申候得共、餘程臟腑も迷惑いたし居候付、都て膏氣を拔取不申候ては不相濟との事にて、瀉藥を用ひ、一日五六度づゝもくだし候事に候。　少

しも倦の覺無之、日々心持宜敷相成申候。最早廿日餘にも相成候得共、些も勞れ不申、朝暮は是非散歩いたし候樣承り候得共、小綱町にては始終相調不申候處、青山の極田舍に信吾の屋敷御座候間、其宅を借り、養生中に御座候間、朝暮は駒場野は纔四五町も有之候故、兎狩いたし候處、勝たる散歩に相叶、洋醫も大に悦び、雨降には劍術をいたし候か、又は角力を取候か、何か右等の力事をいたし候樣申聞候得共、是は相調不申段相答候へば、獨逸抔は劍術を不致者は決て無之、人の健康を助け候ものの故、彼國にては醫師中より相起り、劍術を初め候段申事に御座候。獨逸の强國たる樣想像被致申候。夫故雨中も當社にても、其中にて散歩いたし候樣承申候間、勤て醫師の申如く相勤申候。食は麥飯を少々づ

ゝ、其外鷄等格別膏のなきものを食用にいたし、成丈米抔は勿論、五穀を不ㇾ食樣との事に御座候。肉は却て膏には不二相成一候由、穀物が第一膏のみに相成候趣に御座候。今より二ケ月も相立候得ば、必病氣を除き可ㇾ申と、口を極て申居候。此度は決て全快仕可ㇾ申候間、御安心可ㇾ被二成下一候。此旨荒々病氣の形行も申上置候。恐々謹言。

六月廿九日認　　西郷吉之助

椎原與右衛門樣

【解說】宛名の椎原與右衛門は隆盛の叔父である。當時鹿兒島縣廳に奉職し、昨年來久しく同縣管轄の島々を巡回して鹿兒島にかへり東京へ土產物など送つてきたので、その

禮を兼ねて此書をつかはしたのである。河村氏おはるどのとあるは、與右衛門の女にて純義の妻、鐵太郎はその長子で、今の川村伯のことである。

「御辭表の義云々」は、當時上京中の鹿兒島權令大山格之助(綱良)へ交渉の顛末を叙し、隨分大山を誹謗してゐる。相手が隔のない叔父ではあるが、隨分不遠慮に惡口を云つたものである。隆盛の書中かく猛烈に人を誹謗したるものは稀である。思ふに此頃、大山は島津老公と、隆盛及びその同志との間に介在して、頗る苦境に立つてゐたことは事實である。それらの事より隆盛に對して煮えきれぬ態度があつたのであらう。隆盛部下のものは彼を奈良原一味と見てゐた。(五月十七日付桂宛書翰參照)

「將た又五月初より又々持病相起り」より以下は、主上より侍醫並に獨逸醫ホフマンを差つかはされ、その治療をうけ、弟從道の目黑の別邸(今の本邸のあるところ)にて、療養最中なること及びその治療方法を細かに報じたものである。

三三六　西郷信吾への書

明治六年七月廿一日

先日は御來訪の由ニ候處、折惡敷失敬相働申候。　昨日は珍物品々御惠投厚御禮申入候。　扨臺灣の模樣少々相分候由、就ては兵隊御繰出相成候儀に候はゞ鹿兒島の兵一大隊招集いたし、別府氏引受度との事に候間、至極可レ宜と相考候に付、御方迄御申入置可レ被レ成旨申置候處、野生よりも相賴吳候樣承候に付、何卒御働被レ下度御賴申上置候。　いまだ副島氏不ニ罷歸一候ては御決定の儀も難ニ出來一事に候へ共、前廣不ニ申置一候ては、定て諸方より願立候はんと相考候に付、宜敷御含可レ被レ下候。　此旨乍ニ略儀一以ニ書中一得ニ御意一候。

以上。

七月廿一日　吉之助

信吾様

要旨

（西郷從德氏所藏）

【解說】副島全權大使の淸國から歸朝したのは七月二十六日である。此書はそれより五日前の二十一日付である。矢張目黑より差出したものであらう。

副島の談判に對し、淸國の答は、台灣の生蕃は化外の地で我政敎の及ばぬ所であると云ふのであつた。歸朝前その大體は分かつてゐたので、台灣征伐の聲が高まり、武官の從軍運動が始まつた事は、此書を以ても知られる。副島は外務卿を以て全權大使となり、淸國との條約批准交換と、台灣事件談判のため、六年三月十二日橫濱を發し鹿兒島に立寄り、當時歸省中であつた隆盛に打合せして、四月天津に到着したのであつた。

〔三三七〕板垣退助への書

明治　年七月廿九日

先日は遠[1]方迄御來訪被ㇾ成下、厚御禮申上候。扨朝鮮の一條副[2]島氏も歸着相成候て、御決議相成候哉。若いまだ御評議無ㇾ之候はゞ、何日には押て參朝可ㇾ致旨御達相成候はゞ、病を侵、罷出候樣可ㇾ仕候間、御含被ㇾ下度奉ㇾ願候。彌御評決相成候はゞ、兵隊を先に御遣し相成候儀は、如何に御座候哉。兵隊を御繰込相成候はゞ必彼方よりは引揚候樣申立候には相違無ㇾ之、其節は此方より不ㇾ引取旨答候はゞ、此より兵端を開き候はん。左候はゞ初よりの御趣意とは大に相變じ、戰を釀成候場に相當り可ㇾ申哉と愚考仕候

(1) 目黑の別墅を訪れたのである
(2) 七月二十六日歸京

間斷然使節を先に被差立候方御宜敷は有之間敷哉。左候得ば決て彼より暴擧の事は差(3)見得候に付、可討の名も慥に相立候事と奉存候。兵隊を先に繰込候譯に相成候はゞ、樺太の如きは、最早魯より兵隊を以保護を備、度々暴擧も有之候事故、朝鮮よりは先に保護の兵を御繰込可相成と相考申候間旁往先の處故障出來候はん。夫よりは公然と使節を被差向候はゞ暴殺は可致儀と被相察候付、何卒私を御遣被下候處、伏して奉願候。副島君の如き立派の使節は出來不申候得共、死する位の事は相調可申かと奉存候間、宜敷奉希候。此旨乍略義以書中奉得御意候。頓首。

七月二十九日

追啓、御評議の節、御呼立被下候節は、何卒前日に御達し被下度、

3) 「さし見え」とは分りきつて居るといふ意

瀉藥を相用候へば、決して他出相調申候間、是又御含置可被下候。

西郷　拜

板垣様

要詞

【解說】明治初年から對外問題中最大の痛であつた朝鮮問題が、明治六年に至つて遂に最高潮に達した。朝野の士は韓國の無禮に憤激して、征韓論が全國に渦と卷いた。そこで政府は六月十二日閣議を開いて前後策を議したが、參議板垣退助等の意見は直ちに出兵して强硬談判に及ぶべしといふに在つた。然かし隆盛は之を不可とし、先づ使節を派し正理公道を以て韓國政府を說き、それでも尙反省しないで我大使を殺害するに至つたならば、公然その罪を萬國に聲明して之を討つがよいと主張した。初め强硬な出兵論者

であつた板垣も隆盛の意見が公明正大であるのに贊成して前説を飜した。隆盛はどうか、この使節は自ら一身を捧げて當りたいと申出でたのである。此書の發端に「先日は遠方まで御出下され」とあるは、板垣が目黑の別莊に隆盛を訪問せしを謝したのである。當時外務卿副島種臣は帝國全權として清國に派遣され、近く歸朝の事になつてゐたから、閣議は副島の歸朝次第直ちに隆盛の議を決しようといふことになつてゐた。七月二十六日副島は清國から歸朝した。隆盛は脂肪過多の肥滿病に罹り、前にも見えてゐた通り陛下の思召によつて獨醫の治療を受け目黑で靜養してゐたが、閣議が待遠しくて、この書を板垣に飛ばして、自分の遣韓大使たるべき議を一決せられたいと希望したのである。追啓に瀉藥とあるのは、獨醫の診察で下瀉劑を用ひてゐたのを指す。瀉藥を用ひさへすれば、外出しても差支ないから、閣議の日がきまつたら前日に知らせてくれといふのである。

三三八　板垣退助への書

明治六年八月三日

先朝參樓仕候處色々御高話拜承仕厚御禮申上候。扨其折(1)大臣公え參殿可ㇾ仕旨申上置候得共、數十度の瀉し方にて、甚以疲勞いたし候付、別紙の通相認、今日差出置候間、定めて御覽可ㇾ被ㇾ成下候得共、卒度寫取候て差上置候に付、何卒此上の處左右恐入候得共、御盡力被ㇾ成下度奉ㇾ希候。此旨乍ㇾ略儀ㇾ以ㇾ書中ㇾ奉ㇾ得ㇾ御意ㇾ候。頓首。

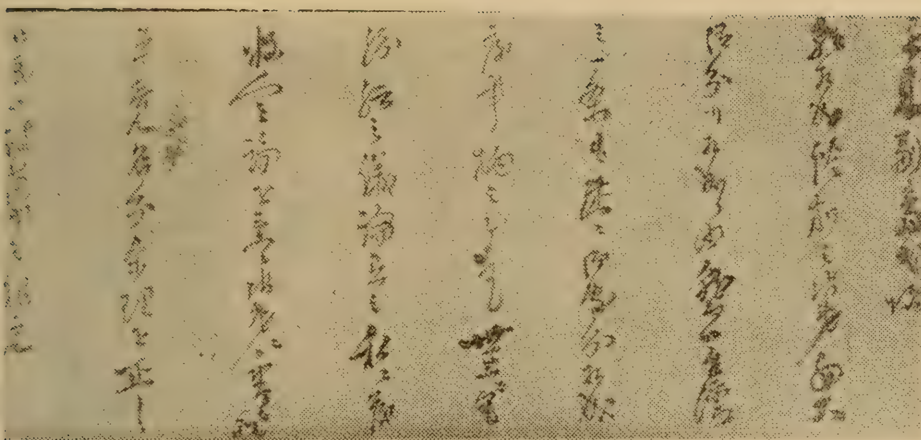
八月三日　　西鄕拜

板垣樣

要詞

(1) 三條太政大臣

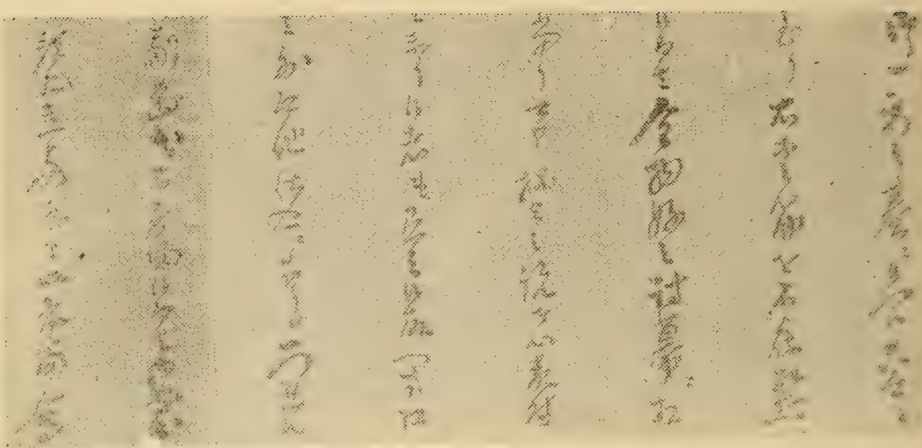
【解說】隆盛は病を推して板垣を訪ひ、尙も自ら遣韓大使の任に當らんことを希望したが、此書は八月三日、朝鮮處分につき意見書を三條太政大臣に呈出せし旨を告げ、その寫を贈つたものである。「數十度の瀉し方にて甚以疲勞いたし候」の一齣を讀んでも、如何に隆盛が病苦を忍んで國事に鞅掌したかゞ窺はれる。



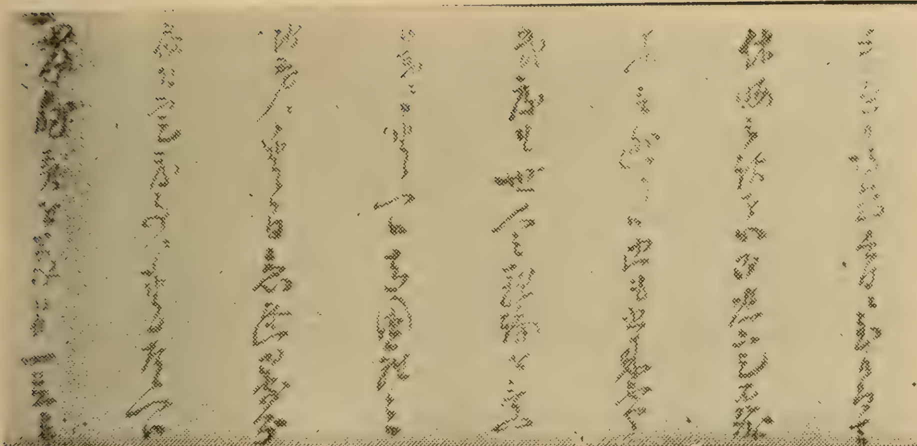
三三九　三條實美への書

明治六年八月三日

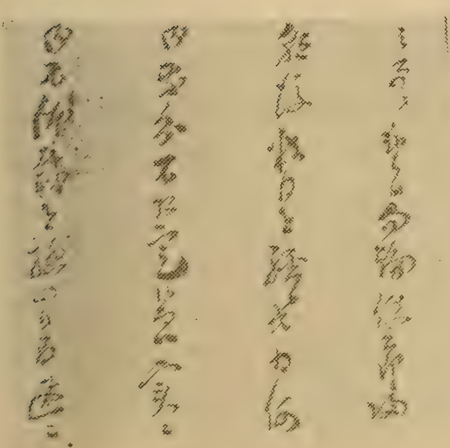
近來副島氏歸
朝相成、談判の次第細大御分り相成候由
就ては臺灣の一條も速に御處分相成度
事柄と奉ㇾ存候。世上にても紛紜の議論
有ㇾ之、私にも數人の論を受候次第に御座
候處、畢竟名分條理を正し候儀は、討幕の
根元、御一新の基に候へば、只今に至り、
右等の筋を不ㇾ被㆓相正㆒候ては、全〻物好の討

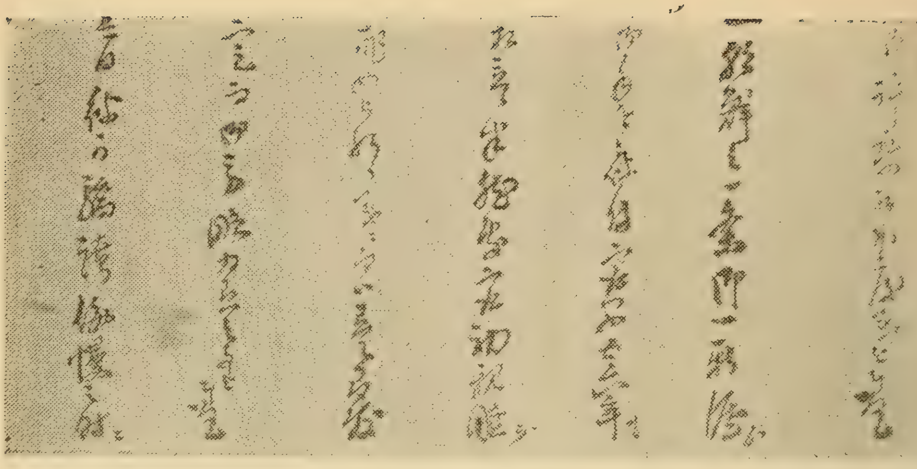


幕に相當り可申抔との說を以責付參り候者も有之候故、閉口の外無他仕合に御座候。いづれ共副島氏不罷歸候ては、御處分難相立との義を以、兎角會釋置候得共今日に至候ては、休暇の譯を以御決定不相成との言遁りは迚も出來不申幾度も世人の難論を受候義に御座候へば、甚困難の次第に御座候間、急速御處分被相定度事に御座候。　左候へば如何程責を蒙候共、一言の申譯不致候共、自ら安心の場有之候故、少しも困窮不致候得共、何も

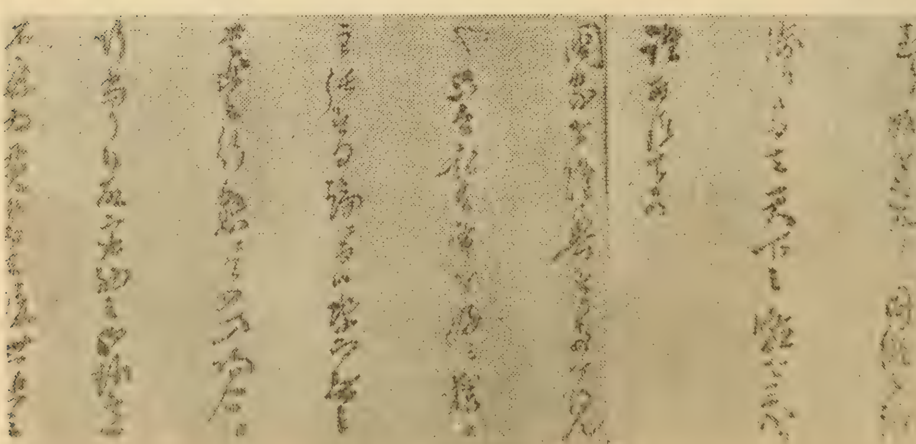


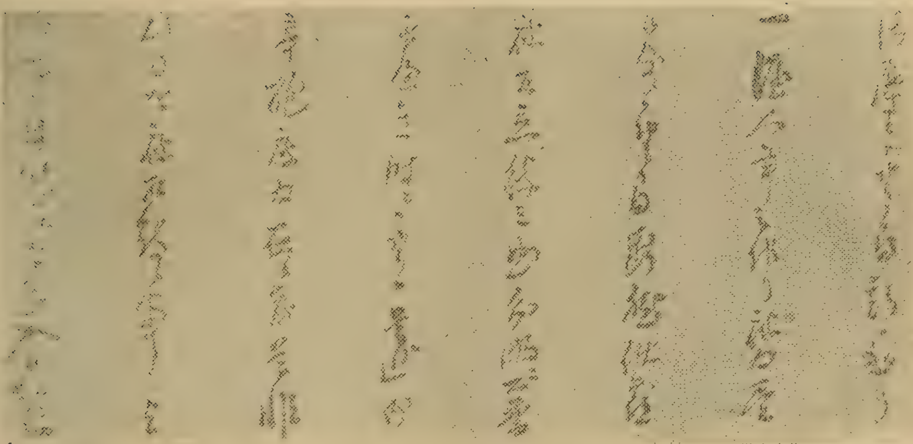
無ㇾ之處を責掛られ候ては、獨心に耻、辛苦の事に御座候。勿論使節歸朝後數日を經候共、爲ㇾ何御處分不二相定一候ては、實に御不体裁を極、候間、速に御評決相成度義と奉ㇾ存候。



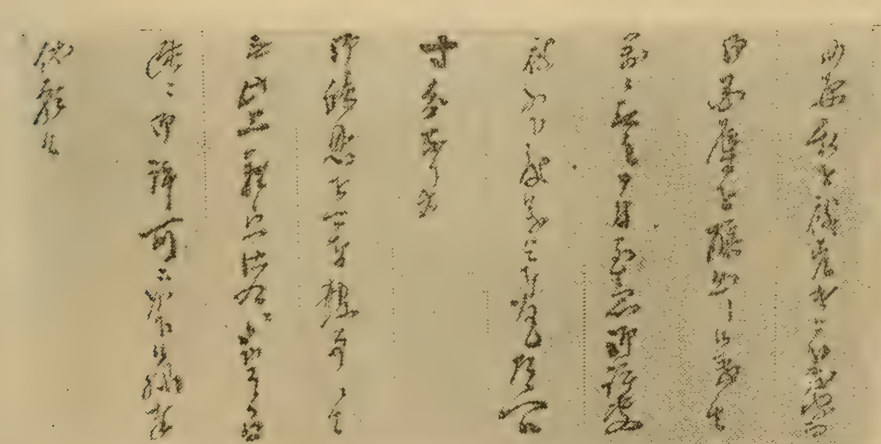


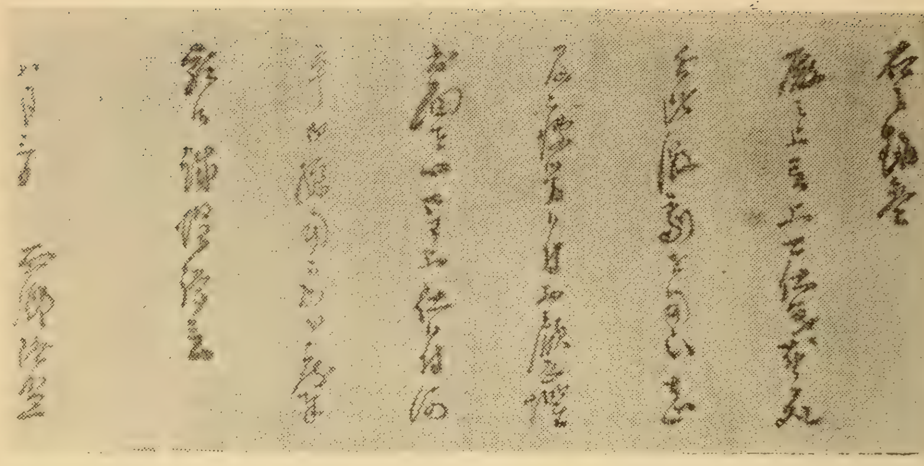
一朝鮮の一條御一新涯より御手を被付、最早五六年も相立候はん。然處最初、親睦を求められ候義にては有之間敷、定て御方略爲有之事と奉存候。　今日彼が驕誇侮慢の時に至り、始を





變じ、因循の論に渉り候ては、天下の嘲を蒙り、誰あつてか、國家を隆興する事を得んや。只今私共事を好み猥りに主張する論にて決ては無之是迄の行懸りにて如此場合に





行當り候故、最初の御趣意不レ被レ爲レ貫候ては、後世迄の汚辱に御座候間、斯に至り、一涯人事の限り被レ爲レ盡候處に御座候間、斷然使節被二召立一、彼の曲、分明に公普すべき時に御座候。　是迄御辛抱被レ爲レ在候も、是非此日を被二相待一候事と奉レ存候付、誠に奉二恐入一候へ共、何卒私を被二差遣一被レ下度、決て御國辱を醸出し候義は萬々無レ之候ニ付、至急御評決被二成下一度義と奉レ存候。　左候へば寸分なり共

御鴻恩を可レ奉レ報事にて無二此上一難レ有仕合

に御座候間速に御許可被成下候樣奉伏願候。

右の趣參

殿の上言上可仕義に御座候處近比激劑を用ひ甚及疲勞候付不顧恐懼書面を以呈上仕候付何卒御採用被成下度奉願候。誠惶謹言。

八月三日　　西鄕隆盛

（木戶侯爵家所藏）

【解說】此書は臺灣事件及び朝鮮使節一件に付三條太政大臣へ提出した意見書である。副島外務卿は七月二十六日歸朝したけれども、此日に至る迄閣議を開かれなかつたので隆盛焦心に堪へず、速に閣議を開かれんことを促がし、併せて兩事件に對する希望を開陳したものである。

三四〇　板垣退助への書

明治六年八月七日

暑氣甚敷御座候へ共、無御障御勤務の筈奉恐賀候。陳ば池上四郎別紙書面差遣、先生え御依賴申上越候趣も有之由御座候間、何卒暫は支那の探索方にて御差置被下候儀は相調申間敷哉。左候得ば當人も難有尙又勉勵可仕候付、宜敷御指揮被成下度御願申上候。此旨自由の働恐入候得共、以書中奉希候。頓首。

八月七日　　西郷吉之助

板垣退助樣

要詞

【解説】隆盛が大陸經營に志すや、豫め淸韓の地形、風俗、民力等を審かにせねばならぬといふので、板垣等と謀り、三條太政大臣に請うて、明治五年八月、陸軍中佐北村重頼、少佐別府晋介を韓國に派遣し、尋で池上四郎、武市熊吉、彭城中平を滿洲に派遣した。命を受けた池上等は十六日東京を發し、先づ上海に渡り、それから芝罘、營口を經て、南滿洲の各地を視察し、武市、彭城の兩名は相前後して池上より先きに歸朝したが、池上一人は猶留まつて淸國內地の視察をしたいと、その許可を願ひ越した。因て隆盛から板垣の執成しを依賴したのが此書である。隆盛が自ら遣韓使節に起たんと主張した一方には、豫めかゝる深き用意がしてあつた。(本卷池上四郎への書參照)

三四一　板垣退助への書

明治六年八月十四日

昨日建言いたし置候朝鮮使節の儀、何卒此上の處、偏に御盡力被成下度奉祈候。　又々罷出候て暴論を吐不申候ては、不相濟こ思召も御座候はゞ、卒度御知らせ被成下度、早速罷出候樣可仕候。就ては小弟被差出候儀先生の處にて御猶豫被成下候ては、又々遷延可仕候付、何卒振切て御差遣被下候處御口出し被成下度、是非此處を以テ戰に持込不申候ては、迚も出來候丈けに無御座候付此温順の論を以テはめ込ミ候へば、必ズ可戰機會を引起し可申候付、只此一擧に先立、死なせ候ては不便抔こ、若哉姑息の心を御起し被

下候ては、何も相叶不ㇾ申候間、只前後の差別あるのみに御座候間、是迄の御厚情を以、御盡力被ㇾ成下ㇾ候へば、死後迄の御厚意難ㇾ有事に御座候間、偏ニ奉ㇾ願候。最早八分通は參掛居候付、今少の處に御座候故、何卒奉ㇾ希候。此旨乍ㇾ略儀ㇾ以ㇾ書中ㇾ御願旁奉ㇾ得ㇾ御意ㇾ候。頓首。

八月十四日　西郷拜

板垣樣

（板垣家所藏）

【解說】副島は歸朝して遣韓大使派遣のことを聞き、自らその任に當る考であつた。三條太政大臣も亦副島を適任であると思つたのは副島が外務卿である當然の責任以外に

隆盛の如き社稷の重臣を朝鮮に遣はし若しも殺害せられるやうなことがあつては國家の最も大なる損害であるとしたからである。然るに、隆盛、一夜副島を訪問し、肝膽を披瀝して大使の任を自分に委されんことを懇請したので、副島も遂にその至誠に動かされ、自己の主張を抛つて隆盛を大使とすることに同意した。蓋し隆盛の胸中、大院君を相手として立派に第二の江戸城開渡しを遣つて除ける成算があつたに相違ない。副島、すでに手を引いた以上、たゞ閣議を經て決定するだけのことである。この場合、西郷は、尚一層板垣の助力を請はんとして此書を與へ、西郷を殺すは不憫などゝ姑息の心を起し遲議するなどのことの無いやう、その非常の決心を現はしたのである。

三四二　板垣退助への書

明治六年八月十七日

昨日は遠方迄方々御來臨被成下御厚志深御禮申上候。　扨昨夕は(1)參殿仕候て縷々言上いたし候處、先生方御療治能行屆候御樣子にて、先日於正院申立候砌とは餘程相替居候付、只使節(2)の御歸り迄御待被成と申儀何分安心いたし兼、此節は戰を直樣相始め候譯にては決て無之、戰は二段に相成居申候。　只今の行掛りにても、公法上より押詰候へば、可討の道理は可有之事に候へ共、是は全言譯の有之迄にて、天下の人は更に存知無之候へば、今日に至り候ては、全戰の意を不持候て、隣交を薄する儀を責、且是迄の

(2)　遣外使節岩倉具視を指す　(1)　三條邸へなり

不遜を相正し、往先隣交を厚する厚意を被示候賦を以、使節被差向候へば、必彼が輕蔑の振舞相顯候のみならず、使節を暴殺に及候儀は、決て相違無之事候間、其節は天下の人、皆擧て可討の罪を知り可申候間、是非此處迄に不持參候ては不相濟場合に候段、內亂を冀ふ心を外に移して國を興すの遠略は勿論、舊政府の機會を失し、無事を計て、終に天下を失ふ、所以の確證を取て論じ候處、能々腹に入候間、然らば使節を被差立候儀は、先度花房被差遣候同樣の譯に御座候間、今日に被相決候ては如何に御座候哉、御迫り申上候處、至極尤に被思食候間、今日は參議中え御談の上、何分返答可致旨承知仕候付、何卒今日御出仕被成下候て、少弟被差遣候處御決し被下度、左候へば彌戰に持込可申候付、此末の處は、先

生に御讓り可ㇾ申候間、夫迄の手順は御任し被ㇾ下度奉二合掌一候。　若哉使節を被二差立一候儀不ㇾ宜と思食候はゞ、其段拜聽仕度、被二差立一候儀至當に思食候はゞ、大使の御歸りを御待被ㇾ成候共、是非手順は御立不ㇾ被ㇾ下候ては、不二相濟一候付、早速外務卿へ御達し相成、彼方え被二差遣一候文案の草稿御取調被二仰付一、御歸迄には右等の儀御手揃相成候樣無二御座一候ては、御待被ㇾ成候御趣意更に不二相分一候付、其邊の處判然と御處分被二成下一、安心の出來候樣被二成下一度と押し付置候間、此上は先生方御決定の議論相立候はゞ、決して被二相行一可ㇾ申儀と相樂居申候間、何卒宜敷樣御願申上候。　此旨自由の働恐入候得共、以二書中一奉ㇾ希候。　頓首。

八月十七日　　　　西鄉　拜

板垣様

【解說】八月十六日夜、隆盛は更に三條太政大臣をその私邸に訪問して、大使問題に對する決心を促がした。三條は初め岩倉の歸朝を俟つて決めやうとの腹であつたが、最早隆盛の決心動かすべからざるを知り、この上は更に閣議を開いて之を決しようと言明した。隆盛は內心尙安んぜず、此書を板垣に贈つて更に盡力を請ふたのである。書中「先生方御治療能行屆」云々とあるは、板垣等の入說が能く大臣の腹に入つたと見えて、先日內閣で言ひ出した時とは、餘程引受がよかつたといふのである。「戰を直樣相始め候譯にては決して無之、戰は二段に相成居申候」の一齣、隆盛の對韓意見が決して所謂征韓論そのものでなく、堂々人事を盡し名分を正さんとする大使派遣論であつたことを知るに足るのである。十七日の閣議では各參議孰れも隆盛を遣韓大使とすることに一決し、たゞその發表を、岩倉大使の歸朝後にすることになつた。

三四三　板垣退助への書

明治六年八月十九日

昨日は參上仕候處、御他出にて御禮も不㆓申上㆒、實に先生の御蔭を以テ快然たる心持始て生じ申候。　病氣も頓に平癒、條公の御殿より先生の御宅迄飛で參り候仕合、足も輕く覺申候、　もう横棒(よこぼう)の憂も有㆑之間敷、生涯の愉快此事に御座候。　用事も相濟候故、又々青山(1)え潜居仕候。　此旨乍㆓略儀㆒以㆓書中㆒御禮のみ如㆑此御座候。頓首。

八月十九日　　西鄕拜

板垣樣

(1)　青山の田舍，目黑別墅の事

【解說】 當時主上には箱根の行在所に御駐輦中であつたので、三條太政大臣自ら箱根に伺候し、十七日の閣議の結果を奏上した。主上之を御嘉納に成り、尚岩倉の歸朝後熟議して奏上せよと仰出された。十八日三條歸京するや直ちに隆盛を招いて勅旨を傳へた。隆盛始めて宿志の貫徹せるを喜び、踊躍禁ずる能はず、歸途その足で板垣を訪ひ、大にその盡力を謝する積りであつたが、折あしく板垣が外出中であつたので、翌十九日更に此書を贈つたのである。「生涯の愉快此事」云々以て隆盛その日の面目躍如として見るが如きものがある。

三四四　板垣退助への書

明治六年八月廿三日

先日は態と潜居迄御來訪被ㇾ成下、御教示の趣、深奉ㇾ感佩ㇾ候。死を見る事は歸する如く、決ておしみ不ㇾ申候得共、過激に出て、死を急ぎ候儀は不ㇾ致候間、此儀は御安堵被ㇾ成下度奉ㇾ希候。乍ㇾ然無理に死を促候との說は、跡以テ必ず起り可ㇾ申畢竟其邊を以テ戰を逃候策を廻し候儀、必定の事と奉ㇾ存候付、先生は御動き被ㇾ下間敷、今日より御願申上置候。扨少弟此節の病氣に付、主上より御沙汰を以、醫師え被ㇾ命治養仕候間、醫師の命ずる通りいたし來候處、最早治養所(ところ)にては無ㇾ之候得共、難ㇾ有御沙汰を以加

養いたし候付ては、死する前日迄は治養決て不ㇾ怠ㇾ申居候位に御座候間、死を六ヶ敷思ふものは狂死でなくては出來不ㇾ申候故、皆々左樣のものかと相考可ㇾ申候得共、夫等の儀は乘て落着いたし居候間、申上候も餘計の事とは奉ㇾ存候得共、先生の御厚志忘却難ㇾ致、御安心迄に卒度申上置候。此旨御厚禮旁以二寸楮一奉ㇾ得二尊意一候。謹白。

八月二十三日　　西鄉拜

板垣樣

拜呈

【解說】隆盛の趣意に贊成し、極力、閣議の通過をはかつたのは板垣であつた。今、隆盛の

宿志が貫徹したのは、板垣に取つて我がことの如き喜悦であつたに相違ない。板垣は答禮を兼ねて隆盛を青山の邸に訪問したところ二十三日隆盛が、また板垣に贈つたのが此書である。其節、徒らに死するのが能でないといふことを板垣が懇々話したものと見えて、此書には大使として朝鮮に赴くとも、妄に死を急ぐがごときことはしないといふ意をくりかへして述べてゐる。

三四五　黒田清隆への答書

明治六年九月二日

芳翰忝（七八字切斷）御來訪被レ成（五六字切斷）の仕合、御海恕可レ被レ下候。陳ば樺太の條件御申立相成候由、雀躍此事に御座候。貴兄の御持場に事始り候得ば朝鮮處にては無レ之、直樣振替候心底に御座候。是迄貴兄の御親切を蒙り居候儀、如何計かも不二相知一兼て死は一所と相考居候次第に御座候間、應援處にては無レ之、主と相成十分議論可レ致候間、御安心可レ被二成下一候。(1)相手は好し此位の樂みは無レ之事と相考居申候。此旨御報迄、荒々如レ此御座候。頓首。

九月二日　　西郷　拜

(1) 相手は強國で申分はないといふ意

黑田樣
拜復

【解說】此年二月に樺太母子泊にて魯人が邦人の漁番屋に放火し暴行した。そこで當時樺太駐剳開拓監事の堀基から、人民保護のため相當の出兵あらんことを黑田開拓次官へ請求してきた。それに對する黑田の答は七月六日付で發せられた。大要、出兵は容易でないが暫く耐忍して時を待つことにしよう。ボリスを差遣はすことは決定の上後便より御返事しよう。なほ魯人暴行の確證を得るやうにと云ふやうな事であつた。元來黑田の意見は暫く樺太を放棄して、先づ北海道開拓に力を專にしようといふにあつた。

然るに此書を通してみると、黑田は九月二日に樺太住民保護のために出兵の建議をなし、その趣を隆盛に知らせて、閣議に於ける應援を依賴して來たものゝやうである。隆盛の眞意はいざ知らず、此文面にては景氣がよすぎる程應諾の意を表してゐる。もとより隆盛の意見も、護民出兵にも、魯國詰問にも贊成であつたにちがひないが、樺太問題と朝鮮問題とは同日の論ではないのである。それに朝鮮どころにてはないと出たのは何か意

味がありそうである。或は曰く、隆盛の朝鮮事件を緩和させる爲に黑田より樺太一件を持出したのであると。若も隆盛にして朝鮮の方ばかりを主張して、樺太の方に反對するやうであつたら、強國の魯に對しては不問の態度を取り、弱國の朝鮮をせむるとは何事ぞといふ論が何處からか出てくるのは必定である。隆盛はその邊を看破して取り敢ずかゝる返事を出したのかも知れぬ。

三四六　板垣退助への書

明治六年九月三日

彌以御安康被ㇾ成ㇾ御座ㇾ珍重奉ㇾ存候。陳ば毎度不埒の至御座候得共、卒度手に怪我いたし候處、少々相痛ㇾ候付、兩日は参朝難ㇾ叶候付何卒宜敷御助合被ㇾ下度奉ㇾ合掌ㇾ候。此旨乍ㇾ略儀ㇾ以ㇾ書中ㇾ奉ㇾ希候。頓首。

九月三日　　西鄕拜

板垣樣
　要詞

【解說】隆盛は今はたゞ岩倉の歸朝を俟つのみであつた。然かも手に怪我して兩日参朝を缺くことは心懸りであつたと見え、板垣に此書を贈つて諸事を委賴したのである。

三四七　黒田清隆への書

明治六年九月十一日

一二日は不㆑能㆓鳳眉㆒候處、彌以テ御壯剛奉㆓恐賀㆒候。　陳ば御建白の一條如何の模樣に御座候哉、昨日は條公より御建白書を御廻相成爲㆑何（なにたる）御趣意も不㆓相分㆒、大隈、後藤え相廻し候樣との趣のみにて御評議に相成候程合も無㆓覺束㆒、今に漸ク御廻達相成位に御座候へば迚も護兵の處迄にも參兼候はん。　此方え十分相はまり候ても詮立候事に御座候はゞ、書面御廻し相成候故、飛出候て可㆑宜義に御座候得共、朝鮮の處迄も崩れ候ては頓と藏(1)がめあがり可㆑申と狐疑いたし居申候。　若哉朝鮮をこはがりて、よけに論を起し候

(1) 「めあがり」は「舞ひ上がり」の薩音，「倉が舞ひあがる」といふのは「土臺が飛ぶ」といふ語に同じく，自家の大切のものが全然無くなるといふ意であらう

この疑惑も起り候はんと案じ居申候。此御評議は小田原にも參兼可申と相考居申候。是迄の遲々何と可申哉、纔の册紙を數日一人の手に留候位、推て可被察候事に御座候。此旨卒度爲御知如此御座候。頓首。

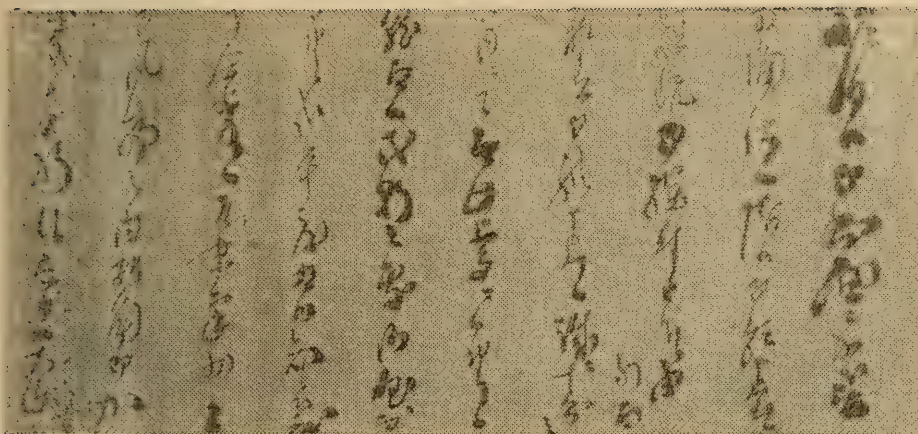
九月十一日　西　鄕　拜

黑　田　樣

要　詞

【解說】樺太一件に對する隆盛の眞意は寧ろ此書にあらはれてゐる。前の二日付のと對照すれば餘程の差違がある。此書には、先づ二日に差出した建白を三條公から、今頃意見も何もつけずに參議へ廻される樣では、護民出兵など云ふ段にはなるまいとあつて、次に十分相はまり(奮發して)詮が立つことなら既に建白書を示されたことと故、最早、飛び出し

て爭うても差支はないけれども、その爲めに朝鮮使節一件まで破れるやうでは、萬事休することになるから躊躇してゐる。萬一朝鮮に使節に行くことが恐しくなつて、それを避けるために又樺太問題を云ひ出したのではないかと云ふ世間の疑惑も起りはすまいかと案じてゐる。是迄の様子では樺太問題は、小田原評議と云ふ場にも行かずに御流になるだらう。是迄の遲々たる經過は何事ぞといふのである。

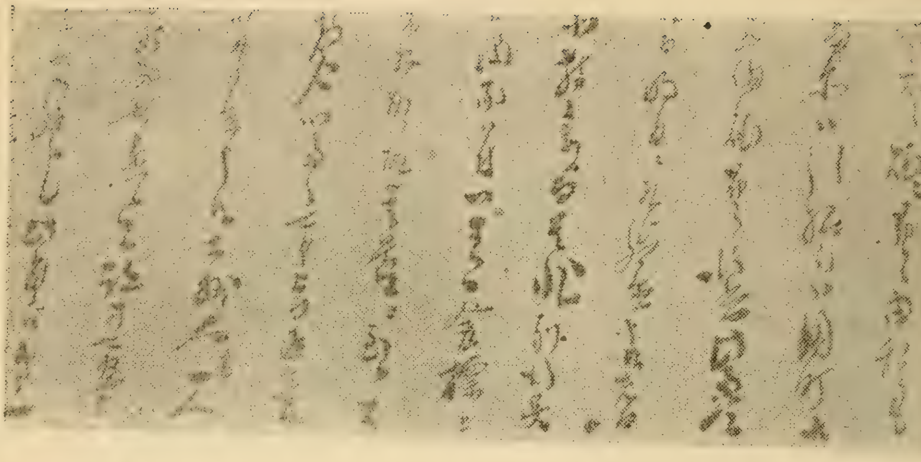


三四八　別府晉介への書

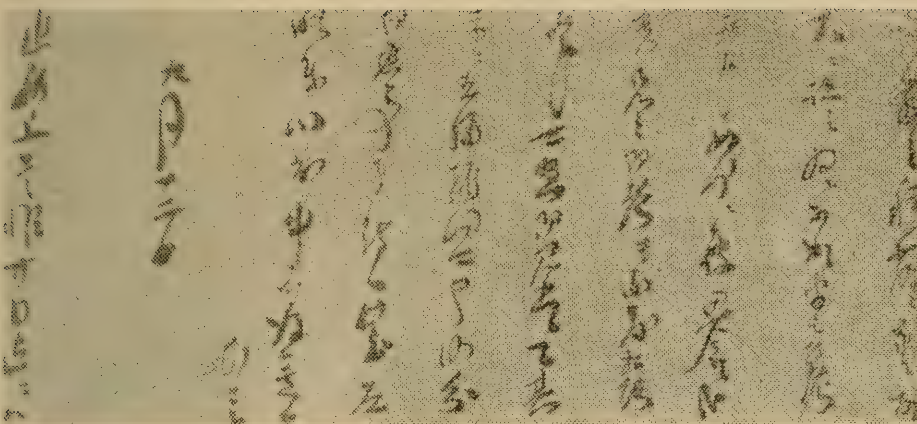
明治六年九月十二日

昨日は御書面被二成下一忝ク拜誦仕候。陳ば御願申上置候短銃御探付（さがしつけ）被レ下候由、別て難レ有御禮申上候。誠に十分の筒にて無二此上一事に御座候。就ては、代料の處何程にて御座候哉、卒度爲二御知一被レ下度奉二合掌一候。乍二末筆一少々御風邪の由、折角御加養奉レ祈候。今日は大使も歸着の賦に御座候由、私にも當所（一）は引拂ひ、小網町え罷歸

（1）目黒別墅



賦御座候得共此雨冷にて明日に相延置申候。　先日は北村参候て是非列行呉候樣承候付、いまだ發標に不相成候故、其節に至候はゞ、都合いたし可申旨返答いたし置申候。　土州人も一人は死なせ置候はゞ跡が可宜と相考居申候。　此節は第一憤發の種蒔に御座候故、大に跡の爲に相成候はんと相考居申候。　如何に被思食候哉。　貴兄の御考も承度相考居申候。可宜御見込候はゞ、其方に直樣振向可申何分御返事奉待候。　此旨乍略義以書中



奉レ得二御意一候。　頓首。

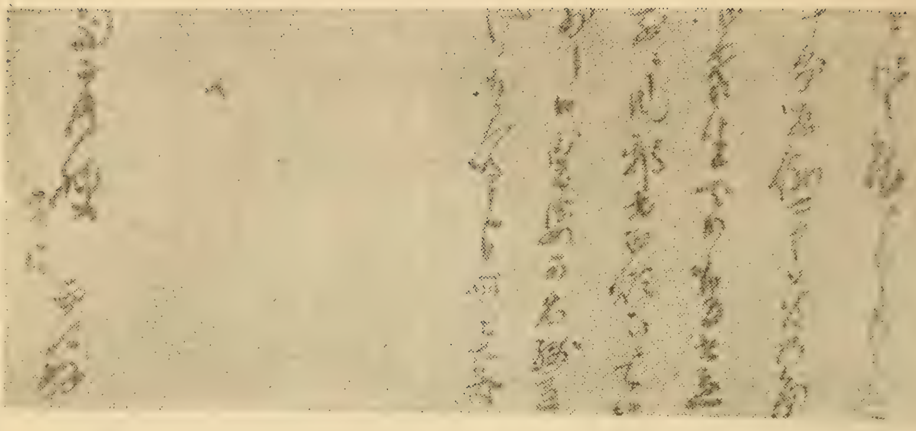
九月十二日

追啓上、是非廿日迄には出帆の賦に御座候間、其邊は十分相働可レ申候付、折角御養生可レ被レ成二御座一候。　出立前に風邪共御煩ひにては、少しは婆婆が名殘有げ相見得申候。　呵々大笑。

西郷拜

別府様

要詞



【解説】　隆盛は着々として朝鮮渡航の準備を急いだ。此書は別府晋介に依賴してあつた短銃を探がし付けて呉れた禮狀であるが、「今日は大使も歸着の賦に御座候由」といひ、「先日は北村參候て是非列行き呉れ候樣承候」といひ、「是非二十日迄には出帆の賦に御座候」といひ、如何にその精神を韓山の空に飛ばしてゐたかが判かる。岩倉大使の歸朝したのは一日遲れた九月十三日であつた。北村とは曩きに朝鮮を視察せしめた土佐人北村重賴のことである。「土州人も一人は死なせ置候はゞ跡が宜かるべく」云々、隆盛も時にはこんな皮肉を言ふ人であつた。

三四九　酒井玄蕃への書

明治六年九月十八日

先日は御來訪被成下、厚御禮申上候。扨其節御約束申上置候處今晩は無據用向有之、他出仕候間、何卒明晩御光來の程奉希上候。此旨乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

九月十八日　　西郷吉之助

酒井玄蕃樣

机下

【解說】此書は讀んで字の如く、酒井玄蕃に宛てゝ、今晩は差支へがあるから明晩來て貰

ひたいと申し送つた手翰である。

酒井玄蕃は庄内藩士である。戊辰の役、庄内藩官軍に抗して終に降服するや、鶴岡の人々は官軍の猛火を受け、流離困憊の厄に陥るであらうと恐れて居つたが、其處に乘込んで來たのが官軍の參謀黑田、大山で隆盛も一緒であつた。黑田は大山や隆盛と共に藩主の謝罪を受け、城地、彈藥、兵器を收めて、さつさと引あげた。その態度が思ひの外の寬大で、始めて愁眉を開いた。庄内藩士はその時の事は隆盛の指圖であつたと跡で聞いて、非常に感謝した。遂に一藩を擧げて隆盛の指導を仰ぐことに決し、明治三年舊藩主酒井忠篤は鹿兒島に遊學して隆盛の敎を受け、又、藩士數十名前後入薩して兵術を學んだ。四年隆盛上京して朝に立つに及び、庄内藩士にして陸軍に奉職を希望する者多く、酒井玄蕃も亦隆盛の盡力で五年陸軍七等出仕を拜命したのである。六年十月隆盛辭して鹿兒島に歸るや、酒井も亦辭職して隆盛を追ひ、鹿兒島に到つてその意中を聞き、心中大に決するところあつたが、病の爲め歸京して九年遂に逝去した。

左の記錄は酒井が鹿兒島に在つて、隆盛から征韓論の顚末を聞き、之を筆記したものである。

備考

酒井玄蕃筆記

戌(明治七年)一月九日初メテ西郷先生ト御逢申候。兼テノ儀具サニ申上候處、夫レハ誠ニ難レ有、元來此度ノ儀ハ、私不快引込中ヨリノ儀ニテ、兼ネテ彼地模樣コレアリ、和館護衞ノ爲メ、一大隊御差遣相成ト申來、夫レハ以テノ外オヨロシカラザル御事ト被レ存候間、押シテ出勤致シ候。抑モ御一新以來、コレマデ御運ビニ相成候ハ、全ク御交誼ノ爲メニハ御座ナク候ヤ、然ルヲ只今此方ヨリ兵隊御遣ハシニ相成候テハ、是非夫レヨリ事ノ起リト可二相成一、左樣ノ事ニテ軍ヲ始メ候ハ、皇國一般誰存知モ無レ之、承服奉ルヘキ樣モコレナク、以テノ外ノ此事ニ有レ之、此方ヨリハイヅクマデモ、御信誼ヲ盡サセラルベキ御事ニテ是マデノ使節ニテハ、是ヨリ出ヅレハ彼ニテ避ケ、彼ニテ一歩進メバ是ニテ二歩退クト申樣ニテ、遂ニ屹度引受ケ候テ應接ハ一度モ無レ之候間、今度ハ儼然ト使節御差出ニ相成リ、是非是マデノ是非曲直判然致シ候ハヾ、彼ニテ無事ニ承知致間敷、ツマリハ使節モ其儘ニテハ歸リ申間敷、サ候ヘバコソ皇國一致ニ人氣モ揃ロイ、誰穩便ニモ可二相濟一トモ存ジ間敷ク、唯此儘ニテハ所詮御出兵ナドハ存ジ寄ラザル次第ニ御座候。兼テ政府ノ儀

務上ニ當ツテ一命ヲバ拋度キ宿志ニ候間、右ノ使節ハ私屹度承リ、是マデノ曲極丈ケハ是非分明ニ可致ト申演候處、政府ノ御評議トハ違ヒ、餘程模樣モ有之面倒ニ候ヘ共、追々ニハ其事ニ運バレ、已ニ御內勅マデ承リ候仕合セ、然處又樣々ノ事一時ニ差起リ、黑田儀ハ是非此度ハ戰ニ不致ハ相成ラザル旨申候事ニテ、一昨年露國ニ事起リ候節モ、是非此度ハ死ニ申ベシト存候趣ニ付、是非共死ンデクレト申候處、三條公ヘモ其事ニ申上候趣キニ候ヘ共、外務省ヨリ議論起リ、其儀能ハズ、此度ノ事モ黑田ニ爲聞候ハヾ、是非吾參リ可然ト申ニハ無相違態ト不爲聞、三條公ヘ使節ノ儀ハ誰申候トモ一切御許被下間敷、兼ネテ申上置候故、黑田果シテ三條公ヘ自分進候テ申上候由ニ候ヘ共御取受無之、仍テ私モ尙又篤ト相考ヘ、彌所存ヲ一方ニ取極候事ニテ、今日ノ御國情ニ相成候テハ所詮無事ニ可相濟事モ無之、畢竟ハ露國ト戰爭ニ相成候外無之、愈々戰爭ニ御決着ニ相成候テハ直ニ軍略ニテ取運ビ不申バ不相成、只今北海道ヲ保護シ、夫ニテ露國ニ對峙可相成哉、サスレバ彌以テ朝鮮ノ事御取運ビニ相成リ、ホッセットノ方ヨリニコライマデモ張リ出シ、此方ヨリ屹度一歩彼地ニ踏込ンデ此地ヲ護衛シ、且聞クガ如クンバ、トルコヘハ露國ヨリモ是非此儘ニテハ相濟不申、振ルツテ國體ヲ引起セト泣テ心付候由英國ヨリモ同敷泣テ右ノ通リニ致候趣キ、是レ何地ニ候ヤ、兼ネテ持角ノ勢ニテ英露ノ際ニ近ク事起

リ可申ト、此頃露國公使ノ極内ノ心付ト有之、且歐羅巴ニテハ北海道ハ各國雜居ノ地ニ致候目路見ニ有之候ト相聞キ、大方其事モ近々照會ニ可相成兎ニ角、英ニテ海軍世界ニ敵ナク候間、都テ北海道ハ暫時英佛ニ借シ候方ハ如何ナド申事ニテ、歐羅巴ニ於テモ露ノ北海道ヲ目懸ケ候ニ、甚以テ大體ニ關係致シ候。右故、趣向モ付ケ候ニハ相違無之、右ノ通リノ事情ニ御座候ヘバ、日本ニテ其通リニ憤發致候トナラバ、トルコニ於テモ是非一ト憤發ハ致可クサスレバ、彌英ニテ乘テヨリノホーランドヨリ事ヲ起スニハ相違無之、能々英國ト申合セ事ヲ擧ゲ候日ニ於テハ、露國不足恐ト被存候。其段無乾度申述候處、岩倉ハ現ニ軍ハ恐敷シトモ申シ難キニ候ヘバ、夫レニテハ順序ヲ失フト云フ其準序ト申候ヘバ、全ク平常無事ノ日ノ順序ニ有之、今日已ニ戰爭ト御決定相成候上ハ、直ニ戰略ノ上ニテ御運ビ不相成バ難相濟儀、畢竟爲國家其義務ヲ盡ストノ順序ニ候ハヾ、縱令異同有之候共、始終見込一定不致候儀ニハ無之、始メニハ參議ノ方ヘ手ヲ入レ、其論ヲ改候積リノ處、都テ參議ハ大抵同存ト相成リ、是レヨリハ戰爭ニ決候上ハ、軍略ヲ說キ彼ハ今日平生ノ順序ヲ云フ。サ候ハヾ御軍略ハ如何ト岩倉ヘ承リ候處、軍略ハ不知ト申、御存知無之ハ何迄モ存知ノ者ヨリ御聞キ成サレズヤトマデ申候事ニテ、軍カ恐ロシクテ出來不申候ハヾ、今日政府ト申候事御止メニ相成リ、商方支配處トニテモ名ヲ易ヘ候事ナラ、

夫レト申物、今日政府ト申候上ハ、其義務揚ラズト申譯ケハ無レ之、義務ヲ落ナラ更ニ政府ニハ無レ之ト申事ニテ、隨分甚敷議論モ致候。其内ニテ副島ナド職掌上ニ於テ、其使節ハ是非自分相勤ルト申、私兼ネテ蒙二勅命一儀、何レ空シク可二相濟一事ニハ無レ之、打果シノ外無レ之候ト申マデニ相成候ヒキ。北海道ノ札幌デ鎭臺ヲ置候トノ事モ有レ之、サ候ハヾ私ハ直ニ札幌本營ニスワリ可レ申、樺太分營デハ篠原冬一遣サント申候ヒキ。元來、三條公ニハ私ノ見込御採用、夫レデハ是非運ビ可レ申トノ御事ノ處、遂ニ御決着ノ日ニ至リ、御不快ニテ今日ノ次第ト相成リ、岩倉ヨリ申ニハ畢竟見込違ノ事ニ有レ之、双方共ニ其サニ及二奏聞一何分ニモ宸斷次第ニ可レ仕ト申候間、夫レハ如何ノ仰上候ヤ、三條ガ見込ヲ個樣々々、私見込ハ個樣々々々々、然テ三條ノ見込ハ爲二天下一不レ可レ然、私ノ見込ハ爲二天下一可レ然トノ仰上ラレ候カト申候處、如何ニモ其通リト被レ申候間、サ候ハヾ私ハ退可レ申ト、夫レニテ事分レニ相成候儀ニテ、最早今日ノ處ニテ何モ無レ之、然ルヲ色々手ヲ廻シ、所々ニ探リニ遣シ候間、夫レニハ決シテ返答ハ致スナト申置候。實ニ岩倉ガ過テ改候事ナラ、自分朝鮮ニ罷向ヒ一命ヲ捨可レ申、サモナクンバ今度ハ中々ニ可レ出トハ更ニ不レ存、又敢テ心配モ決シテ不レ致、唯、今日ノ通リナレバ、露國ハ必定近日中襲來ルニ無二相違一其節ハ小隊長トナリ、同志ノ者ヲ率ヒ、死ニ候丈ケノ事、今日政府ノ御覺悟ニテハ、是非御降參ニ成ラレベク、其節私一人ハ

決シテ降參致サズ候。露兵ヲ討テ斃候覺悟ニテ、右ノ外何モ無レ之、人々露國ヲ甚畏レ候へ共、私ハ左マデ恐敷トモ存セズ候ヘバ、扨平常金穀ノ事ニ候ヘバ、如何ナル英雄豪剛カト思ハレ候へ共、血ノ出ル事ニ相成候ヘバ、誠ニ張リ合イナク、元來朝鮮ノ事ハ僅カ兩三人ナラデ相咄不レ申候事ニ候へ共、其內追々兵隊ノ者共聞キツケ、遂ニ今日ノ次第ニ相成リ、歸リ來リ候間段々始末相咄候處、是非一趣ニ可レ死ト申候間、如何ニモ可レ死義ニ當リテハ、人ノ死スル、氣ノ毒ニモ痛シクモ無レ之儀、唯四十七人ノ內サヘ、長々ノ內ニハ心變リノ者モ出テ來リ、今、酒色亂暴ニ心ヲ蕩カストハ、大事ノ志ヲ遂ゲ兼ネ候事モ可レ有レ之彌一趣ニ可レ死覺悟ナラ、是マデノ樣ニテハ不二相濟一候間、愈今日ヲ堅ク愼シミ候樣ト申聞カセ、今ニ靜リ罷在候事ニテ、元來小隊長ハ心一抔ノ軍出來、甚愉快ノ物ニ候間、兎角夫レヲ樂シミニ致シ居候趣ニ御座候間、中殿樣(酒井忠篤伯)御事申上、其日ハ罷歸リ申候。

三五〇　黑田淸隆への書

明治六年九月廿二日

昨日の談判案じ居候處、案外の仕合に御座候得共、及₂勘考₁候處、遂に談合如何成行候哉、相尋候節、餘程難澁と相見得、皮膚の間を恐しげに步み來候て終りに至り、もふは戰にて無₂之候ては濟間敷との乍₂漸口より出候間、差究て戰を以テ相答候位の事に御座候。其後に至りても、山縣には決して五六年の間は戰は無用と申居候付、山縣え背き候旨申出たる次第實にいやら敷、又海軍省え及₂相談₁この事、是を以テ時日を延し、何とか策を廻し候はんかと、餘り過慮に涉り候事とは相考候得共、先度の恐れも有₂之候付、油斷は出

來申間敷、昨日の評議に掛り候も、畢竟篠原君全ク不同意起候故、相調候分にて、決して私と談合、最初より不好事と相考居申候。　野津士には自分の定見は更に無之、只人の說を聞て太鼓を叩き廻候計の事に御座候へば、猶豫狐疑深き信吾に暫時の日間を借し候はゞ、又々違變の策を廻し候義は案中の事候間、何卒速に軍局の論を定め、正院え申立候處、御責付被下度御賴申上候。　篠原君えも貴兄より、御催促被成下候樣、御通し置被下度奉合掌候。　此度又々相變候ては私にも諸君え對し、面目無之、實に痛心いたし居候間、幾重にも宜敷御汲取被下、急に埒明候處奉希候。　餘りに過慮かも不知候得共、少しも違論無之最安く相調候故、此前の手に陷候はんかと疑惑仕候事に御座候。　此旨乍略義以書中心腑を

吐露仕候間、宜敷御用捨被成下候。　頓首。

九月廿二日　　　西　郷　拜

黑　田　様

要　詞

【解說】此書は輕々に看過されぬものゝやうである。昨日の談判といふは朝鮮事件に關することであらう。何處にての談判か、はつきりしないけれども、此書でみると、隆盛の外に小西郷と篠原と野津とは慥にその席に居る。宛名の黑田淸隆も列席してゐたのであらう。されば薩摩出身の領袖連の會合であつたと見える。

さて、此書の要旨は、昨日の談判は案外に易々と吾々の思ふ通に運んだが、退て考へてみると、あの際、談合は如何になつたかと尋ねた時、餘程こまつた樣子で、仕樣なしに、表面丈の應對をして、最後になつて此上は戰を覺悟してかゝらねばなるまいと漸く口から出た位の事であつた。あの話が決つた後にも、山縣には五六年の間は戰は無用と申してゐたか

ら、山縣へ背くといひ出した。(これは誰の口振か想像はつくが的確には分らない。)實に不愉快な感がした。又海軍省へ相談しようとの事であつた。これで時日を延ばして何とか計略をめぐらすのではあるまいか。餘りに思ひすぎかとも思ふが、此前の例もあるから油斷は出來まい。昨日の評議にかゝつたのも、篠原の竟見で出來たやうなものである。最初から此事を自分と談合する事は好んで居なかつたと思ふ。野津には定見はないが、猶豫孤疑の信吾に時日を假したら、又々違變の策をめぐらすことは、きまりきつてゐるから速に軍局の論を定めて內閣へ申立つる樣屹と責めつけていたゞきたい。篠原君よりも催促をするやうに、貴兄より通しておいてもらひたい云々といふのである。これで見ると、篠原と野津との間に性格の差違が餘程あつたものらしい。隆盛は最愛の小西鄕に對しても、此時は斯樣に不機嫌であつたと見える。黑田は西鄕・大久保兩雄の間にたつて最も苦心したのであつた。

三五一　寺田平之進への書

明治六年九月廿二日

良久敷不得御音信候得共、彌以御壯剛の段は歸朝の諸君より傳承仕雀躍此事に御座候。隨て小弟にも無異義消光罷在候付、乍憚御放慮可成下候。陳者、先度御注文の書類アメリカの方え便宜有之候故、市來宗助より差上可申旨、彼方え差遣候處、疾相屆候はんと奉存候。此度は陸軍省より益(1)滿君御航來相成候間、任便宜御安否御尋旁一筆呈上致候。當地の形勢細大御聞取可被下候。西洋の風は日々盛に被相行候得共、皆皮膚(2)の間のみにて髓腦に不至、口には文明を唱へ候得共、所業は全く懶惰にて、歎息の

(1)　益滿宗之助（行靖）
(2)　此の用語は前の文にも見えて居る，同日に認めたからであらう

次第に御座候。人氣は漸々弱く相成、此末如何成行候もの哉と、歸する所を不ㇾ知候。御遠察可ㇾ被ㇾ下候。書餘益滿君え讓り省略候。恐惶謹言。

九月廿二日　　西郷吉之助

寺田平之進様

【解說】此書は益滿宗之助の獨逸へ赴く折に託してやつたのである。寺田平之進(弘)への書は既に一二度揭げた。アメリカの方へとあるは前の五月四日付の書面に出てゐることである。書中洋風渡來に關する隆盛の感想が見えて居る。

三五二　三條實美への答書

明治六年十月十一日

尊書難有拜見仕り、御教示の趣委細奉畏候。乍然明日の御會議如何にも殘念の次第に御座候。今日の御遷延一大事の場合に御座候間、何卒此上間違無之樣被成下度、偏に奉懇願候。尤副島氏の一條何も異存無御座候。此段尊答迄如此御座候。恐惶謹言。

十月十一日　　西郷隆盛

太政大臣公

閣下

追啓上誠ニ恐入候義に御座候得共、不肖御遣の義最初　御伺の上御許容相成居、今日に至　御沙汰替等の不信の事共相發し候ては、爲ニ天下一　勅命輕き場に相成候間、右邊の處は決して御動搖無レ之御事とは奉ニ恐察一候得共、段々右等の說も有レ之樣に承知仕候義も御座候故、爲レ念申上候。　前以テケ樣の事迄奉レ入ニ御聽一候義、萬々恐懼の仕合御座候得共、若哉相變じ候節は、實に無ニ致方一死を以テ國友え謝し候迄に御座候間、其邊の處何卒御憐察被ニ成下一置度、是又奉レ願候。

【解說】九月十三日歸朝した岩倉は、飽くまで隆盛を韓國に派遣することに反對であつた。そこで今まで延々になつてゐた閣議を、いよ〳〵十月十二日に開く筈であつたが、岩

倉は同じ非征韓論者たる大久保を參議に任命せんため、更に二日を延ばした十四日といふことに決定した。隆盛との情誼上、氣が進まなかつた大久保も、岩倉の說得により、十二日參議就任が公表された。然かし非征韓派からのみ參議を加へることはこの場合不穩當であるといふ木戸の主張によつて、翌十三日には征韓派の副島が參議に任命された。

此書は隆盛の請求に應じて十月十二日閣議を開く筈であつたのを中止し、十四日に開く旨、三條から隆盛に通じたので、その返答を三條に贈つて、決心の存するところを示したものである。「副島氏の一條何も異存無二御座一候」とあるのは、副島の參議就任の件を指す。追啓に「若しや相變し候節は實に無二致方一死を以テ國友え謝し候迄に御座候」の一齣を見ても、隆盛の決心牢固として動かし難きを知るに足るのがある。

三五三　遣韓使節決定始末

明治六年十月十七日

朝鮮御交際の儀

御一新の涯より及㆓數度㆒使節被㆓差立㆒百方御手を被㆑盡候得共、悉ク水泡と相成候のみならず、數々無禮を働き候儀有㆑之、近來は人民互の商道も相塞、倭館詰居の者も甚困難の場合に立至候故、無㆓御據㆒護兵一大隊可㆑被㆓差出㆒御評議の趣承知いたし候付、護兵の儀は決て不㆑宜、是よりして鬪爭に及候ては最初の御趣意に相反し候間此節は公然と使節被㆓差立㆒相當の事に可㆑有㆑之、若彼より交を破り戰を以テ拒絶可㆑致哉、其意底慥に相顯候處迄は、不㆑被㆑爲㆑盡候ては、人

事に於ても殘る處可ㇾ有ㇾ之、自然暴擧も不ㇾ被ㇾ計抔との御疑念を以、非常の備を設け被二差遣一候ては、又、禮を失せられ候得ば、是非交誼を厚く被ㇾ成候御趣意貫徹いたし候樣有ㇾ之度、其上暴擧の時機に至候て、初て彼の曲事分明に天下に鳴し、其罪を可ㇾ問譯に御座候。いまだ十分盡さゞるものを以て、彼の非をのみ責候ては、其罪を眞に知る所無ㇾ之、彼我共疑惑致し候故、討人も怒らず、討るゝものも服せず候付、是非曲直判然と相定候儀、肝要の事と見居建言いたし候處、御採用相成、御伺の上使節私え被二仰付一候筋、御內定相成居候次第に御座候。　此段形行申上候。　以上。

十月十七日(1)

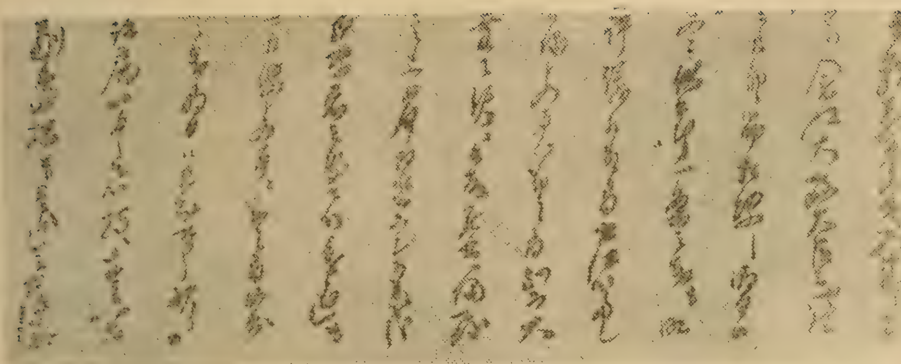
西郷隆盛

(1) 一に十五日に作る，解說を見よ

【解說】八月十七日の閣議で隆盛の朝鮮使節は決定してゐた。聖斷を仰いで御裁可もあつたのである。唯頗る大事件であるから、岩倉大使の歸朝を待つて、其議を盡すやうにと云ふ御沙汰で、その決行を延期してあつた。岩倉は九月十三日に歸朝したが、使節派遣には前に歸朝してゐた副使の木戸も大久保も反對である。岩倉も反對であつたが閣議の勝算がないので、大久保を參議に任じた上で閣議を開かうと決心した。併、大久保ばかりでは不公平であるといふ論があつて、西郷派の副島外務卿をも同時に參議に任命された。それやこれやで、一ケ月ばかりも會議を引き延ばしたが、隆盛の決心動かすべからず其督促愈急であつたので、遂に十月十四日に閣議を開いた。隆盛は前議を主張し、若し容れられずば直ちに辭職すると云ふ決心を見せた。大久保は反對說を諄々と述べたが、其日は決定に至らず、翌十五日續いて閣議を開くことになつた。隆盛は其日は出席せずに是迄の經過を記した此書を認めて閣議に提出した。十五日の閣議に此書を提出したと云ふことは西郷隆盛傳（勝田孫彌著）其他の諸書に見えてゐる。此書を通讀してみても閣議決定前のものであることは明かである。されば、最初十五日の閣議に出したものであることは事實であらうと思ふ。然るに本卷口繪に出したものには十七日とある。蓋、隆盛は十七日になつて更に數通清書して三條公其他に贈つたのであらう。編者は隆盛日

筆の此書を是迄三通みた。其内二通は十七日付であつた。一通は記憶せぬ。

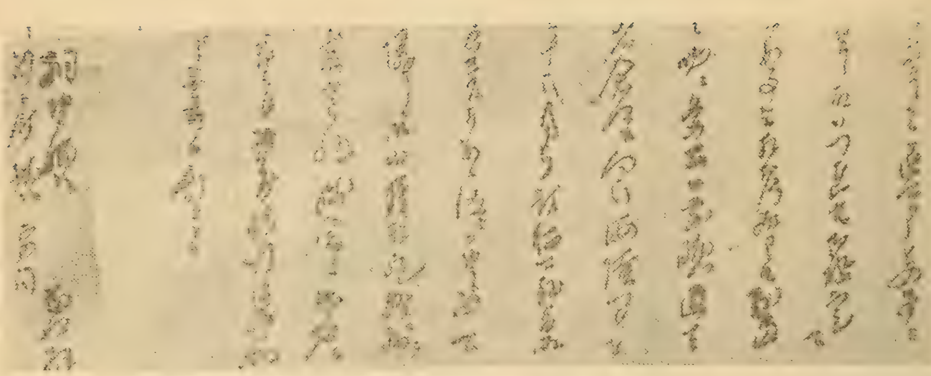
さて、十五日の閣議に於ては、遂に隆盛の意見を容るゝことになつた。岩倉は爲に職を辭せんとし、大久保は十七日を以て辭職及び位階返上の表を上つた。木戸も辭表を出した。隆盛が十七日更に此書を當路に贈つたとすれば、三條其他が意志を變ぜんことを憂ひ、その反省を促すためであつたに相違ない。三條は十七日の夜、岩倉邸を訪問し、隆盛の出した始末書を示して談論數刻に及んだが、岩倉も頑として動かず、兩者の板挾になつて懊惱した。三條は遂に翌十八日の朝いよ〳〵閣議を具して奏上し御裁可を仰がうとする決心をしたのである。



三五四　桐野、別府への書

明治六年十月廿一日

今朝副島氏入來にて、岩倉卿太政大臣の代理被二相勤一候筋相決し、明日は更に使節一條の儀も御評議相成候間、出仕いたし候樣との事に御座候間、別て大幸の譯に候故、罷出候樣可レ致、其上如何御決定相成候哉、御決着の處を以テ進退も可二相決一との事に御座候間何分の儀明日は相分可レ申、少しは跡戻いたし候心持に御座候へ共、副島抔も是迄の御



評議相變り候はゞ退キ可レ申との事に御座候故、いづれ共御決定可二相成一事と相考居申候。副島の咄に、條公は前晩迄は岩倉卿え向ひ海陸軍を卒ひ、自ら討征可レ致旨、御返答相成候位に御座候由、可レ憐御小膽故か、終に病ヲ發せられ、殘念の仕合に御座候。　此旨形行迄爲二御知一申上置候。　頓首。

西郷　拜

桐野様

別府様

要詞

（愛甲兼達氏所藏）

【解說】三條は十月十八日朝、突然心痛の餘り、卒倒して人事不省に陷り、奮闘することが出來ないので、十九日辭表を上つた。依て二十日岩倉が代つて太政大臣の職務を執るに至り、形勢全く一變した。そこで隆盛、問題の經過を、桐野、別府兩名に報じたものが即ち此書である。此書には日付が脫してゐるが、その內容より推せば十月二十一日のものであることが明かである。

三五五　中村、武井への書

明治六年十月二十三日

御揃御安康御勤務の筈珍重奉存候。陳ば別紙の通辭表差出候間、何卒宜敷御取計被成下度奉合掌候。此上養生いたし候樣との御沙汰蒙り候ても、再勤の賦決して無御座候間、右等の御手數に不相渉處、偏に奉願候。此段乍略儀以書中奉希候。頓首。

十月廿三日　　西鄉　拜

中村　樣

武井　樣

【解說】十月二十二日、隆盛は板垣、副島、江藤の三參議と共に岩倉邸を訪問し、遣韓大使のこと速に上奏裁可を仰がんことを促がした。岩倉は三條と意見を異にするから宸斷を仰ぐ考であると答ふるや、江藤之を否とし、極力反駁したが、岩倉、また强辯容易に屈せずして曰く、余不肖なりと雖も、三條に代りてその意見を遂行するものでは無い。勅命を奉じて太政大臣の職を攝行せんとす。余が意見をも具奏して何の不可かこれあらんや。今や大臣參議各其說を異にす、宸斷を仰いで、之を決するよりほかに道はないと、是に於て隆盛曰く閣下の言既に此に至る、某等また閣下と言を交ふるを欲しないと、斷然袂を拂つて辭去し、翌二十三日遂に辭表を上つた。此書は即ち辭表の執奏方を中村、武井の兩大外史に依賴したものである。大外史は今の書記官に相當する。此日岩倉は非征韓の意見書を上つて宸斷を仰いだが、翌二十四日主上岩倉の意見を御嘉納あらせられた。是に於て隆盛以外の征韓論者であつた副島、板垣、後藤、江藤の四參議桐野、別府、池上等以下近衞將校續々辭職し、人心大に動搖した。陛下大に御憂慮あらせられ、近衞將校に對して左の勅語を賜つた。

西鄕正三位病氣に付辭表の趣ありて參議近衞都督等差免し尤大將如舊申付置けり元

より國家柱石と依賴致すの意に於て渝ることなし皆々決して疑念を懷かす是迄の如く職務を勉勵せよ

三五六　辭職の願書

明治六年十月二十三日

私儀

胸痛の煩有レ之迚も奉職罷在候儀不二相叶一候付、本官並兼任御免被二仰付下一度奉レ願候。此等の趣宜敷御執奏被レ成下度奉レ冀候。以上。

但位記返上仕候。

十月二十三日　西郷隆盛

【解說】此願書は前書に見えた別紙、即ち隆盛の陸軍大將近衞都督兼參議の辭職願である。太政官は翌二十四日願書の餘白に左の通記入し、參議は願によつて免ずるが陸軍大將は故の如しといふ仰出になつた。なほ、同日近衞都督の辭職も許可になつた。

辭表之趣難レ被レ及ニ
御沙汰一被ニ思召一候得共別段陳述之衷情モ有レ之不レ得レ已レ次第ニ付願之通參議被レ免陸軍大將如レ故候事
但位記返上ハ不レ被レ及ニ御沙汰一候事
明治六年十月二十四日

退耕時代

退耕時代

小引

隆盛既に近衛都督兼參議を辭し、復、都座の間に在るを欲せず、飄然、去つて西し明治六年十一月十日を以て、鹿兒島武村の草廬に歸着した。此に退耕時代と稱するは、これより十年二月私學校黨の勃發に至るまで三年三ケ月の間を指すのである。此間に於ける隆盛の文書の世に知られてゐるものは比較的少數である。編者その蒐集に努めしも漸くにして左の二十通を得たに過ぎない。

さて、此時代に於て、隆盛は何事を爲したかといふにその最も著しいことは鹿兒島に於て子弟の教育に力を盡したといふことである。次には、地租改正に作ふ檢地及び土地所有權の認定等について、大山縣令を助けて、直接間接に盡力したことである。なほ、此間に於て隆盛の念頭を去ることの出來なかつたことは、隆盛が辭職のあとを追うて歸縣した六百餘人の前途を如何にするかといふことであつたらう。此三事に就て今少しく精細な考察を要する。

第一に教育に關する施設を見るに、一般に知られてゐるのは私學校を立てたといふことであるが、私學校といふのは今日の學校とは趣がちがふ。あれは寧ろ隆盛のあとを追うて歸つた青年のために立てられた統一機關兼向上教育の場所といふべきものであつた。今日の學校と同樣に見るべきものは、當時幼年學校とか專門學校とか賞典學校とか呼ばれてゐた學校であつた。その講師には外國人も二名傭聘してあつた。佛語科と英語科と分れてゐたやうであるが漢文も必修科目であつた。將來の國士を養成しようとしたのは寧ろ此方であつたかと思ふ。此學校は東京に於て設立した集義塾(既述)の後身で、隆盛初め薩藩出身の戊辰の賞典祿を資本にして立てられた學校であつた。(是迄見た刊行本には隆盛の二千石大山綱良の八百石桐野利秋の三百石(實は二百石であつた)合計三千百石の賞典であつたとあるが明治九年三月までは大久保利通の千八百石も加はつてゐた確證の存するを以て推せば吉井幸輔(千石)伊地知正治(千石)岩下方平(千石)黑田清隆(七百石)などの賞典も加はつてゐたのでは無いかと思はれるが未だ審かでない)其資本の豐かにして、又、如何に人材の教育に熱心であつたかは此學校の優等生を明治八年に三名明治九年に二名佛蘭西へ留學させたことでも分る。

それから、私學校の分校といふのが城下に十二、地方即ち百二十四の各鄕にもそれ〲出來たやうであるが、それは訓育と、武藝が主で、小學校の放課後に幼少年を指導したので、今の鹿兒

島にある各方限の學舍と、ほゞ同樣なものであつたやうである。

今一つ、吉野の寺山(鹿兒島の東北三里)に立てた開墾社といふのがあつた。これは學校といふ名はつけられぬかも知れぬが、今日より見れば一種の實業學校であつたと思ふ。即ち自ら耕作に從事しつゝ、餘暇(主に夜間)を以て學問するといふ仕組であつた。これは元陸軍教導團生徒であつた百五十人許のものゝ希望によつて設けられたのである。されば私學校と同樣に、統一機關兼向上教育の目的を有した上に、自活の道を開かしめようとしたのである。隆盛は、此開墾社の事業に大に力を入れて、自らも耕作に携はつた。私學校は明治七年六月に出來て、開墾社は八年四月に出來た。隆盛は開墾社の方が成功したら、更に私學校生徒の方にも及ぼし出水郡の大野原に開墾を始めようといふ希望を有してゐた。それは後に掲ぐる大山縣令への書翰でも窺はれる。十年の戰爭がなくて今少し年を假したら、何處かに組織的な屯田制度の一大開墾地が出來て、歸鄉兵士の處置がついたのであつたらうと思はれる。

後戻しして私學校のことを今少し述べておく。私學校本校の他に砲隊學校といふのがあつた。それは舊藩の砲隊出身者のために開かれたものであつたといふから、私學校の方は銃隊即ち歩兵出身者の集合であつたに相違ない。何れも專問の戰術の外に漢學の講義があつた。時間は午前九時から十二時までであつた。私學校設立の希望は部下の有志より持ち上がつ

たのである。彼等は、月日を經るに從つて歸鄕當時の精神を忘れて志氣の弛むものあるを恐れた。又肩を怒らして閭里を橫行し、飮み且つ食ひて大言壯語するよりも修養が大事である互に節義を練磨して、他日の大成を期せねばならぬと氣づいたのであつた。私學校本校と砲隊學校は一部有志の此意を容れて立てたので、前者は篠原國幹、後者は村田新八がその監督者であつた。隆盛は常に戊辰戰死者の志を繼いで國家に貢献する樣にといふことを生徒に訓示した。そのためには自分のもらつた二千石の賞典も皆投げ出して一文も私しなかつたのである。又、私學校生徒の俊秀若干人を選拔して、戊辰役の古戰場に分遣して、墓參の傍ら各地の風土民情を視察せしめた。

以上の諸校を通じて敎育の目的は一鄕、一國進んでは天下の善士を養成して維新中興の大業を完成せしむるにあつた。隆盛は又、敎育上の主義綱領を示して、

第一、道同じく義協ふを以て暗に集合す。乃ち益々共理を硏究し、道義に於ては一身を顧みず、必ず踐行すべし。

第二、王を尊び民を憫むは學問の本旨たり。乃ち此理を究め王事民業に於ては一意難に當り必ず一同の義を立つべし。

といつた。

以上叙する所で、私學校の本質乃至は隆盛が鹿兒島に於て立てた子弟教育上の設備の大要は窺はれると思ふ。

次に地租改正及び之に伴ふ檢地について隆盛が非常の興味と熱心とを以て、大山縣令を助けたかは後に揭ぐる文書が之を證明する。これは所謂、民を憫むといふ本旨から出て居る。人民のために百年の計を誤らしめぬやうにといふ希望から出て居る。元來、隆盛は其青年期に於て郡方書役であつた。明主齊彬の諮問に應じて檢地は急務であるが、先づ人心を改め節義廉恥を養つた上の事であると答へた。(第一卷一一參照)今や、否でも應でも檢地の時に際會したのである。隆盛は地下の故君主に對しても、此事の解決に最善の力を用ひねばならぬと感じたであらうと思はれる。明治八年の末に大山縣令の相談に應じて私學校の錚々たる人物を各地方の區長並に副區長に推薦して居る。又、警察署長をも同樣に推薦して居る。これは隆盛がその部下のために職を世話したといふ單なる理由でなく、地租改正、檢地上について各地に紛爭が起るので、それを抑へるために相當な人物を要したためであらうと思ふ。幸に私學校黨の中には人物經歷共に天下の人材を以て見るべきものが少くなかつたのである。そ大山縣令が區長、副區長、警察署長を彼等の間に求めたのは、蓋、その當を得た處置であつた。その時の區長は後の郡長の地位で一人で數鄕を管轄してゐたやうである。その選にあたつて、

區長にあげられた人々は別府晋助、山口孝右衛門、重久敦周、小倉知周、邊見十郎太、村田三介、仁禮景通、廣瀨喜左衛門（廣瀨は幾くもなく其職を辭す）餅原正之進であつた。其他副區長及び各鄕村の戶長（今の村長）にも多く亦私學校黨が採用された。隆盛の威望と勢力とは、素より大であつたが、是に至りて、鹿兒島縣の縣治上に於ける彼の勢力は一層增進したわけである。此人選は八年末より九年の春にかけて行はれた。斯くて隆盛は事實上、鹿兒島縣に於ける無冠の宰相となつて彼の理想は着々と縣治上に施された。隆盛は又、折々溫泉や兎狩のために田舍に出かけた。其間に彼が民政の利害を察して指導を與へたことも少くなかつたらうと思はれる理由がある。若、今少しく此狀態で進んだならば縣下の敎育も產業も大に發展したであらうが不幸にして十年の戰爭となつた。

世人或は曰く、隆盛は六年十月以來田舍に引込んでゐた爲めに、世の進步に後れて、明治十年に至つたと。世の中は三日見ぬ間の櫻かなといふ句は人をして此說を首肯せしむるかも知れぬ。併ながら此三年三ケ月の間に我が國が幾許の進步をしたであらうか、隆盛は全く知識を外に求めなかつたか、といふに、そうでもなかつたやうである。今少しく此間の天下の形勢を回顧してみよう。此時代に於て著しい天下の出來事は、第一が民權論の鼓吹である。民選議院開設の願書の提出、政黨の出現である。民選議院開設の建白は明治七年一月十八日に出

された。それには隆盛と共に野に下つた副島、後藤、板垣、江藤の四參議は眞先に之に署名して居る。當時板垣は特に林有造を鹿兒島に遣はして、隆盛の贊成署名を求めたが、隆盛は民選議院設立の議は至極贊成であるが、天下の事は議論のみでは行はれない。我等は先づ今の政府を改造變革して後に其目的を達したいといつて署名を辭したのであつた。

間もなく板垣は高知に立志社を立てゝ、自由民權を叫び、天下の人心を鼓動させた。當時、私學校と立志社とは、隱然たる政府の二大敵國であつたが、兩者の相違を擧ぐれば、立志社は自由を叫び、言論を尊び、私學校は人物鍛練を主とし、言論よりも實行を重んじた。立志社は藩閥打破を志し、私學校は大陸の經營を目標としてゐたやうである。

それから明治七年二月には佐賀の亂が起つた。その起りは征韓論に基いて居る。その首領に押された江藤は之を利用して政府へ征韓をせまる考であつたといふが、豫め人を鹿兒島に遣はして私學校黨の意向を探らしたが、桐野は尙早を唱へて斷然同意しなかつた。佐賀の事敗れて、江藤が隆盛を南薩の溫泉場に訪ひ其再擧を謀るや、隆盛は言下に之を斥けた。當時溫泉宿の主婦は、隆盛が聲を勵まして「當てが違ひますぞ」といひしを聞いたと傳へられて居る。

七年五月には隆盛の實弟從道によつて台灣の征伐が決行された。その際、從道は一部の兵

士を鹿兒島に求めたので隆盛は自ら約三百人を徴集してやつた。それから大久保が淸國に出張して北京談判となり、大に我國の面目を立つる事になつた。

木戶は征台に反對したが、その斷行を見るに及んで、憤然として朝を退き、故山に歸休してゐた。大久保は再び之を引き出さうとして伊藤、井上等に謀つて、八年一月に大阪會議を開いた。その會合で木戶、大久保それから民權論者の首領板垣の握手が出來て、相共に內閣に列した。同時に元老院を設け、地方官會議を開くことになつた。元老院は今の貴族院にあたり、地方官會議は民選議院設置の前提とせる官選議院と見るべきものであつた。又、大審院を置くことになつて、立法、行政、司法三權分立の基礎がそれ〴〵立つ事になつた。これは直接又は間接に木戶、板垣の入閣の條件となつたのである。

八年の五月には江華島事件が起つて日韓兩國の危機に頻した。此時在野の副島種臣は岩倉に向つて斷乎たる決心を促がし、一方には人を遣はして隆盛に說き、此機に乘じて出京して素論を貫徹せんことを勸めたが、隆盛は敢て應ぜず、暫く彼等の爲す所を注視しようと答へたといふことである。此頃隆盛が溫泉場より篠原に與へて、時局の論評を試みた文書は後に揭げてある。九年一月政府は使節を韓國に出して、嚴に交涉せしむる所があつた。黑田淸隆が全權大使で、井上馨がその副使であつた。彼等はその使命を果たし、且つ多年の問題であつた

日韓兩國の乖離を復して、日韓通商條約の締結を見るに至つたのである。

これもやはり、八年五月の事であるが三條太政大臣は、實弟西三條季知を鹿兒島につかはして、最も懇切に隆盛の出廬を求めた。併し隆盛は應じなかつた。此頃内閣に於ける事實上の中心人物は大久保であつた。勿論、岩倉も之を支持してゐる。木戶も閣員に列してゐたが病身で十分の活動は出來なかつた。此三人は隆盛の當年の政敵であるが、人心は未だ彼等に飽いたとはいへない。隆盛は、自ら策動して政敵を倒す意は毫も有つてゐなかつた。その再び足をあぐるの時機は現政府が自ら瓦解して後、收拾すべからざるに至つた時ときめてゐた。但萬一、國家の大變が到來した場合には如何なる内閣の下に於ても、決して傍觀しないといふ覺悟であつたのである。彼が未だその機にあらずとして三條の勸告に應じなかつた所以は明かである。隆盛は復その後九年二月に内田政風が島津久光の意を受けて來つて隆盛の出廬を促したにも應じなかつた。島津久光の左大臣を辭じたのは、之より前、即ち八年十月である。内閣と諸省との分離論が容れられずに板垣と共に野に下つたのである。木戶は九年三月に内閣を去つて、その顧問となつた。此間に木戶の漸進主義を支持した東京日々新聞の福地源一郎と板垣の急進主義を贊けた郵便報知新聞の藤田茂吉との論爭が兩新聞紙を賑はしてゐた。此他に政府反對の新聞雜誌、しかも隨分激烈な政論を揭ぐるものが少くなかつた。八年

八月魯國との間に樺太千島交換條約が決定した際の如きは新聞も志士も囂々として、政府外交の軟弱を攻撃した。又九年三月に禁刀令が出でて大に守舊家を憤激せしめた。次々に色々な不平がつもつて遂に明治九年十月末に至りては熊本に敬神黨の暴動が起り、次で筑前秋月に於ける宮崎黨の暴發となり、萩に於ける前原一誠の亂となりて各地の人心が動搖して來た。鹿兒島に於ける私學校の壯士は腕を扼して此風雲を觀望してゐた。中央の言論界に於ては頻に政府を攻撃して止まない。その論調は頗る激越であつた。私學校黨の壯士中には之に動かされて居るものも少くなかつた。又政府攻撃の言論中には政府の威信鹿兒島縣に及ばざることを指摘し、「士族の祿制は嘗て變革なく、縣民は舊によつて太陰曆を用ふる縣官吏には他縣人を用ひない。賞典學校は陸軍の規範を待たず純然たる兵團である。私學校は文部の規範に從はず宛然たる國事會議所である。且つ鹿兒島縣の士族は兵器彈藥を私藏して之を官に藏めない。」といつて（虚も交つて居るが）政府の軟弱を責めるものもあつた。天下騷然舊士族の不平分子は頻りに事變を待つて居る。彼等は何處かに胸中の積欝を散ずべき口を求めてゐるのである。何事かなくては治まらぬ。熊本、秋月、萩の亂は幸に大事に至らなかつたが、今や政界の低氣壓は鹿兒島を襲はんとしつゝある。是れ實に明治九年末の形勢である。

三五七　篠原冬一郎への書

明治七年八月十一日

御一別以來動靜不奉伺候得共、彌以御安康奉恐賀候。　隨て小弟路中雨に遮られ一七日目に乍漸湯元え着いたし無恙罷在候間、乍憚御放慮可成下候。　陳ば市來壯介、昨日當所え參候處、別紙持參いたし候付、今日僕差歸し、差上候間御落掌可成下候。　以來は江戸よりの封物參候はゞ直樣御宅え差上候樣申遣候付、御開封可成下候。　さしたる事も相見得不申候得共、樺山(1)覺之進殿の書狀申解兼候處有之、此書面にて全ク相分候付御覽可被下候。　餘程探索方に御心配の趣餘計の御心勞かと相考申候。　何か物議相

(1) 樺山資紀の事

起り、私取鎭候抔とは幼年生徒の議論位の事を事々敷申遣候ものも有之候はん。當時探索を商賣にいたし候事に候得ば、小事も大きく申成し候ものと相見得申候。御一笑可被下候。實に此地は靈境にて氣候秋の央を過候位に御座候。乍然着涯の長雨には大に困究いたし山上皆通路無之食攻同樣の目に逢ひ量を絕れ申候。最早世間廣相成圍を解かれ多幸の仕合に御座候。今三日も過候へば危難の場合にて御座候。是又御一笑可被下候。此旨乍略義以書中奉得御意候。頓首。

八月十一日　　西鄕吉之助

篠原冬一郎樣

追啓上今暫は入湯の賦に御座候間何か宜敷御賴申上候。若

哉用向到來いたし候はゞ誰そ御遣し被下候へば直樣罷歸可申候。

【解說】此書は白鳥溫泉より鹿兒島の篠原國幹に宛てた書翰である。此頃白鳥山の溫泉に入浴してゐたことは西南紀傳の中に見えて居る。白鳥山は霧島の支峰にて韓國岳の西に當る。溫泉は共山中にある。(飯野村の中)書中、樺山覺之進書狀とあるは、北京談判に關することであらう。樺山は此頃陸軍少佐で、征臺の初より、北京談判に至るまで、度々彼我兩地を往復して居る。此より前谷少將と共に支那より一旦歸國して廟議の確立を迫り、その決議による內訓を齎らし、八月八日には田邊太一と共に復北京に達し、柳原公使の談判に參畫して居る。

三五八　篠原冬一郎への答書

明治七年八月三十一日

芳翰難有拜誦仕候。此僻遠の所迄態々御遣し被下、厚御禮申上候。本書得と拜見いたし候付、御咄の種子にも相成可申か、當地は山中にて相手は犬のみに御座候間、御返璧仕候間、御落掌可被成下候。扨政府戰の決着相成候ても海陸一體の様子も無之[1]、彌實戰の場合に臨候はゞ、必異議を生じ可申は案中の事と被察申候。支那の景況致熟考候へば戰には相成申間敷、唯外より見るものと談判役との兩説何れか慥成やと引分候へば、柳原は最初より引受の人にて、支那の情實も委敷見留め候處有之候故副島

(1) 海軍と陸軍とが一致してゐる様子もない

迄も申越候處を以相考候へば彌仕濟候胸中言外に相顯候。餘程文面上にも餘地有之候故及破談候氣遣は有之間敷と相考申候。夫故大久保も出立候はん、支那の方萬々六ヶ敷成立候はゞ、事を左右に托し遲引可致候處不思議の事と相考居候處果て柳原一左右彌十分可遣付見留有之候故、速に腰を揚候ものと相見得申候。將又償金を言掛候筋に相見得候故尙又金を取賦にて是を見付候はんか、乍然此金は取れ申間敷と愚察仕候。金になす賦なれば、今一層兵力を增し十分戰と決し、勢ひ相付候はゞ金にも成り可申候。談判中に懇親の言葉多く、其間にて金談は借金の振合に候得ば、無覺束事と相考申候。柳原の談判只一局の都合は宜敷候得共第二局の談判如何哉と相考候中に、早一方に

て金談に及候儀は、實に事機を不レ知ものに似たり、武官の方にて兵勢を張り立、今二三大隊を取寄、十分兵威を嚴重に可レ致處、却て金談を言掛ては兵威全く減し、勝を人に讓り候ものと相考申候。(2)和魂の奴原何ぞ戰鬪の事機を不レ知(3)いはれ無レ之と相考申候。呵呵大笑。猶又伊十院氏歸家の由、誠に鐵面皮の先生驚入申候。是は桃(4)將軍にては有レ之間敷ダ(5)ツキヨウ先生にて可レ有二御座一と相考申候。皮厚き事は不レ被レ測候。小弟にも餘程相應の向に御座候。今暫くは入湯いたし度御座候間、左樣御納得可レ被レ下候。此旨御厚禮迄、荒々如レ此に御座候。頓首。

八月三十一日　　西鄕吉之助

篠原冬一郎樣

(2) 和魂は大和魂を指すにあらず，和睦根性といふ意味，ワダマシと讀むべきか　(3) 不知は可知の誤寫か
(4) 桃は皮の薄きもの　(5) ダツキヨウはラツキヨウの薩訛，何程剝いでも皮ばかりである故厚顏に喩ふ

【解說】是より先明治七年四月陸軍中將西鄉從道が兵三千六百を率ゐて臺灣の生蕃を征討した時、政府は全權公使柳原前光をして出兵の理由を清國政府に傳へさせた。然るに清國政府は之が不當を鳴らし、撤兵を要求して談判容易に決せなかつたので、大久保利通全權辨理大臣となり、八月六日東京を發して清國に赴いた。

右について柳原よりの報告書其他詳細な情報が鹿兒島に達したので、篠原は白鳥山の溫泉に入浴中であつた隆盛に之を轉送し、且之に對する隆盛の意見を伺ふた。それに答へたのが即ち此書面である。隆盛は日清の談判は破裂はすまい、開戰にはならぬと推定し、且愈々破談にならぬと云ふ見込がついたために大久保も出かけたのであらう。償金を取るつもりのやうであるが、金は取れまいと思ふ。金を取るつもりなら、今一層兵力を增して十分戰の覺悟でかゝらなくてはすむまい。談判を有利に導くには兵力にまつべきを、一方に金談を持ち込んでは勝を彼に讓つたものである。和陸根性の奴らがどうして戰機を知らうぞと、やゝ激越の句調が見えてゐる。隆盛が此手紙を書いた日は、大久保が天津につく前日である。隆盛の豫想は戰にはならぬと云ふことは命中したが、償金の事は外づれた。書中伊十院とは伊集院兼寬を指す。

三五九　大山彌助への書

明治七年十二月十一日

彌御安康可被成御座奉恐賀候。　陳ば(1)賢兄様にも矢張御同邊にて、何も御替無之、乍然、追々寒氣に向候故、大に心配仕候。　此寒中御凌被成候はゞ、來春共は必御上京も相叶候はんと祈居申候。委細誠(2)之助より御聞取候はんと奉存候。　其後何も替無之候。扨先度御下國承居候下士官辭職の一條、直樣御仕出相成、肥後鎭臺え御沙汰被成下度、御滯澁は無之筈に御座候處何分にも不審の事に御座候。　此儀何さか御返事被成下度御願上候。　別紙の書物(3)川口氏よりの御註文に有之候間、御都合を以て何卒御下し

(1)　巖の兄大山成美を指す（當時病氣靜養中であつた）
(2)　巖の弟にて隆盛の女菊子の夫　(3)　川口量次郎（雪蓬）

被レ下度、當分陳腐の者にて下廉の書と奉レ存候。左候へば私にも御蔭を以て大に力を得候ものに御座候。餘り度々御註文のみ申上候て、申上兼候得共、宜敷奉レ祈候。福澤著述の書難レ有御禮申上候。篤と拜讀仕候處、實に目を覺し申候。先年より諸賢の海防策過分に御座候へ共、福澤の右に出候もの有レ之間敷と奉レ存候。何卒珍書丈けは御惠投奉レ願候。此旨御願旁奉レ得ニ御意一候。恐々謹言。

十二月十一日　　西郷吉之助

大山彌助樣

【解說】此書は鹿兒島より東京へ遣はしたのである。大山はこれより二ヶ月前に鹿兒島に歸省してゐた。大山の歸京後、竹下某の上京便に託して遣はしたといふ書面がこれであらう。「下士官辭職の一條」とあるのは、征韓論破裂の當時、近衞下士官中、辭表を出して、隆盛の後を追うて歸縣した者多く、その處置振は熊本鎭臺を經て、何分の御沙汰がある べき筈であるのに甚だ延引したので、督促したものである。「福澤著述の書云々」これは大山より福澤の著書を送つて來た謝禮である。隆盛は福澤の著書は愛讀したやうであるが、これが何書であつたかよく分らぬ。

因に曰ふ、大山巖は明治四年末以來歐洲へ留學中であつたが、吉井幸輔(巖の岳父)明治七年歐洲に至りて大山に會するや、大山に說きて曰く、「西鄕、大久保兩雄を和せしめ、西鄕をして再び廟堂に立たしむるは、國家のために、萬人の希望する所なれど、此間に立つて調和し得べきもの君を措いて他にその人なし、速に歸朝して調停の勞を取るべし」と。そこで大山歸朝の事になつて、十月三日に東京につき、間もなく鹿兒島に歸り、一ヶ月位滯在したやうであるが、その目的は達せなかつた。

三六〇　篠原冬一郎への書

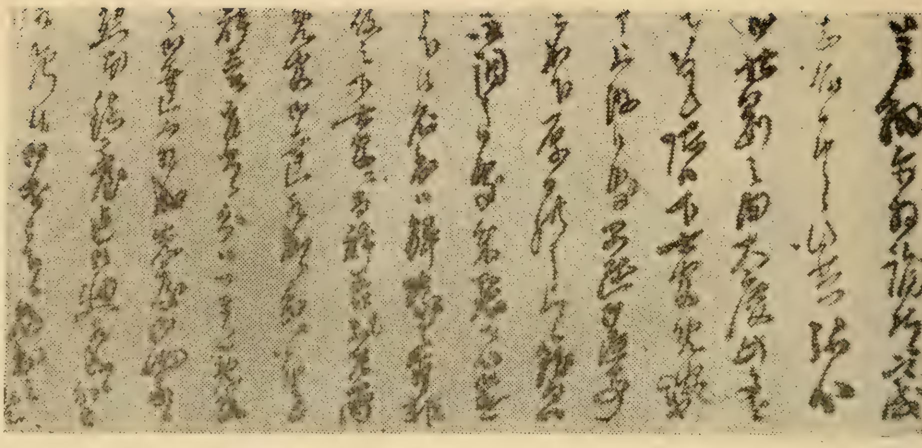
明治八年正月六日

兩三日は不能拜眉候得共、彌以御壯榮奉恐賀候。陳ば下士官免官の一條竹下氏登京の節、尙又申遣候處返答相達申候。就ては不頓着の縣廳故、達書夫形相置候事共にては有之間敷哉、御糺見被下度、若不相見候はゞ、名書の內免官無之分は――此通御引置被下度、早速返事可申遣候。小弟にも野屋敷え參り居候付明晚歸家可致候。其內御調被下度奉希候。頓首。

正月六日　　西鄕吉之助

篠原冬一郎様

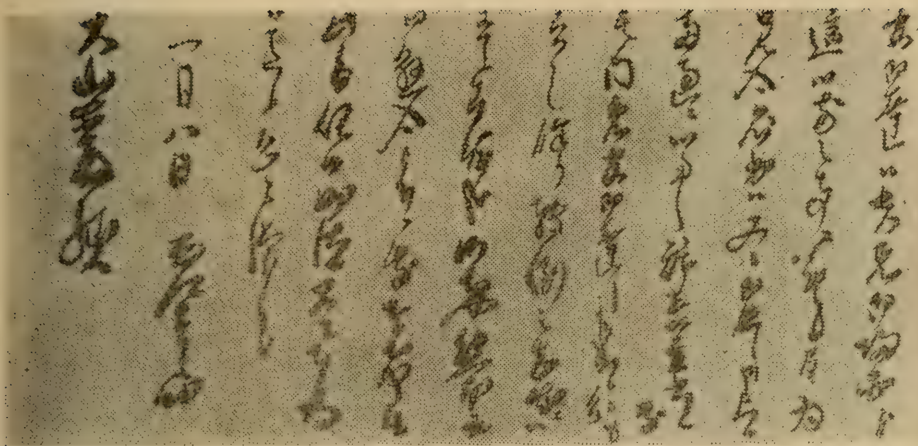
【解說】此書は鹿兒島の郊外、西鄕家の耕作地であつた西別府の別墅より鹿兒島へ送つたのである。前揭七年十二月十一日附大山への書の返事が達したので其旨を報じ、下士官免官の一條は陸軍省から熊本鎭臺を經て、縣廳へ通知があつたものらしい。無頓着の縣廳故そのまゝにしておいたものではなからうか、一應取糺してもらひたい。若も來てゐたら斯樣にしてくれよと依賴したのである。



三六一　大山巖への書

明治八年一月八日

芳翰忝拜誦仕候。寒威甚敷御座候得共、彌以御壯剛の由大慶此事に奉ㇾ存候。陳ば下士官免官の義申上越候處、早速御返事被二成下一、厚御禮申上候。就ては取調申候處朱點を以御遣被ㇾ下候名書は、解隊の節非役の下士官にて、辭表も不二差出一內、免官御達相成候分に御座候。辭表差出候分は、いまだ免官の御達不二相成一、先度御咄



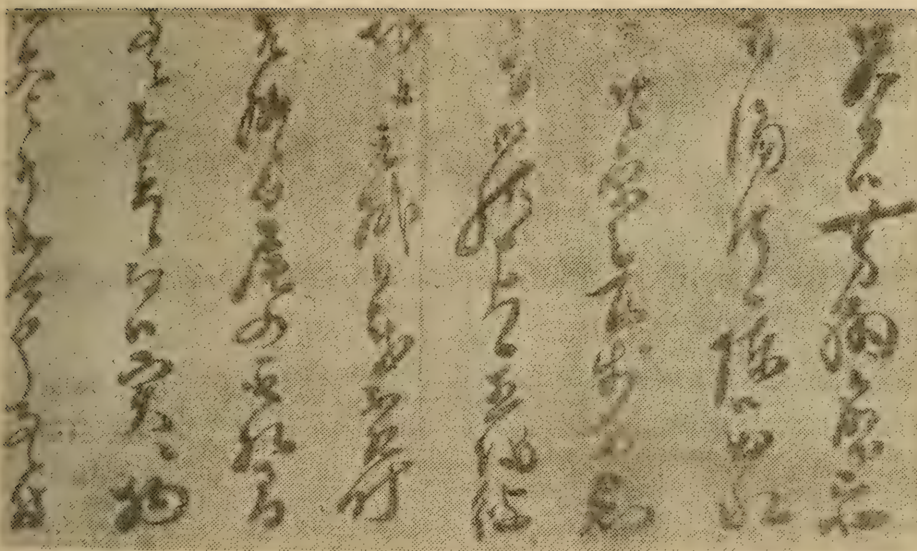
承候熊本鎭臺迄御廻相成候分と相考候。御遣被レ下候名書の兇官御達は、貴兄御歸國より遙以前の事に御座候間、爲二覽合一名書は又々御遣し申上候兩通にいたし、辭表差出候處其內兇官御達し相成候分も有レ之、餘り轉倒の甚敷には有レ之間敷哉、何卒熊本え御懸合被レ下候處奉レ希候。此旨任二御沙汰一早々奉レ得二御意一候。恐々謹言。

一月八日　西鄕吉之助

大山巖樣

（城野徹雄氏所藏）

【解說】前書の篠原へ依賴の結果は縣廳へは通知が達してゐなかつたものと見える。因て更に此書を大山へ贈つて、徹底的の取調方を依頼したのである。書中「朱點を以御遣被_レ下候云々」は朱點を以て御知らせの分は、當時非役で辭表も出さぬうちに免官になつた人々である。辭表を出して歸つたものへは未だ免官の御達がない、此前御話の熊本鎭臺へ御廻の分がそれかと思ふ。といふのである。

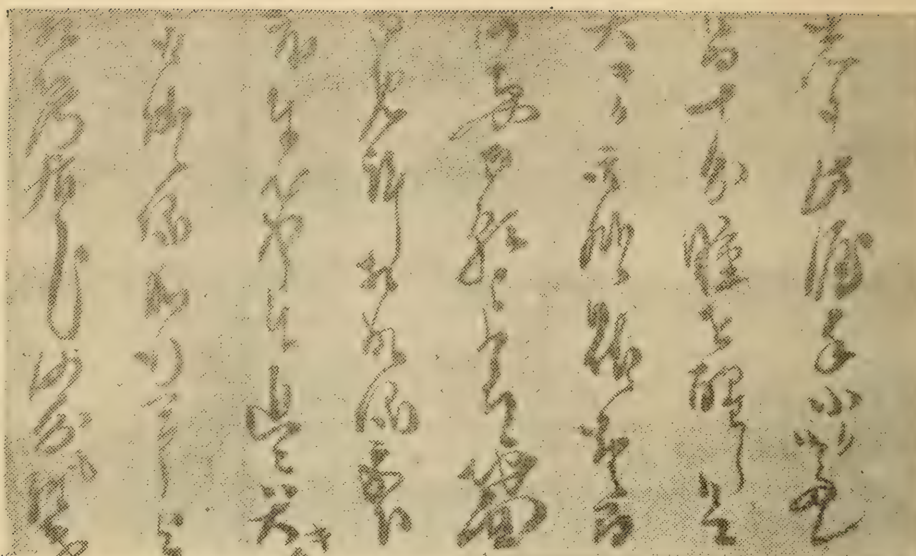


三六二　大山綱良への書

明治八年一月十七日

先日は芳翰被成下辱く拜誦仕候。陳ば出水(1)大野原の反別爲御知被下御禮申上候。　直樣彼地え取掛候義不相叶、取掛候て尾(2)の取れざる事に成立候ては實に物笑と相成可申事に付、先づ此涯手小くいたし候て、十分瞳を醒し候て大きく取掛候賦に御座候間、何卒御願申上置候地面御

(1) 出水は鹿兒島を距ること二十四五里，薩摩の西北の一角にあたる　(2)「尾の取れざる」とは薩摩の方言にて「結末がつかぬ」とか「不成功」とかいふ意

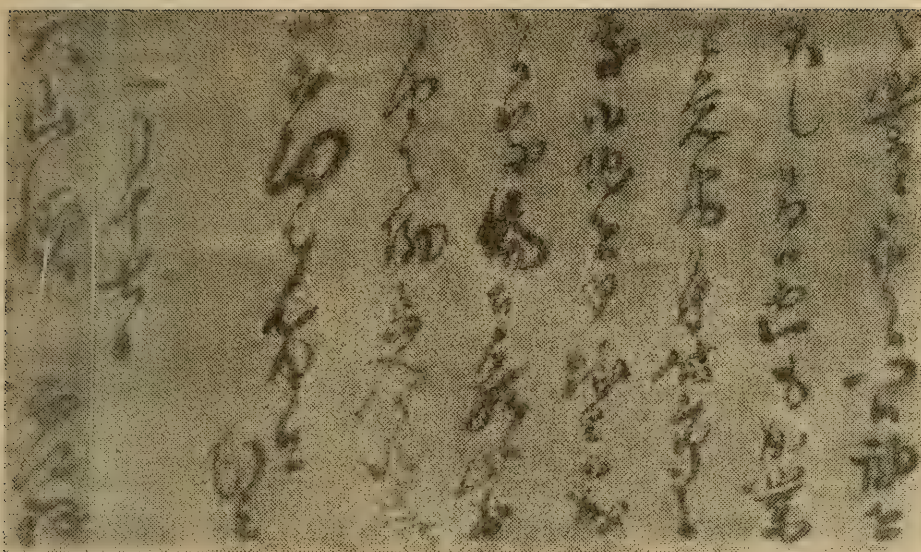


免許相成候樣被成下度奉希候。追々は大きく取掛候樣成行可申こ相考居申候。何分にも難儀の業に御座候間、初を失し候ては迚も成業無覺束に付、此節の處小地を御賦與被成下候處偏に奉願候。此旨自由の働恐入候得共、以書面奉希候。頓首。

一月十七日　　西郷拜

大山様

（宮川五郎三郎氏所藏）



【解說】此書は明治八年一月隆盛が大山縣令へ宛て、私學校のために開墾地の拂下方について交渉したものである。

出水郡の大野原の反別を御知らせに預つて御禮を申す。只今直に彼地に着手することは出來ない。着手して不成功に終るやうでは天下の物笑ひとなるであらうから、先づ此際は小規模でやつて、十分見込のついた上に大きく取掛る積である。依て先日御願しておいた地面を許可していたゞきたい。追々は大きくやるつもりであるけれ共、何分困難な事業で、最初失敗しては駄目であるから、此節は小地を與へていたゞきたいとある。多分此小地といふのは、吉野開墾地の事を指したのであらう。

此書で見ると、隆盛は私學校の人々を無爲徒食に陥らしめぬ様に、一方に骨を折りながら一方に生產

墾地に家を買入れる事、五人分の伐林用の道具を注文したことが見えてゐる。

さて吉野開墾社は八年四月上旬に新建築が出來上つて、開墾の業に就いたといふことであるから、これはその附近に隆盛自身のために家を求めたのではないかと思ふ。吉野開墾社は、元陸軍教導團生徒であつたものゝ一團で、その人數百四五十名に及び、耕耘に從事しつゝ餘暇に學問をして、人間學を修めようと云ふ一種の實業學校であつた。その社內には隆盛の揮毫に係る「推二倒一世之智勇一開二拓萬古之心胸一」といふ陳龍川の語を書した幅を揭げてあつた。平野正介、兒玉實直、永山盛武等之を監督し、隆盛も亦屢々行つて共志を勵まし、幾日も滯在して自らも農業に從事したといふことである。

追啓にあるコツフスは英國人で賞典學校の教師であつた。尙々書の大山方へ御催促とあるのは、本文に吉野の家は縣廳で値段の見積がすんだら買入れるとある。二三日すぎたらその催促をせよといふのであらう。

三六五　山内甚五郎への書

明治八年七月十九日

追日暑氣相迫候得共、彌以御壯剛の筈と珍重ニ奉㆑存候。陳ば先度は乍㆑每モ御丁寧被㆓成下㆒千萬難㆑有御厚禮申上候。扨重疊自由の御願申上兼候得共、大根種子御世話被㆓成下㆒候儀、相叶申間敷哉、昨年は當所におひて相求候處全ク國分大根にては無㆑之、種類相違ひ、十分手入いたし候詮も無㆓御座㆒候次第にて、もふは出處不慥にては不㆓相濟㆒事と決定いたし候仕合に御座候間、何卒御世話被㆓成下㆒度、奉㆑希候。此旨自由の働に御座候得共、以㆓書面㆒御願申上候。尙拜眉御禮可㆓申上㆒候。頓首。

三六四　篠原冬一郎への書

明治八年六月十九日

尙々三日も相過候はゞ、大山[1]方へ御催促被成下度御賴申上候。今日は有川十右衞門より無據被相誘、櫻島へ參候付、四五日は相掛可申と奉存候間、何卒御賴申上候。　每度不埒千萬御座候得共、宜敷奉希候。　吉野の家買入の義は縣廳よりの賦方相濟候はゞ、彌買受候義決定いたし候間、何分早目に相知候樣究可申遣置候付、相分候はゞ直樣御引取被成下、買入等の手數宜敷御賴申上候。米買入の義は罷歸候上、取計可申候付、左樣御含可被成下候。　扨大[2]なた五本、大よき[3]五本、中[4]よき五本、まかり五本、是又注文いたし

(1)　大山綱良（縣令）
(2)　大鉈　(3)　大斧　(4)　中斧

置候間、左樣思召可レ被レ下候。此旨乍二略義一以二書中一御願申上候。頓首。

六月十九日

追啓上今夕はコツフスより參候樣申來居候處、失敬相働き候付、宜敷御取成し置被レ下度、是又奉レ希候。

西鄕吉之助

篠原冬一郎樣

要詞

【解說】これは鹿兒島にての手紙である。內容は、(一)四五日櫻島に行つて來るから、私學校の方はよろしく賴むとの事、(二)吉野に家買入方についての依賴、(三)米買入方は自分が歸つてからにする、(四)鉈、斧、等の類を注文しておいたといふ事である。即ち吉野開

成りきり、一向勉強いたし居候。初の程は餘程難儀に御座候へ共、只今は一日二つか位は安樂に鋤調申候。もふ今はきらすの汁に芋飯食馴候處、難澁にも無之、落着はどの樣にも出來安きものに御座候。御一笑可被下候。此旨任幸便用事のみ如此御座候。頓首。

四月五日　　　　西郷吉之助

大山彌助樣

追啓上、御賢兄(2)樣にも御女子出生の處、御珍敷由、上巳の節句には御祝の賦(つもり)に御座候。鹿兒島はいまだ舊曆にて、近々中に御座候故、是非相樂居申候。御一笑。

(2) 大山成美（彥八）を指す，成美は明治九年二月末病死した

【解說】明治八年(一八七五年)普佛兩國の關係危機に瀕し、再び開戰せんとする報道に接した。陸軍少將大山巖(通稱彌助)觀戰の途に就かんとし、隆盛に同伴を勸め、且隆盛の注文品を送附したとき、隆盛が之に答へたのが此書である。巖の觀戰云々は隆盛を鹿兒島より引出す策の一であつたものゝやうである。「二つか」とは方言であつて一畝に當る。「御賢兄樣」とは大山成美を指すのである。隆盛が當時半農半隱、悠々として雪花菜の汁に芋飯の生活を樂んでゐた狀態を想見することが出來る。

をすゝめ、同時に又着實剛健の風をすゝめて行から、漸次に試練して、大農場、大植民地を起さうといふ考であつたらしい。後吉野開墾社の成るに及び、その指導に十分の力を用ひたのを見ても、その意のある所が察せられる。併しいまだ第二段の大規模の農場が出來ない前に、十年の事があつたのは遺憾である。

此機會に一寸附言しておくが、出水郡の荒撫地は當時隨分荒漠たるものであつたといふことである。當時隆盛は大山縣令と共に、その土地を實地見分に出掛けたが、大山が隆盛の要求する地積はどの位であらうかと尋ねた時、隆盛は顎を以て、「あそこからあそこまで」と圖を描いたと云ふ話も殘つてゐる。實地見分は事實であらうが、「あそこからあそこまで」といふやうな話は首肯されぬ。隆盛はそんなぼんやりした事を云ふ人ではなかつた。

三六三　大山彌助への書

明治八年四月五日

郵便船近頃着相成候處、御注文致し候品々、相屆御禮申上候。然る處犬の首(1)だま見本御遣し被ㇾ下、却て舶來よりは宜敷御座候へ共、緒を今三寸許も長く致し候て、四つ五つ御下し被ㇾ下度奉ㇾ合掌ㇾ候。今一つは、少し幅も大きく致し候て、長さも五寸許御のばし被ㇾ下度御願申上候。扨、佛寺の間、官隔を生じ候趣、就ては一發の傳信次第にて、直樣御出掛けの由、嘸御樂みと奉ㇾ存候。小弟にも御供可ㇾ致旨承知仕候へ共、當年は大作に仕掛、迚ても難ㇾ相逃ㇾ御座候間、御斷申上候に付、左樣御含み可ㇾ被ㇾ下候。當今は全く農人と

(1)「首だま」は「首輪」のこと

に死を決して出願した遣韓使節は、此時黑田清隆によりて遂行された。實は木戸孝允之を熱望して自ら遣韓使節たらんことを出願したのであつたが、病氣の爲めに行かれず、黑田と井上とが此の大任を引受くることになつたのである。私學校徒はこれを聞いて果して如何の感を抱いたであらうか。

三六七　大山綱良への書

明治八年十一月二十九日

先朝は遠方迄御來臨被成下厚御禮申上候。御沙汰の趣は校中え得と吟味いたし吳候樣申置候間、自然落著の上、何分申上候樣可致候。將又粗御咄申上置候加治木方限區長の處え別府晋介、帖佐方限えは逸見十郎太、御居被下候へば、御心易談合いたし、十分取はまり可申旨、當人共も申事に御座候間、何卒右の御運被成下度奉願候。左候へば、私共も何か氣を付、人心能維持いたし候樣世話いたし可申候。第一兵事の人も、事務に携り候へば、大に練磨の道にも相成、多幸の譯に御座候。御案内通り兵事におひ

【解說】此書は隆盛が明治八年十月、朝鮮江華島に於て我が雲揚艦が、江華島砲臺に應砲して戰端を開いたとの通知に接し、感想を記して篠原に贈つたものである。朝鮮一件は二ケ年前隆盛が心血を注いであの論爭をも爲した事であるから、特に感じが强かつたものと見え、此書に見えるが如き議論を發した。隆盛の意は終始一貫、往年の主張と少しも變らぬ。即ち隆盛は我軍艦の江華島砲擊は道理を蔑みし、公道に反したものであるとて之を非難してゐる。

「一向彼を蔑視し發砲いたし候故及應砲候と申すものにては、是迄の交誼上實に天理に於て可耻の所爲に御座候」とある。「此戰端を開き候儀は大に疑惑を生じ申候」以下は、隆盛が前年の大論爭を顧みての疑惑を述べたのである。即ち是迄の談判が未だ明瞭にかたがついてゐないから、大臣の內より使節を遣はして理を盡して談判し、應ぜない時は止むを得ず戰爭となるのが、當前（即ち前年隆盛の遣韓使節を願出た趣旨である）併そうしては現內閣の人々が當年の主張に對して出來ない事である。それ故、是迄の韓國の無禮とか何とか云ふことは放つておいて、他の事端から戰爭を起すと云ふ策か、或は大臣派遣は內國の物議を恐れて斯樣な事に及んだのか、何れにしても弱を凌り强を恐るゝと云ふ心底から起つたものゝやうである。或は、樺太の所置について世論が八ケましいの

で、人心轉換のために起したものか、或は政府も瓦解の勢になつてきて苦しまぎれに起したものか、何れにしても術策から起つたもののやうに思はれる。今後內閣の行動に注意を要する。今二三度の報告に接したら眞相が分らうとある。推定の議論ではあるが、當時の事實に照合して見ると、的を外れて居ない。

さて、江華島事件とは如何なる事であつたかといふに、明治八年九月、我が軍艦雲揚は韓國西海岸から淸國牛莊に至るまでの海路を測量すべき任務を帶び、二十日午後一時半艦長井上少佐、士官以下數名を率ゐて端艇に乘じ、測量に從ひつゝ同四時半江華島の南東端なる草芝砲臺附近を通過せんとした時、突如砲臺から砲擊を加へた。そこで一旦歸艦の上翌二十一日準備を整へて前進し、草芝砲臺を砲擊して相互の間に砲火を交ゆること約二時間終に砲臺を沈默せしめ、二十三日には永宗城を砲擊し、二十八日長崎に歸着した。これが有名なる江華島事件である。而して其後右の一件は如何になつたかといふに尋で十二月九日政府は陸軍中將兼參議黑田淸隆を特使、元老院議官井上馨を副使として韓國に派遣することゝし、九年一月六日兩全權は日進以下五艘を率ゐ玄武丸に搭じて品川灣を發し、十五日釜山着、適法の手續に依り談判を進め、二月二十七日兩全權と韓國全權申櫶、副全權尹滋承との間に條約を結び、二十八日歸朝の途についたのであつた。隆盛が前

理に於て可レ趾の所爲に御座候。　箇樣の場合に臨み、開口肝要の譯にて、若哉難すべき處出來いたし候得へば必ズ可レ救の道を各國に於て生じ可レ申、其期に至り候へば、天下の惡む處に御座候。

一此戰端を開き候儀は大きに疑惑を生じ申候。　是迄の談判明瞭不レ致候處、此度條理を積み、既に結局の場合に押來り、彼の底意も判然いたし候へば、此上は大臣の内より派出いたし、道理を盡し、戰を決し候はゞ、理に戰ふものにして、弱を凌ぐの謗も無レ之、且隣國よりも應援すべき道相絕可レ申、乍レ然此手順を經候ては全く跡戾の形現然相顯、要路の人々天下に其罪を可レ謝事に成立、勢如何共不レ可レ爲を恐れ、姦計を以是迄の行掛は水泡に歸し、別に戰端を振替候ものか又は大臣を派遣致候儀を恐れ、如レ

此次第に及候か何分にも道を盡さず、只弱を慢り、强を恐れ候心底より起り候ものと被察申候。　樺太一條より、魯國の歡心を得て、樺太の紛議拒まんが爲に事を起し候も不相知或は政府既に瓦解の勢ひにて、如何共可爲術計盡果、早く此戰場を開き、內の憤怒を迷し候ものか、いづれ術策上より起候ものと相考申候、此末東京の擧動如何を可見處に御座候。　二三度の報告を得候はゞ、曲相分可申と奉存候。　此旨愚考の形行迄申上候。　頓首。

十月八日　　西鄕吉之助

篠原冬一郎樣

七月十九日

西郷吉之助

山内甚五郎様

（山内甚之進氏所藏）

【解說】隆盛がその親交ありし國分の山内甚五郎に宛てゝ、大根種子の世話を依賴した書翰である。

三六六　篠原冬一郎への書

明治八年十月八日

朝鮮の儀は數百年來交際の國にて、御一新已來其間に葛藤を生じ、既五六ケ年及談判、今日其結局に立到候處、全交際無之、人事難盡國と同樣の戰端を開候儀誠遺憾千萬に御座候。　譬此戰爭を開にもせよ、最初測量の儀を相斷、彼方承諾の上發砲に及候へば、我國へ敵する者と見做し可申候得共、左も無之候て發砲に及候共、一往は談判致し、何等の趣意にて如此時機に至候か是非可相糺事に御座候。　一向彼を蔑視し、發砲いたし候故、及應砲候と申すものにては、是迄の交誼上、實に天

て、(1)茶家をかぶり候連中に御座候故、一層研究の心得御座候間、厚く心を用可申上と存候。　只潤計の爲に祿を求め候者とは大に趣向も相變り候に付、宜敷御汲取可被下候。　其節承知いたし候三ケ所の義、打合候處、加世田方限には小倉壯九郎、伊作方限には河野主一郎、隈之城には廣瀬喜左衞門を御繰合被下候へば、十分立直し方向も相定可申と奉存、其外難場の處御座候はゞ、爲御知被下候はゞ人數は澤山御座候に付、御調可申上候。　此旨荒々奉得御意候。　頓首。

十一月廿九日　　西郷拜

大山様

拜呈

(1)　茶家（チョカ）とは薩摩の方言にて土瓶のこと，チョカをかぶるとは何か失策があつて社交を絶たれた場合にいふ薩摩の故事，此處は兵事に失敗した連中即ち近衞武官の職を剝がれた連中といふ意味

【解說】私學校の人材を選拔して鹿兒島縣内各地方の區長や警官などに採用するといふ相談が隆盛と大山縣令との間に成立して、大山はその人選を隆盛に託した。前後の事情を案ずるに、これは地租改正に付、檢地の事が始まり各地に物議が生じたので、その押へのためにも、又、檢地の公平を期するためにも區長に然るべき人物を要したからである。「潤計のために祿を求め候ものとは大に趣向も相變り候」とあるを見ても其邊の消息が察せられる。此書は即ち各鄕區長につき、その最初の人選を報じたのである。併し、此後、任地もふえたので、實際任命の際には此書中の人々の任地も多少變更されてゐる。

三六八　篠原冬一郎への書

明治八年十二月十二日

御安康奉恐賀候。　陳ば日當山温泉中、吉野開拓方にて、栗種子植付いたし度との事に御座候。　鯨建不相用候ては不相濟事故、書狀相添へ緒方え頼遣置候處、代料いまだ首尾不致候間、別紙の通中出候に付、何卒拂方の儀、都合被成下度、御頼申上候。　此旨乍略儀以書中奉希候。　頓首。

十二月十二日　　　　西郷吉之助

篠原冬一郎様

【解說】此書の意味は、日當山溫泉入浴中に、吉野開拓社で菜種子を植付たいといふ事を言うてよこした。それには鯨建が入用であるから、書面をつけて緒方へ賴んでやつておいた。未だ代金を支拂はなかつたので、別紙の通請求があつた、どうか支拂の都合をして下さいといふのである。鯨建とは鯨の骨粉を云ふ。薩藩では菜種子の肥料として從來用ひて來たものである。年は大抵八年と思ふが九年かも知れぬ。

三六九　伊藤孝繼への書

明治八年十二月二十九日

林　月

水　蓮

都　山

敦　本

原　泉

白　露

右の通見立申候間早々入御覽候。頓首。

十二月廿九日　　西　郷　拜

伊藤様

拜復

【解説】此の書は明治八年十二月舊莊內藩士伊藤孝繼が舊大夫酒井了恒(通稱玄蕃)の意に從ひ、伴兼之、榊原政治の二人を伴ひて私學校入學のため來麑した時、松岡開墾地產出の製茶を隆盛に贈り、茶銘を請ふたところ、隆盛大に之を喜び、伊藤に與へた答書である。

三七〇　相良長綱への書

明治九年二月

過日來度々御足勞何卒御海恕可被成下候。今朝相認汗顏の仕合御座候得共、備高覽候間御受留被下度候也。

二月　　　　西　郷　拜

相　良　様

【解說】 相良長綱は舊名長良、五左衛門と稱し薩摩の藩士である。十年の役熊本攻圍軍に參加した。本書は明治九年二月上京に決し、隆盛に暇乞のため訪問して種々談話の後歸宅したが、翌朝隆盛使を以て「世俗相反處　英雄却好親　逢難敢勿退　見利全勿循

齊レ過沾ニ是ヲ己ニ 同レ功賣ニ是ヲ人ニ 平生偏勉力 終始可レ行レ身」「一貫唯々諸 從來鉄石肝
貧居生ニ傑士一 勳業顯ニ多難一 耐レ雪梅花麗シク 經レ霜楓葉丹シ 如(もし)能識ニ天意一 豈敢自謀レ安」

の二詩に添へて贈つたものである。

三七一 内田政風への書

明治九年三月四日

此節遠路無御厭御歸縣相成不捨置御相談被下候儀千萬難有奉存候。就ては東京表の事情逐一御取調相成、挽回の大業に就ては着手の順序等迄丁寧反復御教示に預り得と勘考仕候處、明(1)公大臣の職に被爲在、十分御盡力有之候ても其實効不相立、況哉不肖短才の者におひて不相適儀は明瞭たる譯に御座候。 此明瞭たるものを以て其手順を追ひ、再び彈劾致候ても不可動義、亦明々白々たる事に御座候。 畢竟私共素志におひては、唯國難に斃るのみの覺悟に御座候へば、別に思慮無之、勿論退去の節今日の

（1） 左大臣島津久光

弊害を釀來可ㇾ申は見居候事にて、今更可ㇾ驚可ㇾ歎次第に無ㇾ之候得共、其邊は厚く御汲取可ㇾ被ㇾ下候。此旨御返答の大略如ㇾ此御座候。

已上。

三月四日　　西鄕吉之助

內田政風殿

【解說】內田政風は薩藩の士である。明治政府に仕へて石川縣令となり、八年三月辭して島津家々職となつた。本書は政風が、征韓論分裂後、天下の重に任ぜざるべからざる舊薩藩の士が動もすれば相一致せず、政府部內の物情亦紛々たるを憂慮の餘り、九年二月鹿兒島に歸つて隆盛の再起を促がしたに對し、隆盛の與へた答書である。

「明公大臣の職に被ㇾ爲ㇾ在十分御盡力有ㇾ之候ても其實効不二相立一云々」とは「明公ですら御意のまゝにならぬものを、況んや不肖なる私に適する譯はありませぬ、私は唯國難に日

に斃るゝといふ覺悟あるばかりで、他には何も考へはありませぬ。」といふ端然容を改めての挨拶である。打解けた樣は更にない。さて、島津久光は七年四月左大臣に任ぜられ、征韓論分裂後の政府の間に在つて、國風を振起せんが爲め種々建言したり、努力したりしたが政府部内に容れられず、遂に八年十月桂冠したのであつた。

政風の手記に曰く「二月二十八日西郷氏歸宅の通知に接し差越候處從弟大山彥八殿病死、彼方に被ㇾ參不在に就き、見込書二通に尙副書を以て、來る三月一日午前九時迄に參上可ㇾ致に付其内御一覽給度旨申入歸宅致候事。同三月一日午前九時西郷氏を訪問、對談、公四年前御下向御懇諭の通り今に不㆓相變㆒候得ば、此後は止を得ず、隆盛日本人たるの道を踏み、斃て止むの外他意なき旨を主張せり。餘人なれば更に論ずる餘地あるも、此人自己の權を立拔くの天質は政風看破せるが故に敢て論ぜず、乍ㇾ去國家の一大事件と認むるを以て口答にては後日誤解あつては遺憾に存候條、書面を以御高見承知致度申述ヘ罷歸候事。同三日（編者曰く四日の誤なるべし）午後四時西郷氏草屋に來訪、左の答書持參被ㇾ致候」云々。とて右の書面を揭出してある。即ち隆盛が政風の家に持參した答書といふのが之である。尙政風の見込書二通といふのは長文ではあるけれ共、參考のため次に揭げる。之を讀めば、當時久光の周圍に於ける人々の時局觀が窺はれる。又彼等が隆盛に對する

往年の悪感を去つて、却つて隆盛をして久光を補佐せしめ、其力を籍りて現政府を抑へ付け、國政を振起させようといふ考になつてゐたことが分る。然るに内田に對して隆盛は決して打解けた應接をしなかつた。内田は隆盛の此態度を見て、苟も舊主を補佐せよと云ふ勸告を容れぬとはけしからぬ、義を知らぬ者である。且隆盛といふ男も案外狹量な人物だと思つたと、其日記に見えてゐる。併ながら、是迄の行掛(既述)を以て見れば、應じられないのが寧ろ正當である。又假令久光の感情が解けて、隆盛に依頼すると云ふことがあつても（内田の勸説はそれに近い）なほ隆盛は應じられない事情がある。元來隆盛の野に下つたのは、岩倉、大久保等現政府の首腦と議が合はなかつた爲である。萬一此等の主腦より往年の罪を謝して再び政府に出てくれといふことがあつたら、隆盛も或は出盧したであらうが、それがなくては如何に舊主の命なればとて、出る隆盛ではない。現に三條太政大臣の切なる勸告をも聞入れなかつた。況んや政見の根本に於て異なつた久光と握手して、現政府を覆へすといふ事は、隆盛の人格上到底出來ない相談である。若、内田の勸説に從つたら、それこそ隆盛の本領を沒却するものである。今日の賣節政治家と選ぶところはないのである。夫れ故若し内田等をして國家の爲に眞に隆盛を廟堂に立たしむるといふ誠意と明智とがあつたら、先づ大久保を說きつけねばならなかつたので

ある。萬一大久保がその氣になつたら、隆盛を引出す方法はあつたらうと思ふ。然るに内田の方ではそれは出來ない、何となれば當時彼の敵は大久保、大隈其他の内閣諸公であつたからである。卻つて隆盛の力にてそれを挫かうとする考があつたのである。それでは隆盛は應ぜられない。況んや内田の方より隆盛に對して書面の解答を求めるなど水臭い態度で隆盛の眞意を聞かうといふのは少しく無理である。思ふに内田と雖も當年の才物ではあつたらうが西郷、大久保に對しては矢張段違である。

備考

内田政風よりの書

明治九年二月二十六日

政風今般歸縣の主旨、當今宇内の形勢に鑑み、我が皇國の現況及び政體を觀察するに、土崩瓦解の姿を顯し、慨嘆大息の至に不堪、殊更久光公御諮詢御仰を蒙り、次で左大臣御拜命御盡力被爲在と雖も事容られず、斷然思召切りに相成、無御據斷乎たる御建言に相成るも二三の大臣之を否認し、恐多くも御壯年に被爲渉、天皇陛下を奉眩惑御採用不被爲在より御辭職の處、今日の形勢外交は無方針一として根軸なく都て枝葉に渉り、姑息

を以て間に合の政策を施し、加之朝鮮事件既に使節派遣相成も往復電報大秘密にして事不洩、琉球處分に至りては最も至難固より我が政府の處置兒戲に等しく、宇內各國の指笑を招く鏡に懸て視る如し。國家經營に至りては未熟の地租改正を施行し、而入費の夥多なるに窮し、民力に不堪、下情は上に不通、雜稅は日に增加し、三都は勿論、五十八縣の民は殆ど產を破り、廉恥は日に月に癈し、方向に迷ひ、上に信義なく、自然と舊政府を慕ふ情あり。加ふるに內外國債國力に超過し、漸く不交換紙幣を以て今日を凌ぐと雖も、固より準備金なきに依り、一朝外國と間を生ぜば忽ち救ふ可らざるに至るや贅言の要なし。現在現貨購賣せむと欲せば百圓に對し參圓或は參圓五拾錢の差額ある趣なり。去る明治二年大政官紙幣百圓に對し貳拾八圓迄に通融せし實例あり」其當時は三井小野組に說諭し其驥尾に從ふ大阪の富商等大奮發協力の故を以て僥倖に復活せり。其後僅か八ヶ年にして三都の殷富片端より破產し、今や此難局を挽回する容易にあらす、今日の危き數萬斤の火藥に火を放さむとするが如しと雖も、一人是を憂慮するものなく、每度の土木を興し、就中其局に當る大藏省は紙幣寮を神田橋內元賜蕃邸より常盤橋越前舊邸迄取圍三洋室の壯大なるを建築し、其美巍々として高樓雲を凌ぐ。而して門前に紙幣寮と筆太の大標札を揭け、通行每に之を視るは胸裏を苦む。政風之を呼で

亡國寮と改め度思を爲すも訴ふる道なきを遺憾とす。元來紙幣なるものは時勢に鑑み、準備金を藏し、一時的の要にして萬古不易のものにあらず、然るに大に之を施すとは此一事を以て餘の計議推て知るべし。將た輸入の輸出に超過する殆ど壹千萬圓なりと曰ふ。是等の行懸上現貨來年九月迄に悉く海外に出切の算當なるは政府舊財務課の調査に明記せり。近頃朝野新聞外國報の欄に日本政府の征韓は三ケ月間の見込みなる由、和戰は彼にあり、豫定の期日を經過せば日本政府は如何に處するの意なるや云々。亦横濱在住英國某會社に日本政府金參百萬圓の貸借申込の處、相當擔保物なくては諾し難き旨を答へたりといふ。果して然らば日本政府の信用地に墜たる推て知るべし。然るに大隈重信の當一日の稅表を閱するに、當九月迄の出納金九百萬圓以上の差引剩餘を生ずとあるも、全く事實に反する作算なりと謂へり。實に言語道斷、夫れ貨幣は國家の髓腦其宜敷を得ざれば千仭の金城鐵壁帶甲百萬と雖も國家を支へ難きは三尺の童子と雖も知る處なり。矧や國力盡き內外債の巨萬あり、何を以て國家を維持するや、要するに事茲に到れば維新後大隈輩國力を計らず、農を以て國を立る基礎に留意せず、歐米が數百年努力の奮勵今日に至りし經歷を辨知せず、俄かに彼を羨み、上部のみ模擬し、文官の服地迄羅紗を以て調製し、其他不急家屋を洋風に變造し、悉く洋品を使

用するが故なり。是當局が洋酒に沈醉し、緩急彼が長を採るの計を知らざる結果なり。刻下の必要とは産業を興し、用を節し、國家を保護し、國威を海外に發揚し、外交を圓滿に平和を維持する陸海の軍備最も急務なり。且つ皇國は環海の國なり。製艦船の法及大小砲の製造、彈藥調合所、牧羊を奬勵し、軍人の被服類の用度に至る迄自國にて製し事あるの日に海外に仰がざるにあらざれば國家を維持することを得ず。最も條約改正目前に迫りつゝあり。之を圓滿に解決すると否とは兵の强弱に依る。然るに當局玆に留意せず、甚だ遺憾と謂ふべし。大藏省の重役四五年來曰く、國家經濟は出を計て入をなさゞれば進歩發達せずと。或は然らむも果して其言あれば國家を玩弄物視し亂臣賊子國民の迷惑沙汰の限なり。風俗は日に月に怠惰輕薄に流れ、文部省は德育に留意せず、學問は一身の資本とも謂ふべしと令せり。學問の地に墜ちたる推して知るべし。稅法は不集不飽、强國に對しては常に鼻息を窺ひ弱國に對しては威嚇し表に文明開化を唱ふるも其形のみを模擬し、其實不信不義、政令は仁信なく言路は開くの名義あるも其實なく、一日も甘食安眠するを得ず。倩ら案ずるに兎角閣下に愚意を吐露し、眞面目の談を交換し聊かも私意を挾まず、虛心を以て御高見を拜承致度存じ、東京表の現況別紙の通りに候。

久光公に思召奉㆑窺の處、至極御滿足政風歸縣は勸めも習も不㆑被㆑爲㆑遊、其所以、四ヶ年前肥前佐賀江藤暴發の際鹿兒島縣鎭撫を名とし御下向被㆑遊も其實は閣下を御誘引被㆑遊度旨御內々被㆓御立㆒の處、在廷各大臣大に喜悅、直に至尊の達㆓叡聞㆒御許容御下向閣下を御引見の處、閣下の答申至當と被㆓思召㆒候廉に有㆑之、無理に御勸め不㆑被㆑爲㆓出來㆒、其旨御報告の處、無㆑程更に御召に依り御上京在大臣に被㆑任、御高見被㆓仰立㆒も廟議一決せず、久敷御引籠御苦慮被㆑遊と雖も廟議兎角曖昧偏頗の取扱を御看破斷乎と御建言被㆑爲㆑在も御採用無㆑之、終に世を御倦み御辭任殆ど御見棄切りなるも御上を御尊崇被㆑遊候御厚志は一層深く奉㆓感戴㆒候。然れども政風赤心を吐露し閣下幸に上京とあれば公の思召如何と奈良原氏を以て再び奉㆑窺の處、萬一上京に到れば天下の僥倖逢はぬと謂ふことなしと御氣色至極御宜敷拜承せりと左も可㆑被㆑爲㆑在御請合と存候。

以上は閣下の狀況及公の思召大要を書綴り、尙政風卑見は機會を逸しては國力衰へ手を束ね遺憾不㆑尠を恐れ態々罷下候。尙御高說を拜承し安心致度存候事。

明治九年二月二十六日　　内田政風

西郷隆盛殿

閣下

同

同年同月同日

別紙に閣下の狀況且つ久光公思召の大要を相記し既往來事に涉り、我が皇國の上に關し、未然の事たりと雖も豫て警戒を要するが故に試に左に之を擧む。一說支那え朝鮮より飛檄を傳て應援を求むと。亦一說に魯は元來宇內を併呑せむの意はペートル帝の遺言にして國帝を始め、國民之を遵守し、近年漸次武威を東洋に逞ふし、朝鮮の北部と界を接し、一度議せば唯北山を飛越するのみ。加之魯は强國を賴み、常に權道を以て凌壓するを具とす。些々たる事より變を惹起せむも知るべからず、支那も琉球及び臺灣事件に國民憤慨し居るの風聞あり、朝鮮は彼が北京背首にして、世々彼が封爵を受る唇亡齒寒の要路、我が日章旗半島に飜らば、支那の現在老弱國なりと雖も、國論一定せば去る文祿の例に據て必ず援軍を出すや明かなり。西洋各國目下平穩無事の姿なりと雖も貿易上金貨の濫出輸出入の國損甚だ大なり。所謂不戰して屈するものゝ如し。殊に外交に賢き彼等は種々の手段を講じ、其影響旦夕に迫るの感を爲す。然るに我が薩十ケ年以前は天下の强國として勢力朝日の昇るが如く、天下靡然として武德を仰ぐの

處、維新後何となく些々たる感情上、意志疎通せず。疎情の姿に立到りしは實に皇國の一大不幸、小節に拘らず邦家の爲虚心を以て一和し、古の武名を墜さず、一朝事あるに際しては一縣を擧て天下に縱横し、同胞相救ふの信義を結束し、皇國の親軍とならまほしく存候。素より其器に乏しく思ふ半ばも爲す能はずと雖も、既往十四五年以前は幕府の暴政に憤慨し閣下始め天下を我が物とし、勤王を主唱し、終に大功を奏せらるゝの處、何等の行違にや人心沸騰し就中奥羽鎭定後、公の思召に不被爲叶事不尠、閣下も聊か心底に墜がたき事も有之哉に推察致され候。政風不肖と雖も此至難の秋に當り、徒らに傍觀坐視するに忍びず、天下の大を採り閣下に諮り、國家を挽回し、後世高鳥死して良弓藏む、敵國滅て謀臣亡ぶの憂慮なからしめ、倶に天下の事に身を致し、政府を一掃し、三千五百餘萬の生靈をして塗炭の苦みを免れしめ、聖明の御代に挽回するの器量あるは乍恐公をして之を輔佐し、天下を泰山の安きに措くは閣下あるのみ。是政風一人の議にあらず、天下の有志者悉く指す處なり。仰願くば虚心を以て公平至當の説と見做し、國家の爲盡力あらむことを希望す。公に於ては今日となり、天下の爲聊かも御底意被爲在事なし。政風御家令奈良原繁及海江田信義へ談ずるの處孰も異議なく公へ伺上るの處別紙の通りの御事に付、斷然下縣致たる次第なり。所謂父母の病を視て薬を下さ

るゝの理なきの謂にして臣子の分に於て人事を盡さゞれば直に憂國の至誠とは難言、身の不肖を顧みず公に赤心を上申する處、自然閣下上京するとあらば實に皇國の僥倖充分倶に御盡力可レ被レ爲レ在の御身据へ、御胸中に御溢れ候樣に恐察致され候。今日は君臣の名義なしと雖も精神に至りては舊藩代に變ることなきは人の眞情なり。

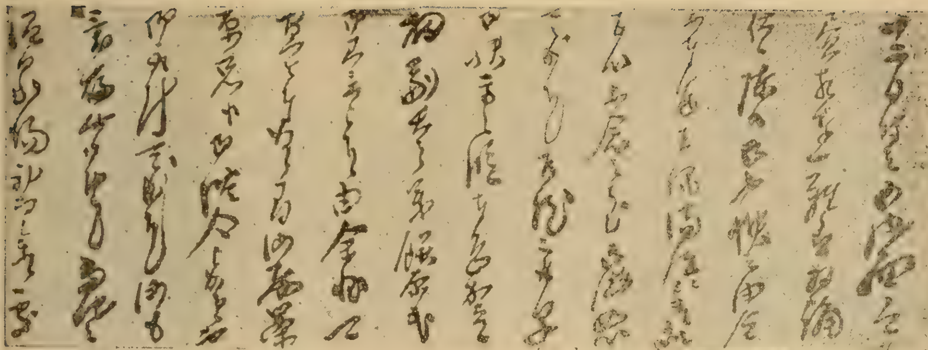
公も維新前天下の形勢を御洞察斷乎と御決心七百年來の邦家を御傾け數度御上京或は御東下、君臣一致し死力を王室に致し、水魚の如く、倶々天下の重位を御擔ひ、千辛萬苦御盡力の結果、終に幕府政權奉還と成り、天皇御親政、日月再び皇土を輝すに至りしは諸藩の協力ありと雖も、公の御決心と閣下始めの盡力あらざれば爭か功を奏することを得べけんや。剩へ奥羽の兩國に至つては頑愚にして天下の形勢に疎く、順逆の道を不二辨知一、一端錦旗に抗すと雖も官軍勇進凱旋の功を奏する、是薩なかりせば爰ぞ速かなるを得んや。政風其前後當年迄十七ケ年間鹿兒島に歸着せず、急御用を奉じ、三回往來せるも蘆屋に留ること僅に二三十日間に不レ過、鹿兒島の狀況殆ど周知せず、仄に傳聞する處あるも片言を以て之を信ずる不レ能、焦慮顰眉大息すと雖も微力の及ばざるを憂慮するのみ。然りと雖も今日皇國の興廢に關する際に當り、區々憂慮し傍觀するの遑なく、閣下へ據り、事を談じ、決意致度に由り既往を率附し、愚意を吐露し其宜きに從ひ、皇國挽

回の道を講ぜんと、斯く繰言を書散すものなり。閣下冀くは其旨を諒し虚心を以て其大を採り、足らざるを補ひ、天下の爲維新前に立歸り、尊王の大志を立て水魚の如く親み、公を助け王事に大奮發努力し、可否得失の貴論を拜承し安着致度、頓首再拜。

明治九年二月二十六日　　　　内田政風

西郷隆盛殿

閣下

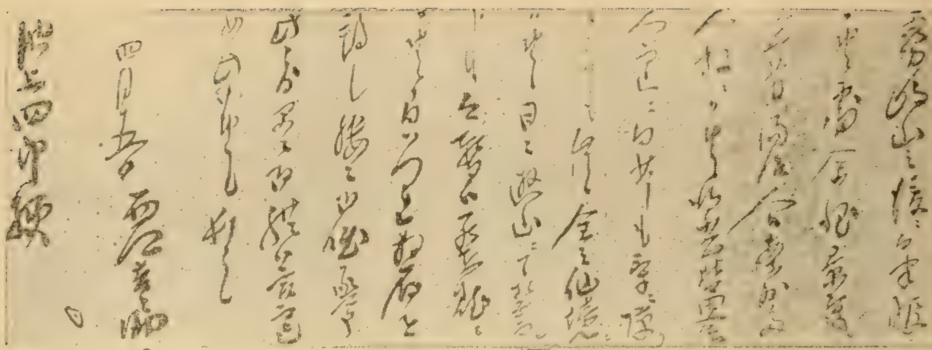


三七二　池上四郎への答書

明治九年四月十五日

十二日付の御紙面、今晝相達難有拜誦仕候。陳ば御不快の由、全不奉存、直樣湯治に參候處、甚以不念の至、御海恕可被成下候。乍然最早御快方の段奉慶賀候。　扨副長の義、餠原氏(1)御見立被下候由、餘程可宜と奉存候間、何卒篠原兄え御談合被成下候て、御取計可被下候。　何も意存無御座候。　當地の温泉場初て參候處、霧島山の後にて半腹に御座候處、餘程景氣も

(1)　餠原正之進



宜敷湯治人は案外多人數に御座候得共、皆田舍人のみにて少しも氣に障り候事も無ㇾ之、全く仙境に御座候。日々遊山にて相暮し申居候。今暫は罷在賦に御座候候間、いづれ拜眉を致し、縷々御咄承可ㇾ申、此段早々御禮答迄、如ㇾ此御座候。頓首。

四月十五日　西郷吉之助

池上四郎様

【解説】本書は隆盛が栗野岳の半腹にある溫泉に入浴中、池上四郎より書面を以て餅原正之進を何處かの副區長として推薦

したいと隆盛に相談して來たのに答へたのである。然るに餅原は共後廣瀨喜左衛門に代つて加世田區長になつてゐる。廣瀨辭職のために評議が變つたものであらう。

栗野岳は海拔二千五百尺霧島山脈の中である。その溫泉場は山腹で、眺望が佳いといふことである。

三七三　副島種臣への答書

明治九年九月二十八日

芳翰難有拜誦仕候。　彌以壯剛の段奉恐賀候。　陳ば支那行御催の趣、新聞に一見いたし、意外千萬の事に御座候處、何か御趣意被爲在候由、承知仕候得共、何分徹底いたし兼候。　劣弟儀は久々僻陬に閑居いたし候故、自然卑見に陷り、尙更高尙の處窺知る所にあらず候へば、自ら議論も可有之いはれ無之乍然此時勢に當り候ては、所見のある處を以、十分可相願は人民の義務に候へば、決して可否すべき道理も無之、仰て將來の成行を望居候計に御座候。　此旨御禮答迄如此に御座候。　細事は鈴木士より御聞取被

成下度候。尙御自愛偏奉祈候　恐々謹言。

九月二十八日　西鄕吉之助

副島種臣樣

閣下

【解說】此書は明治九年（?）九月に副島の來書に答へたのである。「乍併此時勢に當り云々」は民選議院設立に關する願書のことかも知れぬ。明治八年二月、大久保、木戶、板垣等大阪に會議を催ふし、意見の疏通をはかつた時、木戶、板垣の二人は入つて政府に立つことを諾した。依て岩倉、大久保等より副島へも再任を勸めたが、副島は固辭して應ぜず、九年淸國に遊び、天津に至り、李鴻章と會して大に意氣投合した。十年西南の亂起るや、副島時に上海に在つたが本國から頻りにその歸朝を促がして來た。然かし副島は深く隆盛の志を悲み、故らに難を避けて歸らなかつた。後隆盛の死するや、副島は左の弔歌五首を手向けて隆盛の靈を祀つた

○

汝がためにはしる涙は民のため　君の御ためを思ふすゑから

○

子供すら夜なかずありけり大君の　醜の御楯と汝がなりし時

○

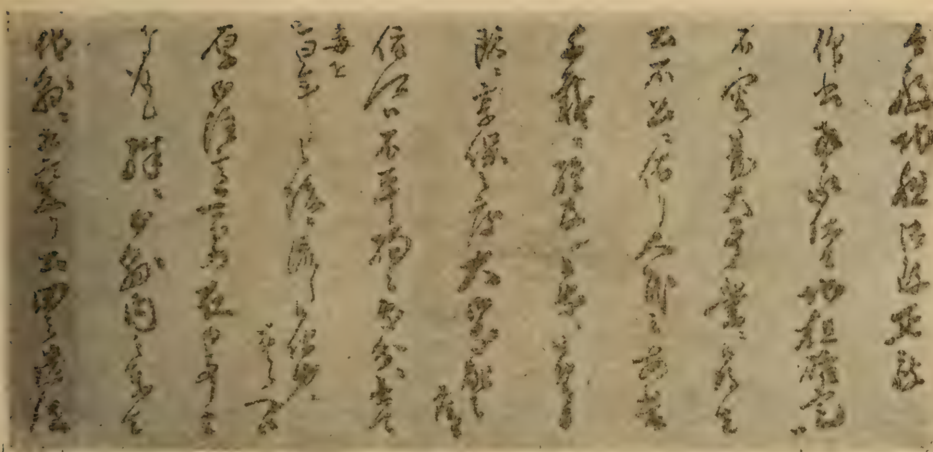
大君の右の腕ともたのまれし　事もにくけの種としなるを

○

罪あるかはた罪なきか罪あるも　汝が功はつきるべしやは

○

一杯の水もてまつる此心　汝は酌取て淡しとや見る

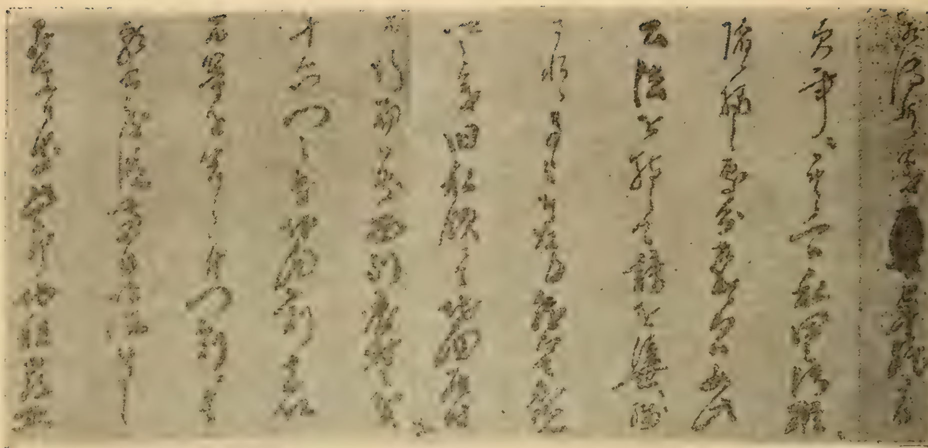


三七四　共有地割當に關する伺書（代作）

明治九年ならん

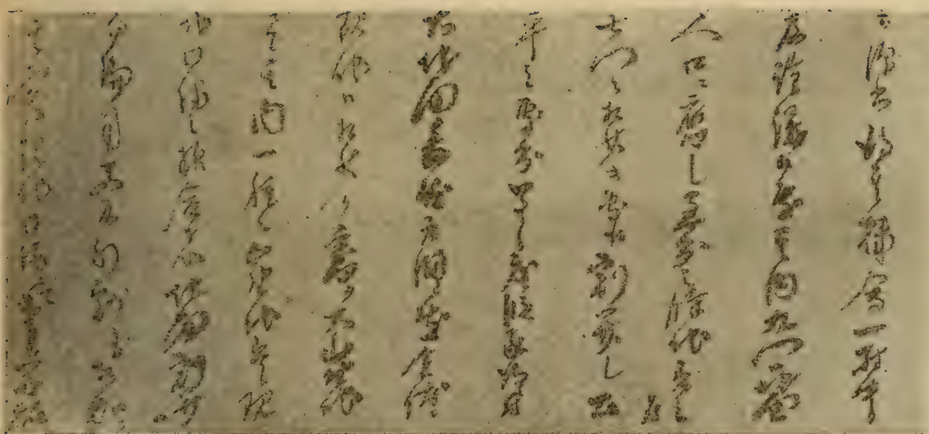
今般地租御改正被㆓仰出㆒拜承仕候。地租確定は不㆓容易㆒大事業に候得ば、公不公に依り、人民の安苦千載に推及し候處に御座候。既に亨保(1)の度、大御支配の節も、依㆑鄕は不平均の處分に出て、毒を百年の後に流し候次第に御座候へば、厚〃御注意可㆑被㆑爲㆑在御事と奉㆑存候。殊に御縣內の義

(1)　亨保ヶ間の地檢の節云々といふなり（第一卷二十四頁參照）

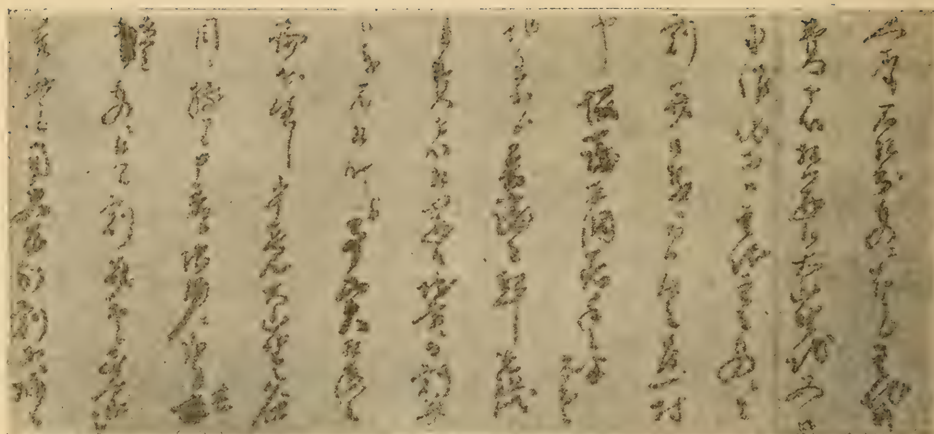


は、他縣に相變り、公田の遺法相傳候義、卓絶たる美事に御座候へば、私田の汚蹤に陷候樣の處分相成候ては、如レ此公法を持して、誇を後世に殘され候事と奉レ存候。

就ては知覽鄕の義、舊私領にて地面居付等不行屆ニ候處、西別府村の義十六門の處、地面割甚以テ不等を生じ候付、門割にても願出度段、兼日吟味いたし罷在候處、此節地租御改正被ニ仰出一得テ其機會ヲ一村中及ニ詮議一候處、其內九門は地面人口に應し、過分の餘地有レ之候付、七門の相少き處え割並

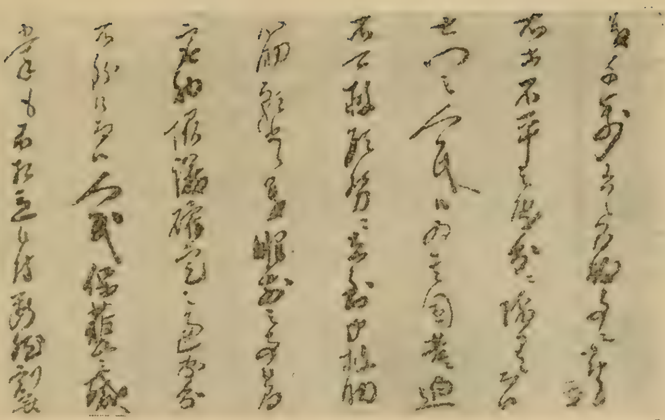


し、公平の處分いたし度段承得候付、右地面委敷取調候處、全體現地は相少く、悉く大山野地にて、其内一種の山野地有之、現地同樣の振合を以地面割並は勿論、用夫反別割にも相加り、其實現地同樣にて、開拓人等も不相分ものに御座候。　其他自費を以相開候大山野地又は永作地等は其地主のものにて割並候義にては無之候付、一村中協議相調着手の半、當分の地主等より異議を起し、先祖代自費を以相開候地方にて、割並候義不相叶旨、事實相



達の論を生じ、畢竟大山野の名目に據り申立候次第に御座候。　其邊のものに候はゞ、割並等の事可レ有レ之筈無レ之、用夫反別割等に掛候義千萬有レ之間敷事に御座候處、右等不平の處に陥り候ては、七門の人民は爲二其困苦に迫一ッ不レ可レ救形勢に立到、御救助筋願出候義眼前の事に候間、最初協議確定の通、處分不レ致候ては、人民保護の職掌も不二相立一候付、斷然割並（以下堙滅）

（永田氏所藏）



【解說】明治八九年地租改正にて、檢地に着手した際、鹿兒島縣に於ては舊藩の制度を斟酌し各部落共有地の如きは土地均分の主意をまじへ、新に土地の分配を行つた。そこで薩摩國知覽郷の内西別府村に於て、本文に見ゆるやうな紛議が起つた。それ故知覽郷の區長(後に說明)よりその事情を縣令に上申して決裁を仰がんとし、先づ隆盛に相談したものらしい。隆盛はそこで此文案を代作して與へたものと見える。此案文は隆盛の筆蹟で現に鹿兒島市在住の永田氏の所藏に歸してゐるが、惜しいことには此處にのせた丈であつて後の方が殘闕して完備してゐない。以下やゝ細說にすぎるかも知れないが、これは隆盛に取つては實に大切な史料であるから、煩を厭はず私見を加へる。

書中「御縣內の義は他縣に變り公田の遺法相傳り候」とあるは、藩內各郷の士族の家祿中一個人の所有にせず、協力高と稱して共有して居るものもある。又百姓は門(部落)每に土地を共有して耕作するといふ習慣になつてゐた。其家の人口の多寡、貧富によつて、

折々の耕作主は代はるが、土地は部落の共有で、自分勝手に處分することは出來ない。それが即ち古の公田の遺法である。但舊藩時代はその門を支配してその租米を收得する武士がゐた。(藩主の直轄もある)その租米收得權が士の祿高である。祿高には種類がある。一寸簡單には說明されぬ。「私田の汚蹤に陷候樣の處分相成候ては云々」とあるは、折角かゝる卓絕せる美法を有しながら今回の御改正で、私田の弊に陷るやうな御處分になつては謗を後世に遺される所以であるといふのである。

「西別府村の義十六門の處云々」門と云ふのは部落の稱である。十六門の內九門は土地が人口に比して廣く、七門は人口の割に土地がせまいから、兼て門割でも願つて各部落の領地を平均してもらひたいと、平日から話合てゐた所、今回の地租改正を仰出されたについては、好機會であるから右の九部落の餘りある土地を七門に割當てゝ平均させようと云ふことを、村內の有志役人共から申出したにつき、右の地面を實地調査したところが、斯樣々々であつたといふのである。即ち全體大山野地(未だ土地台帳にものらぬ租稅未納の荒地)であるが、中に現地同樣に取扱はれてゐる土地がある。何時の時代に誰が開墾したのかそれも分らぬものにつき、(開墾地は開墾したものゝ私有地となつて、公田以外のものである。)一村協議がすんで、愈その分配に着手したところが現に共地を使用

してゐる者より異議を申立て、これは先祖の代に開墾した所であるから、共有地として門割の中に加へらるべきものではないと云ひ出した。（舊藩時代は自費を以て開墾した土地は、開墾者の自作地とし最初は高帳の中にも入れず、後、漸次永作地と認められたものゝやうである。今回の改正にては既に永作地として所有主の確定してゐたものや、自費で開墾したと云ふことの判然してゐるものは現持主の所有としたのであつたらしい）果して共通であるならば、割並等の事あるべき筈もなく、用夫反別割にかける筈はないのである。今若その異議を容れて處分しては、七部落の人民は將來困苦に陥るから、最初の協議確定通に致したいと云ふのである。

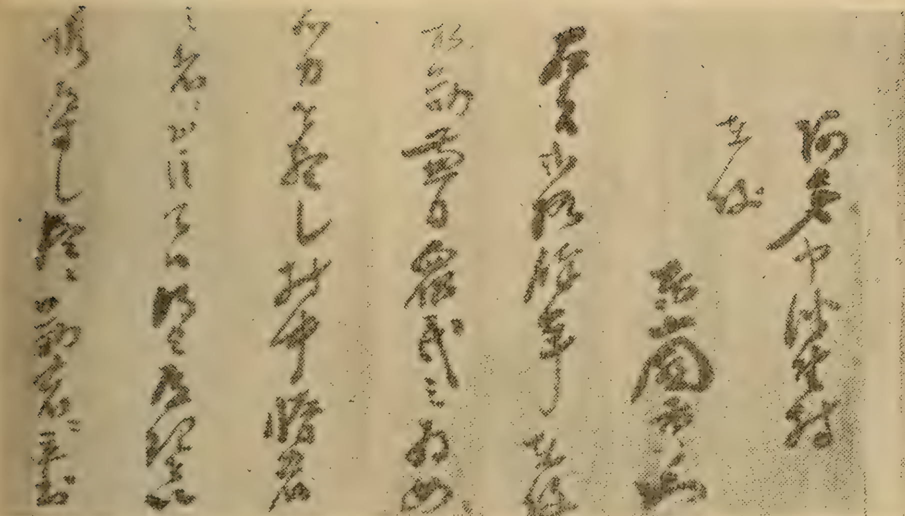
因に云ふ。隆盛の民政に留意し農民生活の安定を企圖して、地租改正を如何に重大視してゐたかは、此前後二通の書で窺はれる。それには抑も理由がある。隆盛が安政年中明君齊彬に向つて檢地に就て上申せしこともあり、明治二、三年參政として祿制改革に當り、常に檢地の事を念頭においてゐたからである。（既に小引にも述べておいた通り）なほ南洲謫所逸話に左の逸話が載つてゐる。

一時の鹿兒島縣租稅課長横山彌兵衛（貞邦）に云て曰く、地租改正は天下の一大難問にして時に或は沸騰を免れざることもあらむ。足下宜しく努力して速に完成せられよ。共間

他に轉任するなからむことを望む。完成の後は余微力と雖ども足下の望に任せて盡力する所あらむ。而して此事業にして余の微力を要するの場合ありとせば、何時にて，も余を使用せられよと時の縣令大山綱良に對しても亦此意を以てせり。

一 地租改正に關して偶々鹿兒島縣下帖佐村に苦情あり。竹槍騷動を惹起せむとす。翁之を聞くや直ちに縣廳に至り、縣令に告げて曰く、是等の場合には宜しく余を使用せられよ、余鎭撫の任に當らむと縣令之を容る。翁曰く肩書なければ責任なくして都合惡しからむ。希くば余に雇を命ぜられよと是に於て大山縣令は翁に對して、鹿兒島縣雇を命ずとの辭令を交付しぬ。翁恭しく之を拜受して、暴動地帖佐村に至る。暴民等翁の來るを聞きて自ら解散し說諭を加ふるに及ばずして早く既に鎭靜に歸したり。

之を以て隆盛が地租改正と、區長の人選とに熱心であつた所以を知らねばならぬ。然るに此結果は私學校黨が縣政を左右すると見られて、中央政府から睨まれる事になつた。なほ知覽鄕區長の事は次の書の補註に述べる。

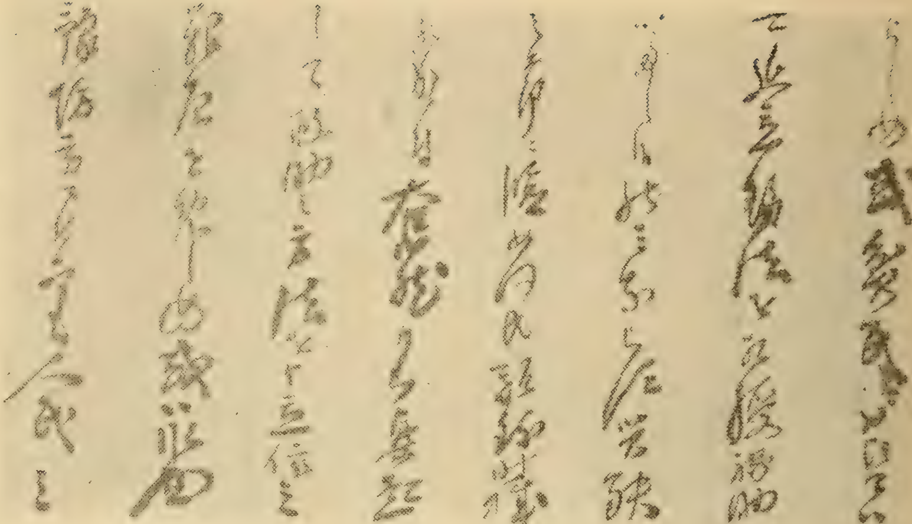


三七五　能吏褒賞申請の書（代作）

明治九年

【解說】此書は明治九年(月日不詳)加世田阿多等の區長であつた餅原正之進に代りて阿多郷中津野といふ部落の東園市右衛門といふ者の善行を表彰せられんことを縣令に上申した案文である。其表彰の要點となる善行といふのは東園市右衛門が、地租改正檢地の際、從來の公田、即門(かど)(部落)全體に割り與へられてあつた土地を現在の耕作人の所有としてしまつては、將來面白からぬ結果を生ずべきを以て、矢張共有地として置かうといふことを發議して、その通にしたといふ事にある。(前書參照)

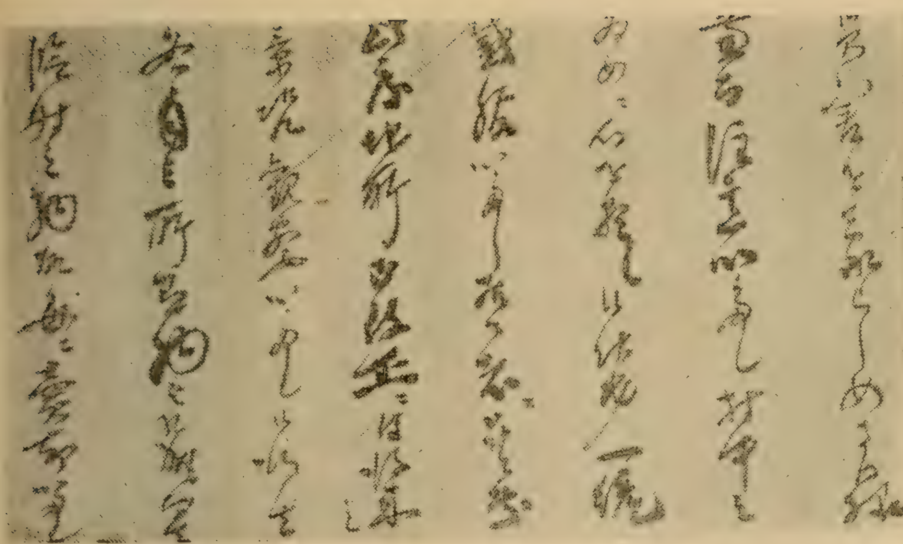
此書は現に鹿兒島縣加治木町城川氏に保存され



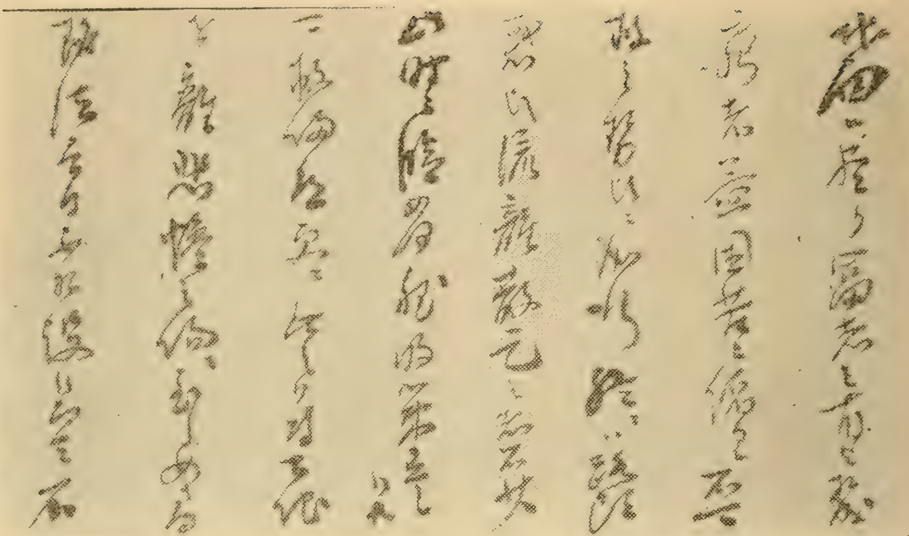
てゐる。それに小牧昌業先生の跋文がついてゐて、來歴を詳述してある。それは先生特有の典雅流麗な文章であるが、「此書明治初年に作る」とあるのは、誤である。

阿多中津野村在役
東園市右衛門

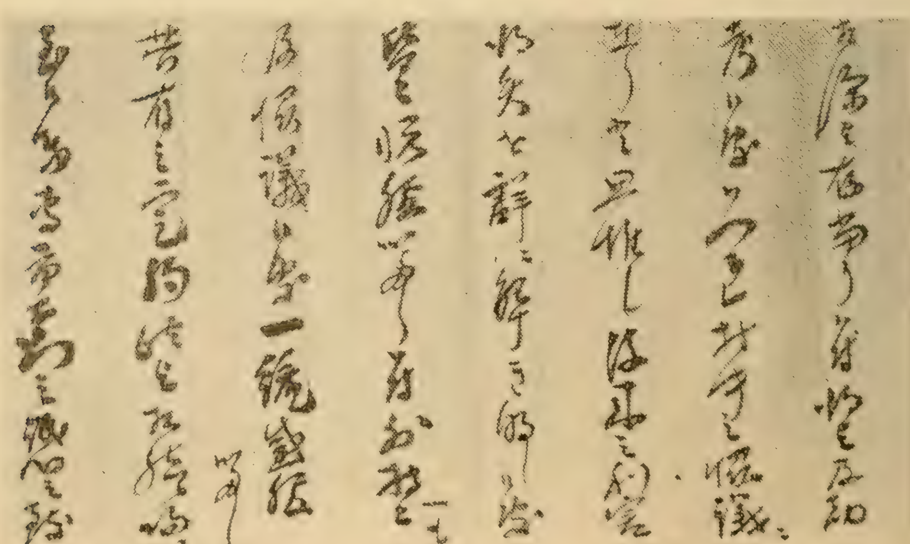
右は貳拾餘年在役相勤、兼て衆民の爲めに心力を盡し、村中惰農の者におひては、得と道理を以、誘導し、終に勤農に立到らしめ、或貧民におひて

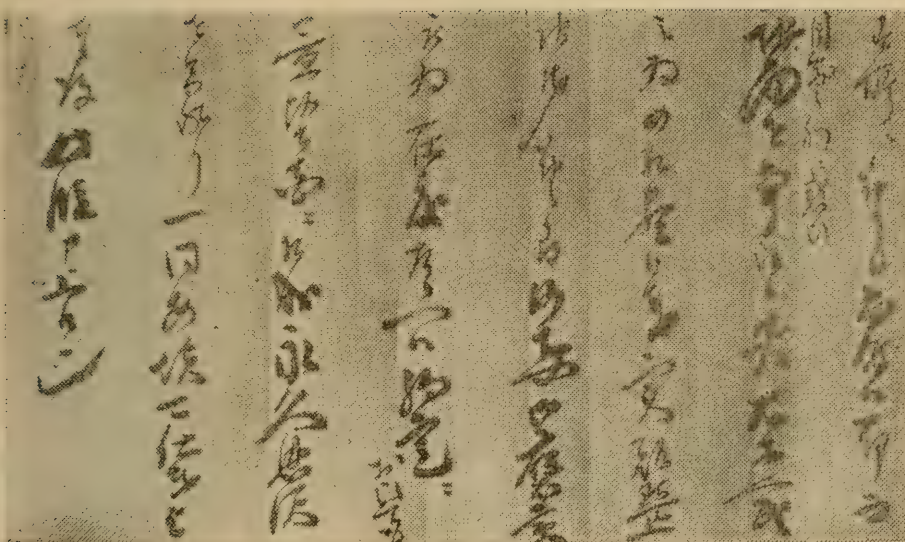


は可延立趣法を相授ケ補助いたし候のみならず、災殃の節に臨、如何共難致時機罷成候付、奮然自ら興起して救助の方法を中立、依之艱厄を免しめ、或は水面豫防方に付ても、人民の災害を蒙らしめざる樣兼て注意いたし、村中の爲めに心を盡し候次第、一統感服いたし居候者に御座候處、此度地所御改正に付、後來の景況觀察いたし候得ば、各自の所有物と相成候ては、臨時の物故毎々賣却いた



し、地面は盡く富者の有と相成、窮者益困苦に陥り、不可救の勢ひに成行、終には





路頭に惑ひ、流離散亡の者不少、此時に臨み如何程的策有之候共、可救帰道更無之候付、土地を離悲惨の場に至しめざる趣法、今日不相設候ては不相済と存當り候付、得と及勘考候處、いづれ村中の協議に在りと思惟し、後來の利害得失を詳に解き明し候處、皆々悦服いたし候付、外村々へも及協議候處、一統感服いたし、共有の定約屹と相結候場に至候義、專ら市右衞門の誠心の致す所に御座候。　當時

は却て目前の利に惑ひ、地面を爭ひ候央、右等人民の爲め相盡候義、實ニ難默止次第御座候間、何卒御褒賞被爲在度、左候へば約定におひても、益堅固に相成、永久恩澤を蒙り、一同安堵可仕義と奉存、此段申上候也。

【補註】前二通の書は代作とはいふものゝ隆盛の意見であることは言ふ迄もない。その民政上に對する考、土地共有制に關する意見は、ひとり歴史家の私すべきものでないと思ふ。編者は此有力なる二書を世に紹介し得たことを欣幸とする。なほ、後の書は小牧先生の跋文によつて、區長餅原正之進のために代作したといふことが明かであるが、前の知覽鄕に關するものも同じく餅原正之進に代りて草したものと思ふ。餅原は加世田區長であつたから、此問題は加世田區の管轄區域さへ判かれば直ちに解決することながら未だわからぬ。但編者は明治二十年前後に知覽にあつた郡役所が、給黎、指宿、頴娃、川邊(以上は今の指宿川邊の二郡)阿多の五郡を管轄してゐたことから推して、當時の加世田區長が以上の土地を支配してゐたものと思ふ。なほ加世田の副區長二人の中一人は隆盛の

實弟西郷小兵衞であつたので、小兵衞から右二件を阿兄に相談して代作してもらつたものと推察するのである。

十年戰爭時代

十年戰爭時代

小引

嗚呼十年の事、何たる悲慘ぞ。二月十五日薩軍の先鋒鹿兒島を發せしより九月二十四日城山の沒落に至るまで日を經ること二百二十二日、兄弟相爭ひ、朋友相擊ち、肥薩の地に骨の山を築き血の川を流すに至つた。薩軍の軍に從ふもの前後約三萬人にして、死者六千二百三十九人、官軍の出征者總數五萬八千五百五十八人にして、死する者六千八百四十三人、國帑爲めに虛しく、兵禍の慘、永く民生を苦めた。（官軍の軍資は四千百五十六萬七千七百二十六圓餘、薩軍の軍資は明かならざるも、今二萬人の人員が二百日出動したものと假定し、糧食、武器、人夫、病院等一切の費用を一日一人平均金五十錢と見積れば二百萬圓となる。それより多くとも少くはあるまい。）

十年戰爭の原因については甲論乙駁、今に幾分の疑問をとゞめてゐる。只、隆盛の本志では無かつたといふことだけは天下齊しく之を認めてゐるやうである。併し隆盛ほどの大人物

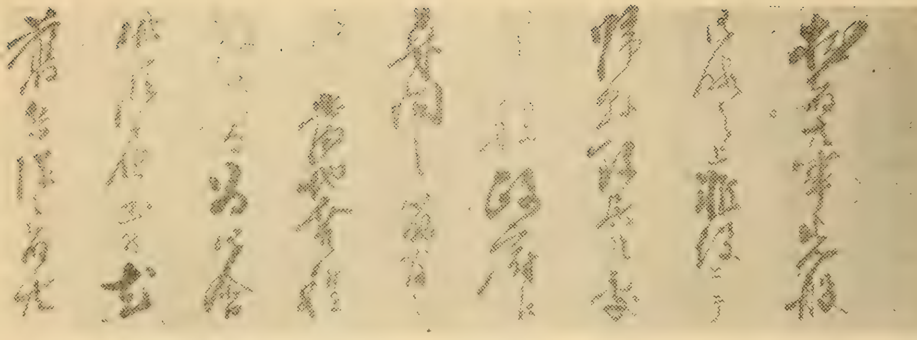
が何故にその本志でないことを敢てしたかといふことになると、又々議論が存する。當時、思想界の明星であつた福澤諭吉は丁丑公論を著はして政府の仕向けが悪るかつたために亂を挑發したのであると論じて、「隆盛の死は憐むべし、之を死地に陷れたのは政府である」と斷じて居る。大體の上より見て的を外れた論ではないと思ふが、隆盛の本意であつたかどうかといふ問題には觸れてゐない。隆盛の胸奥を洞察して說を立てたのは勝海舟である。海舟は「西鄉はその自ら養成した子弟と情死をしたのである。西鄉はあんな場合には智惠の出ない人であつた」といつた。智惠の出ない人といふは皮肉な言ひ方であるが、情死といふことを是認する以上はそれも是認せねばなるまい。勿論隆盛は技巧の人では無かつたのである。海舟の情死說に裏書をして更に明快なのは上原元帥の談である。元帥の談は「西鄉さんのあの時の心事は安政五年に月照と入水された精神と全く同じである」といふのである。

案ずるに十年戰爭の起りは、一月二十九日の夜五十人許の私學校徒が、醉に乘じて官軍の彈藥を掠奪したのがもとである。忽ちそれが傳波して多數の私學校徒が連日他の火藥庫を襲うた。勢の激する所波浪天に冲す。もはや誰が何といつても聽かぬ。果ては白晝千餘人の暴徒が横行して、磯にある海軍造船所をも襲うたのである。暴動は數日つゞいた。隆盛は此時南隅に出かけてゐた。桐野も、村田も鹿兒島にゐなかつた。何れも急を聞いて前後鹿兒島

に歸つて凝議した。

　私學校徒は既に官庫を襲うて官物を掠奪して居る。たとへ如何なる理由があつたにせよ、彼等は既に法を犯した暴徒である。私學校徒にして罪あらば隆盛初め桐野、村田等の領袖にもその責なしとは云へない。就中私學校監督の位地にあり、當時鹿兒島にゐた篠原は、當面の責任者である。萬一、あの場合に千有餘人の暴徒と篠原以下の學校幹部との罪を糺し、情を具して官につき出して斷罪を請はば、隆盛には傷はつかなかつたかも知れぬ。非常な場合であつたが隆盛の力でそうすればされないことは無かつたであらう。けれどもも、ともと隆盛の爲に犯した罪である。若も非は私學校徒にのみ存して政府には何等の私曲なしとせば、彼等の罪を糺すも可なりであるが、中原の口供といひ野村の自首といひ、大久保、川路の命を奉じて隆盛を暗殺する企であつたとある。それを事實とせば、曲は寧ろ政府にある。隆盛は出來る事なら篠原以下の一千餘人を法廷に立たしむるに忍びなかつた。そこで問題は政府に逆襲する丈けの名分があるか無いかの一點に歸着したが、政府が暗殺團を派遣したと確認される以上は名分は十分である。(たとへ、立派な名分でないにせよ)既に名分のある以上は、徒らに彼等のみを罪することは出來ぬ、死なば諸共に、いざ立たう。尊王の精神憂國の至情は天神地祇も照覽あれ、世の毀譽褒貶は何かあらんとて斷然問罪の師を發することになつたのではあ

るまいか。福澤の評に「暗殺の一條を糺すを以て兵を擧ぐるの大趣意とするに足らず。兵を擧げて政府に抗するならば、第一薩人たる人民の權利を述べ、從て今の政府の壓制無狀を咎むるのみにして暗殺の如きは之を云はずして可なり。後世に至りて明治十年の一條は暗殺の一條より起りたりと云はゞ、恰も亂の品價は賤しきものにして世界中に對しても不外聞ならずや。西鄕も必ず之を知らざるにはあらざるべしと雖、血氣の少年に迫られて遂に此些末の兒戲を喋々するに至りしならん。」とある。尤の說でもあるが、隆盛はたゞ名分の有無を考へた、その品價の高下などを考へて居る暇はなかつた何等の技巧を用ひなかつた、たゞ己の爲に死なんといふ子弟の情義に泣いて死を共にしようと決心したまでゞあらうと思ふ。十年の擧は突差の出來事から發した、決して深謀遠慮の餘に出でたのではなかつた。但隆盛は最後までその名分を明にしておきたいと苦心してゐた。それは後に揭ぐる隆盛の二月十六日三月二日、三月五日、三月十二日、九月二十二日付の書翰を熟讀すれば自ら明瞭である。噫。



三七六　縣廳への屆書

明治十年二月

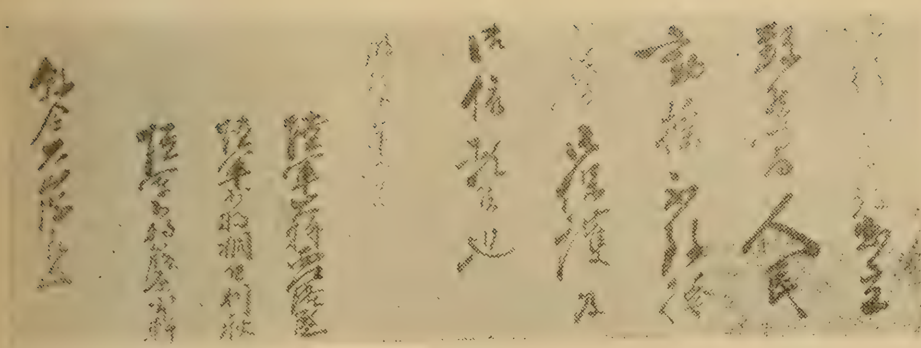
拙者共事、先般御暇の上非役にて歸縣致居候處、今般政府え尋問の筋有レ之、明(1)當地發程致候間、爲二御含一此段屆出候。尤舊兵隊の者共隨行、多數出立致候間、人民動搖不レ致樣、一層御保護及二御依賴一候也。

明治十年二月

陸軍大將　西鄕隆盛
陸軍少將　桐野利秋

(1)　何日と日を書入れるやうにあけてある

(注意)上に掲ぐる寫眞は隆盛の自書では無い



陸軍少將篠原國幹
縣令大山綱良殿
（愛甲兼達氏所藏）

【解說】此書は明治十年二月、隆盛いよいよ私學校徒を率ゐて鹿兒島を出發せんとするに臨み、鹿兒島縣令に屆出たものである。但、その內實は、縣廳の方で委任を受けて、文案を作成し、屆出の形式を調へたものゝ樣である。勿論隆盛の自筆でもないが、貴重な史料であるから、寫眞を掲出することにした。

書中に「尋問の筋」とあるのは、政府が西鄕暗殺の手段を講じたことが顯著な事實であるからそれを糺すといふのである。それは中原尙雄等の西鄕暗殺のために歸鄕したといふ口供と野村綱の自訴とがもとになつたのである。中原の口供書の中には、彼等は歸鄕前同志相會して次のやうなことを決議したと

ある。「第一、私學校の人數に離間策を用ひ、我方に人數を引入れ、私學校を瓦解せしめ動搖の機に西鄕を暗殺し、速に電報を以て東京に告げ、陸海軍併せて攻擊に及び私學校の人數を鏖（みなごろし）にいたし候儀を決定し云々」又兼て川路大警視から、「萬一鹿兒島縣暴動の機に至らば西鄕に對面刺違へるより外、仕樣はあるまい」と聞かされてゐたといふことも見えて居る。

野村綱の口供書の中には、東京に行つて大久保内務卿に二回面會した。初の時（一月三日）には種々鹿兒島の樣子を尋問された、その時大久保より私學校は政府の一大腫物であるから、別に城下にも諸鄕にも盛な學校を設立してその勢力を殺ぎ、漸次腫物を小さくする方がよいといふ話があつた。第二回（一月二十九日）には召命によりて行つたところが鹿兒島の動靜を探りに歸省せよといふことで、旅費を百圓渡された。其時の話には陸軍省より彈藥取寄せの都合もあるから、小事は郵便なり電信なりで知らせ、大事の場合には電信も郵便も不通になるから、早速上京して報知せよ。既に警視廳からも、これこれの人を探偵に歸國させたと書いたものを示され、萬一、暴動でも起つたら主任の人を斃すなり火藥庫に火を入れるなり、手段は色々あらうといふ事であつたから、命を奉じて歸つた。歸つて見ると中原以下の人は捕縛され秘密は暴露し、手の下し樣もないから、自分も自首

するといふことが見えて居る。

中原のは、捕縛されて拷問の末に出した口供書である。野村は汽船が鹿兒島に着した時、警吏の臨檢があつて容易に上陸が出來ず、友人に謀つて、やつと上陸して樣子を聞いて見ると鹿兒島の騷動は尋常でなかつた。東京より歸つたものは悉く私學校黨から拷問されたと聞いて自分も免れぬと見てまだ何も尋問もされないうちに、縣廳に行つて自首し更に拷問もされたのであつた。

薩南血涙史によれば、野村は風丰淸楚、文章言論に長じた才子であつたといふことである。彼の自訴は實に刺客問題に裏書をして、將に燃えんとする薪に油を注いだと同然であつた。私學校黨は勿論之を信じたのである。大久保、川路に對する憤怒の情は薩、隅、日三州に猛火のごとく炎々として廣く燃えあがつたのである。既に激昂してゐたところに、かゝるものが出たので奮然として立つたのである。そうして出師の名義を與へたのである。併し、一方には「二人の口供書は事實でない、大久保も川路も暗殺の内命を下したことは決してない」といふ說がある。それには相當に有力な根據もあるので、今日では一般にその說が信ぜられて居る。但、當時、私學校徒が何處までもそれを事實と信じてゐたことは慥である。從つて今なほ固くそれを信じて居るものもある。

三七七　熊本鎭臺司令長官への照會書

明治十年二月十五日

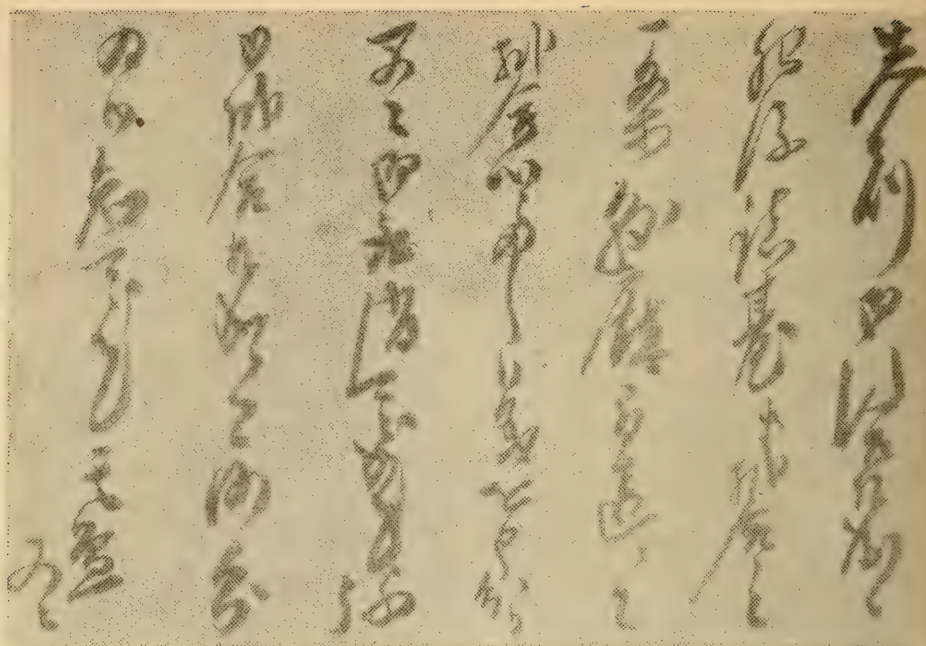
拙者儀、今般政府へ尋問の廉有レ之、明後十七日縣下發程、陸軍少將桐野利秋、陸軍少將篠原國幹、及舊兵隊の者共隨行致候間、其臺下通行の節は、兵隊整列指揮を可レ被レ受、此段照會に及候也。

明治十年二月十五日　陸軍大將　西　鄕　隆　盛

熊本鎭臺司令長官

【解說】　此書は熊本鎭臺へ送られて、現に第六師團に保存されて居るものであるが、隨分司令官を馬鹿にした文面である。　戰を挑む爲に、司令官以下の將士を怒らせるために故

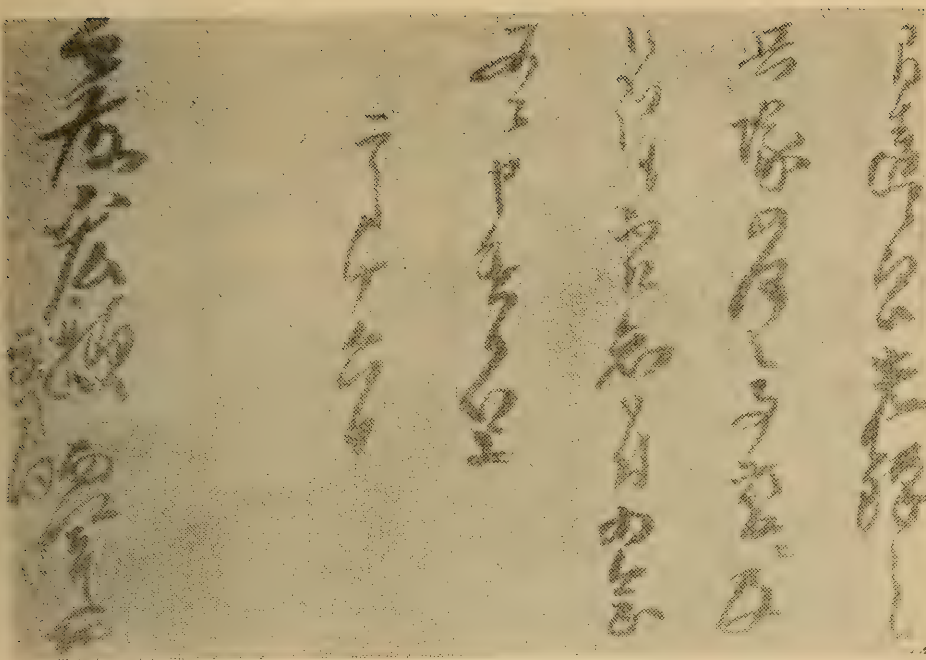
らに書いたものとしか思はれぬ。たとへ問罪の爲め戰は覺悟はしてゐたとしても、隆盛の平生に似合はない書振である。後に揭ぐる今藤宏宛の書及び大山綱良への書を見れば隆盛の本意でなかつたのみならず此書振に大反對であつた事は明かである。大山綱良の長崎の裁判所で申出てたロ供書の中に、「自分云ふ然らば沿道の府縣鎭臺等へ通知せざれば不都合も料り難し。西鄕曰く、左あらば政府への屆、各鎭臺府縣への報知方は縣廳にて取計吳る樣、尤、報知の文案は追て相廻すべし。中原尙雄等の口供をも副へ、御屆並に通知とも依賴するとのことゆへ承知致し別れたり。」と見えて居る。して見れば右の屆や報知を縣廳で引受けて、隆盛の文案が未だ縣廳へ達しないうちに、さつさと事を運んでしまつたものと斷定してよろしからう。而して隆盛は此書にある通、十七日に鹿兒島を立つたが前軍は十五日に發した。二月十五日は前日來の降雪已まず、地上積ること七八寸に及び、鹿兒島に取つては實に五十年來の大雪であると言はれた。此日、薩南四千の壯士は各々結束し、午前八時練兵場を發し東西兩道に分れて征途に上つた。部隊は十六、十七の兩日も引續き、出發したのであつた。六師團に保存されて居る此書は民友社發行の南洲先生遺墨集に出て居る。それを見ても前書と同じ筆蹟で、二通とも隆盛の筆ではない。



三七八　今藤宏への書

明治十年二月十六日

先刻御引合相成候肥後鎭臺え掛合の一條、縣廳間違にて掛合いたし候義を申分り、早々御取消可レ被二成下一候。彌御掛合相成候はゞ何分爲二御知一可レ被レ下候。其邊又々間違候ては先鋒の兵隊如何の事變に及候哉も不レ被レ知候付爲レ念又々申進候。以上



二月十六日　西郷吉之助

今藤宏様

要用詞

（有川九介氏所藏）

【解說】今藤宏は鹿兒島縣第一課長として、縣令大山綱良の帷幕に參し文案の事を掌つた。學者としてその名四方に聞え、隆盛亦深く之を重じた。此書は隆盛が前文熊本鎭臺司令長官への書を喜ばず、今藤に宛てゝその取消を要求したものである。「先刻御引合相成候」とあるを以て見れば、最初縣廳の今藤から此通書いて差出したと通知して來たものゝやうである。

隆盛その文面を見てこれは宜しくないしまつたと思ひ、今藤へ此書を飛ばし「縣廳の方の間違にて、あの書を差出したのであつた。西郷の知る所でなかつたといふことを能く申し解きて、取消の書を出してもらひたい、愈出したらまた其旨を知らせ」といつてやつたのである。「共邊又々間違云々」の語あるより見れば、隆盛が此文面を如何に苦にしたかゞ窺はれる。さて、その取消の書が果して熊本鎭臺へ届いたかどうか能く判らぬ。何しろ隆盛が氣附いた時は箭は既に弦を離れて仕舞つてゐた。谷將軍麾下の熊本鎭臺は敢然として薩軍の前面に立ち塞つたのである。併し、凶器を携へて、戰鬪準備をした軍兵が國中を横行する以上は鎭臺が之を遮ぎるのは當然である。強ち此書の有無には關せぬ。隆盛は此書中に「先鋒の兵隊如何の事變に及候哉も不被知」といつて、戰に意なきものゝ如く見せかけては居るけれども鎭臺で前途を遮ぎるといふことを考へない筈はない、隆盛の眞意は名分の上にあつたらうと思ふ。後世に笑はれぬやうに、斃るゝ迄も理を盡し名分を正して行きたいと希望して居たのであらう。或は又、萬一、鎭臺で前途を遮ぎつたら言ひがゝりが出來ると思つてゐたのかも知れぬ。然るに右の如き理に合はない挑戰的の書を出し、却つて先方に有利な辭柄を與へることになつたのを見て、殘念でたまらなかつたのであらう。

三七九　大山綱良への書

明治十年二月十六日

先刻及御報置候熊本鎭臺ゑの御掛合は御差出相成候哉爲念御尋申上候間、否爲御知被下度、御賴申上候。以上。

二月十六日　西郷吉之助

大山綱良様

【解說】これは前の今藤への書に次いで、取消の書を出したかと念を押してやつたのである。今藤課長へのみでは安心が出來ずに、縣令へも此書を出して、取消の手紙を早速出すやうに催促したのである。恐くは彼の照會文を以て一生の耻辱と考へたのであらう。隆盛は事此に至つても道を踏むといふ事を忘れてはゐなかつた。

三八〇　大山綱良への書

明治十年三月二日

此節登京の義に付、各縣え御布達相成候一書、野村等の口供相添五拾部早々御遣被下度御願申上候。　諸縣より何等の趣意か承度との儀を以て申立て來候もの不少、縣々においては口供は諸人に不示、本書のみ布告いたす向に御座候。　筑前、筑後邊蜂起の様子に被相聞、大阪は土州より突出、最早攻落し候風評も御座候間直様探索人差出置申候。　此旨忽卒奉得御意候。　頓首。

三月二日　　西郷吉之助

大山格之助様

（大山家所藏）

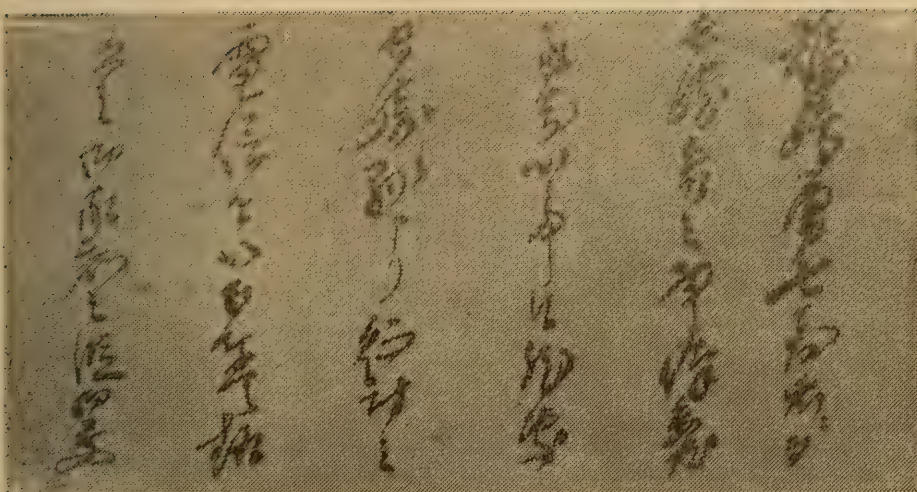
【解說】此書は熊本の薩軍本營より鹿兒島へ送つたのである。野村とは二月十一日夜刺客事件に關し、政府の密旨を帶びて歸省せりと縣廳に自首して出でた野村綱のことである。二月十四日大山縣令は各縣及び各鎭臺に宛て、左記通牒を發するに當り、中原、野村等の口供書を添付した。（口供書の大體は前記縣廳への屆書の解說に揭げた）

今般當縣官員へ專使申付け候通知之事件左に申進候。近日當縣より舊警視廳へ奉職の警部中原尙雄其外別紙人名之者共を歸省に托し潛かに歸縣の處、彼等竊に國憲を犯さんとするの奸謀發覺したるに付、卽ち御規則に基き其筋へ申付、該人名捕縛の上鞠問に及候處、不ㇾ圖も該犯の口供別紙の通に有ㇾ之、就ては右事件陸軍大將西鄕隆盛陸軍少將桐野利秋陸軍少將篠原國幹等が耳聞にも相觸れたるか、右三名より今般政府へ尋問之筋有ㇾ之明日當地發程候に付、御含の爲め此段屆出候。尤舊兵隊の者共隨行多數出立候間、人民動搖不ㇾ致樣一層御保護及二御依賴一候也との書面を以て屆出候に付、縣廳に於て書面の趣聞屆の上、朝廷へ御屆申置候間爲二御心得一此段及二御通知一候也。

明治十年二月十四日　　鹿兒島縣令　大山綱良

各縣各鎭臺御中

三月二日、隆盛は熊本春日神社の境內に置きし薩軍本營に在つたが、此書にある通り、大山縣令より沿道の各縣へ通知した書を、縣によりては口供書を示さず、本文のみを布告するので「何等の趣意か承度」との問合せ頻々たるに鑑み、至急右口供書五十部を送るべき旨申遣はしたのである。「筑前筑後邊蜂起之樣子に被二相聞一大阪は土州より突出、最早攻落し候風評も御座候」とあるが、事實は決して薩軍に傳へられたほど有利には開展して居らなかつた。孤城を以て薩軍の攻圍を引受けた熊本鎭臺の將士は意氣昂然、天下の安危を背負ふて立つてゐたのである。

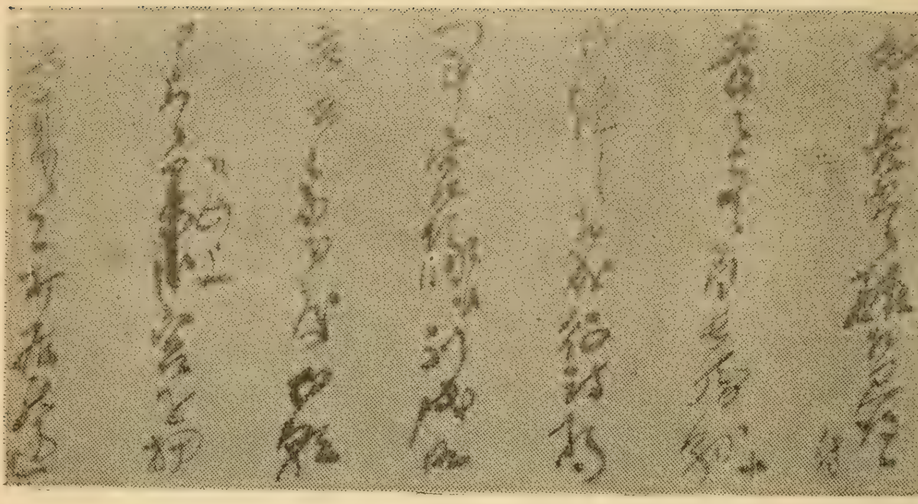


三八一　大山綱良への書

明治十年三月五日

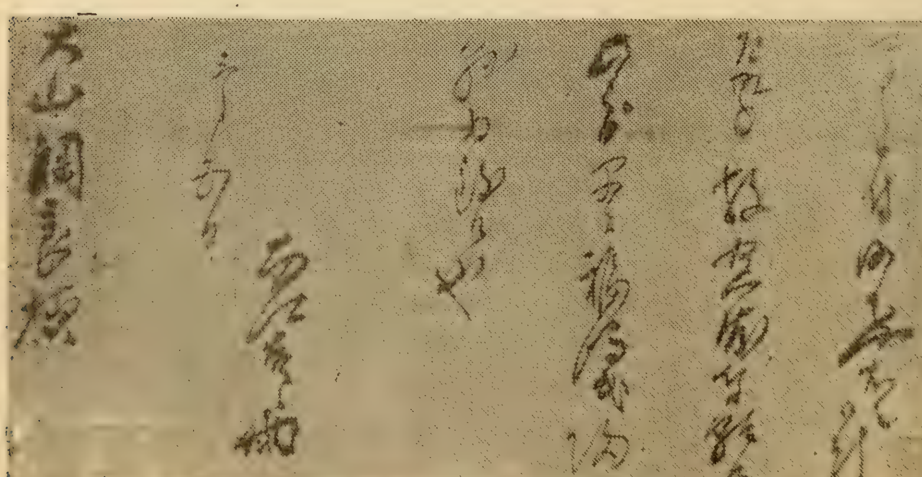
福島勇七到着にて長崎表の事件委敷承知いたし候。然ル處長崎縣より征討の電信を以テ御達の趣有レ之、御承知の段御受書被レ差出レ候趣相見得候付、幸の事候間長崎縣え御託し相成、征(1)討將軍宮樣え別紙御差出被レ成下度御願申上候乍レ此上レ宮を押立來候はゞ、打(うち)居(すゑ)罷通可レ申候付、何卒右の御計乍レ御手數レ宜敷奉レ

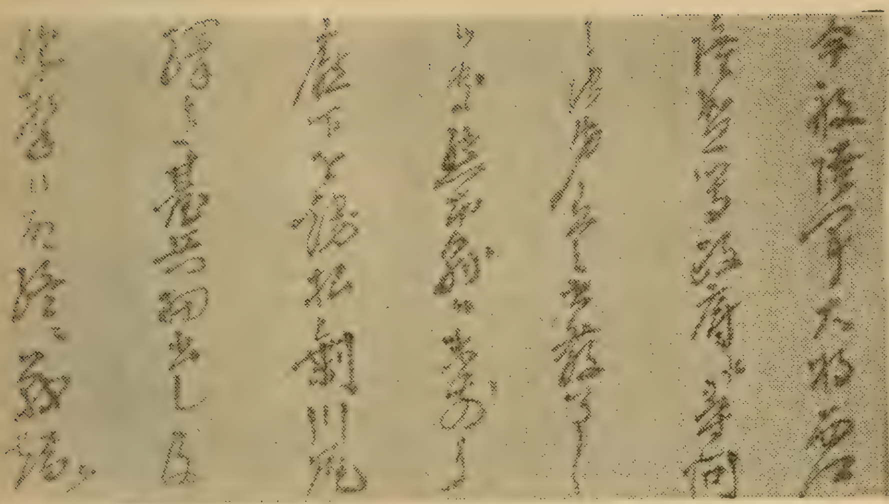
(1)　有栖川宮熾仁親王



願候。此旨早
々福島氏歸縣
爲致候也。
　西郷吉之助
三月五日
大山綱良樣

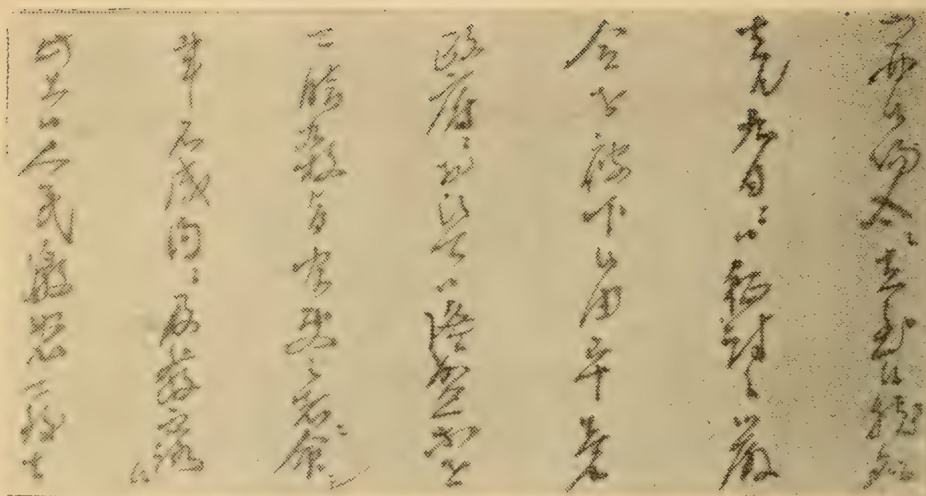
【解說】此書も
熊本の薩軍本營
より鹿兒島の大
山縣令に送つた
のである。此頃



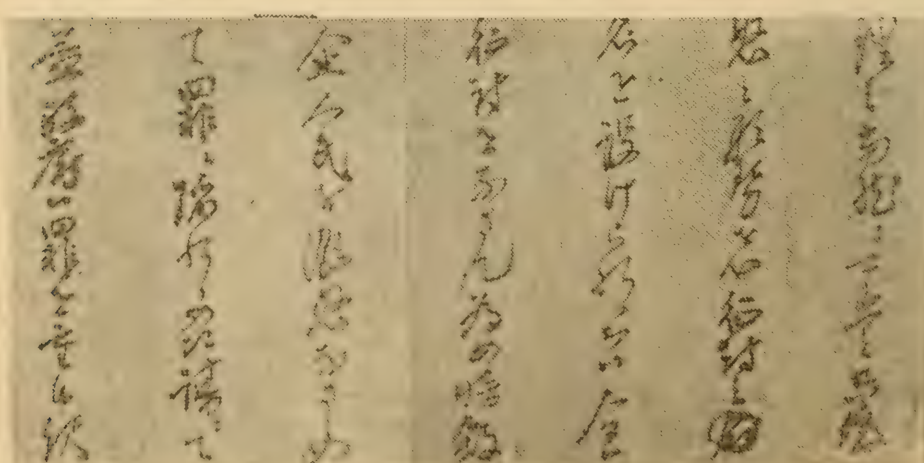


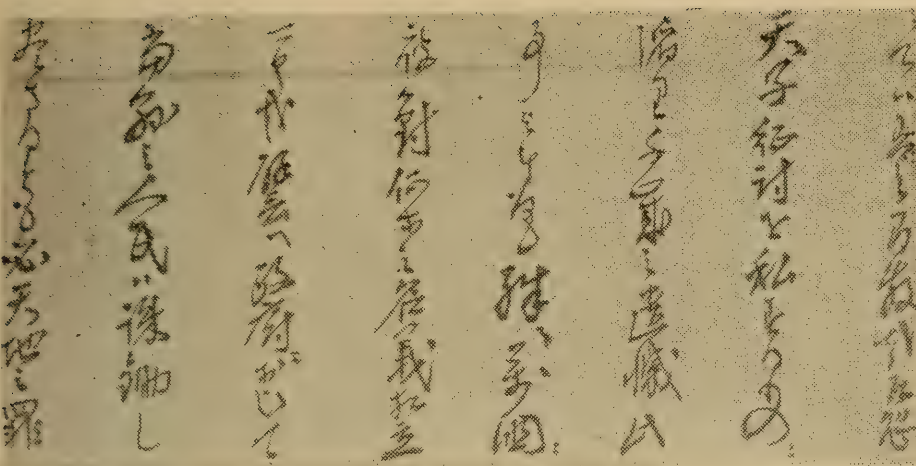
は田原坂の激戰のある頃で、戰爭の眞最中であつた。福島勇七は大山よりの使者である。長崎表の事件といふのは二月二十日に長崎縣茂木村で、薩人平岡八郎太夫、福永直之丞等十餘人が捕縛された事を指すものであらう。平岡等は或使命を以て長崎へ潜行中であつたものゝやうである。それから長崎縣より電信を以て征討の事、御達ありて受書を出された樣子、幸の事であるから、長崎縣へ託して征討將軍宮へ別紙を出していたゞきたいとて、大山綱良の名を以て總督へ差出す別紙の文案を送つたのである。別紙の文案こそは隆盛が出師の理由を天聽に達し、又、天下後世に明かにしておきたいといふ考で草したものであらう。事の採否を問題にしてゐなかつたことは言ふ迄も無い。

同上別紙

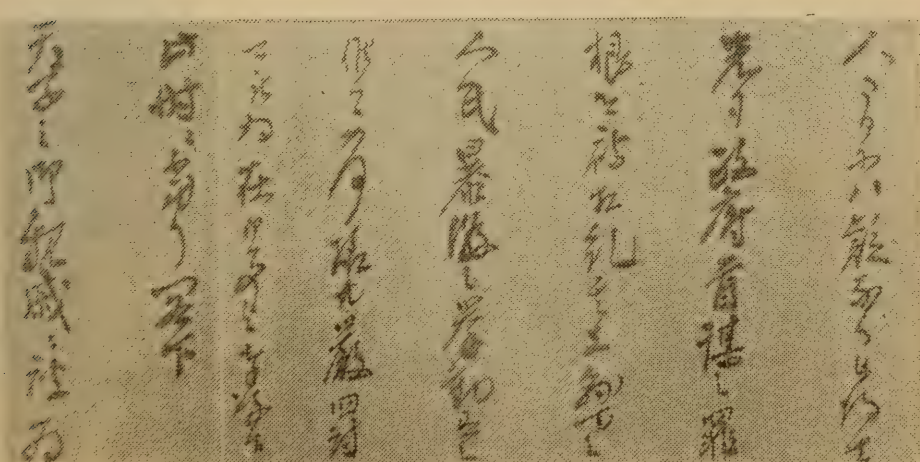


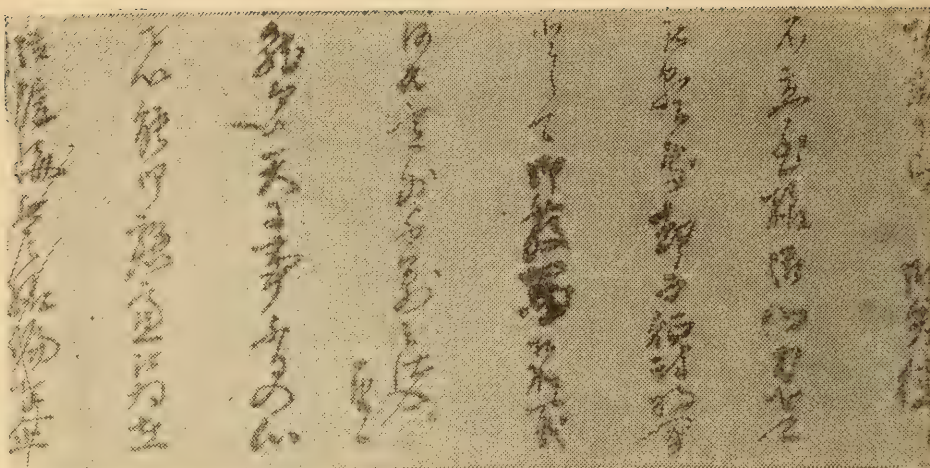
今般陸軍大將西鄕隆盛等政府え尋問之次第有レ之出發いたし候處、熊本縣は未前に廳下を燒拂ヒ剰へ川尻驛迄臺兵押出し及ニ砲撃一候故、終に戰端を開候場合に立至ッ候。然處去る九日には征討の嚴令を被レ下候由、畢竟政府においては、隆盛等を可ニ暗殺一旨官吏の者に命じ、事不レ成內に及ニ發露一候此上は人民激怒可レ致は理の當然に可レ有レ之、只激怒の形勢を以テ征討の名





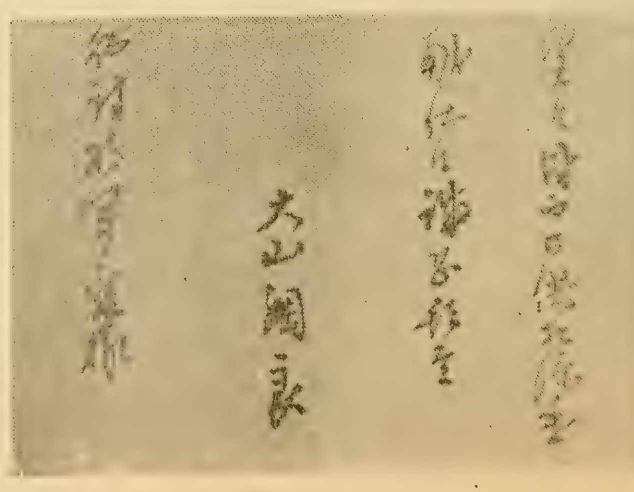
を設けられ候ては、全ク征討をなさん爲め暗殺を企テ人民を激怒なさしめて罪に陷れ候姦謀にて、益政府は罪を重ネ候譯にては有レ之間敷哉、乍レ恐天子征討を私するものに陷り、千歳の遺憾此事と奉レ存候。殊に萬國に被レ對何等の名義相立可レ申哉、譬へ政府におひて當縣の人民は誅鋤し盡さるとも、必天地の罪人たるは疑なく候得ば、先づ政府首謀の罪根を被ニ





相糺共上縣下の人民暴激の擧動有ㇾ之候はゞ、如何樣共嚴罰可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在御事と奉ㇾ存候。此時に當り、閣下

天子の御親戚に被ㇾ爲ㇾ在ながら、御失德に不㆓立至㆒樣、御心力を可ㇾ被ㇾ盡處、却て征討將軍として御發駕相成候義何共意外千萬の仕合に御座候。



就ては天に事ふるの心を以テ能ク御熟慮被ㇾ爲ㇾ在、御後悔無ㇾ之樣、偏ニ奉㆓企望㆒候。因て口供相添へ進献仕候。誠恐頓首。

大山綱良

征討將軍宮樣

三八二　谷元六兵衛への書

明治十年三月六日

昨日川尻より大口戸長才領いたし、烟硝並ニ鉛相達候付、送状相添差遣候處、何方え屆居候か不ニ相分一由に御座候間、何卒御探索可レ被ニ成下一候。一番の大小荷駄方へ向け、差遣候覺えに御座候得ども若哉砲隊の方え格護相成候かも不ニ相知一候間、宜敷御賴申上候。以上。

三月六日　西郷吉之助

谷元六兵衛殿

【解說】薩軍は二月下旬進んで熊本城を包圍し、本營を二本木に置いた。此書は隆盛が同地から大小荷駄方谷元六兵衛に贈つたものである。谷元は薩摩の藩士、上京して近衛中尉であつたが、六年隆盛に從つて職を辭し鹿兒島に歸つた。十年の役には最後まで薩軍の爲め大小荷駄の事務を監してゐた。

三八三　大山綱良への書

明治十年三月十二日

迫田隆藏外一名御遣被下、來船の次第承知致候。　下拙事柄分乖候得共、敵方策も盡果候て、調和の論に落候か、畢竟敵方に於て熊本籠城に相成候ては、各縣蜂起可致に付、全力を熊本に相盡、猶是事破候はゞ、もふ無致方、それ切とて策不相立候儀慥に聞得候に付、即彼の策中に陷り、此籠城に餌に致、四方の寄手を打破候得ば此處にて勝敗相決可申、地の形と云、人氣と云、其所を得候に付、我兵を一向此處に力を盡候處、既に戰も峠を切り通し、六七分の所に討付申候。　今哉孟賁あり共再戰勢を守返すの期有之間敷餘

程敵の兵氣も挫け候に付、少し此間に息を休め、油斷爲致候て、又一策廻し候目算に相違無御座候間、決して狸にだまされざる義肝要の事に御座候。　征討總督の令出候間差上置候。　全く暗殺は打消し候趣、合戰を幸と申候旨に相見へ可悪の巧に御座候。然ル上は何分曲直分明ならざれば、鎭撫もへちまも無之、斷然條理に不相戻候處、御盡力可被成下候。　最初より我等に於ては勝敗を以て論じ候譯にては無之、元々一つ條理に斃れ候見込の事に付、能々其邊は御汲取可被下候樣、偏に企望致候也。

三月十二日　　西郷吉之助

大山綱良樣

追啓別紙當縣の兵隊協同隊より探偵差出候處探得候形行申

出候に付差上申候。大概四方の模様も同様に御座候。久留米、柳川、肥前邊よりは追々報知有之候。

【解說】鹿兒島暴發の報道に接して、一時中止となつてゐた勅使派遣の議は、二月二十六日に至り、改めて柳原前光を勅使に任じ、陸軍中將黑田清隆、海軍少將伊東祐麿等勅使に從ひ、勅諭を久光父子に賜ふた上、賊軍の根據を占領することゝなつた。柳原勅使一行は三月一日神戸を發し、八日には鹿兒島灣に入つた。そこで大山縣令は急使を馳せて隆盛に之を報じた、それに答へたのが此書で「最初より、我等に於ては勝敗を以て論じ候譯にて無之、一つの條理に斃れ候見込」とあるなど、隆盛の心事があらはれて居る。

然るに當時の書面として廣く今日まで世に傳つたのは左の一通である。之は前者に比較すると非常に勇壯な手紙である。然かし隆盛の文でないことは明かである。此事は西鄕傳研究の先輩が既に論じ盡して居る。今其說を擧げんに、(一)三月四日に篠原國幹が既に戰死してゐるにも拘らず、三月十二日になつて「桐野、篠原、村田等非常の勉勵」云々と書いてある。(二)隆盛は大抵署名を西鄕吉之助とし、再拜の文字を使用しても西

郷再拜とはするが、隆盛再拜としたものは他に無い。(三)文體から言つても、西郷の筆跡がない池田休兵衛の書いたものではなからうか。此等の諸說である。編者は未だ池田休兵衛の事を詳しく知らぬから、それは何ともいへないが、他は皆首肯すべき說である。內容から推せば恐らく、薩人の手に成つたものではあるまい。何れにしても當時盛に流布したものゝやうであるから、參考として次にかゝげておく。

備考

同上僞書

明治十年三月十二日

拜復、迫田隆藏外一名御遣被下來船の次第領承致し候。陳ば頃來數次の激戰臺兵殆ど其の度を失ひ、既に籠城の策を決し敢て出て戰はず、因て昨今吉次、木留、田原坂等の諸嶮を扼し、東軍の進入を拒き、熊本と相連絡するを得ざらしむ。此回肥筑我兵に應する者甚た多く、軍門眞に塡塞す。所謂地理人和兩なから得るものか、桐野、篠原村田等非常の勉勵、只今吉次の方六七分切拔き、東軍敗走の報あり、此勢に乘せは今日中には木留田原

坂も擊退くべし、諸嶮全く我有に相屬せば、一夫嶮に據り萬人進む能はざるものにして東軍假令ひ百萬の賁育ありとも、亦復戰勢を挽回し進入の期なかるべし。左れば熊本は戰すして屈服すへし、熊本落城相成候へば、啻に我兵の根據確立するのみならず、各縣風靡諸國蜂起し、九州は先平定すべし。故に此處勝敗此度の大關係に候。征討總督の令回り來り、一覽致候刺客事件は全く撲滅し、堂々名義を以て討罰し、奸臣の心胸惡むへきの至りと云べし。最早事勢も此に至り候ては、更に言語口舌を以て是非曲直を爭ひ難ければ、腕力の外之れ無かるへし。然し天下の事は成敗利鈍を以相制し候譯には之れ無く、小生は正を以て起り、正を以て斃るゝことと始よりの目的に候。華聖頓那破倫湯武云々は中々小生輩の事に非す、萬一不幸相破れ、屍を原頭に曝らし、藤原廣嗣と其品評を同ふするも、足利尊氏と成るを望まざるなり。二位老公は如何若し相謁せば此意を致せ、時下不順爲國家自愛せよ。

三月十二日　　隆盛再拜

大山樣

三八四　河野主一郎への書

明治十年三月廿八日

八代口の方一向埒明不ㇾ申候處、昨日縣元より前田一介と申人到着相成、邊見別府抔より書狀參申候。　千五百餘の兵を引て球摩に出、山中より八代え突込候策を設、一手は海手より相廻候趣に御座候。　大概今日共は八代え相掛候期日に御座候。　縣元の處も餘程振起し、當時は一日にハトロンは四萬五千發、雷帽子は三萬發づゝは出來候段も申來候。　針打玉の器械も又々取起、是も五百發づゝは出來候由に御座候。　諸鄕には別段に玉彈を拵へ鹽硝も球摩にて千樽到着の報知昨日相達申候。　將又尙時延岡

並佐土原の兵隊相著し居候趣、相聞候間、彈藥等の爲先球摩え扣居候樣申遣置候。御賢兄樣にも邊見抔御同行の段申來候。此旨荒々任幸便形勢爲御知申上候也。

三月廿八日　西鄕吉之助

河野主一郎樣

要用

(黑田淸伯所藏)

【解說】熊本の戰鬪は激烈を極め、薩軍の死傷日に增加し、兵員彈藥の缺乏に苦しむに至つた。そこで別府晋介、邊見十郎太淵邊群平、深見有常等相前後して鹿兒島に歸り募兵と製彈との事に盡力したが、折しも勅使柳原前光が入麑し、市中では思はしく準備も出來なかつたので、地方に去つて兵員一千五百名を得た。此時官軍八代に上陸し、薩軍輸送の途

を絶つたので薩軍亦その背を衝き、熊本の薩軍と挾撃して敵を鏖にする計畫を立てたのである。「八代口の方一向埒明不申」とあるのはこの計畫が進捗せなかつたことを指す御賢兄樣とあるのは主一郎の兄半藏のことである。半藏は十年二月三等警部に任じて中原尙雄等を糺問し、十年役起るや薩軍の爲めに大小荷駄方、後に本營附傳令使となつて盡力した。

三八五　木山本營への書

明治十年四月廿三日

當地へ昨日到着致候處別府氏儀は足の銃瘡にて未だ快癒に至らず候得共、是非戰場に出懸指揮致度、若し不振候はゞ死して以て衆兵を勵し申度との趣意、深切に相立候得共、夫丈け血戰相成候共、其の爲め憤勵可致氣合にも無之候付、夫よりは縣元の處、桂氏等一兩人のみにては、何廉屆兼候都合も可有之候付、何卒縣元へ罷歸、諸事取締方嚴密手を付貰候方肝要の事と吟味致、今日より歸縣の筋に決定相成申候。　就ては本營の處、誰も無之邊見氏等大きに心配の事候間、何卒河野主一郎當地の本營主任を以御

遣給候樣、偏に希候。左候て誰にても筆記相調候人相添、御遣可給候。書記役も無之候故、是迄諸方の往復も調兼候譯も爲有之由に御座候間、是又宜敷御見立可被給候。何分にも急速河野氏は御遣可給候。此旨早々及御掛合候也。

四月廿三日　　人吉本營

木山本營

【解說】田原坂の戰以後薩軍の形勢早くも不利に陷り、四月二十二日には人吉に退却するに至つた。此書、人吉本營附別府晋介を歸國せしむるに付河野主一郎をその代りとして差遣はさんことを木山本營に依賴したものである。「縣元の處桂氏一兩人のみにて」とあるは桂久武のことを指す。

三八六　美々津に於て各隊長に廻附する書

明治十年八月六日

各隊盡力の故を以て、既に半年の戰爭に及び候。勝算目前に相見得候折柄、遂に兵氣相衰、終に窮迫餘地なきに至候義は遺憾の至に候。兵の多寡强弱におひては差違無之、一歩たりとも進んで斃れ、蓋し後世に醜辱を殘さゞる樣御示教可給候也。

八月六日　西郷吉之助

各隊長宛

【解說】美々津とは日向の美々津である。此書は八月六日部下の各隊長に與へて兵氣

を鼓舞したものである。之より先き薩軍到るところに破れ、遂に山陰美々津の嶮に據つて防戰し、官薩兩軍の激戰三日に亘り、遂に薩軍の敗走となつて永井村に包圍せらるゝことゝなつた。此書は美々津戰爭開始の當日認めたものである。

此書に今少し文句を附加した文章で八月五日附のものも世に傳はつて居る。それには「敵に於ても此機に乘じ必ず進擊可致に付、今一層憤發致し、退步の念を絕ち一步たりとも進て斃盡し」の語がある。各隊に贈つたので、文句の異同と時の前後があつたのであらう。(此書は薩南血淚史に據つた。)

三八七　深見有常への書

明治十年九月二日

今日鹿兒島え突入候處、案外兵數も相少、舊御厩屋跡は直に乘取候處、金藏下肝付家え臺場を設、防戰いたし候得共、勢ひ餘程相衰候次第に候間、早々打破り、鹿兒島表突出被レ給候樣有レ之度、尤慥成說にては無レ之候得共、御方の手勃興の趣相分候付、態と爲レ御知レ旁如レ此御座候也。

九月二日　西鄉吉之助

深見有常殿

【解說】九月二日薩軍が鹿兒島に突入したときには兵力は既に微弱であつた。ところが隆盛は川内方面に尙大に募兵の望があることを聞き、當時川内に潜伏中の深見をして速かに應募の兵を率ゐ、來援せしめんとして贈つたのが此書である。深見は元大學南校の佛語敎授であつたが、六年隆盛に隨つて鹿兒島に歸り、私學校の敎師として育英事業に從つた。十年の役には專ら後方勤務に服し、川內地方で募兵調資の任に當つてゐたが、六月二十四日官軍鹿兒島を占領したので、その儘留つて川內に潜伏してゐた。然るに薩軍が可愛嶽の重圍を破つて再び鹿兒島に現はれたと聞き、更に同志を募つて走り會せんとし、久見崎で官兵に捕へられたのである。

三八八　野村忍助への書

明治十年九月三日

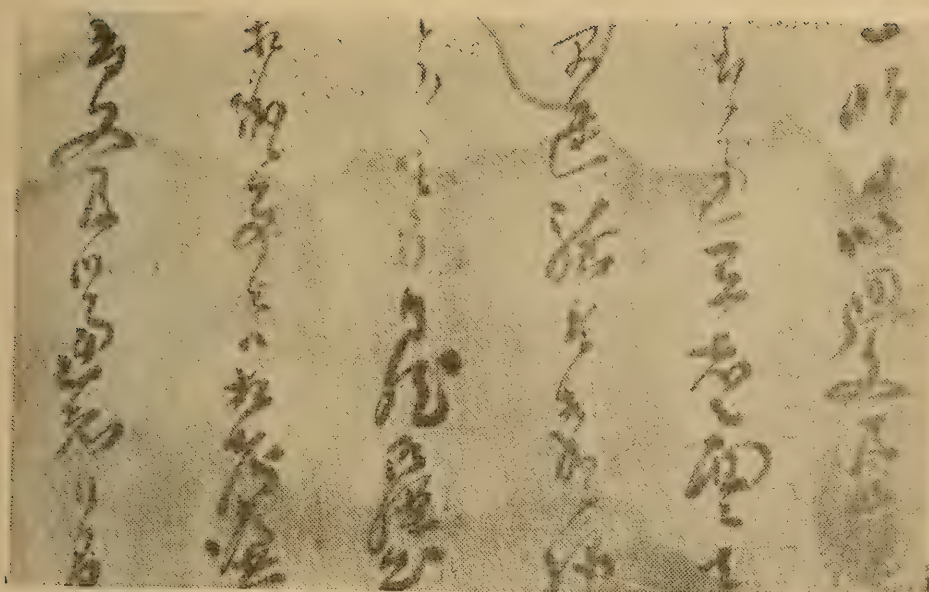
御方の健僕助八儀、御手支の筈と相考候得共、大砲打方等の儀、右助八不罷在候ては不相濟趣に候間、何卒製作方え御遣被下度、御賴申進候也。

九月三日　西郷吉之助

野村忍助樣

【解說】野村忍助は始め桐野利秋の率ゐる四番大隊の小隊長として各地に奮戰したが城山陷落後遂に官軍に降伏した。此書は隆盛が米倉襲擊の日野村の僕助八を製作方へ

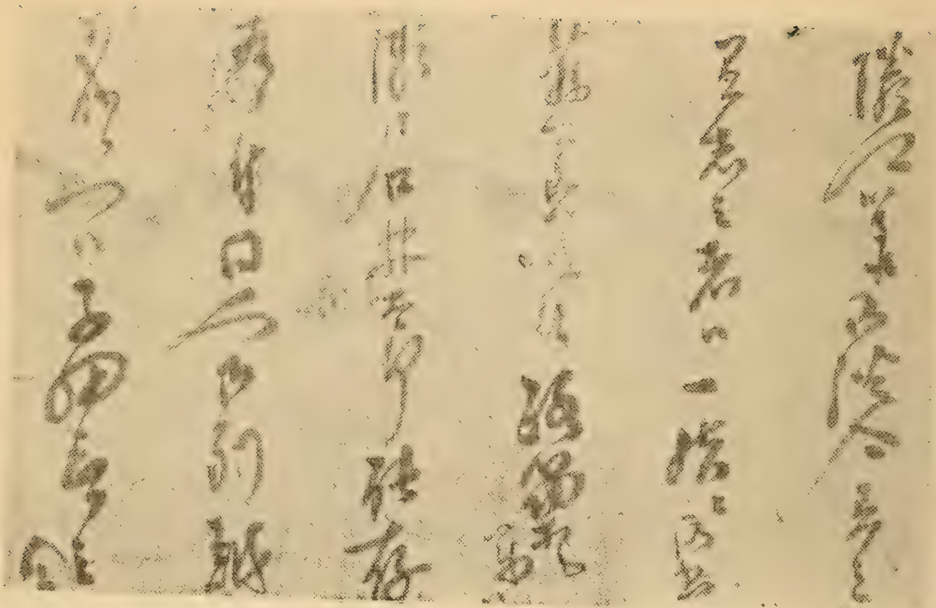
遣はすやう依賴したものである。助八元と山崎萬五郎と稱し、鹿兒島藩士加治木常樹の家來であつたが砲術について實地の習練が積み奥州戰に功勞があつたので足輕に拔擢せられた。製作方とは銃砲彈藥の製造所を指すのである。

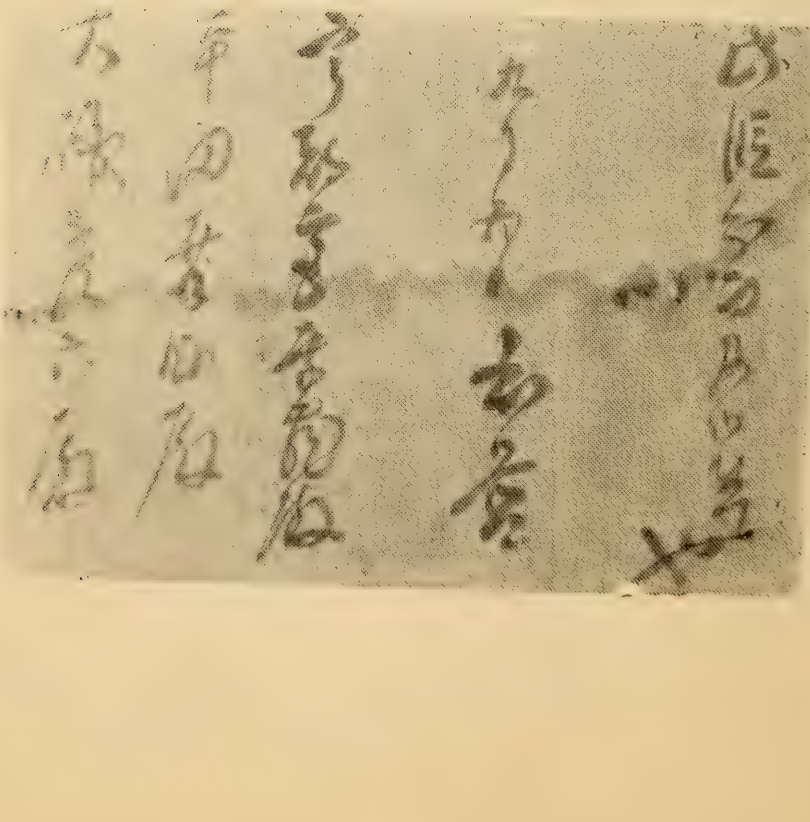


三八九 宇都宮、平田、大磯への書

明治十年九月五日

一昨日以廻文及御達置候通、有志の面々は早速驅付相成候樣との事に候間、自然御繰出相成候事とは相考候得共、尙又及御通知候間隣鄕等え御談合有之、有志の者は一緒に御出發可有之候。 路筋等の義は瀨戸口林太郎能存居候付





同人御列越（つれこし）相成候へば子細無之候。此段分て及御達候也。

九月五日　　本營

宇都宮幸藏殿

平田幸(1)助殿

大磯彦六殿

（大磯彦六氏所藏）

【解說】此書も亦隆盛が城山籠城中より宇都宮平田、大磯三名に宛てた募兵依賴狀である。三人は薩摩の宮之城郷の有志であつた。

(1) 實は公助であつた

三九〇　城山陷落前各隊に廻附する書

明治十年九月二十二日

今般河野主一郞、山野田一輔の兩士を敵陣に遣はし候儀、全く味方の決死を知らしめ、且つ義擧の趣意を以て、大義名分を貫徹し法廷に於て斃れ候賦に候間、一統安堵し、此城を枕にして決戰可ㇾ致候に付、今一層奮發し、後世に耻辱を殘さゞる樣に覺悟肝要に可ㇾ有ㇾ之候也。

九月二十二日　　　　西鄕吉之助

各隊御中

【解說】薩軍は官軍の爲めに重圍に陷り、その兵力日に蹙つて、城山の陷落も目睫の間に迫つて來た。そこで諸隊長等隆盛を救はんと欲し、山野田一輔河野主一郎の兩隊長を使節として官軍の本營に赴かしめた。發するに臨み、隆盛の許可を得たのであるが、河野等は隆盛を救ふためといふことは、一言も告げなかつた。隆盛は兩士が城山を出たあとで、諸隊長を會して此書を示し、兵士一同へも此意を傳へさせたのである。そこで隆盛が兩隊長を使に出した趣意は、一同に代り飽くまでも擧兵の趣意を申開き、大義名分を主張させ、法廷で爭はしむる積で在つたことが此書で窺はれる。隆盛が念頭に在つたのは何處までも名分を正すにあつた。勿論生死は問題で無かつた。故に兩隊長の出て行つた跡で、斯く〳〵の手筈にしたから一統安心して此城を枕にして死ねよと銘々の覺悟を促がしたのである。之れ實に陷落前二日の書であつて、隆盛の絕筆であらう。

年月未詳

年月未詳のもの十三通を此に收錄することにした。中にはほゞ推定のつくものもあるが、若しやの間違を恐れて後の研究に俟つことゝした。

三九一 大久保一藏への書

二十八日(年月未詳)

別紙今日江戸飛脚より到來いたし候間差上申候。御覽後は太夫へ御廻可被下候、以上。

二十八日　　吉之助

一藏樣

【解說】慶應頃のものならん。太夫とは小松帶刀のことならん。

三九二　大久保一藏への書

三日(年月未詳)

別紙內膳殿より被ニ相廻一候間、御覽濟の上は、御返納御願申上候。

以上。

三日　吉之助

一藏様

【解說】年月未詳。內膳は町田內膳である。

三九三　大久保一藏への書

十月五日（年未詳）

御安康奉恐賀候。陳ば些御相談申上儀有之候付、御退出掛卒度御立寄被成下間敷哉、小弟にも少々不快にて引入居候間、乍不成合此旨奉希候。頓首。

十月五日　　西　鄕　拜

大久保樣

要詞

【解說】慶應三年頃京都にてのものか。

三九四　鹿兒島の某氏への書

十二月廿九日（慶應年間）

（前文散逸）申最初列登候節御存の通相留候得共、強て罷登度との事故、島人の事には有ㇾ之、島土産にも可ㇾ相成との老婆心却て不幸の事に立至、只列登候不仕合を怨み繰返し相考、返へらん事を心苦、涙に沈候事に御座候。嘸哉島許の親共承候はゞ愁傷如何計かと是のみ案勞仕候事に御座候。此節髮毛丈ケは差下候付、島便の節は萬兵衞樣え御賴被ㇾ下誰ぞ親類の者え御宛被ㇾ下候て、御遣可ㇾ被ㇾ下候。いづれ道具類は私罷下候節、跡より差遣候樣可ㇾ取計ㇾ候付左樣御含可ㇾ被ㇾ下候。別紙醫按相添差遣候に付御受取可ㇾ

被下候。此旨奉得御意候。頓首。

十二月二十九日

西郷吉之助

（愛甲兼達氏所藏）

【解説】此書は隆盛について上京した大島人某が京都にて死亡せしに付、その遺髪と醫按（今日にていふ診斷書）とを、大島の親類の者へ送附するやうに依頼したものである。「返へらぬ事を心苦しく、涙に沈み候」といひ、「嘸や島許の親共承候はば愁傷如何計かと是のみ案勞仕候」といへる哀傷の情が見えて居る。又診斷書を添へて送りし用意の如何に細かであつたかが窺はれる。惜しい事には前半散逸し、且つ宛名も切れて居る。さて此佛は誰であるか未だ的確には言へぬが、十中八九都登喜のことであらう。都登喜は大島龍郷の生れで、姓は志村、文久二年に隆盛の召還された時隨行したが、間もなく隆盛再び南島へ流さるゝことになりて歸島した。それ故本書第一卷にも其名が出て居る。次に元治元年隆盛沖永部の幽囚より召され、龍郷に寄りし時、復、隆盛に隨つて上京し、京都にて疱瘡にかゝつて死んだといふことである。其子志村元良なほ健在なりと聞く。

三九五　大久保一藏への書

十三日夜（年月未詳）

只今大坂よりの到書參申候間早々差上申候。町田家えは明朝御廻被ㇾ下候て可ㇾ宜と奉ㇾ存候。此旨早々奉ㇾ得二御意一候。頓首。

十三日夜　吉之助

一藏樣

【解說】町田家とは町田內膳を指すものか。京都にての手紙。

三九六　大久保一藏への書

正月十二日（年未詳）

別紙の通岩下家より御廻相成候間早々差上申候。御落手可被下候。以上。

正月十二日　　　　吉　之　助

一　藏　様

（島津公爵家所藏）

【解說】これは明治元年正月十二日京都にてのものか。

九三七　大久保一藏への書

九月廿五日（年未詳）

昨日東京丸出帆の儀彌廿八日には相違無御座候間、尙又申上置候。以上。

九月廿五日　西郷拜

大久保樣

要詞

【解說】これも年も作成の場所も分らぬ。

三九八　詩會へ欠席を通ずるの書

朔日（年月未詳）

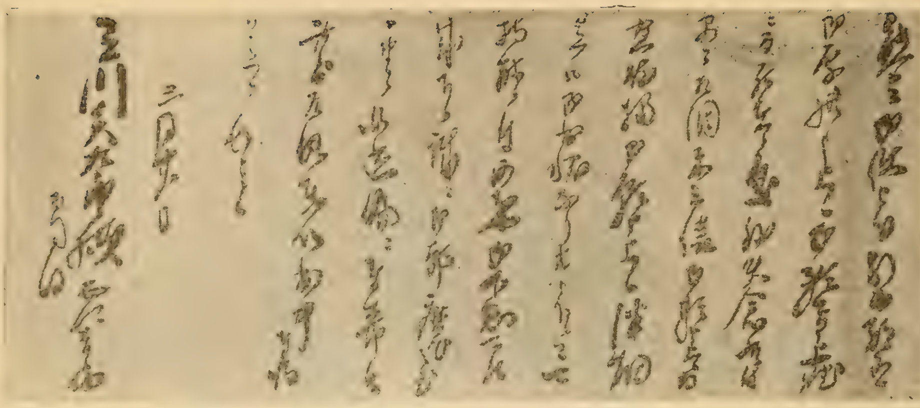
以二筆紙一申入候。　本夜は連月の詩會、野生も是非參列致度焦慮に候處生憎遠來の知己相見、他出難二出來一候に付、乍二殘念一缺席致候間御賢承相願候。　御詩料の一端とも相成可レ申と愚考候まゝ、塵庭手栽の殘菊二三枝爲レ持上候間、御叱留可レ被レ下候。　乘題に對する野詩、左に錄呈致候間、依レ例御删正奉レ希候。　取急右陳二要詞一のみ如レ斯御座候。　不備。

朔日　　吉之助

天雨學契

年月未詳

【解說】年月は分らぬが、內容は雅趣を帶びて居る。



三九九　有川矢九郎への答書

三月廿日（年未詳）

態々御使被下、別て難有御厚禮申上候。御頼可申上賦にて罷在候處、致失念居候付、早々相調米三俵御頼申上候間、宜敷様御願申上候。津(1)畑迄は御書狀なり共被下候はゞ可持越候付、何卒御下知可被成下候。誠に御邪魔の至御座候得共、偏に奉希候。此旨乍略義以書中奉得御意候。頓首。

三月廿日　　西郷吉之助

(1) ツハタ（津端）は海岸船着場

年月未詳

有川矢九郎樣

當用詞

【解說】有川矢九郎は航海に從事してゐた人である。此書は有川より何か用はないかと人を使はしたので、それに答へたのである。多分大島へ航海の際であつたのではあるまいか。米を依賴するといふのは、大島龍鄉へ送るものでありしかと思ふ。年は何時か分らぬ。

四〇〇　篠原冬一郎への書

五月廿日（明治六年か）

先日は遠路御太義の筈奉ㇾ苦察ㇾ候。陳ば兵器方稽古隊の義來月よりは都て兵隊休月相成事候間本隊に被ㇾ召立ㇾ候義も延引可ㇾ相成ㇾ乏隊中の者承候由にて爰許まで參候付、被ㇾ召立ㇾ候義に付ては決て左様の譯には至間敷旨、細々申諭候得共安心出來兼候間何卒被ㇾ召立ㇾ候分は休月に不ㇾ相搆ㇾ樣御取計被ㇾ成下ㇾ度奉ㇾ合掌ㇾ候。大に氣受に相抱候間、宜敷御汲取可ㇾ被ㇾ下候。此旨自由の働恐入候得共以ㇾ書中ㇾ奉ㇾ希候。頓首。

五月廿日　　西郷吉之助

年月未詳

篠原冬一郎様

追啓上。隊中の者差上候間、宜敷御教諭可ㇾ被ㇾ成下ㇾ候。此内より無暗に迫候故、叱付られ候故、貴兄方へは罷出候義止置候得共、何卒宜敷御願申上候。

（有川九介氏所藏）

【解說】此書は陸軍兵器方が未だ稽古隊と稱して、本隊にならない時分、其隊中のもの、本隊創設の延引せんことを懸念し、隆盛に嘆願せしに付、隆盛より大に士氣に關係することゝ故、創設になるならば、休暇にかゝはらず迅速に運ぶやうにしたいと依賴したのである。明治六年五月廿日の書かとおもふけれども、未だ正確でないから此處に入れておく。

四〇一　篠原冬一郎への書

明治六年十月初か

近衛隊編制被相替候御布達の趣有之候處、既野營傳習方差掛候付、教師の見込をも承候處、隊制變更の義は最初より不同意の趣申立居候由、就ては此節傳習方に付て、假令編制相替候共、矢張是迄の中隊を以可致教授との事にて、始終實地上と外飾上との論相分候氣味不少、大きに人心の疑惑を釀し、編制の功も薄く罷成候故、只今形にて野營の業を終へ、其後本陣營え被相移候節編制被相替得と一同の安着も宜敷御座候處より再往申立候義に御座候。　然共隊制不被相替候ては野營傳習の業も不被爲遂譯に

立至候ては、右等の情實も有之候故、段々故障も到來可致義と勘考いたし候。　何分本体より不被相替候ては不相濟場合と存候付、第一近衛局より被相廢、聯隊長等の官員を以是迄の仕向取扱いたし、卽、局名を相除、從前隊長の屯所え出席いたし候様罷成候へば、親敷隊情も貫徹いたし、一切事務に付ても餘程思ひ込も厚く成行可申、且隊制變更に付ても致安く、事實適當の儀と評議いたし候間、速に御決議有之度此段相伺候也。

西郷吉之助

篠原冬一郎様

要詞

（愛甲兼達氏所藏）

【解說】此書は近衞の隊制變更に關するものである。月日もないので年月は判然しない。六年九月二十八日に近衞條例の改正が發布されて居るから、その頃のものではあるまいかと思ふが、確かでないから姑く此處に編入しておく。

四〇二　山內甚五郎への答書

九月廿六日（年未詳）

芳翰忝拜誦仕候。彌以御安康の段珍重奉存候。陳ば珍物御惠投被成下、厚御禮申上候。扨私にも此新暦(1)一日より、內村溫泉え差越度賦にて相仕廻居候間、誠に自由の働御座候得共、宿一軒御申付置被下度、奉合掌候。此度は家內の者共相列、子供迄多人數に御座候間、宜敷御願申上候。何方にても望は無御座候間、御見合置可被下候。此旨乍略義以書中奉希候。頓首。

九月廿六日

西鄉吉之助

山內甚五郎樣

(1) 此頃迄は新舊兩暦が行はれてゐたから特に斯く記したのである

（山內甚之進氏所藏）

【解說】隆盛が日當山溫泉に入湯せんとするに當り、國分の山內甚五郎に宛て宿一軒の周旋を依賴した書狀である。年ははつきり分らぬが、明治七年らしいけれども、判然しないから此處に編入した。

四〇三 篠原冬一郎への書

八月二十八日（明治八年か）

尚々諸君え御逢の節は、宜敷御傳可被下候。

御嘉祥奉恐賀候。陳ば別紙樺山方[1]より郵便を以差遣候由に候。彦八[2]湯の元え致持參候付、差上申候間、御落手可被成下候。尚又少弟にも入湯相應か又は不相應か餘程諸所痛發し候へば、草臥候付、今暫ゝはどちらか相決し候迄は、試み申度賦に御座候間、左樣御含置可被下候。不遠致鳳眉御高話可承候。此段一筆奉得御意候。頓首。

八月廿八日

西郷吉之助

(1) 不明（資紀か）
(2) 大山彦八（大山巖の兄）

篠原冬一郎様

（永野榮助氏所藏）

【解說】此書は某溫泉から鹿兒島へ送つた書翰である。年は大抵明治八年であらう、溫泉は何處かよく判らぬ。

補遺

本書第一卷刊行後並に第二卷印刷中に手に入つた書翰にて、その年月相當のところに編入の出來なかつたものを補遺として此に收錄する。其數十二通。

一　板垣與右衞門、同休右衞門への書

嘉永元年二月十七日

先度休右衞門樣御出府の節は、歎訴の一條至極御憐情の譯を以不容易儀にて御事を被缺、餘人の方迄も御振向被下候て、御持參の程至私何とも御禮報可申盡、彼是御親切の至、身に餘り申候。何分可申述儀、先ッ自由の働御座候得共、以手紙御禮申上候。　頓首

申二月十七日　　　西鄕吉之介

板垣與右衞門樣
板垣休右衞門樣

（愛甲兼達氏所藏）

【解說】此書は嘉永元年戊申二月十七日付のもので、現存せる隆盛の書翰中、最も年代の古きものではないかと思ふ。嘉永元年は隆盛の二十二歲の時である。これによると隆盛は青年時代に於ても、一度吉之介と稱して居た（後の吉之助と介の字はちがふが）と見える。內容は西鄕家より板垣家に懇談に及んだ金を先度休右衞門が城下へ持參して貸してくれたに就ての禮狀である。板垣家は薩摩郡水引村（鹿兒島の西北十三里）の豪宗であつた。西鄕家は同家と、もとより交際があつたものゝやうであるが、此前年十二月、隆盛の父、九郞は隆盛と共に、同家を訪ひ、右借金の相談をして、快諾を得、其際百金を借りたが翌春即ち此年の正月に、休右衞門鹿兒島に出府の節又持參してくれた。其禮狀正月十八日付、九郞と吉之介連名のものもある。其後隆盛は更に此禮狀を出したものと見える。此事に連關した書狀は一括して今愛甲氏の許に保存されて居る。（明治五年六月廿三日板垣與三次への書參照）

二　市來正之丞への書

嘉永六年二月十日か

近比頓不得拜顏候處、彌御連勤の筈奉賀候。

御目見も十五日に相決候由、御取込の筈と奉遙察候。罷出可申の處、有(1)同道にて市來(2)迄與(3)右衛門旅勤先え通行いたし、昨日罷歸申候。何か御咄積居候はんか、頻に貴君の御樣子相待候由にて今朝參、御透共御座候はゞ御退出掛、有方え御出被下候樣、御通し申上吳候樣申事御座候間、此旨奉得御意候。頓首。

如月十日　　西鄕吉兵衛

市來正之丞樣

(1) 有川七之丞か　(2) この市來（いちき）は地名，鹿兒島の西方約八里　(3) 椎原與右衛門（隆盛の叔父）

當用向

【解說】書中、御目見（おめみえ）とあるは太守公へ謁見のこと。さて、此書は嘉永六年のものと斷定してよろしからう。其故は隆盛が吉兵衛と名乘つたのは其父吉兵衛の死（嘉永五年九月二十七日）後である。そうして此手紙は隆盛が藩主齊彬公の江戸參覲に從うて、初めて鹿兒島を出た安政元年正月二十一日以前のものであるべき理由があるからである。

三　椎原與右衛門、同權兵衛への書

安政元年七月廿九日

尚々藏方目付替御座候處、何となく被二肝煎一候口氣い十院有レ之誠に可笑事に御座候。

一筆啓上仕候。　殘暑甚敷御座候得共、御祖母様を奉レ初、御一統樣御機嫌能可レ被レ遊二御座一奉二恐縮一候。　伏て不肖無二異議一相勤申候間、乍レ恐御安慮御思召可レ被レ下候。　扨、先間便(1)に差下候字(2)は痛なく相屆候哉、自然御被見被レ下候はん。　其時共は餘程面白次第にて、東湖先生も至極丁寧成事にて、彼宅へ差越申候ゝ清水に浴候鹽梅にて、心中一點の雲霞なく、唯情淨なる心に相成、歸路をわすれ候

(1) 間便とは定期飛脚でなく臨時の飛脚便
(2) 字とあるは東湖より書をかいてもらつて送りしもの

次第に御座候。御遠察可被下候。櫻[3]任藏にも追々差越候處、是も豪傑疑なく、廉潔の人物、其上博識に御座候。彼方の學問は始終忠義を主とし、武士となるの仕立にて、學者風とは大に違ひ申候。自畫自讃にて人には不申候得共、東湖も心に被惡候向にては無御座、毎も丈夫と呼ばれ、過分の至に御座候。我ものに一義も被引受、頼母敷共難有共被[4]申、身にあまり國家の爲悅敷次第に御座候。若哉老公鞭を擧て異船へ魁御座候はゞ、逸散駈付むべ[5]草に成共罷成申度心醉仕申候。御一笑可被下候。老公も此廿五日、御軍制御改正の御掛被仰渡御登城に相成申候。何樣の献立に御座候や。其後水府[6]へ参不申候に付、模樣相分不申候。追て細事申上候樣仕申候。刀の儀難有御厚禮申上候。何卒宜便

(3) 贈従四位　(4) 共と被との間に「不」の字脱か
(5) むべ草は埋草　(6) 水府は江戸の水戸邸を指す

を以て御遣し被ㇾ下度奉ㇾ合掌ㇾ候。掛て重疊自由の儀申上不都合千萬に御座候得共、御仁宥可ㇾ被ㇾ下候。愈江戸風の浮氣には相當不ㇾ申候に付、夫丈けは御安心可ㇾ被ㇾ下候。一緒に參候人々の內、品川へ足踏不ㇾ致は壹人にて御座候。是位に續人は無ㇾ御座ㇾ候得共ころけは不ㇾ仕候。御察可ㇾ被ㇾ下候。樺直八至極の御丁寧にて、定御供に相加候處、勤向も相分候に付、仕合の事に御座候。此廿二日には增上寺御豫參有ㇾ之御供にて御座候處、誠賑々敷次第に御座候。頓と五社御參詣の時の如し。御衣冠御報に被ㇾ爲ㇾ召美を盡し候事に御座候。此旨御安否御伺迄奉ㇾ得ㇾ尊意ㇾ候。

恐惶謹言。

七月廿九日

西郷善(7)兵衛

(7) 吉の誤，當時鹿兒島の御家流にて書きし吉の字の草書が善の草書に見えるものあるを以て誤寫したものであらう

椎原與右衛門様

椎原權兵衛様

追て十右衛門方申越候趣も御座候間御高覧可被下候。

【解説】此書は江戸から鹿兒島の椎原家の兩叔父に贈つたのである。隆盛は此年初めて江戸にのぼつたので、その江戸着は三月六日である。到着後間もなく樺山三圓の案内で藤田東湖のところにゆき、それより能く訪問してゐた。如何に東湖に心醉し如何に水戸老公を尊仰してゐたかは此書狀で窺はれる。(此書は往々傳寫の誤があるやうなれども、未だ原書を見出さぬから遺憾ながら訂正することが出來ぬ。)

四　吉田七郎への書

安政六年？十二月十六日

【解說】此書は第一次謫居中龍郷より大島在番の藩吏吉田七郎へ贈つたものである。吉田は多分名瀨にゐたのであらう。これで見ると鹿兒島自宅より米、味噌醬油をも送つてゐたものゝやうである。又、在番所役人が隆盛に對して決して罪人扱をしなかつたといふことがわかる。

芳翰度々難有拜見仕候。數々自由の御願申上候處御開封被成下、別て難有御厚禮申上候。就ては要用の品々計不相達頓と込入候仕合、勿論先便自由御願申上置候處御慈惠を以御扶持米の御(1)操替迄被成下候處、無申譯仕合、旁恐入候事共に御座候。いづ

(1) 第一次流謫は罪人さしての取扱でなく扶持米を與へられてゐた。最初年六石後に加増されたさいふ

れ積後候ものこ相考居候得共、今一應は船頭方え御尋被成下候處、平に御願申上候。　受書にも不相見得候へ共相違も有御座間敷、且御國元よりも受書不差遣候付ては無申譯御座候へ共、都て積込候趣段々申來、米こ味噌、醬油、此三品不相見得第一此品々早目に差遣候樣申遣置候付ては如何樣の間違か、不安心の事候まゝ、尤、本船も其御元の樣相廻候由承申候間、何卒御尋見被下候處奉願候。　別紙四通何卒宜敷樣御願申上候。　此旨御厚禮旁奉得御意候。　頓首。

十二月十六日　　菊池源吾

吉田七郎樣

（野添弘氏所藏）

五　得藤長への書

文久三年三月二十一日

昨冬は御書狀給ひ遠方え御心掛ケ被レ下、別て辱御禮申上候。德之島より細々御禮等可二申上一含の處、火急の遠島にて不レ能二其義一、不本意千萬御宥恕可レ被レ下候。將又德之島迄燒酎等御惠投被二成下一御厚意の段深く御禮申上候。隨て私事無二異儀一消光いたし、當島においても詰役中至極丁寧成る事にて別て仕合の至に御座候。(1)圍入にて脇からには餘程究屈に見受候由二御座候得共、拙者には却て宜敷、俗事に紛れ候事も無レ之、無二餘念一學問壹篇にて今通にては學者に成ひそうな鹽梅に御座候。先御安慮可レ被レ下候。扨拙

(1) 圍は囚人を入れる檻(をり)のこと，薩摩の方言「かこひ」を轉訛して「かけ」といふ

者にも又々登そうな模樣申來候得共、其許通の毎年のうそ計にて御座候間、其手かとも相考申候。　若哉罷登候はば早速隱居仕候て其許の樣罷下考に御座候間左樣御納得可被下候。　御方の事共[2]大和にて忘れては不罷在候得共（二字不明）[3]宮登喜存の通忙敷事計にて考居候事一ツも出來不申、宮登喜役格の事さへ親類又は愚弟抔の働にて只一ツ遠島を申出候計にて、實に赤面の事にて御座候。　人間は如何の事かも先の知らんもの故、先々御氣强御勤務御勵可被成候。　菊次郎抔儀は始終御丁寧被成下候由、彌難有御禮迄申上候。　[4]德之島え罷越候節は拙者を見知不申、他人の鹽梅にて相別れ申候。　此度は重き遠島故か年を取候沙汰か、些氣弱罷成子共、事思ひ出され候て、中々のし不申候。　御推計可被

(2) 大島其他の島々にて日本內地の事を「やまと」といつてゐた
(3) 隆盛に隨行して上方までゆき，此時は龍郷に歸つてゐた，姓は志村
(4) 隆盛の二度目の流罪の時，隆盛の妾が子供をつれて德之島に尋ねて來た時のことをいふ（第一卷二四八頁を見よ）

下候。全躰强氣の生付と自分に相考居候處おかしなものに御座候。

一御隣の惡巧のおやぢが昨秋より引移候て御世話も薄餘計の御腹立も有之間敷、當分のおやぢはぬききやんにて、間拍子がぬける計にて惡巧は有之間敷と相考申候。此節の代官は名有進物好キにて琉球詰の節共大評判のものにて御座候由、御方抔迚も御役昇進六ヶ敷と相考申候。見聞役の石原と申スは先づさつぱいとした人間にて御座候。何ぞ入組候儀は此人え御申込可被成候。今一人の見聞役ははざものに御座候間、よかれば餘程宜敷候得共、裏返り候時は何も役にも立不申候。實に人間と申は賴がたきものとは此度初て思ひ當り申候。猫の目の替ると

一ツもの、一ツ腹のものと相考居候者が拙者のぼろくご(5)に喰付候事にて、案外のものに御座候。　ぼろくごの齒形が取れそうな鹽梅にて御座候間罷登儀も御座候はゞ如何の面にて逢ひ可ㇾ申哉、今よりおかしく御座候。　此咄は音なしと御頼申上候。

一磯がなにも至極元氣の筈宜敷御傳可ㇾ被ㇾ下候。　吉田清十郎にも一晩は寛々取合、島の咄共いたし候處、清十郎にも涙にて御座候。　島元にては磯計片思ひかと相考居候處、以の外の事にて至極吉田が方よりかなしい由にて、委敷咄さへ此惡口ものが出來不ㇾ申位にて御座候。　左樣御通可ㇾ被ㇾ下候。　然共ぢんきは成し被ㇾ下間敷候。　此旨荒々奉ㇾ得二御意一候。　以上。

三月廿一日　　大島吉之助

(5)「ぼろくど」は「薩の方言,「あたま」のこと,後頭部を指す「ぼろくどを射る」とか「ぼろくどに喰付」とかいふは讒言をするをいふ

藤長宛(6)

（河野藤八郎氏所藏）

【解説】此書は隆盛が文久三年三月廿一日に沖永良部島の幽囚中より第一謫居中熟懇にしてゐた大島龍郷の藤長へ向けて差出したので、隆盛が當時の心狀を能くあらはして居る。今日より見れば、まことに得がたい興味の深い手紙である。

圍入即ち檻に入れられて他よりは窮屈そうに見えるそうだが、自分には却つて宜しい、學問一途にて、今の樣子では學者に成り（成ひとあるは薩摩なまり）そうな塩梅とある。「拙者にも又々登そうな模樣申來」とあれば此頃より召還の風說があつたものと見える。

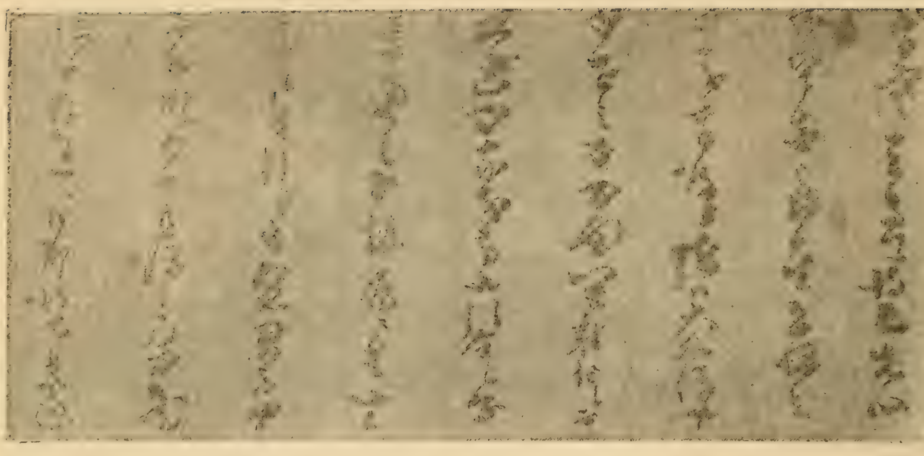
「只一つ遠島を申出」とあるは、他の事は忙はしくて何も出來なかつたが、只一つ遠島を申出たばかり、即ち再び遠島になるやうな事をしでかしたといふのである。面白い書き樣である。「菊次郎（文久二年正月生）など」より以下子を思ふ眞情が溢れて居る。「此度は重き遠島故か、年を取候沙汰か些氣弱罷成子共の事思ひ出

(6) 宛は敬稱，此手紙の卷表に「藤長樣」とあるを以て見れば矢張り「樣」と同樣に用ひたものらしい，藤長の姓は「得」といつたと前にも述べたが，當時は姓を言はず名ばかり稱へたものであらう

され候て中々のし不申（たまらない）云々、」とあるなど、げにもと思はれる。

御隣の惡巧のおやぢ云々は島吏の批評、「實に人間と申すは賴みがたきものとは此度初て思ひ當り云々」は、此度讒言に逢ひて再び遠島になつたにて、初めて人情の反復賴みがたき事を感じたといふのである。同志と思つてゐたものが、拙者を讒した。「ぼろくどの齒形が取れそう」とは、ぼろくどの齒のあとが消えそうだといふので即ち寃罪がはれそうな樣子だから、鹿兒島へのぼることになつたら、彼等は如何なる顏にて自分を見るであらうか、それを思ふとおかしく感ずるといふのである。

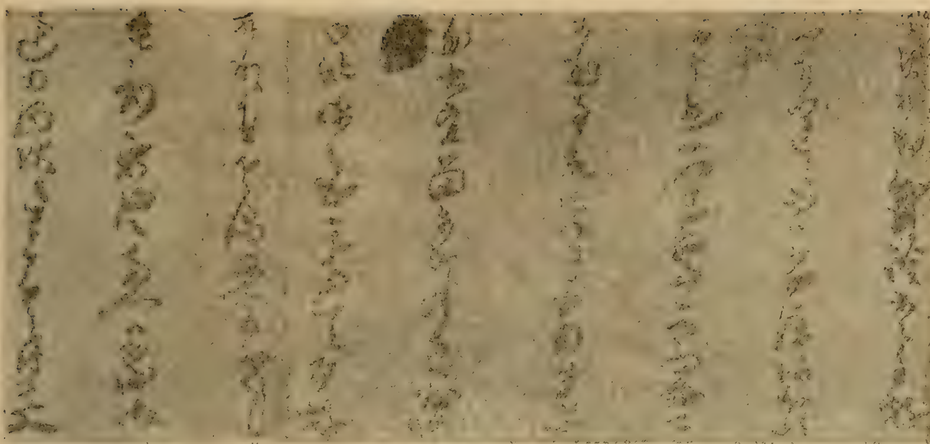
最後の磯がな（磯は女子の名、がなは島にて女子の愛稱、なほ磯子といふが如し）云々は吉田との間のローマンスを叙したのである。されども、ぢんき（やきもち）はしてくれなはおもしろい。隆盛も對手次第にては時々斯んなくだけだ事をいふ人であつた。



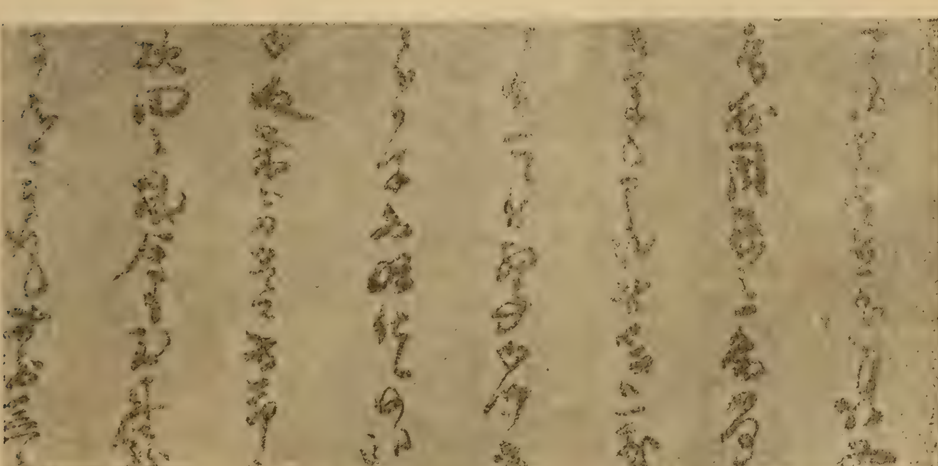
六　小松帶刀への書

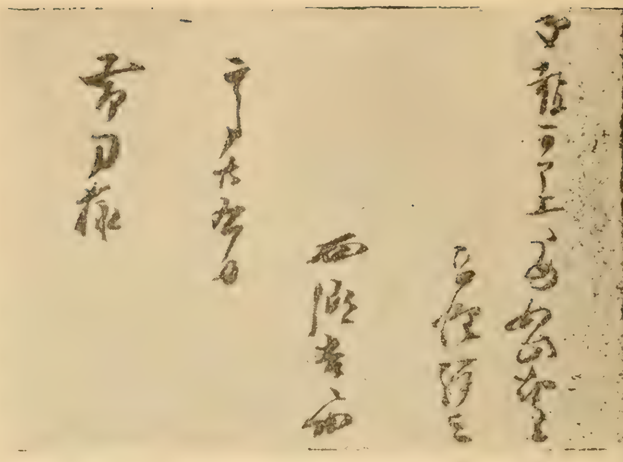
慶應元年正月廿九日

【解說】これは第一卷王政復古運動第一期の最初に入るべきものであつた。隆盛は此時征長から歸つて鹿兒島にゐた。在京の小松帶刀より大久保宛の書面到着せしに、大久保は吉井幸輔と共に筑前を經て上京することになつて出立後であつたから、隆盛が其書面を開封して此書を贈つたのである。小松よりの書は法を犯したもの〻處分について藩廳の意見を尋ねて來たものであつと見え、それに對しての回答が大部分を占めてゐるが、最後の「尾州周旋の一條如何」以下に少しばかり大望のひらめきが見えて居る。



餘寒去兼候得共
先以御堅固被ㇾ爲
成二御座一恐悦の御
義奉ㇾ存候。大久
保え御遣の御書
面開封仕候て早
速御家老方え引
合候處、表通の御
扱振にても無二御
座一候付、何分にも
寛典の筋不二相成一





候ては相濟申間敷、乍然態に御達に相成候得ば、表通の譯相成、對談等の手數に不相運候ては不相濟樣成行可申か。いづれ細事は御問越可相成事故、先づ御內達を以外出差留相成居候方可然事と御吟味相成其通の御扱相成候付、左樣思食可被下候。毛利新助の兩人は御沙汰通爲何譯も無御座候付是又左樣御含置可被下候。將又尾州周旋の一條如何相運可申候哉。此義は一藏被差出候付細事御聞取被下候はん文略仕候。何分にも御的策被爲在候はゞ此節は挽回の機會も到來可

致事かと奉存候。此旨〔二字不明荒々か〕御報可申上ため如此に御座候。恐惶謹言。

正月廿九日　西郷吉之助

帯刀様

（有川九介氏所藏）

七 大久保一藏への書

慶應元年六月十一日

只今別紙相達申候。　又此方より盡力致吳可申との趣に御座候へ共、先手出しは不致方宜敷は、有御座間敷哉、何分にも阿放隊と談判は甚六ケ敷事に候はん。　決て段々御注文出候て實に仕方なき事に成行、餘計の腹立出來候は案中の事かと奉存候。　必現事に離れ候議論いくらも言ひ出し候はん、中にも能出來立向に相成候へば、又ぢんを廻候は現事かと奉存候に付、矢張幕府にやらせて見た方が增しかと相考申候。　得と御勘考可被下候。　當分些と薩より口を出し候はゞ幸に打付候はん。　つまり受かぶり

に相成候ては仕方なき事に御座候。其上此方より周旋に打勝候はゞ、又々長藩の離間策を用ひ候義、案中の事かと奉レ存候間、何分御工夫奉レ願候。此機會一大事の場合に御座候に付、至極念を入不レ申候ては六ケ敷事に成行候はん。明日調練濟罷出、御直話可レ承候。頓首。

六月十一日　吉之助

一藏様

【解說】此書は京都にての手紙である。此頃は長州再征といふことで、將軍大阪城中に滯在中ではあつたが、征長の事は一向運ばずにゐた。

大體の趣意は時局について又薩藩より盡力をしてくれといつて來たけれども、先づ手出はせぬ方がよろしくはあるまいか。若も手出をして此方で引受けねばならぬ様にな

つてもつまらぬ。大事の機會であるから、最も注意を要する。明日調練を終へて參上、直接御話を承るといふのである。但別紙に何事を云つてきたのであるかゞ分らず、又阿放隊といふことが判然しない。

八　酒井了恒への書

明治四年九月二十日

昨夜は御兩公御來臨被成下、實に恐縮の至に御座候。御序を以て宜敷御厚禮被仰上被下度奉願候。扨其節御沙汰被爲在候寫眞等差上申候間、宜敷御執成被下候樣御願申上候。此旨乍憚以書中奉得御意候。頓首。

九月二十日　西郷吉之助

酒井玄蕃樣

要詞

追啓上御約束申上候期日兩三日中可申上候間、宜敷御含可被

下候。

【解說】此書は東京にてのものである。御兩公とは舊庄內藩主酒井忠篤とその弟にて大泉藩知事であつた酒井忠寶を指す。忠篤の鹿兒島に遊學してゐたことは既述の通である。

九　酒井了恒への書

明治四年十一月十日

昨日は度々御來訪被成下候處、失敬のみ相働何共恐懼の仕合に御座候。偏御宥恕奉希候。將又御暇乞にも參上不仕多罪の次第に御座候得共、色々混雜に取紛、誠に無申譯事に御座候。宜敷御汲取可被下候。就ては御沙汰の通別封相認差上申候間是又宜敷御取計可被下候。此旨乍略儀御斷旁奉得御意候。頓首。

十一月五日　西郷隆盛

酒井了恒樣

拜呈

【解說】これも東京にての書面である。宛名の了恒は玄蕃の實名である。

一〇　酒井了恒への書

明治四年十二月廿八日

彌以御嘉祥可被成御座珍重奉存候。陳ば明日は御出足の段承知仕候得共昨夕より風邪に犯され頭痛甚敷臥居候處、御暇乞にも參上不仕、不本意の至に御座候。可卒御海恕可被成下候。就ては國產の煙草一箱御暇乞の印迄進上仕候間御笑留可被下候。此旨乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

十二月廿八日　西鄉吉之助

酒井了恒樣

追啓上。實に汗顏の仕合御座候得共、麁毫相認差上候に付、御

落手可被下候。

【解說】此書は東京にて酒井了恒の歸鄉發足の前日に餞別の煙草と別に南洲自らの書をそへて贈つたのである。

二一　菅實秀への書

明治六年三月十一日

御清適奉恐賀候。陳ば拙筆相認候間早々差上申候。實に汚顔の仕合御笑留可被下候。此旨乍略儀以書中奉得御意候。

頓首。

三月十一日　　西郷　拜

追て酒井了恒君えも以御序御届被下度是又奉希候。

菅君机下

【解說】これは、菅、酒井等より依賴されし揮毫にそへて贈つたので、東京にての手紙である。

二　朝比奈泰吉への答書

明治六年六月二十一日

御紙面拜誦仕候。陳ば和田君[1]より御縣下の事情縷々御申越相成候趣にて、御紙面迄爲御見被下厚拜承仕候。早速司法省え罷出候に樺山供平と申者、御縣の情實も粗聞置候者に候故、細々書面を以て申遣置候に付、左樣御含可被下候。自然相變候儀も御座候はゞ爲御知被下候はゞ如何樣共盡力可仕候に付、無御遠慮御遣可被下候。此旨御答迄如此御座候。頓首。

六月二十一日　西　鄕　拜

朝　比　奈　樣

(1) 和田光觀(通稱助彌)

拜復

【解説】この書も東京にての往復である。宛名の朝比奈は舊大泉藩權少參事で、明治二三年には鹿兒島に遊學して居た人、和田光観は舊莊内藩士で、酒田縣典事になつた人であると鳥海良邦著南洲翁遺訓集に見えて居る。（なほ、以上數通舊庄内藩士への書は鳥海氏よりの通知に據つたのである。）

昭和二年六月十日印刷
昭和二年六月廿日發行

大西郷全集第二卷
定價 金八圓

大西郷全集刊行會編輯委員
編輯人 大川信義
東京市神田區小川町二三
發行人 下中彌三郎
東京市外池袋本村一九五
製版人 田中作一
東京市神田區三崎町三ノ六五
印刷人 西村由太郎
東京市牛込區山吹町二ノ五〇
製本人 手塚登

發行所
東京市神田區小川町二三
大西郷全集刊行會
振替東京三四六九番

發賣所
東京市神田區小川町二三
株式會社 平凡社
振替東京二九六三九番

